大正期京都歴史災害データベース

作成：京都歴史災害史料研究会
代表：山崎有恒
会員：朝田健太、荒木まみ、有本香織、伊藤桃子、岡　彩子、川口孝太郎、
久後優香里、小泉俊朗、小山俊樹、澤崎　瞳、柴田承慧、柴山礼子（○）、
清水明日香、田村　悠（○）、永井はる、永野絵梨佳、日比真梨子、
藤野真挙（○）、松田郁美、宮田佳織、本村賢志、吉田武弘、吉田真澄
（あいうえお順、肩書き・敬称略、氏名の後に○が表記されているのは幹事）

凡　　例

１）災害の分類表記について

a… 火災（放火による火災を含む）
b… 水害（台風、大雨による洪水など）
c… 地震
d… 思想
e… 制度（行政、消防署、水防組合など）
f… 技術（新型ポンプ、消防車、消火設備など）
g… 保険
o… その他

２）凡例

本データベースは、すべて大正期に発刊された『京都日出新聞』の記事を元に構成されている。細かな凡例については、以下の通りである。

① 大正４年10月９日以前は夕刊が未発行の為、朝刊・夕刊の区分は設けていない。（なお、年末・年始で朝刊のみ発行されている場合、「朝刊」と表記している）
② 字が潰れている等で判読不能の場合は、■と表記している。
③ 別途、「大正期京都歴史災害関係新聞史料集」に全文を打ち出したものは備考欄に「史料集に収録」と記載している。
④ 同一災害に関して、きわめて多数の続報が見られる場合、備考欄に「以下○月○日、×月×日にも後報あり」という形で、一括収録されている場合がある。
⑤ 災害収録の範囲は、おおむね現在の京都市域に限定し、同市域に関係が深い災害の場合などは、地域を逸脱していても採録した。

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正２	1913	２月４日	d	宇治水電の工程	宇治川水力電気株式会社の工事は、その後進歩したが、昨今トンネル以外の工事は酷寒のため困難を極めるも、工事中である。全部の竣工は会社側の見込みは３月中旬と言っているが、６月となるかもしれない。	
大正２	1913	２月５日	o	消防手の扶助料	（欄外記事の為、判読不能）	
大正２	1913	２月６日	e	消防人員其他改正	京都市各警察署所属の消防組人員並びに器具配置表手当支給額等は今回府令をもって全部改正した。上京消防組上長者町、中立売、川端の３警察署に属する人員は小頭２名、常備消防手８名、予備機関手１名、予備消防手92名、合計104名となるなど、改定された。	
大正２	1913	２月８日	a	若竹町のボヤ	６日午前11時20分、三条大橋東２丁目南入ル若竹町の井戸堀・和田末吉方２階、炬燵布団から天井に移り、家人が発見。松原署巡査等駆けつけ早速消し止めた。	
大正２	1913	２月18日	a	岩倉の火事	16日午前11時半頃、愛宕郡岩倉村字村松１番地の松下岩次郎方から出火し、程なく鎮火。建物の損害は、600円、家財一切の損失200円。原因は、定次郎の次女まつが隣家の森本はる、加納よし等の遊び友達とともに表軒下の柴薪の重ねているあたりでたいてマッチに火弄りをして燃え移ってしまった。	
大正２	1913	２月19日	a	交番に火を投ぐ	18日午前１時前後であった本社を襲撃した数千名の暴漢は柳馬場押小路の四辻で大警戒をしていた十数名の巡査に撃退させられ、新京極派出所に向かった。五条署の警官十数名は必死となって、ここでこの一団と戦ったが２千余名の暴漢のために石を投げレンガを投げついに綿布に石油を浸して火を放って交番に投げ込んだり、炭俵を燃やしこれを交番に投げるなどあらゆる暴行をした。火はまもなく消されたので大事にはいたらず。しかし、この派出所の襲撃のために正面の牛肉店朝日亭をはじめ、夷谷座の看板などめちゃくちゃに破壊された。また交番の南隣にある23軒の商家もガラス戸を破壊された。	20日にも襲撃による再度の騒動という記事あり。
大正２	1913	２月22日	a	高台寺鐘楼焼く	21日午前１時半頃、洛東高台寺境内霊山上り口にある鐘楼より出火し、四方に３間、高さ３丈６尺ある建物は忽ち火宅と変じた。柚木松原署長は巡査消防を召集してかけつけ火防につくした。鐘楼のみ全焼で同三時鎮火。原因は、たぶん乞食の焚き火であろう。損害は、約15,000円。	
大正２	1913	２月22日	a	（不明）	河原町京都倶楽部の片桐正雄氏方表納屋から出火。まもなく消し止めた。原因は、女中が表で炭俵を焚き、藁灰をこし………	欄外記事のため時間は判読できず。
大正２	1913	３月４日	a	伏見の出火頻々	３日午前１時半頃、伏見町字両替町十丁目の俵商・池田由蔵俵小屋より出火。小屋を全焼して鎮火したが、その前日１日午前２時半頃、ほど近い新町13丁目の竹箒商・加藤幸次郎方納屋より出火し、同家を全焼したこともあり、出火頻々とあるのは珍しいことだと伏見署刑事は出火現場を厳重警戒中だった。すると、挙動不審な青年が徘徊していたので取り押さえ、放火嫌疑者として目下取調中。同人は面白半分に行ったと言っている。	
大正２	1913	３月５日	f	新京極の火防水道	新京極は人家稠密の場所柄であるので一度火が出ると軒伝い屋根伝いに大事のできることは明らかである。同町内では火防設備について、三条から四条までの間に数箇所私設防火水道栓を設けて万一に備えようと決定した。昨日午後錦天神社内にある水道栓で試験を行った。	
大正２	1913	３月９日	a	鷲尾町のボヤ	７日午後９時半、祇園鳥居前四丁下ルの酒商・神田源三郎というものが、八坂鳥居前下ル東入ル鷲尾町山下源太郎方前を通行のとき、同家２階より黒煙が立ち昇っているのを発見してすぐに付近の宮沢丹次郎を呼び同家表戸を叩いたが声がないので蹴破り入った。源太郎は不在で立母某が寝ていたが起こす間もなく２階へあがると表間にあるコタツの火気が強く布団に移り、畳も焼いていた。すぐ消し止めた。目下松原署は取調中。	
大正２	1913	３月９日	a	伏見と深川大火	伏見義民文殊九助の遺骸を葬った東京市深川区陽岳寺は一昨日の大火で全焼した為、昨日関係深き伏見町に通知があり、同町では協議の結果、本	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					谷市兵衛翁を見舞うため東上し同寺の善後策についても相当の相談に与るとなった。翁は本日午後８時20分京都駅発車にて東上すると。	
大正２	1913	３月10日	a	火事二ヶ所	▲９日午前零時40分、大黒町松原下ルの紙屑商・中村駒吉方から出火し、火元からほど遠くない宮川町遊郭で東京其の他の火事に神経過敏で大騒ぎするうちに火は中村方南となり理髪店吉村方の２階に移り火勢は強くなった。出張の松原署員らの尽力により中村方全焼、吉村方半焼で同２時過ぎ鎮火した。原因損害は目下取り調べ中。火元中村方は４名のものに２階を貸していて火は２階表押入れから出たらしい。２階借主は桂輿吉他３名なり。 ▲８日午後６時半、松原六道前の上野輿吉別荘大工手伝い休憩部屋から出火し、同所は目下家屋建築中で鉋屑など多くあったので、これに火が移り、天に沖するより危険も多く、松原署警官消防夫と駆けつけ、休憩所６坪を焼いて７時過ぎに鎮火した。原因はタバコの吸殻。	
大正２	1913	３月10日	a	高辻の小火	８日午後２時半頃、高辻富小路東入ルの銅器商・上杉辰之助方から出火。五条署から消防と警官出張して間もなく消し止めた。原因は、店の間にある銅器火鉢の藁灰から。	
大正２	1913	３月10日	a	火事の時には	30余年来猛火の中に奔走した老消防夫の話では、荷物を取り出しに行ったまま焼死する人はいるが、初めから火中に包まれる場合は実際はなはだ少ない。多くは煙の衝撃にあって昏倒する。 火事見舞いや手伝いに行く人は必ず前に冷水２，３杯を飲んで行くべき。火にあおられでもした時からだが急に疲労して荷物の運搬などできなくなるし、水を飲んでいるうちに心も落ち着いて怪我をするような事もない。	資料集に収録
大正２	1913	３月11日	a	元誓願寺の小火	10日午前零時、元誓願寺七本松東入ルの織物職・高橋政次郎方２階中の間３畳敷きから火を出したが家人の発見が早く大事に至らず。原因は雇い人坂口政次郎が同所を寝所とし蝋燭を点じて就寝したその灯が倒れたため。	
大正２	1913	３月20日	a	電柱発火と無責任	18日午後７時頃、河原町三条上ル街角電柱の電線より発火。付近の人々は水利事務所に再三電話をかけてもいつも曖昧な返事だけで火は益々燃え上がり、あたりに散乱して手のつけようがなく、水利事務所の責任を問わんとしていると、８時半頃にようやく係員が出張、手当をした。この電柱は昨年から今回のを含めて３回も発火し、そのつど係員が出張遅延して危険甚だしく、付近の人民は昨日協議をし市役所に対してこの電柱の撤去を申し立てた。	
大正２	1913	３月23日	a	小川の火事	21日夜９時10分、小川通一条上ル西側路地の指物職岡本幸太郎方から出火。同家全部と西隣の同業宮首登一郎方の一部を焼き、同40分鎮火。原因は、当夜主人不在で雇い人福田六三郎が職場で板を挽き過って板を持ってランプを突いた。油壺は壊れ、鉋屑に燃え移った。六三郎はびっくりし、その場を逃走し中立売署へ駆けつけたが恐ろしさで何も訴えず、同署玄関横の暗闇に隠れていた。一方岡本方では妻八重が六三郎が焼死したのではと大騒ぎとなった。	
大正２	1913	４月２日	a	油小路の出火	（欄外記事の為、判読不能）	２面と７面の欄外に記載
大正２	1913	４月11日	a	醍醐の火事	（欄外記事の為、判読不能）	放火によるものとしか判らず
大正２	1913	４月19日	a	七條橋上の火事	14日午前開橋式を行なった七条大橋は当時の装飾そのままに、昨日午前10時に太田組より寄付された『祝開橋』の扁額下より失火し、額下に吊り下げた10個ほどの提灯を焼き払った。原因は電線からのものと判った。	
大正２	1913	４月19日	a	本町の火事	昨日午前10時、京都市下京区本町通五條下ル３丁目の貿易商・西國一兵衛方裏２階より発火し、２階全部を焼き払い鎮火した。原因は煙突の不掃除によるもの。	
大正２	1913	４月19日	a	嵯峨の山火事	昨日午前９時50分、府下葛野郡嵯峨村天竜寺の嵐山温泉前より約３丁上手の松林（同郡京極村・井上伝四郎所有）より発火し、１町５反歩を焼き	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					払って、11時前に鎮火した。原因は附近を通る汽車の窓から捨てられた煙草の吸殻による。	
大正２	1913	４月20日	a	又山火事	昨日正午少し前、葛野郡衣笠村大北山、金閣寺の背後にて、左大文字山の西で山火事があり、附近の村民が駆けつけ、23分後、消し止めた。	
大正２	1913	４月21日	a	梅小路駅の火事 プラツトホーム全焼す	19日午後４時40分、京都貨物駅梅小路駅プラットホームの中央屋根より出火し、板葺屋根だった為、消防する間もなく火は延焼して長さ500尺、幅18尺の同プラットホームは一面、火の海となったが、所轄堀川署を始め、各署の消防夫警官の指揮で駆け込み部署を定め、盛んに水をかけたので幸いにそれ以上の延焼はせず、柱を残して同５時10分、鎮火した。原因は目下、堀川署で取調中だが、機関車より噴き出す火の粉が飛び散ったものによると思われる。	
大正２	1913	４月22日	a	鐘紡工場附近の火事 寄宿女工の大狼狽	昨21日夜11時10分頃、洛北愛宕郡田中村高野川原の鐘ヶ淵紡績株式会社高野工場付属寄宿舎北手、伊佐信光方より出火し、同家を全焼して０時10分頃、鎮火した。風呂場から出火したものと思われ、下鴨署や鐘紡工場の関係者の尽力によって消し止められたが、現場は一時騒然とした。	
大正２	1913	４月22日	a	殺人放火は廿年	上長者町通西洞院東入ルの八田庄三郎の実母・うのを手斧をもって打ち殺し、放火をした、上田市太郎の殺人および放火未遂事件は昨日、当地方裁判所にて懲役20年を言渡された。	以下に被告が控訴した記事あり ４/24「殺人放火犯人の控訴」
大正２	1913	５月３日	b	御陵附近に落雷	１日午後２時半頃、伏見桃山駅の東方藪中に落雷し、その余波が附近の御陵造営事務所にも感電して同所の硝子戸を粉砕、電話機を破壊したが幸い人畜に被害は無かった。	
大正２	1913	５月３日	a	昨晩の火事	昨朝３時半、智恵光院中筋南角の生命保険会社員・寺田猪之助方裏２階６畳間より発火したが、巡回中の上長者町署員が発見し、下座敷に居た長男・俊一を辛くも救助した。火は上長者署より駆けつけた消防夫や付近の者の協力で、同４時、２階全部を焼失して鎮火した。原因は煙草の灰が蒲団に燃え移ったもの。	
大正２	1913	５月４日	a	昨夜の火事 ▽全焼三戸半焼二戸	４日夜８時15分、下京区五條通堺町西入ル北側２軒目の蒲団商・小関久次郎方２階より失火し、自家全焼の上、東隣の扇子貿易商・坂田文助方、西隣の筆墨兼印版商・岡山義徳方を大半焼失し、西隣の鹿子絞商・紀村直太郎の２階と奥座敷、堺町五條北入ル西側の森本某方を舐めて同９時20分、鎮火した。現場は一時、騒然としたが、原因はランプの転倒によるもの。	
大正２	1913	５月14日	d	火事といふ語	火事という語は昔より言われ、諺にも「地震、雷、火事、親爺」と称して畏れるべきものの一つと数えられるが、いつの時代から使われてきたものかと言われると定かに判る者は少ない。 この語は実に700年以上前から使われ、特に鎌倉時代に多く使用された。吾妻鏡文治４年４月の条がその例として挙げられるが、節用集を調べると、火事という語は元々、仏語より生まれたものであり、我が国の古史に伝わる火の神は火之夜藝速男神で、紀の一書［日本書紀の事カ？］によれば火を司って人を助けた功があり、然し何分、大用を為すので害もあり、もし、その怒りに触れた時はいかなる物も焼き払う、畏れ多い神だったと。	
大正２	1913	５月20日	a	伏見の火事	（欄外記事の為、判読不能）	15日午後８時頃に起った火事としか判らず
大正２	1913	５月21日	a	伏見の火事	昨紙欄外に報道した19日夜８時半頃、伏見町三栖５丁目の農業・入江清太郎方より出火した件は、入江方本宅納屋を全焼し、中村太三郎、北村辰之助両家納屋および辰見六右衛門の本宅と納屋、中村源平本宅に延焼して９時半、鎮火した。当時は殆ど無風で、現場は淀川附近で水の便が良かったが、場所が外れであった事で消防夫が駆けつけるのが遅れた。なので、最初、火の手を見た工兵隊第16大隊が岩田大尉の指揮にて一個中隊を数隻の船に分乗させ、現場に駆けつけて消防に尽力した事には感涙に耐えない。また中書島遊郭は程近いが対岸の火事だったので芸娼妓や遊客らは火見台に上り、傍観していたのは他所ながら憎らしかっ	上記の火事の詳報記事 軍隊の出動した事例でもある

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					た。原因については中村方納屋より出火したとする説と、入江方納屋より出火したとする説があり、或は放火の疑いもあるとて引続き取調中。	
大正2	1913	5月31日	o	宇治電通水期	何度か竣工を延期された宇治川水力電気会社の水力電気工事は、発電所と七條隧道を除く隧道は悉く竣成しており、最も難工事となった七條髄道も西口の工事は20日に終了し、東口も殆ど完成し、遅くとも6月2日か3日には竣成する。 主務省の検査を終えて京都と大阪に送電を開始するのは8月1日頃となり、その暁には京都電燈会社の電燈、動力等の価格が引き下げられる予定である。	
大正2	1913	6月7日	a	四條大宮の小火	6日午前0時20分頃、四條大宮西入ルの嵐山電車停留所構内にある監督室より出火し、棟を突き抜けたのを所員が発見、消し止めた。原因は不明だが、煙草の吸殻からの発火と思われる。	
大正2	1913	6月15日	a	山科の小火	14日午前0時、宇治郡山科村四の宮山田の水車業・野瀬善次郎方風呂場外に積んでいた割木より発火し、家人が認めて消し止めた。原因は煙突の火の粉によるもの。	
大正2	1913	6月24日	o	水道鉄管の破裂	23日午前10時頃、南禅寺疎水釣橋より約20間北の地下2丈ほどに埋められた、宮内省所管の24in水道鉄管が破裂し、凄まじい勢いを以て水を噴出した。宮内省吏民が現場に出張、逸早く通水を止めた為、事なきを得たが、鉄管破裂の際に横幅4間縦1丈に渡って地層が崩壊し、京電はここから蹴上に至るまで運転中止となった。原因は同時刻に渡辺宮相立会いの下で行なわれた御所水道検分の際、高圧試験を行なったため。	
大正2	1913	6月25日	a	失火罪の略式裁判	6月9日午後10時10分頃、府下久世郡の牧村彌三郎の妻・堀池とみが自宅竈の火の不始末により失火、自宅及び隣家の松村堪三郎方に延焼し、続いて辻地蔵堂並びに北隣の野田金之助方を半焼させた件は、とみの過失によるものとして京都区裁判所は罰金20円を課す略式裁判予告命令を発した。	
大正2	1913	6月29日	o	宇治電水路検査	宇治川水力電気会社の水路工事は部分的な付属工事を残して竣成し、30日、第四隧道以西の京都府所管分に対し寺崎土木課長が実地検分を行なう筈である。	
大正2	1913	7月10日	a	紅清の火事	8日午後10時40分頃、御幸町姉小路下ルの紅清こと西田清左衛門方納屋より出火。納屋及び居宅、南隣りの同家貸家、更にその隣家におよび、鎮火。損害は紅清方のみで3万両。吸水用の電力を取り換える際の明りに使用した蝋燭より発火。	
大正2	1913	7月12日	a	一貫町の火事	11日午前2時20分頃、一貫町中堂寺下ルの炭薪油商・中川友造方で出火。同家を全焼、及び隣家も延焼し、3時20分頃鎮火。原因は中川方店に吊っていたランプに火が入り、油壷が破壊され、辺りに積んだ芝に燃え移ったもの。	
大正2	1913	7月16日	a	烏丸通りの出火	15日午後5時半、下京区烏丸通佛光寺下ルの呉服問屋・大橋正之助方奥2階より出火。現場には16間の大道路があり、消道具を自由自在において水道の栓を抜いて6時半に鎮火。途中東北の風に火が煽られ、隣家に燃え移りそうになり、また瓦が雨のように降り、警官、消防夫が負傷。湯殿の煙突より発火か。	
大正2	1913	7月18日	a	市電の発火	16日午後9時15分頃、京電北行き電車が東堀川上長者町を進行中漏電により発火。我先にと飛び降りた3人が負傷。	
大正2	1913	8月6日	a	大学病院前の出火	5日午前0時10分頃、聖護院町字中河原の大学病院小児科前の製箔工場より出火。発火原因は不明だが、ガスが爆発し工場の揮発油に引火したものか。損失は箔製品及び原料1,300円程と家屋1,500円程。	
大正2	1913	8月10日	a	深更の出火	9日午前2時頃、西洞院一條上ル東側の材木商・岡本勝次郎方材木置場より出火。置場および隣家2棟を半焼。原因は煙草の不始末か。	
大正2	1913	8月16日	d	神泉苑の雨乞	神泉苑は桓武帝が経営した禁苑の一部。天長元年雨が2月降る事がなく、空海が雨乞いをすると3日雨が続いた。そしてここ善女龍王を祀り、雨	資料集に収録

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					乞いの専門道場として有名になった。	
大正２	1913	８月18日	a	畑と山火事	宇治郡醍醐村字の小字飯里山の茶覆小屋より、16日午後８時10分出火。２棟を焼失し、50分後鎮火。原因損害取り調べ中。	
大正２	1913	８月18日	e	府の継続土木事業	桂川改修、三条通■■、由良、木津改修のうち、桂川改修工事は久我橋の下流、吉祥院村地内の工事中で本年中に終わる。由良川は瀬戸島の爆発工事を終え、更に上流の工事も着手すべく準備中。木津川は一通りの調査を終え秋頃より工事に着手すべし。	
大正２	1913	８月21日	a	南座前の猛火	20日午前２時半頃、南座前の四条川端角より出火。21戸を全焼、半焼１件という近来の大火事である。出火時は理髪業藤原辯吉方より煙。火災はホースを向けても火は増すばかり、疎水のみでなく水道放水口を解放して応戦。火は電線を伝い、南座の建築用足場に飛火したが、４時10分鎮火。原因は藤原方台所のガスの漏洩か。同所は４度目の大火で、ここには大きな蝙蝠が飛んでいて仇をすると蜚語が囁かれている。負傷者２人。	
大正２	1913	８月22日	a	芝居前大火餘聞	午後に板囲いはできたが一昨晩は焼け跡見物が後を絶たなかった。損害高は約64,450円。保険は29,300円であるそうな。	
大正２	1913	８月29日	a	昨曉御幸町の火事	昨日午前４時10分、御幸町三条下ル西側の呉服問屋・上川とみ方より出火。建坪150坪総２階が全焼のち６時鎮火。裏物置小屋より出火だが原因は不明。 また、去月火災で焼け出された、上河方の借家に住む西田清左衛門は31日に火の不始末を起こしたが退去していなかった。よって西田一家は40日以内に３回も火に祟られているという。	
大正２	1913	９月６日	e	菊屋町の防火設備	姉小路柳馬場入ル菊屋町では近頃失火が多い。防火と飲料両用の太い水道を戸毎に引設を計画。水道課は一週間以内に工事を終える。	
大正２	1913	９月７日	a	鳩居堂の火事	６日午前３時半頃、寺町姉小路角の鳩居堂こと熊谷直之氏方より出火。荷造り場か職場から発火したと思われるが判明せず。または台所の不始末か。隣家を全半焼させ、４時半鎮火。	
大正２	1913	９月８日	d	中京火事多し	以前、京の火事は少なかったが最近数十戸にも及ぶ火事が中京で続いている。雷には避雷針を用いるようになったが、地震国なのに耐震家屋の発明もしないで自然に屈服している。家が被害にあっても、何の工夫もしないでまた戻ってくる。人知で自然を征服しようとしない。科学界と技術界に、安価な不燃質の資料を発明し、発見する事を希望する。都市は不燃化するべきだ。大正の日本人の使命は人力で火事を征服する事がその一つである。	
大正２	1913	９月９日	a／o	火事に就て	昨年度、焼失もしくは延焼にあったのは422件、８,400坪。市部で92件、郡部で330件。市部における建物の喪失額は447,008円91銭。 火事316件の内、失火が289件、放火17件、原因不明６件、雷が４件。失火の原因は竈、炬燵、灰、火鉢、蘆、焙蘆、風呂、ランプ、焚き火、煙火(花火)、電気、ガス等。市部ではランプから16度、郡部では焚き火56度、炬燵41度。山林田野では81町６反19歩。消防手の数は28,001人。	
大正２	1913	９月21日	a	神楽岡の怪火	20日午前０時20分頃、吉田町神楽岡第１種官有地の藁葺小屋より出火。同家屋が全焼した後鎮火。しかし、間もなく０時20分頃吉田神社の大木の洞穴より火煙が立ち上る。木の蜂を焼き殺そうとしたものか、放火の疑いもある。蜂征伐のついでに小屋に放火か。	０時20分頃小屋が発火。小屋が全焼し、吉田神社の火煙はその「鎮火後間もなき」時間に見つかったはずが、こちらも０時20分にが発見されている。
大正２	1913	10月４日	a	籠屋の放火	３日午前１時40分頃、押小路堺町東入ルの張籠商・梶林之助方表軒下の竹籠から出火。表軒庇を焼き始めた頃、通行人が発見、大騒ぎとなり家人も表に出て協力して消しとめた。取調べの上、放火の疑いにより犯人厳探中。	
大正２	1913	10月５日	d	暴風雨	古来二千年、大和民族は常に自然に対して妥協して来た。妥協は文明の事でない。未開人は自然に妥協する。文明人は自然を征服する。自然の征	４日の暴風に関する記事

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					服は文明の重要な１つの意味である。 暴風雨に対し一般の家庭は薄弱な抵抗性を有するのみで、二千年の歴史、我が大和民族は依然として原始的構成本能の作用から遠ざからざる家屋を有している。我が民族は火事に対しても妥協的態度を取っている。 また、時々大きな地震により大損害を被らされている。一般家屋の構造は極めて幼稚であるが、其の木と木を組み合わせた所に、石造りや煉瓦造りには無い一種の耐震作用を成していると言う者もあるが、それは偶然である。人知を持ってして、このような自然の偶然な作用によるものよりは、より多くの耐震作用を成すべきものを構成する事に努力すべきである。構造が簡単な為に危険に対して安全だと誇るのは、無生物についてなら複雑な機械よりも破損の恐れが少ないからと言って簡単な機械を誇るようなものだ。生物については高等生物より他からの危害が少ないからといって下等生物を誇るようなものだ。それならば文明を排斥し、いっそ人間を廃業して豚になればいい。しかし、人間が分明に進んで今更後戻りはしたくても出来ないのだ。	
大正２	1913	10月５日	b	強風豪雨併至る	前日まで秋晴れの快晴にまさかと思った陰雲は果然険悪となっての暴風に一方ならずも驚かされるが、京都より北方は被害少なく専ら多くは南方が類際を蒙った様子。 ○**市内の被害**　市内は雨風は強い割に比較的被害は少なく、看板が吹き飛ばされるぐらいのもので人畜に被害は無かった。 ○**電信電話**　市内電話は昨朝までに150余線不通となったが、工夫が徹夜で復旧作業を急ぎ午後までに中京下京では復興し、上京も午後には復旧した。他の線も故障はしたがすぐに復旧された。 ○**伏見方面**　伏見町の西部は夜半よりの高瀬川氾濫のためみるみる浸水し、その数は約千戸にも上った。特に本願寺伏見別院等の被害はもっとも甚だしい。 ○**木津川筋**　木津川は未だ改修されていなかったので、増水の兆しがあると村民達は堤防に集まり土俵を作って万一に備えた。しかし大事には至らず。橋梁の被害は笠置の北詰10余間、同詰１間余、瓶原加茂間の恭仁橋は北詰12間、中央８間、南詰４間を木津上駒間の泉橋は中央約廿間南詰五間の外橋墓をも破壊せられ八幡御幸橋は過般来修復工事中なりしが北踏め約廿間は流出したままだ。 ○**花園部署内**　花園所部内では妙心寺、仁和寺松尾神社等の境内の松其の他の大木倒れ太秦村堀牧堀の牛小屋がが倒壊し牛１頭が重症。竹林への被害は無いようだ。	４日の暴風雨に関する記事
大正２	1913	10月12日	a	四条烏丸の火事	昨11日午前１時半頃、四条通烏丸東入ルの小物商・安原あさ（33）の家が火焔につつまれた。所轄五条署員の知るところとなり、前田署長以下署員一同消火防夫を集めて現場に駆けつけ、水道防火線を抜いて盛んにホースを向け防火に当たった。しかし火の勢いは収まらず、さらに燃え広がろうとした。そこに堀川雨署の消防隊も到着し、遂に２時20分頃、鎮火した。安原家は全焼。出火原因は家のものが使った提灯の火の不始末であったとみられる。	
大正２	1913	10月14日	a	昨夜の火事	13日午後６時10分頃、上御霊前通室町西入ルの織職・阪田元次郎方、延焼の原因は２階のガスか、タバコの吸殻か。	欄外記事の為、詳細は判読不能
大正２	1913	10月20日	a	焼死して一家全滅	15日午後11時前、東山通松原上ルの安井神社前で火災が起きた。１時間半で火は消し止められ、全焼１、半焼２という損害に収まった。しかし一家は全滅。出火の原因は女房が便所に行こうと手に取った釣りランプかと見られている。	
大正２	1913	10月30日	e	政派の治水委員会	政友会は本日午後２時より治水問題に関する意見書を提出し説明協議の末、治水に対する政府の意見を確かめた。さらに調査を進行するように決定し、當局訪問委員会に５名を挙げ、３時過ぎ解散した。	
大正２	1913	11月４日	e	治水委員と當局	政友会政務調査会治水問題特別委員会の菅原傳武藤金吉根本正三氏は本日午後２時、山本農相を	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					訪問し、治水問題に関して意見を交換したが、政府の今後の方針について聴取するところがあったので、次いで岡本山林局長にも意見を述べた。同意意見を交換するが該問題政府の方針と意見合致せる点もあり、また委員達の意見に同意する点もあるが書いた通りの結果なので明日同委員会を開いて報告協議をすることとなった。	
大正２	1913	11月４日	d	治水と植林事業	治水事業に関係の深い植林事業は、去明治44年から大正17年に至る18年の継続事業であり、その経費は１,068億円が計上されており、目下、色々な施設を成しつつあるが、その重なるものとしては、森林として最も荒廃しやすい公有の林野に対する植林事業であるとして、北海道および各植民地を除いた推定面積550万町歩の内、350万町歩は入金制度等の為に最も荒廃を極めつつあり、尚、荒廃地を森林に修復し民有保有林となし、又は開墾地を保安林に変更し、之が森林の復讐を計り進んでは其の保■［全カ？］を興ふると森林組合の発達を計り、之が成立費を補助し、保安林の開墾を制限、或いは禁止を命じて、標識として木柱を建つる等は何れも地方長をして之を管理せしめつつあるものなり。尚、本省直営として全国20河川に森林測候所を設け治水植林は最も関係深き雨量の観測をさせる等、要するに日本如き中央に山麓が聳え、河川が何れも急湍且つ短く、加えて地質の粗悪な地では当事者各々其の将来を考えて植林砂防工事に留意し、乱伐を戒め植林と伐採相對立せしめざるにおいては100年の体系終に策すべからず。 （岡本山林局長談）	森林伐採が水害を助長しているという意見 資料集に収録
大正２	1913	11月６日	e	土木支援辨規則改正	京都府では郡部の土木費用支辨規則に基づいて、今回左の街道並びに河川を新たに府支辨の部に編入すると決定し、４日府令を以って、この改正追加を告示している。	
大正２	1913	11月８日	e	宇治川減水と運送業	宇治川水田の開業の結果、市側筋の推移が平水より23尺減水した。このため京伏間運輸船に多大な被害を及ぼしている。それに伴い賃金は５割増しになり、その善後策につき協議を繰り返しているが、工費１万余円の支出に関して良策が無いかと腐心しているようだ。	
大正２	1913	11月９日	a	昨宵の火事	（欄外の為、判読不能）	
大正２	1913	11月10日	a	押小路出火の原因	昨紙欄外処方の通り、８日午後５時半頃、押小路衣の棚の角陶器漆器商・細川喜助方離れ座敷の２階４畳半の間から出火し、南隣りなる湯の斗業徳田安太郎方に燃え移り２階を焼いて、６時半頃、消し止められた。	
大正２	1913	11月11日	a	奈良の火事	10日午前５時半頃、四条通麩屋町西入ルの金物店、奈良忠こと大喜田忠衛門の土蔵から出火。原因は前夜店員が喫煙した吸殻と見られる。土蔵には金物が詰まっていたため燃えるのを防ぎ大事に至らなかったのは幸いである。	
大正２	1913	11月12日	e	水害復興費	９月の水害で破損した復旧工事費は明年の予算に関係なく別に、本年度追加予算として提出する筈であるが、これは最も破損の酷かった木津川の笠置橋、和泉橋その他２橋を残った材料を使って原型に戻すには更に28,000円を要する見込みだ。	
大正２	1913	11月17日	e	下京消防演習	15日午前８時より洛東知恩院山内に於いて下京連合消防演習を行い、各署長の訓示があり消防夫の各種の演習があった。12時に終了。	
大正２	1913	11月19日	a	留守中に丸焼	昨紙欄外処方の如く、17日午後７時40分頃、西洞院五条下ル路地のミシン裁縫職・早野嘉兵衛の家から出火し、家屋一棟が全焼。家のものは観劇に出かけていて留守だった。出火原因はわかっていない。	
大正２	1913	11月20日	e	宇治川水渇問題	宇治川水電開通以来宇治川筋の水量は平位より１尺７寸余減り、伏見町支流ではこの影響を受けて渇水がひどい。船舶の航通は絶対に不可能になり、伏見の運送業者の死活問題となっている。宇治発電所放水口が不完全である為、一時２千個を放水すると鉄管破裂の危害があるため、特に貯水して徐ろに放水するため一定の水位を保っているのだが、秋口には３千個になる宇治川の水を水電	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
					の為、２千個引けば本流が減退するのは当然のことである。 救済方法は宇治川水電の宇治発電所放水口を改造する必要ありということで、一面伏見町の有志は山城治水会と気脈を通じて18日午後１時から伏見賞業会議所に於いて有志大会を開き、来会者は10人に達し、協議の結果、４人を委員に選定し、府庁に出頭し寺崎土木課長い面して陳情した。	
大正２	1913	11月21日	a	五条の火事	20日午前０時15分、五条通御影堂横の氷卸商・小田良吉（43）の家から発火。間口６間半奥行き２間半の木造２階建て瓦葺一棟が全焼の上、裏手にある間口５間奥行き８間の煉瓦造りの小売倉庫も焼き払った。七条署及び下京各署の尽力により大事には至らなかった。	
大正２	1913	12月８日	o	大雪の節と天候	８日午前１時41分を以って大雪の節に入った。前日の天候は朝から快晴であったが曇天勝になり、午後過ぎから微雨が降り、西の和風が吹いた。京都測候所の観測によると午後の気圧764ミリ８を示し、南の軟風、温度は48度なり。	以下に関連記事あり 12/９「大雪節の天候」
大正２	1913	12月12日	d	治水事業費繰延額	治水事業費は44年度から大正17年まで（第一期）総工費17,614万円となるが、今年度は行政整理に伴い、３割繰延となりし竣工期に於て１ヶ年延長した大正18年度と変更されたが、尚繰延の結果、３年度以降６年度までの年間支出額は此の程、右（※下記）の通り改訂され、来期議会に於いて承認を取るはずであるが７年度以降は規定の通りである。 大正３年度　966万円、同４年度　670万円、同５年度　698万円、同６年度　689万円	10月の水害と関係有り？
大正２	1913	12月19日	a	一戸全焼	18日午前８時半頃、八条洞院西入ルの仲仕業・奥村清太郎（31）方より発火。１戸全焼。10時頃、鎮火。損害額は約250円。出火原因は目下七条署に於いて取調中。	
大正２	1913	12月20日	d	水害復舊費修正	前年度決算報告について調査委員長村上議員は調査の結果、原案を是認したる旨を報告。満場異議無く之に決した。次に第三合議案の大正２年度追加更正予算案（桃山御陵道擴築費本年度支額ならびに水害復旧工事費）について、津原議員は調査委員長として、桃山御陵道支出額は第二合案の結果、支出を要するものと認めたが、木津川筋笠置橋の復旧工事費については笠置橋の交通量が少ない事などを理由に700円を削減すると報告。満場異議無く、委員長報告どおり可決した。	「最終の郡部会」という記事の一項目。10月の水害と関係有り？
大正２	1913	12月20日	d	土木肥費大修正	第十二款土木費、土木補助費の二読会を開き、寺田議員は調査委員長として調査の結果を報告。測量費に於いて１千円、治水堤防費において30，295円を各削減修正する旨を報告し、次に歳入全部並びに予防費について、調査委員長田中議員から予備費を１万円に修正すること、其の他修正の箇所について報告があった。何れも委員長報告通り読会省略にて各定議となり、その他はすべて原案に決しこれで明年度予算案は議了したり。	「最終の郡部会」という記事の一項目。10月の水害と関係有り？
大正２	1913	12月24日	a	小火	22日午後３時35分、東山通五条下ルの陶器職・松本善五郎（36）方が不在中出火。付近民が発見し直ちに消火した。原因は取り調べの結果、縁の下に火気のある藁灰を入れていた事ということ。	
大正２	1913	12月28日	a	放火は十五歳の小僧なり	22日、東山通五条下ルで発生した小火の犯人は付近に住む15歳の少年と判明した。少年は放火をした後、自宅の２階から火の燃え上がる様を観察していたが、付近の住人が消火に来たので木片や瓦礫を投げつけた。これを不審に思った付近住人の届出により犯行が露呈する。少年は本年11月中同署において20の窃盗事件について検挙され、大目玉を食らった前科を持つが、今回も悪びれる様子も無く自白し、さすがの警部補も舌を巻いて27日裁判所へ送検された。	24日記事「小火」の関連記事。

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正３	1914	１月３日	a	初ボヤ	１日午後10時20分頃、新烏丸二条上ルの質屋・下桐康年方土蔵から煙が出ているのを家人が発見。極力消火に努めた結果、質物棚を焼く程度で鎮火。原因は同家雇人が転倒した際、持っていた提灯の火が飛び火。	
大正３	1914	１月４日	o	昨今の強風	昨年末から吹きしきる風について。京都測候所の情報によると、北西または南西の強風が吹き、３日正午には天候晴れ、気圧760.２ミリバール、気温40.７度、風速12m/秒の強い西風が吹いた。 また、当日の最高気温は43.７度、最低気温32.７度と寒気の割に気温は高かったが、これは強風のためであり、平年と比べて大きな変動はなし。 しかし、気圧配置が良好で晴天が続きそうだが、オホーツク海に現れた低気圧が東北地方に接近し、多少雨雪模様は免れない見込み。	
大正３	1914	１月５日	a	大宮の昼火事	４日午前11時、大宮七条下ルの菓子商・藤林利三郎所有の寄席富士之家より出火。付近の人々、内堀川署、金ヶ原署長、本郷警部補以下が消火にあたり、40分後に鎮火したが、表構を残し本屋は全焼。他への延焼は免れた。原因は同日午前８時、同家下女が前夜の興行の清掃中に火鉢を転覆させたのが飛び火。 当日は東寺の毘沙門への参詣客も多く、往来は野次馬で混雑。付近の宝座も昼興行を臨時休場とした。損害は２,000円ほど。	
大正３	1914	１月８日	e	本府の土木事業	【由良川改修工事】 高田技師が出張し、福知山下流から加佐郡河東村地内等の実測を行っており、都合によっては本年度以上の進捗が見込める。 【木津川改修工事】 久世郡佐山村住民の苦情により着工できずに延期を重ね、府会でも問題化。府は苦情のある箇所を後回しに、対岸の綴喜郡綴喜村から着工すべきという方針を打ち出す。	
大正３	1914	１月８日	o	昨日の烈風	７日は朝より曇時々微雨。京都測候所の情報では、日本海に748ミリバール、大阪湾付近に752ミリバールの低気圧と、北支那に776ミリバール、揚子江に772ミリバールの高気圧が位置し、その気圧差の影響で天候不穏である。 軟風が強まり午前10時に山城地方・丹波東部に強風警報発令。その後、更に疾風、強風と次第に風が強まり、午後１時には烈風となり、丹後一円・丹波西部にも警報発令。 午後４時には、風速20m/秒前後風が吹き荒れ、明治13年の測候所設立以来最速となる最大瞬間風速23.９ｍを観測した。	以下に被害情報記事あり １/９「烈風と被害」
大正３	1914	１月10日	d	雪を征服したる長岡将軍（上）＿日本スキー界の元祖	前日本スキー会会長・長岡第十六師団長の談話。いかに雪を征服し、いかに雪国の人に幸福を与えたかについて語る。 【雪の硬軟】 日本の雪は北欧・シベリアと比べて軟らかいため雪崩がおきやすく、「無益の雪」である。また、雪国ではかなりの積雪により家に閉じ込められ、郵便、医療等の文明の利器を利用できないことが多々あった。 【スキーを輸入する】 明治43年、越後高田にてその状態を目の当たりにした長岡将軍がスウェーデンからスキーを輸入した。当初は軍隊内で組織的に練習していたが、しだいに官吏、民間人にも広まった。	
大正３	1914	１月10日	e	岡崎公園の消防大演習	９日午前８時、合図の号砲の音とともに上京・下京の消防手570余人、常備消防手56人がそれぞれ各署長の引率で第二勧業館北手の空き地に集合。蒸気ポンプなどの器具は全て西側の路上に整頓して置かれ、各署長の点検後、会場の北側に整列し、各警部、各署長、警部補も所定の位置についた。 午前10時、永田部長らの検閲があり、その後分列行進を開始して場内を練り歩き、ラッパの合図で一斉に疎水への放水を行った。また、腕用ポンプには色水が使われ、大変美しかった。 その後、永田部長による訓示があり、今回の講評と秋の大典に向けての心構えを説き、それに対して下京組頭が答辞をおこなった。余興に部対抗の救護競走、徒歩競走、水管車競走が行われ、優	以下に開催予告記事あり １/６「消防出初式」 １/７「消防出初式次第」

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　　考
					勝者には大阪朝報社からメダルと副賞、各種目１等賞を取った各部には大阪朝日新聞より木杯４杯が贈呈され、午後０時半に全て終了した。 当日は降雪が心配されたが天候に恵まれ、見物人も多数で付近は賑わった。	
大正３	1914	１月11日	d	家屋も妥協	日本民族の妥協性は家屋にも表れている。 土蔵は例外として、その他の日本家屋には自然に対して防御を試みる姿勢が見えないため各種の災害に弱い。これを克服するにはもっと災害に強い家を造るべきである。 日光と空気の流通がよいという長所はあるものの、これは偶然の産物であるため日本人の誇りとはいえない。また、空気の流通に注意するようになったのは近頃のことであり、古い家屋は薄暗く、風通しも悪い。 また、西洋にかぶれた日本人がレンガや石造りの家を造る一方で、西洋人の中には日本家屋を好む者もいる。しかし、それだけで日本文化が優れていると履き違えてはならない。これは西洋人が堅牢な家を知った上で言っていることなのである。このように、日本人は西洋的な堅牢な家を知ることで、日本家屋、ひいては日本民族の長所と短所を理解するべきである。	資料集に収録
大正３	1914	１月11日	f	雪を征服したる長岡将軍(下)＿日本スキー界の元祖	【富士登山危険に非ず】 スキーでの冬富士登山に関するエピソード。 【貨物運搬を計画す】 楠瀬陸軍技術審査部長（当時）に機械の製作を依頼し、長岡自身も設計に携わる。自動車の後輪にローラーを取り付け、雪を押しつぶしか炊け歩く機械を開発した。去年はようやく馬が通行できる程度の効果があり、近いうちに完全なものができるであろう。これによって将来いかに雪国の人々のための国利民福を図ることができ、国家のために大いに慶賀すべきことである。	雪を征服したる長岡将軍(上)の続き
大正３	1914	１月12日	g	火災保険の苦境	昨年中の各社の営業成績は、神田・沼津・横浜などで大火が相次いだため大打撃を受けた。小会社や新設会社では欠損が生じるところも多く、一流会社でも手一杯の営業をなしえるのが現状である。各社ともその回復のために尽力しているが、現時点では低率のため、その効果は薄く、また頼みの綱である協定同盟も中絶している。そのため、警戒期を脱することができず、営業者は戦々恐々の状態である。	
大正３	1914	１月13日	a	醍醐の火事	11日午後７時半、宇治郡醍醐村字醍醐の団善次所有に係わる同村茶覆小屋より出火し、８時に全焼の上、鎮火。原因は乞食の焚き火か。	
大正３	1914	１月14日	e	東本願寺消防出初式	13日午後２時に東本願寺消防隊70人が友近惣兵衛の指揮下、両堂前広場に集合し、足利監正部録事より訓示を受けた。その後、消防隊一同は両堂ならびに山門、白州等の噴水、ポンプの試験を行い、午後３時に終了した。	
大正３	1914	１月16日	o	六十一年前の災異	とある古老は、61年前に起きた大地震と御所炎上を思い出し、今年は地震の廻り年であると危惧する。 古老の談話であるが、61年前の４月ごろに起こった地震では、地割れが発生し、負傷者多数、家屋倒壊もあった。そして、洛中洛外とも不景気のどん底の状態で、その後も暗い雰囲気が続いた。これは前年の旱ばつによる水不足・飢饉に次ぐ災難であった。 御所炎上については、６月６日、女官使女が梅の木についた毛虫を焼いた火が建物に燃え移り、それが風にあおられ続々延焼、烏丸以西の民家数百戸を焼いた。なお、孝明天皇は下鴨神社に逃れて無事であった。当時は水道設備も不十分で、御所内の水の手が悪く旧式ポンプで消火に当たるも全く効果がなかった。市街の火事のように無言で消火に当たったため余計に凄惨な状態であった。 今年は桜島爆発があったものの、京都ではまだそのような兆候はなく、また京都測候所には地震計がないため詳しいことは不明である。大阪測候所にも問い合わせたが、大きな異常は見られないとの事だった。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正３	1914	１月17日	g	災害と生命保険	桜島爆発を受けて、火災保険は商業戦略上見舞金という名目で一部を支払っているものの、契約約款の明文上全額支払う義務はない。 生命保険については、「被保険者が戦争その他変乱に因りて死亡したるときは会社は保険金を支払う責に任ぜず」の条項を各社とも採用しており、新約款改定後の分については全額支払の義務はない。しかし、現段階では死亡者は比較的少ない模様である。	
大正３	1914	１月19日	a	勧修寺の火事	17日午後４時10分頃、宇治郡山科村字勧修寺の小阪竹次郎方柴小屋より出火。火の勢いが激しく、柴小屋は全焼、隣家の林丑之助方裏座敷にも延焼し、同家屋を半焼した所で午後９時10分に鎮火。原因・損害高は下醍醐署にて調査中。	
大正３	1914	１月20日	a	下立売の小火	18日午後11時過ぎ、下立売堀川東入ルの吉井菊蔵方２階６畳間の炬燵が発火。大事に至る前に付近のものが駆けつけて消し止めた。	
大正３	1914	１月29日	e	二條離宮の水道設備	宮内省は大典設備の一環として、二条離宮内に防火栓・給水栓各21ヶ所、撒水栓１ヵ所の水道設備を整備する方針を打ち出し、下命を受けた京都市は60余名の工夫を督し、防火栓工事はほぼ終了、引き続き給水栓、撒水栓の工事を行う。特殊工法を用い、予算は１万６千余円になる。 また、京都御所内の防火栓は特殊工法が施されているが、給水栓は市の上水道を利用する予定のため水道部技手は実地調査を命じられている。尚、二条離宮での大饗宴に向けて、炊事用のガス会社、電燈設備の京都電燈会社にも下命があり、両社は準備中である。	
大正３	1914	１月29日	c	昨暁の地震	京都測候所の観測によると昨28日午前４時32分に微震があったが、体感できないほどのごく細微震であった。地震器の記録では水平動で振動時間も約10秒ほどに過ぎず、方向や震源地等の特定は不可能である。	
大正３	1914	１月31日	g	保険事業の順潮	大正２年の内国保険事業の状況について、保険契約は各種とも前年より新規・現存ともに契約高は増加の形勢を呈し大体順調の気勢を見せている。なお、其の収支関係は均衡を保っている。 火災保険は、収入保険料の比率は前年比約３分の１の低下に対し支払保険金は約３倍の高率を示しており、著しく変調が認められる。営業費も支払保険金同様増加を示しているが、これは神田・沼津・横浜等の大火の結果であるため、一般的には順調な状態であろう。	
大正３	1914	２月２日	d	天災の追想＿九重散史（寄）	１月16日付「六十一年前の災異」について当時の状況をまとめ、諸氏の参考としたい。 そもそも嘉永年間は天候不順を起因とする災害が頻発していた。京都でも嘉永６年４月６日には御所炎上によって多くの公家屋敷が類焼し、同年６月14日の地震では家屋が倒壊し死者も出た。また同年11月４日に再び大地震が発生、海嘯が木津川・安治川へ流れ込み川沿いの船舶・住民に被害を与えた。 安政２年２月には再び大地震があり、特に島原遊郭では家屋倒壊に加え火災も発生し、数人の遊女が焼死した。これは寅年の震災であり、以前の天保元庚寅年にも京都大地震と伊勢神宮の火災が発生した。地震と火災のめぐり合わせは国運の不祥を暗示するものであり、同年の地震より不景気となり、天保７年に相次いで発生した災害・動乱が徳川幕府瓦解の兆しを見せ、安政元年の開港の後に王政復古し、600年の武家政権は終焉した。 昨秋の奥羽における飢饉、本年の桜島・浅間山の噴火等、いつ・いかなる地震が起るかは誰にも分からない。さらに、７年後は天下革命の秋と号される庚申の年であり、今日の朝臣・国民の心がけ次第では桜田の変の二の舞を見ることもあろう。 ちなみに、嘉永６年の地震による木津川筋の溺死者の多くは、６月地震の経験から船への避難が安全な地震対策と信じていた人々であったが、11月地震では予想外の海嘯が発生し、かえって死地に入る結果となった。一寸先の見えぬ人間の悲惨である事よ。	１月16日付「六十一年前の災異」関連記事 開港について、原文中では「嘉永７年」となっていたのを「安政元年」に修正 資料集に収録

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正３	1914	２月３日	f	鉄筋コンクリートの欠点	欧米で建材として盛んに使用され、日本でも流行を見せている鉄筋コンクリートであるが、世間一般には長所のみが認められ、その短所は完全に忘却されている。しかし、最近パリの学者がその欠点を浸水・通電実験により証明し、欧米では鉄筋コンクリート応用の未来を多少憂慮するものも現れている。 その欠点とは、鉄筋コンクリート内部の鉄棒が湿気その他雑物の作用で局部的電流を起こし、その電流によって鉄棒が錆びることでその周辺のコンクリートが持ち上がってひびが入り、強度が落ちることである。そのため、常に水中に浸っている、雨ざらしになっている、電流に近いところにある鉄筋コンクリートの持久力は大変疑わしいところである。	資料集に収録
大正３	1914	２月３日	a	空家に放火	西堀川中立売下ル西側の荒木小兵衛（川端仁王門下ル）所有の空家にて２日午前０時半頃、何者かが表戸を細めに開け、灰を詰めた小さい紙箱に炭火を入れたものを古手拭いに包んで放り込んだ。同空家では昨今大工作業中であり、庭に積み上げられた多量のかんな屑に炭火が燃え移って大事に至りかけたときに付近の者が発見し、消し止めた。通報のあった上長者署では犯人を厳探中。	
大正３	1914	２月３日	a	椹木町の小火	１日午後10時半頃、椹木町大宮西入ルの細井亀太郎方より出火。巡回中の下立売西派出所・栗林巡査が飛び込み、家人と共に消防に尽力し、床下３尺四方を焼くのみで消し止めた。原因は同日夕刻同町大原末吉が亀太郎と雑談中煙草の吸殻を床下に落とし、それが炭俵に燃え移ったものとみられる。	
大正３	1914	２月６日	e	向島池の売却	紀伊郡向島池35町歩を宮城県人に売却することとなる。同村はこの池を１万円で払い下げを受けたが、報償金等を加算して２万円で売却し、その金で水利事業費に充てる。	
大正３	1914	２月18日	d	落し文（公園頭）	ようやく改修しかけた円山公園にまたしても焼け癖のある怪しいホテルが建ちそうである。全体的な風致からいえば、現在の左阿弥からして狭い公園の真正面に場塞ぎとなって面白くないうえに長楽寺がますます陰に隠れてしまう。なお、一旦火災が発生すれば大谷廟が甚だ危険である。その他茶店などもあまり多く建てないほうが良い。また、双林寺西手の人家・畑一円を公園に取り入れてほしい。	投書欄の記事
大正３	1914	２月26日	a	健気の婦人下宿人を避難せしめんとして焼死す	25日午前５時20分頃、吉田町上大路の悉皆業・田口虎之助方より出火。火の勢いは激しく、小寺川端署長は署員の非常召集を行い、消防隊を引率して現場に駆けつけ、腕用ポンプ・蒸気ポンプを利用して消火に尽力した。また応援信号の警鐘を聞き武盛中立売署長も署員・消防隊を督して急行し、消火に努めた結果、田口方、両隣会社員梅林准孝・魚商辻本友七方の３戸を全焼し、向かいの畳屋和田藤吉方・梅林方北隣の東垣某方の２戸を半焼して６時半に完全に鎮火した。 虎之助の内縁の妻・安原あさは下宿人を避難させようと２階に行ったところ逃げ遅れ、そのまま焼死した。ちなみに下宿人は無事であった。全焼した総建坪は45坪、家屋は比較的小規模だったため損失総額は５千円に満たない模様。また、原因については、田口方と辻本方で証言が食い違い、はっきりとは判明せず。関警部は引き続き関係者を取調中であるが、放火の疑いは全くなしとのこと。現場付近には第三高等学校があるため学生が多く、火事と聞いて雲集した大勢の見物人によって辺りは一時騒然となった。	
大正３	1914	２月26日	a	黒焦の男	25日午前３時半頃、紀伊郡深草村極楽地、北村弥右衛門所有の同村西出山製茶納屋より出火、全焼の上４時半に鎮火した。原因は焚き火の不始末で、納屋の東北隅に男の焼死体を伏見署消防夫が発見した。今田警部補・大谷医師とともに検死をしたが顔面等が焼けただれて人相・年齢等は判明せず、やむなく死体は引き渡された。乞食と思わしきこの男は納屋に忍び込んで寝入っている間に逃げ遅れたとみられている。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正３	1914	２月27日	f	巨椋池と水利関係	巨椋池埋立てについて、府当局者は払下げ問題を別として宇治川の水利について講究中であるが、淀川改修工事が竣成し上下流の閘門により水勢の調節が可能なため、巨椋池を埋立てても河川の氾濫を強め洪水のたびに浸水するようなことはないとのことである。 しかし、淀川改修竣工後の大出水は発生しておらず、巨椋池に浸水のおそれがないとは断言できない。そのため、この水利問題を講究し払下げが決定するまでには時間を要する模様。	
大正３	1914	２月27日	a	不埒至極の火元＿責任転嫁を図る	25日早朝発生の吉田町の火災について、川端署関警部は火元と出火原因を究明すべく田口・辻本両者を取り調べるも互いに証言が食い違い難航した。 しかし、辻本方の丁稚が提灯の火を消し忘れ、それが床下を潜って田口方の押入れに燃え移ったことが判明し、さらに辻本夫婦もこの事実を知りながら失火罪を免れようとして田口方に出火の非をなすり付け、火災中に両者がいさかいを起こしていたことなども明らかになった。これらの事実を突きつけて辻本夫婦に詰問したところ、さすがに返す言葉もなく恐れ入ったとは不埒至極のことである。	２月26日付「健気の婦人下宿人を避難せしめんとして焼死す」の続報
大正３	1914	３月１日	e	木津川改修調停	府の事業として大正２・３両年度に３万５千円の工事費をかけて行われる木津川改修であるが、綴 喜・久世両郡関係町民は府の方針に理解を示さず、まだ施工に関する種々の苦情を惹起する状態である。そのため、府当局は関係町村の代表者を集めて懇談をしている。	
大正３	1914	３月１日	a	少年の犯罪＿医学博士呉秀三氏談	【少年の放火について】 我欲・嫉妬・復讐心の結果、あるいは小言を言われたことへの恨み、怠惰からくる仕事への嫌悪感が背景にある。また、奉公人は帰省したいという望郷心が募って放火するのである。	その他の少年犯罪とその背景についての考察もあるが、ここでは放火の項のみ取り上げる
大正３	1914	３月２日	a	万寿寺の小火	28日午後11時頃、万寿寺東洞院西入ルの桐箱職・清水岩吉方２階より発火し、大事に至る前に家人と近隣の者が消火に努め、その一室の一部を焼いて鎮火。原因は五条署で取調中。	
大正３	1914	３月３日	a	宮川町の朝火事	２日午前７時半頃、宮川町団栗下ル西側の貸座敷遊嬉楼こと畑忠太郎方より出火。松原署への通報が早く、また裏手の疎水で水の手が良かったため８時前に同家１軒の全焼のみで鎮火した。 火元は２階の３畳間と見られ、火が屋根を抜いたのみで７分の焼失ながら全部の改築が必要な程度だという。また、原因は取調中であるが、炬燵の火とも煙草の火とも言われている。 突然の出来事に、泊客や芸妓・娼妓は寝間着のまま逃げ出すなどして大騒動となった。また、場所柄見物人も多く、混雑は一方ではなかった。なお、同家には東京火災に３千円の保険をかけていた。	
大正３	1914	３月５日	d	円山ホテル反対陳情	京都市会の円山ホテル敷地貸与に関する調査委員会は３日、同地を視察し、市の貸与条件では建物は地上24尺以下に決まっているものの、急勾配の場所のため実質60尺以上となり、殺風景となってしまうとの結論を出した。 また、長楽寺住職石黒寿山は末寺及び檀徒総代十数名連署のうえ、知恩院の防火上の観点から也阿弥ホテルの建設が不許可になったことを引き合いに出し、１千有余年の歴史を誇る長楽寺や東本願寺本廟等に近接してホテル建設を許可することには納得できないとして長楽寺の風致保護の観点からも許可の取り消しを求める陳情書を井上市長に提出し、市会の各委員にもそれぞれ陳情した。	２月18日付「落し文(公園頭)」にあった「焼け癖のあるホテル」とは円山ホテルのことか
大正３	1914	３月７日	f	離宮の上水取付検分	本年１月から２月にかけて行われた二条離宮内水道鉄管取付工事が完了し、６日に中川主典寮出張所長、岡本属外内匠寮技手、市水道技手らが出張し、防水栓・給水栓等の実地検分を行った。結果は良好で、防火栓に至っては本丸及び二の丸の屋上高くまで水が上がった。	
大正３	1914	３月８日	d	落し文（文子）	近頃洛西川島村では治水講をやっており、注目すべきである。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正３	1914	３月10日	a	祇甲の火事　▲全焼二戸半焼二戸	昨夜９時頃、祇甲末吉町薬湯町西南角の小方業・岡本宗吉方奥２階座敷より出火。東風に煽られて西隣の煙草商・山田秀之助方を全焼し、さらに隣家の貸座敷業高の家（高野こと）・富種（大北政吉）方２軒に延焼して同50分に鎮火。松原署では河村警部が部下と消防夫を引率して消火に尽力したため、幸いにも４件の被害で済み、また人畜の被害もなかった。原因及び損害等は取調中であるが、一説には岡本方の下婢がランプを倒したからであるという。 ４戸はいずれも借家で、神戸海上運送火災と保険契約を結んでいる。また、場所柄もあり、宵の内の事だったので、付近には野次馬が多く集まり、同廓一帯・祇乙の貸座敷は見舞の者を接客した。	
大正３	1914	３月11日	a	絵葉書屋恨みの放火	清水坂２丁目の人気老舗絵葉書商木村清次郎は２月１日より長女れいを同町１丁目に住まわせ、そこに支店を出させた。ところが、同月21日夜にれい宅の裏手に立てかけてあった古材木が燃やされ、翌朝に松原署に届け出た。そして28日夜にもれい宅が留守中に何者かが店に忍び込み陳列棚に石油を浸した紙を使って放火する事件があり、再び松原署へ届出た。そして同署にて捜査した結果、れいの筋向いの塩見福蔵が容疑者として浮上、９日７時半に塩見は逮捕され昨日裁判所に送致された。 塩見は大阪で商売に失敗し、昨年11月同所に来て絵葉書及びハツ橋店を出すも木村方に客を取られ、さらに家主が商売敵のれいにも家を貸したことを恨み、二度にわたる犯行に及んだ。放火に使った材料があるため本人は言い逃れできず、二度まで不成功に終わったのは残念なことだと不平を言っている。	以下に関連記事あり ６/17「清水坂の放火は五年」
大正３	1914	３月11日	a	祇甲の火事余聞	祇甲の宵火事について、原因と見るべくは火元岡本宗吉の兄・勝二郎である。彼は大師を崇拝しており、彼の居間である２階の奥座敷の押入れの中にはお大師様の軸物を幾幅も飾っていた。一昨日も宵の内から燈明を進してそのまま押入れの襖を閉めて風呂へ行っている間に軸物に燃え移って大事に至ったというのが事実らしい 同家の玉太郎は華道の稽古のため留守にしていたが、衣装などは全て２階に置いていたので何ひとつ取り出せずに燃えてしまったのは気の毒なことである。近所には富勇・たみなどの売れっ子がいたので野次馬が多く、言い表せないほどの大騒動であった。 同町は３年前の薬湯町の火事で、今回の火元である岡本の板塀に火がついて大事に至りかけた事があった。そのため、焼ける因縁があったのどすえ、と場所柄だけに噂が立っている。	10日付「祇甲の火事　▲全焼二戸半焼二戸」続報
大正３	1914	３月12日	a	押小路の放火	11日午前１時頃、富小路押小路上ルの人力車帳場兼飲食店・田中千代吉方横手の３尺四方の窓に何者かが石油を掛けて放火し、炎は内部の障子を半分ほど焼いた。現場を通り掛った者がこれを発見し、田中方及び近隣の者を起こし、必死の消火活動に当たった結果大事には至らなかったが、５，６日前の夜中にも同様の手口での放火による小火があり、所轄の中立売署では犯人を捜査している。	
大正３	1914	３月12日	a	女房の焼死	10日夕方７時頃、問屋町五条下ル３丁目、土井清太郎の妻・とけがランプに火をつけようとした際に何らかの原因によって石油に火が燃え移り、慌てて消そうとしたところ着物の裾に燃え移った。彼女は下半身に大火傷を負い、応急手当の甲斐なく、11日午前３時に死亡した。	
大正３	1914	３月13日	a	放火犯人は饂飩屋の出前持	11日午前１時頃に発生した押小路の放火事件について中立売署による捜査の結果、押小路柳馬場東入ルの饂飩屋一二三亭こと東出政右衛門方雇人七井高信の仕業と判明し、11日夜引致した。動機については、七井に飲食代のツケがたまっている件を田中方が雇主に告げ口し、そのことで叱責を受けたため田中方の処置に憤り、２回にわたって犯行に及んだとのことである。	12日付「押小路の放火」続報
大正３	1914	３月14日	e	木津川改修に就て	同工事は沿岸村落の利害関係上設計の確定には至っておらず、府当局の調停に対し異議申立ての	

京 都 日 出 新 聞						
年号	西暦	月日	分類	見 出 し	記 事 （ 要 旨 ）	備　　考
					あった下津屋以外の部分については多少変更し、綴喜郡都々城村地内において工費４万円で同郡井手村木村武右衛門に請け負わせて着工した。 工事に必要な土砂の大部分は堤防・流域の中間にある官有地・河中から採取予定であるが、同村地主は前記の官有地を借用して農地としており、これを失う場合、生産力の損失と堤防に近い箇所は水防上の危険の観点から、なるだけ堤防内民有地からの土砂採取を主張している。	
大正３	1914	３月14日	f	伏見京橋架換工事	同橋は老朽化に伴い大正２年度府費工事としての架けかえが決定し、府土木課にて設計中である。永久的なものとするためコンクリート鉄筋材料を用い、予算は１万円。	
大正３	1914	３月24日	f	変装京見物（四）　△七条礩	（東本願寺）大師堂の棟には火災対策のために水の詰まった鉄管が設置されており、月１回の点検の際は御堂が水柱で包まれる。また、五条大橋・三条大橋は名勝であるため洋式にされていないのである。	その他京都七条界隈の町並み・名所に関する記述があるが、ここでは防災技術に関わる部分のみを取り上げる
大正３	1914	３月26日	a	伏見の朝火事	25日午前10時、伏見町京橋北詰西入ルの運送業・山崎又右衛門方より出火、竈天上を突き、まもなく鎮火した。原因は煙突の不始末とのこと。	
大正３	1914	３月31日	e	濛々たる春雨　快活なる余興	赤十字社京都支部総会が終わり、午後１時から桜馬場にて余興が開始された。雨天にもかかわらず定刻前から正社員の記章を身につけた人々が集まっており、閑院宮殿下夫妻もこれを視察した。 駒井少尉率いる騎兵小隊が整然とした高等馬術を披露したあと、救護演習用の仮家屋に火が放たれ、川端署所轄の消防隊が蒸気及び腕用各ポンプを引いて駆けつけ消火訓練を行うと同時に、擬傷者の救護運動が展開された。赤十字旗を翻して自動車が２列縦列に奔走し、雨中だけにひとしお壮観を極め観衆を満足させた。両殿下は終始機嫌の良い様子で至極熱心に観覧し、時折傍の人々に下問していた。 全部の余興が終わった後２時過ぎに殿下が帰還し、続いて一同退散したが、雨は一頻り激しく降り、満員電車の乗降は困難な状態であった。	以下に開催予告記事あり ３月30日「災害救護演習」
大正３	1914	４月３日	e	寺崎土木課長暗殺の血判	木津川改修工事に伴う堤防工事について、佐山村の十数戸を下流に立退きさせることとなったが、村民は祖先伝来の住居を離れることを不服として反対運動を起こし、府土木課に嘆願した。しかし、その甲斐なく工事の着工が決定したことによって府当局者の説明会にも耳を貸さず全く死に物狂いとなり、一部では今様佐倉宗五郎を気取り、自分を犠牲にして寺崎土木課長が来たときには暗殺するとの血判書が取り交わされているとの噂もあり、今後の動向が気になるところである。	
大正３	1914	４月３日	a	揮発油爆発	東山三条上ルの古物商・井口治良吉方の同居人でゴム職の横山国一が、１日午後11時半職場にて仕事をする際製造用の揮発油に火が移って爆発した。それでも幸いにも負傷せず、畳２畳を焼き天井に燃え移りかけていた所を付近の者が駆けつけて消し止めた。	
大正３	1914	４月５日	d	変装京見物（十四）　△東山（７）	左甚五郎が置き忘れたと言われる知恩院の傘は火除けのまじないであり、轆轤の頭しか残っていない状態でありながら御堂を火災から守り続けてきた。	防災思想に関わる部分のみを要約
大正３	1914	４月６日	a	白昼の小火	４日午後４時40分、中立売千本西入ルの善門軒こと奥村実造方物置より出火。同物置を半焼して同50分に鎮火した。原因・損害高については取調中。	
大正３	1914	４月15日	a	高辻の小火	14日午前７時、高辻大宮西入ルの友染業・田中寅吉方にて、長男庄次郎が竈の火で遊んでいた所、傍らの石油カンに引火して爆発、屋根２坪余を焼き抜いたが、家人・近所の者が駆けつけ消火に尽力した結果大事には至らず、庄次郎も両足に火傷を負ったが命に別状はない。	
大正３	1914	４月18日	f	社寺建築家　伊藤平左衛門氏	名古屋の大工・10代目伊藤平左衛門は神社仏閣の建築に携わっており、理論・構造の研究にも熱心に取り組んでいる。 京都の洛東禅林寺本堂には洋式小屋組を用いて絶大の耐火力を得、経費を削減した。また、函館	資料集に収録

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					東本願寺別院本堂は鎌倉時代風の外見でありながら全てカーンシステム鉄筋コンクリート構造にして、数千年を経ても変わらない耐火耐震の最新技術を採り入れた日本最初の仏閣で費用も木造の半分に抑えられている。 明治25年に日本建築学会の正員に推挙され、技師となった彼は大正３年現在、名古屋の本宅にて慌しく設計に従事しつつ東山書仙堂など各地の寺社仏閣の建築を手がけている。	
大正３	1914	４月18日	b，e	三十年前思出のまま	当時、いざ火事だ言っても市内各警察署にポンプの設備がなく、まず町内の龍吐水で消火にあたっている間に消防が来るという状態で、警官もずぶ濡れになって指揮することもなかった。４月に初めてポンプが設置されまずひと安心であった。また、７月には近畿に大洪水で希に見る惨状を呈した。	防災システム・水害に関わるところのみ抜粋
大正３	1914	４月18日	b	三十年前に於ける府下の大水害	30年前の明治18年といえば、京都府においては惨憺たる大水害のあった年であった。京都府の記録では、６月17日から７月２日にかけて続いた大暴風雨のため出水被害がひどく、特に山城方面では淀川の大出水で久世橋下流の槇の島堤防数千間が決壊し、紀伊・乙訓・久世３郡の農業及び人家の被害は甚大であった。 この知らせは朝廷に伝わり、小松二品親王が人民被害の視察に訪れ、被害民救済のため恩賜金12,114円30銭が下された。また、当時の知事北垣国道は善後策を講ずべく常置委員会に諮詢して工費を支弁し、堤防や橋の架設工事や炊き出しをして罹災者を助けた。さらに、府会を開いて災害土木費予算金約36万円の支出を決議し、国庫補助の下付も申請して復旧工事に着手した。しかし、民間の疲弊は甚だしく諸種の事業も閉塞し、京都府にとって最も難治の時代であった。当時、淀川流域の被害は他所に比べ甚大で、土地の古老によると「槇の島切れ」といえば未だに戦慄を覚えるとのことである。 その後何度か大洪水が襲来したが、一般に文治進まず救護事業等も不完全だっただけに、18年の水害は酸鼻を極め、京都府史上実に忘れられぬ大凶年と言えることは間違いない。	
大正３	1914	４月19日	a	手の長い理髪師	去月９日夜祇甲清元町における火災で類焼した貸座敷高の家こと高野こと方では、そのどさくさに紛れて18金女持懐中時計と純金指輪２個（時価76円）がなくなっており、この旨を松原署に届け出ていた。そして捜査の結果、四条大橋東詰の理髪師の男が時計と指輪を失敬して質屋に曲げ込んでいたことが判明し、同署はこの男を逮捕した。	３月10日付「祇甲の火事　▲全焼二戸半焼二戸」関連記事
大正３	1914	４月27日	f	佐藤式消防ポンプ （製造元佐藤鉄工所）	拾ヶ年保険付 詳細なる説明書及び定価表はお申し越し次第送呈仕るべく候	広告
大正３	1914	４月28日	a	両替町の小火	27日午後０時半、両替町夷川下ルの植木職・阪上為蔵方盆栽畑の小屋より出火し、炎が同家土蔵に及ぼうとしていた所に中立売署消防隊がいち早く到着し、同40分に難なく鎮火させた。原因・損害は取調べ中であるが、白昼の事だったので付近には見物人が集まり一時は烏丸通の電車が運転中止に追い込まれる状態であった。	
大正３	1914	４月29日	o	落し文	今年の２月以降今日まで雨が多く降ったことはすくない。よって麦が少々不作のようである。最近は西瓜や茄子等の下種時で地造り時にも関わらず雨が降るため大変困っている。また、月末は筍が真盛りなので雨が降ると困る。しかし、これは皇太后崩御の涙雨なので百姓は怒るところではない。	
大正３	1914	５月６日	a	主家に放火する　盗癖の小僧	四条坊城東入ル、山崎治三郎の長男藤治は13歳の頃より六角高倉東入呉服商中尾寅造方に雇われていたが盗癖があり、しばしば賞品や売掛金に手を出していた。そして、４月10日夜11時頃主家に放火しようとするも思い通りの結果にならず、同月24日夜無断で主家を飛び出したところ、３日午後10時頃に新京極三条下路上において松原署の刑事に発見された。取調べの結果、昨年11月より主家から現金・勧業債券等を盗み出しており、その	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
					発覚を恐れて主家を焼き払って逃亡しようとして客月10日夜放火したが思い通りの結果にならなかったと自白した。そのため、４日書類とともに検事局に送致した。	
大正３	1914	５月６日	a	火事と火事	新町寺の内上ル東入ルの奥田ます方台所より５日午前０時半頃発火し、大事に至りかけたところを辛うじて消し止めた。原因は竈の火の不始末。	２件あったが片方は京都市域外のため略
大正３	1914	５月７日	f	京都新停車場	神戸鉄道管理局は６日、京阪神各新聞社員を招待して拡築工事中の京都新停車場の見学会を催した。 設計については、桂川・鴨川より土壌盛上げ用の土・砂礫を調達している。そして、鉄道院より府に坪当たり20銭の土壌費を支払うこととなっており、府では桂川を改修した上に20銭ずつの収入も見込んでいる。また、従来の木骨の多い造りは実検上不備の点が多いため、一切を鉄筋コンクリートとした。その他、防火線、積込小荷物用跨線橋等新機軸を出した設備が多いとのことである。	
大正３	1914	５月９日	g	火災保険協定	▲京阪同業者会合 明治日本共同横浜東京の火災保険会社５社の代表者は、大阪にて京阪神における火災保険会社の会合を求め、上原錦吾が英国における火災保険営業の状態・協定に関する要領を説明する予定。また、別に関西側会社代表者と火災協定の打合会を開き万般の議を纏める予定でもある。 ▲二個の料率協定 外国側との協定案を作成する際は、内外連合の協定会を開いて最終決定を見るに至る方針である。即ち対外国会社及び内地会社のみの料率協定との２様の協定が成立することとなる。しかし、外国会社との協定は普通物件を除いたものなので、負って機を見て普通物件の協定に移る手筈である。 ▲料率制定の方針 工場・倉庫の料率制定について、欧米の事例も参照しつつ日本の事情も考慮に入れて、物件に対する料率規定の範囲を小さくし多少簡略にする方針である。目ぼしい建物については、協会の技師に物件の防火に関する一切の設備を調査させて料率を定め、どの会社が引き受けてもその料率で契約させること、また１年を４期に分けて技師を派遣して防火に関する検査を行わせることに決まった。 ▲各自制裁の方法 募集員または代弁店が会社の意志に反して割引したり料率を下げたりしたことが発覚した場合、解雇も視野に入れた制裁を加える方針である。料率の維持も破戒は結局人にあるのもなので、取り締まりもここに主力を注ぐ。	
大正３	1914	５月12日	a	職場に放火	10日夜小川椹木町下ルの藤井政次郎方４畳半の大工職場に、３度マッチを擦って投げ込んだ者がいたが、幸いに大事に至らなかった。所轄中立売署は放火として犯人を厳探中である。	
大正３	1914	５月13日	a	継子＝放火＝自首	大宮通仏光寺下ルの産婆・佐藤つるの継子内貴彦太郎は、つるの所持金25円を窃取し、養子佐藤末吉の従兄佐藤峯太郎らと争論の結果、彦太郎は末吉・峯太郎の行為に不満を感じ、11日午前１時頃と３時頃の２回、つる方の家宅に放火したものの思い通りの結果にならず、大津市に逃げて徘徊した末に良心の呵責に耐えかね同日午後５時に大津署に自首した。	
大正３	1914	５月13日	a	小火	12日午前０時50分頃、今出川七本松西入ル上七軒の貸座敷業・村井たみ方２階押入れ内の布団より発火、天井板と襖を焼き、大事に至りかけたときに人力車輓夫らがこれを発見、消火に尽力して間もなく消し止めた。原因は煙草の火の不始末。	
大正３	1914	５月14日	e	御大喪と伏見町	昭憲皇太后御大喪に関し、伏見町にては15日より御香宮境内に救護班と消防組を設置し、桃山御斂葬当日は各戸黒幕を張り白張提灯を立てて哀悼の意を表す予定である。	
大正３	1914	５月16日	e	御大喪と伏見町	伏見町では14日役場にて御大喪設備委員会を開き、協議の結果15日より御香宮境内に町役場出張所を置いて、救護所・消防夫詰所の設備と電話の	５月14日「御大喪と伏見町」の詳細

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					架設した。なお、同出張所の建物は先帝御斂葬桃山御陵所幄舎を下賜されたものである。	
大正３	1914	５月16日	a	溝中の火事	13日午後０時10分頃、中立売黒門角の溝中から異臭とともに猛烈に発火しているのを付近の人々が発見し騒ぎになった。この通報を受け、上長者署員が点検したところ、溝の底に敷設された京都瓦斯会社のガス管の一部が腐食し、そこからガスが噴出して悪臭を発するので隣人がマッチをすって中を覗き込んだのを機に、すぐに点火したものと判明した。 このため、同社に通報し、まもなく工夫が現れて鎮火し、腐食部分を取り除いた。	
大正３	1914	５月19日	e	火防詰切と自身番	昭憲皇太后御大葬につき、24日より３日間市内警察署の消防隊は各要所に詰め切って万一の防備をし、上下京公同幹事も協議の結果各町に自身番を設けて失火・衛生上の警戒に当たることを決めた。	
大正３	1914	５月19日	a	放火と文書偽造	▲善哉餅屋へ放火 押小路柳馬場東入蕎麦商東出政右衛門方雇人の七井高信が、富小路押小路上ル善哉餅商田中千代吉方に飲食代のつけが溜まっていたことを雇主方へ催促されたのを恨み、３月５日夜千代吉方に放火した事件について、野田予審判事は取調べの結果有罪として公判に付せられる。 ▲丹波の放火 １月14・15日に北桑田郡細野村風ヶ鼻の安井房次郎が起こした周山村の杉の植林２箇所、及び川合鳥次郎方物置の合計３箇所への放火事件について、野田予審判事の取調べの結果、放火罪で公判に付せられる。	放火事件のみ取り上げる。１項目の記事は３月12日「押小路の放火」・同13日「放火犯人は饂飩屋の出前持」の関連記事
大正３	1914	５月24日	c	昨日の地震	昨日正午過ぎに地震があり、京都測候所の地震機では午後０時38分30秒より２分21秒の震動と最大震幅２ミリ８を観測した。性質は微震より少し強く、弱震より少し弱いものであり、水平・上下動を観測した。方向は南28度３東を経て北西に向かい鎮静したが、南東より北西に来たようで震源地は未定である。	
大正３	1914	６月４日	a	昨夜の出火　暴風中の猛火	３日夜８時半頃、小川一条西の石川八十吉方から出火し八方に燃え広がったが、家の前に小川が流れており、また中立売署が近く消防手が早い段階で駆けつけて消防に尽力した結果、30坪の家屋一棟を全焼して鎮火した。 この家屋は河原町松原上ル２丁目の紙商・木崎音吉の持家で、共同火災に２千円を掛けていた。原因は調査中である。また、石川方では昨今の不景気で鶏肉料理店を去月中に閉店し、八十吉は前日より親戚の荒神口河原町東入ル牧畜用具商杉本久次郎方へ相談に行き、他の家族も留守にしていた。その他の事は判明していないが、暴風中の出来事だったので、万一の場合に備え他署の消防も応援に駆けつけた。	
大正３	1914	６月５日	o	暴風の経路	一昨夜の暴風について、２日北に進んでいた石垣島南方の低気圧が俄然進行方向を北東に変えて那覇地方の海上を襲い、鹿児島西方沖にて速度を上げた。低気圧の接近に伴い、３日午前11時50分に府管内全域に強風警報を発令したが、その後新たな低気圧が四国西方に現れ、両低気圧の経路によって午後１時より疾風、７時には強風、８時より９時の間に烈風となり風速は17.7ｍ/秒を観測した。その後、次第に風は弱まって警報は解除され、天候はひとまず回復した。また、雨は余り降らなかった。	
大正３	1914	６月５日	a	小川の出火原因	３日夜、暴風中に小川一条上ル鶏肉料理店石川八十吉方より出火し同家一棟を全焼した火事について、中立売署の取調べの結果、石川一家の外出中に八十吉の従妹である芸妓上田はなが実父の案内で同家に客を連れて立ち寄り飲食した事実があり、その際の火の不始末が原因であると認められた。	
大正３	1914	６月６日	o	女浴客の怪我　之も不老湯と称する湯屋の出来事	上立売小川東入ル、織物業・森本久次郎の妻・せきが３日午後７時に上立売小川西入ルの不老湯こと木下小次郎方へ入浴に赴き、水溜の傍で水を使っていたところ、頭上の欄間にはまっていたガ	５日付「暴風の経路」関連記事

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					ラスが烈風にあおられて落下し、せきはでん部などに全治７日間の怪我を負った。 中立売署員がこれを聞いて取り調べたところ、建物が古くガラスをはめていた欄間の溝も摩滅して非常に危険な状態であったので、厳しく注意を与えて一部の改築を命じることとした。不老湯の名は祟られたものだ。	
大正３	1914	６月10日	b	強雨	８日夕刻の強雨について京都測候所の観測を聞くと、同日午後３時46分より微雨が降り出し、６時３分には強雨となって強風・雷が交じり、７時より大強雨、８時には豪雨に変じ、その後、段々雨は弱まり９日午前１時40分完全に降り止んだ。この総雨量は80ミリに達し、そのうち７時より８時までの大強雨の雨量は実に53ミリを計量して近来にない大雨となった。 ○川端署 床下浸水222戸、井戸浸水16、便所の浸水12箇所。特に道路は濁水が氾濫して膝までつかる所が少なくなく、美術学校表通り一帯は水深１尺５寸に達した。 ○中立売署 浸水家屋約250戸。堀川元誓願寺上ル広谷正太郎方の堀川側の石垣高さ１間長さ１間半が崩壊したほか大した被害はなし。 ○上長者町署 浸水家屋808戸。東堀川今出川下ル大崎吉太郎方裏手納屋の石垣１間・同町谷口文次郎の石垣約１間がそれぞれ崩壊し、土屋町下長者町上ル道路約３尺・下長者町七本松西入ル道路・下長者町七本松東入ル電柱の根元等が陥没した。 ○堀川署 ８時ごろ醒ヶ井松原下ル小畑まつが買い物帰りに堀川松原橋西詰にて出水の様子を見物していたところ、風にあおられ川中に転落して行方不明になり、９日午前６時鳥羽街道福神橋にて遺体で発見された。その他、堀川筋六角以南は両側にて床上浸水約千戸、床下浸水は千戸以上に及び一時は非常の騒ぎとなった。	他に五条署の情報もあり
大正３	1914	６月10日	a	出前持の放火公判	３月５・10日両夜に押小路富小路上ルの善哉餅屋・田中千代吉方に対し、柳馬場押小路東入ルの蕎麦屋雇人・七井高信が放火未遂事件を起こしたが、９日地方裁判所にて公判が開廷し、末松検事は懲役３年を求刑した。それに対し梅影弁護人は被告は発育不完全による智恵不足の傾向が見られると主張して情状酌量を求めて結審した。判決は13日に言い渡される予定。	３月12日付「押小路の放火」関連記事
大正３	1914	６月14日	a	大罪小罪	▲清水坂１丁目の絵葉書屋・塩見福蔵が同業木村清次郎の繁栄を羨んで放火した事件について、13日に公判が開廷し16日に判決言い渡しの予定である。 ▲押小路富小路西入ルの蕎麦屋出前持・七井高信の放火未遂は懲役５年の判決が下る。	３月11日付「絵葉書屋恨みの放火」 ６月10日付「出前持の放火公判」 関連記事
大正３	1914	６月15日	f	大徳寺防火池修理	洛北紫野大徳寺門前の溜池は後醍醐天皇時代に掘削されたものであり、年所を経るに従って酷く壊れ一滴の水もたまっていない状態のため、一朝火災の場合は他に水の手がなく不便である。大徳寺管長は内貴保勝会幹事長に同池を保存し防火用に供することを懇請し、同氏もこれに賛同し一応設計調査を遂げた上で詮議する方針である。 同池は約100坪で既に２尺以上が埋没しているが、まず浚渫をして周囲の石垣にも修繕を加え、門前を流れる水を取り入れれば十分の貯水効果が見込める。	資料集に収録
大正３	1914	６月17日	d	宇電工事反対陳情	宇治川水電第２期工事の堰堤新設工事について、その水流に関わる沿道の人々は一朝洪水に遭えばたちまち沿線の田に氾濫するのを免れないとして苦情を唱えるものが次第に増えている模様である。既に滋賀県・大阪府はともに反対決議をなしたとのことであるが、工事沿線に関係のある綴喜・紀伊・乙訓の３郡の代表者４名は、16日午前府庁に出頭し、塚本内務部長・寺崎土木課長に面会し、設計の詳細を聞き取ったうえで反対陳情をしたが、府当局者は審理中であると回答し、彼らを引き取らせた。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正３	1914	６月17日	o	麦不作の原因	本年の麦作が不作なのは、播種当時より収穫まで天候不順の大打撃を受けたのが一因である。さらに５月20日の強風による被害も甚大で、倒れた麦禾を刈取る作業にも困難をきたし、例年の２～３倍の労力を要した。収穫予想は、一時は３割減といわれたが、実収は４割以上の減収の見通しである。	
大正３	1914	６月17日	f	伏見京橋竣工	伏見町宇治川支流にある京橋の腐朽に伴い、府費工事として２月24日より着工し今月15日に竣工した。同橋は長さ24間、幅40尺の人道・電車軌道併用であり、電車軌道には鉄材、人道には鉄筋コンクリートを使用し、橋上にはアスファルトを舗装して永久的な構造にしてある。工費は府費５,900円に京電が２,500円を支弁し、林府技手が主任となり矢野弥次郎が請け負った。	
大正３	1914	６月18日	d	宇電堰堤問題	宇治川水電第２期工事の堰堤新設工事について、沿川各郡住民の代表者が反対陳情をした。高さ130尺の堰堤で水をせき止めてその上に水を湛えると洪水等の場合水が堰堤の上を乗りこして下流に押し出されるのみならず、水勢が急なときは堰堤の地盤に浸透して地層を掘り込んで堰堤自体を押し倒す可能性も考えられ、その場合下流沿川の田園・家屋に被害が及ぶことを理由にあげている。そして、他に適当な方法があれば設計を変更し、この計画は中止にしてほしいとの意向を示している。 大阪府もこれと同様に堰堤崩壊時の危険を理由に挙げて反対しており、滋賀県は堰堤が魚類の遡上を妨げ琵琶湖の魚族繁殖に悪影響を及ぼすとの理由でほとんど全住民が反対の立場である。これに対して府庁側は滋賀県に紹介して実地調査中であるが、日本において計画や工事後の利害得失を報告するのはまれであり、府側は工事の完全さを自負しているようであるが、10年、20年後の安全については保証し得る限りではない。 宇治川水電の工事はこのような心配を除くため、鉄筋コンクリートを用い、両側に水流調整用のトンネルを設ける設計となっているが、これは電力供給を急いでの計画である。	
大正３	1914	６月19日	o	橋梁陥落	17日宇治郡山科村小野より同村西野山に通じる道路で、勧修寺川に仮設の橋梁が16日来の風によって陥落し、交通が途絶した。ちなみに、同村では浸水田畑十数丁に及んだが格別の被害はなかった。	
大正３	1914	６月23日	e	消防視察	警察部にては上京消防署組頭小野寺末太郎、同二部小頭赤塚平三郎、下京消防組組頭清水太郎兵衛、同二部小頭中村亀次郎の４名に消防事務視察として東京市へ出張を命じ、22日の夜行で出発した。	
大正３	1914	６月25日	c	昨朝の微震	京都測候所の地震機の記録では、午前９時28分50秒に地震があった。30秒間の水平動で、かなり緩慢な微震であったため震源の方向は不明である。	
大正３	1914	６月29日	d	宇電工事と沿岸町村	槙島付近から志津川にかけて高さ130余尺の堰堤を建設する工事について、大阪府は堰堤崩壊時の危険性の観点から最も強硬な態度で反対しており、滋賀県も魚族の遡上を妨げるとして反対の態度を示している。また、久世・紀伊・宇治３郡では各郡内町村連署を以って大森知事に同工事設計は学理上最善を尽くしたものであるものの、万が一崩壊した場合に万全を保証できないとして、それに相当する施設を設けるよう命令を出してほしいと縷々陳情した。これら各沿岸町村長は28日正午前より伏見商業会議所に集まり、今後の方法について協議し、委員を選定して同会社の設計調査をして治水安全を期することに決議して午後２時に散会した。	
大正３	1914	６月29日	b	氾濫百五十戸	27日午後12時頃よりの豪雨により上長者町署管内では溝渠が氾濫し、150戸が浸水した。その他に大した被害はなし。	
大正３	1914	７月３日	o	電、雷、雨	新椹木町丸太町下ル東側３本目の電柱、間之町下珠数屋町下ル電柱、御苑内北方アーク燈の先端、葛野郡京極村川勝寺、嵐山電鉄の電柱に落雷した。人畜・樹木・家屋に被害はなく、大正の落雷は流	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
					石に人権問題に触れないと頓に賞賛する。 伏見方面では、京阪電車大手筋停留所南方や東九条村本田定次郎方の軒先に落ちたとあるが、やはり郡部では旧習を脱せないと見えたが、人畜への被害なはかった。市水利事務所の発電機に故障を生じたが電燈に差し支えはなく、電話通信も無事であった。測候所によると午後２時に黒雲が観測され、３時20分に大雨が降り雷も勢いを強めた。雷は東から北へ、南東に回って次第に弱まりついに収束し、雨が止んだのは３時39分、雨量は１坪２斗８升余であった。	
大正３	1914	７月３日	a	煙火工場爆発　一名焦死	２日午前９時半頃、伏紀伊下鳥羽村下鳥羽浄春ヶ前の煙火製造工場火薬調合所（伏見車町煙火製造業伊東長兵衛所有）が俄然爆発し、黒煙が上がり同建物を粉砕した。この事故で作業中の雇人、綴喜郡有智郷村戸・道本清三郎が全身黒焦げとなり死亡した。所轄の伏見署の小林警部補・中本医師が現場に駆けつけ、死体は雇主に引き渡された。原因は火薬の取扱の粗漏と見られている。爆発した火薬は約200匁だったが付近に建物がなかった為、その他の被害はなかった。尚、清三郎は乙種火薬取扱免状を取得しており、技術上は充分な経験を積んでいたという。	
大正３	1914	７月３日	o	人工降雨法	西洋などでは人工降雨法は盛んに研究されているようである。霜を防いだり霧を散らす方法なども研究され、実際に相応の効果を挙げているというから人工降雨法もいずれは成功することであろう。一種の人工降雨法ともいえる「雨乞い」は昔から諸地域で行われており、農民の間では相応な効果があると考えられている。その方法は、鉦や太鼓を鳴らしたり、大木を切り倒したりすることで大気に変動を起こさせるので、全く効果がないということはないだろう。日本でもいくつか方法が考案されており、それに関する権利を保有する人がいたり、政府による人工降雨の実験執行を請願した人もいた。 このような問題は経済問題にも関連する。旱魃時には、空気中の水蒸気を電気で凝結させたり、大砲などで大気を振動させたりすることで得られる利益が経費以上でなくては困る。しかし、これは不可能ではないので真面目な研究は必要である。また、学術上の問題で、経済問題が邪魔をしている場合が多い。気象予報なども成功すればかなりの社会貢献になるが、日本の経済状況が許さないから現時点では予報も７～８分くらいしか的中しない。もし、さらに高層気象や海上気象の研究をもう少し参考にできれば、気象台の予報の権威高揚につながるであろう。しかし、高層気象研究の建議案は可決されても予算面に現れず、実質手付かずの状態である。一方海上気象研究は郵船会社などの船舶に報告を依頼している。そのほか気象に関してはいくらかの難問が横たわっている。	（続き） 学者の立場からの理想は、毎年二百十日前後に襲来する暴風雨をも学術の力で防ぎ止めたり、長雨を晴らす方法も欲しいところである。この方法が成功すれば、連年洪水に苦しむ農民も治水に悩む当局も一大幸福を得て根本から問題が解決されるわけである。 気象台予報課長岡田理事博士の談話 資料集に収録
大正３	1914	７月12日	o	雷雨	10日以来、俄然蒸し暑い気候であるのに加え、夜中にかなりの強雨に続いて、11日朝も雷雨に見舞われた。京都測候所によると、10日夜11時45分より降り始め、11日午前２時に１時間当たりの雨量20ミリを記録する強雨となった。その後も降ったり止んだりを繰り返し、９時半になると再び小雨が降り始め弱い雷が伴うようになった。10時25分より雷が徐々に激しくなって以降、11時15分まで強い雷に見舞われた。そして午後３時になって雷雨は収まったが、その後もはっきりしない天気となった。総雨量は30ミリで、午後２時の気圧も757.5ミリバールを記録した。気圧配置の影響から、今後の天候は回復しない見通しである。	
大正３	1914	７月13日	o	其後の雷雨	11日午後11時よりまた激しい雨が降り出し、12日午前０時には12.9ミリの雨量を観測した。その後も雨脚は強まったり弱まったりを繰り返して、９時40分に止んだ。この日の雨量は49.1ミリで、総雨量は62ミリであった。また、12日午前０時50分には雷も発生し始め、朝方にかけて強い雷に見舞われた。12日正午の観測結果は、気圧758.3ミリバールを示し、恒春東方の低気圧と九州沿海の高気圧の影響で、ここ一両日は雷雨模様が残る見込みである。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正３	1914	７月13日	o	伏見地方の雷雨と出水	11日午前から12日正午までの驟雨のため、伏見町では下水が未整備であったので各戸浸水し、500余軒が床上まで水が達した。宇治川は観月橋の地点で通常より６尺１寸増水し、巨椋池などの京都府南部の池が氾濫し、流された藁小屋は多数、田畑も約千町歩が浸水した。特に、桃山新御陵は数箇所崩壊し、すぐに応急工事が施された。 この雨で11日午後１時頃に堀内村弾正の西村重次郎と妹あいが、紀伊郡向島村葭島新田横大路村の田畑にて草刈りをし、雷雨を避けて小屋で雨宿りしていた所、両人に落雷し、いずれも感電して死亡した。また、12日午前11時半頃、紀伊郡吉祥院村新田中の中川末次郎が自宅表口にて佇んでいた所、軒先に落雷し、彼の前額部を掠めて長さ１寸、骨膜まで届く深い傷を負った。	13日「其後の雷雨」関連記事
大正３	1914	７月25日	a	昨朝の火事	24日午前５時10分頃、烏丸上立売上ルの指物職・藤井清吉方２階より出火した。火は同家２階より出火して、南風に煽られて北隣の空家の他２軒にも延焼し、同50分に鎮火した。通報を受けた中立売署は木下氏署長以下急きょ消防夫を督して駆けつけて鎮火に努め、また各署からポンプの応援も到着した。今回火災にあった４軒は全て万寿寺間之町西入ル柴田あいの持家で、揃って２階のみが焼けた。また、損害総額は６百円であった。出火原因に関しては、煙草の火の不始末でないかといわれている。 ちなみに、付近は学校が複数ある地域であり、一時は大変な騒ぎとなった。また、この火災で烏丸上立売西入ル上野辰之助が火元近くの家の道具運搬をしていたところ、頭上に落下してきた屋根瓦を受けて全治１週間の裂傷を負い、赤十字社支部で治療を受けた。	
大正３	1914	８月４日	a	魚棚の大火 ▲全焼二戸 ▲半焼八戸 ▲負傷者二人	５日午後３時半頃、魚棚通油小路西入ル南側の酒商・船木太三郎方より出火し、火勢は猛然として同家を全焼し、その上、東西に延焼して西隣の豆腐商瀬川嘉蔵方を全焼し、更に西に燃え広がり紙屋・石住伊助、雑貨商・吉田太吉、西中筋魚棚下ル東側の旅人宿つるやこと原田源吉方を殆んど７分まで灰燼となした。また、東側に延焼した火は七尾蒲鉾店、徳田倉之助、森井柳磵、荒木重男、中尾すゑ方等を７分まで焼き払った。火は４時40分に鎮火したが、魚棚通は幅２間の道路のため激しく混雑した。消防隊を率いて駆けつけた金ヶ原堀川署長は必死で消火活動に尽力したので、前記の全焼２戸半焼８戸にて鎮火した。 出火原因については、コンロの火が傍の石油缶に燃え移って爆発したものとみられ、この火事で太三郎は右手先・右足首に、妻のじゅんが左頬に、それぞれ火傷を負いながらも戸外に脱出して、共に東中筋花屋町下ルの大矢病院へ担ぎ込まれた。焼失家屋はいずれも２階建ての広壮なものばかりで、油小路西中筋間は１、２軒を残すのみで殆んど全滅の姿となり、現地では近来にない大火となった。損害額は目下堀川署にて調査中である。	
大正３	1914	８月13日	e	落し文	日本の労働者に西洋の真似をして火防服を着させるが、この大暑中の出火に際してどのような働きをなすかが分からない。一般人の歩行よりも遅く、肩に旗を担ぎながらポンプ筒の車を曳く姿を笑わないものはいない。半纏１枚で身軽に走っていた以前の火消しとの差は比較にならないはずがない。	「演子」と名乗る人物からの投書 資料集に収録
大正３	1914	８月14日	a	河原町の朝火事	13日午前４時20分頃、河原町二条下ル西側の絵具商・福住清兵衛方２階の下女部屋にて就寝していた下女の辻井ひさが、隣接の物置が火の海になっていることに気づき同僚の下女や家人とともに防火に努めたが及ばず大事となった。川端署からは小寺署長以下防火隊が現場に駆けつけて消火にあたり、中立売・五条両署のポンプも応援し、５時に２階全部と１階の一部を焼いて鎮火した。同家２階は６畳間１部屋と８畳間３部屋があり、家屋損害額は約３千円、商品中にはかなり高価なものもあり、雑品をあわせた損害額は１万５千円に達するというが、明治火災・大阪火災両保険に家屋８千円、商品に２万円、雑品に千円の保険を掛けているようである。出火原因については、表	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					口の軒灯に繋がる電燈線が漏電し、２階表の障子に燃え移ったといわれているが、不確定なため引き続き取調中である。	
大正３	1914	８月15日	a	寺町の火事	14日午前２時50分、寺町松原下ルの果物商・永谷徳次郎方２階より出火し、２階全部を焼失したが、無風状態の出来事だったので、近隣に延焼する事なく３時15分に鎮火した。原因は取調中	
大正３	1914	８月16日	e	伏見町の下水整理	伏見町の下水路は不完全であり雨水氾濫の恐れがあるため町民への迷惑が多大であった。町当局も改修の必要を認めていたが、数年前から他の工事で10万円の町債を負っていたためなかなか改修工事に着手できずにいた。その為、大正３年度臨時費追加予算として５百円を支出して下水路の浚渫を行うこととなり、近々開会の町会に付議する予定であるが、また別に３百円を支出して全町下水路整理に関する調査も行なう方針である。	
大正３	1914	８月16日	e	落し文	演子の新旧火防服装の比較には大いに同感である。おまけに靴を履かされると出動中に足が痛くなって現場で働けなくなる。また、屋根の上では瓦で滑るので無益に破らなければならず、這って動く羽目になる。それでも、少し一服という時にポケットから巻き煙草を出して吸うのにはよく似合う。	「火消さん生」と名乗る人物からの投書 ８月13日付「落し文」に掲載された「演子」の意見に対して賛同の意を示す。
大正３	1914	８月18日	c	一昨夜の地震	16日夜に地震があった。京都測候所地震機の記録では、午後９時17分２秒に発生し、震動方向は北北東より南南西に至り、水平動震動時間は１分47秒、性質はかなり緩慢で弱い揺れだった。	
大正３	1914	８月20日	a	姉小路の火事	18日午後11時半、姉小路油小路西入ルの屋根板商・西村喜一郎方表２階より出火した火災について、当日夜火元になった２階には喜一郎の甥・松井栄一郎ら４名が就寝しており、栄一郎と雇人・山根亀次が気づいたときには表２階は一面猛火に包まれていたという。原因については、中立売署にて取調べ中であるが、煙草の吸殻とも電線からの漏電とも言われており正確なことは不明である。また損害額も未詳であるものの、同家は神戸海上に３千円の保険を掛けているようである。この火災では、消火にあたった主人喜一郎は両手指に、妻のふさは左足に軽傷を負った。	
大正３	1914	８月21日	f	両橋の完成期	京都市が御大典設備の準備のひとつとして２月に起工した加茂川荒神橋は10月に竣工予定である。この橋は以前橋脚は石柱２本ずつだったのに加えて中央部に鉄筋コンクリートの柱１本を増設し、幅４間長さ70間の桁橋とする。欄干は鋳物格子形にし、東西両端には燈籠各２基を建てるとのことで、工費は約５万円、請負者は矢野弥次郎である。 また同時に起工となった疎水二条橋は９月に竣工予定で、工費は約２万円、請負者は神谷工業事務所である。橋脚は鉄筋コンクリートで橋上はアスファルト張りとし、和洋折衷式の造りになる。また欄干の四角に橋塔を設け、其の上部には各３個のランプをつける予定である。 いずれも武田五一の考案によるとの事である。	
大正３	1914	８月22日	a	放火せしは十三の少女	14日夜10時半及び11時半に葛野郡花園村宇多野福王寺田村由之助方ならびに同所寺石伊三郎方より出火して２戸を全焼し、また16日夜同所藤田亀次郎方より出火して同家を全焼した火災があった。所轄花園署では出火原因に不審を抱き、稲生刑事らが取り調べた結果、同所井上卯之助三女・とよが容疑者として浮上した。 彼女は生来癲癇の持病がある事から近所の小娘からは疎まれており、そのことで嫉みを抱いている所に、14日田村由之助の娘・ふさとの口論に敗れ、その腹いせに、まず田村方を薪で放火した。 また、日頃寺石方には叔母のふぢが伊三郎の母として居住しているが、とよは彼女から虐待を受けており、常に不満を抱いていたことから、田村方に続いて寺石方にも放火した。さらに藤田の娘某にも馬鹿にされたことで犯行に及んだということを自白しており、恐ろしいことである。	
大正３	1914	８月24日	a	鞍馬の山火事	22日夜９時40分頃、愛宕郡鞍馬村鞍谷の由良谷、国有山林より出火し、同山林６千歩を焼いて11時に鎮火した。原因や損害については下鴨署にて取	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
					調中であるが、同所稲本万吉が払下の造林を炭としており、その使い残りの木材置き場から出火したということで、おそらく煙草の吸殻であると見られている。	
大正３	1914	８月31日	o	暴風雨と郵便物	28日以来の暴風雨は東海東山道で猛威を振るい、東海道線では13日の暴風雨で大破し数日前に復旧したばかりの山北御殿場間が再び不通となり復旧のめどが立たない状態となった。また、この風雨による影響は電信電話にも及び、電信線（東京京都間２回線）は29日午後６時より不通になり、正午にかろうじて通じるようになったがまだ完全な復旧には至っていない。電話も電信線と同時刻に不通となったままで目下復旧工事がなされており、大阪局を迂回してわずかに１線通じているのみである。そのため申込者が殺到し、局員は日曜にも関わらず多忙を極めている。	
大正３	1914	８月31日	d	二百十日は無事ならん	一昨日以来八丈島南東海上に現れた低気圧の余波が京都府地方にも及んでいるが、京都測候所に取材したところ、その低気圧は新潟付近に去り748ミリを示して北東に向かっており、もうひとつは恒春の西方にあるが北西に進む見込みで京都地方への影響はないとみている。また、高気圧が北海道東方海上に764ミリ（京都測候所では755ミリ）を示している。 この気圧配置を踏まえて予報すれば、気圧の変化の著しい季節なので断言は出来ないが、明日の二百十日は大きな変化がない以上は無事であろうという見込みである。また、昨日午後３時の観測は気圧756．８ミリで、山城全域と丹波東部の警戒を解いた。	また、以下に続報記事あり ９/１「二百十日は愈明日」 ９/２「愈無事　今日の二百十日」 ９/３「穏やかな二百十日」 以上を合わせて資料集に収録
大正３	1914	８月31日	a	小火	29日午後５時頃、岩上通り四条下ルの張物業・石川直三郎方にて表の間にランプを落とし、火が表格子の日覆に燃え移り大事に至りかけたが、辛うじて揉み消した。	
大正３	1914	９月１日	a	遊客の放火 遊興費を踏み倒さんとて	29日午後12時頃、七条新地八ツ柳町の貸座敷・三木りき方に、新町通団栗下ルの田村留二郎と称して登楼した若者がおり、娼妓花栄こと中島はなを30日朝まで１円20銭の契約で敵妓として遊び、翌朝６時頃はなが廊下で雑巾がけをしている隙にマッチを擦って傍の障子に火をつけた。炎々と燃え上がろうとしている時に、はなが気づいて雑巾でもみ消したが、留二郎はさらにマッチで他の襖に放火し、襖・障子６枚、窓付戸障子１枚に燃え移って大騒ぎとなり、家人が駆けつけてもみ消した。留二郎は布団を頭から被って一言も発せず、毒を飲んだかのように苦しげにもがき、時に狂人のように装って逃げ帰ったが、30日松原署にて逮捕された。犯行の動機は金策が出来なかったからであるという。	
大正３	1914	９月２日	a	焼死の決心　飛んだ野良息子の発心	七条新地の放火事件について、逮捕された新道団栗下ルの仏画師・田村治助次男留二郎は目下取調中であるが、彼は昨年９月にも窃盗罪で懲役６ヶ月に処せられ今年３月に出監した。しかし、甚だしい放蕩者であり全く改悛の状が見られず、去月25日親の衣類を持ち出して質に入れ、入手した金で祇乙・宮川町などで遊興した結果15円の借金が出来てしまった。その為、29日に知合いの西洞院花屋町上ル斎田方に借金を申し込んだが断られ、自棄を起こして同家台所にあった出刃包丁で自殺しようとしたが家人に止められた。その後、家に送り返された彼は両親に厳しく戒められたが、同夜10時頃に家を飛び出して無一文のまま七条新地に赴いたという。 留二郎は河村警部に対し、借金を返せないまま死を決し、三木方を死に場所と定めて同家に火を放ったという。また、毒を飲んだ振りをしたのも同家を追い出されないための手段であったと話している。それにしても、三木方にとっては飛んだ迷惑至極である。	９月１日付「遊客の放火　遊興費を踏み倒さんとて」続報
大正３	1914	９月３日	d	自然力と人力	先月12日・29日の風雨では東海・信越などの鉄道線路が破壊されたように、日本の交通機関は常に風雨に圧服されている。また、電信・電話の線にも故障が生じ、東京市内などでも水害が発生した。このような出来事は本年に限ったことではな	資料集に収録

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					い。東海道線の故障などに関しては随分と頻々たることである。日本はいつまでも天災だからどうしようもないという姿勢でいるつもりであろうか。それはいかにもふがいないことであり、日本の文明の恥辱であろう。自然力は強大で、限りある人力では支配する事は出来ない。しかし、自然力を上手く利用して厚生の道を開いたり、自然の暴威を防御する計画をたてたりすることが文明の大きな特色なのである。自然の前に一切降参して何の手も打たず、自然を神秘化・有意化して、これに畏怖を抱いたり崇拝したりすることは野蛮未開の陋習である。野蛮未開は自然に支配される時代であるが、文明は人力が発展する時代である。文明の利器である交通機関が常に風雨の自然力に支配されている日本は、文明国の仲間であるといえるのであろうか。	
大正３	1914	９月８日	a	新し町の小火	７日午前４時頃、新シ町蛸薬師上ルの白書職・柳田安次郎方押入れより出火し、大事に至りかけたところで鎮火した。原因は安次郎が押入れの衣類を取り出す際明かりとしてマッチを使用し、その火気の不始末とみられる。損害はたんす・押入れを少し焼いた程度で、極めて僅少である。	
大正３	1914	９月11日	d	二百廿日も先無事	二百十日は無難に経過し、その後も好天が続いて降雨はなく、依然90度以上の高い気温を示している。二百二十日はいよいよ明日12日に迫り、昨朝何となく薄気味悪い疾風が吹いたが午後より快晴となった。京都測候所によると、沖縄・那覇北方の海上にある低気圧は730ミリを示して北西に針路を取っている。また、奉天北方に位置して北東に向かっている低気圧は750ミリを示している。これらの低気圧はともにかなり発達しており、中心方向は台風・強雨の状態である。東海岸にある高気圧は766ミリ（京都測候所では761ミリ）を示している。以上の気圧配置から、天候は悪くならず前日までの雨も止むと予報されるが、奉天北方の低気圧は北東に向かって急激に襲来すれば多少の影響があるかもしれないが、大事には至らず10日の観測からはまず12日は無事経過するであろうと見られている。	※二百二十日も二百十日と共に農家にとっての厄日とされている。 以下に続報記事あり ９/12「二百廿日は本日　先づ無事ならん」 ９/13「昨二百二十日」 11日、及び12日の記事は資料集に収録
大正３	1914	９月30日	e	上京聯合消防演習	明１日午前９時より、二条離宮前にて上京第一部・二部・三部聯合消防演習を行い、終了時に各司令部長から訓示を行なう予定である。	
大正３	1914	10月２日	b	降雨と増水	29日以来の降雨の結果、１日午前木津川筋が１丈２尺増水し、亀岡附近の保津川でも６尺余りの増水が観測されたが、幸いにも田畑の被害なかった。	
大正３	1914	10月３日	a	東堀川の火事（詳報）	２日午前０時50分、東堀川椹木町下ルの材木商・初田仙太郎方より出火し、同家及び南隣型彫職高谷たみ方・北隣吉岡万助方の３戸を全焼のうえ２時５分に鎮火した。中立売署の調べによると、初田家は仙太郎と妻みつ、長男重太郎、長女みな、次女うめ、三女しめの６人家族で全員が離れ座敷にて寝起きしていた。また仙太郎の義兄の知人の松岡定次が先月29日から２階に下宿しており、重太郎は同25日に店の金２百円を拐帯したうえ馴染みの芸妓と駈落ちして不在である。２日午前１時頃定次が火事に気づいて仙太郎を起こし、彼が表の方へ駆けつけた時には既に手が付けられないほど火勢が強かった。そのため防火や家財の持ち出しを諦め、着の身着のまま家族を引きまとめて命からがら裏手の油小路に逃げ出した。火の手に気づいた中立売署では警鐘を打ち鳴らし、木下署長・蒲警部は消防隊を引率して指揮に努めた。この際、上京第二消防手長谷川留吉が屋根の上での消火活動中に、焼け落ちる棟木と共に転落して臀部に全治７日間の怪我を負った。火元は表の格子戸内六割置場とみられ、これに関しては当時下立売橋の上から見ていた下立売堀川派出所詰増田巡査が証言。しかし、そこには一切火気のものがないので、なお慎重な取調べが続いているが、損害は約１万円であるという。初田家では東京火災に建屋で1,500円、福■火災に動財で１千円、大阪火災に600円の火災保険を掛けてあった。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正３	1914	10月５日	a	新先斗町のボヤ	昨８日午前７時半頃、二条通新先斗町角の後藤ゑなの留守宅に火を失したが、近所の者が消火に尽力し大事に至る前に消し止めた。原因はゑなが火鉢の火を消さずに寺参りに出かけ、その間に襖に火が燃え移って燃え上がったものと判明した。	
大正３	1914	10月10日	a	解雇されて放火	五辻浄福寺西入ルの繻子職・堺利吉方への放火事件に関して、被告である新町寺之内上ル佐藤常吉が有罪となり、９日公判に移されることとなった。この事件は、利吉のもとで働いていた常吉が業績不振と自身の老齢や技術の拙劣さを理由に解雇されたことに端を発し、生活苦に陥った常吉は後日再雇用を懇請したが断られたうえに厳しく叱責されたため、これを遺恨に思い、８月21日午前２時頃利吉方職場へ侵入して障子の腰に麦わらと新聞紙を立てかけてマッチで放火して逃走したものである。	
大正３	1914	10月11日	a	六角の小火	９日午後６時、堺町六角下ルの古物商・川島長兵衛方表２階４畳半の物置から出火したが、柳行李２個を焼いたのみで鎮火した。出火原因は五条署にて取調中。	
大正３	1914	10月13日	a	小火	三条白川橋東１丁目の荒物商・中西慶太郎方２階４畳半の部屋より出火して大事に至りかけたが、障子１枚を焼いたのみで鎮火した。火元となった部屋は水利事務所員が間借りしているが、同朝出勤前に電球を取り外したために漏電が起こったからであるとみられる。	
大正３	1914	10月15日	e／f	演習場所変更	15日の下京連合消防演習は当初東本願寺前にて開催予定であったが、都合により知恩院三門前に変更となった。	
大正３	1914	10月16日	e／f	御所消防演習	15日午前９時、主殿寮京都出張所警務課は皇宮消防隊に臨時非常召集をかけ、常置消防隊約60名、市内より駆けつけた消防夫２百余名が参集した。総指揮官荒木課長は各皇宮警部と消防隊付警手とともに消防隊点検の上御所内に入り、臨時の場合に備えて動作の練習を行った。また多数の防火栓を開き各殿に放水し、非常に好成績であった。 練習後は荒木総指揮官より臨時の場合における心得についての訓示を受けて参会となった。	欄外記事
大正３	1914	10月16日	e／f	昨日の消防演習	15日午前９時より知恩院三門前広場にて下京連合消防演習が挙行された。各消防隊は警官・組頭等引率のもと、一同整列して各署長の点検を受けた後、常備消防手計32名の行進を行った。引き続き腕用ポンプ８台、蒸気ポンプ４台を以て放水試験を行い、最後に各署長の訓示があった。当日は休日であったので、附近は見物人が集まり雑踏を極めた。	欄外記事
大正３	1914	10月17日	a	親の留守に火事	下立売御前通東入ルの手伝業・竹下初太郎方食客・田中覚太郎の内縁の妻・藤北まきは15日午前10時半、子供のきま・吉松の２人に留守をさせて木屑拾いに出かけた。その最中に吉松がマッチで遊び、はずみで火がついたのに驚き庭に投げ捨てたところ、竈の下のかんな屑に燃え移った。きまはこれを母親に知らせるべく駆け出し、独り取り残された吉松が泣き叫んでいるのを近所の者が発見した。15日は休日ということで25軒ある路地の住人が総出で消防に尽力したため床板を焼いたのみで鎮火したが、一時はかなりの騒ぎとなった。	
大正３	1914	10月25日	a	西陣と何鹿の火事	24日午前０時15分、五辻大宮西入ルの生糸兼織物業・吉田虎之助方裏手の漬物小屋より出火し、屋根裏に燃え既に１坪ほどを焼きぬいたところを巡回中の小畑巡査が発見し、同家雇人らと共に極力消防に尽力したため、辛くも大事に至らず鎮火した。損害は約50円で、原因は取調中である。	何鹿郡の記事は省略
大正３	1914	10月30日	a	坐蒲団から火事（大曲馬の）	29日午前１時半頃、八坂通大和大路東入ルの英国ヒッポドロム曲馬興行場入口近くの大工小屋周辺から激しく火の手があがっているのを松原署の常備消防手が発見し、柚木署長・松下警部ら署員消防手や下回りのインド人が極力鎮火に努めた結果、大工小屋と材木少々、興行場の貸座布団約千枚（約３百円相当）を焼いたのみで人畜に被害を出さずに鎮火した。原因は大工小屋の庇の下に片付けてあった観客用の座布団に火の消えていない	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					煙草の吸殻が紛れ込んでいたものと見られている。 尚、同興行場では28日から初日公演が始まり、同日11時頃に閉場後演芸者一同は大仏ホテルに引き揚げ、下回りのインド人十数名がその場に残って就寝していたという。また、興行場にはライオンや象なども収容されていたが異常な行動はなかった。ちなみに今回の火災による興行への影響はない模様。	
大正３	1914	11月１日	e	水道鉄管の破裂	10月31日午前９時頃、疎水広道橋の北５間ほどの箇所の水道鉄管が破裂して水が噴き上がり、辺りは騒然となった。川端警察署大槻部長が駆けつけ、すぐに水利事務所に急報し水源地を止めた後、内匠寮出張所・市水道事務所から技師・工夫が駆けつけて応急工事を施した結果噴水は止んだ。 現場は市水道管と皇宮水道管の交差点であり、両所の技師による原因調査の結果、鉄管の故障のためか水圧によって亀裂が生じて方３尺ほどの穴が開いたものと判明した。また、付近の鉄管にも亀裂を生じた箇所があったのでそれぞれ修繕工事を行った。	11月２日付「吉田主殿頭」・「鉄管破裂の原因」関連記事
大正３	1914	11月２日	e	吉田主殿頭	10月31日午前、御所内の火防用水道の水圧試験を視察したのち一旦京都を離れ、２日に再び入洛して御所・二条離宮内各殿その他御大典設備増建箇所を検分する予定。	11月１日付「水道鉄管の破裂」・11月２日付「鉄管破裂の原因」関連記事
大正３	1914	11月２日	e	鉄管破裂の原因	10月31日の疎水広道橋北詰付近にて起こった鉄管破裂事故について、即日終了予定であった復旧工事がなかなか進まず、さらに数日を要する見込である。 原因は、事故発生と同日同時刻に吉田主殿頭が御所にて各殿備付の火防用水道栓を抜いて水圧検査を行ったときの水圧力で、鉄管の品質が粗悪であったか工事の粗漏に起因すると見られている。	火防用水道の検査の影響で鉄管破裂＝「文明の限界」にあたると判断
大正３	1914	11月７日	a	市役所に放火　犯人は未だ不明	６日午前９時半、京都市事業部陶山総務課長より川端警察署に「市役所庁舎内に放火された形跡がある」との通報があり、同署では事態を重く見て関警部・中村刑事部長らが市役所に急行して現場を臨検した。場所については、御池通寺町東入ル京都市事業部庁舎の通路に面する計算室床下空気抜きの金具を破り、その穴に木片２個・石油で浸した古新聞を挿し込んで放火したらしく、その周辺は焦げていたが燃料が少なく床も高かったために他には燃え移らずその場で燃え尽きたと見られている。 川端署では犯人を厳探中であるが、事業部計算室床下の空気抜きの金具を破って放火したということで同事業部に対して恨みを持つ者の犯行だという風説もある。とにかく物騒千万の事態である。	
大正３	1914	11月13日	a	河原町の火事	12日午前10時、河原町松原上ルの石油商・岩田岩松方裏手石油置場前から出火し、見る間に同家蔵置場及び隣家の堀福太郎方ガラス工場を全焼して11時に鎮火した。出火原因は７，８年来同家に通勤している幸竹町松原上ル筒井栄三が当日朝来同蔵置場前でマシン油のハンダ付けをしていた際に誤って失火したためであり、石油に引火して爆発したため燃え広がるのが早く、火勢も強かった。 所轄五条署では通報を受け、武盛署長・星野警部以下署員全員が所属消防隊とともに駆けつけ、また松原・七条・堀川・川端署からの応援もあり、直ちに高瀬川から取水して消防に尽力した。しかし、火の回りは早く石油・重油・軽油缶約百個と蔵置場・ガラス工場を全焼し、隣接する３軒の壁に火が至ったところで辛くも鎮火した。この騒動の中で主人の岩松が卒倒して一時人事不省に陥ったが後に回復し、間の町高辻西村方で静養のうえ五条署の取調べを受けた。	
大正３	1914	11月18日	f	荒神橋	22日午前10時より春日学区・錦林学区が発起となって渡橋式を行い、一般の通行が可能となった。以前は木造で幅２間だったが、改修後は橋げたを鉄筋コンクリートとし、幅４間、長さ69間となり、昔とはだいぶ様変わりしている。また、橋台にはもとの丸石柱を利用し、さらに新たな柱を設けて３本足としている。総工費は４万円、意匠顧問は武田工学士、設計は京都市役所工務課、工事請負人は丹波の矢野組である。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正３	1914	11月18日	a	少女怨みの放火	愛宕郡岩倉村岩倉の北川亀次郎の四女・やすは、９月11日より油小路御池下ル友禅図案業松本忠次郎方へ住み込みで下女奉公をしていた。彼女には盗癖があり、10月５日より今月12日までに主家の金を数回にわたって計30円を着服し、買い食いに使っていた。しかし、このことが主人に発覚し、厳しい叱責を受けたことに腹を立てて、放火して復讐しようと思い立った。 そして、16日夜11時半、頃家人が寝静まったのを見計らって裏納屋漬物小屋に忍び込み、俵を積み重ねて火をつけた。しかし、大事に至る前に主人に発見されたので計画は失敗し、隙を見て逃走し付近の軒下に隠れているところを中立売署上山・津田両巡査に捕まった。	
大正３	1914	11月24日	a	放火して喫煙す　しかも炭屋の炭に	23日午前４時頃、新車屋町仁王門角の薪炭卸商・伴野助五郎方軒下に積まれていた木炭の、地上３，４尺の場所にある５，６俵が炎々と燃えているのを巡回中の川端警察署香山巡査が発見し、すぐに家人を起こして大事に至る前に消し止めた。 この火事は放火と断定され、付近を徘徊していた新間之町仁王門下ル頭町平民無職奥村米次郎を捕らえて尋問したところ、煙草を吸おうとしてマッチを使おうとしたが火がつかず、炭俵に火をつけてそれで煙草を吸ったということを自白した。その為、本署に引致して取調中であるが、あと10分発見が遅れれば大事に及んでいただろうということで実に危険な状態であった。米次郎は22日午後１時より家出し、京極を徘徊して七条新地に３回出入りして各所の居酒屋へ入っては酒を飲み、ついに昨日午前３時頃前記の行為に及んだとのことである。	
大正３	1914	11月27日	a	山科駅前の火事	25日夜８時10分頃、山科停車場前の森田いく方より出火し、同家を焼き払った上で同９時に鎮火した。原因は風呂場の火の不始末と見られる。損害高は取調中。	
大正３	1914	12月16日	a	即決一束	▲柳原の失火 柳原町宮の内大塚幸次郎は８日午前９時より午後４時頃まで自宅横手の空き地にて焚き火をしていたが、火の始末が悪く傍の屑物に燃え移り、居宅他３戸を焼失させたため、罰金30円の処分を受けた。	火災の記事のみ採録
大正３	1914	12月24日	e	御煤払中止と消防点検	京都御所は例年12月に各殿の御煤払を行うが本年は諒闇中の為、中止となった。23日は皇宮消防隊火防常置以外市内にある駆付皇宮消防を御所に召集し日野西署長・太田庶務課長・荒木警視出張の上、点検を行った。	
大正３	1914	12月28日	a	餅搗きから小火	27日午前10時半、不明門通松原下ルの呉服太物問屋・安盛善兵衛方台所より出火し、五条署・七条署より消防夫が駆けつけ、11時半に鎮火した。被害は屋根をつき抜いたのみで幸い大事には至らなかった。原因は当日午前２時頃より正月の餅つきをしており、２石余りをついた頃に火気が煙突より漏れて屋根裏に入り込み、自然の熱で失火したと見られており、煙突はレンガで出来ていたが手抜きと見られる部分もあるという。大した損害はないようである。火災当時は場所柄だけに付近は騒然となった。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正４	1915	１月１日	f	大正式消防蒸気	(広告)	資料集に収録
大正４	1915	１月３日	a	初火事	１日午後６時半頃、堀川署望楼にて青木消防夫が監視中油小路八条下ルの田中愛之助外４名共同所有の青物洗場小屋より失火。盛んに燃え上りつつあるのを認め現場へ急行。右小屋一棟焼失したのみで漸く消し止めたが原因不明。	
大正４	1915	１月３日	a	新京極みゆき館の失火	３日宵の頃、新京極の中位活動写真館みゆき館より失火。場所柄時間柄未曽有の大混雑をきした。８時40分、みゆき館の撮影機の一部のカーボンが突然、転覆して点火し易いフィルムに延焼した。火は撮影室に充満して撮影室を突破し、場内に観覧中の約600の観客は悲鳴を揚げて木戸口に雪崩を打って逃げた。猛火は北風に乗じて南隣岡本小間物店を２階伝いに舐め一方餘焔は北方に延びて北隣の佐々木栗おこし店の２階に迫ったが大事に至らなかった。所轄五条署と市内各署の消防夫はすぐに駆付け消防に尽力した。延焼約30分後、９時10分に鎮火した。損害高はフィルム２本、建築物、器具並びに撮影機具等合算して約3000余円に及ぶ。死傷者が１人もいなかったことが不幸中の幸いであると署員の１人は語った。	号外 １月５日続報「みゆき館失火余聞」 その後松原署の取調によれば当夜日本活動写真会技師古門前縄手東入三丁目右西町の佐々木房次郎方岩上米吉（23）が四条縄手西入菊水旅館の倅大西幸之助（22）を助手として舊劇怪力伝助上中下３巻を映写し上巻200尺を映写中、セルロイドフィルムが中途より切断して焼点の箇所に止まり忽ち火を呼び上巻より発火した後傍にあった中下巻に燃移り遂に天井を突抜いて大事に至った。 １月15日「みゆき館の罰金」 14日当区裁判所川那邉判事より各罰金100円の判決を受けた。
大正４	1915	１月４日	a	翦風號墜落して荻田大橋雨氏深草の露と消ゆ	一昨年５月４日、武石浩坡氏が深草の露と消えしより十六師団深草練兵場は飛行界にとりて忘れ難き所なりしを今又翦風號墜落して荻田大橋雨氏は武石の後を逐ひて無惨なる歴史を繰返すの地とはなりぬ。 荻田常三郎氏は３日京都を訪問して大阪に帰らんとし９時40分余大橋助手を乗せ練兵場東南隅より滑走して北方に向いしが機は火薬庫上西方にて上下舵の安定に故障ありにしや機は真逆様に急転直下墜落し同時にガソリン発火して暫時は倒立した儘機一面に火となり両氏は無残にも機の下敷となって黒焦となりしが斯くと見た阿佐美中尉はソレッと計り安藤伍長其他の衛兵と共に駆付け防火栓を抜いて漸く猛火を消し止めしも既に右翼半分と後部の方向舵を余す外は悉く焼き尽くしたる後なりき。 墜落地点は第十六師団兵器廠（京都陸軍兵器支廠）内火薬庫地域内にて火薬庫を去る正西方約60メートルにて出発地点より約1000メートルの距離なり。火薬庫の付近とて支廠部内にては驚愕一方ならず何れも戦時状態にて防火に尽し幸いに事なかりしは不幸中の幸とも言うべきが万一火薬庫上ならんには京都伏見は勿論近村に及んで大惨事を惹起すべかりしなり。	荻田氏の写真あり 数日前に飛行成功を讃える記事あり 後日、荻田氏の死を悼む関連記事多数
大正４	1915	１月６日	a	三条の昼火事	５日午後２時15分、三条通新京極東入ル南側の本田洋服店支店（福地ひな名義）方台所より出火。火は更に西隣日本蓄音機商会京都支店を舐めしが、京都座の者が消防に尽力すると共に川端署及び所轄五条署の消防隊が続々と駆付けた。最初、蓄音機商会では消防夫の闖入を峻拒したが、消防の必要上、同家目掛けてホースを４本まで差し向けたが同家は加水一時に至って半壊した。西方への延焼を免れ一方、火は東隣の鈴木文具店２階の一部を舐めて同２時40分鎮火したが、三条通は東河原町、西寺町及び新京極に非常線を張った。原因は当日の正午、同家雇人丹波亀岡町字安町山本甲子郎（18）がひなの命により本店の三条御幸町西入本田洋服店より藁灰を拵えた後、一杯をバケツに移し、その残りを十能に入れて戸棚の裏手に捨て置いた所、後始末が悪いために忽ち失火し、甲子郎が気付いたときには既に２階に伝い居たるより大声を揚げて救いを求めた次第にて当時主人ひさ及び下女ひな（19）等はいづれも不在。	１月６日続報「火事の罰」 略式裁判にて21日罰金30円
大正４	1915	１月７日	a	洛南名刹石峰寺の炎上	６日午前１時半、洛南深草黄檗宗百丈山石峰寺より出火。本堂全部を焼失し、同４時半鎮火した。住職坂田拙門師がパチパチと本堂裏手の異様の音に気づき、直ちに庫裡の雨戸を外して駆付けると、本堂裏手の戸障子は既に炎々と燃上っていた。本堂横手を開いて宝物入長持を取出すため村民数名と共に手を尽くしたが容易に動かせず、何一つ取	１月８日続報あり

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正4	1915	1月7日	a	洛南名刹石峰寺の炎上	出せなかった。 一方、深草消防組は真先に駆付け続いて騎兵第二十連隊、歩兵第三十八連隊、野砲兵第二十二連隊輜重兵第十六大隊の消防隊各々45名駆付け山内の溜池に水管をつけ消防に尽したが、水の手は既に涸れていた。兵士達は庫裡の廊下を破壊して延焼を防ぎ付近を警戒したが何分山上の伽藍の上に石階狭くして混雑し、本堂は見る見る中に全焼し、同4時半鎮火した。 山上の火災だが、京都市中に早く知れ渡り七條、松原両署より常消防組駆付けたが、付近には宝塔寺又は伏見稲荷の建物ありて警戒を加え居たり。又、現場の山麓は第十六師団将校の私宅居並びがあり師団の各部隊兵卒は各々駆付警戒を加えたが幸い無風で燃上りし本堂は中途背面に倒れ、山麓は此の危険を全く免れた。損害高は約2万円。出火原因は目下伏見署にて取調中だが住職拙門師（70）は極めて用心深き質にて毎夜一時頃に必ず山内を一巡し同夜も見回りしに何事もなかりしが是まで屡々山家、乞食の群が本堂裏手にて寝るとある近来追放せしに本堂裏に枯葉の積みあるとを見れば或いは山家などが暖を取らんと焚火なし跡仕末の悪しき所より出火せしならんとも言う。	1月8日続報あり
大正4	1915	1月8日	a	郡部の火事	7日午前1時半、府下葛野郡川岡村字岡小字石畑7番戸の小泉庄太郎所有長屋の内一號現居住者車大工服部松之助方より出火し、同長屋居住足立筆吉方と共に2戸全焼隣屋四方文吉方半焼にて同2時20分鎮火したが、原因取調中。	
大正4	1915	1月9日	e	消防出初式	8日午前11時より岡崎公園桜馬場にて京都市部消防組出初式演習が行われた。市内七条署各署長は所属消防員を率いて午前9時までに演習予定地指して繰り込み同公園武徳殿前に600余名整列した。器具の検査及び演習が行われた。消防の幹部に対して「消防の第一義は失火を逸早く発見することにあり、不眠不休の態度にて一層努力するべし。本年は当地において御大典を御挙行あらせらるることになり、今後は各自注意して其の本分を努すべし。」との訓示を与えた。	
大正4	1915	1月10日	a	南座前の火事	9日午前3時14分、四条通川端東入ルの雑貨店・名和源次郎方店より出火。全焼し更に2階伝いに隣接焼芋屋道下幸松方2階を突き抜いたが、南座より備付のポンプを引出して消防に尽力した。次いで松原署より多数の警官並びに消防夫が駆付け漸く鎮火した。原因は当夜源次郎が寝酒を呷り痢の火を火鉢の中に残して置いた所、陳列棚の上で鼠が荒れ回った結果、紙箱を火の中に落とし、その後、大事に至りにして素破火事と聞くや丸菊、富二、愛太郎、梅次郎等の美形連が長襦袢一枚で付近に飛び出し、おぉ寒むとガタガタ震えていたが、さすがに場所柄と思われ損害2,000円にして、名和方には1,000円の保険を附しありという。	1月14日続報あり 罰金は40円
大正4	1915	1月10日	a	四年越の火事泥	寺町蛸薬師角の皇国館主人・森村益三（36）は明治45年3月29日新京極福真亭より出火の節、盛んに火事場泥棒を働きたりとの噂高かりしが、此程に至り、当時類焼せる丸安事濱口保次郎方のドサクサに紛れ江馬天江の書の大幅、蒲団10帖、宣徳火鉢一個、其他10数点を窃取した事発覚し、8日五条署に謙虚されたが他に同様の余罪多き見込にて引続き取調べ中。	
大正4	1915	1月10日	e	伏見の消防演習	伏見消防組は15日午前10時定期演習を執行する予定である。当日は警鐘で伏見署前に集合観月橋畔にて消防競技を終了後、御香宮にて河隅伏見署長の訓示がある。	1月16日欄外にて伏見消防出初式の記事あり
大正4	1915	1月12日	a	雨中の火事	(注小見出)【全焼四戸半焼一戸】 11日午前5時頃、夜來の雨は凄まじいものだったが火元は御幸町押小路下ル西側電氣鍍金職高田民蔵方裏職場にして出火時間午前4時半火はまず7坪の職場を包み、表の本宅に移り、南隣堀井亀次郎方に燃え移りて同家を八分通り焼き、同家裏隣の工藤井栄之助方12坪2階建てを全焼し、一方火は北隣の空家（富小路三条下ル深田政太郎持家）25坪の2階全部を焼き尽くし火炎はなおも北隣の活版印刷所戸田虎蔵方2階を舐め、同5時20分漸く鎮火。原因は、高田方にて前夜10時頃まで	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					職場で硫酸銅を炭酸10個箇程活けし３個の炉の上に置き、火気強いために箱が焦げるとともに、炉へ墜落し、傍らには蓄音機の円盤原料たる蝋があり、右に延焼して大事に及んだ。損害は約５,000円。	
大正４	1915	１月15日	e	堀川治水問題	(注小見出)【市参事會にて激論起る】 京都市大正４年度予算案に堀川治水事業を打ち切りとしたことに批難の声が高まりつつある。昨日の参事会にて同問題に対する攻撃的質問が続出した。浅川、西村、鈴鹿各会員は堀川治水改修工事継続施行の必要を述べ、もし本願寺前花屋町以南八条間の工事を中止にするのは堀川増水の際、上流より押し出された水を一時にこの所に停滞させるに至り、遂には氾濫し、その付近の民戸の被害は反って以前よりも一層甚だしきものである。土木課の調査によれば６万乃至７万円内外の経費で未着手の部分を改修すべきと言える。２年継続工事として必要な工事は毎年継続的に施工するようにしてはどうかと論じた。西村氏は一旦、決定した継続的工事はその年の事情によって、変更せず、毎年施行し一年でも早く完了したいものである。理事者は治水工事はその要なきものと認めるのはどうかと切り込み、午後の会議はほとんど本問題の質問で持ち切りの状態で井上市長はこれに対し、治水事業は決してこのままで止めるわけではない。昨年度は財政の都合上一年間だけ中止することにしたのであり、財政上の都合さえつけば明後年は又一時にこれを完了することになるかもしれないと言ったが、各委員の質問はこれにて止む気配なく、審議の結果によっては或いは適当の修正を加えることになるかもしれないという形勢であった。	４月６日続報「堀川治水問題」 堀川治水工事について市会で満場一致をもって北小路以南塩小路に至る未着手の分に対し、改修工事に要する用地買収費として１万５千円余、工事費として約３万５千円を要する。財源を如何なる所に発見し得べきか此の点に関しては市会にては歳出部の短期公債償還額を２万円減額して之に充つべしとの希望もありたるも這の償還額減少については其の筋の認可を経ざるべからず此の認可も容易に得難かるべければ旁々此の工事の財源については自今のイザ知らず本年度の追加予算として発案することは頗る困難なるものあるべしと云う。
大正４	1915	１月18日	a	鞍馬口の火事	(欄外記事の為、詳細は判読不能)	
大正４	1915	１月20日	a	盲生盲唖院に焼死す	14日正午、盲部按鍼灸科４年生蔭山一郎（21）が他の学友４名と共に按鍼実習室にてストーブをたいて雑談中、火炎迸り、衣服に燃え移り大火傷し、ついに焼死する椿事が出来したり。当日は午前中に終業園教諭当直番にて居残り、階下遊歩道を巡視中に２階西端に当りて火事よ火事よと絶叫せるを耳にしたるより直ちに現場に駈付けたるに蔭山一郎は着衣に火を受け、倒れ他の学生４名なども狼狽していた。直ちに之れを消し止め蔭山を救い出し鳥居院長以下職員駈付け応急手当を加え府立病院に送りたるなり。原因は右５名の生徒が午食後ストーブを囲み暖を取りつつある際、烈風激しく吹き入り火焔迸り出て蔭山の着衣に燃え移ったものにて同人は悲鳴を挙げ他生徒も驚きて蔭山の救護に努めたが、５名共全盲にて活動意の如くならず。水道栓も凍りて水が出ず、下に水を汲みに降りる間に蔭山は既に半身の腰部以下に大火傷を受け人事不省に陥りしものなり。蔭山は傷所重くして到底回復の見込みなく、17日午前２時50分、遂に死亡せり。 今回開院以来未曾有の失態を来したることなれば、今後一層職員一同戒心し、充分保護と監督の実を挙ぐべきよう鳥居院長は部下一同に訓戒するところあり。	１月27日続報「盲生焼死責任処分」 鳥居院長は引責進退伺を提出したが大森知事上京中につき帰洛の上何とか処分する筈なり。鳥居院長及び当日の当番たりし園教諭等は譴責処分位に付せられるべきかと。 ２月２日続報「盲唖院善後策」 京都市立盲唖院において院生一名焼死した件につき院長鳥居嘉三郎氏は進退伺を提出し謹慎中だが31日付を以て大森京都府知事より小学校令施行規則第211条盲唖院は小学校令に準拠すとの成文に基づき小学校令第48条職務上周到なる注意を欠ぎたるものと認められ月俸一ヶ月分十分の一に減俸に処する旨の辞令あり。院にて院長以下、今後互いに相戒飾して一層院生の保護と監督を厳にすべく更に変事の発生した14日を以て記念日となし毎年此の日を以て丁重に追弔法会を行うこと等を申し合わせた。尚、之と同時に経費の許す範囲内にてストーブの周囲に危険の恐れなきようの設備を加えたりと。
大正４	1915	１月20日	a	錦の昼火事	19日午前９時40分、錦小路通東洞院東入ルの魚鳥商・佐々木房次郎方２階座敷より失火し、２階を全焼して10時半鎮火した。原因は前夜ブリキ製の炬燵に藁灰を入れ就寝したる處熱度の爲め櫓に火がつき夫れより蒲団、傘棚、天井に延焼いて遂に大事に至りしものなりと急報に接し五条署より消防出動したが場所柄と謂ひ一は魚市の最中とて騒ぎ一方ならず多数の人々早速駆付けて意外に早く鎮火したのは幸いなりし。損害取調べ中。	
大正４	1915	１月22日	d	火事は直ぐ知せ	(注小見出)【松原警察署の注意書き】 松原警察では、火災の取締に関し部内各学区、公同組合、遊郭等に左の注意書を配布したが、頗	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正４	1915	１月22日	d	火事は直ぐ知せ	る良い事と思うので大要を掲げて一般の御参考に供する。　火事が冬期に最も多いことは統計の示す所であって昨今此の禍に罹る者が多いのは甚だ遺憾である、幸いにして常備消防の設置が出来一方防火栓をしようするようになり、延焼の被害少なく且つ速やかに鎮火できるようになった。火事そのものの当初の状態を調査してみると最初、一家若しくは両隣位で消し止めようとしたが思うようにならず、天井に移り屋根を抜いていよいよ本物になると、初めて火事じゃ火事じゃで騒ぎ出すのが多い。それと同時に警察なり派出所へ急報するのが例となっているように思われる。一方消防手法では、この報に接し又は炎々火の手の揚がるのを見て始めて消防に着手するような次第で結局一棟乃至２棟位の半焼又は焼失を免れぬ事が多い。これがもし当初自宅又は付近の電話によって急報世羅るるならば警察では警鐘の鳴るに先立ち取り合えず常備消防手を派遣する事となるから万事が手っ取り早くたとえ不幸を見るにしても所謂小火位の事で済むから自然延焼を免れる事が出来る。火元ではその何れを問わずこの方法を利用して即刻住所氏名を急報されたいとの事であるが中には悪戯者がおり、時々嘘の電話をかけて警察を騒がせる者があるのには困るそうだ。	
大正４	1915	２月３日	e	本派消防出初式	本派本願寺消防夫出初式は２日午前10時より消防部長以下組頭、小頭消防夫等100余名を召集し両堂中央の白州において執行し牧野監正部長、金ヶ原堀川警察署長等の訓示ありて演習を為し頗る盛況なりし	
大正４	1915	２月８日	a	陶料会社の火事	７日午前０時10分、紀伊郡柳原町字七条裏の日本陶料株式会社より失火し、火は忽ち風に煽られて乾燥室２棟を焼き尽くし素焼場２室を半焼して１時半漸く鎮火した。警鐘に接し七条署より吉村署長以下消防隊駆付大いに尽力したが原因は暖炉にて損害は乾燥室16坪、素焼場12坪を併せて此の建物２,800円、原料約600円なり。同会社は従来、馬町通廣道西入ル所に於て営業し居たが昨年５月前記の所に移転し目下共同、日本、帝国の三火災に対し都合15,000円の保険を付し居れりと云う。	
大正４	1915	２月10日	a	御陵守衛巡査詰所の全焼	９日午前１時20分、伏見桃山両御陵守衛のため清水坂に新設した伏見警察署巡査勤務詰所より出火。全焼の後、２時40分鎮火したが、御陵下の村民は火の手を見るや直ちに駆付け消防に尽した。河隅伏見署長は巡査及び消防夫数10名を引連れ消防に務めたが、同建物は10坪のものにて昭憲皇太后御斂葬当時建設したものなり。同夜は伏見稲荷の初午のため平常同所に詰ていた巡査部長以下11名は警戒のために出張り、その後は教習所を出たばかりの新巡査11名と交代し折柄巡回中の数名を除いて一同熟睡中の事で何れも取る物を取り、飛び出し制服制帽を悉く焼失した。原因は目下厳重取調べ中だが、或は電灯の漏洩とも言う河隅同署長は鎮火後東御陵造営事務所に出頭し、出火のお詫びを申上げ又桃山に出張中の伊藤宮内属は本省にこの旨を打電した。	
大正４	1915	２月10日	a	失火の罰金	鞍馬口寺町東入ルの合羽製造業・釈次郎吉方井上静三郎（18）は去月17日愛宕郡鞍馬口村字俵野の合羽製造工場を己の不注意で焼帰した事により昨日、区裁判所にて罰金20円に処せられる。	
大正４	1915	２月23日	a	監獄所の火事	22日午後３時半、京都監獄署構内東北物置部屋より出火。同部屋を焼失し、同じ棟の西手に続く女囚教誨堂を焼き尽し、４時半頃、鎮火した。最初ソレ出火と云うや男囚消防夫は常備のポンプを引いて消防し続いて上長者町、中立売署其他市内各署の消防夫駆付け東北隅の塀外より盛んに放水消防に尽くした。教誨堂は21日午前教誨せし以後閉鎖し綿獄と雖も一切火気ある筈なく野口典獄、柏木典獄補専ら原因及損害高取調中なりしが此の稿締切までは判明せざりき出火当時女囚（50余名）は作業中で署員が比較的早く発火を発見した為、紛騒を来たさず又女監は平常一切男子を近寄らしめざる規定だが非常の場合とて消防囚を出入せしめたるものにして男囚は目下1424名を収容な	２月24日続報「監獄火事余聞」22日午後出火した京都監獄署の建物は明治16年の建造で当時561円の費用を要したため時価211円になる。原因は目下取調中にて判明せず。当日物置小屋に出入した者は午前11時頃と同３時の２回監督付添の下に各５名の女囚にしてそれ以外に立ち寄る者もなく、彼等の内に形跡を認められず引続き取調中。

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
					しあれど是は塀を隔てて夫れぞれ分割的に収容しあることとて失火すら知らざるものありし位にて男女囚共平常の如く同４時何等の渋滞なく当日の作業を終了せしめしが、なにぶん、出火の場所が場所だけに付近は非常の雑踏を来し又永田警察部長の先頭に駆付けしを始め各警察署長、堀裁判所長、佐藤検事正、ただ監督判事、各判検事んどそれぞれ出張、視察する所ありたり。監獄に接近せる二条離宮は皇宮警手は勿論、殿部殿丁等万一の防備に着手し主殿寮より日野西所長を始め荒木警務課長は常置消防隊を引率して駆付け総ての手配を為し又築地外は上長者町署の警官消防等を以て万一の警戒を加へたり。	
大正４	1915	３月12日	a	盗んで火付	近頃、七条新地竹林図子小笠原楼に登り豪遊を極め居る若者あるより堀川署の村田榊両刑事が内偵したるに、此奴は馬町兼任時町東入桜井良吉（36）とて前科２犯ありて何れも京都監獄入監中懇意となり、出獄の上は共同して一仕事を為さんとを約し良吉は昨年６月安太郎は12月に出獄せし上にて互いに往来せしが去月22日午前２時、葛野郡衣笠村字小北山文具商大西常次郎方不在中忍び入り衣類十数点（70円）を窃取逃走の際、犯跡を晦まさんとて炬燵を転覆し置き布団３枚畳３帖を焼き床下に燃え移りつつあるを折良く常次郎妻きくが帰り来りしかば大事に居たら座知り事実あること判明したれば、10日同楼を出でんとする所を引致し、目下余罪取調中なるが、右の外上七軒に亘り価格400余円の衣類雑品を窃取し蔵品は楊梅通新町東入高木質店に入質し居れりと。	
大正４	1915	３月12日	a	自ら火中に投じて死す	昨晩如意滝の死体は川端署の警察医師の検業全く自ら焼死を遂げ死後約14、５時間を経過したものと鑑定された。同署谷口警部補の談によれば、21日の夜鹿ケ谷町辺にて如意ヶ嶽の山火事ならずやと噂し居たるは全く本件にして山頂より２、30間下方の小道に松其他の枯枝を堆積して火を付け、シャツ及び褌のまま自ら火中に飛込み頭部を除くの外全身黒焼となり仰向に死んでいた。死体の背中には検するにシャツが焼け付きあり。傍らには鉄無地御召の羽織を袖だとみにし鼠色皮鼻緒の引摺下駄一足の遺留品あり。頭髪は角刈にて織屋の職人らしく蟇口を所持し居たるにや口金丈け焼け残り焼けたる五銭白銅貨２枚と一銭銅貨一枚発見した。兎に角、精神異常の結果この無残の死を遂げたるものならん云々。	
大正４	1915	４月１日	a	小火は過失	（欄外記事の為、判読不能）	
大正４	1915	４月６日	a	ペスト室から あはや出火せんとす	５日午前11時半頃、葛野郡朱雀野村字聚楽廻り京都府立細菌検査所のペスト試験室内にある孵卵器の下に、温度を保つ為めに置かれたランプが転覆し、中の石油が溢れ出たために火焔は床を伝い初めて大事と見へた。出勤中の井堤所長はソレと見て駆付け少数の小使や近所の百姓を狩り集め水をかけるやら試験室内の十用品を持ち出すのやらの大混雑の所へ上長者町署からポンプを運びつけ府の衛生課からは技師や警部の面々も到着したので総大将井堤君以下技師や警部連が必死となって消防夫と小使と百姓との連合軍を指揮し、消防夫と小使と百姓との連合軍を指揮し消火に努めたので大事に至らず内部を焦がした位で消し止めたのはお手柄だった。細菌や顕微鏡などが何一つ損害を蒙らなかったのは不幸中の幸いである。	
大正４	1915	４月６日	a	小学児童の変死？	（注：小見出し）【修道校に不詳多し】 馬町五条東入ル修道尋常小学校において児童が変死する事件が相次いで起こっている。同校は以前、４年生の田辺幸次が校庭に焚き火をした際、火が衣服に燃え移りて終に焼死する惨事を出した歴史を有する。今後、十二分の注意ありたきものなり。	
大正４	1915	４月８日	a	奉公が厭で放火	５日午後７時頃、新車屋町二条下ルの米穀商・中村徳次郎方裏手物置小屋より出火。家人が消し止めて大事に至らなかったが川端署の谷口警部補の検証では放火の疑いあり。内部犯と見込み操作の結果、４月１日より奉公していた松屋町出水下ル秋山己之助長男伊之助（14）に不審な点が多く、本署に引致して取調べたところ、新聞紙に火をつ	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					け餅米入の叺８個の間に挟んで放火した事を自白した。同人は奉公が嫌で実家に帰りたくても許されず放火でもしたら、こんな者は仕方がないとして暇を出されるに違いないと事を起こしたと申し立てた。	
大正４	1915	４月10日	a	十六師団糧秣倉庫出火	９日午後５時10分、伏見町字菱屋町第十六師団糧秣倉庫内野積乾燥馬糧一山より出火し、約２万余貫を焼失して同８時鎮火。同倉庫には衛兵司令歩兵第三十八連隊第六中隊川上軍曹以下６名派遣され出火と見るや全員必死となり消防に尽力したが何分山なす２万余貫の枯草は見る見る中に火柱となり白煙は濛々と拡大して伏見の西北部の空を掩ひたる有様に逸早く歩兵第三十八連隊より平野中佐指揮の下に兵士800余名を先頭に騎兵第二十連隊、野砲兵第二十二連隊、輜重兵隊第十六大隊、工兵第十六隊よりは各々一個中隊の消防隊が出動し、歩兵第三十八連隊兵卒は同倉庫内の火元消防の任に当り他の部隊は付近の警戒に任じたが此辺一帯は水の手が頗る悪く消防に苦心したが、遂に第二疎水にポンプをかけて防火に尽力する所あり。伏見、深草、竹田、鳥羽、堀内の各消防組も駆付け、防火に尽くしたが何分山と積みたる火は崩さんとすっれば火子は産卵して危険のため水柱するより外なく其の混雑名状すべからざりしが幸いにも他の建造物には類焼せずして鎮火した。急報に接し目下松川師団長東上中なるより渡邊参謀長、木下参謀、平澤高級副官、安江、黒瀬両副官及び今井経理部長其他同部員現場に駆付け詳細取調べをなし取り敢えず東上中の松川師団長に急電すると同時に岡陸軍大臣に此旨報告したが、同倉庫内には一切禁煙だが出火の際は野積乾燥馬糧の上部より炎々と白煙が昇るのを通行人が発見し、歩哨に告げ初めて一大事と知る始末にて原因は全く自然発火ならんか。	
大正４	1915	４月11日	a	漏電屋根を焼く	９日午後５時過ぎ、大宮一条上ル西入ル青殿町の黒住與四郎方電燈線より漏電し、直ちに30間余発火するとともに同家屋根裏に燃えついたのを通行人が発見。上長者町署より消防隊が駆付け、一方京都電燈会社より多数の工夫を急派したが、大事には至らず６時過ぎ復旧せり。	
大正４	1915	４月13日	a	花見小路の昼火事	12日午前10時、祇園花見小路歌舞練場前の京都瓦斯株式会社出張所より発火。幕より２階に燃え移り、屋根を一坪ばかり突き抜いて11時に鎮火。原因は焜炉より火が漏れたため。	
大正４	1915	４月26日	a	不運な娘と老婆の焼死	25日午前２時50分頃、小川椹木町上ル米商人大西岩次郎方表４畳間より失火し、猛烈な火勢は北隣の骨董商・松井文蔵方離座敷と南隣の市吏員・東安次郎方とに燃え移ったが、深夜のため容易に気付かず、大西方にても漸く出火と気付いた時は火は既に辺りに燃え広がり、なすすべも無く岩次郎と妻らは火傷を負いつつ逃れた。岩次郎母むめ（94）、三女べん（21）の姿が見えず、家人は逃げ遅れたるに非ずやとて屋内より救い出さんとしたが炎々と燃え盛る炎は到底面を向くべきもあらず。火は３時半、大西方は土蔵一棟のみを残し、松井方は離れ座敷を全焼し、東方は半焼の態にて漸く鎮火したが、憐れや老婆と娘と焼跡より黒焦げの死体となって現れた。原因は確証はないが、むめは前記表４畳の間に就寝後、夜中誤ってランプが転覆したものの如く老齢の身なり且数ヶ月前より身体の自由ならず如何ともしがたく忽ち火炎に包まれたと覚しく。娘は老婆を救うべく引き帰したが為に逃げ場を失い、焼死したと思われる。損害は取調中。大西方にて一物をも取り出し得ざりし由にて少なくも損害一万円に達すべきが2,000円の火災保険を付しありとの事。因みに娘べんは女学校も既に卒業し良縁ありて昨25日を以って輿入を行う筈なりしに其未明に突如として此厄に遭い、気の毒なり。	
大正４	1915	４月26日	a	猪熊の火事	25日午前７時半頃、猪熊下立売下ルの建築請負業・中村吉之助（42）方より出火し、２階全焼の後、８時に鎮火した。大西方の出火を聞き、吉之助は職人と共に駆付けたが、早朝器具を取り出すべく蝋燭に火を付け２階に赴いたときの蝋燭の火が他に移ったことに気づかず大事に至ったのか確	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					かではなく、損害と共に取調中。	
大正４	1915	４月27日	a	棄てし灰より	下数珠屋町花屋町下ルの宿屋業・今井仙太郎方雇人畑さき（60）が25日午後３時過ぎ竈の灰を裏の空地に投棄し、火気が下数珠屋町通不明門東入湯屋業森田末次郎方の板塀に燃え付き、１尺四方ばかり焼けたのを同居人の伊上はる（27）が認めて知らせたので大事には至らず打消した。	
大正４	1915	５月２日	a	鹿ケ谷の山火事	30日午後１時頃、鹿ケ谷町字大黒の谷服部作兵衛所有山林より発火し約１町歩を焼失した。鹿ケ谷町民10数名の消防にて同２時過ぎ漸く鎮火した。原因は作兵衛の四男廣吉が同所にて昼食で湯を沸かしたときの火の不始末であった。	
大正４	1915	５月９日	a	一昨夜の火事	７日夜12時半頃、油小路通中立売下ル東側路次内の片岡末吉方２階より出火。同路次は一棟３戸に分れいずれも手伝職の住むところのため、消防が行き届き、右３戸の２階のみを焼き、約20分間程して鎮火した。原因は煙草の吸殻の不始末より。損害は500円内外なるべしと。	
大正４	1915	５月９日	a	高台寺山の火事	７日午後２時頃、高台寺の山上より発火し柴山凡そ２畝歩を焼き払い、２時40分頃鎮火したり。原因は不明だが多分、通行人が煙草の吸殻を投棄し、それより辺りの枯芝に燃え移りたるものなるべしと。	
大正４	1915	５月12日	a	東洋紡績の火事	11日午前０時40分、伏見町北恵比酒の東洋紡績伏見分工場内倉庫より出火。一棟を全焼して同４時鎮火。伏見署より川隅署長以下署員一同出張、防火を督励し、三十八連隊と防火隊を派遣した。倉庫は工場の西南に位置し、東西20間南北８間余の大建物にて内には最近海外より榴棉機８台及び多量の原料品があった。損害は５万円以上に達する。原因は貯蔵綿花より生じた自然発火とみられる。	
大正４	1915	５月13日	b	豪雨浸水	（欄外記事の為、判読不能）	
大正４	1915	５月19日	a	武専放火犯人 は同校の生徒なり	13日午後11時半頃、武徳会本部経営の武術専門学校講堂楼上に畳30帖余積ある所へ石油を注ぎ放火した者あり。川端警察署関警部等が臨検した結果、大学病院の薬瓶に石油を入れた事実もあり放火に相違なしとの鑑定にて捜査を進めた所、20歳前後なる書生体の男が石油３合を茶瓶に持ちて買いに来た事ありて岡崎町のある油屋にて知り得たその人相から同校生徒が犯人とわかった。放火の理由は武術会の武術専門学校として現在の如き微々たる校舎にては他校の生徒の侮辱を受け忌々しきを以て放火して焼き捨てなば恐らく校舎も立派に新築せらるるならんとの考えより斯くの如き行動に及んだ次第にて。何等内部に対し不満ありしに非ずとのことにて口供完結し昨日京都地方裁判所検事局へ放火罪として護送せられたり。因みに同犯人は入学以来可也勉強はする方なれど成績余り良好にあらざれば多少鈍物の方ならんかと云う。	５月15日、欄外にて第一報あり
大正４	1915	５月20日	a	表口に放火	油小路御池下ルの法衣商・森秀次郎方表口に何者か放火したが大事に至らず僅かに障子３尺ばかりを焼いて鎮火した。19日朝に至り家人が発見し中立売署に訴え尾崎警部臨検したが放火の形跡があり、犯人は探索中。	
大正４	1915	５月24日	b	道路人家浸水	川端警察署部内にて一昨夜来の強雨に道路及人家浸水等の被害を調査せし。丸太町通東山線東入円頓美及山王に係る道路及び其付近の人家約20戸、岡崎町字福の川春日通錦林学校東入御所稲荷付近道路及人家約15戸は大雨の為、悪水路溢れて道路の一面の川と化し、人家床下に浸水したるより掃除せしむる事となりしが、此近傍は悪水路に瓦石又は塵芥を投棄せるより水路埋没しある結果に外ならざる由。	
大正４	1915	５月26日	e	上京消防演習	上長者町、中立売、川端の３警察署に属する第１部より第３部までの連合臨時消防演習は６月１日より寺町御門内にて挙行する事になった。	
大正４	1915	５月27日	a	上御霊前のボヤ	25日午後10時半頃、上御霊前通新町東入織職中村恒三（24）方台所より出火し、家人の認める所となり直ちに消し止めたり。	欄外のため、詳細不明

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正４	1915	５月30日	o	防水原料を種に	28日午前11時頃、堺町二条上ルの紙函製造業・実貴栄助方に年頃40前後の男腕者を駈りて訪ね来り。東京下谷上車阪防水原料製造業角田商会の特派員なりと大きな法螺を吹き立て右原料の説明書及登録商標等を示して栄助を信用せしめて特売店の契約をなし兎も角もとて15袋を置き２円62銭を受取りて立ち去った後にて原料を試験すると何等の効力もなきものと判り驚いて中立売署に訴え出れば同署にて犯人探索中だが就中郡部には被害多き模様なりと。	
大正４	1915	５月31日	a	離宮に近い火事	30日午前３時半頃、竹屋町東、堀川東入紅張業村上美造方にて下女の叫び声に同家並に西隣の看板製造業皆山源之助方は目を覚ましたが、両家とも何時の間にか火焔に包まれ天井を舐め、始め居る有様なるに仰天し一物を取り出し得ず僅かに身を以て免れ出で一斉に救を求めたがそれと見て所轄中立売署よりは木下署長以下消防隊駈付け消火に着手すると共に非常信号を乱打して応援を求めたるより各署ポンプも時を移さず駆付け協力鎮火に努めたが北西風に煽られたる火焔は村上皆山両家を瞬く間に帰せしめ更に村上方工場を焼き、皆山方裏手なる大工大田房吉方をも半分通り焼き更に村上方東隣の明善寺事辻本田鶴方の本堂を全焼し、余勢を以て庫裏を半焼して鎮火したのは４時半頃なり。原因は中立売署尾崎警部が取調中にて村上方にては皆山方の台所よりなりと云い皆山方にては村上方よりなりと主張し何分寝込を襲われたる事とて容易に判明せざるが或は村上方工場の煙突の火の散りたるにあらずやとの説稍真に近きものの如きも確言し難し損害は全部を合して15,000円位に止まるべく皆山、村上両家共相当保険を付しありと云ふ何しろ二条離宮に接近せる事とて皇宮警手等も消防隊と共に総て繰り出し万一を警戒し付近は見物の野次馬雑踏し却々の騒ぎなり。	
大正４	1915	６月２日	e	御苑内の消防演習	（欄外記事の為、判読不能）	
大正４	1915	６月６日	a	二条間之町の放火騒ぎ	５日午後８時半頃、二条通間の町東入ルの牛肉商・喜楽亭こと田中喜三郎方裏手物置の鉋屑より発火。家人が懸け付けたとき、一名の曲者裏口より飛び出して逃走したという噂から泥棒が放火して逃げた強盗が入ったと大騒ぎになった。中立売署より尾崎警部以下各刑事臨検仔細に取調べたが、家人は放火ではないかと推測した。同所は参考のため雇人その他を本署に召喚し、原因を取調中。	６月７日続報「蛙は口から」昨晩の放火騒は当時、中立売署員に出火の際、怪しい男を物干台の所に認めたと申し立てた雇下女の小鶴小藤（13）を挙動不審とし、本署に連行し厳重に取調べた結果、自白した。小藤が夜便所に赴いた際、暗いため燐寸を摺付け燃残りを該小屋内に何気なく放棄したことにより発火。主人に叱責される事を恐れ子供心に火付けよと騒ぎ出した。同家は５月11日煙突掃除の不行届より出火騒ぎを起した事があり、同署より厳戒処分を受けた事があるという。
大正４	1915	６月13日	a	電柱燃ゆ	一昨夜９時頃、中筋通石薬師西側道路上に建設の市の電柱上部に取り付けていた変圧器より発火し、電柱上部を焼き、付近住民は非常に驚き混雑を極めた。急報を受けた川端署の大槻部長は直ちに出張し、派出所詰巡査も駆付け市電工夫も駆付けて消止めた。原因は変圧器に故障があったため発火したと見られる。	
大正４	1915	６月13日	a	田舎の火事	11日午前８時頃、乙訓郡久世村字上久世小字池田和田石松方より出火し一部を焼いて鎮火した。原因は提灯の不始末。	欄外記事
大正４	1915	６月18日	a	漏電延焼	（欄外記事の為、判読不能）	
大正４	1915	６月23日	a	昨朝の火事	22日午前11時頃、七本松下長者町下ルの織職・藤井せつ方より出火。同家全焼の上、隣家の菅政次郎方に燃え移った。上長者町署より署員消防隊が駆付け菅方を半焼の上、鎮火した。原因損害共に取調中。	
大正４	1915	７月１日	a	石炭の火事	30日午前２時、葛野郡嵯峨村字上嵯峨小字鳥居の本羽野卯之助（27）方石炭納屋より出火し、同納屋を焼き鎮火したり。原因は多分石炭に浸水し化学作用にて発火したるなるべし。	
大正４	1915	７月10日	a	川岡の小火	（欄外記事の為、判読不能）	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正４	1915	７月13日	b	凄じき雷雨	一昨日の入梅明は当日より昨朝にかけ２回に分れて近来未曾有の豪雨強電、雷雨あり。堀川筋は川一杯増水し、橋も隠れるという有様にて濁流滔々として氾濫したれば床下の浸水家屋536戸に上り道路の氾濫18箇所田及畑の氾濫各一箇所を算したが、此の豪雨雷鳴の真っ最中に西洞院花屋町上る川瀬えい方に落雷し電灯線に火花を散らした結果遂に屋根に燃え付きたるも漸く電燈会社技手が駆付け線を切断すると共に消火に努めたる為め大事に至らずして止みたり。川端署部内にては床下浸水164戸空家浸水３戸。城南地方の河川は非常に増水したものの大きな被害はなし。約100回線市外短距離にて約14線が不通となったが12日午前中に復旧した。	
大正４	1915	７月13日	a	石灰より発火	11日午後10時過ぎ、関西線伏見駅の石灰小屋より発火し、大事に至らんとせしを駅員が認め、消し止めた。原因大雨にて屋根より雨滴漏れ石灰にかかれる結果酸化作用を起こしたるなり。	
大正４	1915	７月21日	e	消防演習	下京消防組第三部は昨朝午前５時集合、本国寺境内において組頭１名、小頭２名、機関士１名、常備消防夫８名、予備消防夫54名出場消防演習を行い、午前８時終り金原堀川署長の講評、訓示ありたり。	
大正４	1915	７月23日	b	害虫発生と水害	本年は厳冬以来気候不順の為めに府下各郡を通じて螟虫の発生多く群農会村何れも母蛾捕殺、卵塊の採収、被害塞の抜取等を励行し誘蛾燈は一利よりも一害多き為め昨今の処にては絶対に之れを用ひず其他の方法により駆除に努力し居れば害虫の惨状に至ることは万なかるべしと又本月中旬の始めに於ての霖雨により宇治川及び其の支流沿岸増水し耕地に浸水し山城の内久世郡184丁２反、乙訓郡85丁１反歩、綴喜郡26丁５反歩、宇治郡１丁６反歩計297丁４反歩にて内苗の腐食せし町歩226丁歩なるも右は挿秧間際なりし為再植救済の方法を講ずべきも各郡を通じ約35丁歩は土砂流れ込みたる為め本年は収穫皆無なるべしと。	
大正４	1915	７月26日	f	御大典と防火設備	（広告）	資料集に収録
大正４	1915	７月26日	a	怪火名刹を焼く	数日以来照り続きたる28日午前５時20分紀伊郡深草村字坊の……西山派浄土宗なる新京極誓願寺の末寺に属する深草真宗院は不思議な怪火に包まれ600余年来の子建築物を烏有に帰せしめたり。損害高は約１万円。	保存状態が悪いため、大部分判読困難
大正４	1915	７月30日	a	落雷と小火	▲28日午後５時頃、北桑田郡山国にては豪雨あり２ヶ所に落雷し、電柱を破損した。人畜に死傷なし。 ▲同日午後10時、愛宕郡田中村字高野河原杉本練工場より出火したが、大事に至る前に消し止めた。損害原因取調中。	
大正４	1915	８月４日	d	御大典と燈火 ＝電燈か蝋燭か＝	今秋の御大典には奉祝の為め市内各戸に軒提灯を掲ぐる筈にて、之に使用すべき燈火は電燈を用ゆべきや又蝋燭を用ゆべきやに就ては、目下それぞれ協議中にて決定し居らざるも、若し電燈を使用する場合には市は電燈会社と協定の上、蝋燭と殆ど同費用にて供給する意蓄にて京都電燈会社にては富小路通仏光寺より高辻までの間町中各戸も２日より軒提灯に電燈を使用し試験的に点火しつつあって一見美観を呈し居れるが尚45日間は此儘点火して一般の観覧に供する筈なりと。	８月８日続報「篝火と電燈」昔は大嘗宮には篝火を焚いたが火用心がよくできた事だ柴垣に茅葺屋根それに火の粉もかかるものなら大変だ。今度は多数の参列者も火用心の安全な程度の篝火ではとても迷って仕方がないために今日の人は昔と違って電燈などの明るい光に慣れているから矢張アーク燈でも灯して御式の時だけ消す工夫にせねばなるまい。
大正４	1915	８月６日	b	市郡を暴廻たる暴風雨	３日午前11時、警報を発した以来次第に天候険悪となり、４日午前11時半より降雨となり疾風より強風となり、５日午前２時には風力は烈風となり速力は１秒時間に19メートル１を示した。瀬戸内海の低気圧の通過は昨夜中なれば、今６日午後は天候回復の見込みなりと。市内や郡部で木や塀などの倒壊あり。 ▲電話線被害　４日夜来の暴風雨のため京都管区内に属する電話被害は市内線にて普通200口に達した。５日午前中には全て回復した。 ▲電燈の被害　暴風雨のため電燈の送電線に故障を生じ、一昨夜は突然消燈したが、昨日午前中に復旧した。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正４	1915	８月７日	o	最近電燈の進歩（上） 工業ハカセ　青柳栄司氏談	近時の電燈の応用は益々進歩して吾人の日常生活には必要不可欠なものとなった。故にもしこれが使用を誤るならば吾人の生活上に多大の損失を来す訳である。例を挙げると、電燈の取扱い如何によって生命を失うこともあれば、火災の危険もある。西洋では灯火の不完全であるために職工の負傷者が冬に入ると４割増すという。今や電燈は都市ばかりでなく田舎が英独より進んでいると記して居る。欧米の電燈の発達は到底東洋諸国と同日の比ではないが東洋に於てはまず上海が盛んに点けて居る、日本の如きは英独の半ばに達せない位である。欧米では電燈が盛んに点けられるが日本でも無闇に点火せよと吾人は強いるものでない。日本の文化に相応して科学的合理的に之れが使用に発力することを必要とするものである電燈球の進歩を述べるに当っては今日尚饗鎌たる。	
大正４	1915	８月８日	d	駐輦中の消防	警部本部内に消防司令部を設け第一隊より第七隊まで編成し、市内七警察署に配備の軽減を厳重にするは勿論、11月に入れば更に消防夫の数を増加し、陛下御着發の日は大嘗祭当夜の如き最警戒を厳にする必要あるを以て今やその準備に着手し萬違算なきを期しつつあり其他何々奉祝記念会とか或は何々記念印刷物などと称し不正の利益を貪らんとするものもあるや聞けば是等も抜りなく充分の取締りをなし自動車、人力車の如きものに就いても今より不便なからしめんことを期し居れるも斯は金銭の伴う問題にして事甚だ容易ならざるものあり又式後。	「大礼に関する諸般の警衛」の一部
大正４	1915	８月９日	o	最近電燈の進歩（下） 工業ハカセ　青柳栄司氏談	ランプの進歩は大典以上の如くだが更に一転してこの電燈を有効にするには如何にすべきかについて述べてみよう。ランプの進歩はめざましいが吾々は眩嚎に罹る恐れがある。これを防ぐには電燈が過度に光らぬようにせなくてはならぬ。それで艶消硝子を以て光を遮り散ない、普通の目的通り光を下方に向ける為にはランプの笠は朝顔形乃至半球型のものを以てすると高く吊れるから光が経済的に利益であることは勿論、生理的にも眼に良い。赤褐色などは顔色や古物をきれいに見せるために必要な光色であるが冷光の蛍光や水銀は能率は良いが不愉快である。ヨーロッパでは朝顔形などの笠のあるものは見ない。あれは不経済甚だしい。光の半分は天に逃げている。傾ければ道路の中央に光が行くという考えが間違いであることは明瞭であり、電燈会社の技手が電燈の科学的使用法を知らぬのは遺憾である。桑港博覧会の電気装飾は全間接光線を応用し立派なものをつくっている。半間接全間接光線は生理的及び装飾的に進歩したが電流経済から云えば損であると云々。	８月７日「最近電燈の進歩（上）」の続き
大正４	1915	８月10日	b	暴雨と浸水	９日深更の豪雨のため、床下浸水の被害は川端署内で111戸高塀の傾斜２ヶ所、松原署内の22戸、上長者町署内の40戸。堀川、中立売、堀川、七条各署部内は浸水の被害なく人畜に損傷が無く又鴨川筋は３尺５寸の増水のため下流下鳥羽村より天神川桂川の落合の畔に至り、約６尺の増水量となった。宇治川は例により伏見中書島の付近において田畑に流域より氾濫し稲の全部を水に隠し居る箇所多く、木津川も約５、６尺の増水であった。	
大正４	1915	８月14日	d	大典と火災予防の注意	大典期間中の火災警防に就て火気を取扱う際は一層注意すべき事項を記載し、永田警察部長は各警察署長へ訓示を発した。 **（一）一般人に対して**（イ）火元に注意すべし（ロ）ランプは金属製の油壷を使う事（ハ）警察署などの電話番号を印刷配布する事 **（二）宿屋料理屋に対して**（イ）消火器を設置し使用法を熟知する事（ロ）ランプは金属製の油壷を使う事（ハ）非常口には適切な非常具（梯子等）を設け、非常口を設置する事 **（三）劇場興行及観物場等に対して**（イ）消火器は宿屋と同じ（ロ）手桶や竹梯子等がちゃんと使えるか調査する事（ハ）消防器具を設置する事（ニ）非常口は常に開閉自在にする事（ホ）ランプは金属製の油壷を使う事（ヘ）点灯（電灯などは除く）するときは防火の装置を用意する事（ト）仮設のものに対しては（イ）～（ホ）を準用する事	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
					（四）湯屋製造業に対して（イ）煙突の掃除を励行する事（ロ）排煙飛散する処には乾燥機の備付を奨励する事	
大正４	1915	８月17日	a	昨朝烏丸の火事	16日午前９時、今出川通烏丸角の飲食店・坂口弁次郎方２階より出火。火は西隣の菓子商松本喜作方２階に燃え移り騒ぎになった。最寄派出所詰巡査は即時中立売署に急報した。消火に努めた結果、坂口方裏口の北隣にある小島亀太郎方の屋根を少々嘗め、坂口松本両家の２階を全焼して９時半鎮火した。火元の坂口方の息子清三郎（３）が疫病に罹り京都病院に入院中15日死亡した。夫婦は16日朝２階の仏壇に燈明を点じ供物を為したまま清三郎を火葬に附すべく外出中の間に件の仏壇が盆燈篭に燃え移り、大事に至った。	
大正４	1915	８月21日	a	第二京極大火	昨朝午前10時半、第二新京極天活会社直属三友倶楽部より出火。三友館上天に沖すと同時に一方火の手は西隣飲食店蛸松竹仙亭等を舐め一方直ちに隣の大正座に移り、急を知りて五条署警察官、消防隊駆付け松原署其他より応援が続々と来り消防に尽力したが、火は竹仙亭裏より朝日倶楽部に至る長屋３軒を焼払い一方大正座前南側の小店屋を襲い、さらには裏寺町の巣窟貸席数多を焼払い遂に光徳寺の屋上に燃え広がると同時に四面は火の海と化した。消防に尽力した結果、11時半漸く鎮火した。原因は目下取調中だが三友倶楽部階上より発火したものと思われ、損害は概算10万円。	８月23日続報あり 「京極大火の原因は」 常楽寺が火難を免れたのは川端署が光徳寺を見捨て常楽寺を守ることに尽力したため。同署には優秀な蒸気ポンプがあるという。 出火原因は火鉢から火がカーテンに燃え移ったと思われ、他に原因がないか目下取調中。
大正４	1915	８月23日	a	仏具屋町のボヤ	昨朝午前４時半、仏具屋町松原上ルの大工・西村文三郎方裏物置より出火したるも直ちに消止めたり原因取調中。	
大正４	1915	８月26日	a	放火は家の丁稚	22日午前４時半頃、仏具屋町高辻下ルの建築請負業・西村文三郎方裏の作事場より出火した事に就いて、同所は常に火の気のある処にあらず、其原因に不審の点多きより所轄松原署の松梨警部以下刑事は之が厳探中にありしが、同家には３年前雇入たる滋賀県高島郡大溝町字音羽大辻直吉二男直蔵（16）なる者あり。21日午前９時頃、家出したまま正午に至るも帰り来らず、別に気にも留めず居りしが、突然、室町松原下ルの呉服商・小野善助が同家に訪れ来り。直蔵が口入屋の世話にて丁稚奉公に来りしが念の為め確かめに来れりとの事に、初めて直蔵の行方を知ると同時に直ちに連れ帰り、其不心得を覚し宿のものを呼出し暇を与ふる間、２階に待たし置き、夕刻下女をして呼びに遣らしたる際、既に姿を匿したりとの事を聞知するや同人が常に出入する知己及び活動小屋等に手当して捜査した結果、23日郷里大溝に辿り行きたるを引致同行の上、取調たるに、同人の語る処によれば「大工が嫌で呉服屋に行きたいと思い、主人の印形を盗み承諾書に書き入れた事が主人に見つかり残念でならずたまらず火をつけてしまった」とのことに一昨日松梨警部以下刑事等同所に検証した上事実を認知すると同時に昨日検事局に送りたり。	
大正４	1915	８月30日	a	室町の昼火事	昨29日午後４時半、室町通姉小路西南角の縮緬商・阿保三郎方裏２階大屋根より出火。同家板壁修繕中の数名の左官は直ちに消防に努めたが火の手は広がり容易に消え難く見えし折、中立売署の消防隊が駆付けた。裏屋根２坪余を焼失したのみで４時50分鎮火した。豪商軒を並べる室町通のこととて一時は非常の混雑を極め殊に南隣の呉服商古村孝次郎、高田合名会社等は頗る狼狽せり、出火原因は目下取調中だが多分電線より発火したるものらしく損害高は僅少なるべしを。	
大正４	1915	９月２日	o	今二百十日は無事なるべし	農家が天候如何と注意憂慮しつつある大厄日二百十日は本日である。京都測候所にて本日の天候を尋ねたところ、本日の大厄日は全く無事通過するだろうという事だ。	9/1、3、12に関連記事あり
大正４	1915	９月２日	a	消防小頭の大火傷	１日午前６時、蒸気ポンプの掃除監督に従事していた川端署常置第三部消防署子頭・佐々木秀次郎は、川端通夷川上ルの疎水釣橋畔にて試験をしようとポンプ竃に点火する際、誤って石油缶に燃え移らせてしまい、臀部以下両足に全治３週間の大火傷を負った。	

京都日出新聞						
年号	西暦	月日	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正4	1915	9月4日	a	茶釜堂の小火	3日午前4時半頃、寺町夷川下ルのパン製造販売業・小川辰三方裏の製造釜の残り火より発火したのを雇人・石川勇蔵が発見し、同5時頃、大事には至らず消し止められた。	
大正4	1915	9月9日	a	石油で火傷	7日午後6時頃、六角通猪熊西入ル鍛治屋町の友禅業・駒井幸造方の雇人・松本才次郎が職場にて石油をランプに移そうとした時、辺りが暗かった為、マッチを摺った所、誤って石油缶に引火させてしまった。同人は全治2週間の火傷を負い、火は駆け付けた家人一同によって消し止められた。	
大正4	1915	9月17日	a	乙訓の火事	16日午前2時、乙訓郡新神足村調子の鷹野新右衛門方より出火し、隣家の中川政之助・砂川平蔵両家を焼いて鎮火した。	
大正4	1915	9月17日	e	五条署の消防演習	五条署部内下二組の消防演習は15日朝より正午まで知恩院山門下で行われた。なお、秋季大演習は来月中旬頃に行われる予定で、その際には武盛署長より御大典前後の警備に関する特別注意要項が訓示され、常設・予備共に日を定めて予習を行う筈である。	御大典に際しての注意喚起記事その1 10/26、29に関連記事あり
大正4	1915	10月1日	a	花見小路の出火	先月29日午前3時頃、祇園弥生小路・花見小路西通の角である貸座敷業・佐々木忠二郎方より出火し、西に隣接する金岩鍛物置場、貸座敷業・寺田とく、同伊藤馬吉方、南隣の奥谷源三郎方に燃え移った。松原署より消防隊が駆けつけ、ホースに折からの雨を加えて極力、防火に努めた結果、同3時56分、鎮火した。現場は野次馬で混雑を極め、また、川勝歌蝶宅が近くにある事から、一時、騒然とした。被害は全焼1戸、半焼4戸で、原因は目下、取調中だが、放火の疑いはなく、子供等が遊んだマッチの不始末か。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正４	1915	10月21日	夕	a	京都座の小火	20日午後９時40分頃、新京極京都座の表看板に飾り付けられた電線より漏電し、紙紅葉に燃え移ったが、機会場にあった消火器を使って約10分間で消し止められた。	
大正４	1915	10月26日	朝	e	皇宮消防演習	主殿寮京都出張所警務課では25日午前８時、臨時消防隊非常召集を行い、荒木警視より御大礼に関して特に注意すべき点を訓示し、大嘗宮御造営の場所等で臨時演習を行った。	御大典に際しての注意喚起記事　その２
大正４	1915	10月26日	夕	e	大典中の新京極	武盛五条署長は部内新京極各興行人大勘定場と協議の上、御大典期間中における新京極の表装飾及び火災予防に関する具体的方法を講じた。それによると、劇場その他興行場における小旗及び提灯の掲出、11月１日から27日まで夷谷座に夜警詰所を置くこと、楽屋の火鉢は不燃物を使用すること、消火器試験を行うことなどの注意を与えた。	御大典に際しての注意喚起記事　その３
大正４	1915	10月26日	夕	e	五条署の注意	五条署では25日、部内の理髪業者200余名を集め、武盛署長より御大典に際した客の取扱法、出仕事に不当の金を取らぬこと、女髪結が祝儀を貪り化粧品を押し付けないことなどの諸注意が与えられた。また、26日午後１時からは宿屋業者を集め防火や不当利益を得ないことなどを注意し、27日は湯屋業者を、28日には飲食業者を集めて同様の注意を与えた。	御大典に際しての注意喚起記事　その４
大正４	1915	10月29日	夕	e	火災予防の注意事項	御大礼期間中に最も警戒すべきは火災予防であり、特に昔の大嘗祭当夜は一切火を用いることすら禁じたこともあるほどで、京都府警察部が注意事項を発表した。	御大典に際しての注意喚起記事　その５ 十八項の注意事項あり
大正４	1915	11月１日	夕	a	丸太町の放火	１日午前２時頃、丸太町通新町西入ル、堀池松之助方裏口にて何者かが石油に浸した布切れを使って放火した。折り良く通りがかった車夫が発見し、家人を呼んで揉み消したので大事には至らなかった。中立売署では時節柄、犯人探索中なり。	「時節柄」は「冬の時期は放火が多い」or「御大典前だから」のどちらか。
大正４	1915	11月４日	朝	e	天気予報は二回宛に	京都測候所では従来、天気予報は１日に１回だったが、５日からは毎日２回になるようである。	
大正４	1915	11月14日	夕	e	大嘗祭当夜の火災警防	（保存状態劣悪の為、判読不能）	
大正４	1915	11月19日	朝	a	道路装飾の火事	18日午後５時20分、烏丸通松原上ル東側の道路装飾の花輪が漏電により出火し、大事に至ろうとしているのを奉祝会より役員等が駆けつけ、巡査消防夫の尽力により家屋に燃え移ることなく、同５時40分、消し止められた。出火場所が目貫であったため、現場は一時混雑を極め、また、奉祝会は人夫を派遣し、復旧に努めている。	
大正４	1915	11月20日	朝	a	電飾出火の原因	18日午後４時10分、烏丸通松原付近の電飾出火の事は既報の通りだが、その出火原因について、15、６歳の丁稚風の者２名が争った際、投げた石で装飾電球の一つを破壊してしまった事が、室町的場町角の雨森利男の目撃証言で分かった。また、その事実を裏付けるように、出火場所に接している某車店２階の硝子障子が投石によって破壊されていた。	上記火事の続報記事
大正４	1915	11月21日	夕	a	五条の小火	20日午後11時半、寺町五条上ル西橋詰町の菱屋・石田常太郎方の土蔵内より出火したが、五条署常設消防が駆けつけ忽ちに消し止めた。	常設消防の迅速な対応は先月の注意喚起の成果か。
大正４	1915	12月２日	夕	a	高瀬の火事	２日午後１時50分高瀬柴小路下ル工手町の永井瀬太郎インキ工場より出火し、瞬く間に同工場を全焼させたが、付近には何ら影響を及ぼす事無く同２時25分、鎮火した。	
大正４	1915	12月７日	夕	a	室町の小火	７日午前６時半、室町中立売下ルの三国方裏手納屋より出火したが、最寄の中立売署より常設消防夫が駆けつけ、納屋１棟の焼失のみで消し止められた。原因は納屋内の藁灰か。	
大正４	1915	12月14日	夕	a	窃盗放火	葛野郡衣笠村松原の浜木喜三郎は親族の河本弥兵衛方に預けられていたが、素行は改まらず、遊興費に窮して６月４日、同家押入内の手提金庫を持ち出した挙句、その行為を隠そうと同家の藁葺屋根に放火し、同家を全焼させた。この事件は野田予審判事の手で審理中だが、14日、予審が終了し、不日公判される筈である。	
大正４	1915	12月15日	夕	a	大宮の朝火事	15日午前７時半、上立売通大宮東入下ルの会社員・斉藤慶之助方２階より出火し、火焔を噴出す	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						大騒ぎとなったが、上長者町署より児玉署長以下消防夫が駆けつけ、消火に尽力した甲斐もあり、２階全部を焼失したのみで同８時半、鎮火した。原因は同家の下女・武田あいが寝床の炬燵を布切れに包み置いたところ、炬燵の火が燃え移ったもの。	
大正４	1915	12月15日	夕	a	大典博の小火	15日午前１時５分、岡崎公園大典記念博覧会第二会場である元博覧会後に出店していた飲食店・丹波はる方料理場より出火し、屋根裏に火が回ったのを家人が発見し、消防に着手。川端署出張警官並びに守衛等も駆けつけ、消し止められた。原因は料理場焼台として使用していたビールの空き箱の裏へ火が回った事に気付かなかった為で、近隣の飲食店は一時、大騒ぎとなった。	
大正４	1915	12月24日	夕	a	上立売の火事 材木屋他二戸を焼く	24日午前１時、小川上立売東入ルの材木商・北井長之助方裏手より出火し、火は材木で満たされた納屋へと燃え移ったため、勢い良く燃え広がった。また、時間が時間であった為、家人は気づくのが遅れたが、幸い同居人である上田市兵衛の妻・ていがこれに気付き、家人を呼び起こした。その時には最早、火が十分に拡大しており、各々家財を持ち出す暇も無く表口より飛び出した。この報を受けた中立売署の木下署長は署員を従えて駆けつけ、他署の応援も加わって鎮火に努めた結果、北井方は納屋２棟を残して焼失し、隣家の無職・山本平三及び米商・財木栄太郎の両家を何れも半焼して、２時15分、鎮火した。原因は目下、調査中であるが、風呂場の火の不始末が有力か。	
大正４	1915	12月24日	夕	a	揮発油爆発	烏丸通竹屋町下ル、京都自動車株式会社北手の車庫内にて運転試験中、タンク内の揮発油が爆発したが、居合わせた運転手らが消火に努めたため、僅かに自動車の一部を損傷するに留まった。	
大正４	1915	12月30日	朝	a	■木の火事	（欄外記事の為、29日に土屋町通中立売角で起きた事しか分からず。）	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正５	1916	１月１日	朝	a	桂離宮内の出火	（欄外記事により判読不能）	
大正５	1916	１月２日	朝	a	元旦の火事　蔵経書院倉庫	１日午前２時、油小路松原上ルの株式会社蔵経書院倉庫より出火。折柄降雨中なりしにも拘らず同倉庫内にありし経紙全部及10間４方の平屋倉庫一棟を焼失し３時鎮火せり。原因に就ては電燈よりとも云い或は31日夜初荷の際同倉庫内へ鏡餅を備え燈明を点じたれば或は該燈明の火が倉庫内にありし経紙に移りしものならんとも云えり、保険は帝国火災５千円、千代田火災２千円にして損害約１万円なりと。	
大正５	1916	１月５日	夕	f	消防出初式は	京都市部消防組の出初式は、来る７日午前10時を期し、例年の如く岡崎公園応天門前の広場にて挙行することとなり、既に其旨永田府警察部長より関係者に対し、それぞれ通達する所ありたるが、右順序は該広場東側に西面して整列警察部長の検閲を受けたる後、平安神宮境内に入り更に同部長の訓示あり。それより当日の余興として徒歩、着装、梯子登り等の競争あり。了って疎水運河に転じ一斉放水を為し午後２時頃解散の予定なるも当日若し雨天ならば順延とし、又市区吏員・府会議員・新聞記者等を招待すべしと。	
大正５	1916	１月７日	朝	e	堀川改修工事内容	堀川筋北小路橋より梅小路通までの間に護岸工事を施す。下魚棚通の堀川は埋立て、道路側に下水溝を作る。改修する橋は、コンクリートで固め、路面はアスファルトにする。	
大正５	1916	１月８日	朝	o	統計の京都＜一＞　電気と瓦斯・水道と電鉄	京都市の電気と瓦斯・水道・電鉄の概要を述べている。	
大正５	1916	１月８日	夕	f	盛んなる消防出初式	７日午前10時から平安神宮前で消防出初式が挙行された。警察部長や府会議員・市会議員・其他来賓が参集。知事や警察部長が馬車に乗って応天門前に整列した消防夫を巡視した。警察部長から訓辞し、警察部長と助役から酒肴料が下賜される。徒歩競争・着装競争・梯子登競争・優勝者徒歩競争が行われる。梯子登競争は特に注目されていて、その競技の有様に見物していた市民から喝采を浴びた。優勝者には、警察部長からシャツ、靴下等の賞があった。その後、疎水に向かって、二条橋から北、流水を挟んで東西に蒸気ポンプ・防火水道等27本を並べ、冷泉橋の上に知事が立って、放水初めのラッパで一斉放水する。来賓は再び平安神宮前庭に戻り瓶詰に折詰のお祝いによって１時３分に解散した。	１月８日朝刊に写真記事あり
大正５	1916	１月９日	夕	a	粟田の火事	８日午前３時半三条東山線東入ルの玩具製造工場・藤林合名会社より出火し、同工場２棟一家を全焼し、近隣中澤音次郎及び高宮きく方両家の各一部を焼失し、午前４時40分鎮火せり。原因は不明なるも玩具に使用する挽木屑の乾燥せる物を樽に入れ、２階に置きたるその不始末よりなるべく。損害は玩具損失約13,000円、家屋損失４,500万円（豊国火災に３千円保険あり）類焼損失と共に約18,050円の損害価格なりと。	
大正５	1916	１月12日	夕	f	皇宮消防出初	主殿寮京都出張所警務課にては、11日午前９時半より皇宮消防隊の初出式を挙行したり。当日常置及駆付消防夫130余名は午前９時迄に警務課に参集し警務課長荒木警視総指揮官となり角田、西池、小村の３警部隊長として各消防舞台を指揮しポンプ７台を以て午前９時半御所に参入、日野西所長は、太田、渡邊、金万の各宮内属と共に参列し、例年紫宸殿を始め各殿屋上に水道消防栓を抜き水を注ぐも、本年は式場拝殿許可中なるを以て之を廃止。７ヵ所の消防水道栓を抜きこれ（原文ママ）にホースを掛け、御庭園の御池周囲にて水を高く上げ以て之を御池中に落としたるに水勢凄まじく壮観を呈したるが、練習終了するや荒木警視は各警部と共に点検を行い夫れより御庭園広庭に整列せしめ荒木警視より一場の訓示を為し酒肴料の下賜あり。全く式を終了したるは午前11時過なりし。	
大正５	1916	１月12日	朝	o	統計の京都＜四＞火災と盗難	大正３年の出火度数は94回で、放火はそのうち４回で、後は失火である。被害額は７万１,106円、罹災建物坪数は768坪である。五条署管轄の繁華街が最も多く、堀川・中立売・松原署内も次に多い。失火原因は、煙筒、タバコの吸殻・炬燵の順	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						で、火災発生は１月・２月・４月が多い。	
大正５	1916	１月16日	朝	f	京大消防出初式	京都大学専属消防夫50名は15日午後１時より構内広場に於て出初式を行い蒸気喞筒を運転して放水演習を行い荒木総長外、諸教授の観覧するもの頗る多かりき。	
大正５	1916	１月18日	朝	o	大雪	京都測候所の観測を聞くに（くとには不鮮明のため推測）16日午前11時50分より雨雪を交えて降初め爾来17日に亘り断続して降雪となり17日午前４時20分より同８時迄は最も強雪にて漸時弱雪となり爾来或は散付き或は止み一定せず午前10時迄の此積雪量１仙メートル５即ち曲尺５寸弱此溶解量７粍にて石に直せば１秤に付１斗２升８合１勺なり。京都にて５寸の積雪は稀れに見る大雪なり。	
大正５	1916	１月19日	夕	d	京都市の新事業	西洞院通の溝石蓋設置、便所・給水場設置、上立売通・智恵光院通・千本通間の溝渠改修、堀川改修工事の用地買収費、七条通より木津屋橋間の護岸改修などに１,724円を計上した。	
大正５	1916	１月19日	夕	a	姉小路の火事	18日午前３時20分頃、西堀川姉小路下ルの製菓業・山中直蔵（39）方表２階職人部屋の隅より発火したるが、時刻が時刻とて主人を始め、妻千代野（39）其他雇い人９人までがグッスリと寝込みいたる事とて、火は忽ち四方に燃広がり漸く妻の気付きし時は最早如何とも施すべき途なき有様に陥りいたるより火の手を見て上長者町署より児玉署長以下消防夫駆け付け、辛うじて南隣せる材木商家城藤吉方材木小屋を焼きたるに止めて鎮火せしめたり。原因は右職人部屋に煙草の吸殻の落ちたるより、大事に至るものならんと想像されおれるも確かならず。損害は尚未詳なるも火元たる山中方にては製菓器具は固より、家財一切取り出す余裕なく全部焼き払われ、類焼せる家城方にては小屋を焼かれたるのみに止まり、商品たる材木には何等の損害を受けざりしとの事なるが、山中方にては大阪火災に家屋１,500円、日本動産火災に動産２千円の保険を附しありと。	
大正５	1916	１月23日	夕	a	上賀茂の火事	22日午前10時35分、愛宕郡上賀茂村字東区の牛乳商・北波やす方の留守宅より出火。同家全焼して鎮火せり。原因は目下取調中なるも多分囲炉裏火の不始末よりならん	
大正５	1916	１月29日	夕	d	京都市会　堀川改修費委員会委託	堀川堤防治水工事の予算支出について審議が行われた。１回目の審議では可決したが、２回目の審議で議員の質疑応答が長引き、一旦休憩を挟んだ後、５名の委員を任命する事に決まった。	
大正５	1916	２月３日	朝	d	堀川治水案委員会	京都市会の堀川治水改修案の委員会は２日午前10時より実地の視察をなし市役所より■田工務課長案内の任に当り実地につきて詳細説明をなす所あり。午後１時より委員会を開き何等の修正もなく全部原案を可決し林委員長より柴田議長に報告する所ありたり。	
大正５	1916	２月４日	朝	a	薬学校出火	３日午前５時頃、夷川川端東入３筋目の私立京都薬学校試験室兼薬品室より出火した。人家の多い所なので一時かなり混乱したが、川端警察署からすぐに消防隊が到着して蒸気ポンプ２台を使用して消火に努めたので、30分程で鎮火した。最初試験室と東隣の教室の路次に集めてあった塵芥の溜にある薬品の屑より発火したが、戸内にいた助手などは全く気付かず、校舎外にいた小遣が気づき校長以下職員に急報し職員、居残っていた生徒達が消火に勤めたが時既に遅く、火災は２階に到達し大惨事になりかけたが、消防隊の尽力により試験室一棟を半焼しただけで消火できた。損害は建物２千円、薬品器械の損害約千円等を合わせて約３千円に達したが北側の本館と合わせて福寿火災に５千円の保険をかけてあった。設立者も努力すべければ復興には何等の差支えなかるべしという。	
大正５	1916	２月５日	夕	a	薬学校善後策	３日火災に罹れる私立薬学校は差当り応急の後始末をなすの必要あるより４・５両日臨時休校をなしたるが、焼失せる試験室は数名の教員助手及卒業間際の５年級生徒の調剤・薬品の鑑定、定量分析業に従事したる室にして差当り是等の実験をなす能はざるを以て本館の東側に隣れる一棟の製品貯蔵室を臨時代用試験室に充て６日より平常の	上記の薬学校の火災の後日報

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						如く授業を開始すべしといえり。器具器械類の破損せしものを昨日来調査中なるが硝子製の試験管類其の他幾部分の器具類は新調せされば間に合わざるものあるべく、焼失の建物は先年卒業生の寄附により建築されたるものなるが之が復旧工事の方法につきは不日理事会を開きて普通予算と共に附議することとなるべし。しかも同校は現在生徒240名あり将来専門学校令により組織を変更して一大発展を試みんとの計画もあれば或いは復旧工事と共に之が準備として多少建物を拡大し従来よりも一層完全になさんとする方針なりと。	
大正５	1916	２月12日	朝	o	鞍馬寺の国宝	洛北鞍馬山鞍馬寺は1150年の昔に創立の官寺にて数多の宝物があったが、何度か大火災にあい灰燼に帰したものの少なくない。現在国宝となったものは坂上田村麻呂の宝剣など何種類かあるが、今回、国宝指定調査の為に提出を命じられた。	
大正５	1916	２月19日	夕	o	岡崎の大運動場	岡崎公園旧大典博第２会場満州館のありし一帯は、既に大体大礼建造物も取り払われたるを以て、京都市においてはここを一大運動場と為すべき計画あり、土木課において設計の上専門家と協議の上やがて決定のはずなるが、同署は周囲4800坪ありてこれを地均ししベースボール１か所、テニスコート２ヶ所位造りうる仕組みをなし、市教育会よりの寄付運道具はそのまま使用せしめるはずなりと。	
大正５	1916	２月24日	朝	d	防火用の庭園	京都大学法科の教授研究室の建設工事は既に竣工し室内の装飾取り付け中であるが、室内竣工の暁には法科諸教授には書斎をこれに移してますます研究に熱中しようという人々がある。現に神戸、小川両博士のごときは書斎を建てる計画を中止したという勢いである。ところが研究室の窓外の空き地を隔てて学生の食堂や小遣い部屋や文科や法科教室の殺風景なる建物がゴロゴロしているので、目障りになってならぬ。何とか工夫はあるまいかとの相談が教官室で持ち上がった結果、樹木を植え込み空気を新鮮にすると同時に目障りを取り除くことになった。さて相談はさらに進められて、只木を植え込むだけでは趣味がない、一層300坪余りの空き地を庭園に作り上げることにしようと一決したが、困ることには経費問題である。何かうまい工夫はあるまいかと思案の結果、あるはあるはと膝を叩いて進み出た市村教授。一体庭園を作るというから其の経費の出所がないわけである。庭園を作る必要は少しもない、しかし法科の研究室には何十万という図書を入れておかねばならぬから当然火防用として木造建物との間にぜひ樹木を植え込む必要がある。樹木のみでは火事の予防には不安心である。水の手を良くしなくてはならぬ。	（続き） それには池を設け常に流水を溜めて万一の場合に備えることもまた必要である。防火用として水溜りを作ったり樹木を植え込むのに経費の出ないわけはないという法科式の市村博士の妙案功を奏し、千余円の経費で300坪の空き地には樹木が植え込まれる、瓢箪型の泉水が造られる、周囲には築山式の堤もできた。27、８日頃には泉水に水を湛えるようにまでなった。この防火用庭園作りの監督者は無論市村博士である。
大正５	1916	３月３日	夕	a	朝火事	２日午前４時、白川橋仁王門下ルの水車業・西村徳太郎と同業・竹中亀吉との間より出火したれば川端署よりは警官消防隊出動。同５時、両家全焼して鎮火損害原因取調べ中。	
大正５	1916	３月７日	朝	a	伏見と桂の火事	▲４日午後７時40分頃、伏見町字東柳の貸座敷・井上ふみ方離座敷２階３畳の押入より出火し布団、蚊帳類を焼き鎮火したり。原因は多分煙草の吸殻ならんと。 ▲葛野郡桂村字下桂小字浅原の中村龍太郎方裏離４畳半より出火し同家一棟を焼き鎮火したり原因は炬燵の不始末なり。	
大正５	1916	３月８日	夕	a	炬燵の火から	７日午前８時15分、本町10丁目の稼業・西脇信吉方より出火、同家を半焼の上同８時半鎮火せり。原因は炬燵の火の不始末より。	
大正５	1916	３月９日	夕	a	塔之段の火事	８日午前２時半頃、市内塔之段松の木町、芝居小屋大正座の一隅より出火したが、深夜のために火災に気付くのが遅れた。所轄の中立売署だけではなく、川端・上長者町署の消防隊も到着して鎮火に努めたが、火の勢いが猛烈で南隣の空家２件にも燃広がり、更に向かい側の２件を合わせて５件を焼払って漸く３時半に鎮火した。原因は現在調査中であるが、芝居小屋では芝居が行われており、客が帰った後に座布団をしまった際に、客の吸っていた煙草の吸殻から座布団へ火が移った模様である。同芝居小屋は浪花節芝居秋岡一座が公	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						演で使用していた。建物や舞台衣装・道具も大半焼失したので損害は少なくないという。同座のみで８千円に上るようだ。他の４軒も合わせて２千円内外の損害を受けたと思われる。	
大正５	1916	３月19日	朝	o	氷点下の彼岸	18日は彼岸の入りにて雨、雪霰等が降り、かなり寒かった。京都測候所に依れば同日午前６時高気圧と低気圧の気圧差が激しく寒気や雪がひどかったということである。午後３時の観測では天気は曇最高温度27度５を示していた。雨雪霙は午前11時半から断続的に降り続いているとの事である。同日は氷点下の気温となったが、測候所創設以来明治43年春彼岸の氷点下27度２を示し、次が昨年の29度１、本年は27度５と創業以来２番目の寒さであるという。	
大正５	1916	４月４日	夕	a	２階で妻子の衣類焼く	30日午後10時頃、松原署へ数名の者が駆け付け、唯今六原三盛町に火事がありますとの事に松下警部補は、巡査数名と共に直ちに出張したるが、火事というは同町田内常次郎方２階にしていた黒煙の濛々と立ち上ルのみなるより、取調べたる所、同２階には兵庫県揖保郡半田村井戸玉次なる者室借りなし、衣類を数多積んで焼けるのをじっと見つめつつあるより、直ちに之を消し留め、本人に付き其子細を問いただしたる所、同人は同日午後３時頃、妻のよねと家計のことより喧嘩を為したるが、妻は４つの女児を連れて家出したる事を自分の勤むる陶器職場先より返り来たりて発見し、憤怒の余り女房子供の衣類11点を室の中央に積んで之にランプの石油を打掛け点火し焼却せんと判明したるが、火は既に段通まで燃え移り居たり。同人は係官の問いに対してランプが落下したりというも、放火したること疑いも無く目下取調べ中。	
大正５	1916	４月10日	夕	a	センターポール出火	９日午前11時頃、四条通と烏丸通の市電軌道の交差点第２回目の装飾を施せるセンターポールの部分より発火し、まず支柱を巻ける色布に移り国旗を焼き、次第に火の手は膨張してやがて四端の鳳凰や万歳旛にも燃え移らんとせる折、電気事業に従事する係員の手が間に合い消し止めて大事に至らざりしは幸いなりき。原因は西行の一両が同署を通過せる際、スパークして火を漏らしたる為、それが支柱を装飾して垂れたる色布に燃え移りたるものにして、場所柄の事とて人の集まり多かりし。	
大正５	1916	４月11日	夕	a	火薬庫に近き大火	舞鶴地方にては昨夜来南の烈風吹き、諸所の看板を飛ばし樹木を折るなど其勢い強烈にして今尚止まざるに余内村字下安久香崎演習砲台より出火し、火は強風に煽られ見る見る広まり、既に付近の薮二ヶ所を焼き、今や大森林に移りつつあり。付近には火薬庫あり。砲台等あることとて重砲兵隊よりは兵員全部を派遣し舞鶴署よりは村上警部、消防隊を指揮し、消防に尽くしつつあるも今尚鎮火に至らず。	
大正５	1916	４月12日	朝	a	火薬庫危うく免がる	舞鶴香崎演習砲台の出火前報（夕刊所載）後、重砲兵及消防隊必死の努力と折りよく風も凪ぎ、雨さえ加わりし天佑とにより、火薬庫手前30間の所にして消し止め得、演習砲台付近２町四面程を焼き、午後２時半鎮火。３時半消防隊引き上げたり。原因については、或いは通行人の巻き煙草の火なりといい、或いは要塞兵員作業中の失火なりとも噂され、いまだ確定せず。損害は取調べ中なり。	火薬庫に近き大火の続報
大正５	1916	４月12日	朝	a	柳原町の火事	11日午後４時20分頃、塩小路七条下ルの襤褸商・澤合名会社物置小屋より出火し、隣家なる釘製造業辻野正次郎、阪田藤七外２軒を全焼し同５時鎮火せり。原因及び損害目下取調べ中なるが、出火の際に大和大路七条下酒井逹次郎は消火に尽力中、高所より墜落し、顔面其他に重傷を負い、直ちに東亜慈恵病院に収容し、治療を加え居りと。	
大正５	1916	４月13日	夕	a	姉小路の火事	12日午前２時半、姉小路堺町東入木の下町の呉服商・林新之助方２階より失火。同家を全焼、隣家乾物商中西定吉方を半焼、２時50分鎮火せるが、原因は平素火の気無き２階とて、或いは漏電か煙草の火などと称しおるも、尚、取調べ中なるが、林方にては商品其他に13,000円の保険を附しありたるを殆ど全部焼失せりと。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正５	1916	４月19日	夕	a	耳塚の火事	18日午前０時５分、耳塚正面下ルの屑物商・前田繁次郎方表の間より出火し、同家を全焼の上南隣酒商廣岡国三方を全焼し、北隣米屋木村末次郎方を半焼し同１時鎮火せり。火元たる前田方にては、主人繁次郎は同日午後９時頃より同業者と新京極に遊び、留守居せし妻のすえはすわ火事と知るや寝床を起上がり、付近の者を叩起こし屑及び雑品を取出したるが煙に巻かれて遂に人事不省に陥り、同町なる実家に運ばれ応急手当を受け回復せり。原因は煙草の吸殻或いは乾燥せるマッチよりならんというも、所轄松原署にては引続き取調べ中。	
大正５	1916	５月１日	夕	a	醒井のボヤ	30日午前11時15分頃、醒ヶ井仏光寺上ルの糊置屋・堀部定吉方２階より出火。天井を焼き抜き11時半鎮火せる。折柄の降雨中とて一時は中々の混雑なりき。原因損害何れも目下取調べ中。	
大正５	1916	５月７日	朝	o	宇電工事反対陳情	府下山城治水会に於いては、しばしば記載する如く大阪府か淀川沿岸における各町村代表者と共に頗る猛烈に宇治川水力電気株式会社の出願にかかる堰堤工事反対運動の継続中なるが、６日午前川崎代議士は田中祐四郎、五十住歳夫、大野槌三郎其他数名の有力者と同伴、京都府庁に木内知事を訪問其危険にして万一の場合に遭遇する時は下流沿岸長村民の被るべき被害甚大にして測るべからずものあるを以て、是非とも不許可の指令あるよう尽力を煩わしたしとて縷々陳情の上、引き取りたり。右に関し某有力者の語るところによれば現に昨年若松市貯水池の堤防決壊の為三菱の経営せる硝子会社を流出し、先般又枝光製鉄所貯水池の決壊の為付近の田園及び家屋に大損害を与えたる事もありて、其設計の初めにありてはいずれも技術上間然する所なかりしには相違なきも、しかしかかる不足の変災を引起したる事例に徴するも宇電工事の如き大いに注意せざるべからざるなり。殊に枝光製鉄所の貯水池は、その水量僅かに500万個に過ぎざるに付近農民にかかる惨害を与える以上、宇電工事の如き其300倍即ち１億5000万個の大水が一朝堰堤の決壊によりて下流に流れ出すが如きことあらんか。其沿岸長村民は実に想像だも尚及ばざる大害を被りて人命及び財産の損害は測知すべからざるものあるべし。況や京都、大阪両府下沿岸町村民のこぞって反対運動を継続せるに於いてや云々	
大正５	1916	５月14日	夕	a	白川の山火事	10日午後２時、愛宕郡白川村字地蔵谷の山林約３丁歩焼失し、４時鎮火したり。原因は通行人の煙草の吸殻よりなりと。	
大正５	1916	５月16日	朝	a	大学医院の劫火	15日午後５時20分、医科大学付属医院小児科本館２階より発火。風は無かったがペンキ塗り木造なのでたちまち燃え広がった。消防隊が到着する時には炎は既に２階西方全部を舐め尽して玄関上を東方へ移ろうとしていた。患者の中には２階窓より長袋を投げてそれで下りてくる患者や、長梯子に依って救われる者もいた。川端署を初めとした各消防隊は構内は勿論付近全部の防火栓を抜き、幾数十条のホースに依り必死に消火に勤めたが、火勢は益々盛んになった。２階全部は一面の火となり、更に屋根を舐め階下も炎に包まれた。混乱の中患者の救助は無事に進んだ。医員達は器具や書類などを運び出そうとして右往左往している。急を聴いて荒木総長以下各学長教授連も馳付け、学生を督励して患者の救護と消防とに務む。精神病患者を除く外隣接の眼科皮膚科共患者は全部避難し、小児科本館より眼科に通ずる廊下を破壊して食い止め、消防隊の奮闘に午後６時半頃漸く下火となり、２階立本館たる研究室、薬局、外来患者診察室、事務室等を焼き遊戯室、乳児室、病室を残して７時鎮火せるが、日中にもあり、且大学病院のため附近の混雑が激しかったが、患者には１人の死傷者無かりき。原因は現在不明であるが、避難中の入院患者、看護婦等の語るところによれば、火は本館２階研究室から出火。最初大爆音と共に、猛烈な黒煙立ち上ったので２階研究室のエーテルが瓦斯の火で引火、爆発したのではないかという。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正5	1916	5月17日	夕	a	大学医院焼たり	●大学としては不幸中の幸い 小児科には建築費とほぼ同額の保険がかけてあったので大学としては不幸中の幸いであった。木造の建物であるから出火の際は困る。貴重図書や重要機械類を備えて置く建物は是非とも煉瓦造りの洋館にしたいものである。(京大建築部長談) ●川端署の調査によれば 出火の原因について関警部は引続き医院内の各関係者に就き、取調中なるが16日正午過ぎに至るも未だ確然と判明していない。防用に供しあり市の水道は漸く4インチの鉄管のもの一線あるのみ。今回の猛火を防ぐに吉田山より引水しある鉄管は1ヶ所にホースを掛くる時は他の線を抜くも細き水が二間と上がらず全く効ありしは新道春日通角と丸太町新道角と春日通川端東入処と万里小路春日上ル処の市の水道防火線に依って一線にホース二本ずつを取付け8本のホースと鐘ヶ淵紡績会社の火防戦のホースと七条警察署の蒸気ポンプと大学の蒸気ポンプ手押しポンプ三本とに依って消防に尽力し、大に効あり。大学前の如きは火気の為に各旅館危険なるに避難せしめたる事など患者の働きは目覚ましかりし。	大学医院の劫火の後日報
大正5	1916	5月18日	夕	a	出火原因迷宮に入ル	大学医院出火の原因に就いて、川端署関警部は15日の夜より16日午後に渡り、医院に出張して取調べ、猶16日午後小寺署長も出張し、関主任と共に種々取調べられたるが、小児科第4研究室より発火したる事実は自他共に疑念する所なきも、発火したる原因は電気にも瓦斯にも非ざる事明瞭なりたるも更に別方面に関し研究中なりと。	大学医院の劫火の後日報
大正5	1916	5月18日	朝	a	大火頻々	江戸の花と云はれた火事は又日本の名物である。併し火事の成るべく拡がらないように家屋の壁に注意するようになった所もあり、近年は少し火事が減じたかと思はれたが、併し矢張り名物は依然として名物たる勢力を有してゐる。取分け近頃は火事が多い。大火が諸地方にある。珍しい程続いて多い。京都大学病院の火事は大火でもないが、併し焼失せられた建物、建物より其の中にある人と物と共に大切なのであるから、損失の上から大火であると云って少しも差支えない。火災は大に減退されなければならぬ。第一に銘々失火の過ちのないように用心をせねばならず、又放火に戒むる所もなくてはならぬ。第二に消防の機械及び運用等に就て、今日の大都市にありて尚十分に発達してゐない。改良の余地は澤山にあるらしい。第三には全体日本の家屋はマッチ箱のようなもので、是では火事が名物になるもの無理ではない。是非共家屋の改良をしなくてはならぬ。ドシドシと金を儲けて、煉瓦か、石か鉄筋コンクリートか、何でも防火耐火の材料を以て建造をしなければならぬ。金を儲けると云った所で、皆が一同に直ぐ大儲けをすると云ふ訳にも行かないから、一面には儲けねばならぬが、又一面には安く物を費す事をも考えねばならぬ。火事に対して安全な建築材料の如きも、尚前のものをモッと安価に贖ひえられるか、又は安価な新材料を発見せらるようになって、安全な建築が弘く一般に行はれ、早く火災国の名誉を捨てて仕舞はねばならぬ。	資料集に収録
大正5	1916	5月22日	夕	a	あわや大事に	21日午前10時半、第二新京極内の奇術、万歳踊りの仮設興行場気晴らし館内東北隅より出火。まさに大事に至らんとせしが、芦簾2枚を焼きたるのみにて難なく消し止めたるが、場所柄だけに一時は大騒ぎを惹起せり。原因については五条署に於いて目下取調べ中なるが、多分煙草の吸い殻よりなるべしと。	
大正5	1916	5月23日	夕	a	大学出火原因	15日の大学医院小児科第4研究室出火の原因は、川端警察署に於いても調査し大学医院側に於いても岡本事務官主任となり調査したるに出火当時電燈は第4研究室は第4研究室には取付けなく、瓦斯取付けありて硝子管を曲げたる事あるも使用後は消止ありて、瓦斯電燈共に出火の原因とならずとの事に茲に一旦迷宮に入りしが、爾来大学側に於いて詳細なる取調べを連続せし結果として、研究室の如きは学生が随意出入して研究をなさしむるために、開放されあり。殊に第4研究室の如きは、20余名の学生が随意研究の場所とて段々取調	大学医院の劫火の後日報

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						べの結果は、矢張り誰かが硝子管を曲ぐるに瓦斯を焚き、使用後栓の閉鎖を厳にせざりし事実だけは判明したり。従ってガスが漏れて発火したりと推測を下すの他なかるべく、其付近にはエーテル其他容易に発火すべき薬品はなかりしも長時間之を焚きいたる結果として、高温の為め火気僅かにか潜在して遂に瓦斯に燃え移りたりと推定しうるのことなり。	
大正５	1916	５月25日	夕	a	大学医院出火と模範青年	大学医院出火の際に医院・看護婦・学生が駆けつけ消防に尽力したのだが、その中に在郷軍人の軍服を着た勇敢な学生がいた。昨年11月に第16師団を除隊した今井弥一郎氏で、忍耐強く活発な将来有望な青年である。大学医院出火の際にいち早く駆けつけ、眼科入院中の一婦人が避難中道に迷ったのを見て、友人の下宿に彼女を送り、火災現場に引き返して、火勢が猛烈な２階部長室に入って貴重品を２，３取り出したが、帰り道を炎に防がれ、２階窓から雨樋を伝って降りていたが途中で墜落し、左足を負傷したが、彼はなおも病舎で医員・看護婦を応援した。このような苦難の中で彼の行動は実に大功労であり、京都在郷軍人の模範といっても言い。ちなみにこの青年は、京大教授医学博士足立太郎氏の息子である。	大学医院の劫火の後日報
大正５	1916	５月26日	朝	o	大学病院より	京大医科付属医院小児科本館焼失以来、焼残りの２室を応急の修繕を施し、隣れるがんが病室１・２を融通して小児外来患者の診察室及び待合室に宛て、診察治療を行いつつあるも、かかる不便を永く忍ぶあたわざるを以て、大学に於いては早急に本館新築の議起こり、少なくとも本年中には竣工すべく臨時日を以て建築することを交渉すべく荒木総長は東上した。文部省が果たして承諾すべきや否やはいまだ疑問なるが、新たに建てる本館は煉瓦２階建て洋館400坪の設計にして建築費約14万円を計上している。建築費器具据付費合して４万５,000円余りを投じたる病院賄場及び洗濯所は器具据付もほぼ完成したから近く現在の場所より移転することになっている。同賄場は上記を以て煮炊きするを以て病院患者の食膳には従来より清潔なるものを供することが出来、殊に蒸気の焼肉の如きは頗る珍味だということである。賄場及び洗濯所は眼科病室の北手に建てられたので、病院本館との間には万里小路通が遮るから、隧道を設けて洗濯物食品等の運搬に便利なようにするはずである。隋道工事に遠からず着手せられるであろう。この頃は外来患者多数あるほうにて、部長診察日は約１,000名を越し、平日も尚600名をくだらない。それから入院患者は25日の調べで564名。其内学用官費が214名、他の347名が私費である。頗る盛況であるといわなければ成らぬ。	大学医院の劫火の後日報
大正５	1916	５月31日	夕	a	京都座のボヤ騒ぎ	30日午後２時35分、新京極三条下るの京都座３階西北隅の押入より発火し、すわ火事よと叫びたるより店中のものは直ちに同座備付の消火器３本を放ちて消防に尽力し、六角巡査派出所よりも警官出張。共に尽力したる結果、同２時40分鎮火したり。発火の原因に付五条署より警察出張、現場を臨検したるに押入の中畳１枚程の場所が真黒に燻りありしと仕舞ひありし幕等が少しくこげたる位なるが、関係者一同を新京極派出所に呼出し、取調べる所あり。発火の箇所はお茶の子の食堂に宛ておりて押入には幕の古手や日覆杯等を入れあり煙草盆、蒲団等を入ルる所にあらずして固より火気のある所にあらざるに、不思議の次第なりとて引続き取調中なり。場内の混乱目下同座にては連鎖劇を演じ居り火事騒ぎの際は恰も開幕中の事とてソリャ火事よというや観覧の男女は各々先を争ふて表に遁れ出で、何れも跣で飛出し中には悲鳴を上げる者さえあり。之が為め劇は中止し、俳優の衣装を焼いてはと取片付くるなど其混乱は名状すべからず。やがて消止めたれば跣の連中は下足を取りに来り。幸いに怪我人もなかりしが若し之が夜間ならば一層の混乱を来たせしならん。出火を発見したるは同座興業係中谷某にして同人が２階に上りたる際押入中より煙が出るより押入を開きて始めて火事と知りたるなりと。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正５	1916	５月31日	朝	a	土蔵より出火	29日午後11時40分、丸太町西洞院西入ルの呉服商・河辺弁之助方土蔵より出火、土蔵内の商品■ル、天竺木綿等を焼き、２階への昇降口天井等燃えしも屋根を焼き抜くに至らず、12時半鎮火せるが、原因は中立売署にて取調べ中なるも、電燈瓦斯其他火気無き場所とて、或いは昼間仕事中に何人かが喫煙その火より出でたるやとも云う。損害は未詳なるも該土蔵及商品全部にて福寿火災へ15,000円、東邦火災へ15,000円、東京火災５,000円、計35,000円の保険付しありと。	
大正５	1916	６月１日	朝	a	空家のボヤ	30日午後10時半頃、室町今出川上ル西入ルの蒲田茂右衛門方西隣空家内より発火せるを、折から同場所を通行したる新町鞍馬口下山本吉次郎が認め大騒ぎとなり、遂に所轄中立売署より消防夫迄出動し消し止たるが、原因は目下同空家は普請中の事とて常に大工が仕事の為、出入しおれば大工共の不始末にしたる煙草火より出でたるものなるべく。尚損害其他取調べ中。	
大正５	1916	６月２日	朝	a	鞘町の昼火事	１日午後４時半頃、鞘町五條下ル一丁目東入ル大阪町の屑物商・長崎芳太郎方２階より出火せり。折柄家人は不在中なりし事とて容易に火の燃え移るを気付かざりしを、隣人が漸く発見し爰に大騒ぎとなり、極力消防に尽力したるも及ばず。火は忽ち東隣なる玩具商・竹内善吉、西隣なる空家に延焼し、更らに余勢を以て裏手に当る本町五條下ル一丁目の西側路次内なる画工西田新三郎、魚商清水仙太郎、通勤竹畑庄之助、京都専売支局勤務川田保正の各戸を嘗めんとせり。之れより先松原署にては、出火と知り直ちに署員消防夫と共に駈け付け七条、堀川両署の消防隊と到着。協力消火に勤めたる結果、辛ふじて火元なる長崎並に竹内、西田の三戸を全焼し、川田、竹畑、清水の三戸及空家一棟を半焼して５時過鎮火せり。出火の原因に就ては松原署河村警部は、鎮火後直ちに取調べに着手したるも容易に判明せざるが、発火せる２階は屑物置場となり居たりと云へり。損害高の如きも亦未詳なるも、長崎、竹内及空家は綴喜郡綴喜村字岩田柴村小太郎の所有家屋にして、路次内の前記四戸は五條阪陶器店竹泉の所有なるが、何れも建坪十坪内外の家屋のみなれば、家屋のみにて３,000円内外に上ル可きかと云ふも確かならず。何さま大阪町の如きは、極めて狭隘の道路を挟みて家屋櫛比せる事とて一時は其の混雑名状す可からず。殊に折柄一日の紋日の事とて、野次馬の押し寄するもの数知れず、警官は鞘町五條角と同町五條下ル一丁目下ル処に於て、群衆を喰い止め声を嗄らして制止に努め居たり。	
大正５	1916	６月４日	夕	a	村火事と山火事	▲２日午後10時半、久世郡寺田村字寺田の西田甚三郎方より出火、同家一棟を焼き、鎮火したり。原因取調中。 ▲同日午後１時、葛野郡衣笠村大北山の日置藤雄所有地山林に山火事あり。２反歩を焼きたるが、原因はタバコ吸殻なりと。	
大正５	1916	６月８日	夕	a	日活撮影場の火事	６日午後８時半頃、一條御前通西入下ルの日本活動写真会社撮影場写真仕上室より発火し、間口28間、奥行５間の一棟を焼失し、９時半鎮火せり。撮影場にては同日尾上松之助以下俳優一同長岡天神に赴き「切られお富」を撮影し帰り、同夜技師上田源三郎、助手川谷巌の両人は前記仕上室に於て写真を鮮明ならしむべく、アルコールを以てフイルムを磨き居たる処、如何した機か頭上の電燈コードを支へある紐が断ぎれ、電燈の落ちたる機にソケットより依然発火し、忽ちアルコールに燃え移り、四辺に積重ねあるフィルムに移りたるより、室内は忽ち一面の火の海となり手の附け様なく、両名は身を持って屋外に免れたるとなりといふ。急報に依り上長者町署よりは児玉署長以下消防夫と共に駆け付くる。一面撮影場長牧野省三其他俳優まで息せき切って駆け付け消火に努めたるより、幸に他に延焼する事なく、右一棟にて事済みたるが此の騒ぎに牧野は脳貧血を起こして卒倒したるも、医師の手当に依り蘇生したり。損害高は尚未詳なるが、保険は家屋のみ東京及千代田火災に１,000円を附しあるも、写真器フィルム器物等少なからず焼失せり。但し衣裳類は全然焼失を	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						免れ、舞台の如きも全然無事なれば、撮影には差支えなし。８日頃より開始するを得べしと。	
大正５	1916	６月10日	夕	a	溝一杯の火	５日午後７時半、二条油小路東入ル、浅井勝次郎方前の溝蓋下の瓦斯管破裂火を発し猛然と燃え上り、溝一杯の火となり、附近の人々馳せ付けしも、唯騒ぐだけ。急を聞いて瓦斯会社より人夫駆付け、８時鎮火せるが一時は中々混雑を呈したり。	
大正５	1916	６月15日	夕	a	山ノ内の火事	13日夜10時、葛野郡西院村字山ノ内の谷口角次郎より出火、本家（60坪）、土蔵（20坪）を全焼し、東隣西村与七宅（50坪）を類焼せり。原因未詳。人畜被害なかりしと。	
大正５	1916	６月17日	朝	o	宇電堰堤反対者知事訪問	宇治川水電堰堤工事に絶対反対を為せる山城治水会代表者田中祐四郎氏は、16日午前木内知事を訪問し、知事の過般東上中右工事に関し内務当局を訪問したる際の模様、並びに知事の実地調査日取等に関し、面談する筈なりしも生憎知事は他出中にて要領を得ず引取りたり。	
大正５	1916	６月18日	夕	a	疑問の出火	15日午前０時40分頃、五條通室町東の綿卸商・桐畑佐兵衛方２階物置部屋より出火したることは、既報の如くなるが、右出火の原因に就き所轄七条署赤尾警部補は厳重に調査したが、未だ確たる証跡を得ず。当時の如きも一旦鎮火したるに又もや発火すること３回に及び、尚奇怪に堪へざるは素破火事と聞くや奥の間に臥し居たる主人佐兵衛は枕元に置きし手提金庫を直様同家裏土蔵を距てたる漬物部屋に移し、鎮火後改めて見たるに金庫は影も形も無くもしや置所を誤りたるにはあらざるかと家内隈なく捜し見たるも皆目発見せず、今に疑問の裡に暗鬼を生じつつあるが、該金庫中には現金100円、三井銀行支店小口当座預金５,655円70銭、当座預金１,293円61銭記入の２通帳、飯田新七振出約手額面200円、他所約手額面40円在中の筈なるが、銀行には未だ何等取付けたる模様無く、赤尾警部補は同家人全部に就き、一々尋問するところありしも、或いは部屋と部屋との間より火を認めたりと云ひ、又は漏電ならんかと申立つる等全く要領を得ず、甚だ困難の状態にあるが、何はともあれ金庫の行方不明が疑問の焦点となれるは勿論なり。	既報発見できず
大正５	1916	６月19日	朝	e	雨量と天候	19日午後の微雨は引続き16日には強雨となり、18日午前を以て初めて降止たり。此雨量及系統を京都測候所に就て聞くに、降始めより降止み総雨量は124粍６、石にすれば１坪に付、２石２斗７升６合の多きに達せり。而して之が系統は15日の午前六時黄海に低気圧現はれ進路を東北東に取りて襲来し、17日には日本海中部より能登半島沖を疾走通過したる為めにして其影響は全国に亘り、18日午前６時に至りて遠く北方に逸走したるが、新たに東京湾附近に一低気圧現はれ、750粍を示し、東北東に向はんとせり。何分梅雨期節中なれば如何なる低気圧の那辺より飛出すか不明。天候は今分の所一先ず良好に復するならんと。	
大正５	1916	６月19日	朝	b	郡部の増水と浸水	16日夜来の豪雨の為め府下郡部の各川共著しく増水し、淀川筋は橋本にて水量９尺５寸、木津川は玉水にて８尺５寸、保津川は７尺５寸の水量を示し、結局宇治川は２尺５寸、淀川は６尺、桂川は５尺、保津川は４尺の増水を示したるが、被害としては久世郡狭山村に於て木津川増水の結果、浸水が田畑１町７反歩に及びたり。因みに下桂村辺にては桂川の増水とともに17日夜に入ルも雨歇ざるより、萬一を慮り、村民は堤防各所に集合し、いざと云ふ場合の用意怠りなく又嵯峨附近に於ては、各木材店に於て筏の流出を虞れ、之れ亦17日夜は徹夜の姿にて警戒する所ありたるが、18日となり雨歇み事なきを得たり。	
大正５	1916	６月21日	朝	o	堀川改修と土地収用	京都府は大正５年６月９日、内閣に於て土地収用法により市内下京区醒ヶ井下魚棚南入鎌屋町300番地の住宅地を収用するものと認定し、市の起業にかかる堀川改修の為め収用すべき土地に編入したる旨、20日告示せり。	
大正５	1916	６月23日	夕	o	宇電堰堤工事反対の陳情	宇治川水力電気株式会社の企画にかかる既記堰堤工事に就ては、山城治水会に於て最も強烈に反対運動を継続中なるが其下流なる大阪府下各郡沿	宇電堰堤反対者知事訪問の続報

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						岸町村民も亦た淀川治水会なるものを組織し、山城治水会に優るとも劣るが如きなるほどの反対運動を為し曩きには帝国議会中、右反対の請願を為し、議員中よりも山城治水会と協同して、建議案を提出せしめ、其後も引続き反対運動を継続しつつあるを以て、22日午前、同会副会長田畑新吾、同金光萬録、幹事大橋房太郎、植村吉太郎、木﨑善平、寺西国次郎、見市乗保の7氏は山城治水会長田中祐四郎氏と同伴、木内京都府知事を府庁に訪問、長文の反対陳情書を提出し、且つ口頭を以て縷々反対の理由を陳述し、許可の指令を与えられざる様取計らはれたしとの旨述ぶる所あり。正午頃、一同相携えて退庁したりと。	
大正5	1916	6月27日	夕	b	各川増水	連日の降雨は25日夜来ひとしほ激甚となりたる結果、郡各川共増水し26日午前に於ける宇治川は約6尺、桂川は約7尺の水深を示し、由良川は25日午後10時までに約2尺の水量を増加し、各川共益々増水の模様なり。	以下に関連記事あり 6/27夕刊「雨量」 6/28朝刊「其後の水害」 6/28夕刊「豪雨と被害」 同「水浸に為たる城南一帯」
大正5	1916	6月27日	夕	a	出火原因	25日午後8時半、堺町五條上ル西側路次280番地1号の縫職・佐々木藤吉方より出火し、同家2階を全焼して午後9時10分鎮火したる事は既報せしが、右原因は佐々木方雇人米田やすが表2階六畳の物置にて衣類を取出さんとし、燐寸にて火を擦りたる際、障子に突当り之が為め上部に吊りたる洋燈が落下し、その途端点火したる燐寸を溢れたる石油の上に落としたる為めにて、同家は同町大西常次郎の所有に係り損害約750円なりと。	
大正5	1916	6月28日	朝	a	岡崎のボヤ	27日午後2時半頃、岡崎町字御所の内、中野忠兵衛不在宅台所より出火し、畳及建具より2階の天井まで燃移りたるを、附近の山本治三郎が発見し、岡崎公園巡査派出所より警官出張、近隣の人々と協力、消防に尽力したるを以て大事に至らず消止めたり。右は火鉢の不始末より同火鉢が燃え出したるに因し、損害約14円也と。	
大正5	1916	7月4日	朝	o	天候回復か	2日は終日快晴にて和風そよそよと涼味を帯び、梅雨には珍らしき程なりし。3日に至り朝来微雨ありしも束の間に止み、曇天にて凌ぎ能き日和なりしが、京都測候所に就き聞く所によれば、3日午前6時、中央気象台よりの報に低気圧は北海道南南東の沖及ハルピン西北西方にあり。何れも東北東に進行し居れりと。又高気圧は小笠原島及オコツク海にあり云々とあり、去れば本州には低気圧の影響少く臨時に発生せざる限り天気は、漸次好晴となるべし。尚揚子江附近に現はるる低気圧なき限りは、差したる天候となる事なく、先日来の天候も先づ一段落となりたる模様なりと。	以下に関連記事あり 7/5夕刊「伏見は尚浸水」 7/6夕刊「南山城の水害」
大正5	1916	7月7日	朝	o	洗堰に押寄す	浸水に苦しめられつつある宇治川沿岸各町村代表者等は、瀬田川洗堰放水制限に関し、同洗堰に詰掛け理事者が制限の要求に応ぜざる時は、直ちに洗堰を閉鎖す可しとの急報ありしにぞ。大津警察署には7日以来密に多数警官を派遣して、警戒中の所9日小松署長自ら部下の警部巡査20余名を引率して、午前6時より出張。厳重に警戒を加へ居たるに、午前8時半発の下り列車に乗込める代表者を先頭に、続々石山村大字南郷洗堰監視所前に集合し、11時頃には川崎代議士、田中、五十棲両府会議員、其他宇治川沿岸各町村長を初め、有志者500余名に達せり。一同は田中府会議員の発議により、各郡より3名乃至5名宛の代表委員を挙げ、三池内務省土木出張所長の来着を待ち受け談判を為す事となし、携帯したる竹皮包を開き、腹をこしらへたる後三々伍々附近の実地調査をなしつつあり。一方、川上滋賀県警察部長は、前田高等主任警部を従へ平服にて出張し、大津憲兵分隊よりも2、3の憲兵出動するなど、光景凄愴を極む。尚、三池所長は午前11時、青木刑事を従へて、石山に到着し柳屋にて昼餐を喫し、午後1時洗堰監視所に向かへり。	
大正5	1916	7月9日	夕	b	伏見地方の浸水と当局者	伏見の浸水は、今尚ほ依然として去らない。泥水に浸され居る人家約200、而も之は多くは下流社会の居住地なるが故に、其惨状実に眼も当てられないものがある。内職は出来ず、商売は出来ず、其日の糊口にも窮して居るものが少なくないが、	

京 都 日 出 新 聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事 （ 要 旨 ）	備 考
						伏見町役場では一向顧みない。町会議員等は町長問題に忙殺せられて之も馬耳東風と流している。何と言ふ所存であろう。水に浸った家屋に畳を重ねたり、戸板を並べたりして十日以上も過している。実に社会問題として重大事実である。又家屋ばかりでなく浸水田畑も少なくない。伏見ばかりでなく橋本から牧野までの京阪沿線の両側は湖と化して依然として居る。ところで、農会長とか府会議員とか、代議士とか郡会議長とか、関係村長とかは、盛んに議論を蝶々したり、或は府庁へ出かけて理屈を並べて居るが、今は理屈を言ふ時機ではない。実行は焦眉に迫っている。気長く構えて居ればそれだけ人命に関する。前にも書いた通り南郷洗堰からは平日以上に放水しており、大阪の毛馬閘門は平日の如くに堰き止めて居る。淀河沿岸の水の引かぬことは之れが為めである。そこで毛馬閘門を或程度まで開いたなら大阪は困るかと言うに、舟乗業者の或は少数者は水は急流になるから少し位困るだろうが、一般市民には何の関係もない。却って水を多くして汚物を流して貰うのはいいことだと言うて居た。而して大阪の毛馬閘門開閉の権利を有するものは内務省土木局大阪出張所長にある。府庁などへ向て理屈を並べてるよりは、一歩進めて内務省に交渉するのは近道である。	
大正５	1916	７月10日	夕	a	千本の小火	８日午後12時過ぎ、三条千本東入ルの樋上喜代松方煙突より火の子を散し、折柄同家棟続東隣なる青物商林勇助が衛生掃除の当日とて屋上に大蒲団四帖、蚊帳一張を干し置きたるに燃え移り、大事に至らんとする所を上長者町署の有原巡査が発見し、附近の人々と打消したりと。	
大正５	1916	７月10日	夕	a	小火	９日午後５時50分頃、九条猪熊東入ル針小路の質商・竹内市次郎方裏護譲職場に於て作業中、石油に火が移り、大事に至らんとするを直に消し止めたり。	
大正５	1916	７月13日	夕	b	水害地住民の陳情	９日洗堰に出掛けて60枚の嵌板を下ろさせて来た沿岸町村長は、其後一向水の引かぬに業を煮やし今度は毛馬閘門の開放を請求すべく12日午前９時、川崎代議士、田中府会議員、畠山向島村長、清水堀内村長等20余名の代表者は、大阪府下に属する沿岸町村長代表者と共に土木局大阪出張所へ出掛け、青木所長に面会縷々陳情する所ありたり。	水害関連記事
大正５	1916	７月13日	夕	b	大澤氏の水害調査	大澤善助氏は伏見町に於ける今回の水害民に対し痛く同情し、何等かの方法を以て救済を講ぜんとて、12日伏見町役場に調査方を申出でたり。	
大正５	1916	７月15日	朝	b	水量調節問題	南郷洗堰の桁木挿入に関し、土木出張所の措置を片手落ちなりとし、琵琶湖沿岸農民が著しく激昂し不穏の形勢を示せる事は既報の如くにして、かの近江米同業組員の如きは13日、右洗堰実地視察を為すあり。意外に声を高めたるが、一面琵琶湖治水会にては13日幹事会を開き、右に関し協議を為したる結果谷澤会長、中小路幹事は大いに問責する所あらんとし、相携へて大阪土木出張所に赴き青木所長と会見の上、当局の措置其当を得ずとて強硬の談判を持ち込みたる所、青木所長は右に対し、「琵琶湖沿岸田畑の浸水に対しては今直ちに水量の調節に依り、早速に効力を齎す可きものに非らず。右に反し下流沿岸の浸水は湖岸田畑に於けるものと其選を異にし、急を要するものあり、方々両者の権衡を失せざる程度を考量し、今回の措置に出でたるものなりとて極力弁明に努むる所ありたる由にて該答弁は激昂の度を緩和する所ありたるが、之れを以て先づ該問題も一段落を告げたるものの如く今後更に豪雨の無き限り、最早再び斯かる騒ぎを惹起せざる可し」と云へり。因みにかの毛馬閘門の開放は水量の調節に至大の力あり、京都府下の増水に当喝ふるものあれども、毛馬閘門の開放は事実に京都府下の減水には殆んど効力なきのみならず、且該閘門の開放は、工事不備なりし為め、先年放水の際の如き一時に深さ25尺の川底を掘り崩したる例もあり、目今当破損箇所の修理中なるも、該閘門の開放に依り効果を収めんとするは今分の所全然無望の事に属するものなりと。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正５	1916	７月15日	朝	b	淀川沿岸浸水現況	府下淀川筋に於ける今回の水害につき初めは紀伊郡850町歩、久世郡283町歩、綴喜郡350町歩、宇治郡100町歩、合計１,586町歩の田面に浸水を見たるも、其後自然の減水と南郷洗堰に桁木620本を入れたる結果として、今や著しく其減退を見るに至り、大に浸水区域を縮小し得たるも、13日樺島府技師出張実地の踏査を為したるに、猶ほ紀伊郡向島村300町歩、堀内村130町歩（六地蔵附近）、宇治郡宇治村10町歩（木幡附近）、久世郡槇嶋村５、６町歩、御牧村30町歩（巨椋池沿岸）、綴喜郡美豆村５、６町歩、合計約380町歩は深さ１尺乃至２尺７、８寸位の程度にて浸水し、該田面の稲苗は殆んど全部腐敗し居りて、収穫の見込全く立ち難く、また減水後とても大根を作る位より他に良策なしとのことなるが、一方久世郡小倉村字伊勢田の60町歩、佐山村字市田の100町歩、御牧村の350町歩は何れも前記同様、最初は深さ３、４尺の浸水を見たれども、常備せる排水喞筒の作用によりて直ちに汲出したるより、此の被害なく村民等は喞筒の前面を通過する毎に頭を下げ居れりとは純朴なる田舎人としても左もあるべきか。	村人の防災意識の差が明暗を分ける
大正５	1916	７月17日	夕	o	京大工事変更	先に焼失したる医科大学小児科教室の復旧工事に関しては、従来に比し一層堅牢なる煉瓦造りに改築する設計を立て、其筋に向って認可の申請を為したるが、其設計に依れば勢い総長の責任支出の性質となるものにて、かかる場合に責任支出の方に依る事穏かならずとの説のいでたる為、止むなく概設計を暫らく中止して、概予算を更に次年度の予算に編入する事になしたるが、小児科教室に於ては、焼失後之れに充当すべき建物無き為め、天幕内にて外来診察者の受付をなし居る有様にて、一日も復旧工事を忽にすべからざる現状なるより、別に15,000余円の予備費より支出して、取敢ず半永久的の建物を眼科教室の裏手に凹字形のものとなして建築し、且つ現在の小児科教室東端の流行病診察室を現在の教室と新築教室の間に移建して、現在の教室と連絡をとらるるといふ。最も今回急造すべき半永久的の建物は、永久的の本工事竣成する暁も之れを取り崩す事なく、他の目的の為め使用を継続する筈なりといふ。今回急造の半永久的建物とは假教室135坪、同研究室17坪余、便所及検査室17坪、廊下22坪余、計190坪余にして此案は経理委員会にても之れを認め、改めて申請したる事なれば、近日本省より認可あるべく、同時に工事に着手して夏季休暇中に之れを仕上げ来る９月の新学年より之を使用すべき予定なる由。	以前焼失した京大の再建工事について
大正５	1916	７月18日	夕	o	水害地稲再植	宇治、淀両川氾濫により紀伊、乙訓、宇治、綴喜の諸郡にて十数日に渉る浸水は、挿秧間もなき苗の多くは腐食し、或は枯死したれば減水と共に再植の要あり。和田紀伊郡農会長は去る六日より奈良県に出張し、天災に據蒙りたる悲惨なる状態を縷述し訴ふる所ありたる結果、同県添上、山辺、生駒の三郡にては郡長以下郡農会村農会等の同情により、稲苗60，000把の無料恵附ありたれば、和田会長は各郡の好意を謝し、16日夜行列車にて帰任。17日より再植に取掛りたりと。滋賀県地方にては、稲苗売買頻々にて苗の相場の重要をさへ伝ふる。昨今奈良県の諸郡の如き無料分譲せしは奇特と云ふべし。	
大正５	1916	７月19日	夕	b	驟雨と浸水	27日正午過の大驟雨に川端署部内近衛通野川附近より、万里小路附近、東丸太町通南北両側、東丸太町川端一筋上ル附近、岡崎町福の川附近等の悪水路一時に溢れ、家屋床下３寸内外浸水したる所も数箇所ありて、川端署衛生部長は衛生幹事と共に、夫れ夫れ井戸替其の他の大清潔法を行なはしめたり。	
大正５	1916	７月25日	夕	f	上京消防演習	本年春季上京区消防組連合演習は川端警察署が当番となり、執行の筈なりしが御大典後にて事務多忙なる為め、延期と成りしも、愈よ８月１日を以て執行の事となりたり。当日午前８時岡崎公園に召集し、疎水二条橋と冷泉橋の間なる西側に於て訓示を行ふの予定なる由。	「本年は川端署が当番となり……」 ということは、毎年行なわれている可能性がある
大正５	1916	７月27日	夕	a	小火	智恵光院元誓願寺下ルの餅屋・山根よね方便所脇より24日午後７時出火。大事に至らんとせしを家人が認め辛うじて消し止めたり。火気を帯べる	

京 都 日 出 新 聞

年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事（要 旨）	備　考
						灰を炭俵の傍に置きたるため自然火気を呼びたるものなり。	
大正５	1916	７月30日	朝	a	本町筋の火事	本町10丁目西側の屑物商・福井方より29日午後８時出火し、隣家２戸類焼。同40分鎮火せるが原因取調べ中。	
大正５	1916	８月５日	夕	a	西園寺侯別邸隣家の火事	５日午前２時、愛宕郡田中村字畑中西園寺侯、清野軍医の別邸の間なる農家西村幾次郎方より出火し、30分後、全戸を焼失して鎮火せり。之が損害は下鴨署にて取調中なるも僅かに８坪の２階建なれば大したる事はあらざるべし。原因は前夜火の消切らざる灰を片付たるより此大事に及びたるなりと。	
大正５	1916	８月６日	夕	o	水道の話（十五） 水道と防火	京都市の水道は東京、大阪などに比較すると圧力が高い。従って防火の能力が多い。防火栓の大きさは３インチで、各町の角々には大概設備せられ、又一つ通りでも長い処は６、70間毎に必ず設けられてある。「ホース」を４、50間位連ねて、其先きで尚50尺位の高に水が上ルので、普通の建物には充分の効力がある。殊に水量が極めて豊富で、若し大きな火事があって濾過水で不足すると云ふ非常な場合には、濾過しない、疏水の水そのままを市中の配水管に入れる事が出来るから鉄管能力の堪ゆる限り、琵琶湖の水の有らん限り給水できるのである。如何な大火でも水道の水が涸れる事は決してない。然るに、実際の火事場に行て見ると、消防夫が動もすれば蒸気喞筒や手押し喞筒に重きを置て、防火栓を幾らか閑却する様な感がする。甚だしきに至っては、折角圧力のある水道の水を、一旦付近の溝に放水して夫れを更に喞筒用に吸い上げる時代もあった。勇み肩の若者連中には何だか物足らぬに違いないが、やはり労せずして効多き防火栓の能力は充分に発揚させたいものである。また、私設のものは処によっては、将来或は制限せなければならぬ事があるかも知れぬ。それは其数が余り多くなると、非常の際に我勝ちに開栓する為肝心の火事場へ水が届かない事になる。神戸市に此実例が有り、火事場を他所に見て火の無い所で盛んに水を出して居る。人は焼けても自分の所が安全であればよいと云ふ遣り方である。遂に警察力で其私設栓の行使を一時止めて漸く火事場に水を送った事がある。	資料集に収録
大正５	1916	８月７日	夕	o	水道の話（十六） 水道と防火（承前）	此の如く高低の差甚だしいから、水道ではこれを高低二区に区分して給水して居る。高区配水地の最低水面は海面上350尺で、給水区域は三條通以北及東山一帯である。即ち海抜150尺以上250尺位迄の処に完全に給水され、又防火能力もある。それ以上の地にも尚幾分給水し得らるるが、其極限の所を記してみると吉田山の頂上稲荷■■、黒谷の塔附近、永観堂本堂の少し上、円山長楽寺、清水寺の門前、清閑寺、泉涌寺附近は、漸くに水が出るか出ぬか位の所である。低区配水地の最低水位は235尺で、地盤高135尺以下の所で配水して居る。現在一番南の方の低い所では十條通の市屠畜場、深草稲荷神社附近迄達して居る。京都市は割合に火災の少ない所である。殊に水道が出来てからは著しく被害坪数が少なくなって居る。是は消防設備が完備したるも大いに関係して居るであらう。	資料集に収録 別に小見出しとして「電車と「ホース」」という記事あり
大正５	1916	８月11日	夕	o	伏見の落雷	９日午後７時頃よりの雷雨に際し伏見附近に落雷は中書島京都電鉄停留所電柱に、又両替町14丁目奈良線踏切附近に何れも落雷、電線を切断したるも其の他には幸ひに被害あらざりし。尚、同時に紀伊郡横大路村安達吉松方の門口に落雷し電線を切断し、右電線が亜鉛の樋中にありたるを前記吉松が10日午前５時半頃、樽に触れ忽ち感電し、一時人事不省となりしも応急手当の結果生命を取留めたりと。	
大正５	1916	８月12日	夕	a	座布団から発火	10日夜０時、七条新地平居町貸座敷平岡つる方２階押入より発火し、座布団10帖と布団の抜綿３枚とを焼きて押入の戸１枚に燃え移り、大事に至らんとする所を家人が駆付け、同15分、消止めたり。損害は約５円位にて原因は12時過ぎ雇人片岡うのが客間より革布団１枚を押入に入れたるが、その革布団に煙草の吸殻の附着しいたるより発火せしものならんと。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正５	1916	８月24日	夕	a	赤尾屋焼失	23日午前３時半、下長者町新町東入料理店兼旅館赤尾屋事林平五郎方より出火。時刻柄、人々の駈付くる間に火は東隣りの桃の湯事中野初次郎方に燃え移り、同家を全焼、４時半鎮火。中立売、上長者町両署より消防隊全部出動、一時は中々の騒ぎなりき。原因に就ては瓦斯の漏れたるならんなど取り沙汰種々なるが目下中立売署にて調査中。赤尾屋にては一昨年２階建離れ座敷を新築したるが全部焼失、損害約４,800円（保険は明治火災に１,800円）、桃の湯も昨年新築せるばかりにて損害４,750円（保険は浪速火災に４,000円）なりと。	
大正５	1916	８月24日	夕	a	不望火楼	23日未明下長者町赤尾屋の火事に就て、珍な噂が専ら伝へられて居る。そは狸の祟りでもない。怨の放火でもない。全く火の手が揚ってから一時間してから所轄中立売署の半鐘が鳴ったといふ事である。其又半鐘が二つ半鐘で普通の信号である。赤尾屋は新町東入所で府庁に接近して、御所へ４町しかない。これに加え警察からは直径２町に足らぬ。中立売署ではこれでも普通の火事と認めて居たらしい。そうすると上長者町署は三つ半鐘、即ち御所、府庁に近い…他署の応援を求める信号を打った。つまり半鐘の打ち方からいえば、中立売署と上長者町署とが反対の位置になって居る。併し上長者町署の御蔭で市内各警察署から応援があった訳で、中立売署も上長者町署に感謝せねばならぬ。23日の朝府警察部辺りで専ら此噂で持切だったので、時間の事は知らず、半鐘に値切ったら尚、大変だ。こんな風に警察部辺で言ってるのだから内裏から火を出して、又火事がありさうだ。火用心火用心。それから又、火事が起って屋根が抜けても警察から消防が来ぬので、町内の者が慌てて中立売署に駆付け、「お願でござります。私の町内に火事があります。どうか消防を出して下さい」と申出たとの風説も、焼跡見物連のお喋りである。或は此時初めて例の二つ半鐘を打ったのであらう。もし以上が事実だったら中立売署のは望火楼ではなく不望火楼だ。不望火楼といふのは京都否日本にも一つしかあるまい。京都に七不思議が出来たら屹度其筆頭に数へねばなるまい。我輩はこれだけ書きはしたものの、これが誤聞であらん事を出野署長及署員一同の為に祈る。	
大正５	1916	８月25日	夕	b	巨椋池問題と村民	巨椋池干拓問題に対し、府は明年度の予算に調査費を計上すべしとの世評あり。これについて沿岸村民の意向を聞くに、府の調査は沿岸部落の為めに之を調査するものなるや、或は府直営事業の前提として之を調査するものなるや判明せざるも、沿岸部落の為に調査するものなら、殊更に別に大袈裟なる調査をせずとも十数年後に渉りて調査したる材料あり。また更に再調査を要するとするも、先づ三ヶ月位で十分である。従って其費用の如きも、之を町村に於て負担して可なり。然るに府の直営事業と為し、竣工の上、之を払下ぐる前提の下に調査するものならば、沿岸町村民は絶対的に之に反対すべしと称し居れり。因みに、巨椋池は内務省にては之を一名所として取扱ひつつあれば、官営として干拓事業を営むことには種々なる支障を生ずべく従て府の直営は一寸面倒なるべし。	
大正５	1916	８月26日	朝	o	宇電問題と久世郡	宇治川水電第二期工事に対する久世郡の態度に関しては既報の如く24日準備の為め会合すべき筈なりしも、偶々簡閲点呼の為め関係町村長に差支ありて果たさず、26日午前宇治町役場に会合。愈々態度を決すべしと云う。	
大正５	1916	８月26日	夕	o	京大工事進捗	京都帝国大学に於ける現在の工事並に進捗の如何を聞くに、最も大なる工科土木教室626坪は煉瓦本造りにて来年３月に至らざれば落成せず、又工科の採鉱冶金製図室80坪は木造の平屋を２階建に改築するに在りて、11月には出来すべく、工科の工業化学製図室平屋50坪９月中に落成をするべく。また久しく懸案となりし医科の小児科教室は、ひとまず仮教室として建築する事となり、目下工事を急ぎ居れるが、是は半永久的の平屋200坪にて九月下旬落成、直ちに新学年より使用の見込。次に昨年御大礼の際御使用ありし大嘗宮脇の朝集所は御下賜当時より移築の準備を為し居れるが、	燃えた建物は結局木造建築にするようだ。理由は建てるまでに時間がかかるからだろう。いずれにせよ今回の火事で京大の防災に対する意識は変わらなかったようだ。

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
						是も９月初旬には悉皆落成の見込にて、法科教室192坪は医科事務室会議室98坪、理科数学室27坪、理科星学研究室43坪、工科学生試験室220坪、工科採鉱冶金室物置23坪、総て６棟に分築し何れも木造瓦屋なりといふ。尚、医科の小児科教室は元より応急の仮建築の事とて、本建築出来迄の間に合わせ物なりと。来年度の予算に該建築費を計上せらるるや否やは未定なりといふ。	
大正５	1916	８月26日	夕	o	巨椋池沿岸村長会合	巨椋池干拓調査問題に関し、25日午前沿岸村なる佐山、御牧、小倉、槇の島の各村長は久世郡会議事堂に関し協議せるも纏りたる決定を見ずして散会せり。	
大正５	1916	８月27日	夕	o	宇電対久世郡	宇治川水電第二期工事に対する久世郡の態度は26日決定、之を発表すべしとは既報の通りなるが、愈々26日午前９時より宇治町長上林氏宅に郡内関係町村長相会合し、協議の結果、郡は第二期工事の施行に賛成すべく、同時に内務省、通信省並に京都府知事に宛て速に認可ありたき旨陳情書を提出することとなれり。尚、之に対する報償の意味を以て認可の上は会社は郡の公共事業に要する電力200ｋＷを特価を以て供給すべきことを同意せりと云ふ。而して同郡の賛成せる理由の大要は、郡の立場として第二期工事の施行は宇治町を中心として附近村落に好影響を与ふること言うまでもなく、延いては郡全体の繁栄となること、第一期工事施行の際には紀伊、乙訓、綴喜の各郡と共に反対を唱へ、その結果知事の調停に依りて結着せるが、工事完成後既に４ヵ年を経たるも先に想像したるが如き危険更になく、当時の恐怖心は単なる杞憂に過ぎざりしと。然れば今回の第二期工事も、精密なる調査と厳重なる監督とに依り、其筋に於てきけんなきものと断定せらるるに於ては、郡は当局に信頼し、之を賛成すべしと謂ふにあり。尚ほ陳情書は近々進達の筈なり。	
大正５	1916	８月31日	夕	o	宇治電反対協議会	宇治川水電第二工事反対協議会同盟にては大阪治水会と連合し、９月２日午前10時より伏見大手筋京電停留場西伏見青年会館に於て幹事会を開催し、今後の運動方針等に就き協議する。	
大正５	1916	９月１日	夕	o	二百十日は無事なるべし	二百十日は愈々９月１日となりたり。前日の天候は晴天にてやや薄雲なりしも。	以下に関連記事あり ９/２朝刊「二百十日の天候」 同日夕刊「穏やかなる大厄日」
大正５	1916	９月２日	朝	o	暴風雨警戒	31日正午迄の天候は夕刊所報の如くなるが、更に午後５時、中央気象台より新たに低気圧は東京湾に現れ748粍を示し、漸次北東に進行し暴風雨の恐れありと当測候所に警戒し来りたりと云ふが、右に付同測候所に就て京都府下の影響を聞くに其中心地たる東京方面進行区域は多少の影響あるも、我府下には降雨位にて差したる影響なかるべしと。	
大正５	1916	９月３日	夕	o	宇電反対幹事会	宇電第二期工事反対同盟会幹事会を、２日午前11時より伏見青年会館に於て開いた。参会した者は大阪府下より見市乗保、田畑新吾、松村亀次郎、金光萬録、大橋房太郎、藤井健次郎、上村吉太郎の７氏、京都府下よりは大野槌三郎、清水宗三郎、田中祐四郎、五十棲駿夫、中野種一郎、福田宗五郎、和田幾三郎、神原政辰、畑山友次郎の９氏にして競技の要項は、久世郡が会社と妥協し賛成意見を発表せる結果、世間にては本同盟会の一角崩れたるものの如く誤解し居れるものあれば、此誤解を解くべき方法を講ずること、本同盟会は今後益々結束を固くし、最初の目的を貫徹すべく今後益々活動すべきこと等を申合せ午後１時、散会した。	前月の久世郡の宇治川電気第二工事賛成についての対応協議
大正５	1916	９月４日	夕	o	宇電反対陳情	宇治電第二期工事に対する下流沿岸町村民より成る反対期成同盟会幹事会は２日伏見青年会に会合、協議せる事は既報せる通りなるが、尚、４日には京都府知事を、５日には大阪府知事を訪問し、不認可になる様陳情すべく、また不日、川崎■■両代議士東上の上更に主務省へ陳情する筈なりと。	宇治電気関係
大正５	1916	９月５日	夕	o	宇電堰堤反対者の知事訪問	宇治川堰堤工事反対の急先鋒として活動せる山城治水会代表者数名は、４日午前10時、府庁に木内知事を訪問、寺崎土木課長近々東上の筈につき、	宇治電気関係 翌６日の夕刊に大阪府知事訪問の記事あり。

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						其序を以て内務省側の調査が如何なる程度にまで進み居るや、また知事が着任の当時一応実地の踏査を為すべしと約したるに、今以て一向其模様なきは、甚だ遺憾とする所なり。右は果して何時頃踏査を実行せらるるやの件につき其内意を聴く所ありしに、知事も来意を諒とし内務省の調査は寺崎をして聞取らしむべし。自分の踏査は遠からず実行すべしとの旨答えたる由なるが、尚、治水会にては久世郡民の豹変に憤慨し、是非共此際反対の目的を貫徹し、沿岸民の生命財産を安きに置かんとて近々其代表者２名を東京に送り内務大臣に陳情せしむることに決したりと。	事実報道のみで詳細が書かれていなかったので割愛した。
大正５	1916	９月９日	朝	o	小児科仮教室竣成	京大医科小児科教室は経費の都合にて煉瓦建洋館を新築するを得ざるために過般来木造仮教室を建築に着手し、昨今工事を急ぎつつあるが近く竣成すべく来る16、７日頃より学生の授業を開始するに至るべしと。	予算さえあれば煉瓦建てにした可能性もあったのか？
大正５	1916	９月10日	夕	o	非常事件報知機関設置出願	子爵長松篤棐、安田善三郎、倉知誠夫、川崎肇、八十島親徳、木下英一郎の６氏は、未だ我国に電気応用の盗難火災其他非常事件の報知機関なきを遺憾とし東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の六大都市に右機関を設置するの案を立て、京都府知事へも右認可ありたき旨願出でたるが、其設計によれば資本金を６万円（京都府のみ）と見積もり平均一ヶ月40銭位の加入料を各戸より収入して電気を装置し、火災盗難其他非常事件の突発したる場合直ちに所轄警察署に報告し、其救援を求めて大事に至らざらしむる方法なりというが、果して前期の如く僅少の加入料にて完全に其目的を達し得るものとすれば無論府に於ても異議なかるべしと。	
大正５	1916	９月10日	夕	o	奈良県下へ感謝状	本年の水害に際し、補植する稲苗の寄贈を受けたる奈良県下の篤志者に対し、和田紀伊郡農会長川崎府農会長の名を以て感謝状並びに木杯一組を左記人々へ贈呈せり。	贈呈者の氏名の判読が難しくここでは割愛した
大正５	1916	９月11日	夕	o	二百廿日は無事か	農家の杞憂すべき第二の厄日なる二百二十日は11日と迫りたり。京都測候所に就て其予考を聞くに気圧配置図から見ると、何等気支ふべき程なく、殊に高低気圧の気違僅少なるを以て、二百二十日当日は多少の驟雨位はあらんも概して無事なるべしと。	気圧配置は省略。11日朝刊には二百二十日の天候を詳細に予報する記事あり。12日の朝刊には全国（朝鮮・満州含）の天気の結果を報道
大正５	1916	９月21日	夕	o	宇電反対委員会	紀伊、宇治、綴喜、乙訓四郡の関係者からなる宇治川水電第二期工事反対期成同盟会は20日午前11時から伏見青年会館で会合を開いた。田中、五十棲、中野、大野など20余名出席した。田中幹事より大阪・京都府知事に陳情した経過などを報告し、議事に移った。従来同盟会は関係町村の有志連合のため町村を代表する公の組織ではなかった。そのため運動の趣旨も常に世間から疑われてきたため、活動中に様々な不利益を蒙った。今後、４郡関係者全員から調印を得て、更に主務官庁へ陳情すること、今後は時々演説会を開いて世論を喚起するべきことを決議して午後２時に散会した。	
大正５	1916	９月22日	夕	o	宇電工事と主務省	宇治川水電第二期工事の許否に関する参考資料を得るために今回内務省は東京帝国大学へその調査を嘱託することにした。大学の専門家は不実綿密な調査を行うという。この結果は同問題の許否に関わる重要な資料となるだろう。	
大正５	1916	９月23日	朝	o	伏見の出水	22日午後３時より４時頃まで降り続ける豪雨のため、伏見大手筋第一銀行支店前より風呂屋町木挽町辺に至る一円は一時膝を没するまで出水し、大騒ぎしたるも雨の小降りとなりたると同時に退水せし故別段水害と言う程のことなくして止みたり。	以下に関連被害記事あり ９/24夕刊「強雨連日」他、詳細記事２つ ９/25夕刊「大雨と各川筋」 同「雨水被害」
大正５	1916	９月27日	朝	o	彼岸の雷雨	26日は彼岸明に付京都測候所に就て聞くに、初め２日は最高温度90度以上の酷熱にして天気は良好の方なり。22日午後より降雨と化し、24日正午前までは連日断続して強雨あり。為めに温度も一時下降し、25、６日には雨気未だ去らず何となく蒸暑く、最終日の26日も曇天勝にて午後に至り微雨あり。１時12分に至り、西方に軽雷を発し、２時半頃より北西方に又雷鳴数発し、微雨を交え、午後３時の観測は気圧760粍６を示し、最高温度	雷の報道と天気の予報

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正５	1916	９月27日	朝	o	彼岸の雷雨	87度３、最低温度69度８を示したり。又気圧の配置は高気圧は小笠原島遥か南東方に現はれ763粍を示し、今一個は天津遥か西南西方に在りて764粍を示し居れり。又低気圧は汐岬遥か南方海上に在りて760粍を示し方向不明なり。今一個は根室の南東方海上に現はれ750粍を示して東北東に向はんとす。此配置上より予考せんか天気は不良の方にあらざるも未だ雨気去らず今一雨あらば漸次秋冷の域に至るべしと。	雷の報道と天気の予報
大正５	1916	10月13日	朝	o	宇治電の堪水量	宇治川電気株式会社の発表によれば、同社の第二期工事の反対の理由となっているのは高さ百尺余の堰堤で10億立方尺の水量に堪えることが出来るのかという点である。併し、同社の建設を予定している堰堤は１億５,000万立方尺であり、反対者はその数値を勘違いしている模様だ。同社の築造する堰堤は固い石塊を選んでセメントで固めて仕上げるのである。川底や両岸は十分深くまで天然の岩石と密着させるので、漏水するような心配は要らない。仮に堰堤が破損したとしても、そのまま一気に堤が倒壊するわけでなく、堪水が一気に流れ出すわけでないので下流に与える被害は左程ではない。このように反対者の言うところは少し大げさなのである。	
大正５	1916	10月14日	夕	o	全国水道会議	全国の都市で水道を敷設する都市は従来から水道会議を開いてきたが、今年は京都市の当番で11月７日から13日まで開催される。本年度の参加都市は、東京・大阪・名古屋等の大都市を始め50余市。参加者は技術者と中心に100名程度集まる。会場は京都商業会議所と決まった。参加都市から提出された議題は60に上る。会期中の日程は主に午前は提出された議題を検討し、午後は水道関係施設の見学を行う。視察予定地は蹴上水源地、本願寺の防火設備、御所の水道、琵琶湖の疎水取入口、宇治電水力取入口、洗堰、大学の臨湖実験所などである。最終日には専門家を招いて水道に関する講演会を開く予定である。	28日の記事と開催日数に違いがあるが詳細不明
大正５	1916	10月15日	夕	o	京大小児科工事	京大医科小児科教室建築について、大学と文部省は協議を重ねた結果、最初の設計を多少変更し、大正５～７年の三年継続追加予算で建設することに決定し、議会で承認を得れば直ちに工事を着手する見込である。同建物は耐火に重きを置き煉瓦総２階建て本館160坪を中央に、左右背後に煉瓦平屋建て諸建物計373坪で、総建築費は13余円で、さらに備品費数万円を要すという。	５月に火災のあった京大の復旧工事はこれでようやく決着を見たようだ。京大にとってあの火事の衝撃は大きかったようだ。
大正５	1916	10月16日	夕	o	伏見消防評議会	15日午後１時より郡会議事堂に於て、郡内消防連合会評議員会を開けり。	
大正５	1916	10月19日	夕	o	淀川沿岸農民の救助	５月下旬から六月にかけての洪水で稲の被害を受けた府下淀川流域に、奈良県からの稲苗の配布によって苦難を免れたことは既報した通りであるが、これに関し府当局は罹災救助基金から１反歩につき２円内外の救助費を支出することとし、その調査中である。それによると支給対象の面積は６,000町歩に及び支給額は12,000円に上ルという。	
大正５	1916	10月28日	朝	o	上水道協議会	全国上水道協議会は11月７日より17日まで十日間、京都市で開会される。内務省より阪田技師臨席、大臣代理として一場の訓示を為す由。協議事項並びに諮問事項左の如し。 協議事項　水道の意義並びに負担に関する件、水道上の技術に関する件、水道の一般経営に関する件、国庫補助に関する件 諮問事項　当局の水道方針に対する希望及び意見如何	
大正５	1916	10月28日	夕	a	壬生の小火	葛野郡朱雀野村字壬生小字御所の内の丹波捨吉方より小火が出た。堀川署の片山巡査がこれを発見し、直ちに消し止めた。原因は焼け板に火の気が残っていたことである。	
大正５	1916	10月31日	夕	a	本町の火事	30日午前０時半、本町通11丁目の多田石鹸製造工場より出火。同工場を全焼し、午前２時に鎮火した。原因は調査中。	
大正５	1916	11月２日	夕	a	木札工場の小火	去る１日午後11時24分、七条通間の町東入ルの木札製造工場・西野岩吉方は乾燥室煙突部より出火し、同室の一部を焼失した。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正５	1916	11月３日	朝	o	全国水道会議	全国水道会議は、今年は京都市の当番で今月７日から13日まで京都商業会議所で開催を予定されており、永田・渋谷京都市技師、水道課員が準備に追われている。内務省より技師ら３名、陸軍省より一等軍医ら２名、東京大学・京都大学から教授が出席、全国の大都市・台湾総督府などから合わせて技術者80名が参加することになっている。	以下毎日のように記事があるが、特に内容の無い記事に関しては本欄に記載。 ７日〜14日各夕刊
大正５	1916	11月５日	朝	o	府明年度市郡予算の内容	土木費は治水計画上の必要性に基づき測量費の予算計上を増加、河川法準用河川の増加に伴って管理員を３名増加、新舞鶴港の修築及び軽便鉄道の調査費を計上した。道路・堤防の修繕費を必要最低限度に絞った結果、経常・臨時予算を通じて９,384円の増加になるが、新舞鶴港の修築には寄付金があった結果、今年度より２,037円の減少となった。	予算のうち一部を掲載
大正５	1916	11月６日	朝	o	京大の地震観測所を観る（上）	京大の地震観測所は上賀茂村の東南本山の官有林の中、小高山の頂上に設けられている。この観測所は政府の震災予防調査会の研究所として設けられたものである。明治34年12月時の京大総長菊池男爵が日本の地震学の幼稚なことを慨嘆し京大内に同研究所を移して研究所にすることが適当であると運動した結果大学の所属になった。志田教授を所長に招き以来16年にわたって志田教授の努力の結果中央気象台と並び称される地震学の研究所となった。京大が引き継いだ当初は磁気の観測のみであったが、現在では地震の研究一本になっている。観測所を同地に設置したのは、市内の喧騒から遠い場所でないと地震観測に向かないからだという。また、地上だと低気圧の影響を受けるという気候上の配慮もある。	記事はかなり長いが周辺の景観の賞賛が多くその部分を割愛
大正５	1916	11月７日	朝	o	京大の地震観測所を観る（下）	所内はドイツのウィルヘルトの観測機が置かれ、大森理学士開発の大森地震計が二個ある。その他にも地下室の中央に一間四方大で深さ６ｍの地下に観測機をすえつける装置がある。これは志田教授の発明である。教授はさらに別の装置を考案し、これができれば地震学に画期的な新発見になるだろうと思われる。これにより、日本全国の地震のみならず世界で起こった大地震も感知できるようになるという。	
大正５	1916	11月７日	夕	a	米搗小舎より出火	７日午前４時半、下立売千本西入ルの米商・福井清三郎方裏手に当たる米搗小舎より出火し、右小屋を焼失、隣家に延焼しようとした所、上長者町署消防手が駆け付け、各署から応援もあり、５時半鎮火した。出火原因は現在取調中であるが、火の手のない所で放火も考えられている。	
大正５	1916	11月８日	朝	o	水道会議議題	今日８日は午前９時より会議を開き協議会を議し、午後斎藤工学博士、川村理学士の講演があったあと、東本願寺の防火設備を視察した。	議題の内容は割愛
大正５	1916	11月12日	朝	o	水道会議員の琵琶湖視察	全国水道会議の５日目は会議を打ち切り、出席員100余名は11日午前８時より電車で大津市三保ヶ崎にある京都理科大学附属の臨湖実験所、疎水の取水口の視察の後、太湖汽船会社の汽船に乗って従事40分南郷に到着し、同地の洗堰・宇治川電気取水口を視察し、石山寺参詣の後、琵琶湖周辺を観光、小船に乗って疎水路の観察をし、４時半に蹴上に到着した。	前日の朝刊に視察予定について掲載あり
大正５	1916	11月14日	夕	a	元誓願寺の小火	13日午前２時頃、元誓願寺通知恵光院西入ルの加藤小市方より煙が上がっているのを巡回中の巡査が発見し、同家住人を起こし、彼らと協力して消し止めた。原因は火鉢の上に濡れた服を置きっぱなしにしたことである。	
大正５	1916	11月15日	朝	o	明年の水道会議	京都市にて開催された水道会議は成功裡に終わった。来年の水道会議は関東都督府と満鉄会社の合同主催で大連市で開催されることになった。来年は気候の関係で９月頃の開催を予定している。参列者には会期中満鉄全線を無賃で乗車させ、満鉄が経営に関わっている大和ホテルを開放して接待するなど多大の経費を投入して優遇に努める手筈である。	
大正５	1916	11月15日	夕	f	敏活な消防演習	15日午前９時、川端署の84名の消防夫は警察署前に集合し、集合地の冷泉橋端に蒸気ポンプ２台は５分、腕用ポンプは６分で到着し、放水演習を行った。放水装置の装着は１分で行われた。次に	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						大運動場で進行演習を行い結果は頗るよかった。10時半、好況で演習は終了した。上長者町署も同日９時に演習を行い、各種演習を行い正午に終わった。	
大正５	1916	11月18日	朝	o	瓦斯爆発　高島屋の災害	高島屋では取り付けていた瓦斯ストーブの具合が悪かったので、瓦斯会社より２名の工夫を派遣して調査していたが、午前11時２階の床に通じる鉄管の調査のために蝋燭をかざした所、ちょうど同所が瓦斯の噴出孔にあたった為に、たちまち爆発を起こした。これにより東西５間・南北６件の天井板は悉く破れ、ガラス陳列棚のガラスを破壊した。従業員はたまたま別の場所にいたために負傷者２、３名ですんだ。爆発原因は、瓦斯の調査には懐中電灯を用いることになっていたが未熟な工夫のために過失を起こしてしまったという。高島屋の輸入品コーナーはこれにより全滅し数万円の損害を負った。瓦斯設置会社技師に話を聞くと、どのような状態で瓦斯が漏れていたのか詳細が不明であるためコメントできない。もし工夫に誤りがあったとすればその工夫は規定に反しているため、工夫は規定によって厳罰に処されるだろうという。	
大正５	1916	12月１日	夕	f	上二組消防演習	中立売署部内の上京第二組消防隊隊今年度秋期演習は１日の御苑内南巡査派出所前で挙行されるが当日午前７時半、消防70名は中立売署前に集合し、消防係長伊室警部補は訓辞を行い、水管車、蒸気腕用の各種ポンプを曳いて放水演習を行った。同９時半に演習は終了した。	
大正５	1916	12月２日	夕	a	一貫町の火事	１日午後12時50分、一貫町桶屋厨子上ルの松中竹次郎方より出火、同家納屋一棟を焼き１時10分、鎮火した。原因は現在取調中。	
大正５	1916	12月２日	夕	f	下三部消防演習	堀川署消防隊は１日午前８時から消防演習を行った。７時半、堀川署前に集合、署長による検閲があった後高落警部以下ポンプを曳いて44名が東寺へ向かって駆足で午前８時10分、東寺に到着した。直ちに境内の防火栓を抜いて蒸気ポンプのホースと共に本堂の屋根を目標に放水した。10時半に署長から講評があり終了した。	
大正５	1916	12月３日	夕	a	煙草吸殻から	既報の一貫町の火事は火元の主人が納屋で紙の選別作業を行っている際に煙草を喫煙し、その吸殻が紙屑に移り火災になったものであるという。	２日の火事の続報
大正５	1916	12月17日	朝	o	宇電反対陳情	宇治川水力電気会社の堰堤工事に対し最初より工事反対の態度を取っていた第二期工事反対期成同盟会はあくまで其目的を達成するために、沿岸各郡村民１,000余名の連署で長文の反対陳情書を16日京都府を通じて内務大臣に提出した。	
大正５	1916	12月19日	夕	a	古宮川町の小火	19日午前４時過ぎ、古宮川町柿町下ルの桐木商・奥村徳三郎方裏手納屋より出火し、一棟を焼失し、５時10分に鎮火した。現在原因を取調中。	
大正５	1916	12月31日	朝	a	製茶三千斤を焼く	30日午前３時、五条室町西入ル飾屋町の茶商・藤川清次郎方裏手の製茶焙？場から出火。家人の通報により所轄七条署や市内各署も駆けつけ消防に尽力したが、何分真夜中の為に水を自由に得ることが出来ず、製茶３，000斤の入った倉庫まで全焼した。その後、西隣の呉服商を半焼させて５時半に鎮火した。原因は焙爐場に置いていた火鉢であるようだがよくわからない。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正６	1917	１月４日	夕	e	宇治橋下の消防初出式	３日午前７時半、宇治町の消防初出式が行われた。役場前に集合し、宇治神社を経て、その後町内や周辺の村をまわり、また小学校へと場所を移した。そこで分列式と昼食を済ませ、午後からは宇治橋下にて、各競技を行い、その後再び小学校へ。酒を受け、４時過ぎに解散。	
大正６	1917	１月５日	朝	e	市消防出初式	来る６日、午前10時、平安神宮にて市消防組の演習を行う予定。内容は、いくつかの演習や競技で、その後解散の予定だ。	翌日行われる市消防出初式の予告ニュース
大正６	1917	１月６日	夕	e	消防出初	岡崎公園にて、予告通り市消防出初式は行われた。多くの重役が訪れる中、市内各警察署長は所属消防組員を応天門通りにある所定の位置に配置させた。整然と並ぶ騎馬姿やそこで光るヘルメット、特にポンプ演習は壮観だ。当日の目玉である梯子登競争は盛り上がり、最後は綱引きで終わった。午後２時頃であった。	市消防出初式の事後ニュース 各競技受賞者表記、最後にあり
大正６	1917	１月７日	夕	a	熊野道の小火	６日午後４時半頃、二条熊野道で工場の煙突から黒煙と火の粉が出た。隣家にも移り火し、大事になりそうな時、タイミング良く消防出初式から帰ってきた川端署消防隊が発見し、損害も30円くらいで落ち着いた。原因はもちろん煙突掃除の不始末で、川端署から警官が来、注意したそうだ。	
大正６	1917	１月８日	朝	d	京都市新事業（下）	警備費については、五条警察署前消防器具置場改築等のためとその他別件につき850円を計上。その他円山公園に関する公債費と、風致保存に関する補助金についても記載あり。堀川改修治水費に関しては、18,729円を計上。	
大正６	1917	１月８日	夕	a	盗電から小火	７日午後４時頃、新先斗町にて出火の急報あり、川端署警官は駆けつけた。付近の者の消火活動のお陰で、若干の焼失で済んだ。発火原因は、屋内電線に針を刺し込み、そこにコードを付け電灯を燈していた、その部分から漏電したものだろうと言われている。	
大正６	1917	１月10日	夕	e	御所消防出初	京都御所内にて、10日午前９時より消防出初式が行われた。300人弱の人が集まり、整列や点検、御所内の消火栓を抜き達磨落しや風船玉落し等の余技後、酒肴料を受け11時には解散した。	
大正６	1917	１月10日	夕	a	切通しの小火	10日午後１時、川原町にて個人の釜場より出火。日中という事で人が多かったので、川端署は署長以下全員出動した。30分後に鎮火、損害は物干と屋根に積んであった薬草等で軽く済んだ。	
大正６	1917	１月15日	朝	e	花園消防出初	14日午前８時より、太秦高等小学校跡にて操練やポンプ演習、徒歩競争等、一般的な内容で行われた。参加した所轄の消防組は、花園、太秦、衣笠、西院。	
大正６	1917	１月16日	朝	o	除雪費二十万円	鉄道院線における除雪費は、今年の大雪のために20万円に上る。また、来る２月10日頃には再び大雪があると予想し、それに際し対策をとっているところだ。	
大正６	1917	１月17日	夕	a	京阪車庫焼亡	17日午前４時50分、深草村にある京阪電車車庫内において出火。電車18両を失うが、幸いに１人の負傷者もなし。損害高約40万円。原因は不明だが、乗客の吸殻の残り火か、漏電か、または放火のどれかしか考えられない。	
大正６	1917	１月19日	朝	a	煙突より噴火	17日午後７時半頃、西今小路町において、個人炊事場の煙突より火が出たのを、この家の者が認め消火活動にあたったが消えず、焦り騒ぎだし、近隣住民も援助する。煙突３尺を焼失。原因は掃除不十分のためで、一時はなかなかの大騒ぎであった。	
大正６	1917	１月19日	夕	a	秋月橋の小火	18日午後４時10分頃、聖護院冷泉通秋月橋を東に入った個人の仮住所より、出火。しかし日中であったため、辺りに人も多く、駆けつけ難なく消し止める事が出来た。原因は、消火の不始末。	
大正６	1917	１月28日	夕	a	市電車両出火	27日午後３時40分頃、市電壬生車庫内にて出火。職工が見つけ消火したため大事には至らなかったが、その出火原因が不可解なのだ。なぜなら、発火元の車両は当日運転されてはいなかったため、漏電と考えるしかないのだが、この車両は１両日中間故障車として修繕作業を施していたため、当	17日の車庫焼失と関係はあるのだろうか…

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						然電流は通されていなかったからだ。17日には京阪車庫が焼失していた事から、発火原因を厳重に検査してはいるが、以前不明。発火場所は乗客座席の下部であったが、内部を焦がす程度の火で、運転再開への甚大な被害はなし。	
大正６	1917	１月28日	夕	a	七本松の火事	28日午前３時50分頃、製材場より出火。製材小屋棟、便所、漬物小屋を焼失し、５時過ぎに鎮火。損害額は２,000円。出火原因は不明。	
大正６	1917	１月29日	夕	a	竈の下から出火	28日午後５時40分頃、本町五条下ル８丁目西側の路地内の個人竈より出火。原因は同日午後４時半頃、ご飯を炊き終えた後の、割木の不始末。外出後に発火したが、隣人が消火したため大事には至らなかった。被害は庇１坪あまり。	
大正６	1917	１月29日	夕	a	焚跡の不始末	28日午前３時50分頃、七本松にて起きた製材場からの出火原因は、同家雇人３名による暖後の消方不十分によるものであった。	28日夕刊記事の続き
大正６	1917	１月31日	朝	a	納屋より出火	30日午後５時50分頃、諏訪町のとある合名会社裏の納屋より出火。五条署より消防出動して、６時半に完全鎮火。原因と被害額は目下取調べ中。	
大正６	1917	２月１日	夕	a	佛大教室全焼	１日午前２時35分、本派本願寺佛教大学構内の新教室より（建坪52坪２階木造一軒立）より発火、全教室を焼く。３時20分鎮火。原因は、教室内においてあった火鉢の後始末の悪さだった。火鉢のそこが焼け床に燃え移り、遂には大事に至ってしまったのだ。損害は約６千円の見込み。ちなみにこの建物は新築であったので、８千円の保険（豊国火災３千円、明治火災５千円）がかけられていた。	
大正６	1917	２月１日	夕	a	怖ろしい白痴 ー同気相求めてー ー諸所に放火すー	下立売御前通東入路地吉田家長男辰之助（25）同路地桐木亀吉次男新次郎（24）は、そろいもそろうた白痴であるが、12月14日二条駅裏の塵捨て場番小屋に放火せし事あり。当時上長者町署にあげられ裁判所に送られしも、心身耗弱者の故を以って、不起訴となりし事あり。然るに１月27日午前３時ごろ、朱雀野村大字上合田山田仙吉宅へ放火したるものあり。また、29日同時刻に同村大字冷泉三宅福太郎宅の軒下に藁を積み重ね放火。両家とも大事には至らなかったが、同村ではあまりに放火よく起こるので大恐慌に陥っていた。 上長者町署においてはこの犯人を捜索中ではあるが、その犯行の手口が二条駅の放火と類似していることより、署員は辰之助新次郎両人の家を訪問するも、不在であった。が、30日午後６時ごろ、辰之助が二条駅付近に彷徨しつつあるを認めたため捕縄をかけると、馬鹿力を出して捕縄を切り逃げようとした。が、通行人の助けも得、すばやく本署へ引致した。新次郎は今日、五番町遊郭にて、トンでもないものを露出し通行の婦人らを追い回しているのを、格闘の末取り押さえ引致したが、阿呆が揃にて致し方なきより親を呼び出し厳重に監護するよう言い渡して引き渡した。	
大正６	1917	２月２日	朝	a	佛大火災善後策	佛教大学は、１日佛暁に失火し、目下その善後策について協議中。とにかく、１日より向こう３日間は授業を臨時休講。教室の補充に関しては、新築するわけにもいかず、どこか他所を借り一時的に応じるはずだが、早速再建の予算を編成し、来るべき集会にて提案するに至るべしと。	１日夕刊と同件
大正６	1917	２月２日	朝	e	東寺の消防出初	東寺専属の消防出初式は、１日午前10時より境内にて行われた。操練、ポンプ演習など、型の如く終了した。上田堀川署長の一場の講評があった後、正午に解散。	
大正６	1917	２月３日	朝	e	中立売署消防演習	中立売署消防隊は、２日午前10時半より、係長伊室警部補指揮の下、中立売御門前において30分間演習をし、新任署長竹内警視の検閲を受けた。	
大正６	1917	２月５日	夕	a	二箇所の火事ー縄手古門前と市外鞍馬口通ー	▲５日午前０時20分、縄手古門前上ルの質商・久保田三郎方２階の女中部屋より出火。直ぐに屋根を燃え抜き、北隣の麻裏商堀井常七方へ燃え移ると共に、南隣の薪炭商坂田隆満方へも燃え広がった。１時半には久保田方はもちろん堀井方も全焼、阪田方は半焼にて鎮火した。原因は未だ不明。松原署にて取調べ中ではあるが、女中部屋の事であるので、おそらく炬燵との噂あり。損害額	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						は約１万３，４千円の見込み。 ▲同日午前10時、大宮村字宮の郷菅芳太郎(22)方より出火。同家一棟を全焼の上、10時40分鎮火。同所は鞍馬口通北側にて郡部と市部との境界にあたり、下鴨署部内に属しているものの市部に接近しているため、中立売署員が直ぐに駆けつけ協力の上消し留めた。同家主人は紋織職にて勤め先に出勤しており、また妻は早朝より墓参りに出かけていたという一家が留守中の出来事であった。出火原因は、燈明の不始末。損害は300円。	
大正６	1917	２月15日	朝	d	電動力需要増加	大正２年末の調査と現在とを比べれば、京都及伏見方面における電動力の需要は、京都電灯会社が供給するもの、京都市事業部が販売するもの両方を合わせて、その量は２倍に増えた。欧州戦争の結果、新工業が勃興したという影響もあるが、殊に著しきは伏見方面である。電灯会社の動力は全く売り切れているにも拘らず、需要の申し込みは止まらない。	あまり関係ないかな…
大正６	1917	２月18日	夕	a	唐獅子の眼玉を抜く ー尚ほ羅漢の耳環を盗みー ー柳原町に放火せし兇漢ー	本月３日、松原署の手により逮捕された愛宕郡花背村山田国三郎（42）は時計屋殺しと何等関係のないことが判明した。が、かねて伏見署にて捜査中のものなりしかば同署に引き取られると共に２週間の拘留に処せられ、船路警部の係りにて余罪を調査中。 昨年５月、愛宕郡紫竹大門大徳寺に安置してある木像十六羅漢よりその耳環18個を窃取したほか、同年８月10日頃、葛野郡花園村仁和寺山門にある徳川将軍家寄進の唐獅子より眼球を窃取した。これを住所不明の屑屋藤兵衛に金20円にて売却したほか、さまざまなものを窃取してはこの藤兵衛やその他の者に売却した。どれもこれもみな、自分の酒代などのためだったようだ。 また、同年７月29日、柳原町紙屑問屋福井平蔵方と其の裏の山本吉太郎方との間より出火し、２、３戸を類焼せしめしは、自分の放火だと白状した。伏見署においては目下その事について調査中ではあるが、なぜ放火したのかと問えば、以前、福井平蔵との間に大喧嘩をし、その後屑買仲間に袋叩きにされた恨みをはらすためだというが、引き続き調査を進める方針だ。	
大正６	1917	２月18日	夕	d	市水利予算	京都市水利事業大正６年度予算は、歳入総計歳出総計ともに前年比増で、収入の主なるものは、電気、水力、運河等の使用料（これらもまた前年比増）だ。電線、配電等の設備費も前年比増、全ての項目で前年を上回る。	これらの中には、電灯器具その他の使用料も含まれている。詳細な数字は、左記していない。
大正６	1917	２月22日	朝	a	修学院村の大火 ー十七戸を焼くー	21日午後１時10分頃、愛宕郡修学院村字高野井口潤造方より発火。付近の家屋にも延焼し、住家17戸と土蔵５棟を焼き、午後３時半に鎮火。強風と藁葺き屋根の百姓家であったため、いち早く駆けつけた消防隊の目覚しき活動にもかかわらず被害は拡大したもよう。けれども、鐘紡をはじめ、松ヶ崎、岩倉、八瀬、大原、百万遍、田中村、下加茂村の消防隊、または愛宕郡長や下加茂署長をはじめその他郡役所員や警察官などが必死に指揮したため、意外に早く鎮火した。羅災民の救済方法については、協議中。出火原因は詳細を取調べ中ではあるが、発火の際目撃した人によれば、火元である井口方の破風のところより盛んに火が吹き出しているのを見て火事に気付いたという事だ。損害は約３万円くらいの見込みである。	
大正６	1917	２月23日	朝	b	井水枯渇と水道	殊に本年１月に入ってから、雪は多少にかかわらず毎日降るけれども、雨がほとんど降らないため、市内において井水の枯渇に苦しむものが多い。場所によっては、付近の川や池それらの水脈を辿り幾分かの水量を見る事ができるが、付近全般が枯渇しているので満足に使用するほどには至らず。一方、市水道課はこの機に乗じて盛んに勧誘に入っている。例年１月２月は最も申し込み者が少ないのだが、今年はこの事情によってやむを得ず申し込みをする者があって、その申込者は下京より上京、殊に丸太町以北に多い。いかにこれらの地域が井水枯渇に危機感を感じているかが窺える。 ちなみに、市水道の現況は日進月歩。上下両区とも、全戸数の約半数が水道を引用しているようだ。ちなみに昨今の井水枯渇時には、閉鎖中の水	水道も電動力も、どんどん普及していっているようですね…

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						道を無断開放し使用するものがあらわれるが、そのようなものに対しては発見の時より使用当時に遡って使用料を徴収するに止め、その他の違反者に対しても、なるべく穏便に取り扱う方針である。が、自家の井水枯渇のために付近の水道より水をもらい受ける事は、違反と認めている。	
大正６	1917	２月27日	夕	a	顔面は黒燻りに －御室小学校の椿事後報－	洛西御室尋常高等小学校において、火薬爆発があり児童10余名が重軽傷を負った事は朝刊所報の通りである。児童を守る立場であるはずの教員が、火薬をおもちゃ代わり児童の目の前で遊びに使った事が発端だ。ある児童は生まれも付かぬ醜い顔面で黒く燻っていたが、その他児童と当の教官は軽症に済んだ。児童の目の前にておもちゃにする事は不注意も甚だしく、殊に炭火を取り寄せさせるなどとは実に言語同断だ。その上、原因は「無心の児童による失態だ」とし、負傷児童の宅へ一回も慰問に行っていない。村民はその非常識さに怒り心頭。その当時の校長も事実を隠蔽。また本紙の記事により、府当局者においても取調べが行われるなど大混乱が生じている。校長の責任問題へと発展し、行政上の処分も行わざる終えない状況だ。	
大正６	1917	２月28日	夕	o	失火罰金三十円	五条室町西入ルの茶商・藤川清次方の雇人・藤川長次郎（42）は、昨年12月29日午後９時半、同家納屋前にあった火鉢にて暖をとっていた時、不注意により失火し、同30日午前３時発火すると同時に、藤川方所有の家屋一棟と茶約22,000円のものを焼失させてしまったために、28日当区裁判所にて罰金30円の略式判決に処された。	
大正６	1917	３月１日	夕	a	製薬工場出火	１日午前５時50分頃、葛野郡朱雀野村字西の京の製薬会社・吉田高久製薬工場より失火。同６時20分頃、鎮火。焼失したのは工場一棟で、損害は目下取調べ中ではあるが、東京火災保険会社へ三千円の保険をかけてあった。原因は不明ではあるが、放火の疑いはなしということだ。	
大正６	1917	３月３日	夕	a	郡部出火（二件）	３日午前２時半、宇治郡山科村字安来の片山喜三郎方より出火。平屋建て一棟半焼。損害60円。	
大正６	1917	３月６日	朝	a	山科の放火	宇治郡山科村字安来片山喜三郎は昨年12月より、同字に借家３棟を建築し、その一棟は京都寺町二条下ル桑原の洋服店員某が借り受け３日、いよいよ引越しようと準備中のところ同日午前２時半頃、まだ人の住んでいないその家から出火。その一棟は焼失した。所轄醍醐署では、その出火原因を不審に思い捜査した。すると、この建物建築には複雑な事情がある事を発見し、捜査が進むにつれ、最初この建築に関して木材の供給をした山科村材木兼米穀商の上田松三郎（37）が、出火前夜来の行動が怪しい事が判明。同署が本人に追求すると、白状。木材の供給関係で片山に恨みを持った事が原因であった。	３月３日夕刊の続報か。
大正６	1917	３月８日	夕	a	末広座焼失─損害約三千円─	８日午前１時40分、大宮通中立売上ルの末広座より出火。建物構造上、火の回り早かったが、風が微弱であった為、同座を焼く他には、周囲三軒ほどを２、３分舐めるだけで、２時半には鎮火。 同座は、明治40年１月７日の新築であった。損害は約３千円、保険はついていなかった。原因は、おそらく漏電だろうということだ。	
大正６	1917	３月９日	夕	a	下京の小火	９日午前８時頃、東洞院七条上ルの旅人宿椿常こと野田吉之助方裏の物置より出火。家人が認め直ちに消火にあたったので、大事には至らなかった。原因は、下碑下村きみ■（25）が灰の中に火が混じっているものを、藁の上に出し置いておいた事が過失だ。	
大正６	1917	３月９日	夕	o	桃山旋風被害	去る６日午後４時半頃、北西の大旋風にて伏見桃山御陵下の伏見慈善会建物およびその南東にあたる菊花高等女学校西側の建物が突き破られる被害を受けた。その猛烈な西北の風は、両建物の窓ガラスや屋根瓦、天井などを破壊した。被害程度は目下取調べ中ではあるが、約300円内外なりかと。	
大正６	1917	３月10日	夕	b	七条付近浸水	９日の大降雨は、実に近来になきものであった。市内東洞院七条上ル付近は、下水の溝排水の完全ならざりしためか、付近一帯40余戸は午後５時頃、	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						１尺以上の浸水で、中には床上に達したところもあったが、急報で市役所吏員人夫が排水に努めたので、減水して人畜には何らの影響はなかった。	
大正６	1917	３月14日	朝	a	裁判所側の大火 ー全焼十戸半焼三戸ー	13日午後５時、竹屋町富小路東入ル亀屋町の帝國電気絶縁製作所京都出張所竹中元之助方より出火。折からの南西風にあおられて、火の手は東北へと走り、東隣の弁護士愛知秀雄宅を焼き、さらに麩屋長通りに入って竹屋町上ル屋根板屋宮川友吉及び同家納屋、杉田きぬ植木八郎方を舐め火の手はさらに東北風に変じ露次内に侵入し、中川主一郎、藤本ヨ三郎方を全焼し、また一方の火の手は火元より西隣に移りて金貸業川崎作右衛門呉服行商中村保太郎、川崎利枝方を舐め、公同組長木村治兵衛方を危うく焼こうとして６時半鎮火。 出火時間は昼間な上、裁判所が危ないということで、各署より急遽消防隊を走らせたので、意外に早く火は消し止められるだろうと思われた。が、東北の風が強いため、火はみるみるうちに燃え広がった。出火場所は京都地方、区両裁判所に近く、東北の風も強かったため万が一のこと考え、裁判所所員は、構内東に併立してある倉庫の書類を運び出すなど対処した。が、延焼の被害を免れたのは、幸いだった。 出火原因と損害は以下の通りである。火元竹中元之助方においては、出火時刻の５時頃、同家階下表の土間にて、本人を含む４名が約２升のニスをたいていたが、俄然火を導くと同時に爆発。揉み消そうとするがその甲斐なく、大火に至った。４名のうちの一人片山芳之助は、足に大火傷を受け、府立病院に運ばれ入院。損害については所轄中立売署において取調べ中ではあるが、約３万円くらいになるだろうという事だ。	
大正６	1917	３月14日	夕	a	炬燵から小火	13日午後１時頃、新町上長者町上ルの信友合名会社集金人・中島外次郎方２階の間より、盛んに黒煙が上っているのを通行人が見つけ、火事だと騒ぐので家人が駆けつけ火を消したので、大事には至らなかった。原因は、同家２階を間借りしている教員養成所生杉本幸次郎が、炬燵を不始末にしそのまま外出したため。損害は、大蒲団一枚の焼失だけにとどまった。所轄中立売署より警官出張、検証した。	
大正６	1917	３月15日	朝	a	新宮川町火事 ー三戸を焼くー	14日午後８時、下京区新宮川町五条上ル16番戸西側の電燈工事請負業・阪井方の工場より出火。みるみるうちに工場を焼き、隣の飾り糸商西村三之助方及びその隣家米穀商横窪藤三郎方に延焼し、なおもまだ燃え広がろうとしていたが、いち早く駆けつけた松原署消防のお陰で、火は次第におさまり、延焼により被害を受けた２戸は半焼で済んだ。また、両家の間にある露次の阪本庄太郎、香川彦六の２戸の廂を少し焼くだけで、８時35分鎮火。まだ宵の口ではあるが、見舞い人や野次馬らで五条橋上は一時、身動きも取れないほどに大混雑を呈した。出火原因については調べ中ではあるが、多分工場内にて使用している電気の漏電によるものだと。損害その他もまた、取調べ中だ。	
大正６	1917	３月15日	夕	a	出火損害	裁判所付近の出火について、所轄中立売署にて取り調べた損害高は、全焼家屋10戸、損害10,265円、動産損害９,923円、半焼家屋損害700円、計20,888円。焼失家屋はいづれも保険がかけられてあったという。	３月14日朝刊の続報
大正６	1917	３月17日	夕	a	ニス爆発して人死す ー原因はマッチからー	16日午後７時半、富小路松原下ルのニス製造業・増田ふさ方裏製造工場にて、同家の雇人奈良県生駒郡郡山町字錦町の増井伊十郎（21）及び同県同郡矢田村字鳴尾の吉田忠雄（18）の二名が、薬品を入れている釜二個をおのおの攪拌最中、俄然火を導き同時に爆発し、二人とも工場入り口より逃れ出ようとするも、鉄製の戸は固く閉めてあったため容易に開かず、工場内にて悲鳴をあげていた。そのとき、他の雇人亀井芳二郎が夕食を知らせに来、悲鳴を聞いて驚いて引き返して主婦ふさ及び近隣の人々に通知し再び戻ったが、その時には伊十郎は、入り口の内側に全身火傷を負って絶命していた。忠雄も全身やけど負いながらも生きており、すぐさま東洞院高辻上ル神服病院に運び込まれ、一命は取り止めるだろうと。同製造工場内に	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						ては、火は危ないので常に用いる事を禁止していたが、二人の内、どちらかがマッチを持ち入ってニスを覚伴最中に煙草に火をつけようとしてマッチをすり、釜の中のニスに火を呼び爆発したようだ。また、入り口の戸は平常より開放する事を常としていたにもかかわらず、この日に限って勢い込めて閉めた際、西洋戸であるので固く閉まり、容易に開放できなかったのだ。この騒ぎに主婦のふさは、狂気した。	
大正６	1917	３月21日	夕	o	火事を見舞ひて（外一篇） 嘉勢　路秋	汚れている衣服を懸けた梅の木の下の灰より煙をるなり 塀際に焼け残っているひともとの梅の咲けるももの悲しけれ 焼け跡の灰かく人の足もとに子犬哀れに尾を振りてなく 茫然とわれ立ちおればぼうぜんとそこにも人等黙しおるかな 焼け跡に暁の雨降り出でて灰のそこらはなおけむり居り ひと夜にしてむざむあな無残棲む家を失ひたるなりまことなりけり 旅の留守に家失いし人は夜丹波路の月をいかにみしかも 黒焦げの柱立ちたるままにありあはれもた電燈の點りしままにしょんぼりと裏の機場の残れるなり 保険にも加入らでありけりああ何と言いて慰め言葉もあらなく 泣きに来しと思われんほどにはしゃぎて帯のことなど語るなりけり 午さむぎ疎林横ぎりてひと群の学生行きしあとの淋しさ 梅つづける丘の木陰に乗りすてし自動車に點火り淋しや鳥も啼かざり 梅林風さわだちて急がしきけしきかなしくたそがるるかな 梅林闇に紛れてさまよえば灯せる小家に機をきくかな	
大正６	1917	３月29日	夕	a	焼板から出火	28日夜９時頃、二条停車場裏手の野村焼板工場より出火。同工場一棟を全焼。原因は、同日午後５時半頃、跡始末をし置いておいた焼板に、まだ火気が残っていたため。損害は、焼板２千円くらい、工場建物100円くらい。	
大正６	1917	３月29日	夕	a	朝ッぱから火事 －七条烏丸東入る所－	29日午前３時半頃、七条通り烏丸東入ルの菓子商・加藤末吉方２階より出火。瞬く間に２階いっぱいに燃え広がったが、白昼の事であったので、消防が行き届き同２階のみを全焼したにとどまり、11時に鎮火した。原因は目下調べ中ではあるが、損害は500円内外なりと。	
大正６	1917	４月９日	夕	o	日本では婦人の犯罪が少い －欧州では増加－	放火の多いのは悔し紛れのためだ。鬱憤を晴らすために一時的に逆上した神経は、腕力によってはどうすることもできないので、婦人の敵討ちは必ず放火だと昔から相場は決まっている。	
大正６	1917	４月10日	夕	a	炬燵より発火	９日午後７時40分頃、大宮寺の内上ル２丁目西入ルの織物業・松岡末吉方の同居人中阪とく（70）は同家２階表２畳の間に炬燵を置いて住んでいるが、同家雇人・栗林時蔵（18）が異臭を怪しみ、２階に上ってみると、とくの炬燵から発火して蒲団と畳みに燃え移っているのを発見した。とく本人は老いているため気付かず、知らされ有様を見て驚き、火事よ火事よと叫んだ。家人も駆けつけ、消しとめ、危うくではあるが一命を拾うことが出来た。	
大正６	1917	４月12日	朝	o	南禅寺の工事	洛東南禅寺が、境内東端にある最勝院を山辺疎水運河の上に移して、庫裡を其の跡に増築しようとすることに際して、特別保護建造物である清涼殿に目下の如く庫裡が接近するのは、万が一の場合甚だ危険であるのみならず、風致上良好とはいえない。同工事は相当大仕掛けのものであるので、全部の完成までには３年くらい要しそうだ。	
大正６	1917	４月12日	夕	a	痴情の放火未遂	11日午後８時半頃、下寺町五条下ルの綿布再整業・竹中源助方の下碑・前川はな（19）が主人源助に恨みを抱き同家の表板塀の下に炭俵に石油を注ぎ放火しまさに大事に至ろうとしているところ	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						時間早かりしため家人が見つけ直ちに消し止められ大事には至らなかった。が、犯人は七条署巡査に直ちに逮捕され同署にて厳重な取調べ中ではある。 下碑はなは同家へ来てまだ１ヶ月するかしないかで口入屋よりの周旋なりしも、多少渋皮の剥けているところより源助は妻と５、６人の子供のいる45、６の年輩であるが、年甲斐もなくはなを付回し人目を忍んで遂に情を通じたるものの、女房に感づかれ、彼女がはなをいじめ回すようになった。源公も、女房の手前薄情で、田舎者の下碑は深き恨みを抱き、同家を焼き払おうとする行為に出ようとしたのだ。 源助は、78人の雇い人をもち、手広く経営をしている者だ。果たしてこの下碑も彼の魔の手につかまれ無分別の余り大罪を企てしものの如しという。	
大正６	1917	４月13日	夕	a	寧ろ憐むべき放火女 七十三歳の狒々老爺に弄ばれて暇を取りたさからの犯罪行為	下寺町五条下ルの綿布再整業・竹中源助方の下碑で、奈良県丹波市町字三島・前川はな（19）が主家を焼き払おうとして逮捕されたのは既報の通りであるが、その後七条署山田警部補の係りにて取調べるところによれば、下女に対して獣慾を遂げしは戸主源助で、73歳の高齢なるも元気頗る旺盛だ。 下女が本年３月上旬、某口入屋より目見得して以来、夜な夜な表２階に忍び寄り、遂に己の意に従はしめたるものの、下女余りの恐ろしさにこれを拒絶すればするほど、しつこく付回すようになった。 少女心の一心に、家を焼けば帰宅し得らるるものと考え、炭俵に火を点じた。頗る同情すべき点はあるものの、これが世間に知れ渡れば面目を失する思ってか、絶対に否認をしているという。	
大正６	1917	４月13日	夕	o	上海と京都	火事は毎日のようにある。火事があると、一般に、警報の鳴らぬ先に消防隊が駆けつける。駆けつける時には往来の人は皆道を譲る。そうして10分も経つとすぐに消して帰って、来る其の時分に警察は警鐘を打って火事があったことを一般に知らせる。これも京都と雲泥の差がある。	資料集に収録
大正６	1917	４月15日	夕	e	消防夫徒歩競争	川端署の消防夫32名は、14日午前９時半、京都大学正門前を出発点として比叡山弁財天を目標に徒歩競争を試みた。一人の脱落者もなく弁財天に着き、そこから根本中堂に出て阪本をくだり、日吉神社を参拝し、湖畔伝いに大津に入り、そこからは京津電車にて日没までに帰署した。	
大正６	1917	４月15日	夕	e	七条署消防演習	七条署にては、15日午前８時より、部内の消防手50名を臨時招集し、大谷派本願寺前の道路において稲川署長より一場の訓示を受けた、それより、雨を冒して七条通り東洞院万年寺通りを経て帰着する消防手に競争をさせた。午前９時より、蒸気ポンプ手押しポンプなどの操練ぶりを検査し終わって、署内に引き上げその動作について講評を受けた。このため、七条付近は人の山を築き、ポンプの筒先６本より噴出す水柱は、頗る壮観を極めた。	
大正６	1917	４月17日	夕	a	相国寺前の小火	16日午後９時、相国寺北門前上の町高木市太郎方より出火。家人が認め直ちに消し止めた。原因損害などは、目下調べ中。	
大正６	1917	４月20日	朝	o	放火場所検証 ー大正お七控訴判ー	京都市下立売千本東入ルの八百屋の娘松井なみ（23）が内縁の夫時次郎と同棲したさの余り、昨年11月７日、自家の隣である精米所に放火したこの事件は、京都地方裁判所にて無罪となったので、立会検事は控訴して、大阪控訴院に移され、19日開廷被告は事実を否認したので、検事の要請によって来月６日、京都の現場に置いて実地検証とあわせて、発火原因が精米所の電気動力よりの漏電であるとの真偽を確かめるべく、詳細な取調べが行われることとなる。	
大正６	1917	４月20日	朝	a	納屋の火事（二件）	18日午後11時半、紀伊郡吉祥院村字石原の山本三郎方納屋より出火。村民集まり消防に努めたため、同納屋を焼失するにとどまった。原因は灰の不始末。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正６	1917	４月21日	夕	a	放火して懲役一年	宇治郡山科村字竹鼻米商上田松三郎（38）は、材木商を営む姉が、居村片山喜三郎より材木を請け負う際、姉と共にこれが支払いを直接受けるよう依頼したるに喜三郎は承諾しながら、家屋新築を請負人某に支払ったため、材木代金を受け取れぬはめになり、憤慨して自暴自棄になり、例の新築家屋に放火をした。21日、京都地方裁判所刑事部横山裁判長の審理にて懲役１年の判決を申し渡された。	
大正６	1917	４月23日	朝	a	薪の山火事	21日午後２時頃、綴喜郡川辺町字薪の西川良広所有、同町同字小字平田谷の山林より発火し、山林５反ほどを焼失して、午後３時半鎮火。原因は21日午後１時半頃、同町村田清兵衛が山林に入り芝刈りをしたその際、焚き火をしていたが風のため燃え移ってしまった事だ。損害約50円くらいだ。	
大正６	1917	４月24日	夕	a	雲ヶ畑の山火事	京都御猟場である雲ヶ畑村安井弥兵衛の所有に関する同村字立村小字奥谷山中より、出火。約３町歩を焼いた。原因は、材木運搬人の煙草の吸殻よりの出火だ。	
大正６	1917	４月27日	夕	a	市立動物園の猿猴六頭焼死 ー暖炉の割目から失火して、飼養人死体を抱いて泣くー	27日午前６時40分頃、岡崎公園なる記念動物園の猿猴収容室より出火。火は見る見る金網張りの室内に蔓延、猿猴らは生きながらの灼熱地獄にきゃっきゃっと逃げ惑う中、ついに毛に火がつき、５頭の小猿を含む６頭は焼死した。午前７時10分鎮火したが、焼失の建物は10坪にして価格200円、焼死した猿の損失は440円くらい。原因はストーブの大管の破れ目より火が漏れてこれより大事に至ったものと。 死屍は、研究材料として使われる予定ではあるが、皮等は使い物にならないほどに焼け焦げていた。また、この消防に尽力した川端署巡査部長は、右手中指に全治一週間の怪我を負った。	
大正６	1917	４月29日	夕	e	消防演習	上京における各警察署においては、５月１日午前９時より、御苑内仙洞御所前広場にて連合消防演習をする。	
大正６	1917	４月29日	夕	a	ボヤ	28日午後０時10分頃、上長者町通浄福寺東入ルの織田亀次郎方裏織職・今井つぎ（39）が自宅の竈にて飯を炊いている間、水を汲みに行って帰ってきてみれば、竈の横に置いてあった屑に飛び火し、庇裏にまで燃え移ろうとしていた。大声で叫び人を集め、協力してもらった甲斐あって火は消し止められたが、付近は一時非常に混雑した。	
大正６	1917	５月１日	夕	e	水龍天に躍る 上京消防の総合演習	上京消防組の総合演習は１日午前９時から御苑内仙洞御所南方で行われた。上長者町、中立売、川端各所属の常備予備消防小頭以下253名は各所属別に位置に就くと司令部長となった各署長は各所属の点検をした。やがて、蒸気ポンプに火が点され、ポンプ演習に移った。腕用ポンプ、蒸気ポンプ、水道防火栓の水力が試された。その後、練習競争に移り、馬場一周徒歩競争、着装競争、旗取り競争が行われた。なお、優勝者には景品が与えられた。最後に、菊地保安課長から「戦争は最後の５分間で勝利を決するが消防の勝利は最初の５分間に在る」との訓示があって、21時無事に終了した。	資料集に収録
大正６	1917	５月３日	朝	a	車屋町のボヤ	２日午後８時頃、車屋町押小路上ル東側の悉皆商・布瀬寅次郎方２階の天井より出火。家人は怪しい物音に２階に上がってみると、天井裏が黒煙りとなり盛んに火を吹き出していたので、火事だと連呼していたら付近の人がすぐに駆けつけ、組内のポンプを引き出し、消防に尽力した。中立売消防夫がすぐに駆けつけ大事にはいたらず。 原因は取り調べ中だが、平素火の気のない２階で天井から燃えだしたのは、漏電であろうと。損害は500円内外。	
大正６	1917	５月５日	夕	a	炭俵から発火 放火ではないか	５日午前１時半頃、木屋町仏光寺下ルの薪炭商・藤岡喜兵衛方軒下の柵の中に積んであった炭俵から煙を吐き出し燃え上がろうとするところを付近の者が発見し、消し止めたので大事には至らず。火の気のありそうなはずもない場所であったので五条署では放火ではないかと目下取調べ中。	
大正６	1917	５月９日	夕	a	雑木林の火事	８日午後１時半頃、北桑田郡山国村大字鳥居小字上ルの尾山林中より出火し雑木林１丁部ほどを焼き、鎮火。	小さな記事であり、原因などは書かれておらず。

京　都　日　出　新　聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見　出　し	記　事（要　旨）	備　　考
大正６	1917	５月10日	夕	a	窓から火を噴く	9日午後３時40分、東丸太町川端東入ル１丁目下ル西側の矢野松吉方２階裏の窓に火を出し、風に煽られて大事に至らんとしても早々に気づいたのでわずかに障子１枚および雨戸１枚を焼失したのみ。原因は火消し壷の不始末。	
大正６	1917	５月13日	朝	a	ボヤの廿円	去る２日午後７時、車屋町押小路上ルの布施實次郎方で小火があって同家２階を焼いた件の原因は、妻・りかが薄暮自宅奥２階から接続した物干し場にあった洗濯物取り入れのために蝋燭をつけたまま、階下に持ち降りる際蝋燭を消し忘れ置きしために傍らの古新聞に燃え移ったものとして告発された。12日京都区裁判所中治判事より失火として罰金20円の略式判決を申し渡された。	
大正６	1917	５月13日	夕	a	鐵工場全焼 八条堀川の火事	12日午後９時40分、八条堀川西入ル西九条戒光寺の鐵工場・井上亀之助方工場の乾燥炉より発火し、２階にある木型制作室の木屑に燃え移り見る見る14坪の同建物を焼失し、北隣の天理教出張所中村政次郎方の２階を半焼して同10時15分鎮火した。原因は、乾燥炉に消し止めた火が熾りだしたもので、損害は５,000円なり。	
大正６	1917	５月13日	夕	a	深草のボヤ	（欄外記事の為、判読不能）	
大正６	1917	５月19日	朝	a	消止めて幸	建仁寺五条上ル塗■屋打川■太郎妻シゲ……（詳細わからず）んとする隣家なる芳太郎妹村井キクが発見し消しとめ、損害は約５円で鎮火した。原因は、■■……を焼き大事には至らず。	欄外のため読み取り不可。
大正６	1917	５月20日	夕	a	市役所前の朝火事	20日午前４時40分頃、御池寺町東市役所前美術倶楽部東隣なる鈴鹿佐兵衛方裏土蔵27坪の材木置き場から出火しているのを表を通行中の新聞配達が発見し火事だと連呼したところ、大騒ぎとなったがすでに気づいたときには該土蔵はもちろん並べ建てている同27坪の材木置き場にまで燃え移っていた。川端消防隊は今江警部補の指揮で駆けつけ必死で消防に努め、各署消防隊も応援した結果、同５時40分ころ材木置き場２棟および付属納屋１間半に５間の建物２棟を楔形に全焼して鎮火した。損害は、建物68坪５合で３,075円焼失、樹木計５,000円で約８,075円である。原因は確定せず。しかし、土蔵移転工事で大工手伝い10余人が午後６時頃まで働いていたので、大工たちの捨てたタバコの吸殻ではと。 川端署予備消防手南澤礼三は、右側第二五肋骨部に治療３週間の打撲傷を受けた。また、出火と聞き駆けつけた七条署消防隊は同家裏通りにある尾崎弁護士宅前の　消火線に依りホースを邸内に引き入れたところ同家より書生風の男が出てきて、家宅侵入で訴えるぞと怒鳴り、腰の弱い消防手は引き下がった。同所消火線はなんの用事もなさなかったと当局者は憤慨している。	
大正６	1917	５月26日	朝	a	火事未遂	24日午後１時40分頃、四条大宮西入ルの綿商・平山庄吉方裏手工場の屋根が燃え出して居合わせた職工および付近の者も駆けつけて消防に務めた結果、堀川署の消防隊が駆けつけた頃は消えようとしている頃で、程なく鎮火。損害は200円ほどである。原因は取調べ中だが、同建物はタタキ屋根と称する屋根板葺でその屋根全部を焼きつくしたのみなれば、屋根に火の気のありそうな筈もなく、たぶん近所の煙突より吐いた排煙からこの頃日和続きに乾燥しきった屋根に火の粉でも落ちたのではないかとのこと。	
大正６	1917	５月29日	夕	a	嵐山の火事	27日午後３時頃、嵐山音無瀬瀧より約一町上の小音無瀬より発火するのを付近の者が発見し、一坪を焼失するだけで消し止めた。原因はたぶん遊覧者の煙草の吸殻よりなるべく同所付近には国有林の存在するだけでなく禁煙の場所なので一般に注意しなくてはならない。	
大正６	1917	５月29日	夕	a	餅屋の小火	28日正午過ぎ、西堀川出水上ルの餅屋・今井安長方屋上に干してあった布団の上に同家煙突から飛び移った火の粉が燃え付いたが付近の人々が消し止めた。	
大正６	1917	６月５日	朝	a	神棚から小火	御前通一条西入ル下ルの織物業明石幸七方において、４日午前８時、妻・しのが表２階６畳の間に祭ってある神棚に蝋燭をつけ立ち去ろうとした所、その蝋燭が倒れて蓆に燃え付き火勢は天井に	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						延焼した。家人が打ち消した。	
大正６	1917	６月４日	夕	a	煤煙から山火事	３日午後３時過ぎ、葛野郡松尾村字元禄山山陰線第四トンネル間に火を発し、字カミナリ及び悪尾等なる北村佐一郎所有６町歩井上伝次郎所有２町歩余の山林を焼失したが、同所は石ころ山で余り樹木もない場所で自然大した損害もなかった。その上部萱尾山林は風致保安林で同所へ燃え移ったら大変だと消防に努めた結果前期二字で食い止めた。原因は山陰線上り亀岡発３時10分の列車機関車より石炭の燃えくずを落としつつ疾走したため栓との枕木などに燃え移ったため。	
大正６	1917	６月５日	夕	a	紙屑から出火	５日午前１時半頃、葛野郡大内村八条の紙屑商・勢至正次郎方納屋から出火、同納屋を全焼し、本家をも半焼。同２時過ぎ鎮火したが、原因は取調べ中。たぶん西洋マッチの紙屑中に混合したのを上から押し詰めおいたのが自然と摩擦されて火を発したのでは？損害程度も不明だが大した事はないだろう。	
大正６	1917	６月13日	朝	d	高野川改修工事で下鴨に三万坪の新宅地 △林民雄氏提供により △府工事で明年三月中に	日本郵船会社副社長の林民雄氏がこの広大な荒廃地があるのは遺憾であるから、もし府が相当の条件で自分に許可するならすぐに工事に着手してもいい、もし府で工事を行うなら相当の寄付をするとの希望を木内知事に語った。	
大正６	1917	６月16日	朝	d	鴨川改修問題 △政府の認可を要せず	鴨川及び高野川の出町橋より上流下鴨付近改修問題については、該河川は河川法は適用できないが河川法に準用すべき河川なれば或は改修工事に着手する以前において、内務省の認可を経る必要ないのかとの疑義を生じた。土木課において調査の上、さらに、念のため市村博士に嘱して研究を遂げたところ、新たに河川を開墾するの工事に対しては認可を受ける必要があるも今回は一部の改修にすぎないので認可を受ける必要なく府限りでこれを実行して差し支えないとのことで決定した。	
大正６	1917	６月25日	夕	a	カンテラから出火	26日午後８時頃、紀伊郡深草村字寶塔寺七面山薪木の貸宿・船橋好一方から出火。本家一棟及び茶店一棟を全焼したが原因は備後福山市の生まれで延近崎右衛門という遍路者が泊まり、火をつけたカンテラを取り落としたその下に石油壷があったため燃え広がった。損害は家屋が300円ほど、現金紙幣85円ほどを灰にしたと家主はこぼしていた。	
大正６	1917	６月29日	朝	a	花見小路の出火	28日午後７時40分頃、祇園花見小路歌舞練場前の無職・堀池もん方から出火しているのを通行人が発見。付近の人々と消火に努め大事には至らず。場所柄で非常に混雑した。原因は、表の間にある火鉢の火の不始末。損害は取調べ中。	
大正６	1917	７月４日	夕	a	お寺の小火	１日午後９時半頃、五条通り西洞院西入ルの長福寺住職・大草慧逸方裏門の西側に連簾を設けている物置部屋の窓から出火。 原因は同家の下女二人が９時頃衣類を探すためマッチを擦った、その燃えクズによるもの。	
大正６	1917	７月12日	夕	d	高野川改修工事設計	高野川、鴨川等下鴨付近の改修工事設計に関して、寺崎土木課長の下で調査し、政府の許可を必要とした。13日、高田技師は技手を一名従えて、内務當局に提出して認可を受けることとなる。	
大正６	1917	７月16日	夕	a	下鴨の火事	15日午前２時20分、下鴨村字河原町の西村新次郎方納屋より出火。同納屋１戸、離れ座敷を半焼の上、同３時10分、鎮火した。 原因は風呂場の火の不始末。	
大正６	1917	７月17日	夕	a	嵯峨の火事	15日午後８時頃、葛野郡嵯峨村宝池の内小字南野畑中仁市方より出火。同家を全焼して鎮火した。原因は同人妻が夕飯の炊事中付近の藁に移り、障子、天井に延焼した。	
大正６	1917	７月22日	朝	a	消火の御褒美	７月１日夜９時半、東九条村字中の町士族友仙職渡邊末吉は、五条西洞院西入平居町長覚寺境内物置小屋内より出火していた際、前を通り過ぎて煙を発見。小屋内の新聞が燃えていたのを発見し、水により消火。おかげで３円50銭の損害で済んだ。その渡邊の功労を京都府知事より、堀川署を通じて金一封を得た。	
大正６	1917	７月23日	朝	a	日本電池会社出火	23日午後６時半、新町通上立売日本電池会社（元島津電気工場）糊塗ペースト秘密室より出火。中	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						立売消防隊が駆けつけ、消火にあたった。同室及び隣室第二仕上工場の庇を焼いて、7時に鎮火した。倉庫には揮発油と硫酸などの爆発物が貯蔵されていた。原因はタバコの吸殻か漏電か、職工の不注意かは取調べ中。人的被害はなかったが、機械の焼失及び、建物の損害などをあわせて約3万円前後。このとき、やじ馬の群衆が、今出川通から上立売まで身動きできないくらいの混雑だった。	
大正6	1917	7月25日	朝	a	西陣の火事	10日午前5時半、市内七本松今出川上ルの米穀商・森直次郎（42歳）方の表の間より出火。同家と南隣屑物商西村源次郎方を全焼し、北隣織物業森下虎次郎方を半焼けにした。6時50分に鎮火したが、損害は約3千円。原因については取調べ中。	
大正6	1917	7月25日	朝	a	西陣の火事	23日午後6時頃、市内猪熊通下長者町上ルの飲食業・兒島竹次郎（47歳）方表2階より出火。隣家の田中時三郎の家人が発見し、附近の応援により消火でき、大事には至らなかった。原因は取調べ中。	
大正6	1917	7月26日	朝	d	両川改修設計認可	府の新工事で高野川鴨川改修工事設計書は先般高田府技師携帯東上の上内務當局に会見。実測地図で説明し、その結果内務省は認可した。両日中に認可した旨を5日東上中の高田技師より京都府に電報あり。	
大正6	1917	7月26日	朝	o	酷暑99度	20日土用入りして以来暑さが著しい。20日の最高気温は93度、21日は94度5、22日は93度7、23日は95度2、24日は95度、25日午後2時は96度4になり、午後3時には99度の高温になった。明治42年8月4日99度になって以来2度目である。 原因は小笠原諸島附近に61ミリメートルの高度の気圧が起こったためである。	摂氏＝5/9（F－32）よって、この記事で99度は摂氏に換算すると、37.2℃
大正6	1917	7月26日	朝	o	扇風機申込の激増	京都の気温は連日95度前後で、雨も少ない。扇風機の備え付けが昨年より比較にならないほど増加している。上京は約900個、下京は約3千余台で3,500台までは増加するだろう。料金は市役所電気会社でも協定のため、ほとんど大差はない。 1台の貸付金は5円（ただし夏中は3ヶ月）、1円の取付費、コード費1ヶ月の電流は1円43銭で、これらの扇風機はいずれも市役所か会社に新たに申し込んで新規の取り付けで自家用として所有するものは、少なくても概数の4分の1以上には上る。	
大正6	1917	7月31日	夕	a	火気無きに出火	30日午前10時半頃、綾小路御幸町西入ル北側の錺職・西山常三郎方表2階より煙が出ているのを発見し、近所中大騒ぎになった。五条署は山本警部補以下折柄桃山御陵ご参拝警衛のための出張で人手が足りず、内勤の署員までも現場に駆けつけた。結果、屋根の一部を焼いたのみで済んだ。約30分で鎮火したが、原因は取調べ中。だが2階表の間は職業用の雑具を置いてるだけなので、火の気はなく、子供のいたずらより発火したのではないか。	
大正6	1917	7月31日	夕	a	提燈から小火	29日午後9時50分頃、上京区五辻通浄福寺東入ルの生糸商・柴橋忠太郎方にて、電燈が消えたので2階にあるスイッチを調べるため、家人が提灯に火を灯して2階5畳間に上がり、傍の柱にその提灯をかけて置いてスイッチを直し、そのまま提灯の消灯を忘れていた。そのろうそくが燃えきって火が底に移り、それが畳に移った。家人はその異臭に気づき、大事には至らなかった。	
大正6	1917	8月4日	夕	o	風害少し	昨夜からの暴風雨が激しかったが、全市の被害はたいしたこともなく、御苑内南派出所棟瓦飛散し、丸太町土手町東入ル空き地板塀約3間倒壊したほか、瓦斬燈破壊、屋根看板破損などであった。	
大正6	1917	8月9日	朝	d	高野川改修の一問題	京都府の高野川改修問題はすでに内務省に設計案を提出し、認可を申請中だが、内務省では審議の結果下鴨埋立地の橋のふもとに約2,000坪の小公園用の空き地を府有として保存し置くことにすべきだ。これが全部民有地になれば、どんな建物をも勝手次第に建築するかもしれないし、ただ風致上で付近の風光を悪くするだけだ。その上、将来この新宅地に住宅を構える新住民の散歩に供すべき遊園地を失うことになり、不便をきたすというこの警告があるので府当局でも、目下この点に	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						ついては孝究中である。内務省の注意で小公園用の敷地を府有として保存することになるなら少なくても２,000坪を要し１坪30円平均として６万円の土地を見込まなければならない。この分は工事金提供者である長瀬傳三郎氏の寄付金28万円中から控除。長瀬氏は自分の所有地になる新宅地のもっとも価値のある部分の２,000坪を府に取られるのは非常に苦痛であるが、この問題が解決したら工事設計に着手できるのは遅れるだろう。	
大正６	1917	８月12日	夕	a	下京の小火	岩上仏光寺下ルの染物業・櫛田合名会社代表社員・櫛田和助方裏手工場乾燥室に11日午前２時20分頃、日の燃え上がったときに家人が発見してすぐに消防に尽力した結果、少しの間で消火した。原因は、毎夜８時頃、同乾燥室の火仕舞をするのに、前夜の後始末が悪かったので、かまどのそばに立てかけていた乾燥板に燃え移ったため。損害は約８円。	
大正６	1917	８月13日	夕	d	高野川改修と府有地問題 改修工事前途の難題	京都府高野川、鴨川改修問題は前に長瀬傳三郎氏の寄付金提供により、すぐにも認可を得て工事に着手するはずだった。しかし、埋め立てによって生じる新宅地の２,000坪の府有地を設けるのを条件として、内務省は設計仕様書変更の命令を出したため、行き詰った。いづれ、寺崎課長から長瀬氏に打ち合わせして、承諾されれば府有地となる２,000坪の地価６万円を引き去る金額を提供する条件で契約をするだろう。 なお、下鴨村の市部編入のあとは、市部経済の財産となり、地価が将来高騰して10万円以上で売却されれば、府は非常な利益を獲得することになる。また、アメリカの輸出禁止で、用材は数倍に高騰した関係上、今日鉄材を必要とする出町橋の架け橋を行うことができず、将来輸出解禁されて鉄材が豊富な時期にもならないなら、架け換えを断行することができない。 急ぐ必要もないので、設計も実施されておらず、結局は最初の計画通りの時期に実行は難しい。	
大正６	1917	８月13日	夕	a	東本願寺前出火騒ぎ ５戸とも半焼 火元は裏納屋	12日午前８時、東本願寺出火したという噂だったが、実際は東洞院中珠数屋町下ル建築業吉長泰一郎方裏納屋作事場から出火。不明通の裏手で本願寺山門前だったので、火の手が広がる危険があるために、本山消防隊はいち早く駆けつけ、七条・五条の両署からも蒸気ポンプを向けた。しかし、火元が東洞院不明通共表通りに面してなく、付近の家屋も裏から燃えてきた。本願寺前の濠に前記３本のホースをつけて電車軌道をを塞いで鎮火したが、約１時間南北の交通社絶した。上京第一部より応援に来たが、すでに九州詰所渡邊芳造方、旅館和歌山重太郎方および陶器商大圖子兼吉方、門前旅館森善七方ほか１戸を半焼して８時50分に鎮火。損害は取調べ中だが、約４、５千円くらいだろう。原因は不明。聞くところによれば、同作事場鉋屑の燃え上がる際に12、３の子どもが泣きながら火を叩き伏せたのを認めたという人がある、とか、あるいは、子どもが誤ってしてしまったという疑いがある。	
大正６	1917	８月20日	夕	d	宇電堰堤反対 山城治水社の陳情	宇治川水力電気株式会社は水力引用の必要上、高さ百余尺の堰堤を築造することを出願したが、山城治水会その他下流大阪府民の反対があった。電力会社もこれを考え、その後堰堤の位置を約30間上流に築造すると設計を変更して再三の出願をした。山城治水会ではそれでも堰堤築造の後に沿岸村民が及ぼす危険は変わらないとして反対を通すことを決定し、18日午後、山城治水会の田中祐四郎、五十棲駿夫、奥田駒次郎の三府会議員および大阪の代表たる府会議員木崎金平氏らは寺崎土木課長に設計の反対をした。なお、山城治水会では、引き続き合議の上、内務大臣に反対の陳情をするとの意向である。	
大正６	1917	８月20日	夕	a	自動車の車庫焼亡 原因はガソリンの爆破ならんと	19日午前10時40分、京都駅前の今日と自動車会社出張所より出火し、同所一棟を焼失し同11時20分に鎮火した。原因は同所南の室にガソリン２缶あるのを取り出す際、同社運転手で鉄道小荷物集配自動車属の水谷重吉がたばこを吸いながら同室に入ってガソリンに火がつき、爆発した。同人は顔面その他に大やけどを負い、福島病院へ入院し	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						た。詳細は不明だが、平素火気のない場所なのでタバコであろう。ちなみに、自動車２台あったが、すぐに出したので損害は建物のみである。	
大正６	1917	８月20日	夕	a	堀川の小火	18日午後５時半、東堀川一条下ルの岩田市兵衛方綿打第二工場より出火。原因は、機械の故障で修繕しており、ローラーを回転させる際、上部にある綿が機会の摩擦によって発火したことによる。	
大正６	1917	８月21日	夕	a	車庫出火の原因及損害	19日午前10時40分失火の為に焼失した京都駅前自動車庫は鉄道院の建築物にして、損害額約１,500円である。出火原因は、鉄道院小荷物を運搬する森宮自動車京都出張所の運転手青木勝次郎（29）が車庫内の土間にてカーバイトガスを発生させる真鍮タンクをハンダにて修繕するため、ガソリンランプで鏝を焼いていた。その傍らにあった３升ほどの揮発油が火を引き、爆発したもだった。全く勝次郎の過失ではなかった。また、自動車を掃除していた麦谷勇吉（18）は両手に１週間の軽傷を負った。ちなみに、建物は鉄道院の所有だが、爆発出火箇所は鉄道院の赤自動車を入れる室で京都自動車会社にはなんの関係もなく、また損害もない。	
大正６	1917	８月21日	夕	a	下河原の小火	20日午前２時半頃、下河原２丁目弁天町415番地に丁抹国人哲学者ローゼンホル（55）方、勝手口軒下に積み重ねてあった薪から発火した。付近の者がすぐに発見し、消火した。発火原因は、松原署にて取調べ中。	
大正６	1917	８月22日	夕	a	ランプの火から蚊帳に	20日午後９時頃、新丸太町秋月町の三味線師匠・鈴木芳枝方２階に中風で臥床していた芳枝の姉うた（48）の枕元にあったランプの石油に火が入って蚊帳に燃え移った。このとき、芳枝の弟子熊の道東竹屋町小林清一の長男庸一（21）が見つけランプを階下に投げつけたが、今度は折悪しく肌脱ぎたる芳枝が下に居合わせていた。幸いにも腰より下部に軽微なるやけどと右腕関節に挫折を被って、生不動となったが助かった。	
大正６	1917	８月27日	朝	a	工場爆発	二条千本通り東入ル朱雀野村字西ノ京小字■■寮帝国田代合資会社において、…（不鮮明）…然爆発し、その振動よって同工場の屋根壁を破壊した。約10名ほどの■工事は爆発の音響とともに逃れて無事だった。爆発の損害は約………。	
大正６	1917	８月28日	夕	a	電化会社爆発の後聞 損害は２百円 負傷者はなし	洛西二条千本西入ルの帝國電化合資会社工場に26日午後爆発があった。昨紙欄外に載せたとおりであるが、工場内の■■砂鉄を沈殿する水槽に投じていたら２千５百度の温度になり、水蒸気が水槽から噴出しついには沸騰して爆発した。損害は少なく、焼失の黄燐および工場の破損したものの修繕費などでまず、200円くらいで職工らは避難していたので負傷者もいなかった。 京都府の工場課宮本技手が出張して調査し、また同様のことがないよう設備の整頓などを注意した。同様の黄燐製造会社は伏見方面にも12箇所あるので、そこの実地も視察して注意を呼びかける方針だ。	
大正６	1917	８月30日	朝	a	乙訓の山火事	28日午後２時、乙訓郡海印寺村字浄土谷小字宮谷７番地の湯川虎太郎所有小字若松山林約２反焼失したが、原因不明で現在取調べ中。	
大正６	1917	９月11日	夕	a	石灰から出火 女子師範敷地倉庫	９日午前11時過ぎ、伏見署福本巡査が目下工事中の農事試験場跡の師範学校建築地を巡回していた時に、同地にある材料倉庫から出火していたのを見つけ番人中山與三吉に通知して、ともに消火に努めたが、倉庫一棟を焼失して鎮火した。原因は工事用の生石灰25俵を積んでいたため、大雨のため屋根から雨漏りして生石灰が発火したのと、セメント12樽などをすべて焼失した。損害は200円内外であった。	
大正６	1917	９月16日	夕	d	高野川改修 工費寄付契約 先ず15万５千円を府に提供す	高野川及び鴨川改修工事も先般認可の指令に接し、京都府はかねてからの契約に基づき長瀬伝次郎と14日に正式に契約を締結した。すなわち、総寄付金22万円のうち、実際の工事に要する工費予算150,500円のうえにさらに４,500円を増やし総計155,000円を長瀬氏自ら持参して府に提供し府金庫に保管することになった。そのうち、15万円は第二回国庫債券千円券のみを取り揃えて150枚、	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						５千円は現金で納付する。その債券は５日以前に通知するにおいて、何時でも現金に引き換えて納付すべく残額65,000円は工事竣成と同時に納付すべき条件となりつつある。本月末頃、埋め立て工事の一切を公入札にする上、請負者決定すれば、10月上旬より工事に着手するが、公入札は團子取りの弊害を除くため郵便入札の方法によるべきだ。	
大正６	1917	９月20日	夕	a	京極の小火騒ぎ 八千代館映画試験中	19日午後１時頃、新京極八千代館で新映画の試験中フィルムより発火し、大騒ぎとなり館内の人々が集まってすぐ消火した。場所柄から非常に混雑をしたが観覧者の入場前だったのでほかに損害はなかった。原因は取り調べ中だが、おそらく漏電であろう。	
大正６	1917	９月21日	夕	d	宇治川上流の踏査 乙訓、紀伊、宇治、綴喜の四郡民有志二百余名草鞋脚袢のいでたち物々しく 堰堤予定地に到る	宇治電が第二期拡張のため宇治川の上流（宇治橋より約２里）に大堰堤を築いて、大きな河を堰きとめるという大計画は昨年６月頃から徐々に設計を進めていたが、下流沿岸民幾10万の人は反対期成同盟会を組織し、絶対反対をすることを決定している。18日午前９時、有志者200名内外は、川崎代議士、田中、奥田、五十棲の格府会議員を筆頭として現場を踏査した。上流の方に上ルにつれて数10尺の絶壁があったりする難所ばかりで、下流のみを見ていた沿岸の有志者は肝を潰した。途中、テントと一隻の小船があったが、これは宇治電が下流の反対を知らずに測量を進めていたものだ。しかし、場所が不適合とわかり、上流に移したので左右の山腹に新たなフラフの目標を建ててあるのが問題の場所である。	
大正６	1917	９月24日	夕	a	木屋町の朝火事 旅館「金れん」の二階より発火 女将は病気危篤中の不幸事 全焼三戸半焼四戸	23日午前10時10分、木屋町仏光寺橋上ル旅館金れん事渡邊れん方離座敷２階より発火し、みるみるうちに離座敷を全焼し東隣平松万次郎津田たね方および、北隣菊屋事眞里谷籐次郎山たね事山下たね尚木屋町の表通へ延びて島橋喜兵衛方を全焼。屋仲居の都倶楽部松村ゆき方も半焼の憂い目をみたがここらあたりは密集しているので、火は三方へ広がり次々に燃え移っていく状態であった。五條警察署は距離も比較的近く蒸気ポンプも駆けつけたがすでに前期のごとく延焼し、松原よりも蒸気ポンプを引き出し、堀川七条からも応援隊が駆けつけ、11時ごろ鎮火したが、附近は大混雑だった。木屋町の電車軌道は多くの道具が積み重ねられ、混雑のため約１時間電車の往復は停止された。 発火原因はまだはっきりしていないが、金れん離れ２階座敷には主婦のれん（52）が病気危篤で寝ており、看護婦介抱人らは発火のとき、悲鳴をあげそれを聞いた近所は主婦が死んだと思って、出ると、火を消しているような形勢だったが、すぐに軒の簾に燃え移って、火事と気づいた時には離れの座敷に火は一面と広がっていた。吸入器のアルコールランプに火が移り火事になったかもしれないが、取調べ中。危篤の病人も救い出すことができた。損害は約１万円くらいに上ると推測される。	
大正６	1917	９月24日	夕	a	電柱から発火	22日午前11時55分、大宮九上ルの電柱に装置していた開閉器より火を発し、頂上３尺程黒こげになった。原因は大宮七条下ル配電線改修のため大宮八条角で柱上開閉器を遮断するさい、同油槽中に水気が浸入したため、ガスを起こし閉函の際、火気発生して大宮九条の道路に架設していた電線のカバーに移り、伝導し開閉器を焼いた。損害は約40円。	上記24日の記事と同じ新聞の面に記載
大正６	1917	９月25日	夕	a	幼児焼死 ランプが墜落して	23日午後８時頃、伏見両替町12丁目の露次柳本徳松方で同人の長男一百（３）および、隣家山田小三郎長男豊一（２）の両児が表の間のランプを吊っている下でものさしを持ってヨチヨチと走り回っていたら誤ってそのものさしがランプに当たったために、両児とも頭から石油を浴び、それに火が移った。徳松の女房が気づき、消火したが豊一はまもなく死亡し、一百はわずかに生命を取り留めた。	
大正６	1917	９月25日	夕	a	煙突から？ 木屋町の出火原因及び損害高	23日午前10時、木屋町仏光寺上ルの金れんこと、渡邊れん方より発火して附近一円延焼したことは報道したとおりである。その後の取調べの結果、全焼家屋は火元渡邉れん方と島橋喜兵衛方、ほと	９月24日の記事参照。

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						んど全焼、平松武平衛別邸、菊屋事眞里谷籐次郎、雇仲居倶楽部松村ゆきの三戸にして平松万次郎津田たね山下たね等半焼、そのうち山下たねがもっとも被害が少なく、右火の粉の落下した西木屋町仏光寺下がる橋溝木炭納屋の屋根が燃えだしたが、半焼ほどで済んだ。 　損害は平松武兵衛方は16,000円あまり、渡邊島橋両家は４,500円、菊屋５,400円ほか、京都倶楽部500円、平松万次郎400円、津田■30円くらい、その他にて合計27,000円弱。失火原因はまだ取調中だが、以前隣家菊屋の風呂の煙筒より火の粉を飛ばし、もっとも接近する金れんの離れ座敷の軒簾に燃え移ったことがある。	
大正６	1917	９月28日	夕	o	宇電反対運動	宇治川水電の堰堤反対に関する協議のため、大阪府下五郡の町村長は27日午前10時から守口南宗寺に会合した。京都府沿岸有志町村長等と交渉の顛末を報告した後、満場一致で決議文を可決した。総代町村においては、不日京都府へ出頭して、反対の意を表した。	
大正６	1917	９月28日	夕	d	鴨川改修の陳情	鴨川改修につき、木屋町、先斗町裏に沿った旅館業者ならびに貸座敷業者ら数名は、27日午前11時、府庁に出頭し寺崎土木課長に会い、改修の方法を聞きとり改修の上は夏の納涼床下に清水を通すなどの設備にするといった意見を述べた。	
大正６	1917	10月１日	夕	b	河水大氾濫	29日以来の強雨は各河川とも増水のため被害がおびただしいが、伏見町はことのほか甚だしく30日午後６時頃より高瀬川下流は宇治、木津の両河川増水の余波を受けて逆流した。午後８時からは丹波橋以南はますます浸水して、その被害家屋は300戸以上に達していた。その後もさまざまな場所が浸水の被害にあった。 　宇治線は宇治川増水のため、30日午後７時から運転を中止し、京電も同時刻より、中止。したがって、淀方面の消息を知る方法はない。	10月２日桂川沿岸の惨状の記事あり。 10月３日記事には退水後の伏見町の記事あり。 ・京電は２日の午前より、開通。 ・京阪交通については高槻付近より以西が浸水のために開通の見込み立たずと記載。
大正６	1917	10月２日	朝	b	伏見浸水後聞 浸水中の火事騒ぎ 警察署が避難場	伏見町及びその付近の村落の大水害は稀有の大惨事だった。明治18年近畿での大洪水は大阪方面は非常の惨状を極めたが、今回ほどの浸水は見なかった、と60歳ほどの老人は語った。 　午前９時頃、火事騒ぎがあり、傳馬船で消防に出た。２回の火鉢から出火し、２戸を半焼して鎮火。 　大工場では、茂木亜鉛工場、京都電燈、滝川金属工場、京阪変圧所、大蔵酒造場、山本酒造場などの被害はおびただしい。中でも金属製機械の使用は無理で損害額は莫大である。	10月５日記事には紀伊郡の浸水のその後について書かれている。 10月６日には、京阪間汽車全通の記事。 10月７日記事、京阪、三条中書島間、宇治線開通。 10月９日、淀八幡間開通。 12月12日（夕刊）の記事において、「災害土木費臨時補助規則」という記事あり。11日の府会郡部会に諮問案として提案された災害土木費臨時補助規則の全文。 今年10月にあった水害に基因し複築が必要のある郡、町村の工事についての費用。 さらに12月24日（朝）に、「水害復旧予算説明　公債償還額と工事内容」という記事あり。京都府の10月の水害復旧工費予算案などの内容である。 なお、新聞記事は12月分として閉じておく。
大正６	1917	10月１日	夕	b	水害地善後問題 府はなるべく急施の方針	水害地の実況視察から、丸茂警察部長寺崎土木課長は、１日、今後の被災地救済、保安上の施設について協議した。	
大正６	1917	10月２日	朝	b	風雨観測	30日夜の暴風雨は風力の最も強く強風で、30日午前10時に１秒10メートル７の風速を示した。11時20分には１秒間に16メートル４を示した。雨量は29日より10月１日朝にかけて、157ミリ。30日午後８時には６ミリ２にして、１坪につき、１斗１升３台５勺の雨量を示した。暴風雨の襲来後の気圧配置関係は、電信電話不通のために分からない。	上記記事と同じ新聞の面に記載

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正６	1917	10月３日	夕	a	老婦焼死 原因はマッチか	２日午後８時20分、出水通日暮西入金馬場町大川政吉母すず（59歳）は、政吉妻たけにマッチを借りて寝室へ行った。間もなく２階から煙が出て、隣家橋本こま（60歳）が発見し、たけに知らせた。近所の人とござで消しとめ、大事には至らず、火災だけは免れたが、鈴は全身猛火に包まれていたため、４時間後に死亡した。	
大正６	1917	10月３日	夕	d	高野川鴨川改修工事延期 川材騰貴と出水のため	内務省に認可や契約者の長瀬傳三郎氏より寄付金も納入していたので遅くても先月末か本月初めまでには入札を行い、改修工事に着手すべき順序であった。しかし、鉄材やその他の用材の暴騰で出町橋架け替え費だけで約３万円の不足を生じ、剣先２千坪の府有地を設けるために寄付金に６万円の減少があるなどで延期となった。また、今回の出水災害で郡部の土木費に臨時に50万円内外の支出もあった。鴨川改修も上流の改修が出来ないので延期とするしかない。	
大正６	1917	10月６日	夕	b	流失橋梁と決壊堤防 木津川筋の被害甚大	南山城大出水の被害で、伏見町三栖堤防及び乙訓郡大山崎村、小幡川地内の堤防は３日以来応急工事に着手し、その他の堤防もそれぞれ水堰工事に着手。	10月11日、伏見町の堰止め破損の記事
大正６	1917	10月９日	夕	a	嵐電の昼火事 塩酸カリ工場より発火 製薬室及び乾燥室全焼 技手１名焼死を遂ぐ	９日午後１時10分、四条大宮西入ルの嵐山電気株式会社附属塩酸カリ製造工場より出火し、西風にあおられ、製薬室と乾燥室を全焼させた。そのとき、製薬室にいた職工30名ほど、は薬種原料の一部に燃え上がったため異臭と黒煙の中、逃げることが出来た。乾燥室にいた技手吉本富太郎（30歳）は煙に包まれ、逃げ場を失い焼死した。 白昼だったので堀川署の消防隊や応援隊もいち早く駆けつけることができ、延焼は免れ、30分で鎮火した。損害は塩酸100樽（１樽時価75円）と、機械全部焼失。原因は、乾燥室より発火。	
大正６	1917	10月９日	夕	a	硫黄から小火	８日午後１時40分頃、出水通千本西入ル７番町のモール製造工場・水島れん（41歳）方から、製造のモールが湿り気が多いので、押入れの夜具を積めるそばで竹竿に掛け、硫黄を焚き、漂白をかねて乾燥装置を置いていたらけむりが噴出した。40分後に内縁の夫千田藤助（62歳）が発見し、職工らと消火に努めたので大事には至らず、わずかモール23貫目価格30余円を焼失しただけである。	
大正６	1917	10月10日	夕	a	東福寺山内 南明院の焼亡 表具師の過失か山窩の所為か	９日午後９時過ぎ、東福寺南端秋山辺雑木林の中から盛んに火燃をあげているのを近くの若者が発見した。同所は同寺山門の南方山沿いの道に並ぶ最南端の寺院で水の手が乏しく、松原署の消防および七条・五条伏見署よりも各応援したほか、歩兵三十八連隊、騎兵二十二連隊、野砲兵二十二連隊の各隊からも応援隊を派遣して消防したけど、本町通よりホースを継ぐのにも道程３町余を伸ばさないとだめでホースだけでは効を奏さなかった。 蒸気ポンプの出動でようやく11時過ぎに15本のホースを繋いで、更に８本のホースを繋ぐなど、手数がかかり１時近くになり、建物悉皆を焼いて鎮火。出火原因は、不明。	
大正６	1917	10月10日	夕	a	嵐電火災 損害１万５千円 焼死者は農学士	嵐電付属塩化カリ製造工場の火事の原因はまだ確定していないが、蒸気乾燥室から薬品に火が移ったという説、休憩後、職工が巻きタバコを加えたまま工場に入って吸いかけを打ち捨てたまたまこぼれた薬品に火が移ったのではという説がある。 損害額は15,665円で焼死者の吉村富太郎（26歳）は奈良出身で東大卒の農学士であり、同社技手として見習い勤務であった。他２名は身体数箇所に火傷を負った。	
大正６	1917	10月11日	夕	b	第二の暴風雨 一秒時風速29メートル７	10日午後７時半、雨は小雨だったが、強風で11日午前１時20分には烈風となり、本年において風力が最大となった。伏見町３栖堤防の改善をしたばかりなのに、午前５時宇治川尻の堰止めに水があふれた。そして、午前６時ころ長さ50余間の仮堤防も全部あふれた。京阪電車も10日夜の暴風で変電所の電柱倒壊したため不通で、11日午後から運転開始できるようにと準備していたが、11日朝の堰止め氾濫のためにまた開通見込み立たず。	10月12日朝刊にも記事あり。 10月13日夕には京阪間汽車不通の記事あり。 10月16日には汽車の時間表に関する記事。 17日記事も。 19日朝刊には水害復旧費に関しての記事。 21日朝には放水の記事。 22日は宇治川増水の記事。 24日は山科川増水の記事。 26日に京阪全部復旧の記事。

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正６	1917	10月11日	夕	a	京津発電所全焼 十日夜暴風中	10日午後10時半頃、暴風雨の最中京津電車４の宮発電所から出火し、一棟を全焼して11時40分鎮火した。原因は取調べ中だが漏電？損害は建物、ボイラー、発電機など全焼して少なくとも５万円以上だが火災保険に６万円の契約があったので、電車の運転には異状なし。	
大正６	1917	10月11日	夕	a	漏電火災即死 よくよくの不幸	10日の暴風雨で真夜中の12時頃、葛野郡西院村字西院農奥平金次郎（47）方の前通りにあった電柱が根元から折れて同家の納屋に倒れかかったが、その刹那電柱上に取り付けてある電池が壊れて漏電したため草葺の納屋に燃え移った。金次郎は屋上に登り、消防に従事中、漏電している電線に触れて感電し、足部が麻痺したために地上に落ち、頭蓋骨を打ち即死。納屋を全焼の上、午前１時10分鎮火。	
大正６	1917	10月13日	夕	a	煎り豆屋から出火 半全焼共５戸	13日午前１時50分頃、木津屋橋涌猪熊東入ル北側の煎豆商・津村次郎助方裏手納屋煎豆場辺りから発火したが、同納屋は半家建てにて俵包みが満積しているので、火焔をあげみるみるうちに全焼した。さらに、東西に火は広がり、同家の東隣の廊路内手伝い職元田半四郎方、西手猪熊通木津屋橋上ル鈴木長右衛門方も全焼、鈴木方の北隣小林金五郎、南隣小林伊三郎の両家を半焼。本願寺興正寺など大廈に近接しているので七条署からも応援できた。午前２時半に鎮火した。原因は取調べ中。損害は約３千円。	10月15日記事で出火原因は、煎り豆屋雇い人の津村さん像が納屋へものを探しにいった際に、燐寸を擦り、その後その燐寸殻が四辺に散乱していた藁屑に燃え移ったと判明。 10月16日夕の記事に、この出火の最中に混雑に紛れ徘徊している挙動不審な織職の雇人大久保捨吉（18）を連行した。娼妓に惚れ込み、金がなくなり盗みを働こうとしていた。６日に別件で盗みをしていた。
大正６	1917	10月14日	夕	a	機械から発火	13日午後４時20分頃、四条千本西入ル辻紡織績部第二工場長さタテ29間５尺ヨコ19間、486坪の鉄筋レンガ建内部に備えつけてあるミユール機械の主要部チエンローラメタルより、発火した。ただちに消し止めたので大事に至らず。原因は運転機の摩擦からによる。損害は機械外部に塗布する油を燃やしたのみ。	
大正６	1917	10月17日	夕	a	聖護院に火が降って 人が火傷する干物が焼ける	15日午前10時半頃、聖護院町字蓮華■秋月橋詰三谷伸銅工場の鉄製高さ75尺の煙突から火の粉飛散し、横手道路を通行中の聖護院町字山王塚越角太郎妻うめ（51）は首筋から胸に火の粉を受け、水車小屋に駆け込んだが、左乳房および胸部右手こう等に全治１週間以上の火傷。また、二条川端東入道具屋小川新一は頭部に８箇所、耳に２箇所の軽傷などなど、被害多し。 なので、15日で休業で14日午後６時頃、火を止めたが、煙突掃除のために、藁を炊いたら煤が飛乱し、その中に石炭かすが火となってこの騒ぎとなった。川端署は、火夫村島久三郎と工場法の関係から三谷主人を取調べ中。	
大正６	1917	10月17日	朝	d	高野川改修工事入札	長瀬伝次郎氏との契約の下で京都府が行う高野川鴨川改修工事は、水害復旧の大工事のために修築を見合わそうという話もあった。しかし、長瀬氏から資金も提供されているので延期するのは遺憾だとして、角１件工事を入札することにしたがその修築地域延長は１,800間で團子取りの弊風を避けるために書留郵便の方法で入札を行う。	
大正６	1917	10月25日	夕	b	伏見の警戒 宇治川増水で	24日より降りだした雨は、25日にいたっても晴れることなくますます強雨となり、伏見方面の宇治川沿岸はまた不安になっていた。六地蔵付近の田は20日以来再び浸水し、12尺の増水を見れば伏見の低地は必ず浸水するだろうから沿岸は大いに警戒をしていた。三栖堤防決壊場所の仮堰は増工事を行いつつあり、なお４尺位の増水には堪えれる模様である。	
大正６	1917	11月１日	夕	a	鉋屑から小火	31日午後９時半頃、下魚棚東中筋西入ルの山田常次郎方にて家人不在中に裏口竈の前に堆積してある叺の鉋屑より発火した。東隣の境界板塀高さ７尺ほど燃え上がって屋根裏をなめるほどで、近所の者が付表戸を蹴破って消防に尽力し、幸いにも大事には至らず。損害は約10円ほどで、原因は家人が不在中のため不明である。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正６	1917	11月12日	夕	a	蝋燭から出火 畏くも御駐輦中	11日午後９時55分、柳馬場松原上ルの指物職・寺尾庄次郎方離れ座敷より出火した折から、御駐輦中のことで、直ぐに叩き伏せたので僅かに布団幾分かを焦がした程度で、10時10分鎮火した。原因は、同家の娘・ゆきは大阪市東区上本町３丁目の斉藤政吉方へ嫁に行ったが離縁となり昨年来、帰宅中のものが、11日夜蝋燭を持ち、離れ座敷へ入った際に燃え屑が落し置いたものと認められた。	
大正６	1917	11月13日	夕	a	湯殿より出火 復も御駐輦中に	11日午後８時頃、五条署へ四条西洞院東入ルの鐡商・田中文次郎方湯殿から出火との電話。消防夫駆けつけたところ、同家風呂場の煙突の合わし目の緩んでいる所から煙が噴出しているのを同家雇人小森新吉が発見。僅かに煙突の周囲を焦がした位で大事には至らず。	
大正６	1917	11月16日	夕	a	上鳥羽の小火	16日午前３時頃、紀伊郡上鳥羽村字塔ノ森の農業・辻井市之助方から発火し、２階の一部を焼いて鎮火。原因は、コタツ用藁灰の始末不完全のため。	
大正６	1917	11月19日	朝	a	鐘紡の小火	17日午後10時半、洛北田中村字高野川原新田なる鐘ヶ淵紡績会社京都支店で、社員用社宅を新築することになり、過般来右建築工作小屋20軒をつくり、工作中のところ、同小屋から出火。小屋の３分の１を焼失して同11時鎮火した。原因は不明。	
大正６	1917	11月23日	朝	b	木津川治水計書陳情 △沿岸三十ヶ町村長の連署	木津川沿岸紀伊、久世、綴喜、相楽各郡内の30箇町村長は水害後善後策に関し木津町に会合し、協議の結果、根本的治水策を確立することを府知事や内務大臣に陳情することを決定した。さらに、その実行を期するために関係郡選出府会議員を顧問とし各町村長中より実行委員10名を選挙した。 その委員たちは、22日午前10時府庁に出頭し、木内知事を訪問して沿岸町村民の木津川の根本的改修に関する希望を述べ、沿岸三十ヶ町村長連署の陳情書を提出して引き取った。	以前の水害後に関しての記事
大正６	1917	11月23日	朝	b	水害義金分配	伏見町で過般の水害について各地から義捐金１万余円に達していて、21日午後６時から町役場において、協議の結果、各罹災者に分配する方法を決めた。	
大正６	1917	11月23日	朝	a	東洞院の宵火事 納屋一棟の焼失	22日午後６時50分頃、東洞院二条上ル東側の建具商・黒田勝二郎方裏の仕事場より出火そ見る見るうちに仕事場10坪余りを焼失した。宵の事だったので人も早く駆けつけ、仕事場一棟焼失しただけで７時20分頃、鎮火した。黒田方および北隣の大西源次郎東隣の川勝広之助方はもっとも接近していたが、消防の手配も早く、無風のために延焼しなかった。原因は取調べ中だが、同仕事場の奥に同家の職工が焚き火した後始末が悪かったためという。損害は、300円内外で、人畜損傷なし。ちなみに当日は二条の神農祭で二条はかなりの人だった。	
大正６	1917	11月23日	夕	a	火元は迷信家 防火よりも祈祷	神農祭のために夜は休業することにしていた。仕事場２階には、職人浅井吉太郎、上山幸之助の二名が仕事に従事。階下には中橋福太郎の２名が働いていた。この日、飛行機が飛来していたので階下の職人もその都度２階に上がり一服しながらそれを眺めていた。その際に、２回ほど火を焚いたが、仕事場のために鉋屑が付近にあり、後始末も悪かったためにこの火が移ったのだ。前記４名は、失火罪として告発された。なお、同家は向かい側の綾部大本教会修済会支部の会員で、火事を見ると消火よりまず２階にある神壇の前で家族で延焼がないようにと拝んでいた。さらにこれに足らず、壇を階下に持ち運び、火の手に差し向けて懸命に祈祷をしていた。	上記記事の原因について。 同家人は、消火せずに、祈祷していた。 職人たちは失火罪として告発された。 資料集に収録
大正６	1917	11月24日	朝	a	南座の小火	23日午後６時半、四条南座舞台３階なる道具方作業部屋から出火。大事にはいたらず。表方が発見し、すぐに消し止めた。原因は道具方が提灯を点火のまま廊下に放置し、転倒して燃え上がり揚幕２尺を焼いただけである。	
大正６	1917	11月26日	夕	a	小さな火事（二件）	▲26日午前５時頃、紀伊郡東九条村字烏丸の中矢兼松方から出火し同家一棟を全焼して６時鎮火。原因、損害は取調べ中。 ▲同日午前10時半頃、伏見町三栖１丁目の澱粉製造所・清水米次郎方乾燥室から発火。白昼だっ	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						たので、人が集まって消し止めたので、乾燥箱200個を焼失したのみで、損害は100円内外である。	
大正６	1917	11月27日	夕	a	猛火中に焼死 娘の嫁入衣装を取り出さんとした哀れなる母親 火元は窯業会社	27日午前１時45分、川端正面下ルの大阪窯業株式会社坩堝工場から出火。同工場は元京都黒鉛坩堝工場と称し、川那邊甚兵衛氏が経営していたのを大阪窯業に売却されたものであった。南側湯殿から発火し、見る見る棟続きなる乾燥室12坪半、賄い部４坪寄宿舎８坪、炊事場13坪、事務所７坪、納屋４棟27坪を全焼し、北隣抜路次に立て並ぶ長屋の中岸野栄次郎、田中いし、林りかの３戸全焼、長谷川平次郎、谷本半次郎の２戸を半焼し、同２時40分鎮火した。このうち、田中いしは姉娘が来月嫁入りするのに衣類を準備していたのを持ち出し、２度取り出しに行くために入り、ついに煙に巻かれて焼死してしまった。 原因は、各職工が夜業を終えて、一同入浴のあと帰宅したのが９時半で、荒井栄次郎が一人宿泊し電燈まで全部消して寝たが、湯殿の辺りから発火しているのを類焼家屋の林りかが発見。たぶん、浴場の後始末が悪かったためだろう。損害は、建物全部で約１,500円余、その他類焼家屋全部で約700円くらい。	
大正６	1917	12月10日	朝	a	東本願寺の小火 便所より出火	９日午後７時35分、大谷派本願寺内志納所の便所より出火。宿直の役僧や居合わせた人で消し止め、大事には至らず。七条堀川などの消防隊も駆けつけたがすでに鎮火していた。原因は調査中で、損害は便所の屋根を燃やしたのみ。	11日夕刊の記事において、原因は、午後１時ころ小使西山甚太郎が炭俵を焼き、藁灰として炭取りに入れ、便所の傍らに置いたため。
大正６	1917	12月10日	夕	a	浮浪漢の失火	丹波北桑田郡周山村生まれで目下、住所不定の無職業窃盗前科二犯放火一犯馬渕勝次郎は、本年11月５日退監してから旅人宿などで宿泊していた。３日の夜葛野郡朱雀野村西の京字車坂で先月29日、出火焼失した小屋の西側の小屋で焚き火をしていた所を上長者町署員が発見し、出火小屋に遺棄した外套の勝次郎所有品であると他の無宿者が説明した。しかし、勝次郎は否認にしている。	
大正６	1917	12月11日	夕	a	昼火事	11日午前11時40分、中立売西洞院東入ル北側の弓矢職・瀬尾謙次郎方から出火。同家を半焼の上、同55分鎮火。原因は、火鉢の火の飛び火のため。	
大正６	1917	12月11日	夕	a	娼楼の小火	仁和寺街道六軒町角４番町の遊廓貸し座敷角屋こと村井つる方のお抱え娼妓・静子こと、香川県大川郡長尾町松太郎の妹・山口こいは、10日午前７時頃、前夜の客を送って、自分の居間の３階４畳の間で、午後まで寝て４時頃、夕食を済まして入浴に行った留守中、炬燵から火を失し、掛蒲團の一部に移り燻っていたが、発見し大声を出したので森川きくが気づき、大事にいたらず。	
大正６	1917	12月13日	朝	d	淀川治水会幹事会延期	淀川沿岸五郡有志者により成る淀川治水会は、伏見町で第一回総会を開き、総長以下幹事評議員の選定を終わり五箇条の規約を決議したが、その後会長に推選された奥繁三郎氏が帰洛したら幹事会を開くはずが帰洛しなかったので幹事会は本年はないだろう。	
大正６	1917	12月14日	夕	a	不在中の小火（二件）	▲午前10時頃、今小路通り御前西入ルの紙屋川町西口法城方で、法城は東本願寺へ出務し、内縁の妻ひさと長男法山の両人留守中ひさは午後５時頃、買い物のため留守の間、法山はコンロで火を焚き、４畳半の間にあるコタツに入れた。そして、自分等は親族の今小路通御前通西入ル奥村かの方へ遊びに行き、不在中炬燵の火が強かったため布団に火が移り異臭を放っていたのを付近の人々がかぎつけ、表戸を破って侵入、消防に努めた。大布団３枚、敷き布団１枚、畳１枚を焼失した。 ▲七本松通り下長者町下ルの織物職・飯田治三郎は病気のため妻とともに実兄の辰次郎方にいき不在中雇人小野徳之助が午後６時ころ機の横の損所を修繕しようと室義行にろうそくを持たせて修繕中誤ってろうそくを取り落とした。それが製職中のポプリン織に燃え移り、織物および総統を焼いた。損害は約100円余り。	
大正６	1917	12月15日	朝	d	伏見治水会と各種工業会社	伏見町とその付近が地価の低廉と水運の便に加え動力を廉価に引用されるなどの点で大阪方面の工業家は工業敷地を物色していた。製薬会社など	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						は業務を開始。大阪増田合名会社の電気分綱工場は工場建築を終わり作業を開始するはずが、10月の洪水で浸水。その他川沿いに工場を建築しようとした企業家も他の土地を物色。そのため、伏見町有志者はこの町の発展のために善後策を行わないとだめだ。伏見治水会を設けて、宇治川北岸木幡方面より忠書島にいたる一帯に相当の防水設備の完成を協議中だが財政に余裕がないので財源についても調査中。	
大正６	1917	12月17日	夕	a	師走の火事（二件） 吸殻と灰から	▲17日午前10時半頃、浄福寺下立売下ル西側の古物商・橋本喜太郎方で、喜太郎が２階で古綿を整理中タバコの吸殻を飛ばして綿に移って失火し、同家全部を焼失の上、北隣の高井伊之助方を半焼し、11時前に鎮火した。 ▲16日朝、姉小路新し町西入ルの米商・中野寅次郎方裏納屋の隅で飯を炊き、その灰を火の気ないものと思って表の灰置き場に捨てたが、午後６時頃、灰中より発火。同家妻さきが発見し、大事にいたらず。	
大正６	1917	12月18日	夕	a	深切から火事 かもめに深切は毒	18日午前０時半頃、今熊野町字椥の森浅尾梅次郎方から発火し、隣家辻本力松方へ延焼し、両家を全焼して１時半鎮火した。原因は、梅次郎は独身者で某工場へ通勤している者であるが、当節年末に忙しく遅くまで夜業をしており、当夜もまだ帰宅していなかった。近所の橋詰まさが同人の世話をしており当夜も遅く帰るのに寒いだろうと思い、炬燵を置いていたところ、火が強かったために布団に燃え移ってしまった。	20日の記事（朝刊）に、消防手の怪我 下京消防手松本朝次郎は消防に従事中誤って屋根より墜落し左足関節に挫傷を負って、一週間の治療要。
大正６	1917	12月23日	朝	a	京大医科焼く 但し本年度の防火演習	京大医科大学における本年度の消防演習は、22日午後行われた。当日午前０時から京大専属消防夫58名は蒸気ポンプとガソリンポンプ各１台を携え付属医院大玄関前に集合した。常設消防夫26名も参加。 小児科教室から出火という設定で、消防に努め、外部の道路は交通を遮断し、各教室や院内各病室は担任教授あるいは医院の指揮で事務員、看護婦らが一生懸命となりまず患者を避難させた。そして、機械なども運び出し、電流やガスの送出を食い止め、夜を想定し樹木に電線を架設し電燈を点火した。同２時に鎮火したが、同医院西講堂に飛び火したとの警報でまた20分ほどで鎮火。演習後は、応援消防夫には瓶酒が贈られた。	
大正６	1917	12月26日	夕	a	復た炬燵から	25日午後０時半頃、千本通中立売上ル東側廊路、菅生富三郎方の不在中炬燵の火から失火して、畳１畳と布団２枚を焦がした。隣家の梅津菊次郎方雇人谷村勇造が発見し、駆けつけた人々で鎮火。	
大正６	1917	12月30日	朝	a	餅搗から小火	29日午前５時半、寺町今出川上ルの茶商・清水徳次郎方炊事場の炭俵より出火したが、すぐに消しとめ大事には至らず。原因は、南隣の八百屋大橋竹次郎方で前夜持ち搗をなしたる竈の火がその裏に当たる炭俵に燃え移ったため。	
大正６	1917	12月31日	朝	a	五條川東の大火 全焼五半焼五	30日午前３時半、五条大橋東２丁目のシャツ屋・吉田友之助方から出火。寒風にあおられ、見る見る同家を全焼するとともに、火は東西に広がり西へ延びた火先は隣家の漬物商杉本市太郎隣の高木中三郎方を全焼し、久松勘兵衛藤岡藤兵衛、中村なつ、永谷作■中塚徳次郎方等を半焼した。東へ延びた火先は東隣高木多三郎松浦伊兵衛方をも全焼。 松原署の消防隊は真っ先に駆けつけ五条、七条堀川署などからも応援にきた。同５時、鎮火した。寒威が猛烈だったために、ホースの水がすぐに氷結する始末。損害は、約３万余円にも上ル。原因は取調中。	
大正６	1917	12月31日	朝	a	七本松の火事 両隣共三戸	30日午前０時、七本松通下立売上ルの紙屑商・佐々木音吉方から失火。深夜だったので警鐘の乱打に上長者町署よりは署長以下消防を督して出張鎮火に努めた。軒をつめたる長屋同様の家で両隣の渡、丸橋の２軒を類燃し、０時20分鎮火した。損害は、約１,000円。失火原因は、蝋燐寸かタバコの吸殻ではないかということだが、取調べ中である。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正７	1918	１月４日	朝	o	妥協的なる日本家屋	火と水と風との三元に対する日本家屋の関係何如を熟考して貰ひたい、実例は昨年中に立派に示されている、昨年は大水と大風との為に、淡泊にして高雅なる日本家屋が何如に大いに災害を与へられた事であるか、昨年は又大火も少なくなかつた、昨年に限らないが、妥協的なる家屋が火災の為に害せられてゐる事が、昔から何如に多く且大であるか、火事は労働者を賑はす所以だとか、火事は江戸の花だとか、焼け太りだとか、斯んな事は今日の世の中に通用しない、日本は何如にも残念ながら貧乏の一等国である、今少しは金持にならなければならぬ、国の富を増すに就ては是迄の国民生活以上に大に真面目なる努力を要するが、又■■■■所以の者を排斥しなければならぬ、火事の損害を減退するは我が致富の道に於て消極的の大切な一方法であらねばならぬ。	社説
大正７	1918	１月５日	夕	e	伏見の消防出初	４日午後８時より工兵隊練兵場で新年消防出初式を行った。	
大正７	1918	１月８日	朝	d	消防手の心得	出初式における丸茂部長の訓辞。初期消火の重要性をのべ、消防手の服装や機械手入れの必要性を訓辞。また、日本家屋が防火設備を欠いている事に対する意見を述べ、失火の際の緊急連絡を促す。	
大正７	1918	１月８日	朝	e	消防出初式の余興競争	７日に行われた、京都市消防組出初式での余興徒歩競争の結果。	
大正７	1918	１月10日	夕	e	八幡の消防出初	８日午前10時、八幡町消防隊が同町役場にて出初式を行う。	
大正７	1918	１月12日	朝	a	千本の火事	11日午後２時頃、竹屋町千本東入る北川佐一郎方裏物置馬糧貯蔵場より失火。両隣の空き家二戸を類焼。２時10分鎮火。原因不明。	
大正７	1918	１月14日	朝	a	葛野綴喜の火事	▲14日午前11時、葛野郡京極村の林萬吉方より出火し、二間に三間の家屋を全焼し12時鎮火。原因は魚油製造中竈の不完全なる為に魚油に引火したこと。 ▲13日午後３時頃、綴喜郡八幡の押田萬吉方藁葺平屋30坪５合の住宅より出火。原因は同家の子供９歳と７歳の者が焚火をなし暖をとっている時に、藁に延焼したため。	
大正７	1918	１月21日	朝	a	朝火事（二件）	▲20日午前10時40分、下京区西九条町通の内津田利一方より出火。二戸を焼失して鎮火。原因は取調中。 ▲19日午前３時、乙訓郡新神脚村字神足70番の五十棲喜之助方横の灰小屋より出火。原因は風呂場の灰の不始末。	
大正７	1918	１月22日	夕	e	本願寺の消防演習	21日午前、御影堂前広場にて本年の消防出初式を行う。防火演習に取りかかり、喞筒の○に火を入るると同時に境内広場より四カ所、御影堂室内より二カ所の防火栓を抜き全く準備整えると、11時10分喇叭の信号を合図にして一斉に水を吹き出す。壮観を呈したり。堀川警察署長より、防火に関する訓辞が示され、余興の防火栓競争、徒歩競争、提灯競争、封書競争、着服競争、障害物競走が行われた。一般の観覧者すこぶる多く、大混雑を呈していた。	
大正７	1918	２月２日	夕	e	消防委員会終了	丸茂警察部長より京都市へ通牒の京都市消防設備に関する調査委員会は１日午前10時より開会、右通牒に基づき市において自動車喞筒並に水管自動車等を購入設備するは必要と認むるも市目下の財政に於ては到底之を一時に購入すると困難なるを以て、７年度に於て６,700円程を投じて水管自動車一台を購入し自動車喞筒は八年度に於て購入する事及び現在の予備消防夫は一時に全部勤務する等のこと無く多少の減員の余地あるが如くなるを以て調査の上相当減員せられたしと二個の希望条件を附して答申することを決議し、11時50分閉会せり。	
大正７	1918	２月２日	夕	e	東寺消防演習	１日午前11時より教王護国寺特置消防隊の初出式にて東寺境内に於て演習を行い、終わって北園堀川署長の訓辞あり。	
大正７	1918	２月２日	夕	a	丸焼	１日午後10時50分頃、新町錦小路下ルの友仙業・中尾奈良太郎方２階より出火。堀川署の消防隊が駆けつけたことにより、同家１戸を全焼したるのみ。原因は取調中。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正７	1918	２月６日	夕	a	五番町の小火	５日午前３時50分、仁和寺街道千本西入ル五番町の遊郭貸座敷大正楼こと出原藤松方薪炭置場より出火。原因は煙草の火の不始末。	
大正７	1918	２月17日	夕	a	東三本木の火事	16日午後２時半頃、市内東三本丸太町上ルの高等工芸学校長・中澤岩太氏路次内田中芳隆方の２階より出火。折からの北風に煽られて隣家にも延焼。川端署より消防隊繰り出し鎮火。しばらくして２軒隣の下宿屋より発火。大事に至らず午後３時に半焼１戸のみにて鎮火する。	
大正７	1918	２月17日	朝	a	東三本出火の原因	夕刊の続報。２階６畳に前夜の炬燵敷布団を折り被せその侭にして押し入れの襖の側に置いていたことが原因。	
大正７	1918	２月18日	夕	a	洛北の朝火事	17日午前８時40分頃、愛宕郡修学院村字高野字水平町の染料製造業・二股虎三方染料工場より出火し、工場全部を焼きて鎮火。原因損害は取調中。	
大正７	1918	２月20日	夕	a	袖垣から出火	19日午前４時、東山線七条東瓦町の質商・辻井太一郎方の軒下に置いてあった塵芥箱と、その隣家の荒物屋・前田芳三郎方との取合ひの袖垣の辺りより出火。放火の疑いがあるが、原因は松原署にて取調中。	
大正７	1918	２月28日	夕	a	山火事と小火	26日午後１時頃より午後４時に至る、綴喜郡川原村字元小字鎌倉の共有山林松木材約５町歩の山火事は鎮火。原因は焚き火の火の不始末。損害額、約400円。	
大正７	1918	３月１日	朝	c	地震の話（一）大森理学博士談	２月27日に家政女学校講堂で行われた大森理学博士の談話記録。国民一般に地震に対する知識を持ってもらうことを目的として行われた談話。地震の原因などについて。	
大正７	1918	３月２日	朝	c	地震の話（二）大森理学博士談	京都付近では慶長元年に大地震が起きているために、暫くは地震に対する心配はいらない。	
大正７	1918	３月６日	夕	a	嵯峨の山火事	４日午後１時半、葛野郡嵯峨村山林中より発火。原因は目下取調中だが、おそらく汽車乗客が窓より煙草を投げ捨てたため。	
大正７	1918	３月８日	夕	a	黄燐マッチから　損害六千五百円	４日午前２時頃、六軒町通下長者町下ル利生町の屑物買・北村伊一郎方より出火。全焼３戸、半焼１戸にして同３時鎮火。原因は屑物中に多数含まれていた黄燐燐寸が自然発火したものと判定。	
大正７	1918	３月９日	朝	a	松ヶ崎の火事	７日午前８時頃、岡崎町・片岡要一所有の愛宕郡松ヶ崎村西山亜鉛張山小屋より発火。全焼の上同30分鎮火。原因は乞食らの焚き火による。	
大正７	1918	３月11日	夕	a	山火事	９日午後１時、愛宕郡白川村の吉村辰次郎外３名所有に係る同村字新田の山林より出火。３町歩を焼き払い、同２時頃鎮火。原因は焚き火の火が近くの枯葉に飛び火したため。損害額は約150円の見込み。	
大正７	1918	３月13日	夕	a	瓦屋の火事	12日午前５時頃、塩小路本町西入ル蒔田町の瓦製造業・清水藤作方より出火。付近の者が集まり鎮火。原因は瓦窯より消炭を取り出し軒下に置いていたものの中に火気が残っていたため。	
大正７	1918	３月16日	朝	a	烏丸頭の火事	15日午後３時50分頃、烏丸通り上立売下ル相国寺門前町の糸繰業・大西しま方より出火。中立売署の見櫓の見張番人が見つけ、警鐘を鳴らしたため、付近住民、消防隊が消火に努め、僅か20分にて鎮火。損害原因は取調中。	
大正７	1918	３月21日	夕	e	消防組織改正　服制も高張も	京都府にては今回市部消防組組織並に人員器具配置表其他の一部を改正し府令第18号を以て告示。右改正の大要は、市消防組の編成を第一部西陣警察署、第二部中立売警察署、第三部下鴨警察署、第四部川端警察署、第五部松原警察署、第六部五条警察署、第七部七条警察署、第八部堀川警察署の八部に分かつ。総員各部を通して510名となし、其他消防組員の服制高張提灯にも夫々改正を加えられたり。	
大正７	1918	３月22日	夕	a	小火	20日午後９時20分頃、千本の菓子小売商・川口庄三郎方より出火。原因は蝋燭の火を誤って襖に燃え移らせたため。	
大正７	1918	３月28日	夕	a	怪しき出火	去る25日午前２時頃、小川今出川上る西入ルの女髪結・西田みつ方とその隣家との間より出火。平素火の気のないところよりの出火のため、放火の疑いがあるとして目下犯人探索中。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正７	1918	４月２日	夕	c	亀岡の地震	31日午後７時20分、亀岡地方にて強度の地震ありて約10秒時間にて鎮静せしが、人畜には被害なかりしなり。	
大正７	1918	４月２日	朝	a	城丹の火事	１日午後11時半、府下紀伊郡深草村筋違橋南一丁目の鶴亀堂こと稲田亀太郎方より出火。家人が発見し消火に努め、同40分鎮火。	
大正７	1918	４月12日	夕	a	失火か放火か　新寺町の火事	９日午後９時頃、大雨の最中に出火して納屋一棟を焼失した、新寺町上の馬場下ルの伊藤伸鋼工場の火事は其後の所轄七条署にて取調べ結果煙突の掃除不十分のためであったことが判明。	
大正７	1918	４月17日	夕	a	堀川の小火	15日午後１時、西堀川上長者上ルの呉服商・筧貞三方台所の押し入れより発火。原因は午食の際座布団に火の粉が付着したことに気付かなかったため。	
大正７	1918	５月１日	夕	a	材木屋の火事は燐寸殻より　損害額三万円	29日夜、河原町夷川上ルの材木商・国松仙吉方納屋より失火。同家並びに隣家３戸を全焼。原因は燐寸殻が材木結束用の縄に燃えついたため。類焼２戸も国松方の借家。	
大正７	1918	５月２日	夕	c	地震　寝坊も醒める夜中の二時半	１日夜半、京都地方に於る地震に付、京都測候所の観測する所に依ると、発震は１日午前２時27分35秒。振動時間１分６秒。振動方向南より東。震源地未詳。	
大正７	1918	５月３日	朝	a	火事三つ	１日午前３時50分、綴喜郡宇治田原村字岩山の荷車引・曽我捨吉の柴小屋より出火し、小屋を半焼。原因は捨吉母しんが納屋にて草履を作りし残りの藁屑を焼却せんとして誤って付近に散乱し藁に燃え移ったため。	
大正７	1918	５月８日	朝	a	都鄙の小火	６日午後10時20分頃、西洞院五条上ル東入ルの太田米二郎方表２階より黒煙があがる。原因損害目下調査中なるも、漏電との噂あり。	
大正７	1918	５月10日	夕	a	葬式の籠から火が燃え上がる　伊佐町の小火	天明の昔には振袖火事とて妖魔に魅入られた妙齢の江戸娘があったが大正の世となると火事迄中々進歩したもので、８日午後10時半頃、今出川通大宮東入る元伊佐町籠屋奥村鶴之助方の店に置いてあった葬儀用の籠から失火し２階に燃え移ったのを鶴之助が発見して大事に至らず消し止めた。失火の原因は、同日午後９時頃、北山火葬場へ死人を送り届けての帰途に陶器製香炉の線香が残って居ったのが燃えだしたものと判明。	
大正７	1918	５月26日	朝	a	小学校失火原因　火鉢の火から	25日夕刊の続報。原因は教室内の火鉢の不始末によるもの。	
大正７	1918	６月２日	朝	a	塵芥箱から発火　深夜の不思議	１日午前２時半頃、府庁前派出所の形舞巡査が部内巡査中、西洞院北西角上ルの羽庄左衛門方の表軒下に放置してありたる塵芥箱より盛んに火焔が発止今にも同家表戸に燃え移らんとなしおるを発見。	
大正７	1918	６月８日	夕	a	都鄙の火事	６日午後11時半頃、東洞院の花商・吉村政吉方裏手より発火。巡回中の赤尾警部補が発見、消火。	
大正７	1918	６月11日	夕	a	空家から出火　乞食の焚火で	10日午前３時15分、下京区建仁寺通五条上ルの吉田幸次郎持ち家である、寺町市姫上ル東側空家は東南隅の土間に散乱せる木屑より発火。南隣の飲食店中山漢吉が発見し直ちに消し止める。原因は同夜乞食が焚火をなしたがその後始末悪かりしため。	
大正７	1918	６月20日	夕	a	吉田の火事　全焼一、半焼四、損害五千余円	18日午後10時50分、吉田町字下阿達の古物商兼屑問屋・水野岩次郎方裏庭の屑納屋から出火。300貫目からの屑物が燃えたため猛火となる。京大病院の消防夫が駆付け消防にあたる。付近には大学病院、織物会社、荒木京大総長の在ったため、一時周囲は騒然となる。損害額は燃消家屋のみで約５,000円。２,000円の火災保険を附してあった。	
大正７	1918	６月27日	夕	b	諸川増水	25日来、小止みなく降続く霖雨のため加茂川筋を初め各河川は何れも相当の増水。就中木津川にては出水５尺に達し、渡船中止となり交通途絶。	
大正７	1918	６月29日	夕	a	盗電から出火　悪い事は出来ぬもの	27日午後７時頃、今出川通千本東入ルの指物商・黒田金次郎方表２階の板の間にある電灯線付け根より６尺余りを隔てたるところより漏電してアワヤ火災に及ばんとせる。原因は同人子息が去る25日、天神縁日露店に於いて古電灯線を購入し帰りて電灯の盗用をしたため。窃盗罪にて目下取調中。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正７	1918	６月30日	夕	f	ジャンと鳴ったら困る西陣消防	西陣署は消防設備が不備。去る24日の工場火事の時、他署のポンプは逸早く駆付けたが妙なことに管轄の西陣署部内の消防隊は鳶口と提灯とを以てワッショイ／＼と騒ぐのみであった。愈部内の人々から西陣署の消防設備に付きて不足の声が高くなった。（中略：西陣署の消防設備が全て壊れている）こんな具合であるからエナメル塗りの火の見台は鉄柱高く厳めしく聳え灰褐色に塗った新築の消防屯所は三万円の建築新庁舎の附属として恥ずかしくない。消防手又カーキ色に黒光りのするナポレオン防をかぶって服装は良いが防火消火の能を揮うことを人為的に破壊されて居る今日では何だか皮肉の生きた広告の様で余り有難くない。部内の人民も之れでは安眠も出来ず。西陣の一角でジャンと聞こえたら部内全体が丸焼けの覚悟をしなければならない。修繕くらいしたらどんなもんで御座んせう。	資料集に収録
大正７	1918	７月８日	夕	b	大浸水と大崩落　八幡橋本間の被害甚しく京阪電車一時不通となる	６日夜より降続く雨により、八幡町・正法寺付近・石清水神社あたりの被害甚だしい。	
大正７	1918	７月13日	夕	b	暴風雨被害	西陣署：家屋一棟倒壊・煙突４基倒壊。 松原署：女子手芸学校の松が根本より吹飛ばされ、知恩院門前の石橋の前に倒れ電話線などを切断。 堀川署：六角坊城東入所に架設する電灯線切断。街灯屋看板窓硝子破損顛落。 川端署：岡崎公園運動場の金網ネット倒壊・同公園の松の木２、３本折れる。 五條署：明治湯煙突が中央より折れる。伏見署：電灯高圧線が切断。	
大正７	1918	７月19日	夕	b	増水浸水	17日来の降雨と18日払暁よりの豪雨により堀川筋は一時に増水し、同川筋蛸薬師下る辺及同松原上ル処、濁流滔々と氾濫し付近家屋床下浸水。元京電軌道堀川四条上る川に沿うたる軌道の枕木が流潰。西陣署管内の浸水被害は家屋31軒。堀川筋は３尺増水。	
大正７	1918	７月30日	朝	a	綿工場出火	29日午前１時50分頃、田中柳之町の綿工場より出火。原因は電力綿機械からの出火。	
大正７	1918	８月２日	朝	e	消防署新設	先に内務省より京都府に対し勅令消防署設置希望の有無照電ありたるにつき府においては、国宝及保護建造物等の関係もあり、右計画は最も適当の施設として熱望の意味にて折返し答申し置き。而して愈実施の暁には専門の消防署長以下を任命し、消防署長には現在の警部相当官を以て之に充て、消防官は之亦巡査部長並びに巡査相当官となし、署長級の者については国費支出とし以下に対しては当然府費を以て支弁すべき事。	
大正７	1918	８月９日	夕	b	増水と風害　大した事は無い	７日朝よりの風雨に木津川は同日午後11時頃より増水して、８日午前10時、綴喜郡八幡濱にて５尺の出水を見たれど目下の処にては何らの被害なしと。宇治川は１尺増水したり。桃山御陵域の杉の樹１本根元より倒れたる外伏見町商家の屋上看板の落ちたるもの等あり。	
大正７	1918	８月15日	夕	a	十三日夜の京都	「米騒動」の影響により、京都市内の警備を厳重にしていたところ……柳原町民と外三条裏辺の民衆相呼応して拘禁され居る北小路町民の奪取戦に押し寄せんとする模様あり。警官隊は何時にても出動する準備を整へ居りたるが、此時日暮丸太町の出火の報あり、消防夫の応援を依頼し来れども何れも警備に当ることとて消防夫は元より巡査、とても猥りに他に派遣するの運びに至らざりし。やがて鎮火。	
大正７	1918	８月15日	夕	b	落雷諸処　人畜に死傷無し	13日午後の大雷雨にて油小路一条、二条千本、押小路麩屋町の電柱に落雷し変圧器を破損し多少漏電せし箇所ありたるも人畜に被害無し。	
大正７	1918	８月16日	朝	b	落雷被害　十五日夕の市内	各所で落雷。何れも人畜に被害無し。堀川付近に浸水家屋20軒余り。	
大正７	1918	８月16日	朝	b	喜雨	打ち付ける天気に農作物は土地が乾き切ったる事とて甘藷は葉が萎えていた。雨を得て発芽及び発育を助け、農作物大いに元気を恢復したるにより、農家は休業し雨喜びをなし居れり。	当日の落雷被害に関し、農家側の視点に立った記事。

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正７	1918	８月26日	朝	a	放火男女　米騒動の余波か、検挙取調べ物々し	24日、風体怪しき男女４・５人を、西陣署巡査が逮捕。石油を染込ませた古新聞を所持しており、放火未遂の疑いがあるため。	
大正７	1918	９月７日	朝	e	火と水の消防　水災警防を兼ねた八幡消防組	京都府知事は今回綴喜郡八幡町の消防組合に水災警防の事を兼ねしめ器具の配置を定め６日府令で発表した。消防組に組織的に水防の任務を負はしめたのは府下では是を以て嚆矢とする訳で、同地方は木津、宇治、桂三川合流点の地域で出水の場合には何よりも第一に水防の任務に従ふことが最も大切なことであるに拘はらず、今日迄未だ之れに対する完全な設備がなかったのっであるが、今回初めて之が組織を見るに至ったのである。	
大正７	1918	９月９日	朝	a	昼火事	８日午後１時頃、大宮五条下ルの茶商・岡田平三郎方より出火。付近の者発見し、消火に尽力しまもなく鎮火。原因は竈に火の不始末。	
大正７	1918	９月16日	夕	a	吸殻から小火	14日午後１時頃、東九条鳥丸町の農業・谷川定次郎方東裏納屋木造２階より出火。急報で七条署より消防隊が出動。原因は煙草の火の不始末。損害額50円。	
大正７	1918	９月25日	夕	b	風伯雨師復怒る　暴風雨と府下の出水	23日来の暴雨により、府下各所で出水等の被害。近鉄は鉄道故障の為に不通、嵐電は電柱倒壊により不通。さらに西陣署管内の染工場の煙突倒壊のため、隣家住民が重傷を負う。通信機関壊滅のため、詳細な被害状況は後日に待つ。原因は、本州南海岸に沿って巨大な低気圧が通過したため。750粍の勢力を保ちながら、現在小笠原沖を通過中。全国的に壊滅的被害。	被害写真あり。 また、以下に被害続報記事あり。 ９/26朝刊「嵐電一部開通」
大正７	1918	９月25日	朝	b	葵橋流る	前夜来の暴風雨により出町頭から下鴨へ通じる葵橋が流失。 葵橋西詰めの人力車夫談「４時20分頃メキメキと云ったと思うと、橋の中程がくの字形になり、其の西手が傾き、東手が其の勢いに引かれて僅か１分経たぬ間にアノ通り流れましたが、何分此の辺は両岸が狭く殊に東が高くって西が低いので水の勢いが自然西へ強く、此の強い勢いの水が堰堤の下手を深く落差の勢ひで掘ったので遂々上手の方が崩れたのでせう。夫れに橋は明治43年に修繕した位随分古いのに５・６年前に修繕した時が尚不完全であったということですから、此位の水でこんなことになったのでせう。実際流れたのは早かったですよ」云々。	
大正７	1918	９月26日	夕	b	伏見水害	前日からの続報。綴喜郡井手村にては、工兵隊の応援を得て鉄舟及び木舟を以て避難者の救助に努め、第一小学校において179名、第二小学校に70名余りを収容し、工兵隊より運ばれた炊事具を第一小学校に据付け、同夜一万食の炊き出しをなした。工兵隊にては、昨年の例もあり架橋材料を軍隊内の防水被害の為に用意していたが、家屋の浸水が増加したため、これを捨ておけずと大内少尉率いる４艘が警察署、町役場と連絡をとり大活動を開始した。平素訓練を行っているため行動最も敏捷であった。	
大正７	1918	９月27日	夕	b	浸水後の伏見　根本的防護は木津川改修	今回の水害につき、千石伏見町長は昨年と今年と言い最近２回までも大水害を被りたる生きた実例があるのだから、予て町の希望とせる疎水の高瀬川注入、高瀬川は淀辺の下流に於て宇治川に注ぎ、上流平戸橋にて閘門を設け宇治川より町内へ流れ来る水を防ぎ、尚葭島と宇治川との間に堤防を築くことは此際大いに内務省及び京都市に迫らんとしている。	
大正７	1918	10月４日	夕	b	水	水害による浸水地の減水量をどの程度に設定するかについての議論。特に洗堰の設定について議論される。 伏見町長の談、「洗堰は本来滋賀県には都合のよいものだが、京都府には甚だ迷惑なものである。将来的には洗堰を撤廃してしまわなければ下流の水害は根本的に解決されない。」	
大正７	1918	10月13日	夕	a	丹栄の小火　仲居が喚き立てる	13日午前11時50分頃、錦小路西洞院西入ルの料理業・丹栄事阪本福次郎方表２階座敷西側の庇の辺より出火。損害額は建物200円。諸道具300円。原因は不明であるが、付近には火の気もなく、おそらく近所の煙突から出る煤煙が檜皮屋根に燃え移ったものと思われる。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正７	1918	11月３日	夕	b	水害実地調査	京都府下水害地に於ける内務省の実地調査は阪田内務技師が先月25日、入洛すると同時に開始され、田淵府技師は阪田技師と共に熊野・中・竹野各群の実地調査をなし２日は宮津に出で与謝郡地内の調査を了りて３日中には帰洛の予定たるが、更に他の一隊は岩内工師の案内にて宮尾内務技手は丹波方面に向ひ、南北両桑田、亀岡方面の実測を了へて葛野。乙訓両郡方面より更に紀伊、乙訓、葛野三郡に出張し実測をなすべく、又石野内務技手は浅野技手の案内にて２日京都を発して乙訓、綴喜方面より木津に向かひ、木津川方面の視察をなし是れ又３日を以て調査を終了すべしと。	
大正７	1918	11月７日	朝	e	消防組織改正　明年度より実施	現在の大都市に於ける消防組織は各警察署の所属の下に消防組を設け組頭以下各消防夫を置きて消防の任に当らしめ居れるが、内務省にては尚ほ一層消防組の完全を計り、消防の効果を大ならしめんが為め特に勅令を以て指定したる大都市に限り警察官消防隊を編成せしめ、現に東京、大阪両市に於いて之れを実施し居れるが我が京都市に於いても他の名古屋、神戸、横浜等と共に明年度より組織改正を断行する事に決し、既に政府に其の旨を答申し明８年度の府予算案に付、之に関する経費を計上する事に決し居れり、其の経費は現在市費を以て支出し居れる３万余円と大差なく、只市部負担の府費として名義が変るのみなるが、組織改正の主旨は経費を多く増さずして其消防力一層大ならしめんとの点にありと、尚、府内に於ける昨年中の火災により総損害額は70余万円に上り居れば、これに対する保険料と思へば現在よりも多少経費を増すとも這は止むを得ざるものあらざるべしと。	
大正７	1918	11月12日	夕	a	深夜の出火	11日午前０時５分、今小路通り七本松西入ルの煙草小売店・小林むめ方裏物置より出火。損害15円。原因は藁灰の後始末悪かりしためなりと。	
大正７	1918	11月13日	朝	a	黒門の火事	12日午後９時20分、上京区黒門通上長者町下ルの美馬寅太郎方より出火。原因損害未詳。	
大正７	1918	11月15日	朝	a	島原口放火犯人	14日午前１時20分頃、島原出口下ルの整骨医・小野義晴方裏離座敷より出火したるを、雨の中、逸早く駆け付けたる堀川署消防隊の為めに、幸ひ大事に至らず。	
大正７	1918	11月18日	夕	a	祇園町の小火　魚屋の板塀燃ゆ	17日午前０時20分頃、祇甲清元町の生魚商・佐々木駒次郎方より出火。原因は魚焼の火の不始末。	
大正７	1918	11月19日	朝	b	水害復旧工費　内務省の査定近し	京都府本年の水害復旧工費は国庫より補助される関係上、内務省の査定を仰ぐべし。大体稟請額の90万円に対して１割減にて査定されるか。	以下に関連記事あり　11/23夕刊「水害費の国庫補助決定」
大正７	1918	11月24日	朝	b	浸水地のお米	本年度の水害被害にあった米は米穀検査の結果おそらく等外の悪米と名をつけられてしまうだろう。しかし夫れは忍ぶとしても、小作人は地主へ年貢を納める事が出来ない。不可抗力による天災で不良米より獲れなかったのだから地主は当然受取らねばならないが、中には小言の１つも聞かねばならぬので、やむを得ず、良田で獲れた米を地主へ納めるから、小作人は屑米ばかりを食はねばならぬ。一番低い向島村の葭島辺では毎年一回の水は覚悟せねばならぬ。淀川の改修が完成後でなければ安心する事は出来ぬ。年々こんな水害を受けては百姓は食って往けぬと零している。	
大正７	1918	11月27日	夕	a	灰燼に帰した大工場	18日午後８時35分、洛西葛野群梅津村製紙会社の原料室２階の昇降機より出火し、建坪700坪＝８棟が全焼。損害額は概算で150～180万に上る。火災保険40万円を契約しており、利益積立金もあることからも、再建は遠からず可能であろう。	
大正７	1918	11月30日	夕	a	室町寺内の火事　全焼一半焼一	29日午後０時40分、室町寺の内上ルの植木屋・大塚寛一方より出火。原因損害は現在取調中。	
大正７	1918	12月１日	夕	a	五条御幸町西の出火	30日午前０時40分頃、五条通御幸町西入ル本覚寺前町の畳表商・西村幸兵衛方裏納屋より出火。同納屋一棟全焼。１時鎮火。損害約１万円。原因は焚火の不始末。火事場泥棒が入り、現金20円が盗まれる。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正７	1918	12月３日	夕	a	深草の火事　全焼一、半焼一	４日午前９時、紀伊郡深草村字加賀屋敷の古物商・吉中久次郎方より出火。中２階建瓦葺15坪ほどの母屋を焼失。原因は竈の火の不始末。損害額は調査中。	
大正７	1918	12月９日	夕	a	御牧の火事	７日午後11時、久世郡御牧村字西川の面大工職・今村長造方より出火。川面青年会員らが駆付け消火に尽力。本家一棟、納屋２棟を焼き、同50分鎮火。原因は竈の火の不始末。損害額は調査中。	
大正７	1918	12月11日	夕	a	乾燥室の出火	10日午前10時半、田中大溝町16番地のコロンペーパー製造業福島寶次郎工場より出火。原因は乾燥室にあった干紙が火鉢に落ちて出火したため。	
大正７	1918	12月11日	夕	a	下鴨の小火	９日午後８時半、下鴨下河原町の米商・人小林三木之助方より出火。同40分鎮火。原因は火鉢の火の不始末。	
大正７	1918	12月17日	夕	a	炬燵から小火（二件）　冬季には誰も炬燵の注意が肝要也	▲松原大和大路東３丁目の阪田光次郎方２階に住める北村善次（19才）が14日夜12時頃より炬燵を入れ熟睡。15日朝外出するに際して布団をそのまま炬燵と共に押込み午後４時帰宅したところ、押し入れより煙りが立ち上っていた。近所の者と消火に努めた。 ▲伏見町字新町５丁目の河村常吉方日本製布会社職工野村理三（26才）方にて15日午後８時40分頃炬燵の火が布団の上に落ち、布団一枚、畳一畳を焼く。家人が見つけ、消火にあたった。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正８	1919	１月４日	夕	a	新年の小火―飼牛火傷す―	３日午後11時頃、伏見町の牛車業方より出火。家人と近隣の者で消火。原因は焚き火の不始末。	
大正８	1919	１月６日	朝	a	大内座の火事―直に消止む―	６日午前６時５分頃、花屋町の大内座より出火。原因は煙草の吸殻。損害は約30円。	
大正８	1919	１月６日	夕	a	大内小学校消失―類焼半壊数棟―	５日午後２時50分頃、坊城七条下ルの大内小学校新校舎２階より出火。附近に広がり、長屋など数十軒が焼ける。罹災民は下京区役所出張所に収容。堀川・七条・五条各署の消防が消火にあたる。青年団や消防組の活躍。原因は子供の火遊びか。	
大正８	1919	１月７日	朝	a	原因は矢張り火弄り―損害二万円―	５日午後の大内小学校より発火した原因は校舎に侵入した子供の火遊び。損害は２万円くらい。校舎其の他類焼家屋等に対して約12,000円の保険が掛けられていた。罹災民は残った校舎に収容。	１月６日の記事関連
大正８	1919	１月８日	朝	d／e	消防手の心得―七日の出初式に於ける藤沼警察部長の訓示―	７日岡崎公園で京都市消防出初式。 京都市の火災は最近５ヵ年の平均は93回で罹災戸数は133戸。損害額は100万円を超える。東京大阪に比べると非常に少ないのは市民が火の取り扱いに注意していることと、堅牢な建物が多く、消防手が献身的に努力していることもその一因。京都市は歴史のある建築物があるので、これを保護し火災から免れる事は消防手の手にかかっている。	
大正８	1919	１月10日	夕	a	大内校の罹災塡補金額	９日午前10時より、参事会室で罹災塡補委員会が開会された。金額は12,283円。	１月６日の記事関連
大正８	1919	１月12日	夕	a	火消壺から発火―板塀か燃る―	11日午前９時半頃、蛸町七条上ルの売買業方から出火。原因はブリキの火消壺をビール箱の上に置いたため。近隣の者が消火。	
大正８	1919	１月13日	夕	a	新門前の火事―三軒長屋の二階を焼く―	13日午前10時頃、新門前東山線西入ルの長屋で出火。原因は台所で煮炊きをしていて目を離したため。消防手等がかけつける。	
大正８	1919	１月16日	夕	a	薄給に堪へ兼て放火	12日午前０時半頃、上京区紫野船岡町の産婆業宅から出火。原因は同宅に雇われていた女が薄給のため着物を盗み、その発覚を恐れて証拠隠滅のため放火。損害は約45円。	
大正８	1919	１月24日	朝	a	山科の火事	22日午後４時20分、山科村で藁葺小屋より出火。原因は小屋内での焚き火の不始末。	
大正８	1919	１月24日	夕	a	木津屋橋の火事―豆二組から出火―	24日午前３時５分頃、大宮木津屋橋角の豆二組運送店より出火。周囲に延焼した後、堀川・七条・五条・西陣各署の消防隊が駆けつけ鎮火。原因は同家の宿直員が囲炉裏に火を焚き藁屑に引火したもの。損害は４、５万円。	
大正８	1919	１月26日	夕	a	日野家の惨事は下女の過失？―昨年も一回失火せし事あり―	25日午前２時半頃、上御霊前寺町上ル西入ルの元同志社神学部長京大文科講師・日野氏宅より出火。同士子女４名が焼死。原因は下女の炬燵の火の不始末。損害は13,000円に達する見込み。	１月25日の夕刊に記事あり。
大正８	1919	１月27日	夕	a	幼き児等の将来を楽しみに乱れた心を引き立てゝ―努力せんとする日野氏夫妻　親戚和田琳熊氏談―	日野夫妻は身も心も疲れきってほとんど寝つかれない状態。	１月26日の記事関連
大正８	1919	１月27日	夕	a	痛ましき永訣――言も苦しいとも云はずに死んだ祐次君―	大学病院入院中に死んだ日野氏次男は入院以来一言も苦しいと言わず。葬儀は29日午後２時より富小路二条下ルの京都教会で執り行われる。	１月26日の記事関連
大正８	1919	１月29日	夕	a	放火事件求刑―懲役十五年―	死刑もしくは無期懲役が当然であるが、20歳未満なので懲役15年が相当と求刑。判決は２月２日。	
大正８	1919	２月５日	夕	a	狂人火を失す―炭小屋で焚き火して―	３日午後４時15分頃、川端五条上ルの製炭工場より出火。巡査と付近の人で消火。原因は精神に異常をきたした男が屋内で火を焚いたため。損害は10円程。	
大正８	1919	２月６日	夕	a	千本の火事―焼亡一戸半―	６日午前３時20分、千本一条下ルの指物業方より出火。西陣署の消防隊が出動。原因はで丁稚の焚き火の不始末。損害は多額に上る見込み。	
大正８	1919	２月９日	朝	a	梅小路の火事	８日午後４時10分、梅小路駅構内の湯呑み場より出火。原因は恐らく火の不始末かと思われる。損害は約１,000円。	
大正８	1919	２月10日	朝	a	市姫の小火	８日午後９時、新寺町市姫上ルの飲食店より出火。原因は炬燵。近隣の者が消火。	
大正８	1919	２月15日	朝	a	貸屋敷の小火	14日午前７時、下長者町七本松西入ルの貸座敷より出火。家人が消火。原因は石炭箱に入れた藁	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						灰の不始末。損害は10円。	
大正8	1919	2月22日	朝	a	東堀川の火事―職場三棟焼く―	21日午後8時25分、東堀川竹屋町上ルの友禅業方より出火。原因は多分乾燥場の炭火。損害は僅少。附近に二条離宮があるため、市内各警察署並びに皇宮消防隊等駆けつけ尽力した。	
大正8	1919	2月26日	朝	a	陶器会社の小火	23日午後5時頃、東山五条上ルの京都陶器製造会社工場乾燥室煙突より火を発した。■筵に火が移ったが、職人が消火。	
大正8	1919	2月27日	朝	a	自動車屋出火―自動車を半焼―	25日午後11時45分頃、木屋町松原上ルの丸常自動車商より出火。原因はマッチを摺って車の下を覗こうとする際、ガソリンタンクに火が入ったため。松原堀川両署より応援隊。	
大正8	1919	3月6日	夕	a	西陣の小火	5日午前7時、御前通り下立売通上ル、人力車帳場山本秀次郎方より発火。隣家の織物商野上文次郎方へも類焼。原因は、秀次郎妻の飯炊きの火の不始末。	
大正8	1919	3月10日	朝	o	災害防止展覧会　若し大地震が見舞ふたら大東京市はどうなるか	文部省が主催する人命に関する展覧会は、その後諸般の手はずが順調に進み、晩春5月3日から向こう二ヶ月間にわたり、「災害防止展覧会」と称してお茶の水東京教育博物館で開催される。同館長棚橋源太郎氏の説明によると、「米国辺には此の方面だけの常設博物館さえあって民間における注意等もよほど発達している。我が国では最初の催しであるからうまく成立するか不安である。これまで同館で行われた諸展覧会の規模と比較しても今回はかなり大規模なものになる。」展示内容は、交通に関する危険とその防止・学校・家庭・天災・火災・衛生その他の災害防止など。講演では大森理学博士の「今日にも大地震が見舞ふたらなら大東京市はどうなるか」建築家ヴオリースの「日本に理想的建物なし」などを予定している。	資料集に収録
大正8	1919	3月12日	朝	a	工場の小火	11日午前8時頃、不明門七条下ルの丹波佐吉経営バラック建電線巻き工場内より出火。原因は電動機修繕中に誤って揮発油に点火したため。	
大正8	1919	3月16日	夕	a	伏見京町の火事　全焼半焼各一戸	14日午後11時50分、伏見町の指物職辻又次郎方より出火。火は強風に煽られ近家も焼く。損害高150円。原因は又次郎の従兄弟が、炬燵の火を布団に燃え移らせたため。	
大正8	1919	3月18日	夕	e	予算案附議の市会	警備費中、消火自動車購入についての議論があった。議員の、消火自動車購入は7年度よりの約束で購入には異議はないが購入する自動車は3間で長大である。本市の如く道路の狭隘なる都市では機動力に欠けるのではとの質問があり、理事者はこれに賛同し結局、購入費は削除された。	資料集に収録
大正8	1919	3月19日	夕	a	自炊から出火	17日午前8時50分、今出川通小川東入上ルの小巻方山崎徳次郎が借り受けている4畳半の間より出火。家人及び予備消防夫らの消火活動により鎮火。	
大正8	1919	3月22日	夕	a	嵐山の火事　風致樹焼く	21日午前11時30分頃、嵐山三軒家対岸の中腹より出火。山一帯に燃え上がり風致樹を悉く焼く。花園署の消防夫の消火活動により午後1時鎮火。	
大正8	1919	3月22日	朝	a	嵐山の火事後報	夕刊既記の嵐山火事は、葛野郡松尾村字上山田小字嵐山（通称檜山）の国有保安林より出火。約3反歩を焼失したが損害はさほどではない。原因は目下調査中。	
大正8	1919	4月27日	夕	a	近太の火事は火鉢の火から	25日午後4時40分頃、柳馬場四條下ルの旅館近太離れ座敷より出火、全焼。離れ座敷はかつて閑院宮殿下が宿泊したことのある部屋。原因は大火鉢より火気のある藁灰が風に煽られて座布団に落ち出火。損害は約7千円。	
大正8	1919	4月27日	朝	a	稲荷山の火事―一時に四ヶ所から燃へ上り損害少なし	26日午後1時半頃、伏見稲荷山東剣石の芝生より出火。相前後して同山字川原谷・第三丸山・第四丸山の芝生及枯れ木より出火。乞食の焚き火や通行人の煙草の吸殻とも伝えられているが、同時に出火するのは不思議。	
大正8	1919	4月29日	夕	a	伏見稲荷の神祟りか―お山の怪火―狂人の芝焼きからか――一の峰出火事件五里夢中	一の峰4ヶ所の出火原因は取調中。本月上旬の芝生数十坪焼失の原因は参詣人の煙草の吸殻と判明。他の出火原因は断定できず、場所柄で祟りではないかとの見方もある。又、瀧に打たれに来る精神病者等が常に徘徊しているので、彼等が枯芝生に火を放ったとの説もある。	4月27日記事続報

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正８	1919	５月５日	夕	a	下寺町の小火	４日午前７時半、上珠数屋町下寺町西入ルの洋家具商・伊勢忠三郎方２階職工寝室より出火。敷物及柱に燃え移り屋根に突抜けた。同50分鎮火。原因は職工の煙草の吸殻。損害は七条署に於て取調中。	
大正８	1919	５月６日	朝	o	芝居で火事が無なる	大連埠頭で十数回に渡って原因不明の豆火事があった。同地の取引商人たちは恐怖に陥っている。商人たちは支那人だから迷信から割出し、火神の怒りにふれたものと考えた。そこで埠頭内に火神の廟を建て芝居を演じることににした。その費用を支那人銀５円、日本人７円と決め同意した。芝居や火神廟で火事がなくなるのは結構なことであるので、京都市も消防隊を廃止して南座で芝居をしたら、芝居が見れ火事が無くなるのは良いことである。	
大正８	1919	５月９日	朝	a	手癖の悪い下女の放火―犯跡を誤魔化す為に	衣棚通下立売南入ル門跡町の羽二重商・竹内友次郎方炭置納屋より出火（５日）、また浴室から出火（６日）。原因は当家の下女が盗みを隠すために放火。	
大正８	1919	５月９日	夕	a	西陣の火事――戸全焼し二戸半焼	８日午前３時半、大宮通寺の内上ル東千本町の帯地業・中島清次郎方表３畳の間より出火。同家全焼。西隣の徳網栄次郎方と東隣の小林豊次郎方が半焼。西陣署消防が駆けつけ、４時20分に鎮火。原因は火鉢。中島方損害：商品３,000円、家屋１,000円。徳網方損害：300円。小林方損害：100円。	
大正８	1919	５月19日	朝	a	佛教大学の小火	大宮七条上ルの佛教大学炊事場煙突の接目より発火。堀川署の箱田小池両巡査駆付け附近の人々と共に打消す。原因は煤煙掃除の不行届。	日付記載なし
大正８	1919	５月24日	朝	a	白昼の出火	23日午後１時５分頃、三条西洞院角の畳職・三原源次郎方より出火。同30分鎮火。白昼で大騒ぎとなった。原因は煙草の吸殻が畳の剪屑に燃え移った。損害高は取調中。	
大正８	1919	５月26日	夕	a	上鴨の山火事	24日午後４時半、愛宕郡上賀茂村字上鴨の藤井定次郎は、同村字13石に山火事ありとの報を耳にて現場に駆け付ると、自分の持山から失火し、山林３反余を焼失、更に雲ヶ畑村畑安次郎外13名共有山林に燃え移り之も１反歩焼失。原因は５時過ぎに見廻りの際、煙草の吸殻を放棄したため。	
大正８	1919	６月１日	夕	a	高辻の火事は燐寸屑より―丁稚が職場へ捨た為	２階の職場へ捜しに行きたる際摺付けたるマッチ屑を何心なく打ち捨てたるに、何分にも表具屋の職場なれば、紙屑及襖枠の鉋屑等散逸し居たるより、それに燃え附き、遂に火事に至りしものにして、火の手の上るや五條署の望火楼は目の下に火を身たる事とて、直にホースを取り付け、蒸気喞筒を引き出して、逸早く消防に儘力したるが何分高辻通りは狭隘なる道路の上に消火の現場が奥まりたる離座敷と云ひ、消防非常に困難を感じ加ふるに、附近には佛光寺の大伽藍外各寺あり、官衛ありて、一時は非常に混雑を極め、松原七条よりも応援消防隊駈け付け、消防に努力したる結果、幸ひに他へ延焼する事は免れたるも、損害は約５千円位なりと。	５月31日の記事の続報
大正８	1919	６月２日	夕	a	中立売の火事―納屋と風呂場を焼く	１日午前１時頃、中立売堀川東入ル北入ル松之下町の前川とみ方裏納屋より出火。中立売、西陣南署の消防等駆けつけ消防活動を行なった。納屋及風呂場を全焼して同１時半、鎮火。原因は鉄砲風呂の火の粉が納屋の空俵に飛移った。損害高は取調中。	
大正８	1919	６月３日	朝	a	日本貯蔵五條支店の小火	２日９時頃、五條大橋東詰の日本貯蔵銀行五條支店３階より発火。行員及附近の者が消し止めた。同行３階の天井を焼いたのみにて損害は僅少。人出繁き時刻と場所柄にて一時は混雑した。原因は漏電。	
大正８	1919	６月４日	夕	a	岩倉の火事	２日午後２時40分、愛宕郡岩倉村字岩倉の平民農・房岡金方納屋より出火。同３時10分鎮火。原因は同納屋へ石灰を貯蔵し、自然発火。詳細は所轄下鴨警察署に於て取調中。	
大正８	1919	６月４日	夕	a	堀川の朝火事―二階を焼く	３日午前８時頃、西堀川高辻上ルの湯熨斗職・森きく方２階より出火。堀川署と五条消防隊の出動。原因は煙草の火か。損害は１,500円位。	
大正８	1919	６月８日	朝	a	炊事から小火	６日午前11時20分頃、三條西入ルの羽木嘉六方より出火。原因は家人が炊事の後始末が悪く炭俵等に火がついた。損害は僅か。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正８	1919	６月９日	夕	a	燐寸の摺殻より―六波羅の出火原因	６月７日、六波羅南通の三ッ盛長屑問屋・阪田政次郎方裏納屋より出火。原因は燐寸の摺屑。損害は約１,000円。	
大正８	1919	６月18日	朝	e	水害予防組合成る―山城四郡流域を三区に分ち八月中に組織―淀川水防上の新施設	17日に三郡内関係町村議等を府庁に集め、水害予防組合を設けることを諮り決定した	組合の区域は、紀伊郡・竹田・上鳥羽・下鳥羽・横大路・納所・向島各村・伏見町・久世郡・淀町・御牧村・綴喜郡・八幡町・美豆村
大正８	1919	６月27日	朝	e	消防司令が問題―勅令消防の遅れるる理由	消防署を設立する勅令消防令が発表されたのにいまだに発布されないのは、消防司令のなり手が決まっていないため。	
大正８	1919	６月29日	朝	e	新消防規定	内務省の特別消防規定が両３日に発布するため、旧消防規定を廃止する。	
大正８	1919	７月１日	朝	d	火の用心	芝居の幕間に通俗教育の一環として「火の用心」の掲示。	
大正８	1919	７月１日	朝	a	花屋町の昼火事	30日、木屋町仏具商から発火。	
大正８	1919	７月６日	夕	b	府下河川は増水せず	１日以来の雨でも多少の増水を確認したが、被害は無い。	
大正８	1919	７月９日	朝	a	日電出火と島津排斥	４日午後９時頃、市内新町今出川上ルの日本電池株式会社より出火。７日に会社の塀に島津排斥、出火云々の貼紙６、７ヶ所貼られる。中立売署に届出。	
大正８	1919	７月11日	朝	d	新寺町道路拡張問題△委員会の修正と市会の態度疑問△	高瀬川を暗渠にする案。	
大正８	1919	７月12日	夕	a	西の京の小火	10日夜、出火。家人が消火。	
大正８	1919	７月12日	朝	a	公設市場の小火	10日夜中、油小路一条上ルの市設市場で出火。町人が消火。火の不始末。	
大正８	1919	７月13日	朝	e	小西川水害復旧工事―九月以前に着手の計画―	４万余円を投じ、こ降雨期又は冷気にならざる９月以前に着手落成を急ぐ計画準備中。	
大正８	1919	７月14日	夕	a	松風工業新工場焼失―二棟二百坪の大建物を焼く―	13日午前２時頃、本町19丁目の松風株式会社新工場より発火。消防夫が駆けつけるのに時間がかかり、瞬く間に100坪の工場が焼失。３時半頃、２棟200坪が焼失。駆けつけたのは松原署・五条・七条消防隊、第十六師団騎・輜重兵両隊。	
大正８	1919	７月14日	朝	a	松風出火後報―損害三万円―	建物１万円、機械類25,000円の損害。出火原因は乾燥室の竈の上に炭団を乾かしておいたが、他のものが知らずに石炭を竈に注ぎ込み寝いった間に出火。	
大正８	1919	７月16日	朝	o	保護建造物の大修繕―妙法院庫裡外四ヶ所―	妙法院庫裏・文殊智恩寺・荒見神社・西芳寺・峰定寺	
大正８	1919	７月18日	朝	e	勅令消防と巡査給与金	17日の官報で勅令消防が発布。これを受けて消防規定を定めた府令を発布。また同日の官報で巡査ｊ給与令改正の発布もあったが、これは物価騰貴に伴う救治策の第一歩。	
大正８	1919	７月19日	朝	e	新消防署と京都―不日施行細則発布藤沼警察部長談	17日、勅令を以て大都市に於ける特別消防規定発布され、我京都市の消防組織も現在の各警察署所属なるを分離せしめ、新たに独立したる。 ▲消防署を上下両区に設置して20日より施行することに決定したり、右につき藤沼警察部長は語る勅令消防組織規定も愈発布されたるが、別に内務省より施行手続き発布せられたる上にて我京都府にても細則を定め公布すべく目下調査中なり、此の細則発布に先立ち消防所長以下消防士４名、機関士２名を知事より任命することゝなるべく、是れ等職員は多く警部を以て之に充て時に警部補を加ふるも宜しきなり、而して消防手は現在の常備消防手を其儘消防手に引き直し任用する筈なり、更に各消防署の管轄区域は知事之を定むとの第二条の規定により知事は区域を定めて公示すべきが、其区域は無論上京と下京とを両分することゝなるべし。細則は出火の場合に警報するの規定消防士以下署員の出動の心得消防に要する器具、機械、自動車、水管■筒（ポンプ）等の取扱方法等其他の事項を発表せんの予定なり又問題となり居りし。消防司令は大阪市のみは専門の警視一名増加せられたれば、之を以て充て何等差支なきも我京都は	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						警視は設けられず、而も警察部に属する警視を以て司令とすと定められあれば他の署長を以て之を兼務せしむること能はず、結局、司令は之を設けずに置くより外に致し方なし云々。	
大正８	1919	７月20日	夕	a	今暁の火事	19日午後３時20分頃、夷川東洞院東入ルの桶屋より出火。同４時鎮火。原因は取調中。	
大正８	1919	７月20日	夕	o	珍らしい突風―十八日夜の―	18日午後８時頃、黒雲に覆わ見る間に突風砂を巻き上げ同時に雨も交え、やがて豪雨となり雷鳴をまじえて小一時間の後ようやく止む。測候所の観測では、最大風速は８時25分の風速13ｍ。	
大正８	1919	７月22日	夕	e	新消防署成る―消防士任命＝管轄区域及消防員手当規則発布―	新消防署設置に準ずる勅令発布せられ、20日より実施につき、京都府にては之に伴ふ職員を任命し、同時に諸規則を制定し、21日公報号外を以て発表する所ありたり。 ▲消防士任命独立消防署設置と共に消防士14名を任命し、上下両消防署に配置することゝなり左の如く任命を見たり。管轄区域は上消防署は上京区一円、下消防署は下京区一円を管轄する事とするも、大火の場合は勿論、相提携協力して防火の任に当たるべく、従来の消防機関は全部府に引継ぎを受け、消防の際に最も必要なる水管自動車、自動車附■筒（ポンプ）等は目下一台府に購入せるものを引継ぎを受くべきも其他新制のものを購入すべく目下米国に注文中なり。消防手手当新消防組織により従来の常備消防手は判任官待遇（巡査同格）の「消防手」となり現在の定員56名は76名に増員され、消防士の統率の下に数名の消防曹長（巡査部長待遇）を任命して消防手を指揮することゝなるべく、これら消防官吏以下消防手等に対する手当支給規則を制定したり。	手当支給規則の別途記述あり
大正８	1919	７月25日	朝	e	伏見外十町村水害予防組合＝近日総代人会議開会＝	今月中に淀・桂両川左岸の区域で創る組合の総代人会議を行い、組合規約をつくり、統一され経費も町村費で支弁する。	
大正８	1919	７月29日	夕	a	電柱火を吐く	27日午後11時半頃、出町桝形西北角の電柱より漏電し一間余りが焼ける。出町派出所巡査と附近の者が消し止めた。	
大正８	1919	７月29日	夕	o	郡部落雷被害―警察電話線の不通―	27日午後３時、紀伊郡下鳥羽村・綴喜郡多賀村・普賢寺村・南桑田郡千代川村・丹後方面12ヶ所に落雷あり。そのため、府の警察電話が不通となる。29日には開通の見込み。	
大正８	1919	７月31日	朝	a	出町の昼火事	30日午後２時40分頃、出町橋商家より出火。損害は約１,000円の見込み。	
大正８	1919	８月２日	夕	e	消防署員初招集―消防手以下五十五名征服にカン／＼帽で―	新設上下両消防署の組織成りしを以て京都府にては１日午前９時より消防員全部を府会議事堂に招集したり、定刻各消防手、消防員等は黒に赤の徽章を付せる制服にカン／＼帽を頂きたる制装にて、高田上堤下の両消防署長に引率せられて入場したるが、中に消防曹長数名のカーキ色制服の交り居たるは異彩を放ちて見へたりき、斯くて一同着席するや、真淵知事は■沼警察部長、大槻保安、中村警察両課長等を従へて入場し、正面の壇に上り左の如く消防手以下に辞令を交付したり。次で知事は「先般勅令に基き消防制度が変更せられ、我が京都市に於ても従来市の管轄なりしものが。今回府の管轄に移さるゝことゝなれり、是れ一に都市に於ける消防の効力を大ならしめんとする為めにして、今後府としては出来得る限り組織を完全にし、改正の目的に副はんとする方針なり、依つて諸君に於ても一層努力奮励して名実共に改善の実が挙げられんことを望む」との意味にて訓示をなす所あり、次で上消防署長高田消防士、下消防署長堤消防士の各消防員に対する就任挨拶ありて午前11時散会せり。	
大正８	1919	８月４日	朝	a	七条大宮の小火―菓子屋の乾燥場焼く―	１日午後２時55分頃、七条大宮西入ルの菓子製造場内から出火。家人及び近隣の者で消火作業。損害約20円。	
大正８	1919	８月９日	夕	a	西大谷の火事―詰所を焼く―	８日午前３時50分頃、五条橋東６丁目西大谷境内楼門右側小使詰所より出火。４時20分鎮火。下京消防署より堤署長以下消防士谷口消防曹長等約29名出動。原因はマッチ屑を蚊帳の裾に捨てたため。損害は約165円。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正8	1919	8月12日	夕	a	西洞院の小火	11日午前4時頃、西洞院二条下ルの湯熨斗商から出火。隣人が消火。原因は煙草の不始末。	
大正8	1919	9月7日	朝	a	学校から出火━損害一万五千円━	6日午前1時30分頃中郡奥大野村倉崎尋常小学校から出火。隣接する村役場と民家二戸を全焼と民家一戸を半焼。 田舎なので消火設備の不完全で一時は非常に混乱した。	
大正8	1919	9月9日	夕	e	水防演習の感想━府下最初の試みとしては先づ成績良好か近京都府土木課長談━	6日の水防演習は大体において良好と認めたが、不備の点も多かった。	以下に関連記事あり 9/6夕刊「木津川堤で水防演習━暑い日中を汗と水とで━」
大正8	1919	9月9日	朝	b	葛野水防組合━京極、川岡村より出願のもの近く許可━	京都府は府下各郡に水防組合の設置を奨励。	
大正8	1919	9月10日	夕	a	市郡の火事━全焼三戸半焼が三戸━	▲8日午後5時頃、東中筋松原上ルの色抜業方から出火。火は三方に広がり、堀川・松原両署が消火作業にあたる。原因は子供のマッチ遊び。損害は3,500円程度。 ▲8日午後2時頃、馬町東山東6丁目の民家の板塀より出火。近隣の者で消火。原因は消し炭箱に台所の火の粉が飛んだため。損害は約3円くらい。 ▲8日午前10時半頃、北桑田郡山口村の民家から出火。損害は300円くらい。 ▲9日午前3時、綴喜郡宇治田原村の酒及茶商宅から出火。山間僻地で深夜のため近隣住民総出で鎮火に従事したが、被害大。	
大正8	1919	9月11日	朝	b	伏見水防組合＝組頭以下夫れ〳〵任命━	9日午前9時より委員会開催。	7月25日の記事と関連
大正8	1919	9月16日	夕	a	六角会館の小火	15日午前2時50分、六角通烏丸東入ルの六角会館より出火。五条署員と近隣の者で消火。原因は小使の火消壺の火が消えておらず、壺が加熱し板の間に移ったため。損害は極僅少。	
大正8	1919	9月21日	夕	a	三条の朝火事━シンガーミシン全焼━	20日午前5時40分頃、三条麩屋町のシンガーミシン販売部京都店より出火。損害約2,000円。	
大正8	1919	9月24日	夕	a	吉祥院の火事━離座敷一棟を焼く━	23日午前7時半頃、紀伊郡吉祥院村農家離れより出火。損害は約200円。	
大正8	1919	9月25日	夕	d	危い危い火の要慎注意の巻━気をつけねばすんでに六角会館を焼く処━	火消し壺の家庭の中での取扱いの注意	9月16日の記事と関連
大正8	1919	9月25日	朝	e	大谷派本願寺火防地━地均も完了━	大谷派本願寺の京都駅前の火防地は此程地均し、工事全部完了したれば、相当信用ある借地人を選定し貸与すべき方針なれど、人選法並に貸付法は未だ決定せず、目下調査中なるが、最高一坪に付金1円50銭、最低2､30銭程度にて、1ヶ年総計3万円内外の賃貸料を上げ、之を毎年本廟維持財団に編入する計画なるが、此計画にて都合よく進捗せば10年間に30余万円の基本を得べき勘定なりと。	
大正8	1919	9月25日	朝	e	下京消防署の共助同盟	下京消防署に署員共済の目的もって共助同盟会を組織。	
大正8	1919	9月26日	夕	a	山科の山林火事━焼失二反五畝損害二十円━	24日正午、宇治郡山科村の私有山林より出火。損害は約20円。	
大正8	1919	9月26日	朝	g	京都保険界近況（一）━先づ火災保険から研究＝戦乱以来の景気＝京都の支店━　将来の覇者か＝有力なる保険界の前途	火災保険は戦前と比べると著しく数字を膨張している。京都は他の地に比べて安全地帯として重要の地位をしめている。	(一）～（十五）まで朝刊にて連載 本データでは防災に関わる部分のみを抜粋
大正8	1919	9月27日	朝	g	京都保険界近況（二）━火災保険契約高＝収益は戦前の二倍＝各社垂涎の地域　市内の契約高＝戦前より七八割増加す	中京を中心に各社が垂涎。この地域は京都風の細心な注意によって危険が少なく、また別荘が多いため富豪が契約する。さらに、郊外には各種の工場が新設され、契約が多い。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正８	1919	９月28日	夕	a	納屋を全焼	26日午後11時半頃、相楽郡笠置村の農家納屋から出火。原因は風呂場の灰を火気があるのに気づかず、納屋に放置。	
大正８	1919	10月１日	朝	g	京都保険界近況（六）＝協定側対共立火災弁駁＝興味ある非協定の将来	京都の火災保険界は協定以来平静である、前記日本共立との対抗あるのみであるが、未だ以て共立の非協定標榜は大勢を動かすに至らぬ、多少の興味はあるが、注目を要する程でもない、京都市が安全地帯なる事によつて、各社とも平穏無事に相当の収益を見ていると云ふのみで、著しき特長は無い様だ。	
大正８	1919	10月９日	朝	a	八瀬の山火事	７日午後１時頃、愛宕郡八瀬村私有林から出火。	
大正８	1919	10月12日	夕	e	大学病院の消防演習―ソラ火事だ火事だと院内を騒ぎ廻る―	11日午後１時、京都大学で演習。上京消防署から自動車■筒（ポンプ）が出動。病院内では看護婦と事務員が患者の非難と書類の持ち出しで大騒ぎとなる。大学の蒸気■筒（ポンプ）も参加。上京消防署設置後初めての消防演習。	
大正８	1919	10月15日	夕	e	消防署に電話	信号を機敏ならしむるために信号を上下両消防署に架設。将来良好なれば各屯所に順次取り付ける。	
大正８	1919	10月16日	夕	a	橋本廓の火事―一戸全焼一戸を半焼―	14日午後６時半頃、綴喜郡八幡町の遊郭で出火。	
大正８	1919	10月16日	夕	a	大宮六角の火事―職場と隠居場を焼く―	15日午前１時50分頃、大宮六角下ルの蒲鉾板製造場から出火。堀川消防夫と家族で消火。原因は鉋屑を燃やした後始末不全。損害は約500円。	
大正８	1919	10月22日	夕	a	無精女四戸を焼く―外に二戸半焼した寺町広小路の朝火事原因は火の後仕舞を怠つて―	21日午前３時半頃、河原町広小路上ルの古物屑商店から出火。原因は内儀が台所の火をつけっ放しで寝入ったため、紙屑に引火。近隣の者、消防、警官等が消火。	
大正８	1919	10月28日	朝	a	大山崎の火事	26日午後３時半頃、乙訓郡大山崎村の民家より出火。	
大正８	1919	11月２日	夕	e	「火事」―と電話口で云へば直ちに消防署へ繋ぐ―	11月１日より、上下両消防署の従来の電話の外に火災報知専用の電話を特設。自宅の電話で火事と言えば電話交換局が消防署の火災報知専用の電話に接続する。	
大正８	1919	11月６日	夕	a	大住の小火	４日午前12時頃、綴喜郡大住村の民家より出火。近隣の者が消火。損害は約350円。	
大正８	1919	11月９日	夕	a	電燈会社出火	８日午後２時半、木屋町蛸薬師の京都電燈会社被線工場より出火し、同工場を烏有に帰せしめたる上、共楽館図子の床屋・松吉種太郎、同飲食店・三木七右衛門、桜商会物置場、三木金三郎４戸を全焼し、更に本館の一部に延焼し、火勢収まらず、西方建物一棟を全焼、午後３時40分には既に本館も危険に瀕し、尚盛に燃えつゝあり(午後４時記)	
大正８	1919	11月９日	夕	a	京都電燈会社出火（詳報）―危かりし明石温泉と共楽館木屋町・先斗町も風下　阿嬌等阿鼻叫喚の状―	８日午後２時半頃、河原町四条上ル東入ルの京都電燈株式会社西手に連接している外被包装の焼付工場作業場から出火。各署より駆けつけた消防隊及び在郷軍人も協力して消火。原因は当日午前９時頃、会社の小使が火気が残っていた藁灰を機械の下にこぼれていた油を取り除こうとして使ったため発火。損害は約25万円。消防隊は悠長であるのに対して在郷軍人は目覚しい活躍。	上記火事の詳報 以下に関連記事あり 11/10朝刊「電燈会社出火の跡 ―損害十五万円保険八万四千円―」
大正８	1919	11月13日	朝	o	堀川一条の地盤崩壊―染物の水をば乱用する為め―	11日午後３時半頃、東堀川一条上ルの染物業宅で堀川に沿った石垣と建物が崩壊。損害は約千円。	
大正８	1919	11月16日	夕	d／g	火災再保険の必要―伊藤保険課長談―	再保険は我国において外国よりも必要。木造家屋が多く類焼危険が多い。	
大正８	1919	11月17日	朝	a	火事だ〳〵―所は二条千本トンダ空騒ぎ―	16日午後４時頃、上京消防署へ電話が入り、今二条千本西入ルに出火ありと通報が入ったが、帝国電火株式会社の工場の火が火事と見間違えたことが判明。天皇が御所にいたため、消防手と自動車の蒸気ポンプを出動。	
大正８	1919	11月22日	夕	a	留守宅の怪火―遺恨の放火か盗賊の所為か警官も首を傾る―	20日午後10時頃、幸竹町松原上ルの民家から出火。近隣の者で消火。損害は約150円。	
大正８	1919	11月28日	夕	a	伏見の小火―押入から煙が―	26日午後４時頃、伏見町呉服商家から出火。家人で消火。原因は火鉢の火の不始末。損害は40円。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正8	1919	12月3日	夕	a	出火　老人の焼死	1日午後11時頃、北桑田郡平家村字下平家近藤長蔵方より出火。同家納屋一棟全焼。精神病者の父伊助（80）が逃げ遅れたため焼死。	
大正8	1919	12月6日	夕	a	七条火事　或いは漏電かと	4日午後9時25分頃、新町七条上ルの市電運転手・手島彦一方より出火。原因は不明であるが、漏電である可能性が高い。損害額は500円程。	
大正8	1919	12月10日	夕	a	火事の卵二つ　東山仁王門と堀川五条上がる	▲9日午前10時東山仁王門下ルの味噌製造業・中村弥八方の裏納屋酵母発酵所より出火。下人は焜炉の火が藁に燃え移ったことによる。損害は20円。 ▲8日午後2時30分頃堀川五条上がる古物商奥田辰次郎方より出火。近所の人が発見。大事には至らなかった。損害は甕が破損した程度。	
大正8	1919	12月14日	夕	a	裏門一条の小火	裏門一条下ルの機織業・中村鶴造方より12日午後1時45分頃出火。近隣のもの駆けつけ消火にあたる。損害額は30円。	
大正8	1919	12月14日	夕	o	消火の御褒美	竹屋町東洞院東入ルの中野うのは去月24日、同町宮崎熊次郎方より出火した際に消火に尽力したため、13日馬淵知事より金2円賞与された。	
大正8	1919	12月19日	夕	a	織物会社出火　再生工場仕上場焼失	18日午前5時10分、川端通り荒神口下ルの京都織物株式会社第一再生工場仕上場にて出火。原因は焼き鏝の不始末による。損害額は全額で10万円に登る。 「出火に際して火事専用電話を使用すればもう少し被害は軽度ですんだはず。このことは一般に留意すべきことである。」（高田上京消防署長談）	
大正8	1919	12月27日	夕	a	怪火！放火？西木屋町の出火原因	25日午後6時40分頃、西木屋町四条上ルの山口ゆき方より出火。消防夫は敏速に駆けつけたものの、同町は道路狭隘のため、消防夫の動作に大いに不便であった。放水によって倒壊した土塀の下敷きとなった消防夫は肋骨を3本骨折する重体。原因は諸種の可能性を考慮して慎重に取り調べていく。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正９	1920	１月５日	夕	a	西九条の宵小火	４日午後６時50分頃、西九条唐橋町の加藤金治宅より火が上がっているのを付近の住民が発見。直ちに侵入し、僅か襖２枚が焼けるだけに止めたため、人畜に死傷は出なかった。	
大正９	1920	１月７日	朝	a	清水坂二丁目の火事 ー遊山の留守の間に全焼ー	６日午後６時50分頃、清水坂２丁目産寧阪下入ル、吉宗常次郎方留守宅より煙が出ているのを付近の住民が発見し、直ちに表戸を蹴破り、侵入した所、室内は一面火の海であった。上下両消防署及び所轄の松原署員等が駆けつけ、棟続きの六岡かね宅には延焼せず、同家のみを全焼して午後７時40分、鎮火した。吉村方は家族４人で京極方に散歩をしに外出中で、出火原因は炬燵の火の不始末だった。	
大正９	1920	１月16日	朝	a	土手町の小火	15日午後１時半、土手町通正面下ル、村上初太郎方より出火したのを、巡回中であった七条署大槻巡査が発見し、鎮火した。	
大正９	1920	１月23日	朝	a	昼火事に夫婦火傷	22日正午頃、猪熊通木津屋敷下ル田中文次郎方２階より出火した火は、北風に煽られ燃え広がり、同家を殆ど全焼、南隣の福田梅次郎方と古矢野房次郎方の屋根に延焼したが、下京消防署により０時40分、鎮火された。出火の原因は染め上げの加工中に誤って火鉢に切れ地を落としたため。文次郎が軽症、妻りよが重度の火傷により意識不明の重体。	
大正９	1920	１月25日	朝	a	小川の小火	24日午後９時半頃、小川通上長者上ル平井八兵衛方より出火した火は、瞬く間に燃え広がり、堀川中立売角の常備消防手はいち早く駆けつけ、防火に努めた。出火原因は諸説あり定かではなく、主人の八兵衛は不在であった。	
大正９	1920	２月１日	朝	b	伏見丹下溜は不要生命の捨て所 伏見署における水死者統計	この度、調査が終わった大正６年度の伏見署管内における死者の統計は男性47名、女性38名であり、この内、水死者は男性31名、女性32名にのぼった。	水害の統計データ
大正９	1920	２月７日	朝	a	祇園街の失火	祇園街の526番地、西阪金次郎方・２階奥屋敷より、６日午後５時半頃、失火しているのを家人が発見し、直ちに消し止めた。原因は線香の火が畳の上に落ちた事か。	
大正９	1920	２月９日	夕	a	親の不注意から愛児の焼死	高辻新町西入ル相磯良吉方の長女・愛子（６歳）は、９日夜７時頃より自宅裏離れ屋敷の掘炬燵に入り、臥寝中だった。同日10時半頃に至って異臭に気づいた家人が駆けつけた所、既に黒煙が立ち込め、愛子は大火傷を受け、焼死していた。 五条署によると、原因は布団の一部が火に燻り、燃え出した事による窒息死で、その後、全身を焼かれた模様。	
大正９	1920	２月11日	夕	o	雪の都となりにけり ～温度は去年当日より低い～	今月初め以来の日和は９日夜から一変して北風寒く、吹き荒み、11日には吹雪となり、風呂屋の水栓が凍って水が出ないほどの寒さとなった。	
大正９	1920	２月12日	夕	a	裾に火がついて幼児焼死	八条大宮西入ル高木竹次郎方の次男・保造は、９日午前11時頃、梅小路東入ル附近の大工小屋にて焚火をしていたところ、火が着いたのに気づかず、５町余り離れた自宅まで帰る途中、衣服が裾より燃え出し、下半身に火傷を負いながら道路を転げ回り、泣き叫んでいるのを附近の人に助けられた。その後、病院に運ばれたが、10日午後７時、死亡した。	
大正９	1920	２月13日	朝	a	比叡山の寺火事	11日午前10時40分、天台宗比叡山延暦寺土宿院前の善光院より出火した。附近には保護建造物が多数あり、必死に消火を行い、正午頃に鎮火したが、建坪50坪余りが焼失した。原因は炬燵の火の不始末。	
大正９	1920	２月14日	朝	a	東七条の昼小火	13日午前11時、市内東七条西の町340番の１・井上富吉方より出火したのを、附近の者等が駆けつけ、消防に尽力した結果、間もなく鎮火した。原因は富吉の内縁の妻・今井小梅が台所火鉢で焚火中、燃え広がった事か。	
大正９	1920	２月22日	夕	a	四条街の小火	21日午後11時40分頃、一縷常次郎方の台所より出火し、大事に至らんとするのを、同家の下女・米田はつが同居人・中田新一郎を呼び起こし、消し止めた。原因は台所の火の不始末が、襖に燃え移ったためか。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正９	1920	２月28日	夕	a	布団の火事	東中筋五条下ル天使突抜３丁目、富代政義方の祖母まさ（88）が隠居していた裏離れ座敷７畳間へ、26日午後６時頃、炬燵に火を入れ、同日７時半頃、就寝の為に赴いたところ、炬燵にかけていた布団の隙間から煙が溢れていた為、家人を呼び、消し止めた。原因は炬燵の火が強かったためか。	
大正９	1920	３月４日	夕	o	夏の気象を冬に知る ～高知観測所の新発見～	高知観測所の赤松技手の発見により、３ヶ月前に一帯の気象が予報できるようになった。これは漁業や農業に有効な発見である。	気象予測は冷害・干害などの防止に繋がらないか？
大正９	1920	３月６日	夕	a	諸所の火事 ～皆様御用心～	▲５日午後３時頃、五辻大宮入ル、山口善四郎方より、煙突の繋ぎ目に塗った陶土の剥落が原因で火災が起こった。 ▲５日午後３時55分頃、綾小路大宮西入ル下ル、田中忠兵衛方より出火しているのを、堀川署の杉戸巡査が発見。原因は釜の火が蒸し籠に移ったため。	
大正９	1920	３月10日	夕	a	清閑寺保安林出火	９日午後４時頃、東山保安林の空地より出火。原因は現在、調査中である。	
大正９	1920	３月23日	朝	a	山科の山火事	宇治郡山科村字田宮小字泉水６番地、安原弁次郎所有の山林より、20日午前11時半頃、発火し、同日午後１時半頃、鎮火した。原因は当日、柴刈り取りに立ち入った粟津松之介が茶を沸かした火気か。	
大正９	1920	３月24日	朝	a	失火原因は枕仁王門の火事	19日午前４時、川端通り仁王門上ル、小西賀兵衛方の２階・押入れより出火し、同家を全焼、隣家を半焼させた。原因は客人用の枕を取り出す際に棄てたマッチか。	
大正９	1920	３月25日	朝	a	千本の火事	千本丸太町上ル小山町、新井由太郎方より、24日午前２時頃、出火し、附近の者が消火にあたった。同日３時頃、同家を半焼させて鎮火したが、その原因は目下、調査中である。	
大正９	1920	３月27日	朝	a	東堀川の火事	26日午後６時50分、東堀川御池下ル廊路、水谷作一方より出火。火は瞬く間に隣家に燃え移り、路地の奥であった為、消火も困難だった。結果、火元の水谷方と西隣２戸、東隣１戸及び納屋を全焼、他数戸の屋根を焦がし、同日６時55分鎮火した。原因は種菓子を乾燥させるための火が強く、家人の留守中に菓子箱に燃え移ったものとみられる。	
大正９	1920	３月27日	夕	a	晒工場の小火	27日午前３時頃、五条千本角、徳田新太郎方の晒工場乾燥室より出火。原因は煤炉の火が強かったため。	
大正９	1920	４月８日	夕	a	花時の火事～岡崎、山科、静原～	７日午後11時半頃、上京区岡崎町字園照地の雑貨商・辻常雄方２階より出火し、大事に至らんとするのを通行人が見つけ、附近の者が駆けつけて消し止めた。原因は消炭の不始末か。	
大正９	1920	４月11日	朝	a	山火事季節！	府下宇治郡山科村字日野岡小字東谷の山林より９日午後４時頃、出火したのを消防署の見張りが発見し、直ちに消し止め、約２町歩を焼き払うに止まった。	
大正９	1920	４月12日	夕	a	春の夜の大火事 ～坊城松原友仙工場より発火～	11日午後11時20分頃、坊城松原上ル壬生の辻町・依田幹次郎方友仙工場乾燥室より出火し、家屋12戸を全焼、２戸を半焼して12日午前１時に鎮火した。原因は乾燥室の火気が強かったため。東方には学校もあり一時は混雑を極めた。	
大正９	1920	４月13日	夕	a	京極を焼払わんとしたる２ヶ所の放火	12日午後10時50分頃、新京極四条上ル中ノ町金蓮寺本道脇の物置より出火し、折からの風に煽られて火勢凄まじかったが、11時40分頃に消し止められた。 出火現場に原因となる様なものは見受けられなかった為、放火の疑いありとして調べていた所、翌午前２時に一町ほど隔てた三谷方より出火し、２時20分頃に消し止められた。これも火の気はなく、放火に相違なしとして、同所附近を徘徊していた不良少年の隊長・上野市之助を最も有力な容疑者として逮捕、取調中である。	
大正９	1920	４月14日	夕	o	何故の放火ぞ	先日の放火で逮捕された少年が自供をしたが、その目的はあながち窃盗ではないようである。引き続き、取調中。	上記の放火騒ぎの関連記事

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正９	1920	４月15日	夕	o	「疏水二条出火」 〜消防署の演習〜	15日午前０時半、上京消防署の高田署長が事務所に現れると、所属消防署員200余名に対し一斉に非常演習召集令が発せられた。 集まった消防署員は疏水二条出火を想定し、放水活動を行った後、署長の訓示を受けて６時に解散した。尚、この際、東間兵衛が腕車ポンプを運搬中に指を負傷した。	
大正９	1920	４月17日	朝	d	木曽川堤防を観て	伏見町他十ヶ町村で構成される水害予防組合は、児玉組合長を初めとして12名で笠松以東木曽川堤防水害予防委員会を視察した。その視察談で児玉は木曽川を含む３つの河川が京都の桂川、淀川、加茂川に相当するとした上で「維新当時、岐阜県下は毎年、洪水の損害を被った。これは愛知県が木曽川左岸に堅固な堤防を築いたのが原因で、明治24年の大洪水で岐阜県側も右岸に堤防を築いた為、今では全く水害を見る事はない」と語った。	堤防に堤防で対抗するのは西洋技術を至上とする思想の現われか？
大正９	1920	４月17日	夕	a	平安中学の小火	17日午前11時頃、大宮通七条上ル・平安中学校より出火したのを生徒が発見し、柱の他、半面及び腰張板２枚を焼いて消し止められた。	
大正９	1920	４月18日	朝	a	太秦の山火事	17日午後１時過ぎ、府下葛野郡梅田畑村と嵯峨村の境界にある太秦山北手の山林より出火し、同日午後３時頃には約30町の枯草芝を焼き払って消し止められた。原因は花見客の煙草と思われる。	
大正９	1920	４月18日	朝	e	警察統計上の火と酒	〔大正〕７、８両年度の府下火災統計（警務課調査）を比較すれば、７年度の全焼戸数448戸に対し８年度は319戸に減じた。これは同年下半期に至り、消防署設置と共に市内の消防組織が改善された結果か。	〔　〕内は補記したもの
大正９	1920	４月20日	朝	a	御陵附近の山火事	19日午後４時頃、洛北衣笠町にある三条院御陵の西北の山林より出火し、同日４時半頃、鎮火した。	
大正９	1920	４月21日	朝	a	保安課調査　火災数	家事の多い時期はやはり火気に親しむ冬季であるが、京都市内にて大正８年度下半期では、 上京区：火災度数15　焼失戸数15 下京区：火災度数33　焼失戸数16 である事が、府保安課の調査で分かった。	
大正９	1920	４月22日	夕	a	深草の火事	22日午前１時半頃、紀伊郡深草村字北新632番地の仏具商・長谷川興三郎方より出火し、折からの北風に煽られて火は瞬く間に広がり、四戸を全焼して同２時半頃、鎮火した。原因はおそらく漏電か。	
大正９	1920	４月23日	夕	o	救命防火の功	府下竹野郡深田村・田中武平並びに妻田中瀬無に対して、21日の同村富田市次郎方より出火し、大事に至らんとするのを消し止めた功績として行賞せられたり。	範囲外であるが防火に対する行賞は滅多に見られないため
大正９	1920	４月23日	夕	a	小火ところどころ	22日午後２時半頃、西院土居の内町の養鶏業・松村得太郎方より出火したるが、同家は野中の一軒家にして直ちに家人が発見し、消し止めた為、消防手が駆けつけた時には火事がどこにあるのか分からず、四条大宮辺りを慌てて捜す滑稽を演じた。 この他、22日午後６時半頃、仏光寺坊城東入ル壬生紿合町・境善三郎方より、23日午前２時10分頃、錦小路麩屋町・芝辻岩吉方より、それぞれ出火したが、共に大事には至らなかった。ただし、後者は放火の疑いありとして捜査中である。	
大正９	1920	４月25日	夕	a	七条新地の火事	25日午前１時半頃、西高瀬五条下ル飲食店経営・谷たか方より出火したが、密集住宅地であった為、瞬く間に隣家に燃え移り、警鐘台にも燃え広がって警鐘も鳴らせなず、同通りは火の海と化した。下京消防署を始め、七条、五条、松原、堀川の各屯所や上京消防署も駆けつけ、全焼三戸、半焼二戸にて２時半頃、鎮火した。目下、原因を調査中。	
大正９	1920	４月29日	夕	a	京都病院前出火騒ぎ	28日午後11時頃、西洞院檜町の京都病院前にある飲食店・植村太一郎方より出火したが、同家の者が不在中であった為、火は瞬く間に一円に燃え広がり、多数の患者がいる病院前とあって人々は慌てて消火にあたった。同家を半焼したところで、11時20分頃、鎮火した。	
大正９	1920	４月29日	夕	a	西陣出火	29日午前８時10分頃、市内浄福寺通上立売西入ルの医師・永原尚寿方より出火した。附近は西陣企業家の中心で、連日の休機沙汰に疲れたる矢先の出来事であった。現場に火の気は無く、西陣所に於いて原因を調査中。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正９	1920	５月１日	朝	o	防火賞	下京区扶屋町通錦小路下ル、安井徳三郎は23日午前２時頃、同町の芝辻岩吉方より出火したのをいち早く家人に通知、協力して消し止めた。この事で、30日、府知事より金２円を賞与された。	
大正９	1920	５月７日	夕	d	橋の多い日本 ～現在国道の橋数は34万6144橋～	日本における橋の数は実に夥しいので、これが道路改修に対して多大の影響を与えている。現在、国道の橋数は35万の道路に対し、34万6144橋あり、鉄橋・木橋・石橋以外は土と木で作られた危険なものである。しかし、市の橋梁は未だ問題視されておらず、道路の改築は最緊要問題といえる。	
大正９	1920	５月８日	朝	b	暴風	京都測候所は、７日の夕方から風が強くなると警報を発しているが、これは千島附近を通過している高気圧が原因である。	時期的に台風の類ではないと思われる
大正９	1920	５月９日	朝	b	新緑を揺る暴風雨 ～市郡に渡り被害少なからず～	７日夜来の暴風雨の被害については、岡崎公園博覧会門前にある高さ６間の広告塔を始め、建物の倒壊の他、木津川や保津川の増水や電話線の故障が起こっている。	上記の暴風に関する続報
大正９	1920	５月９日	朝	a	石灰から火事	愛宕郡静市野村字野中にある瀬古準太郎方の土蔵前に積んでいた石灰から、８日午前１時、発火し、土蔵内を少し焼失させた。原因は暴風雨によって雨水が石灰と反応したものか。	上記の関連被害
大正９	1920	５月９日	朝	o	失火の罰金	伊香郡塩津村の野坂徳治郎は、４月11日同郡の辻護六所有の山林で火事を起こし、罰金30厘に処せられた。	防火賞と対になるもの
大正９	1920	５月９日	夕	a	札の辻の小火	８日午後２時頃、東九条札の辻町・山芳松方より出火し、半焼の上、午後２時40分頃、鎮火した。	
大正９	1920	５月15日	夕	a	中書島停留所詰所の出火	14日午後２時半頃、府下伏見町京阪電車中書島停留所傍の電路工夫詰所より出火し、直ちに附近の人々が駆けつけ、３時過ぎには同詰所を全焼させて消し止められた。原因は湯茶を沸かした火の不始末か。	
大正９	1920	５月18日	夕	a	13戸を類焼した製材工場の火事 ～巡査軍人重症を負う～	17日午後11時15分、千本五条下ル製材業・山本利八郎方工場より出火したが、場所柄、火は瞬く間に広がり、山本方を始めとする社宅13戸を焼き落とし、18日午前零時半、鎮火した。この火事で堀川署の巡査・濱田重政氏が腹部に重傷を負った。	
大正９	1920	５月19日	夕	a	深草の火事　～２戸全焼す～	18日午後９時半頃、府下紀伊郡深草村字谷口の農業・久保源之助方より出火し、隣家に延焼したが、附近の衛戍監獄・衛戍病院より留守師團が出動し、伏見署消防隊と協力して10時半頃、鎮火した。	
大正９	1920	５月26日	朝	a	長岡出火～焼失二百余戸～	25日午前10時過ぎ、長岡市阪下町長岡尋常小学校の増築工事場より出火し、忽ち四方に延焼した。午後４時半頃、漸く鎮火した頃には、200余戸が全焼していた。原因は大工のした焚火の不始末。	
大正９	1920	５月27日	夕	a	漏電から真昼の出火	27日正午、市内三条通西洞院西入ル・岩田市兵衛方の屋根裏より出火したのを家人が見つけ、消火設備が整っていたので店員によって消し止められた。	
大正９	1920	５月30日	夕	a	七新の小火～煙突の火の粉から～	29日午後４時10分、七条新地深川楼こと深川元吉方より出火し、消防隊も出動したが、大事には至らなかった。	
大正９	1920	５月31日	朝	a	市郡の火事	▲29日午後３時40分、元誓願寺堀川東入ル、指物職・岡本誠助方裏の職場より発火したのを、作業中の柳川喜三郎が発見し、他の職人と共に消し止めた。原因は煙草の吸殻が鉋屑に燃え移ったものと思われる。 ▲椹木町釜坐西入ル、平井由之助方裏より、29日午前９時50分発火したのを由之助が発見し、消し止めた。原因は職場の焚火の火の粉が飛散して、鉋屑に燃え移ったものと思われる。	
大正９	1920	６月１日	夕	a	上賀茂の小火	５月31日午後８時半、愛宕郡上賀茂村大字上賀茂121番地・藤井権兵衛宅の台所押入れより出火したのを、家人が逸早く発見、同40分、僅かに天井裏２尺余りを焼いて消火された。原因は権兵衛の五男・伝四郎（11）が提灯に火を灯したまま押入れに置き忘れたため。	
大正９	1920	６月２日	朝	o	工場災害予防規定 農商務省で立案、近く公布	農商務省は工場法第13条の行政各項の命令の定めに依り、工場並びに付属建築物及び設備が危害を生じ、又は公益を害する恐れありと判断した時は、予防又は除外の為、必要なる事項を工業主に	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						命じ、或いは一部の使用を停止し得るとの条文に基づき、工場災害予防規定を制定すべく立案中であったが、既に脱稿し、近く公布されるだろう。また、次いで衛生設備に関する省令も制定される筈である。	
大正９	1920	６月２日	夕	a	鐘紡付近の小火	２日午前８時40分頃、上京区高野蓼倉町８番地・川本甚一方の２階より出火しているのを通行人が発見し、大事に至ろうとしていた所、杉本精錬場、鐘紡等、逸早く駆けつけ、間もなく上京消防署下鴨署のポンプも出動、階上を全焼させるに止まった。原因は調査中。	
大正９	1920	６月３日	朝	o	市内１ヶ年　火災調べ 出火度数105回損害44万円	最近１ヶ年（大正８年６月～大正９年５月）の京都市の火災について、府保安課の調査によると、出火度数105、焼失戸数103、損害額43万9573円であり、その原因は煙突14、煙草12、炬燵10、竈10、火付６、電気６、火の不始末４、焚火の不始末４、燐寸（マッチ）４、乾燥室より４、灰３、不明10、其の他18である。	規模の大小はあれ、平均すると、この頃、火災の被害は１戸程度であったようである。
大正９	1920	６月10日	夕	a	漏電から小火 相国寺門前の画工の家	９日午後６時頃、相国寺北門前町上の町の画工・曾田文助方の２階より出火し、家人が消し止めたが、平素火気の無い所なので、原因は漏電ではないかと目下、中立売署にて調査中。	
大正９	1920	６月11日	朝	a	田中町の小火	９日午後４時15分、上京区田中古川町21番地・脇田秀次郎方の豚小屋より出火し、住宅を焼き払い、同日４時半、鎮火した。	
大正９	1920	６月14日	夕	a	千本四条の火事 納屋と居宅　各一棟全焼	14日午前２時10分、千本四条上ル・岡田留次郎方の納屋より出火したが、幸い、近隣より距離があった事も手伝って、隣家に延焼する事は免れたが、一時は火の手が強かった為、所轄の堀川署は頻りに応援信号を送り、下京消防署を始め、上京消防署の自動車も駆けつけ、各屯所からの応援もあり、連接した住宅を焼き尽くした所で消し止められた。原因は提灯の火が挽粉に燃え移ったため。	
大正９	1920	６月17日	朝	b	喜雨 午前２時より午後２時までに雨量816ミリ	入梅以来の景気は漸く募り、しかも雨少なく、隣県・滋賀県に於いては所々、田んぼに亀裂を生じ、今後、尚、降雨を見ないと忽ち支障を来たす事を憂慮していた所、16日午前１時50分に至ってようやく降り出し、多少の損害はあったが、近頃、稀な雨量にて一般農家も愁眉を開くに至った。	大正９年の梅雨空模様記事　その１
大正９	1920	６月22日	夕	a	石鹸工場焼く　一棟だけで鎮火	22日午後０時20分、七条本町西入ル下ル、石鹸工場・多田繁三郎方の工場の一部より出火したが、幸い、水運河に面しており、付近の人家が少ないにも関わらず、同40分頃、上京自動車ポンプが急行した頃には工場一棟を焼き、鎮火していた。原因は調査中。	
大正９	1920	６月23日	夕	a	火元は屑物倉庫　石鹸工場は誤り	22日午後０時５分、塩小路本町西入下ル、野元町屑物倉庫より出火しており、昨夕刊にて多田繁三郎方の工場としたのは誤りである。原因は猶も調査中だが、屑物の中に混入していた蝋マッチとの見方が強い。	上記の記事の続報
大正９	1920	６月23日	夕	a	西本願寺　別院全焼 原因は放火か	20日午後11時半頃、三条町西本願寺別院より出火し、終に12間四面の大伽藍を焼き払い、０時半、鎮火した。原因は調査中だが、放火との噂もある。	
大正９	1920	６月27日	朝	a	奥村電機商会　眞鍮工場出火	26日午後８時半頃、市内岡崎町字園照地、株式会社奥村電機商会東南隅鋳物部眞鍮工場中央の窓ガラスより異様の煙が吹き出しているのを残業中の他工場の職工が発見し、駆けつけた所、既に同工場内は一面の火の海と化していた。多数の社員、居残りの職工等、合計200名余りが逸早く駆けつけ、備え付けのポンプで消火に努める一方、急報により市内上下消防隊からは新式自動車ポンプを引き出し、疎水を利用して縦横無尽にホースの筒口を向けた結果、さしもの猛火も漸く下火となり、同日９時半頃、鎮火した。原因は目下、調査中である。	
大正９	1920	６月27日	夕	a	焔と煙の中より病める母と祖父母を 救い出したる健気な少女 朝日神明境内の火事	26日午後10時頃、麩屋町五条上ル、朝日神明神社内の講堂・修正舎の表２階押入より出火し、奥村電機商会の火事から引き上げる途中であった消防手らが逸早くホース蒸気ポンプ等を携え駆けつけ、同講舎建物を全焼したるのみにて消し止めたが、その後、余燼が燃え上がったのを、遅ればせながら駆けつけた第三部のホースによって消し止められた。	上記の火事と関連あり

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正9	1920	6月28日	朝	b	雨天が続くか	6月11日の入梅以来、雨が少なかったが、27日午前6時の中央気象台の報に依れば、実に梅雨期の気圧配置であり、今後、快晴は少ないのではないか。	大正9年の梅雨空模様記事　その2
大正9	1920	6月28日	夕	b	府下諸川増水 仮橋及び屋舎流失一件	27日朝来の豪雨は28日に至っても尚、止まず、府下の諸川は増水し、各地で被害が発生している模様である。	大正9年の梅雨空模様記事　その3
大正9	1920	6月28日	夕	b	浸水して家屋流失 小川元誓願寺の出来事	27日夜来の豪雨は各河川を増水させているが、小川筋は殊に甚だしく、午後9時からの豪雨で増水は7尺（約2.1ｍ）に達し、浸水家屋も多数にのぼる。 小川通一条上ル、村岸製綿場の引水用樋門の堰を落とさなかった為、27日午前2時半頃、上京区小川通元誓願寺下ル靭屋町500番地・村田つい方に濁流が押し寄せ、石垣崩壊し、住居を潰した。	大正9年の梅雨空模様記事　その4
大正9	1920	6月29日	夕	a	普請場の出火 原因は吸殻よりか賊の放火か	28日午後10時40分頃、七条大宮西入ル、田中瀧之助所有の目下、建築中に属する家屋内より発火し、木片・鋸屑などが堆積したいたものに燃え移ったが、直ちに消し止められた。原因は調査中であるが、工作人の吸殻か火事泥の所業であろう。	
大正9	1920	6月30日	夕	a	東堀川の火事 ～原因は煙突の飛火か～	［先月］30日午前10時半、上京区東堀川通上長者町南入ル2丁目8番地の織物商・村西庄三郎方物置燃料置き場より出火したのを家人が発見、通行人と堀川消防署の協力で消し止めた。原因は不明だが、自家用の煙突の飛火とも言われている。	
大正9	1920	7月11日	朝	e	雨中の水防演習 ～府下で初の試み～	雨となった10日、淀川・木津川水害予防組合は午前8時から府下久世郡佐山村下津にて水防演習及び水防講習会を開いた。岩内技師(近土木課長)の演説と講評を前後に挟んだ演習は、午後4時、終了した。	先月末の大雨によるものか、夏場の水害事故に備えてのものかは不明。府下で初の試み、と云われていることから、毎年恒例のものではないと思われる為、前者の可能性が高い。
大正9	1920	7月17日	朝	e	伏見外十ヶ村の水防演習挙行	16日午前10時より、伏見町外十ヶ村水害予防組合は府下紀伊郡議事堂において打ち合わせし、27日午前8時より同郡内の桂川左岸堤防において第1回水防演習を挙行する事を決定した。	11日の関連記事 「第1回」とある事から伏見でも初の試みだと思われる。
大正9	1920	7月17日	朝	e	上消防署演習 市内高層建築物と保護建築物に対し	市消防署創設以来、設備機器等は充実したものの、実地演習については未だ不十分である事を遺憾として、上京消防署は市内高速建築物2、3ヶ所において実地演習を行っていたが、それを引き継いで市内近在各保護建築物においても実地演習を試みる事を決めた。また、市内の小学児童に対しても消火思想宣伝の為、随時実地講演を試みる筈である。	「消火思想」というものが存在した事が面白い。
大正9	1920	7月22日	夕	a	向島村の火事	27日午前0時40分頃、府下紀伊郡向島村橋詰町773番地、吉川清次郎方裏手小屋より失火。原因はかまどの火の不始末か。	
大正9	1920	7月23日	朝	a	過て死す 自宅の火事から慌て石に躓きしが原因	21日朝、府下愛宕郡大宮村西加茂小字氷室の山中の小屋に住む宮島三吉（75）が打撲傷を負って死んでいる上に、彼の住処は全焼しているのが発見された。 所轄の下鴨署は元より、府刑事課より箕輪課長並びに中川警部補等が出張検視し、精密に調べた。 結果、20日夜、帰宅した三吉の携帯した提灯から火が壁に燃え移り、驚いて消し止めようとしたが、何分、付近は断崖の急勾配だったので、躓き打撲して絶命したようで、他殺の可能性が無くなり、刑事課長ら一行は22日午後4時頃、引き揚げた。	
大正9	1920	7月27日	朝	a	蚊燻べから出火	25日午後6時頃、乙訓郡新神足村小字廻り原12番地、北井松吉方の小屋より出火したが、家人が発見し、大事には至らなかった。	
大正9	1920	8月5日	朝	b	伏見方面増水	4日朝来の豪雨によって、伏見方面では各河川とも増水し、伏見木挽町周辺は既に道路にまで氾濫し、床上にも浸水する模様である。 何様、浸水には一方ならぬ困却を経験してきた町民は警戒怠り無く、本郡十ヶ町村水防組合でも既に出動準備を整えている。	大正9年8月の水害記事その1
大正9	1920	8月5日	夕	b	各地大荒れ 浸水家屋850戸、床上浸水100余戸に達す	昨朝刊で既報の如く、伏見町の各川支流にても刻々増水し、雨は4日夜11時頃、ようやく止んだが、なお、漸次増水の模様あり、伏見署では星野署長以下総出にて出動し、警戒している。	大正9年8月の水害記事その2 8月5日夕刊，7日朝刊に被害情報記事あり

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						遂に５日午前５時に至り、伏見町最低地である三栖向、木挽町方面の家屋が浸水し、午前８時頃までの間に床上浸水100余戸、府下浸水家屋は850戸に達した。また、午前７時、高瀬川の逆転氾濫の結果、伏見町景勝の堤防が決壊しかけたが、水防夫の活躍により崩壊を免れた。 伏見町役場においては、出水と同時に成子町、松屋町、西堺、南恵美酒、八幡町方面の避難民100余名を第一尋常小学校内に収容、輜重兵隊十六大隊が消防隊と協力して炊出しを開始し、目覚しき活躍をしている。	
大正９	1920	８月５日	夕	b	被害地を知事視察 土木課長等を従え、草鞋履きで	５日午前10時頃、馬淵府知事は近土木課長、井出庶務課長等を従え、自動車にて来伏し、水害状況を視察した。案内した仙石伏見町長は今回の水害状況に就いて、「今年の出水は丁度、大正５年６月25日の出水と同じ水の出方で、被害の程度も略同様である。（中略）尚、紀伊郡内における田畑の浸水は向島村100町歩、横大路30町歩、納所村13町歩で大した被害も見なかったようである」と云々。	大正９年８月の水害記事その３
大正９	1920	８月５日	夕	b	水害地を視察して 永田市工務部長は語る	伏見線沿道水害事務視察のため、同地方に出張した永田市工務部長が記者に語った事には、「（前略）出水の原因は申す迄もなく４日来の豪雨による木津、宇治両川の氾濫が因を作った事は勿論である。従って、今回の出水は従来の型を破って、京都方面からではなく宇治方面から逆流の結果である。同地方の出水は大正６年の三栖の大洪水以来、年々幾分か脅かされる傾向があるので、内務省からも専門の技師を派遣し、大阪・京都両府も全力を傾注して治水事業に従事して居る。（中略）堤防を作り、伏見を城壁の内に包もうとするのも永久に洪水の難を避ける為である。（中略）木津川の曲がりを緩慢にすると共に川幅を整理して、淀川に流れる水の場所を広く平川にする必要があろうと考えて居るしだいです」	大正９年８月の水害記事その４ 人の力で自然を抑える思想が表れている
大正９	1920	８月５日	夕	a	紙屑屋の火事 同家を全焼し、隣家を半焼す	４日午後８時半頃、七条上ル紙屑商・岸本定吉方より失火し、折からの強風の為、瞬く間に同家を全焼。余燃は北隣の長野松吉方を半焼させ、同10時40分頃、急派された上京消防署員によって鎮火させられた。原因は煙草の不始末。	
大正９	1920	８月６日	夕	b	荒れの跡 数字に現れた伏見の水害	伏見町方面における４日夜来の水害は大した惨害をも止めず、ホンの暫時にして各河川は減水していった。５日の水害状況は以下の通りである。 △浸水家屋床上180戸△同床下636戸△劇場床下１戸△寄席床下１戸△工場床上３戸△同床下11戸△土蔵納屋一厠床下123ヶ所△路傍便所床下９戸△橋梁の被損１ヶ所△堤防の侵入１ヶ所長さ600間半潰１ヶ所８間△道路の浸水64ヶ所18町８間△田の浸水２ヶ所19町１反△畑の浸水４ケ所５町３反△橋梁浸水54ヶ所△井戸浸水94ヶ所△軽傷者１名	大正９年８月の水害記事その５ 被害状況の統計
大正９	1920	８月７日	朝	a	合宿所の小火	６日午前１時45分頃、下京区壬生朱雀町市電第一合宿所内の食堂炊事場東側軒下の大鋸屑物置より出火したのを、寺本鉄心が発見し、他２、３名と協力して、午前２時頃、鎮火させた。原因は炊事夫の不注意か、煙草の吸殻か。	
大正９	1920	８月10日	朝	d	伏見の水害を防止するには ～仙石伏見町長談	目下、工事中にある内務省淀川増補工事と伏見町との関係について、淀川治水会会員たる同町長仙石氏は「（上述の）工事の完成を見る暁に於いては要するに伏見町は堅固なる堤防を以て囲まれる訳にて、工学博士田辺朔朗氏の談にては『深草村七瀬川其他の所謂高所よりの水が当町の低地に停滞し、洪水を見るは免れざるべく、勿論、堅固なる堤防に依り外部よりの洪水は防止し得るが、本月５日出水を見たる程度の洪水は到底、免れる事はできない」という。然るに洪水の防止方法としては、外部に排水するしかない。また、淀川増補工事の某専門家の談によれば、実際の大洪水においては、30時間の間に大逆流も緩和し、一昼夜余りで如何なる豪雨も洪水を見る迄には停滞せざるべし」と。	大正９年８月の水害記事その６
大正９	1920	８月15日	朝	a	暴風中の出火 松風工業会社、損害高は軽微	14日午後２時10分頃、市内本町ニの橋北入ル松風陶器株式会社工場内の窯元より出火し、折から北東の風が強烈で、下京消防署に救援を請う一方、備付の消火器で消火に努めた結果、同２時40分、鎮火した。原因は恐らく暴風により紛火が飛散した為か。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正 9	1920	8月22日	夕	a	古門前の火事 天井が焼け抜けて鎮火	22日午前10時45分頃、東山線古門前上ル西入ル高畑町の屑買業・磯野定吉方の納屋2階より出火。定吉の妹・ふじが2階の怪しい物音で気付き、付近の助力を得て消火に努める中、消防手も駆けつけ、11時頃、天井屋根裏を焼いて鎮火した。原因は炎天下でローマッチが自然発火したためか。	
大正 9	1920	8月26日	朝	a	実習林の火事　損害5,000円	24日午後3時頃、乙訓郡大江村の府立農林学校・実習林中より出火し、6反歩を焼き払って、同6時頃、鎮火した。原因は不明である。	
大正 9	1920	9月1日	朝	d	京都の風は何処から吹く 厄日よりも其前後が怖い	京都の風は8月の頃は北東、9月になると北風となる。だから、家を建てるのも8・9月を考えて、其の方向に建てれば住みよい事だろうが、数年来の統計上、二百十日前後の暴風の風方向は重に北よりの風が多いから、注意が必要だろう。二百十日といえば、厄日として農家は勿論、一般の人も恐れを抱く処だが、此は其の前後20日迄位の間が暴風のよく吹く季節だと云うので、決して其の日に吹かないからと安心と云う訳にはいかない。	
大正 9	1920	9月1日	夕	a	寺町の小火	先月31日午後9時35分頃、寺町通今出川下ル米屋町の自転車商・猪田富ニ郎方、2階奥の六畳間より出火した。中立売消防手が駆けつけ、同55分に鎮火した。原因は分前雇人・奥田竹次郎が蝋燭を倒してしまったため。	
大正 9	1920	9月5日	夕	a	烏丸頭町の小火	4日午後8時半頃、新烏丸通頭町の会社員・位上勇方の表三畳の間にあった煙草盆の不始末より出火した。家人は不在であったが、幸いにして隣の黒田種次郎が異臭を嗅ぎつけ、表戸を外し、直ちに打ち消した。	
大正 9	1920	9月6日	夕	a	高倉二条の小火	6日午前10時半頃、市内高倉二条上ル天守町29番戸の左官職・松岡嘉吉方の2階より出火し、天井を焼き払って、同40分頃、鎮火した。	記事が欠損している為、原因は判読できず。
大正 9	1920	9月8日	朝	e	上消防署竣成	府庁前に新築中の上消防署は昨今、既に9分通り竣成しているので、遅くとも10月5日迄には現在の川端署内の借署を引き払って移転する。	
大正 9	1920	9月13日	朝	a	中風の老爺　焼死	12日午後5時頃、市内上京区下長者町千本東入ルの悉皆職・前川竹次郎方より出火しているのを付近の人々が発見、西陣署に通報した。消防隊が消火に努めたが、結果、同家を全焼し、隣家を半焼して同5時20分頃、鎮火した。 鎮火後、主人・竹次郎は黒焦の、見るも無惨の焼死を遂げた姿が発見された。同人は中風症で、数年来、寝たきりとなって妻と二人暮しをしていたが、出火の時刻、妻は外出中で、逃げ遅れて焼死したものと思われる。原因は、目下、西陣署にて取調中。	
大正 9	1920	9月13日	夕	a	焼死の因は煙草の火	上京区下長者町千本東入ルの悉皆職・前川竹次郎が焼死した事は既報の通りだが、調べによると原因は、竹次郎が煙草を飲まんとしてマッチを付けたところ、他に燃え移ったことによる。	上の記事に関連したもの
大正 9	1920	9月14日	朝	a	城南の火事	12日午後8時50分頃、乙訓郡神足村開田14番地の平民農・木村貞次郎方より出火し、同家を全焼させて同9時半、鎮火した。死傷はなく、原因は目下、取調中である。	
大正 9	1920	9月19日	朝	a	三哲の小火	17日午後8時20分頃、市内油小路三哲下ル南油小路町553番地の荒物商・辻清次方の2階表押入布団より発火したのを家人が発見し、直ちに消し止めた。原因は煙草の火の不始末。	
大正 9	1920	9月20日	朝	a	茶園の火事	18日午後10時半、府下紀伊郡深草村谷田の松田宇三郎所有の同村向ヶ原の畑にある茶園覆い小屋より出火し、同小屋を全焼させて午前0時半、鎮火した。原因は調査中。	
大正 9	1920	9月21日	夕	a	曽我廼家十郎焼打に遭う 木屋町山城屋別荘の火事 場所柄だけで大騒ぎ	21日午後0時半、市内木屋町三条下ル材木町183番地の旅館・山城屋別荘裏、内田誠次郎方の本家2階表客室天井裏より同55分、屋根5坪を焼いて鎮火した。火は先斗町遊郭事務所備付のポンプと急遽、駆けつけた上下両消防署員により消し止められた。出火原因は電灯の引込線からの漏電か。 同家離れに、目下、明治座に出演中の曽我廼家十郎夫妻が滞在しているのみで、宿泊客は居なかったが、場所柄から辺りは一時、大混雑した。	遊郭付近の火事　その1 この場合の「場所柄」は「家屋が密集しているから」か、それとも「周りに遊郭があるから」か。

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正９	1920	９月24日	朝	o	大豊作!! 大豊年　彼岸日和は一点の申分なく　祝うて踊る太鼓の音	懸念されていた米作の二大厄日である二百十日及び二百廿日も無事に済み（中略）稲作は近年、稀なる上々吉の大豊作が確実となり（中略）百姓が我田の出来栄に惚れて嬉しき笑いを洩らす上を村雀が鳴子の音に驚いてパット［原文ママ］散り、夜毎に踊り狂う村の豊年踊りの声と相まって、今日この頃の郊外は至る所に豊作気分が漂っている。	
大正９	1920	９月26日	夕	a	二条離宮近所の火事　三十分間で鎮火	26日午前10時頃、御池千本東入ル３筋目職司町の薪炭商・大井松次郎方納屋と隣家の友禅職・木村源次郎方の間より出火し、薪炭に燃え移ろうとしているのを付近の中村重則の妻が発見し、付近の者が加勢して消火に尽力して、同10時半に鎮火した。原因は目下、調査中。	
大正９	1920	９月27日	夕	a	建仁寺町の朝火事〜味噌屋と餅屋〜	27日午前５時、市内大和大路四条下ル大和町の味噌商・山口市兵衛方より出火し、同家２階全部と北隣の餅商・井上半次郎方の一部を焼いて、同６時に鎮火した。原因は蝋燭の火の消し忘れが畳から押入に延焼したもの。 付近は人家が密集している上に、南座祇甲歌舞練場等の大建築物がある為、各消防夫が必死となって防火に努めた結果、大事に至らなかった。しかし、火の手が遊郭に接近したので、寝巻姿の女連や野次馬達で辺りは非常に混雑を極めた。	遊郭付近の火事　その２　記事の書き方を見ると「野次馬達」が見に来たのは火事ではないようだ。
大正９	1920	９月28日	夕	a	本町の小火	28日午前10時、下京区本町21丁目・永井平三郎方より出火するも、大事には至らなかった。原因は飛火が鉋屑に燃え移ったのに気付かなかったため。	
大正９	1920	10月９日	朝	a	西陣のボヤ	８日午前７時頃、上長者町智恵光院西入ル須濱町の吉岡商工合資会社艶糸再整工場の平屋建において、作業中の職工・林亀七が捨てた吸殻が糸屑に燃え移り、再整機械を焼こうとしているのを直ぐに消し止めた。	
大正９	1920	10月９日	夕	e	防火線立入心得　新たに規定さる	府保安課にて今回、出火場防火線立入心得の規定を定め、不日府告示を以て発布する筈である。また、本告示以前に発行された立入証は大正９年11月１日より無効となり、交付枚数は官公衛３枚以下、新聞社10枚以下、電灯会社５枚以下、瓦斯会社５枚以下、火災保険会社７枚以下、銀行３枚以下である。 (条項の要約) 「防火線に立ち入れるのは、立入証を携帯する者、線内に家屋等の財産を有する者、親族を有する者、線内の公共施設に勤続する者、警察の許可を得た者に限る」	野次馬の立入規制か、火災現場保存の為と思われる。
大正９	1920	10月10日	夕	a	松原の火事は　損害約一萬円	９日午後９時に発火し、同50分に鎮火した、市内富小路松原下ルの金欄商・熊谷萬次郎方における失火事件において、武永主任の調査によると、当初、同家の者は漏電ではないかと言っていたが、下女・青木つねが洗濯物の後始末の際に使ったマッチの不始末による可能性も出てきたとのこと。引き続き調査中である。	
大正９	1920	10月11日	夕	a	祇園町の火事　深夜半焼二戸	11日午前１時、市内祇園石段下南入ル東側の豆腐商・川村卯三郎方、２階押入より出火し、同家２階及び南隣の搔餅商・田邊貞一朗方の一部を延焼して同２時に鎮火した。原因は不明だが、現場は八坂神社、東山病院、歌舞練場等の大建築物付近で、一時期、混雑した。	
大正９	1920	10月12日	夕	a	放火ではない　原因は煙突の火の粉が干物について	去る９日午後９時20分、市内富小路松原下ルの金襴商・熊谷万次郎方の表２階より出火し、同家を半焼して同40分頃、鎮火した火事の原因について、当初は漏電とされていたが、所轄五条署の調査によれば、女中の青木つねが洗濯して、風呂の煙突に近接した干場に古綿と共に干置いていた所、夕方、風呂焚きをした際に煙突より出た火の粉が古綿に付着し、気付かずに押入に片付けたのが燃え広がったものだと判明した。	11日の火事の続報記事
大正９	1920	10月16日	夕	a	先斗町の小火　箪笥の裏から	16日午前２時15分、市内先斗町四条上ルの貸座敷業松竹楼こと田中たつ方の２階押入内箪笥裏より発火したのを家人が発見し、直ちに消し止めたので、箪笥の一部を焼くに止まった。原因は西洋マッチが引出の奥に落ちたのに気づかず、芸妓見習い・大下りつが引出を閉めた途端、打圧によって発火したものである。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正9	1920	10月16日	夕	a	文學町の放火？　大事に至らず	16日午後0時半頃、市内東中筋北小路下ル文學町の無職・新谷さく方の裏納屋にて、何者かが鉋屑を用いて放火した模様。家人が発見して、直ちに消し止め、大事には至らなかった。原因は目下、堀川署にて取調中。	
大正9	1920	10月17日	朝	a	『先斗町が丸焼けに』 稲荷の祟りとか何とか飛んでもない 流言は近頃の火事から噂の再燃	去年の冬頃から今春にかけて、先斗町の辺りでは、先斗町が丸焼けになるとか予言めいた物騒な風説が流れていた。これは聞捨てならぬ、と五条署刑事の地獄耳に入ったので、同署では流言の源を突き止め、人心を鎮める為、探査したが、結局、出所は掴めなかった。 昨日の火事でその噂が再燃し、何でも古くから先斗町の守護神である稲荷様の社があったのを、人間様が勝手に移転したので、その祟りではないかと自分が言って、自分が怖がっている人々が居るのは困ったものだ。それよりも各々の火の用心が肝心、肝心。	17日の先斗町の小火の続報記事 迷信めいた噂を信じる人々が記されている 資料集に収録
大正9	1920	10月18日	朝	a	放火ぢやない　文學町のボヤ騒ぎ 警察も一安心	既報の文學町の火事で放火の疑いありと、所轄堀川署にて取調べていた。それによると、新谷さく方は七軒露次内の一つで、さくが隣家である中間頼世方の壁に沿って鶏舎を作り、この頃は物置として使用しており、薪代用の木片1表と焚付け用の鉋屑1表を保管していたとのこと。 同露次は夜間も表戸を開放してあったので、何者かが知らず巻煙草の吸殻を捨てたのが燃え出したようだ。よって、全く放火ではない。	17日の文學町の火事の続報記事
大正9	1920	10月24日	朝	a	上消防署落成	今春より府庁前に新築工事中であった上消防署が今晩、落成を告げたのを以て、来月1日、移庁式を挙行する事となり、即日、川端署より新庁舎に移転すると共に、余興として放水演習を試みる筈である。	
大正9	1920	10月24日	夕	a	小火でも侮れぬ　老婆の大火傷	▲23日午後5時半、市内朱雀北ノ口町4番戸の乾物商・林長太郎方の納屋より出火したのを家人が発見し、直ちに消し止めた。同納屋は長太郎の祖母・うのの寝床となっており、炬燵が転倒し、布団に燃え移ったのが原因か。その際、老婆は腰が立たず、逃げ出せずに臀部及び腰部に火傷を負った。 ▲24日午前0時半、市内新町高辻上ル今大黒町の志賀栄三郎方物置より出火したのを、家人が直ちに発見し、消し止めた。原因は石炭の焚殻の不始末と。	
大正9	1920	11月1日	朝	e	本日移庁式を行ふ　上消防署	今回、新築落成される上消防署の移庁式は愈々本日午前10時より挙行される。(建物に関して)下立売通に面する正門を入れば、正面に大時計と火災専用電話の掛かった白壁を背景として、見張消防士が控えている。其の東続きは消防手溜所で、西続きは機械室、即ちフランス式自動車ポンプタッチ、ブラザース水管ポンプ、其の他諸器具の倉庫である。大望楼の頂上に至れば、大京都全市はさながら俯瞰図の如く脚下に展開しているが、恨むらくは、上京の一部が御所の森に遮られていることだ。事務室の出口には階下の機械室に通じる鉄棒が立っていて、これを下がれば4秒で降りる事が出来るそうで、階段を使うより4秒速いんだ、と云う。これにより出火発見から僅か1分以内で出動できる。	
大正9	1920	11月2日	朝	e	上消防署　移庁式	1日午前10時より上消防署新築落成移庁式が新庁舎楼上会議室において挙行された。上消防署所属の消防員200余名は揃いの制服姿勇ましく、府庁前庭において分列式を行い、余興としてはフランス式自動車ポンプタッチ、ブラザース水管ポンプ各1台、蒸気ポンプ各3台にて壮観な大放水演習を行い、午後1時、散会した。	
大正9	1920	11月2日	朝	e	八幡町の防火用溜池　設置の計画	八幡町においては昨年、蒸気ポンプを購入し、同町消防機関の改善発達を図っている。以来、各署員は定期練習を行い、目下、熟練生多く、頗る好成績を挙げている。同町は今度、防火用貯水池を設置すべく、町会にて協議の結果、2ヶ所に築造することが決定した。多分、河原に遠く、水利の悪い爲心町上及び本町、或いは池田町5丁目になると思われる。	上記の上消防署と比較すると、町域では蒸気ポンプが最新装備で、市域ではフランス式自動車ポンプ辺りまで普及していたようである。

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正９	1920	11月７日	夕	a	電柱火を吐く	６日午後７時15分、市内四条通新道角北側朱第96号電柱より発火し、電燈会社の係員が出張して８時23分、電柱の一部を焼いて鎮火した。原因は電柱上部の機器が接触不良を起こし、放電発火したのが油に燃え移ったものによる。	
大正９	1920	11月７日	夕	a	祇園町の小火	７日午前10時20分、市内祇園町北側の茶蔵・宮田孝蔵方裏納屋より失火したのを家人が発見し、直ちに消し止めたが、場所柄だけに立ち上がる黒煙を見て、火事よ火事よと騒ぎ立てていた。原因は目下、松原署にて取調中。	
大正９	1920	11月11日	朝	a	鞍馬口の火事	10日午前４時頃、鞍馬口寺町東入ル鞍馬口町の青物商・佐々木宇三郎方台所にある柱の根元より煙を発しているのを宇三郎が発見し、打ち消したため、大事には至らなかった。原因は柱の傍にあった消壷の火が消えず、木蓋に燃え移ったものによる。	
大正９	1920	11月11日	夕	a	下鴨の小火	11日午前８時、洛北下鴨宮崎町の下宿業・小谷専吉方２階より出火したのを家人・近隣の者達が発見し、協力して消火に努めた結果、同40分、鎮火した。原因は下宿人・村上政一の煙草の不始末による。	
大正９	1920	11月19日	朝	a	捺染工場の宵火事	18日午前８時35分、市内丸太町千本西入ル聚楽廻り２番地、徳岡源九郎方捺染工場ロール台より出火したのを職工が発見し、同９時、ロール数台を焼いて消し止めた。出火の原因は職工の焚火の不始末による。	
大正９	1920	11月23日	夕	a	火事程怖い者はない 地震、神鳴や親爺も怖いが 損害は盗難の15、６倍 煙草の吸殻が原因の大将	寒さの到来によって、火鉢や炬燵などの火器を扱う機会が増えると共に、恐ろしい「火災シーズン」がやって来た訳で、12月、１月、２月は一年で最も火事の多い季節である。 京都府保安課が発表した京都市の最近１ヶ年間の火災度数は105度、焼失戸数103で、損害額は実に439，573円に上っている。火災原因について、昨年８月より今年７月までのを上消防署で調べてみると、発火した41回の内訳は、電気２、蝋燭１、灰１、炬燵３、竈１、乾燥室火気２、火鉢煙草盆３、提灯１、煙突６、ランプ１、マッチ２、煙草吸殻７、焚火３、火の不始末２、カンテキ２、放火１、不明３である。注目すべきは煙草吸殻の７回、煙突の６回、炬燵・火鉢・焚火の各３回等である。 尚、火災予防の15ヶ条に限らず、万一にも火災が発生した場合に大事なことは、火災専用電話で消防署へ通知することであって、大工場、会社、学校等、私設消防の有る所が秘密に揉み消そうと努めて、却って大火を引き起こした例は甚だ多い。	火災件数と出火原因の統計記事 ※「火災予防15ヶ条」の記載あり 資料集に収録
大正９	1920	11月26日	朝	a	鹿ヶ谷の火災に　消防自動車転覆	製綿機の油注入不足による火災	欄外記事により詳細は不明
大正９	1920	11月26日	夕	a	寺町錦の小火	25日午後８時20分、市内寺町錦小路上ル129番地の掻餅製造販売業・小川卯造方中庭の竈より出火したのを家人が発見し、直ちに消し止め、大事には至らず同40分に鎮火した。原因は火の不始末による。	
大正９	1920	12月１日	夕	a	賞与が欲しさから工場社宅へ放火 奥村電気吉祥院工場 警備係三人共謀	去月29日午後12時頃、府下紀伊郡吉祥院村の奥村電気株式会社吉祥院工場社宅空家第93号に何者か忍び込み、放火したが、大事に至らず消し止めた旨を、翌30日朝、同会社の警備係・黒田与作が伏見署に届け出た。同工場では「遮般職工解傭事件」があったので、一宮警部は直ちに現場へ出張し、与作に加えて消防に尽力した堀末次郎・奥村義助の３名を厳重に取り調べた所、申立に辻褄が合わない部分があり、放火犯はこの３名ではないかと目星をつけ、本署に引致し、尋問した。結果、同会社には出火の際、逸早く発見、消火した者に特別の賞与を給与する社則があり、これを目的に３人共謀の上、犯行に及んだ事が分かった。	
大正９	1920	12月９日	夕	a	本町五条の火事	９日午前11時50分、下京区本町五条下ル３丁目の津田吉之助が所有する、本町東入ル南側の紙屑納屋より出火し、西隣の空家を半焼、東隣の嵐髪結方に延焼したが、各消防隊の尽力によって同12時半、鎮火した。原因に就いては目下、取調中だが、火の気が無い納屋という事で、或いは吉之助の妻・うたが午前８時半頃、納屋を開けたと言っているので、その際、煙草の吸殻でも落としたのではないだろうか。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正9	1920	12月11日	夕	a	粟田口の火事 損害額6,500円、類焼家屋4戸	11日午前2時15分頃、市内洛東粟田口鳥居町18番地の1、岡部耕三郎方2階に同居中の、吉岡清の部屋より出火しているのを付近の者が発見し、消火に努めたが、火は同家を全焼し、隣接家屋に延焼した。急報を受けて出動した上消防署員の活動も効果なく、火は四面に広がり、田村元吉、青木小太郎、本城清一郎、嬉野篠四郎方等、4戸に類焼、灰燼に帰して、同3時40分、漸く鎮火した。原因は清の内縁の妻・甲斐ひさのが10日午後6時頃、雇われ先の祇園町貸座敷に出かける際、炬燵に火を入れたのが布団に延焼したものによる。全焼した5戸は何れも三条通白川橋東入ル五軒町の酒商・安田貞一郎の所有借家だった。	
大正9	1920	12月12日	夕	a	七条大宮　宝座全焼　12日正午過ぎ	12日午後12時50分、大宮七条下ルの活動常設館宝座より出火、同座を全焼し、隣接家屋3戸を類焼して鎮火した。原因は取調中。	
大正9	1920	12月12日	夕	a	横大路の出火　小屋でも1,000円	11日午後9時50分、府下紀伊郡横大路下三栖梶原の粕野富三郎所有仮小屋より出火し、小屋一棟を焼失して同10時20分、鎮火した。原因は不明。	
大正9	1920	12月13日	朝	a	宝座の火事は　映写室より発火す 損害60,000円に上る	夕刊既報の下京区大宮通七条下ル、興行主・小林久次郎が所有する宝座より出火し、之と北隣の帽子商・角野源次郎方を全焼、更に北隣の眼鏡商・佐竹かつ方を半焼し、同1時40分、鎮火した火災について、活動写真映写室のフィルムが発火したのが原因と判明した。	13日夕刊の続報記事
大正9	1920	12月13日	夕	a	織物機械工場全焼 油小路通九条下ル所　損害20,000円	13日午後2時40分、市内下京区油小路通九条下ルの織物機械製造業､株式会社コトブキ製作所(責任者・黒澤千城）工場内の東北にある鍛冶工場内の一部鋳物部より発火し、付近に油類が豊富にあったことから火は瞬時に燃え上がり、同工場を殆ど全焼した。職工多数と各消防署員の尽力により、同3時半に鎮火。原因について、同工場内には炉と鍛鉄機が各2個ずつあり、双方とも鉄板の煙突を使用していたが、この煙突が火力により赤熱しているのに気付かず、建物の木部を焦がして発火、油差を通じて燃え上がった。	
大正9	1920	12月14日	夕	d	防火衛生訓示　中立売署長	13日午後1時より中立売署長は部内の湯屋業者45名を楼上に招致し、年末年始の繁忙期に臨むにあたり、火災予防に対して周到な注意を促した。	
大正9	1920	12月16日	夕	a	平等院内の出火騒ぎ　町民殆ど総出	15日午後11時20分頃、府下宇治町平等院境内の小島伝次郎所有茶店より出火し、茶店及び便所を全焼して同50分、鎮火した。建物が特別保護建築物である鳳凰堂に近接していた為、出火と同時に町民総出で消火に努めた。	
大正9	1920	12月17日	夕	d	焼いて好いのは夫婦仲 家と蔵とは焼いてはならぬ （堀川署の火災予防宣伝）	下京消防署は本日、新築落成移庁式を行うが、式後、水管自動車に宣伝隊を乗せて火災予防宣伝を行う。また、移庁式の余興として北海道の松田昇氏が衛生火災等の予防宣伝の為、浪花節に追分節を聞かせる筈である。	
大正9	1920	12月18日	朝	e	新築落成の下消防署 本日午前10時より移庁式を行う	本日午前10時から新築落成した下京消防署が愈々新庁舎移庁式を挙行する事になった。新庁舎は新町木津屋橋角の東本願寺所有地を20年契約で京都府が借り受けたものである。 式後には国柱印粉末消火器の試験を行い、本署前で放水試験を見せた後、水管自動車にて火災予防の宣伝ビラを全市に撒布する予定。	
大正9	1920	12月20日	朝	d	消防観念宣伝	人口戸数の増加と共に、各地方とも火災が頻出しているのを受けて、内務省は今回、第1回六大都市消防講習会を警察講習所にて開く事となった。講習会では各府県消防部長、警部、模範消防手等が出張し、湯屋、セルロイド業者、紙屋等に火防組合を組織させること、一般民に対して消防観念を徹底させること、辻ビラを以て宣伝すること等が訓示される。また、大阪にて好成績を挙げつつある小中学生を通じた各家庭への宣伝は、文部当局と打ち合わせ、唱歌等を作り、小学生に合唱させるべく、目下、考究中である。 加えて、火災のみならず水災防御に関する器具の充実や小船等の民間からの借用についても講習が行われる予定である。	
大正9	1920	12月23日	夕	d	伏見署の警戒　盗難火災等に	冬季には一般に盗難が多くなるのが常で、特に今年は財界不振もあり、増加の模様を見せている。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						特に繁忙の年末年始は盗賊の頻出が予想され、また、火災も同様に増加する傾向にあるので、伏見署ではこれ等を予防する為、印刷物を作成し、宣伝に努める事とした。 △火災予防心得 一、火の後始末をする事 二、炬燵をなしたるまま留守にせざる事 三、煙草はなるべく一定の場所にて喫する事 四、火災のある時は急報する事	
大正９	1920	12月23日	夕	a	お蝋から小火	22日午後２時半頃、河原町二条下ル東入ル１舟入町のかしわ屋入船亭・出石源之助方２階裏の仏壇より出火したが、大事には至らず、家人が消し止めた。長男・力男の一周忌に当たり、仏壇に供えた蝋燭が倒れたのが原因と判明。	
大正９	1920	12月24日	夕	a	小火と小火　標題は大いが	▲23日午後４時40分、竹屋町通川端東入ルの東竹屋町鐘紡上京工場社宅第５号、芝崎亀次郎方より出火したが、大事には至らず、同45分に鎮火した。原因は取調中。 ▲24日午前９時半、元誓願寺通油小路西入ルの時計商・福光巳之助方より出火し、裏物置の一部を焼いて鎮火した。	
大正９	1920	12月25日	夕	a	聖護院の火事　竹刀製造業	25日午前２時５分、熊野神社前東入ル聖護院圓頓美町24番地の竹刀製造販売業・政春力松方裏職場より出火し、同家を全焼、西隣の西田勇一方に延焼した。上消防署員が駆けつけた為、西田方は半焼のみに止まり、同３時、鎮火した。原因は職場の癖直しに用いる炉の不始末による。	
大正９	1920	12月26日	夕	a	中京の小火 盲滅法な按摩サンの吸殻から？	26日午後０時20分、市内蛸薬師通冨小路東入ル北側路地の按摩業・大橋増次郎方２階小屋根より発火し、東隣の金巻つね方板塀を焦がして、同25分、鎮火した。原因は大橋方の按摩・木越太三郎が２階窓口より捨てた吸殻が、古板に燃え移ったためか。	
大正９	1920	12月27日	朝	a	油小路の小火 連日のボヤは物騒　成程油に火だ	25日午後１時、油小路出水下ル近衛町の精錬工場・森田吉兵衛方煙突より飛散する火の粉が、北隣の建築請負業・清水清一方仕事小屋の屋根に燃え付き、大事に至ろうとするところを発見し、付近の人々が消し止めた。原因は煙突掃除の不始末。	「連日の」は25日の記事を指していると思われる
大正９	1920	12月27日	夕	e	新年の天地を洗うポンプの大驟雨 ７日午前７時一斉に鳴らす警鐘と共に消防出初式	吉例に依って消防出初式は来春１月７日に岡崎公園にて挙行されるが、11時から十数台のポンプが一斉に二条疎水に吸水筒を投じ、一斉放水、競争放水等の演習を開始し、殊にポンプ自動車購入第一年の出初式を記念する為、高さ90尺の高塔を作って標的落しを行い、フランス式自動車ポンプの威力を示す計画もある。また、当日は火災予防の大宣伝を行う為、水管自動車に宣伝ビラ30,000枚を積み込み、全市に撒布する。 (小見出)「怖ろしい炎の威力　頼もしい消防」 ちなみに、消防署設置以前の１ヶ年における京都市の失火度数は91回で、内即時消止45回、焼失家屋110戸、損害額389,066円。設置後の１ヶ年においては、出火度数127回、内即時消止87回、焼失家屋130戸、損害額537,786円である。	小見出の記事内にある「設置」云々は、おそらくフランス式自動車ポンプを指していると思われる
大正９	1920	12月27日	夕	a	餅搗から小火　是も歳暮気分	26日午後11時半頃、西三本木丸太町上ル・万里川松之助方より出火したが、幸い大事には至らず消し止めた。原因は時節柄、餅搗の火の不始末か。	
大正９	1920	12月31日	朝	a	染物工場の寄宿舎全焼 原因は煙草の火から	30日午前８時40分、西九条南田町69番地の川合染物工場より出火し、同家職工寄宿舎一棟を全焼し、同９時、鎮火した。原因は煙草の火の不始末か。	
大正９	1920	12月31日	朝	a	隣家を焼いた清水坂の火事 年の暮に好い迷惑	30日午前６時40分頃、清水１丁目72番地の飲食店・武村とら方と西隣の安田うの方との中間より出火し、安田方に燃え移り、２階を半焼した後、鎮火した。原因は、武村方にて29日、餅搗の折、柱に火が移ったのを消し止めたが、その不始末か。	鎮火時刻が「五時」となっているが、おそらく「七時」の誤植と思われる

京都日出新聞

年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正10	1921	1月1日	朝	a	掉尾の火事	▲床屋の出火　12月31日午前4時に川原町三条の大黒町、牛木英太郎の床屋から出火。同家と隣家を燃やし、5時頃鎮火。損害高を取調中。 ▲電気炬燵から　河原町の出火に上下両消防署員が消火活動をしている途中に、また新町通夷川から出火という連絡があり、上消防署は直ちにこれに向かった。火元は新町通夷川上がる下へん財天町染物業中津米蔵方で、同家は全焼した。原因は電気炬燵。 ▲紫竹の半焼　31日午前0時頃、上京区紫野門前町72番地、中村はる方より出火。同家を全焼し、南隣の織屋柳田方を半焼し、零時40分に鎮火。原因を取調中。	これらの火事は去年（大正9年の12月31日）のもの
大正10	1921	1月7日	朝	e	消防出初式　消化宣伝	京都市消防出初式は7日午前10時より岡崎公園運動場にて行われた。放水競射終了後、上下両消防署所属水管自動車2台に消防手を乗車し、防火宣伝のため要所要所に各5名配置し、通行人にビラ配りをした。 火の神 一、火の神は火を粗末にする者に祟る 一、火の神祟りは女中や奥様の祖忽である 一、火の神祟りには電話で火事を呼ぶに限る	
大正10	1921	1月7日	朝	a	郡部の火事　山科と川岡村	▲5日午後7時10分、宇治郡山科村字北花山19番地の農業・松岡徳二郎方より出火。同家を全焼し、午後8時に鎮火する。原因は取調中。 ▲5日午後10時40分、葛野郡川岡村字岡小字宇治井5番地、岡本菊次郎方より出火。同家および、隣家安田卯太郎方を全焼。	
大正10	1921	1月7日	夕	f	水煙天を罩めて	1月7日の京都市消防出初式で、消防員285名は岡崎応天門前広場に集合した。上消防署と下消防署は一斉放水の後、腕用ポンプ標的玉落とし、蒸気ポンプ標的玉落としなどの競争放水をおこなった。最後の競争放水では、新威力、ラ・フランス式ポンプ自動車による90尺高塔上標的玉落としが行われ、2万人の観衆は大きな歓声をあげた。一方、京都少年義勇隊80名は秋吉特務曹長に率いられ、火災予防宣伝のため、水管自動車で市内をまわり5万枚のビラ配りをした。	配布資料記事
大正10	1921	1月8日	朝	o/d	昨年の火災総損額　二億一千万円に達す	昨年の全国の火災損害額は動産不動産を合せて、二億一千万にも達したことを発表した。これは国費の一割五分に達する額であり、火災を未然に予防することが大切だと訴えた。火災の原因は季節によって異なるが、東京市において、冬は行火、炬燵、火鉢が大部分を占める。季節に関係なく煙草の火は主要な原因である。危険地域とみなされる箇所は、水道の水が不足しており安全地にするにはまだ見込みがついていない状態。大正12年度までにはなんとかなるだろうとみている。	
大正10	1921	1月11日	朝	a	失恋の痛傷に加えて放火の嫌疑から	ある男が、二世にかけて言い交わした恋しい女と浮世の義理からうまくいかず、さらに、不慮のことから自分の家より火を失したのがかえって自身の放火の疑いに問われて、世の味気なさを感じ自殺を企てた。 9日の午後二時にある男が市内の疎水松原下がるの路上で一通の手紙を発見。松原署にこれを届け、久家警部補が読むと、前期の理由を動機に自殺すると書かれた遺書であった。手紙に名前が書かれていなかったため、出火類の記録と戸数氏名を調べたところ、5日に宇治郡山科字北花山、松岡徳次郎から出火し、全焼したという記録があり、さらに、同家について調べると、長男の三郎がその後行方不明になっていることがわかった。遺書の筆跡などにより本人のものだろうと思われる。自殺したことはもはや疑う余地はなく、目下疎水下流の所轄所へも手当てして、死体の捜索中である。	
大正10	1921	1月13日	朝	o	防火の行賞	興謝郡はたき村■口間政吉と角尾重之助は5日午後7時半頃、白藪惣吉方より出火の際消防に努力したとして、各1円が。誓願寺堀川東入る井上源次郎は24日午前8時10分頃、福光巳三郎方出火の際、功ありによって2円を。新烏丸通荒神口下がる前田政雄は26日午後11時半西三本木通り丸太町。上る万里川松之助失火の際、消火に活動して2円を、各13日付け府知事より行賞された	

京 都 日 出 新 聞

年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事 （ 要 旨 ）	備 考
大正10	1921	１月15日	夕	e	伏見消防出初	15日午前８時に伏見深草、堀内一町二村の連合消防夫は工兵第十六大隊練兵場に集合。星野署長は一宮警部を従えて、人員しん呼機関点検をして、宇治川観月橋畔において、演習を開始。16日には、午前８時より竹田上下鳥羽横大路四ヶ村れん合消防出初式が行われ、上加茂川橋において放水練習をするはず。	
大正10	1921	１月15日	夕	o	竹林其他の降雪被害	13日の夜からの降雪が府下各郡と大きな被害がでている。爾丹地方は電話不通のため、更に情報が少ない。 ▲向日町署　郡設電話の電柱を折断したが、一箇所また電燈線の切断され、一線なるも全部消燈された。竹林の被害程度は現在調査中だが、昨年末の交接の際より損害は甚だしい。 ▲井手署　13日からの降雪量は、14日午前８時井手村において屋上５寸、八幡町では同３寸他に電話不通の箇所があった。	
大正10	1921	１月16日	夕	a	白川の火事	15日午後10時40分、北白川瓜生山京大法科学生、前島熊吉方より出火し、同家を全焼。11時20分に鎮火。原因は調べ中であるが、熊吉が不在中に出火したものだという。	
大正10	1921	１月18日	夕	a	上京の火事	17日午後７時半、市内上京区高野河原蓼原町18番地の南部戸友次郎方にては、家人の外出中に４畳半の間の炬燵から発火。あわや大事に至ると思い、付近の消防手西村菊次郎、澤村半四郎らが駆けつけ、消し止めた。原因引損害は取調中だが、小額の見込み。	
大正10	1921	１月20日	朝	a	物置から出火　大事に至らず	19日午前４時半､市内岩上松原上ル吉文字町450番地の小紋染業・高木べん次郎方の２階の４畳半の間から発火。家人が逸早く発見したため、大事には至らなかった。損害は行李を３個を焼いたのみ。損害額は50円程度。	
大正10	1921	１月24日	夕	f	消防界の新威力	去年に新威力のラフランス式自動車ポンプを２台、上下両消防署に配置したばかりだが、更に、松原川端両屯所に出張し、ハーレーダービットソンを各一台づつ配置することを考えている。このハーレーダービットソンは現在横浜市に１台あるのみで、構造は、陸軍省および逓信省で使用されている高級自動自転車に水管設備を施したもので、横浜市有馬消防署が考案し、東京の小林機会製造所に係り、60尺の水管10本を備え、乗組員３名、総重量80カンと小型で軽便。しかも速力は一時間60哩。着水距離は百数十尺を越すから、一朝火災の際には、小路から路地の奥まで自由自在に出入りできるし、効力は遥かに従来の水管車に優るので、市の消防界はいよいよ完備を期待している。	
大正10	1921	２月１日	夕	a	市内本能尋常小学校 二階建洋館二棟を焼く	２月１日午前８時40分頃、本能尋常小学校から出火し、木造２階建洋館２棟を全焼。幸いにも死傷者は出なかった。出火の原因は一年生の児童が相撲取りをしていて、ストーブの煙突が転覆し、児童は叱られると思い、その教室を飛び出した。火はあっという間に広がり、２階まで燃え移った。今回の火事で大活躍したのは、両団員と在郷軍人本■分会員であったが、什器の搬出をして防火に努めたが、鎮火も後始末に終われ、同校は彼らに握り飯などを配った。損害額と復興学は莫大。火事の責任をどう処分するかはまだ分からない。	
大正10	1921	２月２日	夕	a	土蔵から出火	２日午前２時頃、伏見大阪町606の綿商・西田庄三郎方物置土蔵の庇から出火したの発見した男が通報するとともに、近所の人たちと協力して消火に努めた。そのおかげで、西田氏の物置屋根半坪と隣家の医師、永原義雄の板壁を焼いたのみで済んだ。原因は調査をしても不明である。うわさによると、放火、または盗人の仕業だろうと言われている。土蔵から衣類などがなくなっていたので盗人の放火の説もある。一方、西田氏が召使、兼職工として雇っている40歳くらいの女が臭いとか臭くないとかの評判が高いのに西田氏は彼女に一度も給料を支払っていないとの噂もあり、どうやらこのあたりに原因がある怪火とみて調査を続けている。	
大正10	1921	２月５日	朝	a	山と町の小火 一つは郵便局	▲３日午後10時半頃、三条東洞院角京都郵便局の集配人寝室スチームより発火。火は濛々として	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						大騒ぎになったが、出火が早く発見されたことと、人手が多かったことで幸い大事には至らなかったが、場所が場所なので寒心すべき小火だった。 ▲1日午前10時20分、北桑田郡神谷村大字岡尻神吉共有森林より出火するが、折よく山仕事の者が発見しいち早く消し止めたため、落葉約15坪を焼失しただけで済んだ。原因は煙草の吸殻から発火。	
大正10	1921	2月5日	夕	a	京上区役所の小火 屋根から発火	本朝10時半頃、上京区役所子使室湯炊所の煙筒から出火し、屋根裏天井一坪を焼いて鎮火した。原因は煙突の掃除不行届きらしく、小使上田勝次、渡辺岩次郎の二人が雪のため倒れかかっている煙突を修理するために屋根に上がった際に瓦の間から火が吹くのを発見した。	
大正10	1921	2月6日	夕	d・o	都市家屋の払底と林業	近年における人口増加は著しく、深刻な社会現象の一つである。これにともない、住家の払底は免れない。これにおいて、価値あるものが山林である。山林事業は都市人口政策、寧ろ現在国民の過剰する人口政策として重要のみならず、商工業の原動力となり就中用材類を潤沢にして、住宅難を救済できるものだから、もっとも良策と言える。	
大正10	1921	2月6日	夕	a	萬壽寺の小火	6日午前9時40分頃、下京区東洞院萬壽寺下ル富田町の建築請負業・彦谷利左衛門方2階から出火。同家の天井、屋根裏を半焼し、10時に鎮火。原因は炬燵の火の不始末で損害高は100円。	
大正10	1921	2月7日	夕	a	都鄙の小火 同じ日に三件	▲白川橋　6日午後4時、市内三条白川橋東入ル五軒町24番地の坪井源之助方奥庭勝手口から出火。その家の妻が驚き、最寄の白川橋派出所へ駆け付けたが、火は煙突を伝わり、2階の柱へ燃え移り、付近の人と協力し防火に努め、わずかに柱の一部を焼いて同20分に鎮火。原因は同日午前7時ころより餅つきのために火を炊き続け火熱が上昇して柱を焦がしたため。 ▲下鴨　6日午後11時20分頃、下鴨宮崎町青物商、松井とく方裏座敷床から出火し、同家を半焼した。12時頃に鎮火。原因は家人が夕刻7時頃籠の灰を縁の下に捨てたため。 ▲深草　同日午後6時40分、紀伊郡深草村字筋違橋7丁目の疎水端に積んであった同町森下徳次郎の藁50貫が俄かに燃え上がったが大事に至らず消し止めた。原因は通行人の煙草の火。	
大正10	1921	2月8日	夕	o	本能校罹災	京都市本能小学校の焼失建築に対する死の罹災填補基金からの填補額は、15，749円97銭と決定した。（内訳は省略）	
大正10	1921	2月8日	夕	a	西陣の小火	8日午後3時34分、西陣笹屋町浄福寺西入織物業、加藤駒次郎方裏土蔵前から出火して該土蔵の庇および土蔵前の芥箱を焼いた。西陣消防署はこれを聞きすぐに駆け付け、全力を尽くし、すぐに鎮火した。原因は7日午後4時頃に同家雇い人、歳田小四郎が土蔵の前で炭俵を燃やし、藁灰を作り、その後始末が不十分だったため。	
大正10	1921	2月9日	夕	a	新町六角の小火	9日午前1時半、市内新町六角下ルの呉服屋鹿の子商・井之口辰之助と、その南隣の呉服商・寺江藤七方の隣接高塀の間より黒煙が出ているのを藤七の長男が発見し、消防に努め2時50分に鎮火した。原因は井之口方の煙突掃除の不始末より火の粉の散乱のため。損害は板塀を焼いたのみで約30円。	
大正10	1921	2月11日	夕	a	窃盗放火の女賊	午前2時頃、1名の女賊が府下伏見町字大阪町綿問屋　西田庄三郎方東手土蔵の錠前を破壊して土蔵内に忍び込み鼠縮緬羽織1枚などの衣類14点（時価550円）を盗み、犯跡をくらますため、土蔵入り口横手にあった古綿および莚（むしろ）に放火しそのままどこかへ逃走した。放火後まもなく家人が発見して大騒ぎとなり、消火に努めた結果損害250円程度ですんだ。伏見署はただちに各所に手当てし犯人厳探中、10日午後五条署刑事が市内某所で犯人と必適する怪しい女を発見し、本署に引致し、取り調べると、女は久世郡佐山村字下津屋、小林とめ（42）で意外にも前記窃盗放火事件は全く同人の所為と判明し、余罪もあるとみて引き続き取調中である。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正10	1921	２月22日	朝	a	炬燵が怒って	21日午後４時半、市内大和大路四条上ル常盤町166－22の山本得治郎方階下３畳の間の炬燵より盛んに燃え出したのを家族が発見し、火のついた布団と畳一帖を裏手の白川に投げ大事に至らなかった。原因は炬燵の炭の飛火だろう。	
大正10	1921	２月25日	夕	a	電柱に落雷	24日午後３時過ぎ、府下綴喜郡井手村付近では豪雨、降雪に加えて関西水電会社の電柱に落雷し発火し電柱を半焼した。	
大正10	1921	２月26日	夕	o	小学児童の消防署見学	府下舞鶴町明倫尋常小学校の５，６年生男女計200名は26日市内各所へ修学旅行の一環で下消防署に見学に行った。同署はこれを歓迎し、同署前の広場で各種の実地演習と講話をした。児童はその迅速な活動に感心し帰った。「斯く郡部より見学をわざわざするのに、未だ市内の団体にこれらがないのは甚だ遺憾だ。もし希望があるのなら両署喜んで迎えたい」と上下両消防署長が語った。	
大正10	1921	３月２日	夕	a	押入れからボヤ	１日午前７時40分頃、夷川通川端東入ル三筋目上ル中川町の白崎たつ方２階六畳の間、押入れから出火したが、大事に至らず天井一坪を焼いて鎮火した。原因は、同居人山本もうあが押入れに布団をたたみこむ際に、炬燵の火が落ちていたのに気が付かなかったため。	
大正10	1921	３月２日	夕	a	籾臼が燃える	午後２時、市内四つ塚千本東入ルの農作業・佐竹喜三郎方裏きゅうり苗の温室より発火したのを家人が発見し、直ちに消し止めた。損害は籾臼を１個を焼いたのみ。原因は温室内の火鉢の火が飛び火して古筵に燃え移ったため。	
大正10	1921	３月４日	夕	o	火災後の城丹	28日の城丹農事講習所がの一部が燃えたが、製糸科は２日より既に開始させた。養蚕科は４日から南産室を使い応急授業をする。	
大正10	1921	３月４日	朝	d	消防の話 何より怖いは火事（１） 地震、雷は定住ないが、親父の目玉以上に火は怖い	地震、雷、火事、親父と恐ろしいもののうちにも火事は数えられる。「火元七代怨まれる」と言って、火出しをした家は孫子の代まで近所合壁からそしりを受ける。 火が出た際に、素人が叩き消そうということが、かえって事を大きくする傾向がある。これは最も注意すべきことであって、そのために、消防署という機関があるのだから、どんなに小さな火でも、消防署に依頼するという考えが間違えない。 まず、火事の原因を調べるが、昨年の火災数を知っておく必要がある。昨年は失火：56（上消防署）/93（下消防署）/149（合計)、放火：１/４/５、その他：２/０/２で、合計156件あった。	
大正10	1921	３月５日	夕	o	拍子抜けした自動車ポンプ 火事の間違いで	４日午前10時頃、中立売通大宮東入ルの豆腐商こと田中治郎がバケツを携え同家の屋根に駆け上がり消火に勤めているので付近の者が火事だと思い、西陣署に急報し、同署は警部補、その他非常召集をして、現場に出張自動車ポンプを出動して火事騒ぎとなったが煙もあがらないうちに、一同は口をアングリと開けて引き上げた。様子を聞くと、同家では常時釜を利用しており、同朝は注文が多いため２つの釜を盛んに燃やしたところ、いつも使わない所だった為、瓦の煙突が焼けて真っ赤になったので同家の人が水をかけていただけであった。	
大正10	1921	３月５日	朝	d	消防の話 何より怖いは火事（２） 原因は吸殻が第一	１年156回の出火数。月で計算すると、一ヶ月に13回、すなわち３日に一回強あるので、京都の火事も満更少ないとは言えない。この156回の火事での損害は戸数件数にして、全焼：24（上消防署）/49（下消防署）/72（合計)、半焼：16/28/44、合計：40/76/116となる。この表を見ると、116軒の多くが灰になったわけであるし、半分くらい焼け残っても何にもならないのである。 これを坪数で直すと、住宅：約282坪（上消防署）/約740坪（下消防署)、その他：約379坪/約870坪で、上下合計約2212坪となる。これを両署合算して金額にすると、建物、什器その他を合計すると、401528円51銭と莫大である。これだけの財産が一瞬にして失われるのであるから、火事は恐ろしいと今更驚くべきまでもないが、これらの火事の原因は案外些細な事が多い。 煙草の吸殻　33件　煙突16件　炬燵15件　電気14件　かまど13件　火鉢12件　焚き火10件　燐寸	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						（マッチ）９件　灰４件　■■４件　■件　乾燥３件　不明３件　燈明２件　消炭１件　機械の摩擦１件　火消壺１件　煤煙１件　提灯１件　巻線香１件　カンテラ１件　天麩羅鍋１件　放火５件 放火は防ぎようがないが、その他の原因は不注意から起こっているもので火事もある程度予防ができるはずだ。	
大正10	1921	３月６日	朝	d	消防の話 何より怖いは火事（３） 消防署と消防器具の事 ポンプ、水管両自動車	いつくるかわからない火事に備えて、両消防署は様々な体制で構えている。消防手が交代で、望楼、警手、雑務、休息とういうように一時間毎に交代勤務をしている。望楼勤務は高いところから肉眼、望遠鏡などで見張り、警手はテーブルで電話や申告の受付、雑務は消防器具の手入れなどで、火事に常に準備している。 また消防機具といえば、龍吐水から漸次進歩して腕用ポンプから蒸気ポンプとなり、目下消防署に備えつけたものはポンプ自動車と、水管自動車である。ポンプ自動車は１分間に悠に10石５斗（約1,890リットル）の吸水力であり大概の猛火でも対応できる。次いで水管自動車は速力がとても速く１時間45哩（約72キロ）まで出る。消防屯所には前記の蒸気ポンプが備え付けられているが、これは人の力で押していくので、快速力は自動車には言うまでもなく劣る。 そもそも消防の要は早く現場に駆けつけることであるから近々ホース自動自転車を備え付けることになっている。これは水管自動車のもう一つ進歩したもので速力も一層速く、かつ車体が小さいため自動車の入れない場所にもこれだとずんずん行けるので便利だ。今後は火事と言えば、このホース自動自転車が駆けつけ、次いで水管自動車が走り、続いてポンプ自動車が繰り出す、といったことになる。	
大正10	1921	３月８日	朝	o	放火窃盗公判 懲役12年の求刑	去年11月25日夜、府下加佐郡宮津町堀川萬町の大工職で窃盗前科４犯の高岡末吉は乙訓郡久世村山村兵之助方の納屋に放火し、通報され、警察が取り調べたところ、以前にも京都全市20数箇所の富豪の邸宅を襲い、窃盗を働いていたことがわかり懲役12年の求刑となった。	
大正10	1921	３月８日	朝	d	消防の話 何より怖いは火事（４） それ火事だと見れば直ちに「火事です」と電話せよ	火事ーそれが大火でも小火でもなんでもいい。とにかく角火を失したらと見ればすぐに消防署に知らせるべきである。中にはコタツで畳が焦げたとかほんの些細なことなら、消防署に知らせるなんて馬鹿げているいると考えたり、また、火事を知らせたら叱られたり、罰金を取られたりするのではと心配する人がいるが、消防署はどんな小さな火でも飛んでいくのが仕事であり、決して叱ったり、罰金を取ったりはしない。だからまずなにより消防署に知らせるべきなのだ。電話番号を言う必要はなく、「火事だ」と言えば、交換手はちゃんと消防署につなぐことになっている。大抵の人は火を見ると叩き消すことで頭がいっぱいになって、電話できないので、そんなときは一番に駆けつける近居の人が通報するのがよい。公衆電話なり、専用電話がチリンと鳴れば、それと一斉の大活動が開始されるのだ。	
大正10	1921	３月９日	朝	d	消防の話 何より怖いは火事（５） それと火事と聞くや自動車は16秒時間で飛出す	消防署では火事の電話を受けると、ベルがなったと同時に詰合いの人が受話器を取りにでると同時に、電話機の下のボタンを押す。そうすると、下の警手と消防手の詰所のベルがなるようになっているので、消防手は水管ポンプ自動車へ駆けつける。柵を外したり、ホースを掛けたりそれぞれの仕事をこなし、車を門まで出す。その間に２階の電話で火事の場所などを聞いて、下へと伝える。それ目的地へと１時間30マイルの速さで飛出す。一方火災専用電話は階上階下の両方にあってより一層早い。通報のベルがなってから自動車が車庫をでるまでに16秒しかかからない。もっとゆっくりでも30秒もあれば十分なので市内であれば、通報から５分ほどで目的地にたどりつける。 以上は昼間のことで、夜間は警手の一人がこのベルの音を聞くと、官舎へ通じるボタンを押し、官舎ではいかなるときでも飛出すことになっている。すぐに出動できるように、寝るときもズボン	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						を履いたまま。火災の時はこの前も述べたように①速い水管自動車→これだけでは無理なら電話②ポンプ自動車→この２台でも不足　③各屯所の蒸気ポンプが出動	
大正10	1921	３月10日	朝	d	消防の話 何より怖いは火事（６） 80尺もある望楼の上から冬季18度の酷寒にも耐えて年が年中の火の見番	今までは公衆のほうからの通報の場合を話してきたが、今回は消防署が発見する場合を説明する。消防署では80尺（約26メートル）もある高い箱のなかで、365日雨が降ろうが、昼夜監視している。もやが多いときは見にくく、多少距離感が掴めないことがある。また夜は遠く、昼間は近くに見える錯覚もある。 昨年の火災の一番多い月ランキング 12月 30回、３月 23回、11月 16回、４月 16回、６月 13回、２月 11回、５月 11回、10月 11回、１月 ９回、８月 ９回、９月 ８回、７月 １回 最後に火災の心得として以下の三か条を挙げて、この消防の話を終える。 一、早く消防署へ知らせて、 二、早く消防自動車を避け、 三、無用のものは現場に近づくな	
大正10	1921	３月11日	朝	a	織物会社工場焼失	10日午後５時半頃、市内下京区東九条三宮町71番地の日本輸出織物会社の乾燥室より出火した。みるみるうちに建物20棟を焼いた。原因は目下取調中であるが製品と機械と合わせると９万円ほどの損害。	
大正10	1921	３月12日	夕	a	京都本局の火事騒ぎ	10午後１時過ぎ、市内三条東洞院京都郵便局東に隣接する中央市場内理髪店、山本方屋上より発火したのを付近の人が気づき、直ちに消火したものの、同家は半焼した。一方、同局では、万一をおもっては非難の準備をするなど騒ぎになった。原因は、付近の煙突からの飛び火か何かだろう。	
大正10	1921	３月15日	夕	a	炬燵の不始末	13日午後11時頃、七条通烏丸西入ル東堺町泉善７の裏屋徳野方の６畳の間より出荷し、布団４枚半を焼いて鎮火した。原因は炬燵の不始末で、家人が外出中に隣人が発見し大事には至らなかった。	
大正10	1921	３月16日	夕	a	府立病院の火事騒ぎ	14日午後９時45分頃、京都府立病院患者用布団その他、雑用品倉庫から出火し、大騒ぎになった。通行人が発見し急いで事務所に通報したため、約20分で鎮火した。同倉庫は火気厳禁のため、原因は不明だが、搬入した布団に火気を含んでいたいのもあるらしいと陳述している。	
大正10	1921	３月23日	夕	a	向日町の小火	21日午後９時頃、府下乙訓郡向日町字向日町人力車夫、坂井清吉方の２階四畳半の間から出火。ただちに家人が発見し大事に至らず消し止めた。原因は長女（19歳）のコタツの不始末。	
大正10	1921	３月23日	朝	d	木津川改修は 臨時府会に提案	木津川の予算案について	詳細の数字などは記事を参照
大正10	1921	３月25日	夕	a	西陣の火事 練物屋半焼す	23日夜９時20分、西陣浄福寺通中立売下ル西側練物業、猪飼度治方から出火。同家を半焼して、同40分に鎮火。原因は同家の４畳半の炬燵の不始末によるもの。損害は360円。	
大正10	1921	３月29日	夕	a	郵便ポストの出火 信書14通を焼く	27日午後６時頃、七条郵便局部内、松原通り油小路設置のポストを同局集配人が開函しようとしたところ、内部から白煙が立ち上り、直ちに火を消し止めたが、既に信書数通の表記不明までに焼いているものもあった。故意かイタズラか何者かの所為かも不明であり、堀川署にて目下犯人を捜索中。	
大正10	1921	４月２日	夕	a	ポストの出火は酔漢の煙草火から	３月27日午後６時半頃、松原通油小路角のポストから出火。自然発火はありえないと捜査をすすめたところ、中路佐一郎ら３人が亀山バーで一杯傾けポストの前で中路が喫煙しようとマッチを擦った所、横から友人が冗談で吹き消した。中路は次は消されないよう、ここなら大丈夫とポストの差入れ口でマッチを摺った拍子で開閉器が回転しマッチがポスト内に落ち出火した。	
大正10	1921	４月３日	朝	a	不在中に火事	１日午後２時20分頃、葛野郡梅の畑村字、中島政次郎方より不在中に出火し黒煙が立ち上がったのを近所の人々が駆けつけ消し止めた。原因は、神棚の神酒徳利が転倒し、安全マッチにかかったものと思われる。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正10	1921	4月8日	夕	a	松林院の出火はコンロの飛火から	市内猪熊五条下ル本国寺たつ中松林院の出火について、永田すみが午後に湯を沸かすべくコンロに火を起こしが、その飛火が付近の焚き付けに燃え移ったのが原因。	
大正10	1921	4月9日	朝	o	放火致しました 宿の無いに困って嘘申し上げる	10日午後10時頃、松原署へ目の色変えて私は只今主人の家へ出火しましたが、恐ろしくて自首に来ました、と述べる女の供述に怪しい部分があるので色々取り調べたところ、少々精神に異常があり、旅館に解雇され、泊まるところが無く困ったので、警察へこのようなことを申し出たら寝泊りさせてもらえると思って嘘の供述をした。	
大正10	1921	4月12日	朝	o	火力発電所　設立準備	京都市において電力の不足で、需要に対し充分な供給ができないことより、市会は出来る限り火力発電所を設立しようとしている。	
大正10	1921	4月18日	夕	a	本町五条の火事	17日午前1時、市内本町五条下ル95番地の犬達方より出火し、物置2棟、離れ、屋敷そして南隣の加藤氏の家の一部も焼いて30分後に鎮火。原因は取調中。	
大正10	1921	4月21日	夕	a	伏見の火事　損害一万円	20日午前4時半、紀伊郡伏見町京橋の酒造屋、木村小四郎方から出火。酒屋とあって樽に火がうつり大事となって伏見の消防隊や酒造業者消防隊の応援を得て消火活動した。火元の家は全焼し、隣の家を半焼した。原因は雇い人の火の不始末だと思われている。	
大正10	1921	4月26日	朝	o	瓦斯壺の爆発	24日午前11時半、伏見町字新中町の染料工場で瓦斯壺の爆発し出火した。原因は雇い人の中原氏が冷却ポンプの水の欠乏したるに心つかざりしか。	
大正10	1921	4月28日	夕	a	孵化室から出火 火事のタマゴ	26日午後11時40分頃、上京区紫竹北船町養鶏業、内山国太郎方の裏の孵化室から出火したのを家人が発見した。天井を焼き10分で鎮火。原因は室用ランプ。孵卵機や種卵を焼いて損害は600円。	
大正10	1921	4月30日	夕	a	マッチから火事 自然に発火し	29日午前3時頃、府下葛野郡西院村字西院小字乾条、児島安次郎の納屋より出火し、納屋を全焼し、自宅にも燃え移った。40分後鎮火。原因は一週間前に購入した箱マッチが発火したため。	
大正10	1921	5月4日	朝	a	三条坊城の大火 全焼14戸半焼4戸	3日午後3時、三条通坊城東入ル北入■子工場、矢尾光次郎の工場の東北から出火し、みるみる南隣の中村製材工場青木岩次郎、とその隣の山本氏の家へと燃え移り、上下両消防署および、有郷軍人ら多数出動したが、同所は道幅が狭く活動意の如くならず、ついに14戸全焼、4戸半焼した。損害は数千円に達する見込みで、小さい路地のため、家財を持ち出す暇もなかったのこと。原因は火元の矢尾の工場の2階を借りているものが朝七輪で煮物をして、出勤したが、七輪の不始末より発火したとみられる。	
大正10	1921	5月4日	朝	b	保津川更に増水	7日午前5、6時まで保津川の増水が7尺（約210センチ）に達し、保津川本流から嵐山へ通じる船は危険なため、6日以降停止している。	
大正10	1921	5月14日	朝	o	京大病院に装置した煙の出ぬ煙突 中澤技手の一大発明 都市計画上の福音	しき工業の殷賑（いんしん）を極めると同時に彼の■天の煙突から吐き出す煤煙が都市住民に多大な迷惑をあたえ、植物にも災害を及ぼすこと理由に、これを防止する従来■々防止法があったが今だ完璧を期することができなかった。そこで京都大学の中澤萬吉氏が長年の研究の末新しい煙突を発明した。これは煤煙を防止し、燃料も大いに節約し…（資料読取困難なため省略）…都市計画の立場からも富見して舌を巻いた。 石炭量は今日の消費高でいけば、670年で尽きるという。炭坑も限りあるものなので我々も実際消費にあたるものは能う限り経済的燃焼方法を講じなければならい。 この煙突は従来のものに対して約1割の燃料が節約でき、煤煙も防止できる。がい機使用については使用石炭の性質を知っておくことと、火爐へ装炭する分量と装炭間隔とをなるべく一致させる必要がある。現在は京大病院に据付の専売特許を受けている熱気式は冷気式に対し34分石炭を節約できるが、製造費用がかかる。	
大正10	1921	5月16日	夕	a	茶園火事　煙突の火粉で	14日午前11時半頃、府下宇治郡宇治村字木幡小字、中村林屋合名会社所有の玉露茶屋覆莚から出火し、茶園200坪を焼いた。12時に鎮火し、損害	

京 都 日 出 新 聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事 （ 要 旨 ）	備　　考
						700円。原因は、茶園内製茶工場の汽罐の煙突から飛んだ火の粉。 ＜別報＞ 14日午後３時半頃、府下宇治郡宇治村字木幡小字、中村林屋合名会社所有の茶園は覆いより突然日を発し折からの風に煽られて茶園一帯約３町歩に移って燃え広がり僅々15分にて３町あまり全部烏有にきしたが、原因は詳細は判明していないが、たぶん七条驛午後３時40分発奈良行き列車の煙突の火が日覆いの藁に燃え移りしたものらしく、損害は茶樹全部烏有なので12、3万円にのぼるみこみ。	
大正10	1921	５月19日	夕	a	火事＝八戸を焼く 東山線疎水下る徳成町 火元は紙屑屋で以前にも失火 嬰児を連れ出した妻女火傷	18日午前零時50分、東山線疎下る徳成町10番地の紙屑商、柏脇卯三郎方より出火し、強烈な北風に吹きたてられて同家、および隣接家屋、原田氏の家などを含める４戸と、日清紡績社宅渡辺氏の２戸、都合８戸を全焼した。消防署の必死の努力により、１時半に漸く鎮火。原因は紙屑を焼き捨てた灰の不始末から。同家は１ヶ月前にも同じ原因で夜11時頃失火したのを日清紡績社員の綿貫明永が発見し、消しとめ大事には至らなかった。その際同家の者を叩き起こしたがなかなか起きてこなくて、付近からの非難の声もあった。同家の妻女のなみは嬰児を助け出すため家に引き返し、無事連れ出したが女は頭に火傷を負った。	
大正10	1921	５月19日	夕	a	猪熊にも火事	17日午後９時半頃、市内猪熊通仏光寺上る瀬戸屋町紙屑商、小林ねい吉方紙屑買場の同町東側路次平屋６坪の建物より出火し全焼した。向かいの家も半焼した。９時50分頃鎮火。原因は目下取調中。損害約600円。	
大正10	1921	５月21日	夕	a	旅館の小火	20日午前５時20分頃、市内下京区蛸薬師東洞院東入ル泉正寺町314番地の旅館平野屋こと遠道新平方裏土の土蔵入口に置いてあった炭俵から発火し、土蔵の庇から燃え移り、家人が発見しただちに消しとめ大事には至らず、同25分に鎮火。原因は前夜風呂を沸かしたあとの火を落として熱灰をバケツに貯蔵して置いておき、翌朝午前５時頃、前記の塵埃を炭俵に捨て残っていた塵火種が発火したとみられる。同家の次男は防火の際にあやまってガラスの破片で後頭部に全治１週間の怪我を負った。	
大正10	1921	５月23日	朝	a	ボヤ二件	市内下京区本町９丁目東入ル本池■■■354番地…（読取不可）…大事に至らず消し止めた。	欄外記載のため読取困難
大正10	1921	５月23日	朝	a	岡墨光堂の失火 百余万円の新古書画は幸い類焼を免る	22日午後９時半、京都上京区富小路姉小路下ルの東側表具店墨光堂こと岡岩太郎方表２階仕事場から出火し、宵の口となると野次馬が多くなり消防が困難になり、火は一面の猛火となって北隣の小幡表具店に類焼し、余炎は五十嵐清助方の裏口と更に、火元の南隣の中村氏の家を半焼し、10時半に鎮火した。 同表具店は、職工30名を使役し殊に古書画に現代名家の骨董品を取り扱い現に土蔵には百２,30万円の品があった。原因は取調中。	
大正10	1921	５月24日	朝	a	麩屋町二条の小火	23日午後６時20分頃、麩屋町二条上ル西側路次の料理人・東新一方押入より出火し、付近の人々と協力してすぐに消し止めた。前夜、富小路三条の火事もあって付近の人は大騒ぎであった。損害は布団３枚のみだが、原因は怪しい部分があって、妻女某が放火したのではないかという疑いがあり上消防署で取調中。	
大正10	1921	５月24日	朝	a	先斗町の小火	23日午後７時40分、先斗町四条上ルの料理業・井上清三郎２階から出火したが、大事に至る前に消し止めた。布団を焼いて損害は20円。原因は煙草の吸殻であった。野次馬が殺到した。	
大正10	1921	５月25日	夕	o	雷公猛威を振う 雷光雷鳴位では満足せず 農作物を荒らし、人畜を倒す	23日午後零時15分頃から６時過ぎまで、関西地方一帯に渡って空一面雲が覆い、雷がひどかった。京都府下において出水落雷等により人畜、茶、桑、その他一般農作物にも相当の被害を出した。	
大正10	1921	５月25日	夕	a	嫉妬の炎から放火して入水した女 愛と憎じゃ人間性の両極であることを証明した麩屋町の二条の火事	23日午後６時頃、人通りの多い中、三条大橋の上から飛び降りた美人女性がいた。人力車を押していたものが通報し、警察と共に協力して女を引き上げ、最寄の医師まで運び一命を取り留めた。精神が安定するのを待って、事情を聞くと、この女、森崎いしは一年前から東新三と内縁を結んで同棲していたが、近頃男に違う情婦ができたとみ	５月24日朝刊「麩屋町二条の小火」の関連記事 24日の朝刊では東新一となっているが、今回の記事では東新三となっている。

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						られ、強く当たるので不快な日々を送っていたが、22日男から「俺にはお前より可愛い女郎がいて、夫婦約束までしたので、今日限りお前とは離縁するので出て行ってくれ」と言われ、悲しさ、そして妬ましさが爆発し、この恨めしい男の家を焼いて自分も身を投げようと決心した。 そして、23日午後５時、新三の不在中に自宅に侵入し、押入れの焚き付用の鉋屑を山と積んで点火し、燃え上がるのを確認して家の外に出た。そして、疎水へ投身したと泣く泣く語ったので、身柄は中立売署に引き渡した。	
大正10	1921	５月25日	夕	a／o	押入れで喫煙	23日の先斗町の小火については朝刊の記載の通りだが、所轄五条署での取調べで、同家の雇い人榎川金蔵が午後６時頃、２階４畳半の押し入れないで隠れて喫煙し、その吸殻の不始末が原因だったとわかった。	５月24日朝刊「先斗町の小火」の関連記事
大正10	1921	５月26日	朝	o	財政雑俎 墨光堂の出火と保険率	富小路三条上る表具商墨光同の出火は、従来出火率の少ない中京部においてとにかく大きいものであったとともに、保険契約額も個人としては大きかった。保険会社の契約条件は商品に対して委託品一切も含まれることになっているそうだが、岡氏対委託者との間には、いちいち委託に対して時価を附しているわけではなく、且つ、保険額もこれに標準としていないため、結局、保険会社が商品に対し12万円を支払うこととなれば、受領者の岡氏と委託者との交渉は甚だ難事におちいる。委託商品（書画類）の焼失価格を算定すれば少なくとも７、80万円にはなるとの評判だが、委託者は件の物品価格を表示しなければならない。しかし、この場合「無」に対する評価は困難であり、要求額通りいかず、結局は支払い保険料と市価と案文法によって解決するかどうか…などと市火災保険界では一問題となっている。	５月23日朝刊「岡墨光堂の失火」の関連記事
大正10	1921	５月26日	朝	a	落雷と降雹	23日午後１時より豪雨のため府下綴喜郡有知郷村字有知郷で落雷浸水などの被害を被った家屋が13戸に達した。また同日雹が降ったため、同村一帯の農作に多大な被害があり、被害額は５万円に達する見込み。	各農作物の被害額は記事参照
大正10	1921	５月26日	夕	a	全焼19戸半焼４戸 近年に稀有の大火 発生壬生中馬場町	25日午後零時10分、市内下京区車庫前通三条下ル壬生中馬場町、藤崎製材所から発火し折柄の西風に煽られて、みるみる付近一面を火の海と化した。同家をはじめ、全焼19戸半焼４戸、建坪約210坪を灰にして同２時40分に鎮火した。　この工場は去年も火災を起こしていたが、今回が３回目であった。 今回の火事は防火栓の設備や水の便が悪かったこと、また付近が材木屋が多く火のまわりが非常に早かった、路地が狭く消火活動に苦しんだなどの原因が重なり、大火となった。	
大正10	1921	５月28日	朝	o	雷鳴降雹	27日午後２時半頃、京都市方面は天地冥冥となり雷鳴がしきりにあった。気温は午後２時の測定で20度５を示し数分間に渡って降雹があった。	
大正10	1921	５月28日	朝	a	群部の火事（二件）	26日午後、北桑田郡神吉村258番地、前田興吉方より出火し同小屋一棟を焼失した。原因は取調中	
大正10	1921	５月29日	夕	a	小川六角の火事	28日午前４時40分頃、下京区小川窯六角下ルの浸落ち業、今井與三郎方の２階より出火し、２階を全焼した。５時半頃、鎮火した。原因と損害額を取調中。	
大正10	1921	６月１日	朝	a	花屋町の火事	31日午後４時10分、下京区花屋町通片原町西入ルの綿打業・川見源次郎方より出火し同家を半焼した。原因、損害は取調中だが、打綿■に混じっていた西洋マッチが発火したものらしい。	
大正10	1921	６月２日	夕	o	火を粗末に扱うな 五月中市郡出火度数41回 １月以来の損害高66万円 水道普及は焦眉の急務	５月中京都府下における火災頻発の状況は近年まれで、長年消防手である人でさえ、今だ経験したことがないほどである。５月中の市部下京区の出火度数は14回、上京３回で郡部24回、計41回に達し、ほどんど１日２回の割合で起きている。例年の統計から見れば、５月は比較的火災の少ない月であるにもかかわらず、今年は恐るべき新記録であり、この原因はあくまでも調査の必要があるが、一般人の診察も専門家の消防署長も、火気のあるものを注意して取り扱わないからだとの平凡	資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						な一句であった。 なお、本年１月以来の市部における出火度数は74回の損害66万円で､昨年の大正９年出火度数153回の半数に及びその損害額40万円をすでに26万円も超えている。小火が大火になるのを防滅するには至急水道設備を完成して防火栓をあまねく急設することである。堀川、西陣消防署などが付近に至急水道の敷設を希望し、市役所に要求するところだが、早くても本年末、遅ければ、来年までかかる。先月壬生車庫前の大火もあり、また大火を繰り返さないためにも、火を粗末にしないよう呼びかけている。 （小見出し）火事の製造元　ボロ屑屋 近年火災は全市を通じて頻発しており下京における既往一ヶ月間、紙屑ぼろ古綿など置き場より出火しているものが10件にのぼり、堀川署部内のみでも４件あるので署長らは、２日午前10時より営業者55名を召集し火気取扱について訓示をした。	
大正10	1921	６月２日	夕	a	嵯峨天龍寺 火を失す　原因は漏電か	１日午後11時半頃、府下葛野郡嵯峨村大字天龍寺小字長辻の臨済宗本山天龍寺塔中寿寧院から出火したが、直ちに発見し消防に努めたため、屋根の一部を焼いただけで終わった。原因を取調中だが、普段火の気のない２階の物置から出火したので、漏電ではないかとみている。	
大正10	1921	６月７日	朝	a	蚕の暖から出火 季節柄御注意	４時午後９時半頃、蒲生郡市辺村大字市辺の毛利仙助方より出火し同家を全焼した。付近の村消防組合の協力により類焼を免れ、10時半に鎮火。損害は約1200円で飼育中の蚕は全部燃えた。原因は蚕の暖をとる火が藁に移ったため。	
大正10	1921	６月８日	夕	a	油屋の小火	８時午前７時50分頃、今出川通浄福寺角の機械油商・中川徳蔵方より出火し、大事に至る所を上消防員が発見し、直ちに消し止めた。原因は同家の雇人が麦わら帽子を洗濯した為、タラフィン蝋を引きぐわすの火で溶かしている際、過って火が蝋に移り、更に付近の油に燃え移ったため。	
大正10	1921	６月10日	朝	o	京都と迷信	五、火の用心 ★茶碗に水一杯汲み他の一つには入れずに窯の前におき火箸を逆さにして夜分立てておくと火難に合うことなし ★棕櫚（しゅろ）の木を植えておくと火事を防げる ★ネズミが一匹もいなくなるのは火事の前兆 ★秋葉山愛宕山のお札を貼ると火の用心になる ★赤石をもって便所に行くと火事が起こる	資料集に収録
大正10	1921	６月15日	夕	a	放火犯人徘徊す 市内各署の警戒中 川端署部内で放火逃走	14日夜11時頃、上京区新丸田町仁王門南入ルの竹谷吉之助方入り口に放火して逃走した者がいて、通行人が発見し火を消し止めた。川端署では子供のイタズラか精神病者の行為であろうと捜索している。	
大正10	1921	６月18日	夕	b	170余町歩の田地水底に沈む 数日経過すれば苗は腐る	連日の降雨に桂川の増水が酷く、今のところ９尺の増水を記録したため、納所村にある５番の樋が12日に閉たきり開かず、伏見、下鳥羽、上鳥羽、横大路、竹田、納所などがら流れ出す濁水は吐け口を塞がれ、田地が水の底に沈んだ状態になっている。この状態が数日続けば、田の作物は腐り、田植えを目前にした苗代を腐らせれば、今年の秋に米がなくなると心配している。	以下に関連記事あり ６/18夕刊「宇治川も浸水一尺」
大正10	1921	６月20日	夕	a	京都駅深夜の怪火 一、二等待合室北方階段裏より 黒煙渦巻き上る椿事 幸い20分後鎮火損害寳少	20日午前２時50分、京都駅構内下り12等待合室北方の階上都ホテル出張所に至る階段裏より異様の煙が噴出しているのを、駅員が発見し現場に駆けつけた。宿直員らが消火器で消火活動をし大事に至らず同３時10分鎮火した。取り調べによると、同待合室掃除夫が終電発車後に、待合室を掃除した紙屑に塵埃類を階段下に集めておいたが、中に火の気の残った煙草の吸殻が燃え出し、近くに立ててあった藁のほうきに燃え移ったものらしい。旅客列車の出入りが無かったので混雑を免れた。	
大正10	1921	６月25日	朝	a	幼児の放火　損害は30円	（欄外記事の為、判読不能）	
大正10	1921	６月26日	夕	a	弾きマッチから	５月26日午後６時頃、市内松原大和大路東入ル２丁目の郵便集配人・伊興田用吉方の物置から出火し、同家を７分で焼いたが、その後の取り調べの結果、原因は８歳の子供が弾きマッチというも	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
						のを遊戯中、マッチの燃え軸が物置の鉋屑に燃え移ったことであったと判明した。最近は、この種の失火が多いので、親は注意しなければいけない。	
大正10	1921	6月27日	夕	a	天龍寺の出火は堕落僧の放火	今月1日午後11時半頃、府下葛野郡嵯峨村大字天龍寺小字長の辻臨済宗本山天龍寺塔中じゅねい院から出火した事件で、取り調べの結果、寺の僧池上文成が出火の日に行方不明になり、且つ、それ以前に3回にわたり寺中で盗難をし、その犯罪を隠蔽する為に放火したことが分かった。人の家に潜伏していたが、14日逮捕した。	
大正10	1921	6月29日	朝	a	扇骨屋の小火	27日午後11時半、市内下京区馬町本町東入ル北棟藁町の扇骨職・山本市三郎方より出火した。被害はわずか障子2枚だけだった。原因は普段から床下へ扇骨の竹屑を落とし貯めてあるものへ、板間の隙より煙草の吸殻が落ちて燃え出したこと。	
大正10	1921	7月1日	朝	a	竈の煙突から	30日午後5時頃、下京区新町松原■芋屋、小山吉松方の西側から煤煙がでているのを通行人が発見。同家の人に知らせると煙突が熱火しているのがわかり大事にいたらず済んだ。	
大正10	1921	7月1日	夕	b	豪雨と各河川	連日降り続く豪雨のため京都府下の各河川が増水し、堤防の決壊、水田、道路の浸水の被害が出てきている。幸い人畜の影響はまだでていない。	2日夕刊。 京都東京間の電話復興記事 2日夕刊。 引き続き各河川の増水状況について。 3日夕刊。 豪雨と各地状況いついて。 西陣では、浸水家屋が61戸。 11日朝刊。 猛雨後の京伏の浸水状況について。 11日夕刊。 暴雨による電話線の故障。 雷雨と京阪電車の状況について。 12日朝刊。 伏見の浸水家屋について。 12日夕刊。 災害土木復旧費。 14日朝刊。 豪雨と浸水家屋数について。 暴風雨のため窯業会社倒壊した事件。 14日夕刊。 豪雨と各地の被害状況。(加茂駅付近の線路が崩壊など) 伏見方面の被害状況。 京都市外線が豪雨のため電話が普通。 15日朝刊。 伏見町水害時報。 （1,829戸が浸水。大正7年につぐ大洪水） 15日夕刊。 伏見町減水。 21日朝刊。 城南の浸水田の状況。 22日夕刊。 城南の水害地と浸水善後策。
大正10	1921	7月4日	夕	a	木屋町の火事	4日午前11時45分、上京区木屋町通二条下ルの吉富旅館・森田久方の2階から発火したが、専用電話で急報に接し上消防署が現場に出動し大事にいたらず消し止めた。原因は家人は漏電を主張しているが、不明な点が多い。	
大正10	1921	7月5日	夕	a	吉富の火元は、丸山鶴野方	上記の木屋町の火事の火元が、中立売署の調べで付近の丸山方の裏で焚き木をしたのが飛火したものだったとわかった。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正10	1921	７月７日	夕	a	姉小路の小火	７日午前、姉小路通富小路西入ル松本町の洗濯店・中山鉄次郎方より出火し、裏手洗濯工場を半焼し鎮火。原因は取り調中。	
大正10	1921	７月10日	朝	o	宗教者の残忍を語る 五児焼殺の放火	同志社大学教授の日野真澄氏があの有名な、対原田社長の大騒動から同志社を退いて間もなく怪火？のために５人の愛児を焼き殺されたことは今も消えることはなく…と今の心境を語った。「私は怪火だということを断言する。犯人があがらないのですから…。」など怪火を主張しつつ、当時の警察の取調べがずさんであったことを述べた。	
大正10	1921	７月11日	朝	a	通行人の煙草から	欄外で報じた通り、９日午後３時半頃、愛宕郡鞍馬村字線香の製造業・神安市太郎方の納屋から出火したが、原因は通行人の煙草であることがわかった。	
大正10	1921	７月12日	朝	a	日中の火事 東洞院綾小路	11日午後５時半、東洞院綾小路角の下村忠二郎方から出火。日中であったため、上下両消防署の自動車ポンプが逸早く駆けつけ、同家を半焼しただけで済んだ。原因は取調中。	
大正10	1921	７月12日	朝	a	銀紙職から紅蓮の炎 富小路の火事	11日午前２時40分、市内下京区富小路通仏光寺下ル筋屋町西側の銀紙職、野村浅次郎方２階４畳半の間から出火した。同家を全焼、隣家を半焼させた。原因は２階で19歳の長男夫婦が寝ていたが隣室で職業用のアルコール瓶が倒れ、蝋燭を持ってそれを見ようとしたことで、引火した。	
大正10	1921	７月12日	朝	d	京都の市是に就いて 下水道の布教	京都市の上下水道の布設は明治22年から主張されてきたが、現在も下水道の布設は京都の市政上、第一次、遂行すべきことである。現状は、京都市の美観を害し生活を不快なものとなっているのみならずチブスなどの患者が多いのも下水道の布設がないからである。	
大正10	1921	７月17日	朝	a	雷火に焼かる	15日午後３時50分頃、府下久世郡富荘村字富野の森西嘉三郎が森山に建築中の農具納屋に落雷し、発火し納屋を全焼させた。４時半に鎮火。	
大正10	1921	７月19日	夕	a	京都輜重兵弟16大隊 廐舎猛火に焼かる	18日午後11時半頃、紀伊郡深草村の都輜重兵隊16大隊第二中隊第二廐舎より出火した。火はみるみる広がり、第二のほうにも燃え移った。今回の火事で士卒15名が負傷、馬18頭が焼死した。原因は取調中であるが、おそらく煙草の吸殻か。	
大正10	1921	７月19日	夕	a	火の上で極楽寝	18日午後12時頃、祇園乙部の北側の座敷で大塚六左衛門が煙草を吸いながら転寝し、午前２時頃、家内が臭いなと思い座敷に入ると布団２枚が直系二尺ほどの大きな穴をあけて焦げているのを発見し、直ちに消し止めた。六左衛門はそんなこともしらず揺すり起こされ、初めて状況を把握した。	
大正10	1921	７月20日	朝	a	廐舎出火の原因は煙草の吸殻か漏電か	18日の京都輜重兵弟16大隊の出火原因が煙草の吸殻と漏電の可能性があることがわかった。現在適確な原因を取り調べている。	
大正10	1921	７月27日	朝	o	祇甲の人たちへ衛生防火講話	27日午後２時より祇園花見小路歌舞伎錬場において、祇甲貸し座敷業者小方業者を一同に招集して、北岡松原署■田上下消防署より衛生防火の講演をなす。	
大正10	1921	８月１日	夕	a	電柱から漏電発火し 全市４分の１は暗黒	１日午前１時半頃、夷川通柳馬場西入ル道路の弟716号電柱の高圧線オイルスイッチより漏電発火し、電線が切断したため、たちまち付近一帯の電灯が消えて、三条以北今出川以南にわたり市の４分の１が四時間にわたって停電した。中立売の警部補は部下を全員召集し、万一に備え随所に配置した。	
大正10	1921	８月１日	夕	a	問之町の小火	１日午前５時半頃、問之町通り丸太町下ルの大津町清水忠次郎方押入れより発火したが直ぐに、付近の者が発見し家人と協力し消し止めた。原因は毛布に煙草の吸殻がついていたことから。	
大正10	1921	８月３日	朝	d	伏見浸水防備	伏見町沿岸の淀川と高瀬川は近々内務省において改修工事が行われるが、今まで何度も水害にあってきたので、２日に関係者が調査し、伏見町の南西一帯の堤防を現在より高くする、また観月橋付近と高瀬川の淀川入り口をに樋門を設ける見込みである。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正10	1921	８月７日	夕	a	７日午前４時40分 三条千本の火事	７日午前７時43分頃、三条千本西入ルの長谷川正文方製材工場から発火し、材木に移り、忽ち同町斉藤末吉製材工場にも燃え移った。５時半に鎮火し原因は現在取調中。消防隊の出動が遅く、水の手も悪く、類焼の被害が広がった。	８日朝刊。 消防士が負傷を負った記事あり。 ９日朝刊。 もう一人の消防士が消火活動中倒れてきた木材が顔面にぶつかり、顔に十数日の治療を要する怪我をした記事あり。 ９日夕刊。 この火災の類焼者に対する同情の文書と同情金に関する記事あり。
大正10	1921	８月７日	夕	a	工場博の大爆音	７日午前３時頃、岡崎公園工業博覧会内図書館裏の南洋館空き箱入れ倉庫の上に架した3500ボルトの動力線が突然切断し、大爆音とともに発火した。屋根に焼け跡が３箇所あったが、人畜になんら死傷はなかった。原因は取調中。	
大正10	1921	８月９日	夕	a	幼児焼殺される	市内七条川端町今井寅吉は自分の妻の乳が余ることから、近所の小西隆一の三男（一才）を預かり、授乳していたが、８日午後一時頃、彼を寝付かせて上から蚊帳をかけて夫婦そろって高瀬川に洗濯に行った。この不在中に近くにあった火鉢から飛火して蚊帳に燃え移り幼児が焼死した。七条署において、詳しい事情を聞いている。	
大正10	1921	８月９日	夕	a	煙突の火ねん	８日午前１時頃、河原町広小路上ル の大工・細井富吉方の煙突から火ねんが上っているのを隣家の人が発見。家人と協力し大事に至らず消し止めた。改良窯の燃料の燃え残りが一時燃え上がったことが原因。	
大正10	1921	８月10日	朝	a	損害５円の火事	（欄外記事の為、判読不能）	欄外のため本文読めず
大正10	1921	８月11日	夕	a	市郡のボヤ騒ぎ	▲11日午前４時頃、坊城高辻東入ルの稲垣久市工場蒸場の高■より出火したが、大事にいたらず、鎮火した。原因は10日午後７時まで使用した火の気の不始末による。 ▲10日午後５時半頃、葛野郡嵯峨村■見文吉の製材工場モートル室から出火。通行人が発見し家人と消し止めた。原因は取調中。	
大正10	1921	８月13日	夕	a	朝昼夜の三火事	▲13日午前11時10分頃、下京区小川通り三条下ル東側の糸染業・佐藤仙吉方より発火。ほぼ同家を全焼した。原因取調中。 ▲12日午後10時、市内下京区大和大路五条下ル岩垣町の紙屑場から出火したが、西隣に住む人が通報し間もなく鎮火。損害がわずか３円で済んだのは、火災専用電話で消防署へ急報したことによる。	
大正10	1921	８月16日	夕	a	四条高倉大丸呉服店全焼 損害は70万円	16日午前５時、京都名物の一つでもある四条高倉の大丸呉服の２階から発火し、乾燥しきった建物でみるうちに火がまわり、全焼した。原因は漏電説があるが未だ不明。ここまでの大火になったのには、気温の上昇や太陽の高熱などと細い木柱の構造が重なっての事と専門家は語る。付近は火事は大丸からだと大騒ぎになった。 下消防署長は、火勢が猛烈で、２台のポンプ自動車ではとても追いつかなかった。それに、水不足なのも痛かった。せめてあと二台のポンプ自動車があれは、四方から囲うように消火できたのに…。京都市に６台くらいのポンプがあれば、あれほど大きな火事にならずに、済んだだろうにと語った。	17日朝刊。 財界雑俎。大丸の保険契約ないようについて。 17日朝刊。 仮の事業所設置、焼け跡、将来の市街建築、保険率などについて。 18日朝刊。 焼け跡に仮営業所を新設し、10月１日から売り出し開始する。本建物は鉄筋または、石造にする予定。 21日朝刊。 大丸羅火後聞、保険会社契約支払期について。 23日夕刊。 大丸の出火原因が、全く原因不明に終わるようであること。放火でも漏電でも煙草の火でもないのだと。
大正10	1921	８月17日	朝	d	防火設備のない木造の大建築は危険 工学博士　武田五一郎氏談	私はあの建物が出来た当時から、危ないなと思っていました。あの建物は下から上まで真ん中に突き抜けてちょうど煙突のようになっていた。つまり、風を上へ吹き上げて燃えるにはもってこいである。材料は木造で、ペンキが塗ってあって	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						何の防火設備も施していない構造であった。私は初めから心配でたまらなかった。しかし、関係者は火の用心が充分にされているから大丈夫だと思っていたらしいが、家事は必ずしも内から出るわけでないので、類焼することも考えなければならない。 同家の庇はギタギタがつけられていて、まるっきりマッチを並べたようなもので、火があれば直ちにつくようにできていた。今まで大丸が焼けなかったのが不思議なくらいである。建物は新家孝正が設計したのだが、なぜあんな設計をしたのかはわからない。今回の火事は漏電の可能性があり、漏電ではないと言い切っているのは間違いである。	
大正10	1921	８月17日	朝	d	将来の市街建築	大丸呉服の全焼に伴い、今後新築様式と市街地建築物法との関係について府建築監督課の意見によれば、従来の建築物は大正10年の建築にかかる数個の防火栓を一部のコンクリート構造の他、何の耐火設備のない木造であって、用材の如きも頗る貧弱なものであったが、既に市街地建築物法の実施された今日において、今後同店が新たに右の場所に建築を営むといしても従来のように耐火設備のない木造の大建築は全然許可し難く、当然充分な耐火構造であることが必要で、単に小規模な仮建築をするとしても、屋根及び外観面は不燃焼物をしようすることが必要である。	
大正10	1921	８月17日	夕	a	横大路の火事	17日午前２時、府下紀伊郡横大路村字富森の農業・中路富吉方より出火し納屋と居宅を全焼した。原因は取調中。	
大正10	1921	８月18日	朝	e	東派の放水試験	東本願寺にて、28日に消火栓の試験のため一斉放水をする。公開撮影などもし、大宣伝をする。	
大正10	1921	８月18日	朝	a	西洞院の小火	17日午後１時55分、市内西洞院通■下ル463番地の色抜業、北村氏の裏庭から出火したのを家人が発見し、直ぐに消し止めたので、大事にはいたらなかった。原因は同家職業の煙突が柱に接近したため火の気激しく燃え移ったと判明。	
大正10	1921	８月19日	朝	a	陶器屋の小火	17日午後９時頃、市内問屋町五条下ル２丁目荷西橋町の陶器商、中川忠■郎の裏の物置から出火し、天井と屋根裏を焼いた。大事にはいたらず、原因は女中の火の不始末であった。	
大正10	1921	８月21日	朝	a	越山工場から火を吐く	20日午後７時13分、大和大路五条下ル東入ルの越山製陶株式会社工場から火が出た。原因は陶器を焼いて窯から火を引き出そうとしたときに横の塀についたことから。人畜に死傷はなかった。	
大正10	1921	８月22日	夕	a	三条寺町角郵便局全焼す	22日朝４時20分、三条通寺町角、三等郵便局の階下事務所から出火した。急報によって駆けつけた上下消防署と在郷軍人らの必死の活動により、隣家２戸の全焼と一戸の半焼で終わった。原因は取調中であるが、２階のコンロではないか。損害は10万円で、重要書類も焼失したようである。	26日朝刊。郵便局長は火元は郵便局ではないと主張し、付近の反感を買う記事あり。
大正10	1921	８月23日	夕	a	全焼と半焼と 花園、富の荘の火事	▲23日午前３時10分、葛野郡花園村字の谷口綱吉方より出火し同家を全焼。４時頃、鎮火した。原因取調中。 ▲22日午後９時40分頃、久世郡富荘村字富野の旅館大和屋の小屋から出火し、同小屋を半焼。原因は取調中。	
大正10	1921	８月24日	夕	o	火防の六勇士	紀伊郡深草村稲荷山内福楽寺の村上吉之助ら６名が稲荷山袋谷有林の火災で消火活動に協力したとして、伏見署がかれらに行賞を与えた。	
大正10	1921	８月24日	夕	a／o	城南の落雷 茶小屋と椋ろ	▲23日午後５時頃、宇治郡宇治村の茶小屋に落雷し、みるみる猛火に包まれた。付近の人間と六地蔵の各消防隊が消火に努めたが、小屋は全焼した。 ▲23日午後５時半頃、久世郡大久保村、広野安田友三郎方のしろの木へ落雷したが人畜に死傷なし。	
大正10	1921	８月25日	夕	a	西陣の火事	25日午前３時10分、上京区寺の内通り千本東入ル新猪熊町の山本方から出火し、消防署の努力により同家を全焼して同40分に鎮火した。原因は取り調べているが、煙草の吸殻ではないかと。	
大正10	1921	８月27日	夕	d	改善は刻下の急務 住宅の間取及び設備	**火災と避難**　非難に関する注意。住宅の間取りで不慮の出来事から逃れる際に、重要になるのが窓や出入り口で、位置や構造に充分な注意が必要。次は階段であり、階段はなるべくわかりやすい、	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						かつ主要な出入り口と連絡が簡単なのが肝心。第三は、屋外の避難路地である。大都市の現状建築法規では、住宅の建坪面積の10分の６以内に規定されている。避難路地がしっかりと確保されていないと、出入り口や階段が適当であっても不十分、云々。	
大正10	1921	８月29日	朝	a	東福寺の小火	28日午後４時23分、東福寺山内大■院炊事場から出火し、同52分に鎮火。原因取調中。	
大正10	1921	８月30日	朝	a	塵芥箱から発火	29日午後１時55分、市内下京区高倉萬年寺下ルの稚松尋常小学校校内の塵芥箱から出火し、南隣の増田方の壁を少し焦がしてすぐ鎮火した。原因は煙草の吸殻から。	
大正10	1921	８月30日	朝	a	二階から発火	29日午後９時10分、市内御旅町北側洋傘並びに肩掛け商・山本源三郎方から発火して、同30分に鎮火。消防署の人間が迅速にかけつけ大事に至らずに済んだ。原因は取調中だが、漏電かと。	
大正10	1921	９月２日	夕	a	押入れから失火	２日午前４時40分、市内上京区油小路通三条上ルの足袋商・渡辺方２階の押入れから出火したが、直ちに家人が消防に努め、屋根裏を焼いただけで終わった。原因は渡辺氏は漏電だと主張するが、疑わしい点があるので、現在取調中。	
大正10	1921	９月４日	朝	a	西陣の小火	３日午後７時35分頃、上京区新出水通土屋町東入ル田中町の山本達雄方２階の神棚の灯明より発火。天井を焼いたが、家人が消しとめ、大事には至らなかった。損害は10円ほど。	
大正10	1921	９月４日	夕	a	花見小路の小火	３日午後９時10分、市内下京区四条通花見小路突き当たりの荒物商・伊藤新口三郎方の店の間で発火してマッチ３個ばかりを燃やしたが、すぐに鎮火。場所が花見小路であった為、一時大騒ぎとなった。	
大正10	1921	９月９日	朝	a	廣澤館の火事	８日午後６時半頃、千本今出川上ル上善寺町の浪花節常設間廣澤館から出火し、同７時20分同館を全焼して鎮火した。幸い隣家の塀を焼いたくらいで、類焼は無かったが、道路が狭く、相当な繁華街なので、一時は大きな騒ぎだった。原因は煙草の吸殻と漏電説があり、未だ取調中。	
大正10	1921	９月９日	朝	a	堀川下立売のボヤ	（欄外記事の為、判読不能）	
大正10	1921	９月13日	朝	a	行啓中の小火	東宮殿が畝傍へ行啓された12日午後２時、市内下京区高辻通堺町東入ルの印刷業・仲田清三郎方の工場から出火したが、付近の者が駆けつけて消防に尽力したので、20分に工場の一部を焼いて鎮火した。行啓中であり、雨中のことで、一時は非常な騒ぎとなった。原因取調中。	
大正10	1921	９月19日	夕	a	未丁小僧の喫煙が因で火災を引き起こす	18日午後７時50分、市内下京区室町四条下ルの染呉服商会社・羽田商会の２階から出火し、８時50分に鎮火した。取り調べの結果、同店員の小川氏（18）と上林（17）が同家階下で喫煙しながら、荷解きした後、散乱していた紙屑をひとまとめにして、ゴミ箱に入れたとき煙草の吸殻が混ざっていて発火したものだと分かった。隣家の屋根を焼いたりして、損害は100円程度。	
大正10	1921	９月26日	夕	b	府下の暴風雨被害	連日の暴風雨で福知山、伏見の浸水が酷くなってきた。伏見は電灯が一時消えたり、京阪沿線に影響が出て、不通になっている所も多い。宇治線は全く不通になっている。	各署の状況など記事参照
大正10	1921	９月27日	朝	a	瓦斯より発火 小火二件。何れも大事に至らず鎮火	▲寺の内堀川西入ル東西町の薬種商・西川清久方において25日午後11時頃に就寝し、26日午前４時頃、ガスメートル器より発火し家屋に燃え移りそうになったのを付近の人間が消し止めた。 ▲５時10分、同町の湯屋業谷本正太郎前記清久方に消火に従事して、帰宅就寝しようとする刹那、表２階６畳の間の天井より発火しつつあるのを確認し、とても驚き天井裏を見るとさかんにガス管より発火しており、直ちに消し止めた。西陣署で原因取調中。	
大正10	1921	９月28日	朝	a	六角の小火	（欄外記事の為、判読不能）	
大正10	1921	９月29日	夕	o	府下の水害復興費 250万円を超えん	内閣費直轄工事150万円。各郡町村補助費に100万円があてられることになった。主に市内以外（舞鶴、福知山方面）の被害が多い。	

京 都 日 出 新 聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事（要 旨）	備 考
大正10	1921	９月30日	朝	o	浸水後は衛生に 注意せよ府から訓錬	最近の暴風雨で京都府下における浸水家屋の被害が大きく、府の衛生当局では、浸水地に発生しやすい赤痢腸チブスその他の、悪疫伝染病の流行を未然に防圧するべく、各地に防疫医を派遣して衛生施設の指示に努めている。	
大正10	1921	10月６日	夕	a	御所近くの火事 今出川寺町西	６日午前０時50分、今出川浄福寺町西入ル二筋目上ル柳風呂町の御室仁和寺執行石堂方の裏手の風呂場から出火したが、主人がいち早く発見し一部を焼いて鎮火した。原因は火の不始末から。	
大正10	1921	10月14日	朝	a	納屋から出火	13日午前１時40分頃、市内高辻堀川角西高辻町の松室信義方裏納屋から出火し、２坪を焼いて鎮火した。原因損害取調中。	
大正10	1921	10月18日	朝	d	耐火構造宣伝 内務省の通牒	内務省にて耐火構造の宣伝のため、各地方長官に通牒を発したが、今回さらに山形都市計画課長塚本地方局長の連名をもって15日各地方長官に対し通牒を発した。	資料集に収録
大正10	1921	10月26日	朝	o	伏見町　床下審査 いよいよ25日から	伏見町にて先月25日再度の大水害を被り、同町では１,500戸以上が床下乾燥の状態であるが、いよいよ25日から床下審査が執行される。	
大正10	1921	10月29日	朝	a	倉庫から発火 伏見のボヤ騒ぎ	27日午後９時半頃、伏見町字津知橋送、吉川兄弟商会の北側倉庫屋根裏より出火した。幸いまだ宵のことで各消防隊がいち早く駆けつけ午後10時10分鎮火した。原因損害取調中。	
大正10	1921	10月29日	夕	o	雷鳴降雹	京都付近で29日午前６時頃から、雷が頻繁に起こり、一時は豆粒ほどの大きさもある雹が降った。	
大正10	1921	10月29日	夕	a	木屑から発火	28日午後２時、山科村字西野小字大手崎の雑貨店、田中菊次郎方の裏風呂場の軒下に積んであった木屑から発火し、家人が直ちに消し止めた。原因取調中。	
大正10	1921	10月31日	夕	a	室町四条のボヤ	31日午前５時40分、市内下京区室町通四条下ルの洋反物問屋・島瀬方より発火し、屋根を少し焼いた。原因は同家店員が早朝から中庭で三輪車の手入れ中、マッチの火が傍らの揮発油に付き、さらに物置小屋の荷造り用筵に燃え移ったことから。損害は約20円。	
大正10	1921	10月31日	朝	o	落雷で震死	神崎郡八幡村大字川南・木下粂蔵の妹すえ（17）が29日午前11時半に落雷のため震死した。	
大正10	1921	11月２日	夕	a	怪しき荒神口火事 不在宅の火気無き所より発火	２日午前９時半、寺町通荒神口上ル東入ル宮垣の古物商・樋上国太郎方、不在方より出火し同家を全焼して10時に鎮火した。出火原因はまだ取調中であるが、火は同家西南隅の火気のない床下から出たのであると。	
大正10	1921	11月４日	朝	a	荒神口火事 原因は竈から	２日午前９時半、寺町通荒神口の古物商・樋上国太郎方から出火した事件で、家人の供述から一時は放火説もでたが、念密な調査により火の不始末が原因である事がわかった。炊事場から出火したものがトタン屋根に押さえられて火勢が横に伸び、塀に延焼した際、家人が発見したため、放火説が立った。	
大正10	1921	11月４日	朝	d	中立売署の火災予防宣伝 第三官区内で	中立売署松下警部補の第三官区内は管内住民に対し、火災予防の宣伝をすることとなり、３日各派出所前に以下の注意事項を掲示した。 油断大敵火の用心 ▲煙草の吸殻、マッチの擢り殻の捨て場に注意 ▲火鉢、炬燵、火消壷に注意 など10項目	10項目は記事参照
大正10	1921	11月６日	夕	a	火廻用心 冬季に向う折から注意せよ	▲５日夜８時半、上京区上長者町通千本西入ル北新地の山水楼別宅・西村米吉方の階下中間押入れより出火したが、家人が発見し直ちに火を消し止めた。下人は煙草の吸殻のついていた布団を知らずに押し入れに入れたことから。 ▲６日午前８時頃、市内新町二条上ルの捺染ローラ彫刻業武田氏工場より発火し、天井や屋根を焼いて同10分鎮火した。原因は雇い人が炭火を炊いていたのが傍にあったニスに火が燃え移ったことから。	
大正10	1921	11月８日	朝	o	警察消防官 招魂祭	京都府殉職警察、消防官招魂祭は秋たけなわの７日午前10時より、府■巡査教習所において執行された。この日、刑務所前庭東北隅に祭壇を設け、その為に式場の設備を施し、定時になると、殉職16人の遺族を含め府会議員などを含め、祭文、奏楽裡、昇魂の儀などを行った。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正10	1921	11月9日	朝	a	猪熊の小火	8日午後0時10分頃、下京区猪熊通佛光寺下ル土屋町の半襟商・加藤みつゑ方の屋根上に干してあった布団へ付近の煙突の火の粉が飛散して発火大事になろうとしたが、家人が発見し布団を一枚焼いたのみですぐ消し止めた。	9日夕刊。原因は向い側の染物業田宮吉兵衛方の煙突より飛火したもの 大正10
大正10	1921	11月9日	夕	o	救命と防火と	岡崎東福の川町、伊藤謙一は10月20日、西福の川町小川安次郎方から出火した祭、火を消しとめたことで、知事から20円賞与された。	
大正10	1921	11月10日	夕	a	向日町の火事 農家一戸全焼	10日午前9時45分、府下向日町字森元の農業・井上宇之助方所有の納屋より出火し、同建物を全焼した。原因取調中。	
大正10	1921	11月12日	夕	a	静市野の火事 三戸を全焼す	12日午前9時45分、愛宕郡静市野村字静市野農中西方から出火し、隣家2戸に延焼全焼し、10時半に鎮火した。原因、損害取調中。	
大正10	1921	11月12日	朝	a	二条離宮裏の小火	12日午後6時22分、第二女学校前通御■下ル池の内町22の仲買、野熊次郎方の押入れから出火したのを、向かいの湯屋から帰る途中の浴客が発見し、近隣の人と協力して消しとめ小火で済んだ。	
大正10	1921	11月16日	朝	a	大佛前の小火	15日午後7時頃、下京区鞘町七条上ルの田中清次郎方裏納屋から出火し、納屋を焼いて同10分に鎮火した。原因損害などは目下取調中。	
大正10	1921	11月17日	朝	a	乙訓郡の小火 損害は約二万円	16日午前1時40分頃、乙訓郡大江村字前田22番地の開田あい方より出火し、同家及び隣家2戸を全焼し同2時40分に鎮火した。原因は取調中。	
大正10	1921	11月19日	朝	a	城南の小火	18日午前3時、市内下京区福稲高松町鳥羽街道西裏手の錠前工場、小田垣喜一郎方工場から発火し、屋根一坪を焼いて同15分に鎮火した。原因取調中。	
大正10	1921	11月20日	朝	a	新町の小火	19日午後4時20分頃、下京区新町仏光寺上ルの染呉服商・長江嘉一郎方裏の漬物小屋から出火した。消防署の望楼より発見直ちに駆けつけたので、小屋を焼いたのみで大事にはいたらなかった。原因は同家雇い人が煙突の掃除をした灰をゴミ貯めへ放ったため発火した。損害取調中。	
大正10	1921	11月21日	朝	a	猪熊道の小火	20日午前10時40分頃、上京区熊野道丸太町角の床屋・高瀬宇之助方店の間湯沸しの煙突の破れ目から発火して、屋根裏へ燃え移ろうとしたが、家人が直ちに消しとめ大事に至らなかった。	
大正10	1921	11月24日	朝	a	蝋燭の裸火から 綿打工場全焼	22日午後5時5分頃、下京区松原通り醒ヶ井東入ルの綿商・木村字一方裏の綿打工場から出火し、工場を全焼し同20分鎮火した。原因は蝋燭の裸火を持ちまわって機械の修繕中過って綿屑に燃え移ったもので損害約700円。	
大正10	1921	11月30日	朝	a	吉田二本松の小火	29日午後5時50分、市内吉田二本松町の米商・松山半治方裏物置から発火し6時半に物置を全焼し鎮火した。人畜に死傷なし。原因取調中。	
大正10	1921	11月30日 (上) 12月1日 (下)	朝	d	冬季と火防宣伝 統計から見た火災（上、下） 一等多いのは十二月だ 出火の第一原因は煙草、次が炬燵	近年の火災増加について高田上消防署長が語った。 (上) 火災が年々増加するのは、京都市のみでなく全国での現象だが、これは戸数が増える事と、化学工場が発達し火災の原因になりやすい薬品を使用したり仕事をするからで、とても免れがたいことである。また、統計を見ると、火事の原因はほんの些細なことで不注意であることは明瞭である。 統計表では、煙草の吸殻というのが21回で第一位を占めている。次に炬燵の16回であるが、これからは特に注意すべきで、炬燵をしたなりで隣歩きをしたり、また火の気のあるものを布団と一緒に押入れて突っ込んだりしてはいけない。次は電気の14回は電柱に備え付けてある変圧器の発火でもある。火災の予防については、常に細心の注意が必要である。 (下) 一旦火を発見した場合には早く専用電話で通知していただくことが小火で済むことに繋がる。望楼で発見した時には、既に燃え上がっているので、なかなか小火では済まないが、電話使用の場合、たいていは小火で済む。器械が完備しているので覚知してから出場準備は遅くても30秒、そして1時間40マイルの速力で飛ぶので市内なら5分以内で現場へ駆けつけることができる。いざ出火となると誰でも慌てて火を消そうとするので、なかなか電話があっても連絡しにくいので、付近の人が直ちに知らせてほしい。	市内における大正8年以降の出火度数と焼失戸数、損害額、出火度数月別数等の統計表は30日の記事を、出火覚知の統計表は1日の記事をそれぞれ参照のこと 詳細は資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正10	1919	12月１日	朝	e	在郷軍人火防協議	川端署部内の在郷軍人は銀林学区、新洞学区、養生校区の３区画があるが、これらで火災其の他非常の場合や火災予防宣伝などで警察官を援助し、自ら社会事業に尽力する目的の下に１つの自衛会を組織するため協議中であったが、この度、会長及び班長約30名を同署に求めて協議を行う筈である。	
大正10	1919	12月２日	朝	a	雨戸の二階焼く	１日午後７時頃、烏丸五条下ル大阪町の染物呉服商・中村西右衛門２階より出火し、同家の２階及び東隣の撚糸業・森島源三郎方２階を焼いたが、宵の口で消防隊が早く駆けつけたので、20分余りで鎮火された。原因は目下、調査中だが、同家２階の炬燵より発火したと思われる。	
大正10	1919	12月２日	夕	a	出火原因は蝋燭	１日午後７時、市内烏丸五条下ルの小袖商・中村西衛門方２階より出火した事は既報の通りだが、所轄七条署の原因調査の結果、蝋燭を携帯中に転倒した際、誤って付近の小袖に燃え移ったものだと判明した。	上記の続報記事
大正10	1919	12月２日	夕	a	炬燵から小火	１日午後７時半頃、上京区今小路御前通西入ル下ルの西側路地にある比果芳之助方より出火したが、付近の者が発見して直ちに消し止めた。原因は炬燵から。	
大正10	1919	12月３日	夕	a	友禅工場出火	２日午後９時半頃、紀伊郡深草村字福稲小字向河原の友禅工場・山田善蔵方釜場より出火し、同工場の糊焚場を全焼して、午後10時頃、漸く鎮火した。原因は目下、取調中。	
大正10	1919	12月３日	夕	a	炬燵から小火	２日午後８時半、府下久世郡富野荘村字富野の伊藤俊生方より出火したが、大事には至らなかった。原因は炬燵の火の不始末。	
大正10	1919	12月５日	朝	a	朝火事	４日午前９時、乙訓郡羽東師村字賀茂川49番戸の平井友次郎方納屋より出火、半焼して同９時半鎮火した。	
大正10	1919	12月６日	朝	a	西陣の小火	５日午後８時頃、市内六軒町今出川上ル廣瀬岩次郎方２階より出火、同家を半焼して同15分、鎮火した。原因は取調中。	
大正10	1919	12月６日	夕	a	油小路の出火	６日午前３時15分、上京区油小路通三条上ルの友禅職・藤江清蔵方より出火したのを家人が発見し、直ちに消し止めた。原因は取調中。	
大正10	1919	12月６日	夕	a	洛北大原の火事　二戸を全焼す	５日午後２時40分頃、愛宕郡大原村字大原の木下弥吉方の門口から出火し、同家と隣の木下常次郎方及び小屋２棟を全焼して、同４時、鎮火した。原因は弥吉の倅・弥一の弄火。	
大正10	1919	12月９日	夕	a	市郡の火事　原因は吸殻と灰	９日午前10時５分、下京区烏丸魚の棚上ル大阪町の絵具商・野間捷三方裏の離れにある職場２階から出火し、直ちに下消防署員が駆けつけ、２階を半焼しただけで20分後、消し止めた。原因は雇人・田中喜三郎の煙草の吸殻である。	郡部の火事は中郡だったため省略
大正10	1919	12月10日	夕	a	御所付近の出火　烏丸丸太町上ル	９日午後０時８分、烏丸通丸太町上ルの薪炭商・衛湖原元次郎方から出火したが、家人が直ちに消し止めた。	
大正10	1919	12月10日	夕	a	醍醐の火事	９日午後３時、府下宇治郡醍醐村字醍醐小字巽村の中新太郎所有の小屋から出火し、全焼の後、同４時、鎮火した。原因は取調中。	
大正10	1919	12月14日	夕	a	火事で戦慄した新京極　火元は夷谷座	13日午後11時40分、新京極夷谷座炊事場から発火し、閉場後であったが、残っていた者達が懸命に消し止めたので大事には至らなかった。原因は火の不始末で、場所柄、一時混雑した。	
大正10	1919	12月15日	夕	a	夷川のボヤ	14日午後８時頃、上京区夷川通柳馬場東入ルの畳屋・竹内直次郎方裏の炊事場にあった籠の破損箇所から火気が漏れ、燃え移ろうとしたのを家人が発見し、直ちに消し止めた。	
大正10	1919	12月16日	夕	e	静市野消防組　発会出初式	愛宕郡静市野村には従来、消防組の組織がなかったが、この程、設けられ、器具も新しく購入し、16日午後１時から出初式を挙げ、下鴨署からは上野署長が出席した。	
大正10	1919	12月16日	夕	a	自動車の車庫出火	16日午前６時20分頃、上京区為野蓼原町の杉本精錬場表門東側にある自動車車庫から出火したが、付近の者が駆けつけ、消火に努めたので車輪を焼いたのみで直ちに鎮火した。原因は運転準備の際、ランプの火が揮発油に燃え移ったもの。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正10	1919	12月19日	夕	a	京大の出火騒ぎ	19日午前４時頃、京都帝国大学北門内西側の暖房機関室横手にあるバラック建鍛工場より出火し、同工場と隣接した倉庫とを全焼して、同６時頃、鎮火した。原因は火の不始末らしく、多量の油が一時、燃え上がったが、幸い大事には至らなかった。	
大正10	1919	12月20日	夕	a	竹屋町の火事　半焼の後鎮火	20日午前４時45分、竹屋町通富小路東入ル魚屋町、浦田方所有の離れ座敷の借家人・遠山仁三郎方２階より出火し、半焼して同５時15分、鎮火した。原因はコンロの火の不始末。	
大正10	1919	12月22日	夕	a	東山線新橋の火事に青年焼死す 鉄格子を掴んで絶命	22日午前２時15分、市内下京区東山線新橋上ル林下町西側444番地の彫刻業・永田梅次郎方の表２階から黒煙が立ち上っているのを、向側のタツミ自動車商会の者が発見し、直ちに下消防署へ急報すると共に騒ぎ立てたが、火は忽ち襖を伝って天井裏から南隣の時計修繕業・澤富佐方の２階に燃え移り、更に南隣の麺類商・青山弥三郎方の２階を焼き尽くして、何れも階下を残して２階全焼の上、同３時、鎮火した。 この出火の最中、永田方２階に就寝していた徒弟の川瀬一正が逃げ遅れ、鉄格子を掴んで救助を求めたが、同町麺類商・高桑利三郎の助けも間に合わず、悲痛の叫びを最期に焼死するに至った。原因は永田方２階に置いてあった箱火鉢に紙屑が混じっていたものが、一正の就寝後に燃え出したもの。	
大正10	1919	12月23日	夕	a	火事は煙だけ　消防署引揚る	22日午後８時頃、下消防署へ下京区不明門通魚棚から出火したとの火災電話があり、同署は勿論のこと、上消防署・七条署等、急遽、現場に出動したが、火の手は無かった。調べによると、煙突の煙を慌て者が勘違いしたようで、虚しく引揚げた。	
大正10	1919	12月24日	朝	a	製紙工場出火	23日午前８時半、紀伊郡深草村字福稲の製紙工場寄宿舎より出火し、松原署より出動、逸早く消防に尽力した為、会社事務室一棟と住宅２戸を焼失して、同９時過ぎに鎮火した。原因は不明。	
大正10	1919	12月26日	夕	a	荒神口の火事　炬燵の火から	25日午後11時半、荒神口通西三本木東入ル、上生州町の洋服仕立業・前田四郎方２階から出火したが、逸早く隣家の村田耕作が発見し、家人と協力して消し止めた。原因は炬燵の火の不始末。	
大正10	1919	12月26日	夕	a	捺染工場出火	26日午前６時半、四条大宮西入ル、加陽御所町の捺染工場機関室東板張の下より発火し、付近の晒木綿に燃え移ったのを夜警・山本政吉が発見し、職工等が駆けつけて消し止めた。原因は灰捨場に積み込んだ石炭の一部が発火したもの。	
大正10	1919	12月27日	朝	a	清水坂の火事　松風邸と誤伝	26日午後４時５分、市内下京区清水２丁目南側の陶器商・林八兵衛方２階より出火したが、消防署並びに付近の者が駆けつけ防火に努めたので、同４時40分、２階のみを焼いて鎮火した。 同家は松風嘉定氏の持家で、氏の邸宅に隣接している事から松風邸と誤聞され、見舞客や野次馬などが駆けつけ、現場は一時混雑した。	松風嘉定（しょうふうかじょう1870～1928） 窯業家で、京都窯業の近代化に尽力。大正８年の国立陶磁器試験場の誘致、硝子や科学陶磁器の海外輸出などの功績を残した。
大正10	1919	12月27日	夕	a	清水ボヤ騒の火元は矢島方	26日午後４時頃、清水２丁目で起きた小火の火元は林八兵衛と報じたが誤りで、その隣家である陶器商・矢島義満方２階奥の間から発火したものと訂正する。	27日朝刊の火事の続報記事
大正10	1919	12月27日	夕	a	千本竹屋町の火事	27日午前８時40分頃、市内千本通竹屋町下ルの指物商・今尾裾次郎方裏の物置から出火し、同物置を全焼、北隣の薪炭商・山森吉之助方裏の物置を半焼して、同９時頃に鎮火した。原因は昨夜、藁俵に詰めて消炭を入れてあったのが発火して、周りの紙屑に燃え移ったもの。	
大正10	1919	12月29日	朝	a	桃山御陵便殿の火事	（欄外記事の為、詳細は分からず）	
大正10	1919	12月30日	朝	a	桃山御陵便殿より出火す 遂に同所六十坪の建物全焼 或は放火に非ざるや	28日午後８時10分頃、伏見桃山御陵参集所の休憩所付近より出火し、御陵の火事という事もあって伏見堀内の住民は逸早く駆けつけ、伏見警察署員、伏見憲兵隊、志岐師団長はじめ伏見工兵隊第十六大隊、野砲兵隊二十連帯、輜重第十六大隊等の全員、及び伏見、向島、堀内その他の消防隊十数組出動して鎮火に努めたが、何分山上の事だったので水が届かず傍観する他なかった。その後、	上記の続報記事　その１

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						降り出した雨により、午後９時半頃、建物約六十坪の参集所一棟を全焼して鎮火した。原因は不明だが、付近に火気が無い事から放火ではないだろうか、と言われている。 折りしも、かつて放火事件を起こした同御陵墓守部・清水良吉が二、三日前より行方を晦ましており、この男が放火犯ではないかと言われている。	上記の続報記事　その１
大正10	1919	12月31日	朝	a	放火の嫌疑者　御陵守部かへる 二日一夜土管で夜明して	伏見桃山御陵参集所が28日夜に全焼したが、同夜は万一の為に歩兵第三十八連隊、憲兵隊、伏見警察署が協力して東西両御陵を徹夜で警戒した。伏見署では行方不明中であった同御陵守部・清水良吉を放火嫌疑者として捜索中、同日午後５時頃、良吉が桃山勤番所に帰ってきた。良吉は精神に異常を来たし、言動が曖昧なので、伏見警察署に連行し、10時まで約３時間に渡って取り調べたが要領を得ず、30日にもう一度、取り調べる事になった。	上記の続報記事　その２

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	1月2日	朝	o	去年よりも九度低い　元日の天候	新年に降雨を見ることは極めて稀。寒気は去年に比べ強く、去年47度3分に比べ今年は38度。天津の西方と、上海及び能登半島ある高気圧のため、いずれも北東に進行中。	
大正11	1922	1月6日	朝	a	御前通の小火	5日午後0時半頃、御前通下立売上ルの鑑糸業・向井辰之助方裏の仮小屋より出火。屋根葺の蓆数枚を焼いたのみで直ちに鎮火。原因は雇人村上茂(17)が空俵を燃やしていた火が移った事による。	
大正11	1922	1月7日	夕	e	消防出初―七日午前九時―	京都市の消防出初式は七草七日の午前9時より洛東岡崎平安神宮の応天門の広場に於いて挙行された。	
大正11	1922	1月8日	夕	e	二十余の紅龍、巨躯を並べて―新春の天を飾る水晶簾　放水競争は下消防署連勝し喞筒自動車の標的落しでは上消防署勝ち　壮絶快絶を極めた出初式―	7日早朝より岡崎公園で京都消防出初式を開催。消防士290余名、消防機22両出動。この出初式の呼び物である放水競争は下消防署が圧勝、ポンプ自動車の標的落しは上消防署の勝利。	
大正11	1922	1月8日	朝	o	火事―昨年度は一九一、一昨年は一五三　一昨年に比しては増加すること三十八件お互いに火廻り用心せよ―	京都市における大正10年中の火災件数は191件。内訳は上京区80、下京区101。原因別は失火183、放火2、不明6。焼失戸数は全焼84、半焼60、計144戸。其の建坪数は3,181坪。損害額は185万2,653円。大正9年より10年は38件の増加。損害額に於いては、145万1,379円の増加。	
大正11	1922	1月8日	朝	a	出初式の小火―予習が現実化す―	7日午後4時20分頃、下京区五条通富小路東入ルの絵具商・森川正次郎方表2階物置より出火、2階を全焼。同25分頃鎮火。原因損害は取調中。	
大正11	1922	1月8日	夕	a	錠の下りた地下室から全く疑問の怪火―京都郵便局の出火原因は今尚不明　郵便物の無事はお手柄―	6日夜、京都郵便局の失火。大事には至らず、郵便物には一切の支障無し。出火原因については今尚不明。	
大正11	1922	1月9日	朝	a	病院と工場（小火）	▲8日10時40分、柳馬場綾小路下ルの佐伯病院内産室より発火。同院看護婦が発見し家人らが協力し消火に努め、同40分鎮火。同院には妊婦数名が入院中で一時騒然となったが、大事には至らず。原因はストーブの不始末。損害は5円。 ▲7日13時半頃、東九条島の友仙工場内棚下から出火。職工が発見、直ちに消し止める。原因は目下調査中。	
大正11	1922	1月9日	夕	e	消防隊編成	伏見在郷軍人南■分会は絡蝋16日発会式を挙行し、引き続き役員会を開き、事業の第一歩として会員約300余名を三個中隊に編成した。その一個中退をもって消防隊を組織した。伏見町が従来から最も混沌としている消防に対して大いに尽力しようとし、伏見酒造組合が寄贈した蒸気ポンプを利用し練習する予定。また、各自班長を定め救護班等を分担し万一出火の急報が同会に入った時には常備消防隊の様に出動し、各部署に着いて動作するまで練習させるべきである。もう一隊は警察と共に交通及び衛生等の宣伝を十分に行なう計画である。同町は年行事として水害がある。その度陸軍の出動を待って防水に着手しているので、町消防は用をなしていないのが遺憾であるが、今後同分会にて社会的奉仕に努めるべきである。	
大正11	1922	1月11日	夕	a	竈火で老婆大火傷	7日午後4時頃、五条大橋東5丁目の辻井たつ(67)は自宅で、飯炊き中に竈の火が着衣に燃え移り大火傷を負った。9日午前10時死亡。	
大正11	1922	1月10日	夕	a	西陣のボヤ（二件）	▲8日夜、下長者町七本松西入ル鳳瑞町の糸繰業・芝田いさ(53)は神棚に蝋燭を点じ外出。長女たまね(24)は子供の添寝をしていたが、午後7時50分、神棚を焼き天井に燃え移る音で目を覚ました。隣人岡野勝次郎(42)らが消し止め大事には至らず。約3円の損害。 ▲日暮丸太町下ル古物商朝香米太郎(48)方裏納屋屋根より発火。8日午後7時半発見し、直ちに消火。原因は付近の焚火の火の粉が杉皮屋根に落ちた為とみられる。	
大正11	1922	1月12日	夕	a	継児を斬殺して放火女房の焼死	10日午後5時20分頃、市内本町通17丁目332番地の鹿取松之助(26)方より出火、同40分、同家を全焼して鎮火。焼跡に長男岩之助(6)と内縁	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						の妻山本みの（23）の遺体。原因はみのの放火。家を閉めきって火を放った。	
大正11	1922	１月12日	夕	a	柳馬場二条の朝火事	11日午前５時１分、上京区柳馬場通二条角の鰹節粉末製造業・西村市太郎方より出火。同家を全焼し南隣細工業小野信太郎方、東隣乾物業下野竹次郎方に延焼。駆け付けた上消防署消防隊が消火活動にあたるも両戸全焼し、６時20分鎮火。原因と損害は目下取調中。消火活動に出勤した在郷軍人１名死亡、消防手１名打撲傷。	上消防署高田署長のコメント：深夜の火事は住民が寝静まっている事、電話交換手の人数減などにより、火の手が大きくなってからの対処が多く被害が大きくなる傾向にある。出火の場合は付近の人にも知らせ早期消火活動を。
大正11	1922	１月12日	朝	a	西洞院の小火	11日午後７時17分、押小路西洞院東入ル西洞院町の遠藤弥三郎方炬燵から発火。早く発見した為、大事には至らず布団２・３枚と畳三畳を焼くのみで消し止められた。	
大正11	1922	１月15日	朝	o	災害土木吏員手当支給増額	昨年７・９月の二度にわたる暴風雨の為府下各郡の被害は夥しい。この災害土木復旧費として、195万円の起債、その他約400万円の巨額を投じ、既記の如く管下土木工営所員を奨励するなど、復旧の促進を期しつつある。今回、府訓令第一号をもって同事務従事吏員職員に対する手当支給規則を定めた。	京都府
大正11	1922	１月19日	夕	o	「火事」ではない―誤認から―騒ぎ―	18日正午頃、新町萬年寺突当りのパン製造業・宮永喜十郎方が火事だと通報があったが、仏具屋町魚ノ棚下ルの山田喜一が同家のパンを焼く煙を火事と見誤った誤報と判明。	
大正11	1922	１月20日	夕	a	裾火事から老婆死す	12日、下京区大和大路四条下ルの煙草商・蔵木きし（75）は自宅裏空地で煙草空箱等を焚火中着衣に火が燃え移り、全身大火傷を負った。それが原因で19日午後６時死亡。	
大正11	1922	１月21日	夕	a	御幸町の小火	▲20日午前11時、御幸町通押小路山本町の辻延次郎方２階押入れより発火。家人が直ちに発見した為布団数枚と押入れの屋根を少し焼くに止まった。原因と損害は取調中。 ▲19日午後10時20分、三条千本西入ル下入ルの石材業・清水一方裏納屋より発火。杉皮屋根３尺四方を焼いた。損害約１円。原因はマッチの鉋屑への燃え移り。	
大正11	1922	１月21日	朝	e	消防署の見学に実地を見学す	京都電話局では20日午前10時より局長以下交換手約60名が上消防署を見学。見学中御幸町押小路の火災あり、十分な実地の見学となった。	
大正11	1922	１月23日	夕	a	市内の火事（二件）	▲22日午前０時40分頃、堺町通り五条上ルの油商・湯浅安蔵方２階より発火。筋向いの表具師中上繁治が発見し通報。同家半焼、隣家今川久次郎宅一部に延焼。１時25分鎮火。同家には老婆が留守居しており、同人の不注意が原因とみられている。原因損害等は取調中。 ▲22日午前８時50分寺町通二条下ル妙心寺前町446番地の足袋商・岡本傳七方の煙突大屋根から発火。家人が発見し直ちに消火。原因は煙突の破損。損害は約10円。	
大正11	1922	１月23日	朝	d	京都の都市計画問題―水質と水量を無視した工業地帯の選定にはどうしても賛成出来ない―　京都商業会議所議員船坂八郎氏談	京都の代表的物産である染色工業は、水質・水量の調査を究めてから、その工業地帯とすべき場所を確定すべきである。地質学の権威比企博士によると、一時的に水が出たとしても上層を流れていたものに過ぎず地層の中には水が無い場合も考えられるということである。かつて、井戸掘業者の忠告を無視し、素人目に水の出そうな西南部の比較的凹地の山の内付近に井戸を掘ったが、井戸掘業者・比企博士の主張通りで、いくら掘っても水を見る事は無かった。また、現在山科に工場を持つ日本絹布会社も水の供給源に悩まされ、西部を見切って現在に至っている。京染をやるならば、加茂川沿岸か桂川沿岸以外は実際無理である。この事実を無視し、今回西南部を工業地帯と選定しようとす都市計画は、京の染色工業を滅ぼすこととなろう。都市計画そのものは別段異議を挟むつもりは無いが、染色工業を萎靡沈衰に至らしめ京都の経済力を減らすような工業地帯の選定には断固として反旗を翻さねばならない。工業地帯が住宅・商業地帯の中に位置することはどれほどの障害になるのだろうか。荒神橋畔の京都織物会社は	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						都市景観・衛生に悪影響を与えてはいない。私は、同じ様に家並の中に工場が介在している方が、調和を保つ所以ではないかと考える。市の発展能力から推断し、また現在の財政方面からも都市計画を断行する必要があるかどうか、今一度熟考すべきである。それら一切の問題は別にしても、上述の水を無視した工業地帯選定にはどうしても賛成することが出来ない。	
大正11	1922	1月25日	夕	a，d	放火頻々として　寺町二条界隈の人心恂々　—何時何所に火の手揚るやも知れずと—警官の不忠実を非難	▲23日午後10時20分頃、富小路通二条南入ルの廣田金之助方軒下から突然出火したのを通行人が発見し直ちに消火。原因は同家軒下のポスターへ何者かが放火。その5分も経たないうちに富小路押小路角に同一手段で放火されたのを付近の住民が発見。出火の際、付近の者は最寄の富小路巡査派出所に届け出たが、警官が就寝中で直ちに出張しなかった為、犯人逮捕に至らなかったので住民は警察の不誠実を嘆きながら自ら町内の警戒に努めた。 ▲寺町夷川の火事　24日午後0時45分、上京区寺町夷川下ル708番地の足袋商・山本源次郎方離れ6畳の物置から発火。発見が早く大事に至らず同55分鎮火。原因はコークスの燃え殻を捨てたものから発火したらしいという。損害未詳。	
大正11	1922	1月25日	夕	a	撮影場から発火　堀眞澄写真店全焼す　損害一萬円、原因は電流か火鉢か	23日午後11時40分、下京区寺町通佛光寺下ルの写真師・堀眞澄方の2階撮影場から発火。家人が発見し消防署に通報、消火に努めたが、板張洋館の家でみるみる天井を焼き瞬く間に猛火に包まれた。約50分の間に30坪の2階建てをほぼ全焼し鎮火。火の廻りが速く、種板・原板は勿論、家財道具も烏有に帰してしまい、損害は一万円以上に上る。原因は取調中で判明しないが、撮影場に現像室物置が隣接しており、現像室（東西に二間・南北に二間の大きさ、両側に薬品棚、電燈二個、四分の一モーター、火鉢を据える）から電流か火鉢によって出火し、薬品に引火し爆発したのではないかと言われている。	
大正11	1922	1月26日	朝	o	火廻用心 統計上から見た京都の火事　—原因では炬燵が一番多い・火事の無いのは金貸業—	京都市内の火事は、今月に入ってから25件。つまり、一日平均一戸ずつ焼けている訳で狭い京都市で一日一軒の火事は少ないとは言えない。だが、消防署が設置されてから大火というものは驚くほど減少し、大抵の場合は半焼位で済んでいる。そこで、昨大正10年度京都市の火災を消防署の統計によって観察したい。 出火度数…失火183件、放火2件、両者不明6件…合計191件。2日に一回の火災があったことになる。焼失状況…全焼84戸、半焼60戸。焼いた坪数…住家1,177坪、非住家2,003坪。この損害額…建物634,488円、その他1,218,165円…合計185万2,643円。このほかに2人の焼死者を出しており金銭にかえ難いものがある。出火原因については、炬燵26件、煙草の吸殻25件、竈21件、電気15件、火鉢12件など7％以上を占めている。続いては、煤煙、煙突、灰、蝋燭、マッチ、焚火などで、これらはいずれも取り扱いや後始末の不注意から大事に至った。引き起こす原因となった人々については、[年齢・男／女・計] 10歳以上・10/3・13、20歳以上・7/3・10、30歳以上・13/6・19、40歳以上・16/5・21、50歳以上・5/3・8、60歳以上・5/3・8、総計58/24・82、であり、三十歳から四十五歳までの世帯盛りの人が火を失する事が多い。しかし、この数字は下消防署段によるものであり、このほかに漏電・放火・自然発火等男女の区別出来ぬものが29件ある。 次に、これを職業別にすると、大体において、火を多く使用する職業の家に火事は多い。最も少ない方では、乞食・市場・玩具・養鶏が各1戸で金貸しと無職は0であった。	他に職業別の失火統計あり 資料集に収録
大正11	1922	1月28日	夕	a	三哲車庫出火	27日14時25分、西洞院三哲運輸課事務所教習所より発火。目下盛んに燃えつつある。同所には市電券格納所・市電車庫、付近に倉庫会社等あり、かつ多数電車倉庫内にあり大混雑を極めている。市役所より電気・工務両部長が駆けつける。現在原因不明。（14時40分）三哲運輸課火事の速報。三階教習所のみを焼いて15時15分鎮火。2階に保管中の道路地区其の他の類焼を免れたことが不幸中の幸い。失火原因は三階の暖炉から。（15時20分）	

京都日出新聞

年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	１月28日	朝	a	市電三哲出張所の晝火事　三階の教習所を全焼す　折から教習生は休憩中にて重要書類標本等は何れも電車で避難　四辺は混雑を呈し電車百余一数珠繋となる　損害高約一万五六千円原因は目下取調中	17日午後２時15分、西洞院三哲市運輸課出張所事務所三階北角標本室より突然出火。約300坪の建物のに三階及び２階の大半を焼失し、午後４時鎮火。五階は従業員研修所で、150名の教習生が休憩中に、表に面した標本室から異様な物音に不審を抱いて所員が駆けつけたところ、室内は既に火の海であった。全員で消火に努めたが、火の勢いは衰える事無く、従業員らは同所背面に入庫中の車両十数台に書類・備品を積み塩小路通に避難した。その為、塩小路通は西洞院から寺町通に渡り渋滞した。下消防署は出火後直ちに出動、遅れた上消防署と防火に努めた結果、人畜に災害なく鎮火した。原因は暖炉より漏火したとのことである。	４名のコメント：小原課長「全焼を免れ、付近に延焼無く書類も大部分が無事で不幸中の幸い」、今村助役談「重要書類は殆ど運び出したので損害は大した事ない模様。ストーブからの出火と聞いているが、原因・損害がはっきりしていない為、今日の市参事会には協議にかけられない。判明したら参事会にかけようと考えている。電車は鎮火後直ちに再開した。明日から平常通り業務再開」、岡田庶務課長「事務所の建物全部で４,300円と市の財産表には記載されているが火災保険には加入していない。市の罹災填補の高に入っているが、全て損害になったとしても４,000円位だと思う。」、永田工務部長「三階には大したものは無かったが、二階には15万円の金と三年かけて作成した道路台帳が保管されていた。心配したが、これらは運び出され無事だった。その他備品等の損害を合算すると１万５・６千円だろうと思われるが、調査中であり原因も明らかでない。近所の倉庫の屋根を少し壊したようだが、大したことは無い。」
大正11	1922	１月29日	朝	a	綿吹工場の小火	28日午後５時、上京区寺ノ内大宮西入ルの綿吹業・大谷孫右衛門方の綿吹工場より出火したが、工場の一部を焼いたのみで鎮火された。	
大正11	1922	２月２日	夕	a	老婦の大火傷　焜爐の火で	31日午前10時頃、市内三哲猪熊西入ルの龍願寺離れ座敷の田中りん（78）が、同座敷でこんろを使用して火炙り中に衣類に燃え移り大火傷のため死亡。	
大正11	1922	２月２日	夕	a	大将軍の晝火事	２日午後０時40分頃、上京区大将軍河端の茶畑の番小屋より発火。小屋は６間に10尺の２階建瓦ぶき、茶樹の霜除け用木材やわらがたくさんあり、黒煙がごうごうとしていた。一見大火の様であったが、１時50分鎮火。原因は、乞食の不法侵入による失火ではないかとされ調査中。損害額は約500〜600円。	
大正11	1922	２月２日	夕	a	小火あちこち　市内に三ヶ所	▲31日午後10時半、上京区塔の段幸神町の上原うた方奥３畳の間から家人不在中に出火。付近の者が発見し、大事に至らず消火。原因は炬燵の火。 ▲１日午前５時40分、下京区新町佛光寺下ルの大黒町下駄商伏木猛方台所４畳半の間から出火。家人が消し止める。原因は火鉢の火の不始末。 ▲１日午前10時、市内東中筋佛光寺下ルの福半三郎方裏物置より出火。家人が防火に努め約20分で鎮火。原因は雇い人木下すみ（12）の過失。	
大正11	1922	２月２日	朝	a	放火の疑ひ　両替町の薪炭商　昨夜七時の小火	１日19時25分、両替町通り押小路下ル金吹町34番地の薪炭商中川兄次郎方軒下薪炭より出火。付近の者発見し、通報。上消防署員が同50分鎮火。原因不明のため放火が疑われる。損害約30円。	
大正11	1922	２月３日	夕	a，d	出火一日に六ヶ所　横浜市大火の轍を踏まんと	▲京都市での火災の増加、大正９年：113件、大正10年：191件。一ヶ月に約30件の増加、11年１月では28件。一日六ヶ所出火したが、同時発生でなかったため大火に至らず。同時出火の危険性を訴え、火の扱いに注意を促す。 ▲２月１日５時40分、新町通佛光寺下ル、下長者町通御前通西入ル、東中筋通高辻上ル、■塔の段幸神町、両替町通御池上ル、大宮通四条上ル、都合六箇所の火災。いずれも大事には至らず鎮火。	

京 都 日 出 新 聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事 （要 旨）	備 考
大正11	1922	２月３日	朝	a	空家の別邸全焼	２日17時半、洛北西鴨字毘沙門山の山頂に建てられた小村大雲書伯の別邸より発火。大小２棟を全焼、19時鎮火。普段人気は無く、放火が疑われる。損害約２千円。	洛北西鴨字毘沙門山の山頂
大正11	1922	２月４日	夕	a	新町一条の小火	３日２時50分、新町通一条上ル一条殿町本井米次郎方裏屋根より出火。残灰の不始末が原因。同納屋と隣家の板塀、屋根裏の一部を焼いただけにとどまる。	
大正11	1922	２月５日	夕	a	火喰鳥のやうな弄火少年捕はる	先月23日22時20分、富小路通二条下ル軒先のビラに放火した者があったのを始め、押小路通・富小路通角にも同様の事件発生。２月１日の両替町の放火事件で中立売署が警戒を強化。３日20時過ぎ少年を検挙。放火嫌疑、京都郵便局の火事も同様か。	
大正11	1922	２月５日	夕	a	大雲書伯別邸　放火原因　博徒の失火か	下鴨署のしらべによると、この地は交通が不便で人里から離れ、博徒の巣食うところとなる形勢であった。火災同日、村人が博徒らしき数名が登っていくのを見たという。	２月３日「空家の別邸全焼」の追跡記事。
大正11	1922	２月５日	朝	a	高臺寺の出火原因炬燵から	３日15時半、下京区清水三丁目桝屋町中村うた方から出火。類焼７戸に及び16時鎮火。原因はうたの父が２階中の間の寝室で睡眠中、炬燵の火が布団に燃え移ったとのこと。父利助は顔面・両手に火傷、自慢の白髭も焦す。損害６,000円。同家屋は全て清水坂浅井国■の持ち家で家屋損害は１万円。総額約26,000円。	
大正11	1922	２月６日	朝	a	放火犯人は果して悉皆屋の丁稚　活動写真から興味を持ちて	市内13ヶ所に放火、京都郵便局東洞院通地下室ほか２ヶ所で消防が出動していた。放火犯の少年を取り調べたら、身元及び余罪が発覚。京都郵便局の放火については、東洞院通地下室前に手ぬぐいの落ちていたのを発見。用意していた摺火を移し投げ込んだ。先月27日21時頃、堺町御池上ル人家の軒下の広告に放火し、錦小路柳馬場東入ル松島屋の藁に放火など。	２月５日「火喰鳥のやうな弄火少年捕はる」の追跡記事。
大正11	1922	２月７日	夕	a，o	揮發油爆發して夫婦大火傷を負ふ	揮發油にて工業用のゴムを溶解。どうしたことか揮発油に火が移って爆発。両人は堀川筋に走り、河に飛び込んで火を消し止めた。命には別状なし。	
大正11	1922	２月８日	夕	a	煙突から小火	７日０時40分、笹屋町六軒町西の撚糸業・佐藤清五郎方の炊事用煙突の屋根の接触破損箇所より発火。屋根板方二尺を焼いた。発見が早く、家人にて消しとめられる。損害は僅かに５円。	
大正11	1922	２月９日	朝	d，o	郵便局の放火犯取調べは　決して苛酷ではない	郵便局の放火犯取調べについての記事。五条署の取調べがすこぶる苛酷を極めるがゆえの冤罪ではないかとの流説に、五条署司法主任が抗議した格好。	２月５日「火喰鳥のやうな弄火少年捕はる」の関連記事。
大正11	1922	２月９日	朝	e，o	読者の領分　市水道課員に訴ふ	水道課員が断水を表通りの者のみに通知。露路住まいの者が困る。池の内町付近。	
大正11	1922	２月13日	夕	b	四條小橋附近　道路に大水　設計が悪い為	11日夜の大雨で殆ど道路が河川に。住人、通行人気分害される。溝渠の改修工事が計画通りに為されていないため。監督者の不注意によるため。改修案は、大正９年に市会で全会一致で決議されたもの。	
大正11	1922	２月13日	朝	a	炬燵の不始末から	12日12時33分、四条通千本西入ル上ル森町長谷川平三郎方から失火。炬燵・畳・障子を焼き大事に至らずして消しとめられる。原因は留守中の火の不始末。	
大正11	1922	２月14日	夕	o	野菜が育たぬ	立春以来、暖気が甚だしくあたかも４，５月のような気候である。野菜の生育が不安である。また、12月は厳寒であって、京小松菜は回復の見込みなし。	
大正11	1922	２月14日	夕	a	市内出火二件　四條千本、猪熊姉小路	▲12日12時半頃、下京区四條千本西入ル森町の四畳半より出火。主人は不在中で付近で作業中の大工が発見・消し止め大事に至らず。 ▲同日22時頃、猪熊姉小路上る三坊猪熊町無職中川新太郎方２階より出火。２階を焼失し22時20分ころ鎮火。損害は約200円。 共に炬燵の不始末から。	
大正11	1922	２月14日	夕	a	御燈明の火から　中書島の出火	12日20時半頃、伏見中書島の遊郭北入り口の米友自動車店車庫より出火。家人が発見し直ちに消し止めたが、場所柄騒然となり各消防隊も駆けつけた。原因は御燈明火かららしい。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	２月17日	夕	b	四条通は沼の如く　濁水氾濫して床下を侵し　雨中に溝渠の応急工事	四条通小橋西入ル北側の溝渠は高瀬川へ流入するよう土管で導いてあった。土管内に故障が生じ水の流通が詰まったため、15日の雨で小橋河原町一面が濁水の海に。商家の床下に流れ込み、最深箇所は二尺にも達した。そのため、市から工事部長・衛生監視係長らが調査。16日午後から雨を侵して応急工事を行った。	２月12日の「四条小橋付近～」の関連記事
大正11	1922	２月18日	夕	b	壬生坊城の家屋浸水	16日の豪雨で、17日１時より２時間の間に27軒が床下浸水。便所は24ヵ所・道路は33間位・溝１ヵ所が浸水。	
大正11	1922	２月18日	夕	b	公園の土塀　雨の為倒壊	16日９時頃、祇園北町知恩院境内の境界に設立された林新衛門宅の高さ６尺の土塀が倒壊。家屋内に汚水が浸入、床下約４寸の浸水。損害は約１,000円。	
大正11	1922	２月18日	夕	b	宇治電堤防決壊し　工夫七名溺死　死骸発見は三名	宇治川電気株式会社は発電所基礎工事中であった。15日の降水で宇治川は増水、工事の過程で洗堰の漕枚を引き抜いていたのと重なり、１丈５尺余り増水していた。16日16時過ぎ、堰き止め工事中の為の20間のうち８間が決壊し、濁流が押し寄せた。工夫７名が濁流に押し流され行方不明・重症１名となったが、同夜19時ころ３名の死体を発見。引き続き捜索中。	
大正11	1922	２月18日	夕	a，o	「幽霊騎手」の悪感化で十六ヵ所に放火　火喰鳥少年令状執行さる	放火犯として中立売署に検挙された少年は地方裁判所に送られた。活動写真「幽霊騎手」に共鳴し放火を思い立ったという。京都郵便局はじめ市内16ヵ所に放火していた。	２月５日「火喰鳥のやうな弄火少年捕はる」の関連記事。
大正11	1922	２月18日	朝	d	都市付近の防火地区外にも特種建物には耐火構造を強制すべき規定を内務省で考究中　強制の程度が問題と…井尻技師語る	内務省では市街地建築物取締法を以て六大都市の防火区内における建築物に耐火構造をなすべきと規定した。さらに、防火地区外にあるものでも特種建築物に限り防火構造を強制すべき規制を近く交付する模様。詳細は協議中、意見は本省まで。/建築規定にあわせ建築箇所を検討。木材よりも鉄筋コンクリートの方が安価。一般民衆の自覚に待つよりも直ちに強制するは必要であるとしても程度に配慮が必要…井尻氏	
大正11	1922	２月18日	朝	b，o	七名の溺死者の内五名迄発見さる　他の二名は尚行方不明	徹夜で捜索中、三名を発見。さらに水夫を招聘し捜索を続ける。16日警報を聞き引き上げようとしたが、その時すでに濁水は８・９尺増水しており如何ともすることができなかったという。	２月18日の「宇治電堤防決壊し～」の関連記事
大正11	1922	２月19日	夕	a	火傷女児絶命　焚火は恐ろし	先月30日10時頃、下京区西七条中の町仲仕業音次郎三女が自宅前の空地で叔母とともに焚火で暖を取っていた際、着物の裾に火が燃え移り、さらにメリヤスバッチに移って下半身に大火傷を負った。治療中であったが、17日16時ごろ死亡。	
大正11	1922	２月19日	朝	a	二条烏丸西入　製剤所全焼　今回で三度目の発火	18日16時頃、上京区二条通烏丸西入500番地の薬品商・掛身繁松所有の二条通車屋町角製剤所の一室より突然発火。同所一棟を全焼し、16時15分鎮火。原因はアルコール取り扱い中に焜炉の火が引火したらしいが、本人が発火と同時に恐れて逃げ出した為、要領を得ない。同所では今回で３回目の発火であり、常に薬品取扱上の不注意であると附近の住民は恐れている。	
大正11	1922	２月20日	夕	d	大京都の防火地区　第一期は東山から大宮まで　丸田町から塩小路までを　都市計画委員会成案	耐火建築は値が張るが、火災の脅威と損害の比にはならない。よって都市計画地方委員会では大京都市建築に関連し防火地区を設定すべくかねてより調査中だったが、17日に成案を得て、中央委員会に提案した。同案は二期に岐れ、第一期防火地区は、四条通りは東山から大宮まで、烏丸通りを丸太町から塩小路まで。第二期は、現大京都市実現沿線の軌道を中心点に随所にＬ形の防火建築物を奨励するもの。同時に新京極に対しても相当考慮を払う。この成案が法律とならずとも、第一期防火地区内では耐火構造でない建築は市街地建築法の精神に準拠し、許可しない方針。 (当事者談)「防火地区を設定する方法は二つある。集団的なものと線状的なものである。前者は防火上理想的だが、範囲が広い故に市街地以外でも高価建築を強要せねばらず経済的な問題がある。後者は主要街路に添い帯状に長く面積は比較的少ない、主要街路に面する重要な建築物は安全に保たれ、これらの連続で自ら大なる。防火壁を構成し延焼を防止できれば、避難路・消防作業場が生じ、また高層建築の誘致ともなるため、線状的なものを第一期計画とした。」	資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正11	1922	2月21日	夕	a	放火せんとする丁稚　際どい所を刑事が発見　犯人は西堀川今福洋服店の不適極まる手長小僧	18日18時頃、中立売署の刑事が出水堀川辺を偵羅中、出水橋西詰乾物屋の軒先にマッチで放火をはかる小僧を取り押さえた。小僧は西堀川出水下ル今福洋服店の雇い人であり、他に他店からの窃盗も自白し取調中。	
大正11	1922	2月21日	夕	b，o	ダイナマイトで工夫死体発掘	コンクリートの下敷きになっているらしい2名の死体が未だ発見できず、19日午後双方の遺族から傷を受けても一刻も早く発見してほしいとの要請を受ける。府保安課では、20日早朝よりダイナマイトを使用してコンクリート壁を爆破して発掘することとなった。	2月18日の「宇治電堤防決壊し～」の関連記事
大正11	1922	2月21日	夕	a	伏見街道の小火	19日22時、本町9丁目西入ルミカド商会工場のアイポライト工場に設置された柄摺機械から発火。職工が直ちに消火努力し、同40分鎮火。	
大正11	1922	2月24日	夕	a	弄火から焼失　坊城八条の火事	22日18時半頃、坊城八条米穀商田中伊三郎方納屋より出火。納屋を全焼し鎮火した。原因は子供の火遊び。	
大正11	1922	2月24日	朝	d	疎水運河付替工事　伏見町に属する部分	京都市大正11年度水利事業予算に疏水水路伏見町に属する部分の水路付替調査費が計上されている件について。これは淀川■の改修工事に伴い伏見町の宇治川本流に沿う改修工事は観月橋畔から同町字三栖にいたる間に大堤防を築き絶対に洪水氾濫の憂い無しとするつもりである。これが完成すると現在伏見町を貫流としている疏水運河や高瀬川などが宇治川筋における放流口を失う事になり、平素は同堤防に閘門を設け放流させるが、洪水の場合には閘門を閉止する、すなわち閘門閉止中の疏水と高瀬川流水の処分手段に疏水の付け替え工事が必要なのである。概計画によると疏水水路伏見発電所の下流から伏見字津知橋通と上板橋通との中間を一直線に西へ新水路を開削し高瀬川に合流させ高瀬川は現在の水路よりも東へ寄って南へ一直線に新設水路を開削し京都電気発電所の西側を通過し伏見町三栖の先で宇治川本流に合流する事になる。新堤防はいずれも観月橋付近の堤防と同じ高さになるため、伏見町は三方を堤防で囲まれ絶対に洪水の侵害を受けない事になる。工事の京都市負担部分は疏水の高瀬川合流点までで約450間ほど。宇治川平水の場合には疏水・高瀬川ともに旧水路を使用。洪水時のみ新水路を使用。	
大正11	1922	2月24日	朝	a	本町の火事	23日17時半、本町21丁目13番地の専売局職工・早田善方平屋建一間の居宅から不在中に発火。衣類二枚を焼いたのみで近隣住民に消し止められた。原因は電線に加工したためらしい。	
大正11	1922	2月25日	夕	b，o	遭難工夫死体　全部発見	23日13時に1名、24日正午に1名を発見。双方遺体に損傷が激しい。	2月18日の「宇治電堤防決壊し～」の関連記事
大正11	1922	2月25日	朝	e	災害復旧債並に　特別税の承認を得べく	京都府災害復旧土木工事費に充当すべく、既に府会の協賛を経た195万円の国庫借り入れ金に就き主務省より未だ認可なし。よって、松尾庶務課局は督促を兼ね理解を得べく、24日東上。滞在3、4日の予定で右借り入れ金以外にも府が11年度より徴収すべき特別税ー遊興税・倉庫税等についても承認を得るため打ち合せをなす。	
大正11	1922	2月28日	夕	a	漏電から出火	27日11時40分ころ、■木町千本東入ルの西原重太郎方表2階から発火。大事に至る前に付近のものが発見、消し止めた。原因は漏電。	
大正11	1922	3月11日	朝	a	作事場の小火	9日21時10分、東中筋御前通上ルの大工作業場の空家で材木11本が半焼。通行人が直ちに打ち消した。損害約40円。原因は取調中だが、25円相当の大工道具が盗難されており、賊が侵入した際の喫煙が推測される。	
大正11	1922	3月14日	夕	a	紙屑納屋から出火　五戸に延焼す	13日3時半頃、大和大路通七条下ル西入ル辰巳町大倉栄吉所有の紙屑納屋より出火した。隣家に延焼し、内一戸を全焼。同4時鎮火。原因損害は取調中。	
大正11	1922	3月14日	朝	a	印刷工場の小火	12日15時、高倉通松原東入ル三番地印刷業三階乾燥室より失火。家人が発見し、直ちに消し止めた。原因はセルロイド製凹版が電熱にて燃焼し天井に燃え広がったもの。損害約50円。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正11	1922	３月16日	夕	a	徳成橋付近火事	14日23時25分、東山線疎水徳成橋東入ル鵜飼鋳鉄工場と東隣杉本鉄工場より発火。23時40分、鵜飼方を半焼して鎮火。原因・損害は取調中。	
大正11	1922	３月17日	夕	a	火之用心せよ	15日23時40分、河原町御池下ル下丸屋町39の洋服商表２階より出火。２階の一部を焼き鎮火した。	
大正11	1922	３月18日	夕	d	四条通と烏丸通は全部防火設備の洋館に改造　京都の市街建築を根本的に完備する方針	18日13時より、将来の大京都における耐火的建築及び防火地区設定の協議を行う。第一期の防火地区として四条通（東祇園石段下から西は大宮まで）と烏丸通（北丸太町から南塩小路まで）の十字街設定の下相談を中心に行う。これは大京都を築きあげる基本とも言うべきものであり、実地上の大問題でもある。防火地区の沿道の建築は耐火的設備を必要とし、四条・烏丸通は皆西洋造りになる。今の様な間に合わせの外観や張りぼてはいけない。各家敷居から奥行10間は屋根といえども鉄筋コンクリートで葺かねばならない。まさに四条・烏丸通を根本から改造するものである。案通りとなれば、京都の面目は一新されるが、財源は一体どうなるのかは更に大問題である。	資料集に収録
大正11	1922	３月18日	夕	a	縄手新橋の火事　損害高二千円	17日３時10分頃、下京区大和通新橋西上ル西の町215の傘提灯商の２階押入れから出火。同家２階を全焼し、隣家の一部に延焼。３時20分鎮火。損害は約２千円、原因不明。	
大正11	1922	３月18日	夕	a	車夫溜りの小火	17日３時、富小路松原上ルの人力車帳場・安藤友次郎方の車夫溜カルキから発火。通行人が発見し、家人と共に消火パッチ１枚を焼き、損害１円50銭。	
大正11	1922	３月18日	朝	a	鳥邊山々火事	12時38分、出火。約100町歩を焼いて鎮火。原因は取調中。	
大正11	1922	３月19日	夕	a	伏見三菱工業の火災は　過失か漏電か　損害高概算三十万円　放火の疑いは全く無しと	17日の三菱工業株式会社伏見伸銅所の出火原因については伏見署で取調中。発火場所の諸所に金属類溶解炉多数と不燃性物が散在しており就業中の不始末か漏電が疑われる。放火の疑いは全く無し。損害は概算で約30万円の想像なり。	
大正11	1922	３月19日	朝	d	大京都市建設の前提たる　防火地区制定は原案可決　濱岡委員より四条通は道路敷より一尺五寸以上後退し低利資金を貸与申請の希望附で（昨日の都市計画常務委員初合にて）	18日13時から府庁で開催。都市計画課から大都市に防火地区の必要を力説。烏丸・四条通を甲種防火地区、新京極を乙種防火地区に設定するという原案が可決された。濱岡委員からは、四条通の交通事情・人道の狭さを考慮し都市計画実施の際は建築線を現在の道路敷地の境界線より１尺５寸以上後退するように提案され、加えて耐火的建築に改造するための住民の経済事情を考え国庫から低利資金を融通すべきとの意見が出される。これに議は一致し、15時半閉会。	
大正11	1922	３月19日	朝	a	岡崎町の小火	18日18時３分、岡崎南御所内町37の一植木職の裏２階６畳の間より発火。家人が発見し直ちに消火。大事に至らず、２階一室を焼いたのみで消し止められた。原因は取調中。	
大正11	1922	３月19日	朝	a	放火女の行方　謹慎中にこの始末	伏見町の工場に、女工として雇われていた岡山県出身の女がいた。今年１月１日19時及び２月21日19時に同社宅の押入れに放火し、伏見署に検挙され訓戒を受けた。現在は釈放され、雇用者が身元引き受け中であったが、昨日行方不明となり生死不明。伏見署では捜査中。	
大正11	1922	３月20日	朝	d	市内に於ける耐火建築物現況(一)〔府都市計画課調査〕	都市計画委員会が調査した京都市内の耐火建築物の現況について調査した報告の一部を紹介。 我が国の都市の建築物の大部分は木造でほとんど耐火的な価値なし。しかし、東京や大阪をはじめ五大都市の中心部や主要街路では耐火建築らしきものが多数つくられつつある。京都は四条・烏丸通りにおいてすら僅かで貧弱な状態。前記大路に面する各戸の建物を調査し構造別に分類した。結果、非耐火的な木造家屋は間口においては80％～90％、耐火的である鉄筋コンクリート建築は１％余り。準耐火とされる煉瓦及び石造りは約６％。	
大正11	1922	３月21日	朝	d	市内に於ける耐火建築物現況(二)〔府都市計画課調査〕	同所にて構造別に建物軒高を調査。結果は12間及び15間の幅を有する道路に面するものとしては実に低く、その利用の不経済を知るべきである。市街地建築法においては100尺が限度であるが、鉄筋コンクリートは平均48尺、木造家屋は30尺に満たない。こちらも貧弱である。また木造家屋は古来茶室の影響を受け京風の風雅で耐火に無関心	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						なものも相当である。町家の大部分は漆喰や煉瓦を併用し、延焼遅延をさせるような安価ではあるが効果のある耐火措置を行ってはいるが、京都に大火が無い原因とはいえない。非耐火建築の多いところに大火がおこらなかったのは幸運というべき。	
大正11	1922	３月22日	夕	d	耐火建築は木造建築の五割増　建築上空間を利用するは経済的　近府土木課長語る	防火地区設定とともに耐火建築が大京都市構成には必要。都市計画京都地方委員会幹事は耐火建築は木造家屋の５割り増し程度で建築可能、防火地区なら２～３割り増しで建築可能な見込みであると勧める。また、現在の建築物の軒高の低さも耐火建築が増えるにつれ解消されるという。３階建築が６階になれば、空間利用を誘致でき経済的にも都市の体裁にも望ましい。新京極にも耐火高楼ができれば一大娯楽場・勧商場が現出するだろうと語った。技術者の夢ばかりではなさそうである。	
大正11	1922	３月22日	朝	d	京都市に於ける火災と其損害（上）〔府都市計画課調査〕	京都は歴史的に大火が多かったが、それは平安から戦乱を経てきたためである。人為的な戦火は別にすると、大火の理由には暴風と消防設備の不完備にある。明治７年５月松原火事で約2000戸を焼失以外は、明治維新以降は幸い大火少なく。暴風と火災が一致すると大火となる恐れがある。また、消防設備の完備を目指し水道防火栓の設置が最も有力であろう。	
大正11	1922	３月23日	夕	a	火消壺から（小火）	22日０時頃、七条署富田町派出所巡査が高倉五条下ル屋根葺業の表先を巡回中、屋内よりの異様な物音と黒煙から火事に気付き、家人を起こして消し止めた。火消壺の不始末が原因、竈の框の一部を焼くに止まる。	
大正11	1922	３月24日	夕	a	西高瀬の小火　五条下ル鳥春	22日19時50分頃、下京区西高瀬五条下ル鶏肉業の離れ２階の四畳半女中部屋より発火。雇い人２，３名が発見し直ちに消火。布団２枚を焼いたのみ。原因は一人の雇い人の置炬燵の不始末から。	
大正11	1922	３月24日	夕	d	都市計画と淀川沿岸　商業会議所の実地踏査	交通運河の利便をえて距離短縮のため淀川沿岸に運河開削の要を認めたが、実地調査は未だ行われず。25日に淀川を下り実地調査の上具体的立案の予定。	
大正11	1922	３月24日	朝	d	京都市に於ける火災と其損害（下）〔府都市計画課調査〕	京都市ではいかに消防設備を完備しようと暴風に見舞われたら消火しきれない。非耐火建築が多いからである。今後外国との戦争で敵の航空機が強風の我が国を破壊するやもしれない。過去30年間には大火といえるものは無かったが、物質的損害よりも災害とは精神的損害が計り知れないものなのである。今後大火が無いともいえない。文明都市の文化生活をおくるべく緊急に相当の策を講じる必要がある。	
大正11	1922	３月25日	夕	a	都鄙の火事　内一件は放火	23日23時55分頃、大宮五条下ル下五条町扇骨商の裏扇骨蒸窯より出火。家人が発見し直ちに消し止め、一部を焼いたのみで鎮火。原因は雇い人が竈の火を消さずに20時頃、就寝したため、煙突内の煤に火が伝わりその根元にあった張板・壁下に火が移ったこと。損害は約30円。	
大正11	1922	３月26日	夕	a	第一高女の出火騒ぎ　寄宿舎食堂軒下より出火　二十五日払暁の出来事	25日２時55分、府立第一高等女学校寄宿舎食堂軒下より出火。通行中の荒神口雑貨商が認め、大騒ぎに。舎監らが消火に努め大事にいたらず。原因は24日寄宿舎横手の石炭箱に小使いが入れた灰が、一緒に入れた粉炭に燃え移り、それが板壁に燃え付きたとされている。	
大正11	1922	３月28日	夕	a	火事の卵三つ	▲26日21時９分、今熊野■蔵町64、薪炭商の炊事場かまどより出火。家人が直ちに発見・消火、大事には至らず。原因はかまどで焚き火中、火気が飛散し傍らの薪に点火した。 ▲26日17時35分五辻大宮西入ル五辻町563の生糸商の２階より発火。同２階を半焼し18時鎮火。原因損害取調中。	
大正11	1922	３月29日	朝	a	お猿から小火	28日18時35分、上消防署望楼から火事を発見。上長者町日暮西入ル須浜町牛乳商の２階から出火、同家一戸を全焼し、上消防署のポンプで消火。原因は飼っていた猿を家人の留守中に炬燵に当たらせており、その猿が炬燵をひっくり返したものと見られる。なお、猿は鉄鎖に繋がれていたため焼死していた。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	３月30日	夕	a	燈明から出火	28日18時半、上長者町通智恵光院東入ル代書兼牛乳配達業の家より出火。同家を半焼し19時ごろ鎮火。原因は主人夫婦が外出中下女が主命により神棚にあげた蝋燭の蝋が垂れ棚に燃えついたものという。損害は取調中。	
大正11	1922	４月１日	夕	a	深草製綿の火事	３月30日16時50分、深草村字福稲四の坪の藤本嘉一郎氏経営の製綿工場より発火。同氏の自宅と工場一棟を焼失し、17時10分鎮火。原因は製綿機の摩擦、損害は約２,000円。	
大正11	1922	４月１日	夕	a	東堀川の火事	３月30日20時半、東堀川姉小路上ル三坊堀川町菓子製造業の裏織場に設置の無煙炭燃料使用の竈より発火。隣の牛乳商の裏物置の壁に燃え移り屋根を突き抜け物置にあった古柱２本を焼き大事に至らんとするところを消し止めた。損害約30円。火元には何の損害もなし。	
大正11	1922	４月１日	夕	o	火災後の三菱伸銅所　職工七十名馘首　百日分の涙金を与えて平穏に	先月17日に火災のため、工場全焼。再健ままならず、170名中70名に100日分の給与で馘首。職工らも会社に同情し異議なく転職した。残部の者は再健のための修理、工場建設に着手し、再び事業にむかう。	
大正11	1922	４月３日	夕	a	小火損害三円	１日23時47分、六角室町西入ル呉服商の裏納屋より出火。雇い人が直ちに消し止め大事にいたらなかった。原因はこの雇い人が煙草の吸殻を捨てていたため。損害約３円。	
大正11	1922	４月４日	朝	d	六大都市の主要地に防火地区の設置　耐火設備なき新建築は不許可	内務省は六大都市（東京、京都、大阪、名古屋、神戸、横浜）に都市発展の促進のため防火地区を設置の建議を政府に提出。防火地区の新建築は耐火構造を必須とする。	
大正11	1922	４月５日	夕	a	稲荷山茶点　二戸全焼	３日17時半頃、伏見稲荷山中腹茶店北村久兵衛方の３階より出火。同家を全焼し、隣の中村家に延焼。中村家をも全焼して０時ころ鎮火。原因は３階に来客の結果、火鉢の後始末が不行き届きだったため。損害は約２万円以上とみられる。一時水の手が無く傍観していたため被害が拡大したと。取調中。	
大正11	1922	４月７日	夕	a	東七条の火事	５日15時10分、東七条上之町十四人力車夫方の裏手竈の残り火より出火。隣家の板塀に燃え移り、さらに南隣の西本家の境界板塀と軒下約一間を焼いて鎮火。損害約20円。	
大正11	1922	４月８日	朝	a	小火二件	▲７日19時10分、下京区東洞院綾小路上ル元悪王路町53番地印刷業の留守宅より発火。付近の者が発見、錠前をねじ切り進入。裏の便所の傍にあった灰桶より火を吹いていた。あわや便所の戸に燃え移るところだったが、直ちに消し止めた。 ▲７日15時20分頃、七条通大宮西入ル和気町左官職方より出火。付近の者が駆け付け消し止めた。損害約２円。	
大正11	1922	４月９日	夕	a	鎮火が早い	７日15時20分頃、京都八条通和気町十四左官職方裏鶏舎より出火。近隣の者が発見、直ちに消し止める。原因は糊を焚く竈の煙突が壁に密接しており火熱によって燃え出したもの。	４月８日「小火二件」の後者と同件と思われる。
大正11	1922	４月９日	朝	a	北新地の小火	８日13時、上京区■町千本西入ル小田喫茶店で奥の間の神棚の光明より失火。家人が発見し消火に尽力。天井をい貫いたのみで消し止めたが、北新地廓内の事で付近は一時混雑を呈した。	
大正11	1922	４月10日	夕	a	燈明から失火　娼妓が発見す	８日12時半、仁和寺街道千本西入ル仲御座町74の理髪業方表より発火。天井を突き抜け屋根まで出たところを隣家の貸座敷三日月楼の娼妓が発見。大騒ぎとなり近隣の者が13時頃消し止めた。損害は約180円、原因は燈明の火の失火らしい。西陣署で取調中。	
大正11	1922	４月11日	朝	a	ガソリンの小火	西洞院六角下ル池須町九番戸内藤音吉は小規模の粉置業を営んでいた。10日19時、職用ガソリンが爆発。音吉は火傷で松山病院に収監された。３月20日にもガソリンの取り扱い不注意から小火を起こしている。	
大正11	1922	４月14日	夕	a	煙突から小火	13日８時頃、烏丸通三条下ル饅頭屋町22番地山田方の中庭炊事場の屋根裏より出火。同家の小僧が発見し消し止めた。原因は煙突が破壊していた為。	

京 都 日 出 新 聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事 （ 要 旨 ）	備 考
大正11	1922	4月17日	夕	a	御池猪熊の火事	15日21時頃、御池猪熊東入ル理髪業の2階物置より出火。家人・付近の者が発見し消火。原因は同家2階を借りていた友仙業の不在中、炊事の残り火が散った為。	
大正11	1922	4月20日	夕	o	都市計画課に土地収用係を新設	京都市都市計画事業での用地収用について都市計画課に専属の係をおくことになった。収用係と建築に分類され建築には全員工務部の現職吏員より抜擢、収用には地方から輸入すると。	
大正11	1922	4月23日	夕	a	弄火から鉋屑に	22日14時50分頃、聖護院山王町32の呉服商方の裏小屋より出火。同小屋の一部を焼いて15時鎮火。原因は子供同士の火遊びから。	
大正11	1922	4月23日	朝	a	海老名総長宅出火：幸に消止む	22日15時半、室町通上立売下ル裏築地町同志社総長海老名弾正氏宅奥座敷の屋根庇より出火。一部を焼失し、付近の者・消防員にて15時半鎮火。原因は釜戸の焚き火の飛火。損害は5、60円内外。	
大正11	1922	4月24日	夕	a	壬生の小火	23日0時半、四条壬生加陽御所友仙業方の裏工場から発火。直ちに消火。原因は、妻が蝋燭を板塀の桟に立て置いて眠り、それが移ったもの。損害なし。	
大正11	1922	4月24日	夕	a	洛北の山火事	22日14時頃、上京区四条学院村村民所有の山林より出火。約1反余歩9を焼いて15時頃鎮火。所有者及び損害取調中。	
大正11	1922	5月4日	夕	a	大丸の小火　紙屑籠から	3日14時15分頃、四条高倉大丸呉服店の裏手新館と仮建物との間にある3尺4方程度の紙屑箱から出火。店員が直ちに発見し消し止め、座板を少々焼いたのみで大事に至らず。原因は煙草の須柄が混入していたことによる。	
大正11	1922	5月6日	夕	e	京都都市計画　地方委員会は二十日開会	木屋町線に関する反対意見について付議すべく地方委員会を召集する。時期は当初は英国皇太子退京後まもなくの予定だったが、15日に地方長官会議が開催されるため、その終了後に開会する筈だった。しかし、地方長官会議後に地方委員会召集権のある若林府知事が更迭。委員会開催は20日過ぎの見通し。木屋町派も非木屋町派も活発な運動をみせてきたが、木屋町派が大勢の模様。	
大正11	1922	5月6日	夕	a	伏見の小火	5日4時25分頃、伏見町両替町九丁目紙屑商の裏納屋より出火。納屋を全焼し5時鎮火。原因損害取調中。	
大正11	1922	5月9日	夕	e	都市計画委員　其の他の顔触れ	9日開会された京都市会は、都市計画委員・事業委員・学務産業各委員の補欠選挙を行った。都市計画委員の補欠には8日午前中前約に従い無所属派の森田氏から議長を通じ公正会に人選を通告。同派では午後三時幹事会で幹部の意向を決し、8日夜部屋会議を開き総会に付議。諾否の決定を与える予定。森田氏が通告した候補者は西尾林太郎氏と観測される。総会では議論の沸騰を免れない見通しだが、西尾氏を承認するに至だろうと幹部は観念している。	
大正11	1922	5月11日	朝	e	区域並みに五号線決定の都市計画委員会は六月上旬　臨時委員参加権は分立　府会関係の臨時委員は五号線決定に参加権無し	大京都市都市計画区域及び第五号線である木屋町線決定に関する地方委員会は欠員だったが、今や充足し6月上旬に開会する。臨時委員の参加権には疑義が生じているが臨時委員の一部は区域決定に関する事項を主とする外区域に於いて施行する計画事業に関し参加する権限があり､委員会にも参加するが五号線問題には区域内のため参加権なし。参加権のある臨時委員はまた別の一部となる。	
大正11	1922	5月11日	朝	e	水道濁る　三条と五条間	三条付近の加茂川の工事のため、三条～五条間の水道の水が10日23時頃～11日正午頃まで水道管の錆が流れ水が濁る。飲料上害は無いが、水を汲み置かれたいと市水道局より通達。	
大正11	1922	5月14日	夕	a	白川橋の小火	13日4時20分頃、三条白川橋二丁目5軒町青物商の炊事場より出火。家人が発見し、直ちに消し止め壁と柱を焦がしたのみで大事に至らず。原因は竈の傍らに置いた藁灰の残火より発火。	
大正11	1922	5月16日	夕	a	友仙工場全焼	15日4時半頃、岩上蛸薬師下ル宮本町友仙業の裏工場より出火。同工場を全焼し5時鎮火。原因損害取調中。	
大正11	1922	5月17日	夕	o	震火による仮宅の営業	天保元年7月に京都に大地震があり島原廓内は大半が破壊。公許を得て、各地に仮宅で営業していた。島原が復旧し戻るも嘉永6年8月島原大火で再び公許を得て宮川町辺りに仮宅で営業し、遊廓の凋落をへて現在にいたる。	『京都私娼取締考（三）：島原遊郭の保護と仮宅の営業』内の記事

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	５月18日	朝	e	都市計画用地買収調査	最初に着手することとなった京都市計画第７号路線（烏丸通今出川以北）の調査は完成を急いでいる。この調査が用地買収の基礎標準を作る事となるため、公平を保つためにも最も厳密に内容に立ち入って調査する必要がある。間数・畳数・間取りなど。かなりの手数を要し今日までに烏丸今出川以北烏丸頭巡査派出所まで終了した。明日からはさらに以北を調査する。全ての調査が完了するのは今月末の予定。調査終了後には買収価格の算定と移転料の調査を行う。	
大正11	1922	５月20日	夕	a	出町橋の小火	19日８時48分川端通出町上ル田中馬場町製紙用竈煙突際より発火。上消防署より出動したが大事に至らず屋根裏を焼いたのみで鎮火。原因損害は取調中。	
大正11	1922	５月21日	夕	a，o	放火少年免訴（心神喪失の理由により）　市民は枕を高くす可らず	１月に京都郵便局に放火した少年放火犯は、地方裁判所予審法廷で19日予審終決とともに免訴放免されることとなった。身柄は中立売署で保護中。鑑定人京都医大精神科野田氏の鑑定により犯行時は心身喪失状況にあったと認められた。刑法第39条により罰さず、刑事訴訟法第165条により免訴放免に決定。	
大正11	1922	５月21日	夕	a	電動機が発火して盗電露見	19日13時40分、北小路坊城西入ル東馬場町製箱商の工場内電気発動機より発火。直ちに消し止められる。原因は３馬力の電動機に10馬力に相当する電力を盗用し、制限以上の動力使用のため、電動機に加熱したこと。	
大正11	1922	５月22日	夕	o	人騒がせの煙　消防署出勤	21日12時頃、京極六角飲食店の炊事場の煙突より立ち上る煙が風により付近一面に広がる。付近の人が火事と間違え専用電話を消防署にかけた。各消防署は時を移さず出動したが、幸い本物の火事ではなかった。	
大正11	1922	５月23日	朝	a	煙突から小火	22日18時18分、下立売千本東入ル呉服商の炊事用竈の煙突から出火。屋根裏の一部を焼いて鎮火。原因は煙突掃除の不始末。	
大正11	1922	５月24日	夕	a	本圀寺経堂の出火　足利時代の貴重な建造物　原因は乞食の焚火？	22日18時半頃、日蓮宗総本山本本圀寺仁王門南手の経堂裏手から出火。裏手の柱、鴨居などを焼き内部に燃え移ろうとしたところを境内で遊んでいた近所の者が認め寺務所へ急報。寺務員らが消し止める。損害約500～600円。経堂は足利時代の建築で特別保護建造物の指定を受けていた。堀川署で原因は取調中であるが、普段人の寄り付かぬ所ゆえ、おそらく乞食の焚き火か。	
大正11	1922	５月24日	朝	o	梅雨期を前に控えて稀有の晴天つづき畑作物に困る今日此頃　霖雨期は例年より雨量多きか	来月の梅雨期を控えているが、近年にない晴天続きである。先月から30日余りも降雨が少ないことは希有。反動で来月の梅雨期は雨量の増加が予想される。農家にとっては麦作にはふさわしいが葱・胡瓜・茄子・南京・豆その他の野菜類は枯死の恐れ。	
大正11	1922	５月27日	夕	a，f	３万７千円をかけた市公会堂の防火設備　更に不寝番を置いて用心する	岡崎公園の京都市公会堂控え室の屋根が煙草の吸殻から発火し危うく消し止めたことは本紙既報の通である。右の報告に接した市当局では今更の様に慌て出した。今後使用者並びに参観人は一定の場所以外で喫煙することや窓廊下から吸殻を捨てることは断じて禁ずると意気込んでいる。“公会堂は御大典当時の舞楽殿を其の儘下賜された記念の建物であり、特に火災については細心の注意を払っていた。大正９年に３万７千円の巨費を投じ、一つの栓をひねるとたちまち屋根からも破風からも一面の噴水が出るように為っている他、室内でも幾つかの防火栓があり大事の際には直ちにこれらにホースが取り付けられるようになっている。しかし、本年度からは特に守衛を用い寝ずの番を付ける事としている。”（藤田庶務課長談）	資料集に収録
大正11	1922	５月28日	夕	d，e	都市計画官制改正　狭小な発案権を　地方長官が得ることになった軽易なる事項を委任された結果〔近土木課長談〕	都市計画委員会は勅令をもって改正される事となった。“軽易なる事項は地方長官若しくは市長に委任する事を得”なる一項が加えられた。「都市計画に関する発案権は内務大臣にあったが他の大臣にもあり曖昧だった。今回の改正ではっきりと内務大臣に発案権は専属すると示された。軽易なる事項は地方長官・市長に委任されたが、軽易なる事項の基準や委任する程度が明示されていないことは問題。地方委員会開会までには明示されると信ずる。地方だけで決定しても差し支えない極狭小な範囲だと予想する。」	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	5月28日	夕	a	留守宅から発火	26日17時50分頃、粟田口鳥居町26番地の桜井ふさ方より、家人の不在中煙を噴出しているところを付近の人が発見し消しとめた。原因は11時頃、炊事後燃え残りの木片に水を注ぎそのまま押入れの下に置き外出した。其の木片から出火した模様。損害約20円。	
大正11	1922	5月28日	夕	a	伏見の小火	26日18時、伏見町字板橋雑誌商の奥4畳半の間より出火。家人が認め大事に至らず消火。原因は神棚の燈明に用いた蝋燭の火が天井に燃え広がったもの。損害などは取調中。	
大正11	1922	5月29日	朝	e	府議選出の都計委員　補欠と候補者	都市計画法改正の結果、府会議員選出の委員を増員することとなった。期日の切迫とともに府会議員間に多少の波乱活気を呈す模様。	
大正11	1922	6月3日	夕	a	不在中に小火	1日13時40分頃、四条大和大路北角福原助太郎方南側道路に面した一部より出火。付近の人が発見し直ちに消しとめた。同所は下京区の亀井喜太郎が借り受け揚げ子らの出店を張っていた。同人の不在中に失火したもの。損害は金1円。原因は取調中。	
大正11	1922	6月3日	夕	a	店先から出火	2日0時頃、下京区新町花屋町角仏具商店先から出火。付近の者が発見して消防に努め商品の一部を焼いて、0時5分鎮火。原因は取調中。	
大正11	1922	6月3日	夕	a	実母や妻子を追い出して仏壇と家財に放火　日本一破天荒の乱酔者	田中古川町菱田友仙工場職工は終日酒を飲み泥酔。20時頃、妻と口論し母親と妻子を追い出して自らは仏壇を持ち出しそれに火を放ちさらに布団二枚を被せた。職工は焼けているのを後ろに飲酒しようと外出。付近の者が発見し消火。大事に至らず済むが職工は泥酔暴行者として下鴨署で検束。	
大正11	1922	6月4日	夕	a	高辻新町の小火	2日19時頃、高辻新町西入ル堀之内町281番地裁縫職のかまどの天窓から失火。近隣住民が発見し消防に努めた。原因は煙突の掃除不行き届きのため煤煙の粉より発火。	
大正11	1922	6月4日	夕	a	関西倉庫横の小火	3日13時20分、岡崎町関西倉庫会社の西横手大路から出火。上下両消防署から出動、直ちに消し止めた。原因損害は取調中。	
大正11	1922	6月4日	夕	a	東六条の朝火事（間ノ町下珠屋敷町）全焼三戸半焼二戸火元指物屋　枳殻邸及皆山校も近し	3日8時40分頃、下京区間の町下数珠屋町指物業の奥庭より出火。火はみるみるうちに西角の人力帳場へ延焼。間の町中島岩吉口入屋北村岩吉の両家を全焼。さらに北隣の家を半焼。消防隊が食い止めた火は再び東隣の家々に延焼。9時5分鎮火。原因は取調中であるが、かまどからの出火ということで朝食の際の不始末であろうか。結果は全焼3軒半焼2軒。同所は枳殻邸に続いた場所で管轄の七条署はじめ堀川松原両署と東本願寺消防隊、下京消防隊及び皆山在郷軍人分会等が出動。出火場所前には皆山校があり大騒ぎとなった。	
大正11	1922	6月5日	夕	a	東六条の出火原因　煙草の吸殻から	3日8時40分、下京区下数珠屋町間の町東入ル指物職方から発火。全焼三戸半焼二戸で鎮火。七条署が取り調べたところによると、原因は同朝7時過ぎ店の間でたばこを吸ってその吸殻が鉋屑に混じっていたのに気付かず裏口の屑置き場に捨てたためであると。	
大正11	1922	6月6日	夕	b，e	水害防備工事　15日頃より着手	淀川補水工事伏見沿提工事の伏見町宇治川支流～観月橋下流平戸の水害防備の沿提工事は、依水園と7，8件の民家移転の為延期されていたが移転が完了し、15日から工事に着す予定。	
大正11	1922	6月7日	朝	d	都市計画の難問題　田地発表は来月早々	烏丸線の拡張延長については実地調査が5日をもって終了した。今後は評価価格の算定と予算の振り当てに着手し、その決定をもって用地箇所を発表、買収にとりかかる。しかしそれ以前に解決すべき難問題が浮上。所有者以外の借家住居の者に対し、老舗料退去料の支払い、転宅までの所得弁償である。市は先例が無いが時代が時代だけに何とかせねばとの議論がなされている。具体的な立案ののち幹部の決定を待つ見込みだが、立ち退き奨励の意味でも懸賞にする方針。	
大正11	1922	6月8日	夕	a	染布工場焼く　隣の煙突から	6日13時半、市内醒ヶ井魚ノ棚上ル常盤染布会社の所有する油小路九条下ル4丁目の工場より発火。木綿地1,200ヤードを焼失し鎮火。原因は隣地の伸銅工場の煙突から。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	６月10日	朝	a	島原と梅小路（小火）	▲８日12時半頃、島原遊郭西新屋敷揚屋町貸座敷業方の２階押入れより出火。家人が発見し直ちに消し止める。原因は布団の中に煙草の吸殻が入っているのを知らず押入れに入れたため、損害は布団３枚20円くらい。 ▲８日10時半、黒門梅小路角古御旅町の杓子製造業裏離れ２階西南角棟側袋戸棚下に積みたる桜皮より発火。家人が打ち消す。損害１円。原因は煙突の火焔の飛散による。	
大正11	1922	６月10日	朝	a	馬糞場の小火　三十二連隊営庭	深草野砲兵三十二連隊営庭西南部馬糞積載場より発火。営内当務番卒が発見、消火に努め同場のみで鎮火。原因は昼間の運搬夫の煙草の吸殻から。	
大正11	1922	６月10日	朝	d	緊張せる都市計画京都地方委員会　大勢は河原町線に有利　学者派委員率先河原町線を主張す　区域設定は満場一致原案可決	９日に都市計画地方委員会は開会された。大京都区域設定と木屋町河原町両路線の運命を決すべき日が来た。呉越同舟の趣をそのままに開始。区域設定の必要には満場一致で原案可決。いよいよ木屋町河原町線の問題に移る。両派とも変更案・諮問・高瀬川の保存など激しい議論を交わしていた。休憩を宣言しようとしたところ、学者派委員が河原町線派に傾き形成は河原町線派に有利になると観測。	
大正11	1922	６月11日	朝	d	河原町線全く確定（常務委員の補欠は野村氏に決定）　事業実地上変更を要する場合に於る　地方委員会権限の拡張	木屋町河原町線の議論は僅差で河原町線決議された。この決定により、内務大臣にも改めて答申。同日、第六号議案を付議したが前日の大討論の疲れからか一言片句の質問もなく可決。河原町線は正式に決定。	
大正11	1922	６月11日	朝	a	市内三ヶ所の火事	▲10日９時半頃、三条大橋東３丁目南入ル吉田浅吉方の２階より出火。同家２階及び隣家の２階に延焼、両２階を焼失し10時鎮火した。損害原因は取調中。 ▲同日８時40分頃、五辻智恵光院西入ル藤田平太郎方の表２階より出火、天井の一部を焼いたのみで消しとめた。 ▲９日15時頃、荒神口河原町南入ル阪田定市方より出火。まさに大事に至らんとしたところを家人が発見、直ちに消しとめた。原因は、竈の前にあったマッチを子供が弄んでいるうち、紙屑に燃えうつったことによる。	
大正11	1922	６月11日	朝	d	都市計画の地帯研究　会議所委員の実地調査	都市計画地帯研究委員会は10日13時から開会。議論沸騰し決定に至らず12日９時から各委員実地調査を試み根底意見を定める事を申し合わせて15時半閉会。	
大正11	1922	６月12日	夕	a	蚊帳から小火　夏らしい火災	10日22時10分、松原通坊城東入ル会社員の２階座敷八畳の間より発火。家人が認め直ちに消し止める。原因は子供が蚊帳の内で蝋燭を点じ読書をしており、蝋燭取替えの為階下に降り45分間雑談している間蚊帳に焼きついて畳４畳分を焼き天井に焼け付こうとしたもの。損害25円以内。	
大正11	1922	６月13日	朝	e	都市計画協議会　六都関係者出席	12日、内務省で都市計画協議会が開会。六大都市の各関係者約40名と内務省関係職員が出席。指示事項と協議事項を付議、種々意見を交換し散会。３日間開催の初日。	
大正11	1922	６月15日	夕	a	出火頻々　府市に四ヶ所	▲11日20時50分、西洞院三条上ル小紋染め業の裏２階職場より発火、直ちに消しとめた。原因は提灯の不始末から。 ▲11日17時頃、下立売千本西入ル撚糸業の台所竈より発火、戸袋の一部を焼失、消しとめた。原因は炊飯時の不注意。損害約５円。 ▲12日15時半、大宮五辻上ル西入ル会社員方より発火、物置北側壁訳一坪半を焼失し消し止められる。原因は灰捨桶に火気があったこと。損害約20円。	
大正11	1922	６月15日	夕	a	火事と火事の卵	13日午後12時頃、西洞院椹木町下ル料理店柿善の風呂場より発火。早く認め打ち消した。損害約１円。原因は石炭で風呂を焚いていたが、釜が熱され、周囲の板に燃え移ったもの。	
大正11	1922	６月18日	夕	a	四条醸造場出火騒ぎ　蝋燭の火で室内の可燃瓦斯発火	17日４時40分、伏見町字竹中四方合名会社醸造場に隣接した蒸留室より発火。消防隊各所へ急援を報じた為、工兵・在郷軍人会員青年団員らが駆けつけた。同室の屋根半ばを焼失し５時鎮火。原因は同朝蝋燭を点火した際、可燃性ガスが充満していたため誘引発火した。付近には酒精・焼酎など可燃性物質が多数あり、これらに類焼しなかったことが幸い。損害は取調中。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	6月18日	夕	a	便所軒下の出火	16日22時半頃、京都市佛光寺大宮西入ル酒商の裏便所の軒下より出火しているのを家人が発見、直ちに消しとめた。原因は塵芥箱に捨てた物に火気があった為。	
大正11	1922	6月20日	夕	o	最後のマッチ	マッチを用いダイナマイトで自爆自殺	
大正11	1922	6月20日	朝	e	黄燐マッチ製造禁止と京都府の取締方針　何課で取締るかゞ興味	黄燐マッチの製造は危険で職工保護並びに国民保健上、これを禁止する要あり。否、製造のみならず黄燐の使用も販売も輸入も移入も販売目的の所持もならぬと可決された。いよいよ法律となって7月1日から黄燐マッチ製造禁止法が施行される。府では何課で取り締まるかが問題に。職工保護なら工場課だが、保健上なら衛生課、使用・販売等なら保安課に属するので協議中だった。19日、ついに工場課でこれを取り締まることになった。	
大正11	1922	6月21日	朝	o	放火から自轉泥に	五条大和大路東2丁目の竹村幸次郎は、17日丸太町堀川西入ル所で自転車を窃取。同人は8年前放火犯にて松原で検挙されたが精神病者として不起訴になっていた。	
大正11	1922	6月23日	夕	a	鶏小屋の小火	22日9時半頃、仏具屋町御前通上ル醤油商の路地内の鶏小屋より出火。大事に至らずただちに消し止めた。原因は隠居中の老人が小屋の中で藁を焼いたものが付近の藁に延火したもの。	
大正11	1922	6月24日	夕	d	都市計画の指定路線上でも施行年度迄を限度として新たな建築は許される	指定路線に新たに建築する場合、永久的には許されないが都市計画施行年度までの一時的な建築なら許される。都市計画課に願い出、執行者側の許可があれば建築監督課にはなんの異存もない。	
大正11	1922	6月26日	夕	d	烏丸線の用地買収は7月下旬に発表される	烏丸今出川以北の調査を急いでいるが、用地の丈量と建物の調査だけは一応完了し買収価格の算定も凡そ済みいつでも発表できるようになっているが新任の用地収用主任の意見が未だ確定せぬ事と未完了の調査が二件あり発表を控えている。切り取られる箇所のなかに大聖寺門跡などがあり、門跡から4万円での買い取りを誓願されている。様々な事が重なり不自然に進行が遅れている。	
大正11	1922	6月27日	朝	e	京大理学部に災害研究所設立各学部の専門教授が各方面から研究考察	国民が災害のため失う金額は実に2億円に上る。これを全滅し得ないまでも軽減できればとの思いから京大の志田博士が主唱し理学部内に災害研究所が設けられることとなった。文、医、工、経、理各学部の人々が集まり研究し、東大からも長岡半太郎博士が手伝いにくる。さらに特殊の問題についてはそれぞれ特殊の知識を有する人の援助を受ける予定。これについて30万円の建設費、8万円の経常費は予算に組み込まれている。災害の純理的研究はこれまでなされてきたが、社会に効果をきたすためにはその応用が大切というのでこの企てがなされた。	資料集に収録
大正11	1922	6月27日	朝	d	烏丸通拡築道路　立退住民の苦悩　相国寺境内地の替地方を大蔵当局に陳情	烏丸線の大部分は相国寺西門前に属している。家持ち13軒、総戸数約120戸余りでその半数が立ち退きの必要がある。借地を取り上げられ薄資では他に用地を求めることもできず、かつ住宅難の今日では借家人の迷惑も一方でない。従来の縁故から相国寺境内地の中を替え地として貸与を求め大蔵省に陳情する。	
大正11	1922	6月30日	夕	b	旱天を喜ぶ地方　城南横大路は雨が敵	多少の降雨に各地農家は辛うじて植付だけは出来たらしいが、尚、旱天騒ぎで水神様への雨乞いや水の取り入れでの騒動が各地で頻出している。これに対し、伏見町横大路の田地約70坪だけは、これ以上降られては困ると雨を心配しているという。この地域は沼地である為、水量は極めて潤沢で、昨年に至っては雨量が非常に多かった結果、植付けた苗が総て腐り、四、五度も植付けを行なったような有り様で、本年ぐらいの雨量が極めて適しているそうだ。	
大正11	1922	7月4日	朝	a	石灰より発火	3日午前1時頃、伏見町奈良屋の通運会社・多田徳次郎が所有する石灰50貫を岐阜発の貨車2両で運搬中に発火、数人がかりで午前6時頃に至って漸く鎮火した。原因は午後9時頃、深草村長町の奈良鉄道附近にて防雨の為にかけていたシートが暴風で吹き飛ばされ、石灰に雨漏りしたもの。人畜に被害はなかった。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	７月４日	朝	a	蝿とり日が祟って小火	２日午前11時40分頃、市内上京区新町通姉小路上ル大文字町の肥料商・芳山萬蔵方自宅裏空地において、３日の市内蝿取日に用いる石油乳剤を醸製しようと一斗釜に石油３升及び粉末石鹸50匁を混入し、木炭で煮沸中、高温のために発生した瓦斯が石油に燃え移り、発火した。慌てた萬蔵が水で消し止めようとした為、却って散火の様相を呈し、便所腰板にあわや燃え移ろうとしたのを家人と協力して同45分、大事には至らず鎮火した。	
大正11	1922	７月５日	夕	b	城南は人心恟々 目下の処被害程度軽きも 今後の雨模様に依っては危険	水害が年中行事の様な感のある伏見町方面は連日の降雨に不安を煽られ、殊に昨夜来の豪雨は不安を高め、住民は皆、恐々としているが、本日正午までには未だ危険状態には入っていない。しかし、紀伊郡横大路村は田地が水面に没し、家屋４戸が浸水被害を受けている。又、吉祥郡村は100町歩の田地、竹田村は人家１・工場１、上鳥羽村は田地40町歩、下鳥羽村は田地30町歩がいずれも浸水の被害を受けている。 何にしても宇治川下流は木津川を始め、桂川・山科川等が合流する為、逆流の恐れがあると伏見町方面にも危険が及ぶ事になるが、今の処、それまでの不安はないらしい。	この豪雨の関連記事は以下の通り。 ７月５日夕刊「天の底が抜けて 所謂破天荒の大豪雨襲来に 府下各方面の出水被害夥し 旱の後に雨　天道様の悪戯」 同「橋梁消失十箇所 豪雨で気を揉む府当局」 ７/６日朝刊「城南地方の水害 浸水家屋百余戸」 同日夕刊「各方面の鉄道不通」 ７/10日夕刊「府下の被害復興費 約三十萬円に上らん」 ７/11日夕刊「府下水害応急費　四萬二千円」
大正11	1922	７月16日	朝	b	久世水防会議	21日午前９時より久世郡役所にて久世水防管内組合会議を開催予定で、水防組頭の規律に関する件の他、水防組頭の移動整理、水防録作成、器具材料保管、出水報告、水防班編成などが議事に取り上げられる筈。	
大正11	1922	７月16日	朝	a	峯山町の火事	13日午前10時過ぎ、峯山町吉原区の塩田峰吉方より同家及び隣家の峯山学校長・高木健吉方２戸を全焼したが、峯山水道の溜池に近く、先般来の降雨によって水量があった事もあって、警官や町役場員、消防夫らが駆けつけ他に類焼もなく、同11時過ぎに鎮火した。原因は塩田方の竈の煤とする説もあるが、未だ不明にて調査中。	
大正11	1922	７月17日	夕	a	火事と焼死　消防夫も負傷	▲17日午前２時半頃、京都府綴喜郡田辺町奥戸鋒田の無職・栗生あい方より出火したのを同人が発見、消防に努めたが同人は独身者で、且つリウマチを患い、身体不自由であった為、逃げ場を失い焼死した。損害・原因は取調中。 ▲16日午後11時頃、京都市猪熊通下立売下ルの染物業・廣田清太郎方中の間押入から出火したが、家人が直ちに発見し、消し止めた。原因は煙草の吸殻から。	
大正11	1922	７月19日	夕	a	火を噴く電柱と煙突の危険	▲18日午後８時20分頃、京都市東洞院塩小路南東角の電柱から出火したのを近隣の者が見つけ、消防署から出動、直ちに消し止めた。 ▲同日午後４時10分頃、府下久世郡向島村清水の菅野政次郎方煙突より火気が飛び出し、藁屋根に燃え移ったが直ちに消し止められた。	
大正11	1922	７月20日	夕	a	紙屑から発火	20日午前５時半頃、上京区春日通川端東入ル東丸太町２番地の旅館・若葉屋こと振古孫六郎方浴場の紙屑より発火、同浴場板壁３尺を焼き貫き、同40分鎮火した。原因・損害額は目下調査中。	
大正11	1922	７月23日	夕	a	松風工場の小火	▲23日午前６時40分頃、京都市本町二の橋西入ルの松風工場株式会社陶器製造工場北西隅大工職場から出火し、同職場20坪を全焼、原料置場の一部を焼失して、同１時10分鎮火した。原因・損害は取調中。 ▲23日午前11時頃、洛北鐘ヶ淵紡績会社の塵芥箱から出火し、大事に至ろうとしたところを直ちに消し止められた。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	7月26日	朝	a	古門前の小火	25日午後1時頃、東山線古門前通大和大路東入ル三吉町の安藤宇助方2階6畳間より出火したが、家人が発見し、直ちに消し止めた。損害・原因は目下取調中。	
大正11	1922	8月4日	朝	d	都市計画地域決定　防火地区の諮問案と地方委員会の招集は九月頃か（近土木課長談）	先に京都都市計画地方委員会並びに京都市会、関係各郡に内務大臣から諮問してきた都市計画地域決定は、内務省に答申後2日を以て正式に発表となった。また同時に京都市に防火地区の決定上内務大臣から京都地方委員会に諮問しに来たが、その要項について近府土木課長が語った。 都市計画の区域決定とともに防火地区の諮問が主務省から到着したので、遅くとも9月中旬には地方委員会が召集されるだろう。防火地区とは、烏丸通塩小路より今出川を乙種、四条通千本から東山線までを甲種と定め、何れも道路から6間ずつをこの区域に充当し、防火の設備を完全にするため建築その他を制限する計画で、新京極一帯もこの区域内に含まれる次第であろう。	
大正11	1922	8月5日	夕	a	柏屋町の小火	5日午前2時半頃、市内柳馬場五条下ル柏屋町指物職谷口長次郎方職場より出火したが、近隣の者がいち早く発見し、大事に至る前に消し止めた。原因は前夜蚊燻べをした際の火の粉が木屑に燃え移ったものと見られている。	
大正11	1922	8月6日	朝	a	鍋島の小火	4日午前3時40分、紀伊郡堀内村鍋島27番地1飲食店平岡寅之助の裏手浴場の煙突から約1尺離れた客間板葺きの屋根から出火した。これを近隣の森たきが発見し火事と叫んだので、隣家に居合わせた京都市上京区の安田喜一がすぐに駆けつけてバケツで水を運び、その他附近の者も集まり消防に努めた結果、大事に至らずに消し止めた。原因は、平岡方で風呂焚きの火がついたまま放置されていたことであった。	
大正11	1922	8月11日	夕	a	日新電気会社焼く　出火後五十五分間に十七棟を　損害総額四十万円発火原因は漏電らしい	10日午前5時、旧二条通千本西入ル3丁目西ノ京車坂町日新電気株式会社より出火し、建物29棟中17棟を焼失のうえ5時55分に鎮火した。火元は工場の中央機械工場の東北中央で、同日の宿直は事務員・門衛・小使の3人であった。火事は小使が発見して事務員に知らせたが、発見した時点で既に手の付けようのない状態であったので消防署へ通報した。 先ず上消防署員全員がすぐに出動したが、附近は道路が狭く消防車は入れず、防火栓を使用するも水量が甚だ乏しくポンプがうまく働かなかった。さらに干天続きの気候も手伝って火勢は増し、55分間のうちに本館・重要工場17棟を焼いた。同工場内には日本で有数の電気発動機やメートル試験機等もあったが全て燃えてしまったので、当分休業せざるを得ない状態となった。 損害額は約40万円で、保険は東京火災保険会社・明治火災保険会社に合計52万円の保険を掛けているという。出火原因については西陣署にて取調中であるが、火気のない場所であり屋根から燃え抜けたという事務員の話から察して、漏電であろうということである。同社は大正6年10月に資本金50万円を以て前記場所に創設、1,200坪内に本館と28棟の付属建物・工場を有し、電球を中心にその他電気機械の製造をしていた。信用も厚く、特に海軍省の注文が非常に多く最近では増築問題まで浮上していた。	(続き) 【消防手三人負傷　駆けつける途中で】 出火に際し、下消防署員松原出張所詰消防手森兵太郎・東又吉・井森米太郎が備付のサイドカーで現場に向かう途中、四条高倉東入ルの地点にて車輪に故障を生じ、それに驚いた運転手が操作を誤り電柱に衝突する事故を起こした。3人は地上に投げ出されたうえサイドカーの下敷きとなり、重傷を負い病院に収容された。内1人は生命危篤の状態である。
大正11	1922	8月13日	夕	a	御陵に放火　精神病患者の所為	12日午前7時頃、宇治郡山科村勧修寺北大日にある小野陵境内の平屋建て見張所から出火し、全焼した。所轄醍醐署による検証の結果放火の疑いがあり、捜査の末滋賀県大津市西山町西村豊吉を逮捕した。取調べによると、豊吉は一昨年11月頃より精神に異常をきたしており、目下伏見稲荷神社山内七面の瀧にこもって祈祷療養していたが、11日の朝同所を抜け出して犯行に及んだという。	
大正11	1922	8月14日	朝	f	消防自動車　上消防署に備付	11日の府参事会にて市郡連帯の予算として上京消防署に消防自動車2万4,120円購入の件が提出されていたが、すぐに同意を得たので東京平和博に陳列されたラフラン式自動車を購入することとした。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	８月15日	朝	f，a	非常線を突破せんとし火事場で大乱闘　十一日夜の六波羅出火現場で青年団と警官の衝突真相	11日夜発生の松原大和大路東入ル六波羅三盛町の火災に際し、当夜出動の下消防署員と六波羅青年団員が非常線のことから衝突し傷害沙汰に及んだ事件について真相を聞いた。 火の勢いが強かったとき、松原署部内に住む博徒奥田作次郎と４、５名の若者が南側の非常線を越えようとしたので警戒中の松原署員が制止した。結局奥田らの身柄を拘束したがこの騒動で警備が手薄となり非常線が乱れたので、消防手が付近の梯子と荷車を使い非常線代わりにした。火災が収まりかけた頃、六波羅青年団三盛分団長熊阪某ら数名が駆けつけ、薪炭商某方に薪炭類を戻し入れようとして荷車と梯子を除けようとした。これを見つけた消防手が注意するも青年団は聞き入れず、消防手側が青年団員から梯子を奪い突如熊阪を突き倒し、さらに他の消防手も彼を殴打したという。 田上消防署長は、「現場から離れた位置にいたため騒動を把握していなかった。そして青年団員の出動は予期せぬ事態であったが、一定の制限のもとで活動していたので目に付いた。しかし不慣れなために応援のはずが逆に消防署員の活動の妨害になってしまっていた。もし今後も非常時の救援をしてくれるなら一度幹部と会ってよく消防上の打合せをしておきたいと思う。衝突事件に関しては、自分にも責任があるので、消防署の態度を明らかにするため遠慮なく取り調べてもらいたいと伝えた。青年団団長の六波羅校長は訓練の不十分な団員を軽率に出動させ板ばさみとなり困っているという。」などと語っている。	（続き） 一方被害者の熊阪は入院しており、左胸部・腹部に２・３箇所の打撲傷を負うも１週間以内に退院できる程度であるとのこと。青年団側ではなお怒りが収まらず、委員を選出し六波羅小学校長に働きかけ、松原署に対し徹底的処置をとるよう求めている。
大正11	1922	８月19日	朝	e	漏電の予防案　西陣署の電気検査	日新電機会社の火災を教訓に、西陣署では管内の劇場など公衆を収容する場所について専門の技手とともに電器備付箇所の検査を行った。結果は、大した事故等はなかったが、屋根のトタンやブリキ板などのハンダが溶け流れて数箇所雨漏りするところがあるのを発見した。一般家屋でも鉄板やトタンなどの屋根は一応検査する必要がある。そのためある警部補は、雨漏り等によって起こる漏電もなきにしもあらずと心配そうに語った。	
大正11	1922	８月20日	朝	a	府有山林焼く	18日午後２時頃乙訓郡大原野村大塩橋田秀次郎ほか１名が、同村加茂背山水飲谷という場所にて炭焼きに従事中竈の煙突から火の粉が散り付近の府有山林２町５段を焼いた。損害額は５百余円ほどの見込み。	
大正11	1922	８月25日	夕	a	市内八幡町の呉服屋焼く　損害三万円	25日午前０時半、市内御池通堺町西入ル八幡町呉服商谷口栄治郎方階下表の間より出火し、連日の干天の影響で火はたちまち階上に燃え広がり東隣の御所八幡宮へ燃え移りかけたが、上下消防署による全力の消火活動により同家を半焼して午前２時に鎮火した。また人畜への被害はなし。 同家は呉服仲買をかなり手広くしていたので、損失は家屋賞品什器など約３万円となったが２、３の火災保険会社に３、４万円は掛けている模様である。附近は呉服問屋街であり、一時は関係者や見舞人で非常な騒ぎとなった。 出火原因は煙草盆の火の不始末とみられており、中立売署では店主店員を呼んで取調中である。	
大正11	1922	８月26日	朝	a	発火の原因　煙草盆から	25日深夜に発生した堺町の火災の原因を中立売署にて取調べた結果、24日夜午後11時頃に住み込みの手代が表東の間にて就寝する際、涼をとるべく扇風機をかけており、その風で煙草盆の残り火が煽られて近くの紙屑に燃え移り大事に至ったと判明した。 ちなみに同家では一昨年も地蔵盆前後に、去年も８月23日に小火があり、今年も火災があったので附近では何かの祟りではないかと噂かれている。	８月25日夕刊「市内八幡町の呉服屋焼く　損害三万円」続報
大正11	1922	８月27日	朝	f	火事の迷子は何処へ行た　防火宣伝と交通整理　何方が是か非か困つたもの　啀み合ふ消防署と警察	24日午後８時頃、寺町松原下ル西側から煙があがり、附近の人は素早く備付のホースを寺町松原角交番前の水道栓に取り付けたが、火災現場が分からず騒然としていた。これを交番の巡査が見て通報し、計３台の蒸気ポンプが出動する事態となった。町内の人々は現場を見つけられずに防火活動を止めていたが、消防署側で路地の家を調べたところ、留守宅の電球が破裂して煙が出ていたことが判明した。 その後消防士が自動車の上に立ち火事の原因に	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
						ついて演説を始めた。野次馬は周囲に集まり喜んで聞いた。巡査が交通整理に努めるも、消防士は演説を続けた。群集は星のひとつも無い巡査より金筋金星を肩に光らせた消防士の言うことに従い容易には立ち去らなかった。巡査がたけり立つ一方で、消防士は演説を終えて悠々と去った。 衝突するのは消防署と青年団だけではないらしい。	
大正11	1922	8月28日	朝	f	都計と防火地域　内相の諮問に対して九月中旬委員会召集	現内閣が都市計画法に規定の財務捻出の勅令を発布させられず、京都市の都市計画問題は行き悩んでいる状態である。特に、内務大臣から諮問してきた防火地域決定の件は9月中旬頃、京都府庁に都市計画京都地方委員会を召集し、その諮問案を決定答申すべきはずであると、都市計画化の某氏は語った。	
大正11	1922	8月28日	朝	d	二百十日は先づ平穏	23日夜遠州灘沖合いに現れた台風は関東方面を襲って一過したが、その後の天気はまだすっきりせず一進一退の状態である。 さて、9月1日の二百十日はどう変化するのか、厄日の予想天候を京都測候所に聞くと、目下の予想は困難だが、27日午前6時の観測では高気圧は小笠原島の遥か北東部に滞留して764ミリを示し、低気圧は石垣島の北方にあって750ミリを示して殆ど滞留の状態である。さらに、ヤップ島の遥か西方にも一部の低気圧が現れているが、目下のところその進路は不明である。よってここ2、3日は曇天続きくらいで大きな天候の変化はないだろうと見ている。 まず二百十日の天気は平穏と予想されているが、不安材料は石垣島附近に滞留する低気圧で、その進路によって厄日の天候に大きな影響を持っているのである。	
大正11	1922	8月30日	朝	a	昨夜の火事　半焼三戸	29日午後6時15分、醒ヶ井松原下ル笹屋町55番地建設業大西常吉方奥2階から出火し、同2階及び作業小屋一棟を全焼し、さらに北隣の橘町鉄工職大田松次郎川中みるゑ方両家の2階を全焼して6時半に鎮火した。損害及び原因は目下取調中。	
大正11	1922	8月30日	夕	a	出火原因判明　行水の湯を沸した火から	29日夕方、醒ヶ井通松原下ルにて発生した火事について、原因は大西方裏物置小屋2階に積み重ねてあったかんな屑に行水の湯を沸していた火が飛び移り、大事に至ったものと判明した。損害は火元大西方1,500円、大田方700円、川中方337円とのことである。	8月30日朝刊「昨夜の火事　半焼三戸」続報
大正11	1922	9月2日	朝	d	気遣はれた厄日は平穏に　今の処荒れ模様無し　米が下れば万々歳	1日は二百十日であったが、早朝からの好天気で申し分のない日々だった。 京都測候所によると、1日午前6時の観測では小笠原北方に761ミ、浜松附近に762ミリの2つの高気圧があり、また津軽海峡東方に754ミリ、揚子江下流附近に736ミリの低気圧が認められた。揚子江の低気圧は遅い速度で北東に針路をとろうとしている。もし北東に進んだ場合に多少の降雨は必然であるが、それでもここ1、2日の間はその心配はない。 夕立は少々来る傾向はあるが、本年の厄日は無難で、米の値段は豊作のため下落する見込である。	
大正11	1922	9月2日	夕	f	疎水流末処分　今年は設計だけ	伏見町及び附近村落の氾濫防止のために講ぜられる疎水流末処分問題であるが、大正11年度の事業は測量設計などの準備のみを行い、12・13年度に施工される予定である。そして永田市土木課長の内務省出張所行きはこの打合せのためである。一方内務省でも淀川改修・高瀬川付替え工事に着工すべく、既に全工費予算千百余万円を投ずることに決めている。双方が12年度から着工の予定だが、内務省の方は14年度にまたがる予定である。	
大正11	1922	9月5日	朝	d	七十六万円が灰になつた上消防署区内での八月中の火事は八度　損害の最大なのは日新電機	世の中で怖いものは「地震雷火事親父」と言われているが、人々に最も恐怖心を抱かせるのは火事である。その火事が上消防署管内で8月中に8回、全て失火となっている。 焼失棟数は17棟、住家坪数71坪、倉庫その他非住家802坪7合7勺と合計873坪7合7勺である。また、損害額は建物が33万4千円、その他家具商品が43万4,005円と合計76万8,005円という大金であり、そのうち最も多額の損害を出したのは日新電機の11万2千円である。	資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						出火原因は煙突の煤煙からが第１位を占めており、８回の出火時刻をみると午前５～６時が３回、午後11～翌午前４時が３回、白昼が２回となっている。また、発見方法については、上消防署の望楼が２回、火災専用電話による通報が６回となっている。	
大正11	1922	９月６日	朝	d	八月中の出火十度　損害約二万円　下消防署の調	下消防署の統計では、（８月中の）出火度数10回、焼失数十戸、総坪数は住家76坪２合、非住家・倉庫その他７坪の計83坪２合で、損害額は建物８,345円、家具商品等１万１,177円の計１万９,522円であった。上消防署に比べて下消防署のほうが毎月火災度数・損害額がかなり多いのが常であるが、８月は上消防署管内で日新電機を筆頭に損害額の多い火災が２，３あったために、逆に下消防署管内の方が少なくなる結果となった。 出火原因は、煙突の煤煙からが最多である。ちなみに、上消防署管内火災損害高は43万４,005円が正しい。	資料集に収録
大正11	1922	９月６日	夕	d	火伏の修法	７日、元御内山へ移転工事中の尊勝院本堂内に奉祠する元愛宕神社御神体将軍地蔵尊宝前にて火伏の秘法を修し、午後７時までに参詣の有信者に火伏の札を授与する。	
大正11	1922	９月７日	朝	a	小火	６日午前11時７分、七条千本東入ル第一製薬株式会社職工佐藤某が同社油罐工場で油の煮沸中に加熱しすぎて油に火がついたがすぐに消し止められた。損害は少なく、人畜への被害もなし。	
大正11	1922	９月９日	朝	d	防火地区と路線変更	都市計画京都地方委員会が８日に開会し、主要案件である防火地区決定の件と市道路新設及び拡張工事・路線変更について決議を出した。	資料集に収録
大正11	1922	10月１日	夕	o	水源の涸渇で電力が減る　市民の大迷惑	長らく日照りが続き、琵琶湖の水が著しく減っているほか附近の水源も悉く涸渇している。そのため発電力が乏しくなり京都電燈会社の発電作業に大きな支障が生じ、同社から市に供給している電力も昨今著しく減っている。 昼夜とも動力使用者は少なからず迷惑を被っており、特に夜間電燈は７時前後から急に燭光が暗くなるので昨今需要家の不平が漸次高まっている。	
大正11	1922	10月２日	夕	a	漏電して発火　危ふく消止む	１日午後６時10分頃、下京区東九条上殿田町下之末吉方２階６畳間の電燈より出火した。この部屋を間借りしている列車車掌石田和次が不在のため大事に至りかけたが、隣室を間借りしていた製綿職工前田たみが発見して難なく消し止めた。原因は漏電で、被害はコードが焼けた程度である。	
大正11	1922	10月７日	朝	f	科学と発明　平凡で有効な避雷法	彼岸が過ぎて暑気が収まり、蚊帳を片付ける時期が近づいてきた。雷を避けるには麻の蚊帳に入って…（数行読取不可）…絹や瀬戸物に比べて電気を通しやすく一種の導体であるといえよう。導体であればたとえ落雷しても電気はそれを伝わって地面に逃れ、人体への危険は無い。麻の蚊帳の代わりに金網製の蚊帳に入れば一層安全である。金網は麻布よりも更に良い導体であるからである。鉄筋コンクリートの建物が落雷に対して安全であるのも同じ理由であり、避雷針もまた同様である。 電機をよく通す避雷針や鉄筋が電気を地面に逃がし家屋を安全に守る。避雷針が無い家や鉄筋でない家屋では、落雷の際になるべく部屋の中央に行き壁際や柱に近づかないようにすると良い。電気が通りやすく感電する危険があるからだ。 柱に寄りかかって雷光を眺めていた女性がかんざしから感電して死亡する例はよく聞く話である。これは実際に有り得ることで、電気は柱と金属製のかんざしを通じて人体に流れるのである。だから雷鳴があれば金属製のものを身に着けない方が安全である。 雷は高い部分ほど落ちやすいので、地上に伏せて先端部分を少なくすると体に電気が通らないので安全である。また、直立した物体を通して電気が地面に逃げるので、雷鳴の際は高い樹木や塀に近づくと電撃を受けるのでかなり危険である。野道を歩いていた人や田の中に立っていた人が雷撃を受けたというのも同様の理由である。	一部読取不可能な部分あり

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正11	1922	10月10日	朝	a	祇甲の小火	9日午後4時頃、市内祇園町南側貸座敷業岩井徳三郎方の裏座敷から出火したが、家人が発見してすぐに消し止めた。原因は風呂場の煙突の火の粉から屋根裏を少し焼いたものと見られ、損害は10円だという。	
大正11	1922	10月18日	夕	a	嵯峨小学校分教場を焼く　原因取調中	17日午後8時20分、洛西嵯峨小学校清滝分教所で火災発生。15坪一棟を焼失し9時20分に鎮火した。損害は1,500円で、原因は取調中。収容児童の善後策については、村当局にて検討している。	
大正11	1922	10月20日	朝	a	嵯峨校分教場出火原因は宿直員の過失	17日葛野郡嵯峨村清滝嵯峨小学校分教場にて発生の火災の原因は、取調べの結果宿直教員高橋芳太郎の火の不始末からと判明した。損害高は1,407円で、失火を犯した高橋教員は太秦署から刑事訴追を受けた。	18日夕刊「嵯峨小学校分教場を焼く　原因取調中」続報
大正11	1922	10月21日	夕	a	煙突から火を噴く	20日午後1時頃、市内油小路魚の棚下ル表具職西沢太吉の台所煙突の継ぎ目からしきりに火の粉を噴き、太吉は消防署に出火報知をするとともに附近の人の援助を求め、消防隊が来るまでに消し止めた。原因は煙突掃除の不始末からである。	
大正11	1922	10月22日	朝	e	西陣電話局の疎水防火設備と局長の苦言	市内西陣電話分局では流水防火装置を据付けており、21日午前10時、逓信省内田技師出張の上で試験を行い、それを見学した高田上消防署長は完全な防火力に驚いていた。ちなみに近頃、電話局上5千番の通話中が多く、補助共に5人の交換手が懸命に仕事をしているというが1日2千7，8百からという通話回数のため繋がるまで多少の時間がかかると交換課長が話していた。また、4,800以上は各分局が分担しているが、それでも対応が追いつかないうえ、5千番が悪用されている傾向があるため困惑を隠せない様子であった。	見出しの「疎水」は「流水」の誤りか
大正11	1922	10月24日	夕	a	四戸全焼一戸を半焼　八条通の火事	24日午前3時頃、市内八条通千本東入ル鶏肉商上田源次郎方から発火、同家と隣家箒商阪本積太郎、時計商射場安次郎、鉄鍛治商大隅辰之助方を全焼し、福島小之助方を半焼して3時40分に鎮火した。原因については、23日夕方上田方にて夕食を作って残った火を火消し壷に入れたが、ふたが壊れていたため鍋ぶたで代用したところそれに火気が移り、さらに床机や古新聞などに延焼して大事に至ったという。損害は目下取調中。	
大正11	1922	10月25日	夕	a	今暁の火事	25日午前4時3分頃、市内丸太町通油小路通西入ル丸太町紅染業植村庄太郎方2階乾燥室より出火し、同家を半焼のうえ同30分に鎮火した。原因は目下取調中であるが、乾燥室にあった反物281疋時価3千5百円が燃えた。	
大正11	1922	11月2日	朝	a	小火	10月31日午後5時20分頃、葛野郡川岡村下津林竹見馬之助方風呂場の煙突の囲い板より出火するも大事に至らず鎮火。	
大正11	1922	11月3日	夕	a	嵯峨の火事　二棟を焼く	3日午前9時半、上嵯峨村車道画伯幸野楳嶺未亡人静枝方炊事場から失火し、家屋2棟を全焼のうえ10時に鎮火。原因・損害については太秦署にて取調中。	
大正11	1922	11月3日	夕	a	紙屑屋の火事	2日午後12時頃、市内丸太町千本西入ル一筋目聚楽廻り中ノ町紙屑屋吉川巳之助方より出火し、同家を全焼、北隣森田方を半焼のうえ12時15分頃鎮火した。原因・損害は取調中。	
大正11	1922	11月4日	朝	a	伏見の摂津紡績分工場全焼更に附近の岡田木炭倉庫其他二戸を全焼 昨夜六時四十分発火九時半鎮火	3日午後6時40分頃、紀伊郡伏見町肥後町摂津紡績株式会社伏見分工場から出火し、折からの北風に煽られて同工場2棟（建坪200坪）を全焼、線路を越えて質屋中井六三郎・青地醤油店・岡田木炭倉庫を焼き払った上、午後9時半に鎮火した。この火事で工場の紡績器具等や岡田木炭倉庫の炭2万俵がそれぞれ全焼した。附近には多数の酒蔵があり、かなりの混雑を呈した。 ▲軍隊出動　伏見全町大混乱損害高十数万円負傷者数名　出火の報を受け、伏見署は非番・当番巡査あわせて40余名を動員して警戒に当たった。同署消防夫数十名は手押しポンプ5台を引いて駆けつけ出火場所の消火に努力したが、西北風のため火が燃え広がって工場の建物を全て焼き、さらに線路を越えて岡田木炭倉庫などに延焼した。この急報を受け、十六師団工兵隊輜車隊より兵士を派遣して消火にあたり、罹災避難者の救助に努め	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						た。火事は９時半に鎮火し、軍隊・消防夫に数名の負傷者を出した。その他の人的被害はなかった。電車の降車客が見物に押しかけたため混雑が生じた。火元・原因などは伏見署にて取調中であるが、同会社の損害額は十数万円にのぼると見られ、類焼家屋の被害も多大である。それでも延焼時間が長かったので家財は大方持ち出された様子である。なお、消防隊・軍隊は徹夜で警戒にあたった。	
大正11	1922	11月５日	朝	a	三条の小火　煙突の破損から	４日午後７時、河原町三条南入ル北車屋町醤油問屋大谷吉次郎方にて中庭風呂場の煙突の破損部から火が吹き出し、天井板に燃え移っていたのを家人が発見し消し止めた。損害は僅少の見込み。なお、火災中に消防署の自動車のスタートハンドルを紛失したため、拾得者は最寄警察署へ届け出てほしい。	
大正11	1922	11月10日	朝	a	ボヤ	８日午後７時８分頃、河原町三条南醤油商大谷吉次郎方より発火したのを家人が発見し、すぐに消しとめた。原因・損害等は取調中。	
大正11	1922	11月11日	朝	d	庭園の改善と利用（二）　生活改善同盟会幹事・東京教育博物館長棚橋源太郎談	家屋の周囲にある空地は採光・通風・防火・排水等の観点からも必要であり、また都市の人口密度を緩和し都市の空気を清浄にする上でも有益である。よって、庭園は家屋を囲む単なる空地としてもひとつの重要な役割を担っている。	防火・都市計画に関わる部分のみ抜粋し、要約
大正11	1922	11月11日	夕	a	電車の火事　放電で発火	10日午後５時、塩小路大橋京阪電車踏切にて京都行き第111号電車が市部線に入ルので車掌がポールの付け替えをしていたところ両ポールが交差して放電を起こし発火、その火が車掌台に燃え移ったため「電車が火事だ」と乗客は総立ちになった。それでもすぐに急停車して消しとめたので幸い人畜に被害はなかった。損害額については取調中。	
大正11	1922	11月12日	夕	a	湯屋の小火	12日午前２時50分、下京区東高倉通五条下ル湯屋川島與吉方より出火し、同家裏納屋一棟を焼いたが大事に至る前に鎮火した。損害60余円、原因は七条署にて取調中。	
大正11	1922	11月13日	夕	a	火事の季節が来た　炬燵や竈の火の用心をせよ　昨年は百四万円灰にした	11月末から翌年２月にかけては火事が多くなる時期であり、「火事季節」と呼ばれている。下消防署によると、昨冬はほぼ２日に１回の頻度で火事が発生していた。また、出火原因も炬燵や竈の不始末が大部分である。また昨年12月は餅つきの不始末から起こった火災も随分多かったという。１ヶ月平均15件という冬季の出火件数は、夏季の約３倍である。 昨年の下消防署管轄下の火災件数は全体で111件、損害額は約140万円である。また、本年は既に117件発生し、損害額は約15万円近くにのぼる。	資料集に収録 見出しの「百四万円」は「百四十万円」の誤りか
大正11	1922	11月14日	夕	a	出火の際の専用電話に交換手が出ない　市民の高圧的の苦情	上消防署管轄下の昨年中の出火件数は80件、損害高は約48万３千円であった。下消防署に比べてかなり少ないが、これは下消防署に工場地帯が多いからであろう。また、本年10月までの上消防署の統計では出火件数88件、損害額60万円以上に達し、これには８月10日の日清電機株式会社の大火災が含まれている。 この10月までの下消防署の出火件数117件中、専用電話での通報が88件、望楼での発見が11件であり、民衆消防の宣伝に力を入れた結果であると消防署側も自負している。しかし、夜の遅い時間帯には交換手がなかなか出てこない場合もあり、火元にとっては待たされる時間が長く感じられて気が気でない。また、消防署側でも通報が遅れて大事に至る場合が少なくないため、電話局側でも対策を講じて欲しいといっている。これは市民の哀願的苦情でもある。 また、望楼発見の火災が12時以降が最も多いのは当然の結果ではあるが、市民の注意を要することで「火の用心」「戸締り厳重」とともに建築や家庭設備の進歩の如何に関わらずおろそかに出来ない問題であろう。	11月13日夕刊「火事の季節が来た　炬燵や竈の火の用心をせよ　昨年は百四万円灰にした」関連記事 資料集に収録
大正11	1922	11月14日	夕	a	相国寺門前の火事　三戸全焼し四戸半焼	14日午前11時半、上京区相国寺北門前中の町市立工業学校教諭中村久次郎方から出火した。専用電話からの通報を受け上消防署ではすぐに現場に駆けつけたが、すでに同家は一面炎に包まれており、瞬く間に隣家斉藤彦次、上杉米次郎両家を全	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						焼し、高橋捨松、木下八蔵、河合華山、中川源一方４戸を半焼し、０時10分に鎮火した。原因・損害については中立売署及び上消防署にて調査中である。	
大正11	1922	11月15日	夕	a	工業校の生徒　中町の火事に目覚しい働き	14日午後11時半、上京相国寺北門前にて発生した火災について、当時いち早く現場に駆けつけ家財運びに尽力した工業学校の生徒がいた。 生徒の話では、運動場で体操をしているときに火災が発生し、学級全員で塀を乗り越えて駆けつけたという。また、煙で辺りが見渡せないなか右往左往しながらも、全校生徒で大隊の家具を運動場に運び出し、また焼失家屋に飛び込み負傷した生徒や服を焦がしたり濡らしたりする生徒もいたということである。さらに、ある教師は出産間もない婦人を抱えて避難させたり、老婆を救助したりするなど人々が知らない活動をしたとのことである。 このように出火の際には工業学校の生徒全体が大活躍し、近所界隈の評判となっている。	11月14日夕刊 「相国寺門前の火事　三戸全焼し四戸半焼」関連記事
大正11	1922	11月15日	夕	a	出火の原因の裏に　秘められた暗黒な場面　焔よりも恐ろしい事実がある	下消防署・福田消防士は都市の火災が増加する理由をについて、家屋の密集化と化学工業の発達の結果でありやむをえない現象であるが、消防設備の進歩に伴い損害額は統計上減少傾向であると述べている。また、漏電による火災は実際のところさほど多くはなく、大体が不十分な予備知識を頼りに自宅で器具や設備に加工した場合に発生しているので、電燈会社に非があるわけではないと同消防士は語る。 化学工業の勃興や家庭の電化が自然火災の原因をより多く発生させる結果となるのは当然の事で、これに関しては各当事者は十分に考慮すべきであろう。 さて、本年は10月までに下消防署管内での放火が６件起こった。消防署ではこれについても他の出火原因同様に「原因放火」と報告書に記載するだけであるが、放火の原因を探るとそこには人間生活の暗黒な場面が様々な縮図となって秘められている。例えば、本年１月10日の鹿取松之助方の火事は、後妻が継子憎さにヒステリーを起こし、継子を絞め殺して自ら家に火を放って命を絶ったものであり、近所の者はこの話を聞くだけでも身震いしたものである。また、４月３日の池上和三郎方の火事は女の深い恨みから起こったと近所で取沙汰された。さらに、５月24日の荒木申太郎方の火事も、同家の雇人が望郷の念が強まるあまりに放火した事件であった。これらの事例は放火の原因の著しいもので、その裏面に潜む犯罪の諸相は紅一色の単純な炎にドラマチックな陰影を織り込んでいるものといえる。	11月13日夕刊 「火事の季節が来た　炬燵や竈の火の用心をせよ　昨年は百四万円灰にした」 11月14日夕刊 「出火の際の専用電話に交換手が出ない　市民の高圧的の苦情」関連記事 資料集に収録
大正11	1922	11月16日	夕	a	消防に努めた星野二等水兵　警察から推賞	14日上京区相国寺門前町における火災では市立工業学校生徒が消防上活躍を収めたことは既報の通りであるが、当時休暇で帰郷中の舞鶴軍港所属木曾乗組星野二等水兵も出火に際して現場に駆けつけ、在郷軍人室町分会員と協力して消防や罹災者の救護で猛火を恐れず目覚しい活躍をしたので、所轄中立売藤田署長は吉田警部補の稟申に基づき同氏に対する賞与方を舞鶴鎮守府司令長官に照会した。	11月14日夕刊 「相国寺門前の火事　三戸全焼し四戸半焼」関連記事
大正11	1922	11月17日	夕	a	木管工場から発火し約十棟を焼き馬一頭焼死した　千本北野町の朝火事	17日朝６時35分、押小路千本東入ル北野町木管業前田政一方木管工場から出火し、通報を受けた上消防署・下消防署は現場に出動し消防に努めたが、猛火はたちまち工場２棟、物置、住宅を包み、隣家の石炭庄吉村邦助、運送業岡田喜三郎方離れ座敷、本田文吉方倉庫一棟を全焼し、さらに園田重兵衛、張物工場丹羽重次郎方を半焼して７時半に鎮火した。損害は約１万円に達する見込みで、原因は所轄西陣署にて取調中であるが職工の焚き火からであるという説と、工場内の電気モーターの取付けを前夜来放置していたという説とがある。なお、この火事で、荷馬車用の馬１頭が焼死した模様である。	
大正11	1922	11月17日	夕	a	停電が因で　北横町小火騒ぎ	16日午後５時50分、寺町通今出川上ル北横町菓子商吉田栄蔵の妹・なかが停電中にろうそくに火をつけて店頭に持っていった際、母親が置き忘れていた自家用揮発油に燃え移り、大事に至りかけたところを近隣の者が駆けつけてすぐに消し止めた。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	11月24日	夕	a	中津川の火事　三棟焼失す	23日午後２時頃、愛宕郡雲ヶ畑村中津川山稼業長谷川福二郎方風呂場より出火し、折からの強風によって隣家福田某他１戸計３棟を全焼し、午後３時ごろ鎮火した。原因は福二郎の父・綱吉が風呂焚きをしていたとき、強風のため傍らにあった藁に飛び火し、見る見るうちに延焼していったものとみられている。所轄下鴨署では関係者ならびに損害等を取調中である。	
大正11	1922	12月５日	朝	a	放火犯送致	西陣署管内の放火犯人で２日逮捕された赤井経逸は４日身柄を検事局へ送致された。	
大正11	1922	12月５日	朝	a	一戸全焼	４日午前１時半、西院村山ノ内梅田藤次郎方から出火し、同家を全焼のうえ２時に鎮火した。原因・損害については取調中。	
大正11	1922	12月６日	夕	a	上賀茂の火事	５日午後14時頃、愛宕郡上賀茂村深泥池七五農稲井新之丞方から出火、折からの強風にあおられ大事に至りかけたときに付近の者がすぐに駆けつけて消防に尽力し、30分後に稲井方の藁葺母屋１戸を全焼したのみで鎮火した。原因・損害などは下鴨署で取調中であるが、風呂場の後始末が悪かったのが原因かと言われている。	
大正11	1922	12月９日	夕	a	放火犯の嫌疑者　西陣署の手に逮捕さる	近来西陣方面にて放火や窃盗が頻発して町民は不安な日々を過ごしており、西陣署では１日から連夜松山署長自ら非番巡査・当直巡査を指揮して犯人を厳探していた。そして７日午前２時頃、杉本・福島両巡査が御池通大宮東入ルの場所を巡回していたところ、下駄直し工場の表戸の錠前をねじ切って侵入し靴を盗んでいた男を発見し、すぐに逮捕した。男は住所不定滝野喜太郎であり、署長は手柄の巡査に対し金一封を賞与した。滝野は放火犯人らしいという。	
大正11	1922	12月10日	朝	f	火なしこたつ　防火・経済・衛生上理想的	本品は火気不使用のため絶対に火災の恐れはない。昨年中京都市内における火災の統計によると、発生件数191件、損害高158万有余円であり、特に原因はコタツが第１位を占めている。 保温力１ヶ月720時間、その後も材料の交換が可能なため、ほとんど他社製品と比較にならない安価で安全な品である。 定価は材料１か月分付２円、取替材料１ヶ月分60銭。特約店は京都市仲町通竹屋町上る轅商店。	広告
大正11	1922	12月11日	朝	a	小火	10日午後５時40分頃、市内柳馬場東入ル中の町写真材料商紀藤藤兵衛方裏物置屑箱から出火し、大事に至りかけたところを隣家の雇人が発見してすぐに消し止めた。	
大正11	1922	12月11日	夕	a	三条の小火	11日午前２時半頃、市内三条烏丸西入ル貿易商西村総二郎方から出火したが家人が発見して消し止めた。原因は焚き火の不始末とのこと。	
大正11	1922	12月12日	夕	o	大雪降りて　雲ケ畑鞍馬は交通杜絶す	11日朝来、寒気が急に甚だしくなり、夜に入って遂に降雪を見た。洛北雲ケ畑・鞍馬・大原村以北は夜も降りしきり、すぐに約１尺余りの積雪を観測し、12日朝に至っても依然盛んに降り続けた。 その結果午前10時頃には完全に交通が杜絶し、村民は道路の除雪に努めた。正午過ぎには降雪も止み、一面に積もった雪が美観を呈した。また、市内でも午前中に降雪を観測した。	
大正11	1922	12月14日	朝	a	小火	13日午後３時27分頃、下京大和大路五条下ル東入ル屑物商浜上弥三郎が表軒下で屑物を焼却していたところ、炎が風にあおられて障子に燃え移ったがすぐに鎮火した。被害は障子１枚と板塀の一部のみ。	
大正11	1922	12月17日	夕	a	二条駅火事　仲仕小屋焼く	17日午前５時40分頃、二条駅構内西ノ京北聖町運送業北村熊太郎借地の仲仕休憩小屋から出火し、同小屋と東隣の従業員使用便所一棟を焼失して６時10分に鎮火した。原因はストーブの火の不始末で、損害は約80円ほどであるとのこと。	
大正11	1922	12月21日	朝	e	主要府県消防主任会議	20日午前10時より内務省にて主要府県消防主任会議を開いた。出席者は警視庁消防部長をはじめ、北海道・京都・大阪・名古屋・神戸・長崎・福岡・熊本・鹿児島以下各府県保安課長消防主任らと内務省の大塚警務課長。消防施設の現況及び改善方法、消防機関器具の選択・改善、市街地建設物に対する防火設備、電気ガスその他農作物監督消防組合員の待遇ならびにその素質の向上、防火宣伝等に関し各地の状況を報告したり協議したりして４時に散会した。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正11	1922	12月23日	朝	e	都会の火事救ふ　防火統一の相談　全国からお役人が集って	人口10万以上を有する全国都市の防火協議会が20日より内務省にて開会している。警視庁緒方消防部長をはじめ、北海道・京都・大阪の各消防課長他各保安課長が各地から代表として列席し、防火設備に関する現況の調査報告とその改善と発展について協議を行った。 内務省大塚警務課長の発言によると、このような会合が同省で開かれたのは初めてであり、全国の防火設備の統一を図る必要があるので第１回として行った。この日の主な議題は、各都市を通じて火災報知器設置を目標に、火災報告専用電話の設置のため逓信省と交渉すること、電気・ガスの使用による火災防止のために各会社・逓信省の協力を得て設備の取替え工事を急ぐこと、消防隊の再編、活動写真館の防火対策などであった。	
大正11	1922	12月24日	朝	e	堀川署の歳末警戒	22日午後１時より堀川警察署では竹村警部補以下連合青年団と協力し、部内に年末の火災・盗難・交通の厄除け宣伝ビラ１万枚を散布した。	
大正11	1922	12月24日	夕	a	精米工場と土蔵を全焼して損害千五六円	24日午前４時頃、愛宕郡大宮村西加茂精米業吉田定太郎方の精米工場より発火し、未明の事とあって瞬く間に工場及び土蔵を焼失するも、消防の尽力のため他への類焼は免れた。損害は、数十俵の米を焼き１,500、600円以上に上る見込みである。原因は、モーターの油つぎを忘れたため、その摩擦から発火したものと見られている。	
大正11	1922	12月25日	朝	a	太秦の小火	24日午前３時、葛野郡太秦村宮城伝兵衛方より出火したが、茶の間の一部を焼いたのみで10分後に鎮火した。	
大正11	1922	12月26日	朝	a	二条寺町の小火	25日午前５時頃、市内寺町通二条上ル菓子商村上清太郎方製菓工場２階の雇人寝室から出火したが、すぐに家人が発見したため柳行李１個・蒲団１枚・板戸１枚を焼いたのみで鎮火した。原因は煙草の火の不始末と見られる。	
大正11	1922	12月27日	朝	a	炬燵から発火	25日午後10時15分、市内東山線安井下ル小松原下駄商長谷川儀一郎方６畳間から出火したが大事に至る前に消し止めた。原因は同夜、家人が天満宮の縁日に行っている間に、つけたままになっていた炬燵の火が蒲団に燃え移ったものであり、損害は数十円という。	
大正11	1922	12月27日	夕	e	年末警戒に努む六波羅校の奉仕	六波羅校では社会奉仕の一環として年末警戒に努め、同学区内の青年団及び軍人会による夜回りのほか、片岡校長の発案で児童が製作した盗難・火災予防のポスターを随所に掲示することとした。	
大正11	1922	12月29日	朝	e	警火宣伝標語当選　廿句を選抜	市役所庁内警火思想宣伝のため標語を募集したところ、庁内・関係各庁より数千余りの応募があった。厳正な審査の結果20題が当選作に選ばれ作者には賞品を贈呈することとした。来春には当選標語を使って警火思想の涵養に努める予定である。	資料集に収録
大正11	1922	12月31日	朝	a	餅搗から出火　歳末小火二件	30日午後１時46分、市内下京区壬生馬場町綿布再整業光林力之助方から、また同１時57分頃猪熊松原上ル友禅業水野政次郎方から火を発したが家人がすぐに発見したため大事に至らなかった。原因はいずれも餅搗き後の不始末からと判明した。	

京 都 日 出 新 聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事 （要 旨）	備 考
大正12	1923	１月１日	朝	a	河原町の小火	12月30日午前３時、市内八阪鳥居前下ル２丁目河原町の医師・辻全周方より出火。大事には至らず。	
大正12	1923	１月４日	夕	a	深草の火事	４日午前２時半頃、府下紀伊郡深草町字深草谷口の久保喜三郎所有の同町字大亀谷東裏手の出火全焼。原因取調べ中、損害約１,000円。	
大正12	1923	１月５日	夕	a	東富永町の小火	４日午後９時40分、市内富永町貸し座敷業の世継楼２階座敷押入れより出火。直ちに消し止めた。原因は遊客のタバコの吸殻カ。	
大正12	1923	１月５日	夕	a	五条通りの小火	市内五条通堀川西入ルの大工業・岡田政蔵方表口に張ってあったビラ紙から発火して入り口障子一枚を焼いて大事に至らず。	
大正12	1923	１月６日	夕	e	火事と間違えるな	恒例の本市出初式は既報の通り明後８日岡崎公園応天門前にて行われるため午前７時に市内一斉に出動信号を行う。市民は出火と聞き間違えないように注意すること。	
大正12	1923	１月７日	朝	f	火事止液の実験	８日の午前７時から岡崎公園応天門前にて全市の消防出初式の挙行するが、その中で島田式火事止めの液の実地試験を行う。消火に偉大な効果があるとされている。	
大正12	1923	１月７日	夕	a	山火事二件	６日午後11時半頃、府下紀伊郡深草町稲荷官有地付近新地の山林から出火。10坪の芝草を焼いたが、通行人が発見、鎮火。	
大正12	1923	１月８日	朝	a	昨年中の火事250回を越ゆ 損害額は77万円余り	大正11年中における家上下両消防署の火災数は上消防署103回、下消防署154回、合計257回で損害額が上消防署615,237円70銭、下消防署が160,137円。又、発火原因の主なものはタバコの吸殻を第一位として煙突、漏電の順番となっている。	
大正12	1923	１月８日	朝	e	深草消防出初	紀伊郡深草町では７日午前８時半より第一小学校内にて消防出初式を行う。正午解散予定。	
大正12	1923	１月８日	夕	e	壮たり偉たり天に沖す龍吐の水 鮮やかな技術に歓喜湧く 岡崎に於る消防出初式	恒例の京都消防出初式は８日午前10時から岡崎公園で催された。上消防署・下消防署別々の操練を行い、日ごろの訓練を見せた。その後ポンプをもって放水の演習と競争を行った。このような壮烈な出初式を見ようと集まった群衆は黒山をきずいて岡崎公園を埋め尽くした。	
大正12	1923	１月８日	夕	o	火なしこたつ　防火・経済・衛生上理想的	本品は火の気を使いませんから、絶対に火災の憂いなし。昨年中京都市内における火災の統計に依れば191件損害158万余り有りその中の発火原因はコタツが第一位を占めております。保温力１ヶ月120時間そのあとは材料の入れ替えが出来ます。他とは比べられない安全商品です。	
大正12	1923	１月９日	朝	e	新春の岡崎公園を飾る消防出初式	(写真のみ)	
大正12	1923	１月９日	朝	a	郡部の火事	７日午後２時10分、府下久世郡槙島村字槙尾山から出火し、30分には鎮火。原因取調べ中。	
大正12	1923	１月10日	朝	a	久世の小火	７日午後８時頃、府下乙訓郡久世村字久世の倉與三郎の離れ座敷から出火、蒲団等を焼き消し止めた。原因は電気コタツから。	
大正12	1923	１月10日	夕	o	京の大雪	昨夜から今朝にかけて降雪が続き、洛北鞍馬、大原、雲が畑方面は尺餘、以北では２尺餘の降雪で、交通・郵便は一時不通。	
大正12	1923	１月12日	朝	o	洛北は雪攻め　排雪に苦しむ	９日夜以来の吹雪のため、市内で５寸、洛北愛宕郡静市鞍馬、花脊。雲が畑方面は３尺５寸から５尺の雪が降り、交通が止まり雪篭りの状態なので剛村在郷軍人会及び一般の人々が除雪に当たっている。	
大正12	1923	１月12日	朝	e	木屋町の火事　三戸を焼く	11日午後７時５分、三条木屋町通り下ルの田中電気商会から出火し、上下両消防署より出張、鎮火に尽くしたが両隣を焼いて鎮火した。原因は調査中。	
大正12	1923	１月13日	夕	a	小火二ヶ所　市内と八幡町	12日午前０時45分、五条大橋東詰町増田善三郡方から発火したが家人はすぐに消し止めた。原因は戸棚にあった蝋燭の自然発火。	
大正12	1923	１月14日	夕	a	久世村の火事　工場消失す	13日午後０時半、府下久世郡久世村字久世の大阪窯業株式会社向日町工場乾燥場より出火、工場全焼。その際、木屋町線電車は一時停車の様子。原因は取調べ中。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正12	1923	1月15日	夕	e	消防出初式	6日午前9時から葛野郡花園、太秦、嵯峨、松尾の四ヶ所消防の出初式を嵯峨中ノ島公園で挙行。	
大正12	1923	1月17日	夕	a	出火頻々　皆大事に至らず	▲17日午前1時頃、市内烏丸一条上ル西入ルの帝大教授青柳栄司博士邸表土塀の木置場から火を発したが隣家の者が素早く発見し大事に至らず。▲午前5時47分、下京区大和大路七条下ル池田町の飾職・柳虎次郎方から出火、一部を焼いて鎮火。▲同日5時50分、本町9丁目の陶器工場・高橋菊次郎方からも出火、家人の発見が早く、事なきを得た。	
大正12	1923	1月17日	夕	o	市内の積雪　又もや三寸餘	昨夜11時頃から降りだした雪は、市内3寸、洛北雲が畑静市鞍馬花脊方面は3、4尺になるもよう。交通断絶は避けられない。	
大正12	1923	1月17日	夕	e	消防出初式　葛南四ヶ村の	16日葛野郡南部四ヶ村の消防組員650餘名は、1月16日午前9時、桂河原に所属16台のポンプを引き出し、勢揃いした。消防演技では桂村の優勝だった。最後に糸井署長の訓示等あった。川岸に観衆2千とすこぶる盛況だった。正午解散。	
大正12	1923	1月19日	朝	a	叱られたを怨み　主家に火を放つ 護謨毱を新聞に包み火をつけた雇い人警察に睨ださる	17日午前5時50分、市内下京区本町九丁目火東入る池田町銅器製造工場高橋才次郎方から発火し半焼させて鎮火した。不審な点が多く、同家の雇人田中信一の行動が怪しく、連行の上取調べの末に自白した。損害は1,000円位であると。	
大正12	1923	1月19日	朝	o	下賀茂署の事故統計　原因とその数	昨年中、下鴨署には色々の事件がこんがらがっていた。事故の統計の中から、数種を引き抜いて殴打創傷、変死謀故殺、自殺未遂、火災、未成年違反等についてみてみると、火災は6件で被害総額11,000円。原因は炬燵1、焚き火2、竈3、吸殻1、不明1、である。	
大正12	1923	1月19日	夕	a	蹴上発電所　小使室焼く　損害は調中	19日午前11時43分、三条蹴上の京都市電発電所子使室から出火し、上下消防署は出動消火に務め、大事には至らず消し止めた。原因は小使室の炊事場の煙突の火の粉らしく、調査中。	
大正12	1923	1月20日	夕	a	今出川の小火	19日午後6時10分頃、市内寺町今出川上ル2丁目の荒井栄吉方表2階4畳半の間から出火した。大事に至らなかったが損害50円、原因は衣類が火鉢に落ちたため。	
大正12	1923	1月20日	夕	a	本能校又出火　警官が発見し無事にすんだ	19日午後8時20分頃、堀川署高木巡査が小川通蛸薬師下るを巡回中、一昨日ストーブの火の不始末のため焼失して工事中の本能小学校工事場から火の燃え上がるのを発見。大事には至らなかった。原因は焚き火の不始末。	
大正12	1923	1月24日	夕	g	罹災填補附議	25日午前11時より市役所迎賓館において、罹災填補委員会を開き、小学校の増築に伴う保険の追々加盟の件と蹴上発電所焼失に依る罹災填補基金の中から1,600円の支出の件等を附議する筈。	
大正12	1923	1月28日	夕	a	聖護院の小火	27日午後5時半、聖護院上畑下宿業安井仁平方から出火。屋根少々を焼く。原因は煙突の掃除の不行き届き。	
大正12	1923	1月28日	夕	a	暖炉から出火	27日午後、本町2丁目6番地の菓子製造業岸本長次郎方製菓工場から出火しているのを家人が発見。17円ばかりの損害で大事には至らず。原因はコタツの火が布団に移ったものと。	
大正12	1923	1月29日	夕	a	今暁の失火は放火と判明　養子の怨から	29日午前4時、今出川新町上る河野ツルさん方から出火し半焼した事件は、放火と判明。	
大正12	1923	1月30日	朝	o	怨みの放火であったか	関西学院教授日野真澄氏が同志社大学教授在任中、大正8年1月25日京都の自邸から発火して子女5人が焼死を遂げた事件につき、日野氏は当時教授間の暗闘に基因する学校騒動の真っ最中であったため、その犠牲になった者の放火と信じ、その確証を握って検察を訪問、検事局は捨て置けず訴えられた関係者の住む岡山地方裁判所検事局に捜査を嘱託した。	
大正12	1923	1月30日	夕	a	今出川の放火犯人　高飛の途中捕まる	29日午前4時、今出川新町上る河野ツルさん方へ放火した犯人逮捕。	
大正12	1923	1月31日	夕	a	川端署の諸統計　多い自殺者	川端署における昨11年度の諸統計を見るに火災は15、その内、小火は10件。	
大正12	1923	2月1日	夕	e	修学院の消防　出初式を挙行	本日午前9時より洛北修学院村では、同村尋常高等小学校において消防出初式を挙行し、所轄下	

京都日出新聞

年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						鴨署より篠田警部補、中村巡査部長以下数名が出席した。	
大正12	1923	２月３日	夕	a	火災各所に起る　醍醐寺三宝院境内の修理事務所を焼く	今朝午前２時半頃、府下宇治郡醍醐村三宝院境内にある府の社寺修理事務所から火を発した。所轄醍醐署及び宇治山科両村の各消防組は直に20数台のポンプを繰り出すなど、必死に防火に努め、その結果、同事務所を全焼させたのみで４時過ぎ漸く鎮火したが、三宝院は特別保護建築物の名刹の上、隣接した秀吉を偲ぶ能舞台の花見櫓及び桜など、附近に建築物が密集しているため、一時大混乱を呈した。原因は事務所職員の火の不始末。	
大正12	1923	２月３日	夕	a	東洋製紐会社も　工場寄宿舎と隣二戸焼失　損害は約八万五千円	今朝４時55分、上京区油小路通出水上ル大黒屋町の東洋製紐株式会社工場から出火、上下両消防署直ちに出動、消火に努めたが、火は瞬く間に同工場、寄宿舎を舐め尽し、北隣の川勝松、南隣の山口サク両家に延焼し、同５時半漸く鎮火した。焼失した工場及び寄宿舎は約100坪、機械建築製作品等の損害約85,000円に達する見込み。原因は調査中。	
大正12	1923	２月３日	夕	a	暖炉から出火	２日午前９時過ぎ、東七条川端町４番地の河内松之介は長女・房江に、２階７畳の大和炬燵に火を入れさせたが、火気が強かった為に布団と畳を燃焼した。しかし、家人が発見し直ちに消し止めた。	
大正12	1923	２月４日	朝	a	圓山公園の左阿彌楼の火事　昨日午後風呂場から発火し　二十坪の建物全焼	３日午後３時40分、圓山公園上の左阿彌楼こと辻重左衛門方裏手風呂場から出火し、湯殿、中居部屋、下男部屋、物置等20坪を焼いて、４時15分に鎮火した。消防署はポンプ車を１台は夜桜前の池、もう１台を滝の前に据えて尽力し、大事には至らなかった。原因は調査中。	
大正12	1923	２月５日	夕	a	出火が頻々　何れも炬燵から	▲５日午前９時半、市内下河原八坂鳥居前の按摩業・谷口忠次郎方２階６畳の間から発火したが、直ちに消し止めた。原因は長男・忠喜が炬燵を仕掛けた火の不始末。 ▲５日正午頃、市内上京区吉田美術学校正門前の稲葉達明氏不在中に発火したのを家人が差し止め、炬燵布団と畳を焼失した。原因は電気炬燵の火力が強かったためである。	
大正12	1923	２月７日	朝	a	今小路の火事　三戸を焼く	６日午後１時過ぎ、市内今小路御前通西入ルのパン屋・松本あい方から出火し、同家を全焼、西隣なる渡辺松之助、同路地内の美濃部種蔵方を焼失。原因はパン焼き場の火の不始末。損害取調中。	
大正12	1923	２月７日	朝	a	一は山火事	６日午後０時頃、金閣寺より約半町北に当る広島山より出火し、約一反歩を焼いて２時頃、鎮火した。ちなみに同山林は佐々木藤之助の所有で、原因損害取調中。	
大正12	1923	２月８日	朝	a	世界的発明品（室内専用品）　火災防止液（軽便消火液）　八百グラム　壷器定価三円五十銭	「ソラ火災ジャー「カジドメ」ヲ一ツ投ゲローア、消タ　マヅコレデ安心　オ陰デ御近所ヘハ御迷惑ヲ掛ケズニ済ンダ　効力ニ驚クネ　スグ注文ヲ電話上2984番ヘ」 火災防止液は子達、女子、老人でも男子なら申分なく、極手軽に取扱いの出来る体裁のよい値段の安い消火器です。	広告
大正12	1923	２月12日	朝	a	鷹ヶ峰の山火事　五反歩焼く	11日午後０時40分頃、上京区鷹ヶ峰赤坂中出谷より出火し、火は瞬く間に四方へ広がり、松杉数十本を焼失して、５反歩に延焼して漸く鎮火した。原因は山の持ち主である衣笠村の渡辺源二郎が山中で食事をする際、枯れ木を焚いて湯を沸かした残り火が延焼したもの。	
大正12	1923	２月13日	朝	a	老僧灼熱地獄へ	11日午後５時頃、乙訓郡大山崎31番地の大念寺住職・泰以囲は共同墓地の掃除をなし、焚火中、法衣の裾に火がついて全身に大火傷を負い、無残な死を遂げた。	
大正12	1923	２月14日	朝	a	小火四件	▲13日午後２時、葛野郡西院村西院の合資会社・松原染工場燻煙室より発火し、大事に至ろうとした所を家人が発見、直ちに消し止めた。損害70円くらい、原因調査中。 ▲同日午前３時45分頃、市内下京区新町通萬年寺突き当たりの飲食店・井上いし方炊事場屋根裏より発火したが、家人が発見、消し止めた為、損害は極小で済んだ。原因は煙突の火力が強過ぎた為、屋根板を焼き始めたもの。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正12	1923	２月16日	朝	a	莨の火から	15日午前10時50分、市内岩上通五條上ルの小島卯吉所有納屋から発火、火事に至らんとするのを近隣の者達が消し止めた。原因は煙草の火の不始末によるもの。	
大正12	1923	２月18日	夕	a	帝国精版印刷の工場全部焼け 六戸全、半焼す。 損害廿萬円　原因調査中	18日午前２時40分、市内壬生坊城町６番地の帝国精版株式会社工場から発火し、同工場全部と隣人の鮮人・張國鉉、同大田半次郎方納屋を全焼し、隣接の斉藤徳次郎、中村光次郎、山上忠次郎方を半焼して、同４時半、鎮火した。損害は印刷会社の10万円を筆頭に、その他もあわせ約20万にも達するという。印刷会社は32,500円の保険を契約していたようだが、他は取調中である。	
大正12	1923	２月19日	夕	a	新京極の火事　煙突から発火	19日午前11時、市内新京極四條上ルのメリヤス商・亀村分店こと亀村市太郎方、同南隣の鰻料理業出雲屋こと金田末次郎方の階上隣接部から発火、階上約３坪を焼く。原因は出雲屋方の煙突から火を噴いたもの。	
大正12	1923	２月19日	夕	a	消防出初式	葛野郡嵯峨村原区では23日午前９時から消防出初式を挙行するので、太秦署からは糸井署長初め他の署員も出張する。	
大正12	1923	２月25日	朝	a	小倅火弄る	24日午前11時半頃、府下久世郡葉山村・田井三郎の長男・次郎が軒下で火を弄り、藁に燃え移り、大事に至ろうとしたところで父が見つけ消し止めた。	
大正12	1923	２月27日	朝	a	岡崎の火事	26日６時56分、上京岡崎真如堂前町29番地の家主・徳太郎方２階の押入から出火、布団衣類等を焼いた上、天井に燃え移った。原因調査中。	
大正12	1923	２月27日	朝	a	壬生の小火	下京区壬生坊城町７番地の無職・寺田定次郎居宅奥間から出火したのを近隣の人々が見つけ、炬燵の掛け布団１枚を焼いたのみで消し止められた。	
大正12	1923	３月７日	朝	a	電気から起る火災の予防心得	○針金に電流を流すと直ぐ針金が熱くなる。そして電流が通りがたい針金程熱くなる。次に針金に電流を通し、それを切断すると火花が出る。これはマッチのようなものだ。 ○漏電からくる火事は大事になりやすい。落雷によるものと同様である。 ○電気の配線は安全な太さの鋼の針金で熱が起るのも少なく、近くの木等に火を移さぬようにしている。そして、焼き切れて電熱器等に故障が起らないように、又、人や建物に危険のないように設置してある。しかし、素人が弄んだりすると、配線の針金は無理なく電流が溜まる為、熱が沢山出来て漏電しやすくなる。 ○心配なのは針金が様々な原因で剥き出しになった時である。十分、注意しているが、技師などが時々失敗するのは電線の接合部分である。また、そうでなくても折れて切れかけた電線も同様に危険である。 以上の原因を考えると、電気から起る火災の予防は自ずから分かるものと思う。	
大正12	1923	３月７日	夕	a	風呂から出火	６日午後11時頃、千本通松原西入ル中堂寺54番地の友禅職・菱田彌蔵方の鉄砲風呂より発火し、風呂桶一部、及び横坂塀の一部を焼いた所で家人が発見し、消し止めた。原因は鉄砲風呂の火の不始末。	
大正12	1923	３月８日	夕	a	乙訓の火事　牛が火傷す	８日０時、府下乙訓郡乙訓村今里の小山幾之助方灰小屋から出火し、同小屋と便所を焼いて０時40分、鎮火した。原因は前夜、火気のある灰をそのまま小屋に入れ置いたため。飼い牛も背中に３ヶ所の火傷を負った。	
大正12	1923	３月８日	夕	a	大工小屋焼失	午前０時、市内猪熊通九條下ル西入ルで目下改装工事中の九条小学校から発火し、小屋のみ焼失。原因は夜警が煙草の火を消さずに置き忘れたもの。	
大正12	1923	３月９日	夕	a	晒工場焼く 煙突から飛び火　損害約五千円	９日午前６時40分頃、市内上京区田中下柳町34番地の晒業・島田興次松所有晒工場、金巾乾燥場から出火。原因は煙突の不行届きの為、排煙が飛散したもので、同工場建坪35坪の階上と金巾三巾物30反、瓦斯糸200束、価格約５,000円を焼失。同工場に対し、金１万円がかけてあった。	
大正12	1923	３月11日	夕	a	九條の火事	11日午前５時頃、下京区九條上ル殿田町62番地のマリエーブル製作所主任・山下孝治方鋳物工場	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						内型置場より発火、同所の屋根２間四方ばかりを焼失。原因取調中。	
大正12	1923	３月11日	夕	a	小火	10日午後９時45分頃、下京区中筋五條下ルの京阪倶楽部撞球場内ストーブで天麩羅を揚げている際、油に火が入り、大事に至りそうだったが、家人が直ちに消し止めた。	
大正12	1923	３月12日	夕	a	普請場から怪火 警察では放火と睨み嫌疑者を引致 取調中	午前１時頃、２階建て木造建築を建築中の市内上京区紫野西町の木田末吉、河原崎仙之助両名方普請場から出火、大事に至らず消し止めた。西陣署で実地検分した結果、放火の疑いが十分で、関係者を取調中。	
大正12	1923	３月12日	夕	a	大和大路の小火	12日午後６時25分頃、市内大和大路四條下ル３丁目博多町の座貸業・野口はる方２階より発火したが、附近の者が家人と共に消し止めたので、損害は少ない。原因は同家２階の藤田まさが灰を捨てた際の始末不行届きによるもの。	
大正12	1923	３月13日	夕	a	更に活動　放火犯事件で	昨朝刊既報の上京区紫野西町の放火について、西陣署では取り敢えず12日、関係者数人を召還、取調べたが嫌疑が薄く、何れも夕方放還した。同署では多方面に活動を開始している。	12日夕刊の怪火について続報記事
大正12	1923	３月13日	夕	a	撞木町遊郭の万亭焼く　原因漏電	13日午前４時半頃、伏見町撞木町恵美酒遊郭の貸座敷業万亭こと高倉菊之助方２階屋敷から発火したので、憲兵隊本部の私設消防隊や兵卒、附近の消防隊が直ちに消し止め、消火に努めたので午前６時に鎮火した。火事の報を聞くや隣の東洋紡績工場では120ポンドのハイドランドを利用した為、同家を全焼したのみで消し止める事が出来た。原因は漏電によるもの。	
大正12	1923	３月14日	夕	a	怪火事件で　牧野教授が府刑事課へ	元同志社大学教授の牧野信氏は午後府刑事課に黒川課長を訪問した。用件は例の日野氏の怪火事件で「放火」を力説し、取調を依頼して帰った。 課長曰く、「牧野氏は固く放火と信じているようだ。放火であるかどうかは当時の記録に遡って調査する考えだ」 ちなみに牧野氏は日野氏の友人で、往年の同志社事件で進退を共にした人である。	
大正12	1923	３月16日	朝	a	ボヤ	15日午後０時58分頃、西洞院綿小路上ルの染み落とし業・大谷勝之助方裏空地において、雇い人何某が油ものを取扱う傍らの揮発油錐より発火。原因は揮発油錐の摩擦から。	
大正12	1923	３月17日	朝	a	市内の小火	16日午後７時10分頃、上京区岡崎町西天王町の俵正伸銅所こと俵正太郎の工場より出火し、大事に至らんとした所を家人が発見し、損害微小で原因調査中。	
大正12	1923	３月17日	夕	a	日野家宅の怪火事件を議会に再び持ち出して質問	去る大正８年、同志社大学における改造非改造騒ぎは世上の注意をひき、特に改造派の首領と目された当時の神学部長・日野真澄氏邸における怪火事件は耳目を煽動した。そして、何故、警察はこの怪火事件に関して、火災の原因及び犯人捜査を等閑にしたというので、憲政会・野田文一郎氏は政府に対し質問した。	
大正12	1923	３月18日		a	長浜の火事　二戸全焼す	16日午後９時半頃、長浜町三ツ矢の辻江初方から出火し、折からの南風に煽られて、火はたちどころに棟続きの岩坪文方に延焼して２戸とも灰燼に帰し、他の建物に迫った所を漸く消し止めた。	
大正12	1923	３月18日		a	自宅に放火 井戸に飛び込み自殺を図る 妻に別れ厭世の結果	18日午前８時頃、市内諏訪町通五條上ルの悉皆業・笠松周次郎方から出火し、同家の間障子と布団数枚、天井裏約半畳を焼いて、８時10分、鎮火した。目下の原因は、妻と死別した周次郎が厭世心を起こして自殺する目的で放火したものと思われ、同人は自宅井戸に投身自殺を図ったが死に切れず、潜伏している所を捕まった。現在取調べ中。	以下に続報記事あり ４/14夕刊 「自宅に放火　犯人の予審終結」 ５/15朝刊 「嫁に死なれ　気狂って放火した爺の公判」 ５/22朝刊 「放火犯に同情　一年の言渡し
大正12	1923	４月３日	朝	a	郡部の火事　一戸丸焼け	２日午後10時半、府下愛宕郡半竹町の豪家・中田小三郎方から発火し、同家を全焼して同40分、鎮火した。原因・損害額は目下取調中。	
大正12	1923	４月３日	朝	a	小火	２日午後９時20分頃、市内仁王門和国町369番地の樽商・寺田伊三郎方２階座敷から出火、布団及び畳２畳を焼いて鎮火した。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正12	1923	4月12日	朝	a	「脅迫状」に絡る大森男別邸の怪火 幸ひ藁小屋のみで鎮火 放火の疑あり厳探中	11日午後6時頃、洛西嵯峨町上嵯峨の大覚寺門前にある皇后太夫・大森男爵別荘物置小屋から発火したが、幸い母屋に延焼せず、同小屋のみを全焼して鎮火した。同家は勤皇家・村岡氏の遺跡でもあり、皇后太夫の別荘でもあるので、留守居の福井浅次郎夫妻を始め、附近の人々は必死で消火に努めた為、鎮火も早かった。 出火の原因や損害額は太秦署署長を筆頭に、数名の署員が出張して取調中だが、記者の探聞するところによると、放火の疑いがあるらしい。というのも、11日早朝、「金五百円也を圓山公園に持参せよ」云々との脅迫状めいた手紙が投入されており、数日前には学生風の二十歳前後の男が福井氏宅を訪問したとのこと。焼失した小屋は薪炭其の他雑具が入れてあって、火気は絶対に無いところである。 尚、男爵別荘邸内には福井夫妻の他、半ヶ月程前から大丸呉服店の店員・村路米次郎（※1）と、その妻・浪子（※2）も別の長屋に住んでおり、妻女・浪子は11日に主人の外出後、附近の人が思わず立ち止まる程の大声を発して祈祷めいたことを言っていたとのことである。	※1…続報記事では村路米太郎となっている ※2…続報記事ではなみとなっている
大正12	1923	4月13日	朝	a	大森邸の放火犯人 邸内に住む呉服店員の妻 直に逮捕され取調べらる	嵯峨大森皇后太夫別邸物置から出火した件について、所轄太秦署では放火事件と断定し、犯人探索中、大丸店員・村路米太郎の妻・なみを取り調べた所、同人の所為と判明した。 同人は近頃、夫の身持ちが悪い為に他の情婦でも出来たと思い込んで、夫を我が元へ引き付けようと苦心した末、11日の午後、 「大森さんと村路さんが六百萬円の金を今夜、嵯峨嵐山川まで持って来て下さい若し持参がなくば火を放って焼いて了ふ」 と書いた紙片を持参してから、本当に物置へ放火したものである。尚、同人は多少、精神に異常を来たして居たらしい。	上記怪火の続報記事 他に以下の続報記事あり 4/12夕刊 「怪火事件　放火の疑濃厚」 4/14朝刊 「大森邸の放火犯人検事局へ送らる」 4/20朝刊 「大森別邸放火女の精神を鑑定」
大正12	1923	4月14日	朝	o	昨年中に於る市内の家屋激増 六千余棟…建坪十二萬余に及ぶ 文化的新住宅が増えた	昨年中、京都市における建築物増加の状況について、府建築監督課の調査によると、全体として建坪123,000余坪、棟6,000余り、延べ坪174,000坪の増加を示している。これは京都市の平地面積の百分の一に達するものである。 中でも出雲路橋畔の下河原町は住宅組合の力により、従来の借家建のような低級味から脱して、建築主の個性を発揮し、改良している点は喜ばしい。また、市内の銀行や倉庫などの新設が何れもコンクリート建築を選んでいるのは時代の趨勢である。けれども、他の大都市に比べれば、まだまだ旧来の建築物が多い。	記事内に以下の表あり 「大正十一年中京都市内建築物増加統計表」 コンクリート建築＝文化的という意識が見られる資料集に収録
大正12	1923	4月14日	朝	a	竈の火に揮発油を 打掛け爆発して火事 下女は頭部其他に重傷	13日午後3時28分、上京区神泉苑御池下ルの染物業・宮田利三郎方の炊事竈屋根から出火、同屋根2坪を焼いて35分、鎮火した。原因は同家の女中・かめが竈で火を炊いていた所、生木でよく燃えずに苦しんでおり、見かねた雇人・橋本久次郎が揮発油をかけた為。かめはその際、頭部手足に火傷して松山病院に入院中である。	
大正12	1923	4月14日	朝	a	物置に放火　精神病者が	13日午前11時頃、久世郡大久保村廣野の黒川のぶ所有茶畑に建設していた材料置場から出火、正午に全焼した。原因は奥野甚太郎という精神病者が放火したものによる。	
大正12	1923	4月15日	夕	a	京都市の都市計画案	京都市の都市計画案を概観したところ、まず郊外地域を住宅部と工場部に区分し、住宅地は格子形に区別、70間×30間の長方形を基準地域とするそうだ。現在の市街地は大体、40間の方形で、住宅の奥行は平均10間であるから、家屋の背面と背面の間に10間～20間ぐらいの空地が生じ、所謂裏店が並んでいるが、衛生防火上は勿論、市街住宅の理想から程遠いので、上記の指標を示したものである。	衛生防火に関わる部分のみを抜粋
大正12	1923	4月15日	夕	a	白昼の火事	15日午前11時過ぎ、市内上京区麩屋町通姉小路下ル下白山町の骨董商・藤田政太郎方から出火、上消防署から出動し消火に努めた結果、同家の2階全部を焼いて同40分、鎮火した。原因・損害額は取調中。	
大正12	1923	4月15日	夕	a	花屋町の小火	14日午後2時半、市内花屋町通新町西入ル松屋町の麺類商・藤原つね方より出火し、路地の一部を焼いて鎮火した。原因は同家竈より損害僅少。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正12	1923	４月20日	朝	a	火事	19日午前２時半、市内上京区蓼原町のモス再生工場・三浦豊一方より出火し、同工場と居宅の一部を焼いて同３時、鎮火した。原因は竈の不始末。	
大正12	1923	４月23日	夕	a	宴会場の火事　原因は漏電か	22日午後７時半、市内四條高倉西入ルの京都取引所構内にて取引所竣工祝賀会大宴会の最中、出火。原因は目下取調中であるが、漏電説が有力となっている。	
大正12	1923	４月25日	朝	a	恋女に逢ひたさ女の実家に放火 天理教固凝りの息子が	12日午後10時頃、市内紫野西の町・加藤幸吉方裏手物置小屋より出火、同小屋を全焼したが大事に至らず消し止めた事件があり、所轄下鴨署で原因を調査した所、放火の疑いが濃厚で、元同家同居人・巧力愛男を取り調べた所、自白した為、犯人と断定した。 愛男は加藤家の長女と恋仲であったが、日給１円30銭の収入しかない所から、一年後に夫婦になる約束を交わして山梨県の前田重太郎方に別居する事となった。その後、みつの事が忘れられず、何とかして逢おうと考え、放火したらしい。	
大正12	1923	５月１日	朝	a	小火	４月30日午後８時27分、ニ條川端東入ル新三浦こと青柳あさ方の丸太町川端東天理教会側に別館普請中の一隅から発火したが、大事に至らず消し止められた。原因は目下、取調中。	
大正12	1923	５月２日	朝	a	火事三ヶ所	▲１日午前10時20分頃、下京区西高瀬川五條下ル西橋詰町750番地の松井嘉実太方２階物置場より出火したところを家人が発見し、直ちに消し止めた。原因は火の不始末。 ▲同午後１時20分頃、眞野東町摂津土地株式会社所有の竹林より出火、２町歩を焼失した。原因は目下、西陣署で取調中。	後半の火事は５月２日夕刊「藪跡から出火」に同内容の記事あり
大正12	1923	５月２日	夕	a	鹿ヶ谷の火事　一家全焼す	２日午前11時40分頃、上京区鹿ヶ谷寺の前町10番地の荷車業・西島忠三郎方裏６畳の座敷から出火し、同家を全焼、隣家・山崎重三郎方屋根の一部を焼いて、12時10分、鎮火した。原因は目下取調中。	
大正12	1923	５月２日	夕	a	妙な処から出火　吸殻からゝし	２日午前２時頃、京都駅前西入ルの大京都土地信託株式会社所有空地にて動物の踏み板と菅藁を積んである所より発火したが、大事に至らず踏み板５枚を焼いただけで、駆けつけた下消防署員によって同20分、鎮火した。原因は煙草の吸殻から。	
大正12	1923	５月３日	朝	a	四條高倉の火事　一戸全焼す	２日午後４時58分頃、四條高倉東入ルの雑貨商・井嘉之助方奥２階より発火し、同家一棟を全焼した後、下消防署より駆け付けた署員によって同５時23分、消し止められた。原因は目下取調中。	
大正12	1923	５月３日	夕	a	友禅屋の小火	３日午前３時、市内新町通錦上ルの友禅業・近藤虎吉方裏物置から出火したが、家人が発見し、直ちに消し止めた。原因は過熱状態の職業用糠から発せられた蒸気によるもの。	
大正12	1923	５月４日	朝	a	四條堺町の火事	３日午後２時50分頃、四條堺町東南角の御簾屋・西川源治郎方裏土蔵より発火し、在品中の炭俵籐類を少々焼いて同３時、鎮火した。原因は取調中。	
大正12	1923	５月６日	夕	a	萬嘉寺の小火	６日午前９時、市内下京区萬嘉寺柳原場東入ルの漆器商・西山米三郎方から出火したが、大事に至らず消し止められた。原因は消炭壷の不始末。	
大正12	1923	５月９日	夕	b	桂川氾濫　畑地に浸水　野菜流出す	６日からの豪雨で各地の河川が増水したが、桂川筋横大路は遂に８日午前11時頃、桂川が氾濫し、同村の畑地43反に浸水した。	
大正12	1923	５月９日	夕	a	三條の火事　一戸全焼す	９日午前３時50分頃、市内三條大橋東入ル３丁目南教業町の元共同浴場跡において菓子の行商を営んでいる大塚彌三郎方から失火し、同家を全焼して同４時５分、鎮火した。原因は判明していないが、天井裏から発火したとの事で漏電らしい。	
大正12	1923	５月10日	朝	a	素破火事よと云はゞ 隼の如く飛出す用意 怠りのない宇治署	先の花屋敷の火災に鑑み、また14日から愈々茶期に入り、来月２日までは製茶上火気を盛んに使用するので、宇治署では８日、宇治署長と消防班長らが協議した結果、次の通りに対応が決まった。消防班長は連夜２名ずつ消防署に出張、１名は望楼に昇って火災の有無を確認、１名は直ちにポンプ車を引き出せる準備をして待機する。また小頭は署員と共に町内を巡視し、町民に自衛的な防火観念を強めてもらう。集会をした夜は寝ずの番を置く事も取り決められた。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正12	1923	5月10日	夕	a	白梅町の火事　織物工場焼失	9日午後10時50分頃、市内一條紙屋川西入ル北野白梅町の無職・名和巳之助が所有する織物工場から出火し、同工場を全焼して11時10分に鎮火した。原因は火の不始末によるもの。	
大正12	1923	5月11日	夕	e	消防協会発会式 官民約八百名が列席して 壮烈な放水演習を余興に	本日、午前10時から岡崎公園市公会堂で京都府消防協会発会式が行なわれた。関係者の講話の後、会場前広場の宴会場で宴を開き、その際、疎水西岸において上下両消防署の壮烈な放水演習があり、午後1時に解散となった。	以下に開催予告記事あり 5/3夕刊 「消防協会十一日発会式」 5/10夕刊 「消防協会の寄付十一萬円 発会式は明日」
大正12	1923	5月13日	朝	a	ペンキ屋の小火	12日午後1時半頃、市内七條坊城西入ルのペンキ職・上田信太郎方から出火したが、近隣の者が駆けつけ、大事に至らず消し止められた。原因は職用の魚油を沸かしている際、釜の火が燃え移ったものである。	
大正12	1923	5月17日	夕	a	染工場の小火	17日午後0時35分、市内上京区堀川寺の内西入ルの神吉染工場から出火したが、発見が早かった為、隣接工場の屋根の一部を焼いたのみで大事に至らず消し止められた。原因は煙突の火の粉から。	
大正12	1923	5月19日	夕	a	横大路の火事　軸物二百本焼失	17日午前11時半頃、紀伊郡横大路村横大路の吉川定次郎方裏手の藁小屋から出火し、隣家の大橋専太郎方土蔵の屋根を伝って同家離れ座敷を焼き、午後0時半、鎮火した。原因は吉川方の子供の弄火で、大橋方では秘蔵の約軸物200本を焼いたそうだ。	
大正12	1923	5月20日	夕	a	小火	20日午後8時10分、市内大宮松原上ルの美術装飾業・高橋栄三郎方奥2階6畳の神棚より出火し、2階の一部を焼失したのみで同8時半、鎮火した。	
大正12	1923	5月23日	朝	a	小火	21日午後8時50分、市内夷川通川端東入ル四筋の電気事業請負・實子菊三郎方2階より発火、2階天井の一部と同居人の着衣数点を焼いて、直ちに消し止められた。	
大正12	1923	5月25日	朝	a	乳牛十数頭を焼く 田中玄京町牧場の火事	24日午後8時3分、下鴨署部内上田中玄京町日の出牧場の牛小屋から出火、同小屋一棟を全焼して同20分、上下両消防署員の働きにより消し止められた。原因は目下、取調中であるが、同牧場では牛に群がる蚊を駆逐せんと、蚊遣火を焚いており、その火が藁に燃え移ったのではないかという話だ。また、火が出火と同時に小屋一杯に回った為、牛12、3頭を引き出す事も出来ず、無惨に焼死してしまった。	
大正12	1923	6月4日	夕	o	水防地を視察　伏見町等の組合員	伏見町十ヶ村からなる水害予防組合では、宇治川沿岸の水防策の参考にすべく、来る6日から4日間の予定で、鳥取・島根両県下の水防地視察を行う事になった。	
大正12	1923	6月9日	夕	b	過去四十二年間に 二度しかない大雨量 当測候所始まって以来未曾有 此儘に梅雨期に入らう	昨日来の降雨について、当地測候所の計測によると昨日の雨量は133ミリで、過去42年間の記録にある最大雨量である、明治28年6月27日の133.2ミリに並んで京都測候所始まって以来の雨量だった。雨脚が最も強かったのは8日午後10時から9日午前4時までの間で、今夕から明日にかけては幾分天候の回復を見る模様である。	この大雨による被害記事は以下の通り。 6月9日夕刊 「豪雨で被害大」 同「約八百戸浸水した堀川筋」 同「團栗橋が一尺も低下」 同「郡部でも河川増水」
大正12	1923	6月11日	朝	o	梅雨期に入っても 雨が降るに限らない 陰曇な天候が特徴	「梅雨期に入ると毎日多少の雨が降らないことはないと思う人が多いが、これは必ずしも梅雨期の特徴ではない。支那の天地弁という書の内に「五月頃雨の降り続き湿りふかく連日太陽を見ず之を梅雨と言ふ」とある通り、陰曇な天気が続くのが第一の特徴である。（中略）梅雨は本邦と朝鮮南部と長江筋に現れ、琉球や台湾にはない。本邦の歴面に入梅とあるのは、単に太陽の経度が80度にある日を指したもので（本年では6月12日にあたる）別に降雨との関係はない」（府測候所）	
大正12	1923	6月12日	朝	a	消防自動車覆る 火事より此方が大騒ぎ	11日午後1時40分頃、市内上京区笠屋町浄福寺西入ル笠屋町3丁目の型職・小畑ちよ方裏座敷から出火したが、大事には至らず消し止められた。原因は同家の下女・梨間はつの不始末。 尚、この火災で救援に出動した下消防署の水管	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						自動車が現場に向かう途中、大宮四条の交差点で南行してきた公衆自動車を避けるため急転回をした時、窪地に落ち込んで転覆、後部左側車両を滅茶苦茶にした。乗組消防手の宮野伊三郎、井林米次郎、三宅太郎、本多良雄に美濃部運転手は何れも打撲、擦過傷を負った。	
大正12	1923	６月13日	朝	a	相生劇場の出火騒ぎ　ボヤで済む	12日午後９時５分、第二京極相生劇場入口の装飾電燈より発火し、造花に燃え移ったが、大事には至らず消し止められた。同劇場では白樺少女歌劇団の開演中だったが、幸い負傷者は出なかった。	
大正12	1923	６月14日	朝	a	綿工場の小火	13日午後６時５分、二条川端東入ル３丁目、鳥居綿工場のモーターより発火し、少量の綿を焼いたが、15分に鎮火した。原因はモーターの摩擦によるもの。	
大正12	1923	６月22日	夕	b	降雨で河川浸水　田地の浸水も多し	降り続いた数日来の降雨は、昨夜から豪雨となった。これにより、府下の各河川は何れも著しく増水し、淀川は綴喜郡橋本で22日午前９時半現在８尺６寸、宇治川は宇治郡五箇荘村で８尺、山科川は６尺５寸となっている。また、宇治郡木幡では約10町歩の田地が浸水した。	この大雨による被害記事は以下の通り。 ６月18日朝刊 「河川増水　降雨のため」 同月22日夕刊 「堀川部署内の浸水と氾濫」 同「電車一時不通　樹木が倒れて」 同月23日朝刊 「颪伯雨師　狂暴の被害」 同「颪水被害　府下各郡の」 同日夕刊 「暴風雨の被害」
大正12	1923	６月23日	朝	a	先斗町の小火	22日午前８時半頃、市内先斗町通三条下ルの料理業・川新方から発火し、隣家・松村方との間にある柱を焼いたが、同家の雇人・川本正見らによって消し止められた。原因は同家料理人の井上富夫が中庭の籠に多量のコークスを投げ入れたため。	
大正12	1923	６月28日	朝	f	製綿工場の防火設備嘆願	市内二条通川端東入ル石原町の鳥居製糸工場で６月13日、機械から発火する騒ぎがあったが、同様の事が今日迄に数回起こっており、付近住民は26日、16名の連署による嘆願書を川端署長に提出した。これに先立って藤原署長は自らの検分によって危険を知り、主人・鳥居氏との打ち合わせを行い、鉄板を四周に張り巡らせていたが、付近住民の嘆願の意を伝え、大いに注意すべきことを鳥居氏に促した。	14日の小火の関連記事
大正12	1923	６月28日	夕	b	廿四年間に無い昨日の降雨量　一坪にニ尺六斗三升五合　最も猛烈に降ったは夜八九時　梅雨は未だ明けぬ	27日の豪雨について、京都測候所に聞くと、低気圧の影響により京都では27日午前５時59分から降り始め、同８時24分に一度、止んだが、同９時12分から午後10時25分まで降り続いた。この間、最も猛烈だったのは午後８時20分から９時に至る40分間で、総降雨量は144ミリに及んだ。これは明治28年６月27日の記録を越え、新記録を作った事になる。また、各月で見ると明治33年８月20日の161ミリに次ぐ記録である。	この大雨による被害記事は以下の通り。 ６月28日朝刊 「市内の浸水　数百個に及ぶ」 同日夕刊 「昨日の豪雨で山崩れ家屋破壊」 同「河川は氾濫し道路は総て川となる」 同「鴨川も稀な増水郡部の被害も甚大」 同月29日朝刊 「浸水田　数百町歩に及び収穫は一二割減す」 ７月１日夕刊 「重ねての豪雨で出水被害多し」 同月２日夕刊 「府下の出水で交通杜絶の箇所多し」 同「浸水田地と浸水家屋」
大正12	1923	６月30日	朝	a	再生屋の小火	28日午後７時50分、市内錦小路大宮西入ルの綿布再生業・田中梅蔵方裏職場エートル室から出火したが、直ちに消し止められた。原因は雇人・堀井安太郎による蝋燭の火の不始末。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正12	1923	7月2日	朝	b	六月中に於る 京都の温度と雨量と風速 温度は順調　雨は非常に多く 既成六月中の記録を作る	6月中における京都の雨量は522.2ミリで、平年と比べて非常に多量を示し、明治13年の京都測候所創立以来、6月における新記録を作った。昨年は122ミリ、平年は253ミリで、250ミリ以上の多量を示した事になる。一方で降水日は17日と少なく、比較的短時間の雨が多かった。	
大正12	1923	7月5日	朝	b	市の南部が水で困る 堀川の付替をして欲しいと 田中府議等の市長訪問	府会議員で上鳥羽村長・田中祐四郎氏は同村村議数名と共に4日午前11時、市役所に馬渕市長、多久助役両氏を訪ね、午後には府庁に近土木課長を訪ねた。これは、先日来の豪雨毎に堀川が増水した際、四ツ塚以南の同川筋の川幅が狭いため氾濫し、新田村の田畑や大阪街道に浸水や交通杜絶の被害が出ている事から、市に対し堀川末流の付替を行う等の水害予防方法を講じて貰いたい旨を陳情したもの。この後、馬渕市長は田中議員に相当、考慮する旨を伝え、午後から安田土木課長代理帯同の下、視察を行った。	7月11日の朝刊に関連記事あり
大正12	1923	7月8日	夕	a	糸染屋の火事	8日午後2時半、市内西洞院通三哲上ルの糸染業・山賀安次郎方機関室から出火し、同家屋根20坪と乾燥綿糸5貫目を焼失、同50分に鎮火した。原因は機械の高熱化により、乾燥してあった綿糸に火気が移ったもの。	
大正12	1923	7月13日	朝	a	石油缶に引火	12日午後6時頃、伏見街道本町9丁目西入ルの桃元町10番地・西尾豊雄方炊事場にて妻・いわが石油コンロにて湯を沸かしている際、脇にあった石油缶3個に引火したが、大事には至らず消し止められた。	
大正12	1923	7月15日	夕	b	出水被害を府当局に陳情	乙訓郡を貫通する小畑川は近年、上流山林の乱伐によって洪水量を増し、大正10年には河川に架かる橋梁が総て焼失、本年は前月来より二度の豪雨では新神足村にて決壊しそうな堤防を10俵以上の土俵で漸く防いでいる有り様で、もしこの堤防が決壊すれば数十戸の村落は砂の下に埋没する恐れがある。にも関わらず、府当局は緩慢な態度のままなので、14日、同村長・五十棲盛三郎と古市区長・岩崎喜平氏等は、その惨状を府の土木課に訴えた。	
大正12	1923	7月21日	夕	a	白晝梅小路駅構内 機関車より出火し 附近一帯の大混雑	21日午後0時50分頃、梅小路駅構内機関庫内エンジン場より突如、発火した。駅員等が駆けつけ、消火に尽力する一方、上下消防署員が所轄堀川署より係員が急行したが、午後1時半過ぎになっても鎮火には至らず。同駅は荷物駅なので、綿花や織物が多数、堆積されており、延焼を憂慮した出荷者や荷物運送店等から多数の人々が駆けつけ、現場は混雑を極め、負傷者も出ている模様。	
大正12	1923	7月22日	朝	a	梅小路駅製罐工場焼失 その後の調査	21日午後0時25分、梅小路駅機関庫内製罐工場より出火、同工場木造一棟並びに浴場を焼失して鎮火した件について、その後の調査によると建物の外、多数の機械が焼けたが、発火の原因は未だ不明である。	上記の火事の続報記事
大正12	1923	7月26日	朝	o	昨日の落雷　人畜負傷なし	25日午後0時35分頃、市内西七条西ノ京・北尾丈三郎方軒先に落雷したが、軒燈を破損したのみで人畜に被害なし。	
大正12	1923	7月27日	夕	a	扇子屋の小火	26日午後11時55分、下寺町五条下ル元豊竈町の扇子商・吉井富次郎方雇人・上よしのが藁灰を燃やして、そのままバケツに入れていたところ、風に煽られ発火し、障子に燃え移ったが、直ちに消し止められた。	
大正12	1923	7月28日	夕	a	延命地蔵の小火	28日午前6時50分、市内新宮川町五条上ル田中町の延命地蔵堂から出火したが、附近のものが発見し、直ちに消し止めた為、大事には至らなかった。原因は同町・岸喜太郎の提灯の火が燃え移ったため。	
大正12	1923	8月1日	夕	e	消火的設備に関する 全国的統一を図る 指導機関として防火局を独立 実現は来年5月から	内務省に防火局、或いは防火課という独立した局課を新設して、全国の統一機関を作る議論が盛んであり、目下内務省だけの予算会を開いて着々相談を進めているが、遅くとも8月中には大体の予算案が作成される筈である。 現在は六大都市に消防署等の常備的組織はあるが、全国的統一機関が無い為に消防員の待遇を初め、火災の損害評価や機械器具もバラバラで、防火練習や研究も不統一だが、近頃のように高層建	資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						築物の増加に従って、建築制限とか水利や道路に関する調査研究の統一指導機関の必要が生じた。もし、防火局というものが設立されれば、その仕事は消防機械の統一、建築物の制限、防火宣伝等であろう。	
大正12	1923	８月１日	夕	e	実現すれば心強いと 警視庁緒方消防部長談	「火災度数は市内だけでも毎年七百回以上に達し、その被害は甚大であるのに、何故か防火については忘れられている。欧米では殆ど内務省で統一的に消防機関を監督しているし、火災報知器も市費で設備されているのに、日本の地方では出火報知が遅れた為に大火になる例は沢山あるから、実現すれば消防署としては各地としても心強いだろう。」	上記の記事に関する談話資料集に収録
大正12	1923	８月４日	朝	a	十二戸を焼失　花宵の火事	３日午後２時半頃、愛宕郡花宵村字別所の藤井岩次郎方より出火、12戸を焼失し、鎮火した。原因は調査中である。	
大正12	1923	８月８日	朝	a	二ヶ所で出火　何れも小火	▲７日午前11時半頃、市内西九条町18番地の高垣定松方より出火したが、大事には至らず、正午頃、鎮火した。原因は高垣方の子供２人がマッチを弄んでいたため。 ▲市内油小路魚の棚上ルの綿布再生業・中西清兵衛方の煙突より飛び散った火の粉が、北隣の大狩宗次郎方に燃え移りそうになっていたのを消火した。	
大正12	1923	８月９日	朝	o	颯と小気味よく来た 大雷鳴交りの夕立 洛中洛外の人家を脅かす	「暑い暑い」「雨欲しい」と数日前から雲行きばかりを眺めて、天道様を恨んでいる人々ばかりであったが、昨日午後１時頃から市内の上空は夕立となり、３時頃には東の方へ去っていた。これについて、京都測候所で聞いてみると、前日来から気温が高かったため局部的低気圧が発生し、午後１時19分から曇り始め、２時３分から雷光を発し、２時半には夕立となって市内の上空を暴れ回り、３時６分に降り止んだ。雷鳴の最も激しかったのは２時49分で、落雷が相当にあると。	以下の関連被害情報記事あり ８月９日夕刊 「雷公大いに怒り市内七ヶ所に落雷 人畜には死傷なかったが随所に損害を興ふ」
大正12	1923	８月９日	朝	a	火事	８日午後８時頃、市内猪熊通御池上ル最上町の染業者・眞野富吉方２階より発火したが、家人が発見し、直ちに消し止めた。原因は同室を借り受けている電車車掌・平井三郎がマッチを摺った際、揮発油に燃え移ったため。	
大正12	1923	８月10日	夕	a	物干から発火	10日午前11時５分、市内上京区聖護院蓮華蔵町の富本武治方物干から出火したのを家人が発見し、附近の人達と協力して、乾燥中のアンダクロースの一部分を焼失したのみで、直ちに消し止めた。原因は目下、取調中だが、雇人がその場所で煙草を吸っていたからであろう。	
大正12	1923	８月10日	夕	a	日本陶料の火事	10日午前０時55分、市内下京区東七条川端町の日本陶料株式会社内染料工場から出火し、階上２棟を焼失して、同１時５分に消し止められた。原因は捜査中。	
大正12	1923	８月13日	朝	a	燈明から発火	12日午後２時半頃、紀伊郡伏見町字東町の松井辰三方より出火したのを家人が発見し、消防夫と協力して直ちに消し止めた。原因は燈明の火の不始末である。	
大正12	1923	８月13日	朝	a	煙草屋の火事	12日午後８時10分頃、市内下京区大宮通七条下ルの煙草商・小林甚三郎方表２階より出火し、同２階を焼いて30分に鎮火した。原因は取調中。	
大正12	1923	８月14日	夕	e	燈明や軒行党から起きる火事が多い 盆時分は殊に注意が要る	例年８月、殊に盂蘭盆から地蔵盆にかけては出火が非常に多いが、その原因は大抵、仏壇の燈明や軒行燈の蝋燭から大事を起こす事が多い。その事について、田上下消防署長は一般市民の盆期間は火の注意を厳重にして欲しいと言っているが、本日午前７時半頃、下京区高辻富小路角笠屋町の木造製造業・樋口松之助方居宅２階から出火したのも、やはり仏壇の蝋燭からで、傍らの扇に燃え移り、更に天井裏に延焼したものである。	資料集に収録
大正12	1923	８月17日	夕	a	水落町の小火	16日午後９時半頃、上京区油小路上立売下ル水落町の羽田竹次郎方より出火したが、直ちに消し止められた。原因は取調中。	
大正12	1923	８月18日	朝	o	落雷	17日午後４時頃、府下北桑田郡鶴ヶ岡村の大西安次郎所有の山林に落雷したが、人畜に被害は無かった。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正12	1923	8月23日	朝	a	小火	22日午後6時50分頃、市内下京区千本中堂寺角の京都瓦会社内の揚炭器から出火し、同7時10分に鎮火した。原因は竈の火の粉が飛んで板塀に燃え移ったもの。	
大正12	1923	8月24日	夕	o	落雷納屋を焼く	23日午後4時半、府下北桑田郡大野村字三津野の藤井民蔵方に落雷し、同家住宅及び納屋一棟を焼失したが、幸い人畜に死傷はなかった。	
大正12	1923	8月28日	朝	a	漏電して小火	27日午前0時15分、市内千本通竹屋町下ルの馬車業・石上亀二郎方より出火し、裏6畳の間を焼いたが、幸い大事には至らず消し止められた。原因は同室に取り付けてあった電導線の破損箇所より漏電したものと判明。	
大正12	1923	8月29日	夕	a	酒造庫二棟焼失　清酒五百石も焼く 放火の疑があり調中	28日午後11時頃、府下紀伊郡伏見町字指物町の八千代鶴酒醸造・元谷勇三方醸造場から発火し、同家酒蔵2棟及び在庫の清酒500石を焼き、居宅一棟を半焼の上、29日午前1時頃、鎮火した。原因等は目下、伏見署で調査中であるが、同家は先々月来2回出火し、今回の出火場所は平素火気の無い所なので放火ではないだろうか。	
大正12	1923	8月29日	夕	a	引火大爆発　大火傷を負う	29日午前7時半頃、市内東富永町の魚常こと鈴木常三郎の孫・恒造は親戚の鈴木てる方2階で枕元に写真用のマグネシウム瓶を置いて臥寝中、丁稚の澤田秀蔵が来て頻りにマグネシウムの使用法をせがむので、マッチを点けて発火作用を見せようとした刹那、恒造は左眼下、右手に1ヶ所ずつ、左手に3ヶ所の火傷を負った。	
大正12	1923	8月30日	夕	a	深夜の火事　五戸全半焼　損害三千円	30日午前1時40分頃、市内上京区七本松一条上ル末戸町の理髪業・西口又蔵方より出火し、同家及び隣家の2戸を全焼、2戸を半焼した後、2時半に鎮火した。原因は蝋燭の火の不始末。	
大正12	1923	9月2日	夕	c	各地の地震計を壊した～近来稀な今日の地震～都市では五分間以上振動観測途中で針が飛び出した	京都では近来近来稀な地震があった。発震から45秒のときに2500ミクロン強で京都では稀有な地震。	関東大震災関連記事
大正12	1923	9月2日	夕	a	火事騒ぎで二人負傷す	31日午後9時40分、市内下京区東七条・井上伊左衛門方より出火し、約千坪を焼いて大事にならんとしたのを消し止めた。損害は約20円、妻と三男が負傷。	
大正12	1923	9月2日	朝	c	東京京都間の電信電話共に不通～市内には何等故障なし	1日正午の地震の為に東京・京都間の電信電話共に不通となっている。電信は、京都・東京間の三回線が全部不通となり、京都・横浜間の一回線も不通となった。名古屋以西との通信及び京都の市内線は問題なし。 関東大震災関連記事	
大正12	1923	9月3日	朝	c	京都から救護班を組織して東京へ派遣	日本赤十字社京都支部では、東京の大地震に対し救護班を派遣することとなり、2日夜中に準備を整え、3日午後1時46分、京都発列車にて東京に急行することに決定した。救護班の編成は督員2名、書記1名、人夫3名。	関東大震災関連記事
大正12	1923	9月3日	朝	c	救護の警官隊を京都から組織して送る	京都府警察では、東京大地震に対し救難警官隊を組織し、東京に急行せしめることとなった。警官隊は2日夜0時55分京都発列車で東京に向かった。	関東大震災関連記事
大正12	1923	9月4日	夕	c	京都から救援隊を明四日午前派遣	京都市救援隊では、多久助役指揮の下に20数名を引率して、4日午後10時、神戸から関東に向けて救援隊を出発させることとなった。	関東大震災関連記事
大正12	1923	9月4日	朝	c	震災と京都市～救援事業進歩す	京都市救援隊は、関東小西庶務課長を総指揮（多久助役は出発見送り）に第一班を東京に、第二班を横浜に、送る予定であったが汽船が満員となったため、市会代表委員六名ほか救援隊の一部のみ出発することとなった。	関東大震災関連記事
大正12	1923	9月4日	朝	c	通信隊の救護班を京都師団から派遣	十六師団では、陸軍大臣の命により衛生隊から多数の医務材料を用意し、120名の救護班を派遣すると共に、約10里を架設し得る電線を有する電信隊約100名も同時に派遣する。	関東大震災関連記事
大正12	1923	9月6日	夕	c	当市の地震一日以来百十八回今年前にも四回あった	関東の大地震以来の京都における地震は9月1日・40回、9月2日・50回、9月3日・15回、9月4日・9回、9月5日・4回の合計118回に及んでいる。 ただし殆ど一般の人には感じることが出来ない	関東大震災関連記事

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						程度のものであり、心配には及ばないと京都測候所は語っている。	
大正12	1923	９月６日	朝	c	帝都としての京都～東京よりは安心の地～最欠点は海に遠い事	東京の大震災のために早くも京都説が有力になってきている。京大理学部教授小川博士の説によると、東京は西に富士火山帯、東に柿名火山帯を抱え、その中間の地震のおこりやすい土地に位置し、帝都として安全な場所とはいえない。これに対し京都は立山及び白山火山帯の区域内にはあるものの東京と比べれば安全であるといえる。水利の便が悪いのが最大の欠点であるが、交通上は近くに阪神を控えているし、歴史的にも、文化的にも東京に劣らぬ土地であると。	関東大震災関連記事
大正12	1923	９月10日	夕	c	京都市より最後の輸送品～海陸両方で発送	京都市救援事業は、９日午前10時神戸出発の軍艦陸奥で東京・横浜に向け、玄米２千余石、副食品缶詰２，191箱、漬物482樽、味噌500樽、干魚176貫の輸送を終わり、一方陸路で神奈川、静岡二県へパン15万個、ミルク500箱、昆布５千貫、味噌２，100樽、塩480俵を梅小路駅より順次発送し、11日同方面への輸送を終わることとなった。	
大正12	1923	９月12日	朝	c	京都市救援隊第一班の活動振り～荷物の陸揚と運搬に最も苦痛～横浜市の惨害実情は想像以上	救援隊は６日早朝に横浜市に着いたが、設備が破壊されているため荷物の陸揚げは出来ず、ようやく８日午後陸揚げをしてみると今度は運搬機が無い。自動車があっても揮発油がなく役に立たない。携帯の自動車を陸揚げしようとしたがクレーンが無いのでこれも出来ず、市当局や軍隊の手でようやく陸揚げすると共に、神戸で仕入れて行った揮発油を使用することとしたが、市当局は非常にこれを喜んだ。又同道の市代表団は東京入りを目指したが、ようやく開通した汽車は屋根にまで人が乗っている状態であったので軍隊警備の下、船を品川まで廻して入京を果たした。横浜は殆ど全滅の状況で、水中、陸上街路は死骸の山ができ、全市が一大火葬上の様であった。	関東大震災関連記事 小西庶務課長談
大正12	1923	９月14日	朝	a	盗みした罪を覆はん為に放火し火勢に驚いて逃走～犯人松原署に逮捕さる	10日午後６時頃、市内下京区重成長男・中川薫は、工場に盗みに入ったが、その後工員が内部の犯行ではないかと話しているのを聞き、罪を逃れるため11日午後12時頃、盗みに入った工場を放火した。しかし怖気づいて逃げ出し、一晩を明かしただけで松原署によって逮捕された。	
大正12	1923	９月16日	朝	b	猛雨と停電で上京区一帯は暗黒～停電一時間に亘る～電車も止まり大混雑	15日朝以来府下に風雨激しく、琵琶湖に波浪荒く湖中の藻が甚だしく浮流し、そのために市内電気局蹴上水取入口鉄網に、藻がひっかかり午後４時頃、発電機に故障を起こした。発電所では人夫が藻の取り除けに尽力し、一度復旧したものの、頻繁に藻が流れてくるために７時過ぎより市内上京区一帯は、暗黒の巷と化し、８時過ぎには点灯したが一時上京区内は大混乱となった。尚、市電は午後４時半頃から６時頃まで停電し雨中の事で乗降客は各停留所で混雑にあっていた。	以下に被害関連記事あり ９/16夕刊 「各河川増水～浸水の箇所多し宇治署部内」 ９/17夕刊 「賀茂高野両水増水して三橋破壊流失す」 同「西陣所部内の浸水三百戸に及ぶ」 同「郡部各川の増水～堤防決壊箇所に起こり浸水家屋大に上る」
大正12	1923	９月30日	朝	c	震災で需要を喚起した京都産業会の活況～新動力二千馬力を京電に申込～動力使用の許可は早くする	関東の震災に伴い京都の財界は阪神地方ほどではないものの、部分的商品は相当の活況を呈しており、最近20日間で工場動力の新増設として京都電動へ申し込まれた電動力は、１,700馬力、夜回線200馬力、合わせて２千馬力に達しており、その業別をみると製材業をはじめ、船工、精米、などから文具製造業、にいたるまで震災に対する緊急品や、震災によって各地に供給不足となっている商品であるが、これら動力新増設に対する当局の態度は、認可を出すのが非常に遅く機を逸する恐れがあるので、京都商業会議所第二部（工業）部会委員会で問題となり、去る13日の臨時総会で、上記許可方針の簡易敏速化を建議することを決定していたが、会頭らが知事及び産業部長を訪問したところ、許可を努めて簡易敏速にする旨了解された。ただ一つ困難な問題は、電動力の供給が市電と京電との協定によって、上下両区に分割され、上京を供給区域とする市電では、現在以上の能力なく、計画中の火力発電所も刻下の状況では、無期延期となるか、少なくとも予定よりは多少の遅延を免れないので、上京にある工場では電動力の	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						新増設を望むことが出来ない状態にある。しかし、一方京電では余裕の電力を有し、もし供給区域の協定がなければ自由に供給しえる立場にあるので、この際、京電から市電に供給し、市電はそこから一般需要家に供給して時期を逸せざることが最も緊急時だと上京はじめ関係者が新協定を待ち望んでいる。	
大正12	1923	9月30日	夕	c	今朝の地震は七秒八分間振動した～被害は何処にも無い	今朝5時56分46秒、京都から以西に地震がおこり、約7秒8分にてやんだ。その震幅は27ミクロンの上下動であったが何れの地方にも被害は無かった。京都測候所の観測では震源地は伊勢と紀伊の国境付近らしいとのこと。	関東大震災関係
大正12	1923	10月2日	朝	d	地震の講演会	京都市連合青年団では来る7日午後1時より市公会堂で以下の内容で地震講演会を開く。 （一）地震に就て　理学博士・小川琢治氏 （二）災害に当面して　文学博士・藤井健次郎氏	
大正12	1923	10月7日	夕	c	親切な救護を笠に我儘勝手を言ふ横着な避難民～大阪や神戸で食倒して更に京都を食ひ廻る～東本願寺で収容の日南宋人三千五百三十六名中半数は就職又は郷里へ半数は東京へ逆戻り	東本願寺では関東罹災民のために婦人法話会を開放して待遇している。一ヶ月以上が経過し1日には撤廃するはずのものが10日まで延長することなり、78名の罹災者が今なお2階の新館に宿泊している。同所開設以来の収容総人員は3,536名で、そのうち214名の病人があったが、重傷者と伝染病患者77名を府立医大や京大病院に送り、32名は全快退院して帰国したり職業に就いたが、なお45名の患者が残っており、10日の閉鎖後は府の社会課へでも引き渡すものと思われる。現今でも1日10名近く救護を受けに来る人があるが、色々調べてみると罹災者には違いないものの、東京横浜から来るのではなく、先に大阪神戸あたりに逃げて、救護所で世話になり就職したものが東京が恋しくなり、京都まできて京都から罹災者は半額になっている汽を使って汽車賃をせしめようとする横着ものや、せっかく阪神の職業紹介所が就職させても、長続きしないで飛び出す怠け者ばかりで、その年齢も20歳～40歳と働き盛りのものが多く、子供老人は一人もいない状態。1日以降に救護所に来たものは屈強なものばかりなので、本願寺も色々紹介して就職させたものも少なくないが、中には贅沢三昧を並べ、宿屋にでもいる気で、散髪料を与えよとか着物のサイズが合わないなどと小言を並べるので、府市から出張の吏員や本願寺の係官が説諭しようとしても、かえって救護所が不親切だと横着なことをいうので係官も困惑している。	関東大震災関連記事
大正12	1923	10月10日	夕	d	地震、かみ鳴り、これからは火災繁昌の時節だ～一粒の火にも油断すなと消防賞のおじさんが曰ふ	火災のシーズンが来た。例年十月ころから年末～翌年の1・2月へかけては消防署のありがたくない書き入れ時である。田上下消防署長はいう。「日一日と冷気が増して互いに火の気が恋しくなつてきた、長い間休息を与えておいた煙突も、ストーブも火鉢もこれから一様に活動を起こす、このときに当たって市民諸君が最も注意を払ってほしいのは前年中の働きに疲れきっておる竈や煙突やストーブ又は火鉢の顔にして、そのまま使用に耐えるや否やをよくよくあらため万一酸化又は崩壊に傾きその他危険と認むるものがあれば、この際加工修繕の上使用することにしてほしい。特に大規模の学校、病院、料理屋、飲食屋、酒造家等多量の火気を一時に使用する向きは一層の注意を払ってもらいたいものである」	
大正12	1923	10月11日	朝	c	震災の影響に伴ふ京都市の損害高に千四十二万円に上る～織物類が大部を占む	大阪税務課監督局の調査によると京都市直接の震災被害は、会社48社、15,631,000円、個人は39名、479万円となっているが、その内容は商品及び建物の損害並びに売掛金の回収不能分で、いずれも被害を推定計上したものであるが、税金徴収上の関係から内輪に見積もられすぎている感がある。なお間接の被害はストックの値下がり、金融の梗塞、回収不能の増大、将来の悪影響などを見積もれば少なくとも倍以上になると思われる。これは阪神その他に比較しても重荷である。	関東大震災関連記事
大正12	1923	10月11日	朝	d	昿古の大震火災に当面して広く満天下の都人士に警告す～地震ー火事ー火の用心ー都市生活の積極的電化と水力電気	日本は世界有数の地震国家であり、他の民族より多くの地震経験を有しているはずであるが、今度の大震災において被害を大きくしたのは、世界無比の密集都市にあって建造物の構造から生活の状態にいたるまで不用意かつ不統一で、すべて虚	内外電熱器株式会社・大阪電気製造株式会社専務取締役・井上亀之助の談話 資料集に収録

京都日出新聞

年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						飾文明の濫説にばかりよりかかり、火の用心を閑却していたことを咎めないわけにはいかない。薪炭瓦斯の時代は近く去り電気の利用が二十世紀文明に貢献しつつあるにもかかわらず、原因不明の火災は一切漏電に帰し、家庭燃料の電化を好奇の奢侈物とみて因襲にとらわれている。発焔燃料を屋内におき、照明の危険を有しかつ何等安全の方途を取らないのは、二十世紀文明の一大恥辱にあらずして何ぞや。 日本は、火山地帯に属しそれゆえに繰り返された地震や噴火の影響で、いまや世界無比の水力豊富の島帝国と羨望され、かつての犠牲が転じて二十世紀科学革新の今日にあたって発電水力地点を生む天恵的地勢となって効果を発揮しつつあるのである。この電気を利用して火の用心の最終解決を図る事こそが、欧米模倣を離れた日本人たるものの天職であり、大自然が与えた一大試練である。即ち新帝都の防火地域内には爆発又は揮発性物質の貯蔵はもちろん、それらの物質をいかなる形であれ、発熱また高熱の目的で使用することを厳しく取り締まり、これに代えて電気を利用することである。絶対の耐震、火災予防は電気によってのみ期待できるのである。	
大正12	1923	10月11日	夕	d	東京の震災に鑑み京都市都市計案の根本的変更～御池と堀川を防火路幹線として二十四間幅に広築して地下に防火用大鉄管を敷設～烏丸四条東寺南方其他に大公園【京都市都市計画部府市技術者協議会】	関東地方の大震災の影響で、京都地方都市計画委員会職員は九日、府都市計画課において土木課長、府都市計画課長、市都市計画調査係長、および庶務係長、府建築課長、技師らが出席し、上職員協議会を開いた結果以下の方針を決定した。 第一、従来都市計画委員会にて決定したものを今回の事変に鑑み改廃の要なきや。 この問題に関しては、 （イ）都市計画区域に就いて （ロ）防火地域及計画路線に就て （ハ）商、工、住等の地区制に就いて 第二、従来都市計画として研究すべき事項 （イ）大公園の設置 （ロ）橋梁設備 （ハ）道路の構造並びに街路樹に就いて調査すること （ニ）電灯線及電話線全部を地下線とすること （ホ）水槽を各所に設置しこれが防火用水の配給及び其の他水路に対する用水供給等を調査すること （ヘ）市街地建設物法実施に関する諸問題 上記各点について研究すること、学校病院のごときものを統一して耐震耐火に備えること等であるが、これらの調査はいずれも２ヶ月以内に完了し、具体案を得てただちに委員会にかけられる手筈となっているが、実現に就いては法律の改廃によって少なくとも５年乃至10年以内に完成させる希望である。	
大正12	1923	10月13日	朝	d	東京横浜の惨害に鑑み教徒に消防調査会を設け人的物的共に大規模の防火設備を完成したいと中野警察部長語る	京都府警察部では関東大地震に際し、横浜東京両都市の消防力が余りに科学的文明的施設にのみに信頼しすぎていた結果、これが破壊に合うや、たちまち打つ手がなくなり惨害を一層大ならしめたことに鑑み、急遽予備消防員千名の大増員を行い、万一の場合に備えることとなった。近くこれらの新消防署員は岡崎公園で検閲式を実施する由であるが、この際徹底的に消防改善の実を挙げ近世的設備の能率増進を図るために予備的設備の方面にも一大改革を加えたいとの意向から新たに臨時京都府消防調査会なる機関を設け、官民一致で消防改善のための根本的調査を行うこととなった。	他、中野警察部長の市内の消防器具配備に関する談話あり 資料集に収録
大正12	1923	10月14日	夕	e	府消防調査会其会則	会を設ける事となったが、その会則は以下の通りである。 臨時京都府消防調査会会則 第一条　臨時京都府消防調査会は京都府知事の諮問に応じ京都府市部に於ける消防施設の改善に属する重要事項を調査審議す 第二条　臨時京都府消防調査会は左の職員を以てこれを組織す 一、会長　　一名 二、副会長　一名 三、委員　若干名	10月13日記事の関連記事

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						第三条　会長は京都府知事、副会長及び委員は学識経験ある者の中より会長之を嘱託す 第四条　会長は会務を総理し会議の議長となる 第五条　副会長は会長を補佐し会長事故あるときは其の職務を代理す 第六条　臨時京都府消防調査会に幹事長一名幹事若干名を置く 第七条　幹事長は京都府警察部長　幹事は保安課長消防課長及保安課勤務の消防事務主任者を以て之に充つ 幹事長は庶務を管理し会長副会長共に事故あるときは其の職務を代理す 幹事は幹事長の命を承け庶務に従事す 第八条　会長は必要に応じ本会を招集し其の決定したる事項の実行に付京都府知事に答申することを得	
大正12	1923	11月10日	朝	a	貸座敷の火事	9日午後5時26分頃、市内上京区鍋町六軒町西入4番町貸座敷・田村ふく方の押入れから出火したが、大事に至らず同35分に消し止めた。原因は調査中。	
大正12	1923	11月23日	夕	b	堀川氾濫に伴ふ治水善後策陳情～下京三十四学区から市長へ	市内下京区三十四学区（壬生、松原豊楽）内は、堀川下流氾濫が、毎度区民間の問題となり当局に改修を迫るところなるも、なにぶん市計画課と密接な関係のあることであり、すぐには要求も容れられず市当局はなんらの臨機の処置すらとらないという状態であるので、学区代表者は22日市役所に市長を訪ね、学区各町代表者21名のの連盟による陳述書を提出した。陳述書では、堀川の西院用水路分岐点を改築し、同川下流を改修し、四条通りに沿う川床を適当に掘り下げれば、四条通南北の被害を除去できる。また三条通北側にある旧用水路を改修して西へ流下して西高瀬川へ放流させれば三条通南北の被害を除くことができるとし、また二条駅西部その他の被害箇所は適当に排水疎通方法を講じることなどを求めた。	
大正12	1923	11月27日	朝	d	伏見の防火水道問題～十万円の経費の支出難で～町当局者頭痛の種	伏見町では防火水道施設がないため2、3年前この設備につき問題を起こし、これについて審議中であったが、最近また防火水道設備の急が訴えられており町当局では防火水を疎水ダムより引水する必要上、市役所に施設調査を依頼していたが、当初予算34万円の見込みで、某酒造家が3万円の寄付をし、それによって実行するはずだったものが、このほど市当局の調査報告によると別に諸経費10万円弱を要することとなったので、今更の如く町当局も狼狽し、予算の上に錯誤を生じるに至った。26日午前9時より伏見町役場にて、調査委員会を開催し防火水道施設問題につき審議したが、この問題は予算の都合上実現には相当論議を呼びそうである。	
大正12	1923	11月28日	夕	a	放火らしい～紙屑車から発火	27日午前1時半、市内下京区六波羅南門通入ルの上山まつ方表軒下の紙屑荷車から発火し、屋根裏に燃え移ったのを家人が発見して消しとめたが、原因は放火らしく松原署で取調べを進めている。	
大正12	1923	12月1日	夕	d	伏見の防火協議～伏見署の召集	伏見署では、1日午後1時より同署内で紀伊郡内消防組頭を招集し消防組員の訓練、消防方法、自警自衛方法の研究、その他消防出初式等について協議する。また。、郡部内における昨年の火災をみるに、火災数19回、大事に至らず初期に消し止めたもの10回、全焼9回であり、そのすべてが各自の不始末からおこっていることから、一般民への注意も試みるはずである。	
大正12	1923	12月2日	夕	a	女中部屋から出火	1日午前10時20分頃、衣笠白梅町3丁目マキノキネマ撮影所隣、小林ともの別荘女中部屋から発火し、同35分、女中部屋だけを焼いて鎮火された。原因は失火であるが、目下西陣署が取調べ中である。	
大正12	1923	12月9日	夕	d	防火宣伝デー～お互いに火の元用心充分にきをつけませう～十一日より三日間	府警察部では、関東震災以来その惨状にかんがみ防火思想の涵養を極めて緊要とし、普及の貫徹に努めているが、火災季節ともいうべき冬季に入り、いっそうその必要が迫ってきたので来る11日より3日間を防火宣伝デーと定め、市郡警察署協力の下に市郡一斉の大宣伝を行う。 その方法としては、	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						消防協会考案の大型五度刷ポスターを警察署、派出所、駐在所、消防署、小学校、理髪店等に掲示すること。 同じく最近五年間の火災度数損害額等の統計及び標語及び宣伝ビラを市内の戸毎へ配布 工事現場、劇場等、人の集まる場所の管理者に対して、非常の場合の避難方法等について研究せしめ、かつ非常口は有効に使用しえる様に督励すること 発火性物品等危険性物品取扱者については、特に火災予防上必要なる注意を与えること 以上の様な宣伝を行うはずであるが、特に児童の弄火による火事が多いことに鑑み、小学校教員から児童に対し防火予防の知識を啓発してもらうようにする。	
大正12	1923	12月12日	夕	d	今日から三日間「防火の親玉」が自動車飛して大宣伝〜「火の用心」…「火の用心」	本日から３日間防火宣伝を行うことは予報のとおりであるが、市郡各警察ではポスターの掲示に、宣伝ビラの配布に自動車行列にそれぞれ宣伝に着手した。防火の親玉たるしない上下両消防署では消防自動車に標語や「火の用心」の文字を朱書して、署長以下午後１時頃から諸所で防火講演を試みた。	９日に関連記事
大正12	1923	12月14日	夕	a	小火	13日午前９時半頃、東桐蔭二条上ルの寒暖計製造業・川越正勝方から２階奥の間６畳から出火したが、歌人がよって消し止め大事には至らなかったが、原因は職業用のガスコンロからであると。	
大正12	1923	12月14日	夕	a	南座裏の火事	13日午前10時10分、市内下京区川端四条下ル貸座敷業・村井きの方から出火したのを、所轄松原署荒木部長が部下とともに駆けつけ、消火に努めた結果、大事には至らず鎮火した。原因は灰に火気があったためであるが、同所は目下顔見せ興行中の南座の隣であったため、一時混乱をきたすこととなった。	
大正12	1923	12月17日	朝	d	堀川下流治水に関し下京三十五学区民の陳情	下京区第三十五学区連合衛生組合は、拡張衛生組合長40名が連署した陳情書を携帯して市長を訪問。堀川下流氾濫による困難を説明し、これの改修を求めた。	
大正12	1923	12月19日	夕	a	小火	17日午前９時、市内醒ヶ井通四条上ル藤西町張物商・長谷川次郎方裏仕事場南側にて職人が揮発油を温めんとしたところ、誤って出火したが大事にならず消し止めた。	
大正12	1923	12月20日	夕	d	京都府会連帯会〜地震研究所設置意見書並に生糸輸出に関する意見書提出可決〜追加予算委員付託	府会連帯会は19日午後１時40分開会した。この中で国立地震研究所諸説利に関する意見書を上程し、満場一致で可決された。	
大正12	1923	12月23日	朝	d	市明年度予算に堀川改修費を十五万円計上した	数年来の懸案となっている堀川治水問題について、既報した第三十五区よりの陳述書もあり、大正13年度予算に15万円が計上されることとなった。当初土木当局は、３ヵ年35〜６万円を投じ、可及的完成した工事を行いたい意向であったが、市長は都市計画の将来より考慮して、一面下水問題関係よりさしあたり一部の改修を企画するにいたったものと思われる。府下紀伊郡上下鳥羽両村の堀川下流沿岸地域では、これによってかえって氾濫被害を甚大ならしめないかと危惧している。	17日の関連記事
大正12	1923	12月27日	朝	d	消防設備の貧弱な京都	自分は京都に赴任してまだ２ヶ月内外だが、京都に来て感じたのは、消防設備の貧弱さであり、六大都市中最下位なのは遺憾なことである。名古屋市では78台の自動車ポンプがあるのに京都は僅かに３台という現状だから明年度の予算には１台増置の案をたて、府会の協賛を得たので近く４台となるが、京都は国宝級の建造物が多いのと反比例して消防設備の貧弱なのは寒心に堪えない。ことに川東方面には大伽藍の殿堂が甍を並べているのに、この方面に消防機関がないのは心細い限りである。一日も早く消防の施設を整えると共に、高所にある大伽藍へ少なくとも自動車の通ずるぐらいの道路を造るのが急務であろう。火事とか震災ということは何人も予想することが出来ないのに、京都は昔から火事が少ないと楽観して、施設を整えないのは、甚だ危険である。この意味からみて、消防調査会なるものを今少し活用したいものである。	川端府警察部長談 資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正12	1923	12月29日	朝	a	炬燵から	27日午後11時10分頃、上京区今出川通七本松西入真盛町神祇祈祷業・加藤安吉の表２階から黒煙が出ているのを付近の人々が発見し、協力消防に努め、大事にならず消し止めた。原因は安吉の内縁の妻が炬燵に火を入れ布団を覆ったまま、用事中に火がでたもの。	
大正12	1923	12月29日	朝	a	小火	27日午後５時40分頃、市内下京区本町19丁目・新道ふさ方奥４畳半の間から出火したが、消防署出動し布団１枚を焼いたのみで消し止めた。原因は炬燵の火の不始末。	

京 都 日 出 新 聞

年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事（要 旨）	備　考
大正13	1924	１月１日	夕	a	珍妙な小火に怪火	歳末29日から31日までに７、８件の火事があった。大抵は火元不始末が原因だが、中には宮川町娼妓が客と同衾中にコタツを踏み返したまま熟睡。布団や畳まで燃えだしたのに驚いて目を覚ましたという「滑稽火事」もあった。またコタツを入れて家人が外出した後に出火したケースもあった。また30日午後11時５分、佛光寺坊城入吉田徳三郎物置から出火した火事は、物置から出火したのが怪しいとして所轄署が取り調べ中。	
大正13	1924	１月３日	夕	a	十五の少年焼死す～二戸全焼の火事	２日午前０時50分、千本松原上る二谷友禅工場にて出火。北西の風に煽られて隣家・佐藤英一方へ燃え移り、この２戸を全焼。さらに南に飛び火、藤井藤一方と西村亀吉方も巻き込んだが下消防署により両戸を半焼して、午前１時半に鎮火。この火事で佐藤英一方の雇い人　池本太七（14）が焼死。原因及損害は取り調べ中。	
大正13	1924	１月３日	夕	a	天井を焼く	１日午後５時47分、下京梅小路大宮東入るの蹄鉄工・久田菊造方の４畳半から出火。　天井を燃え抜き、炎が上がったのを近隣住民が下消防署に連絡、鎮火された。漏電から板塀に火が移ったと思われる。	
大正13	1924	１月４日	夕	e	大手術を要する難病人の京都ー淀川大運河を作れ	京都は大手術を要する大病人であり、このままでは死にゆくのみである。京都が今日大阪・名古屋におくれを取るのは運輸交通上の僻地にあることが原因である。これを解決するためには淀川大運河以外に無い。ロンドン・ハンブルピ・名古屋・広島どれも運河をもつのであり、京都経済にも淀川大運河断行の他方策なし。	京都瓦薪常務三浦一の署名記事。 水利関係なので念のため収集。
大正13	1924	１月９日	夕	a	下ではドンチャンー二階は丸焼	７日午後９時50分頃、新魅屋町仁王門下る大菊町128番地北川かよ方２階より出火。同宅２階を全焼し、奥村平之助方に燃え移り同宅２階も半焼。10時半に鎮火された。原因は北川家では数名の来客で宴を催しており、２階に用達しのため蝋燭を持って上がったのをそのまま置き忘れ、これから出火したもの。	
大正13	1924	１月14日	夕	a	小火	13日午前７時頃、府下宇治軍山科村宇西野鐘ヶ淵紡績会社山科絹布工場宿舎２階６畳の押入れから出火し、内部の周囲及び屋根裏を焼失し、同７時20分に鎮火。原因は煙草の吸殻と思われる。	
大正13	1924	１月24日	夕	a	昨夜半新京極の大火に焦土化した歓楽の巷～松竹劇場明治座より出火して盛場目貫の場所を焼く	22日午後11時40分新京極六角通北角の松竹劇場明治座から出火。火は付近に延焼し、西の隣家を焼いた。さらに火は西南風に煽られて西南に飛び火して河原町の立誠尋常小学校の全教室を焼いた。一方、明治座の前方にも燃え移り、裏寺町西山派本山誓願寺の本堂を残し、法丈客殿を焼き、安楽寺の東北方に延び、同寺も一時危機に瀕したが、消防隊により消し止められた。京都座、夷谷座も奇跡的に類焼を免れた。完全に鎮火したのは午後三時過ぎであった。損害は明治座40万円、立誠小学校15万円、誓願寺９万円などあわせて100万円にのぼる。 **【立誠小学校の宿直教員御真影奉還～臨機に市役所の正庁へ】** 同小学校の宿直教員は、軽々に御真影を持ち出しては、不敬になると考えて様子をみていたが、０時20分頃になって火が迫ってきたので、御真影を捧持して市役所の正庁に安置して学校に戻ったところ既に校舎の大半が燃えていた。 **【誓願寺の宝物は助かる】** 誓願寺は本堂釣鐘堂宝庫がが焼け残り祭持つ全部を取り出した。 **【老婆の焼死～火中に引き返し】** 松ヶ枝町竹原ひさ方津守きぬ（81）は、火事と知り一旦屋外に避難したが、何ものかを取り出そうと戻った所、焼死した。	(続き) **【善後策バラック建てか～教室を借るか】** 火事にあった小学校で大半の訓導が駆けつけ、軍人分会会員・同窓会会員らと協力して本館の書類などは無事であったが、14教室のすべてを焼失したので、23日午後２時から学区会議を開き、その結果によって職員会議を開いて善後策を検討する。23、４日は休校。 (備考) 関連記事を一覧にした。 【　】内は小見出し。 他、以下に被害情報記事あり １/24朝刊 「負傷者～十四名あつた」 同「命カラガラ逃げ出して～類焼の家は丸焼け」
大正13	1924	１月24日	夕	a	火元の明治座は損害四十万円に上る～今度で四度丸焼となった	出火の第一発見者、明治座の中林佐太郎によれば、同座北裏西手から発火したというが、出火の原因は漏電とも言い、閉業後の火鉢の不始末ともいい諸説入り混じっており、座員を取り調べ中。明治座はかって常盤座時代にも全焼したことがあり、火事は今度で四度目。火に呪われた劇団である。 **【百名の座員が裸一貫に～焼け出されて思案投首の俳優連～六つの狂言の衣装は灰】**	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						焼失した明治座では百人が焼きだされ、さしあたり一座はどうするのか午前中には何も決まっていない。 **【松竹の重役会～けふ各座休む】** 松竹合名社では、１日の休業を決めた。	
大正13	1924	１月24日	夕	e	消防署の大活動～水の手が悪くて困った【田上下消防局長の談】	火を失したのは11時45分であったが、通報が遅くかけつけた際には既に明治座は全焼していた。京都として稀有な大火でありこうした事態に実感するのは何より水圧、機械の不足。市民にも一層、消防思想を学んでほしい。	
大正13	1924	１月24日	朝	a	劇場の火事に縁の深い火の玉小僧の静間～常盤座時代に四度まで出火し入り口を南に改装した明治座	焼けた明治座は前身常盤座時代にも火災を起こしたことがある。今から24年前の明治34年６月５日、宇治縣祭の夜漏電から出火し同座を全焼。眼鏡湯にも燃え移り、表通りでは真向かいの料理屋丸萬、その隣の玉突き屋にも延火した。この時の改築で、明治座は入り口を南になおして明治座となった。この頃は静間小次郎が大変な人気で一年中興行を打ち続けるほどであったが、火事と縁が深く34年の出火まで四度も火を失したというので、「火の玉小僧」とあだ名されて怖がられた。小屋の付近の民家はいつでも逃げ出せるように準備していたという珍談もある。	
大正13	1924	１月24日	朝	a	非常時に於る水兵の義勇	立誠校が本館の類焼を免れたのは奇跡的なことであったが、これは立誠校が明治座の延焼にあった際、水兵約30名が京極で観劇の帰途、火事と聞くや将校が30名を指揮して同校に駆けつけ、命令の下に教室と本館との渡り廊下を取り壊し防火に尽力したためという。	
大正13	1924	１月24日	朝	a	奇跡的に焼失を免れた誓願寺の「本堂」此前の火災にも不思議に逃れた～大火の前日に引越した家	誓願寺は明治44年の大火の際にも、本堂だけは奇跡的に焼け残っている。	
大正13	1924	１月25日	夕	e	学校に防火栓設備をのぞむ	御池校学務委員船橋氏は立誠校の類焼に鑑みて以下のように述べた。 「学校のような大建築物の火災は到底人力では如何ともしがたいので、我が御池校のように水道防火栓を設置して、火事の際には直ちにホースをしかけて消防隊のくるまで応急の活動をしなくてはいけない。この件は具申したこともあるが設備のない学校は一日も早く設置を勧める。」	
大正13	1924	１月25日	夕	a	炬燵の火から	24日午後８時半頃、市内島原口２丁目下ル夷子馬場町22・岡本久三郎（31）方で、同人不在中の二畳間の炬燵の火気が布団に燃え移り大事となりかけたが、隣家の人々がかけつけて消し止めた。	
大正13	1924	１月25日	夕	a	新京極の大火について～消防危惧の不備を痛感したと当局の弁明【清水府保安課長談】	22日の大火は50戸を灰燼に帰し、焼死者１名、重傷者３名を出す京都では未曾有の大火であった。この火事をここまで大きくした最大の原因は、消防器具の不十分、たとえば延焼にあたってポンプの方向転換が円滑に行われれば、被害を縮小できたがこれが不可能であった。以下保安課長談。 出火の直後に明治座はすぐに知らせず、自分たちで消し止めようとしたために、駆けつけたときにはすでに被害が広がっていた。備え付けの自動車ポンプ３台全部出務して消火にあたったが水道防火栓が防火専用でないから10本の水道口を開けると、水圧が減って完全に防火の目的を達する事ができず、小学校や寺院に燃え移ったときは、決死の覚悟でなんら破壊用の器具を用いず、破壊消防の手段を講じ、小学校や河原町の延焼をふせいだのは無風のおかげもあるが、消防隊員の努力によるところが大きかった。今回の大火の原因は次の３つと考えられる。 一、失火当初に消防署へ知らさなかったこと。 二、京都市内に火災報知機の設備がないこと。 三、消防器具機械の設備が不十分であること。	
大正13	1924	１月25日	夕	a	全焼は四十二戸～此損害百五万二千六百円～京極大火の後調査	24日も早朝から新京極の火事跡見物人が多かった。既に罹災家屋もあったが、板囲いもせず、灰かきに余念のない家族もあった。所轄五条署の調査によると全焼42戸、半焼２戸、約３分の１焼失１戸、合計45世帯であるが、２世帯の同居があったから47となる。損害は１,052,600円。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正13	1924	１月25日	夕	a	炬燵より発火	24日午前９時半頃、東七条下ノ町下駄直し職松浦栄次郎（29）方より発火したが、家人が消し止めた。原因は栄次郎の内縁の妻の不始末。	
大正13	1924	１月25日	夕	a	猛火と戦ひ重傷を受けた三人の消防員	新京極大火事について、消防隊の活動は目覚しかった。下消防署所属の３名は重傷をおい、東山病院に入院中だが、京都消防署からも見舞金がおくられた。	
大正13	1924	２月２日	夕	o	明治座を再興する～松竹が府当局の指示を受く～今度は鐵筋混凝土で	先月22日の京極火災の火元となった明治座が、その再建に府保安課と建築課へ出頭して構造等について指示を受けた。劇場建築の取締規則に則り不燃性の鉄筋コンクリート作りで、三階建てになる見込み。周辺では反対の声が上がっているが松竹側は押し切るだろうと噂されている。 **【種々の非難に～松竹側の釈明】** 世間では、松竹が被災者に見舞いを怠ったと言われているが、松竹では社員が非難先を回って見舞いをのべ、立ち退き場所のない人には京都座を開放して収容し、負傷した消防手にも慰謝を行った。類焼した立誠校にも京都座でも大谷家の別荘でも使用せられたいと申し込んだが先方に謝絶された。	
大正13	1924	２月４日	夕	a	ストーブの被が衣類に移り～小学生の「生不動」（ママ）人事不省の火傷を負う	31日午後２時頃、宇治笠取村字二尾農繁三郎孫井戸善一（８歳）は同郡炭山村尋常小学校でストーブの火が燃え移ったため大火傷を負って人事不省に陥った。親と学校が協議内々府立病院に入院させていたのを警察の知るところとなり目下受け持ち教員を取り調べ中。	
大正13	1924	２月４日	夕	a	炬燵から出火～幼児無残の焼死	１日午後２時、宇治郡笠取村字四笠取小字相月照三郎二男村上照哉（２歳）は、炬燵から発火した火事のために焼死した。家人は全員外出していた。	
大正13	1924	２月６日	夕	a	妙蓮寺を焼く～住職不在中に	４日午後４時半頃、紀伊郡上鳥羽村字上鳥羽妙蓮寺から出火し同寺を全焼した。原因は住職夫妻が火鉢の火の不始末から、夫妻の外出中に出火したもの。被害は26,500円。	
大正13	1924	２月６日	夕	a	五円位の小火	５日午前２時半頃、市内錦小路滝鳥丸西入ル小田善之助方から出火し、隣家小泉和緒方を焼いたが家人が発見し、直ちに消し止めた。一時は消防隊も出動する騒ぎとなった。原因は小田方女中中田きよ（20）が焜炉の火を床に飛び火させたため、損害は５円。	
大正13	1924	２月14日	夕	a	紙乙の昼火事～二階座敷から	13日午前10時半頃、市内下京大和大路通り新橋東入る祇園乙部貸座敷業和泉まつ方表２階横手座敷より発火したが家人が発見し消し止めた。原因は炬燵の不始末。損害約200円	
大正13	1924	２月14日	朝	a	類焼四十七戸へ一萬円～松竹より追加見舞金提供	明治座の出火で類焼した47戸に対して火元の松竹合名会社では３千円を見舞金として贈っていたが、この額に被災者側は不服であり、９日に新京極の六角隅の町会議所で双方の交渉委員最後の交渉の結果、前額に１万円を上乗せすることとなった。	
大正13	1924	３月５日	朝	a	火事二ヶ所～上京と伏見	▲２日午前、紀伊郡伏見町字堀詰インキ製造行中井清太郎の工場より出火。工場の一部を焼いたのみで鎮火された。 ▲同午後７時20分、上京区紫野今宮町飲食店長谷川文次郎宅２階より出火し同40分頃に鎮火。原因は炬燵から。損害約20円。	
大正13	1924	３月12日	朝	a	油屋の火事～隣家に延焼～	11日午後０時半頃、御前通り三条上る船塚町18番地油製造業加藤時三郎方から出火し同家工場および納屋を全焼して、南隣小谷弥三郎方の乾燥工場に燃え移り、同工場２棟を焼き、さらに隣の大沢佐吉方工場を半焼した。損害は約２万円。	
大正13	1924	３月18日	夕	a	炬燵の火から	17日午前０時、市内下京区高台寺何門通東入る青物業・清水政三郎宅奥の間より出火したが、近隣の者が発見して鎮火。大事には至らなかった。原因は炬燵の火気が強かったため。損害は約10円。	
大正13	1924	３月18日	夕	a	豆腐屋の小火	17日午前１時半、吉田下大路町42豆腐商・久保庄二郎方より出火したが、家人がすぐに気付き鎮火。大事には至らなかった。原因はかまどの残かすに引火し、鍋の中の油に火が移ったもの。	
大正13	1924	３月26日	朝	a	山科御陵の火事～竹内燃糸工場焼く～損害は約二万円に上る	25日午後１時半、府下宇治郡山科村字御陵竹内撚糸工場より出火。工場三棟を焼失。２時20分に鎮火した。損害は約２万円に上る。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正13	1924	3月30日	夕	a	岡崎の朝火事～一戸全焼した	29日午前6時20分、市内岡崎町北御所町図案家山鹿健吉方より出火。同家を焼失。原因究明中。	
大正13	1924	4月3日	夕	a	神泉苑の朝火事～蓄音機屋焼く	2日午前5時10分、市内御池通神泉苑角・時計屋及蓄音機商・和田駒吉方より出火。上消防署と西陣署が出動して、強風の中、6時には消し止めた。原因は駒吉が5時頃時計の修繕場で煙草を吸った際のマッチの火が一升入りの揮発油に引火し、傍らに積んであった蓄音機のレコードに燃え移って猛火となったもの。死傷はなかったが、損害は9千円以上。商品家財には5,500円の火災保険がかかっていた。	
大正13	1924	4月3日	夕	a	百八十羽の家鴨を丸焼～提灯を取落として	1日午後8時半頃、府下宇治郡山科村字札の辻・片岡卯三郎方所有地に下京東七条の井口馬吉がアヒルを飼っていたが、同人長男寅蔵が提灯を持ってアヒル小屋に行ったところ転倒し小屋の藁くずに引火。このため小屋全体が焼けアヒル108羽は全て焼死した。午後9時鎮火。	
大正13	1924	4月11日	朝	a	北舟岡（ママ）の火災～一戸を全焼す	10日午後3時14分、市内健勲神社境北船岡町・北岡兼蔵方より出火。同家を全焼したが、火災専用電話をもって上消防署に通報したため消防署出動し約30分で消し止めた。原因調査中。	
大正13	1924	4月22日	夕	a	京都駅の構内で客車燃える～煙草の吸殻らしき火を残し～ボギー車二両焼く	21日午後8時40分、柘植を発した1501号旅客列車が約20分間遅れて京都駅に到着し南洗い場傍の第七番留置線に入れておいたところ、午後11時頃、5両編成の中央に連結してあった二等ボギー車から出火。後部の三等ボギー車にも燃え移らんとしているところを野口改札係が発見し夜間勤務中の駅員の大半がかけつけ消防に努めたが、第七番線付近には多くの客車を留置してあり類焼の恐れがあり、また猛火を上げる二両車の前後には三両の客車が連結していたため、乗務員らは猛火を浴びつつ切り離し類焼を防いだ。下消防署からはポンプ車3台がかけつけたが線路に阻まれて進退ままならず南側の九条に迂回し、そこからホースを向けて午後11時25分に鎮火した。原因は調査中だが、焼け跡から推察して乗客が窓ガラスの間に入れた煙草の吸殻から発火したものと思われる。被害は1万円程度。	
大正13	1924	4月22日	夕	a	菓子屋の怪火	21日午前3時40分頃、油小路通三哲下る菓子製造業吉田安五郎方表入口の暖簾が燃えているのを隣家のものが発見し直に火を消し止めた。付け火の恐れがあるので堀川署で目下取調べ中。	
大正13	1924	4月23日	朝	a	伏見の小火	21日午後4時頃、伏見町貸座敷商佐倉つね方炊事場煙突より出火。屋根裏約1坪を焼いたが、家人が発見し直に消し止めたので大事には至らなかった。	
大正13	1924	4月23日	朝	a	放火魔の所為か～客車焼失事件	最近各所で謎の出火が続いている。21日夜3時40分にも菓子製造業吉田安五郎方が放火された。21日夜に京都駅でボギー車が焼失した事件も放火と見られることからに2～3人組の放火魔が夜間市内を横行し、無差別に放火しているものとみて調査中である。	二十二日の関連記事。
大正13	1924	4月24日	朝	a	揮発油に引火	23日午前10時20分頃、市内醒ヶ井佛光寺上る糊置き業・内藤音吉方居宅の裏の縁側に置かれていた揮発油から出火したため、下消防署が出動し消し止めた。原因は1間ほど離れた竈に火をたいていたのが、揮発油に引火したもの。損害は約500円。また音吉はこれを消そうとして顔面に火傷を負った。	
大正13	1924	4月24日	朝	a	市内小火三件	▲23日午後2時47分千本頭高野北側二番地牛肉業藤木みし方の板塀から発火したが、近所の人々が寄り集まって消し止めた。原因は子どもが竈で大きな火をたいていたため。 ▲23日午後2時10分京都電業東九条変電所から変圧器の試験中スイッチを入れ違ったために発火したが直ちに消し止めたため大事に至らなかった。 ▲23日午後6時18分、市内壬生通り丹波口下る悉皆屋中川捨吉の工場から出火したが直ちに消し止められた。原因は同工場で使っていた揮発油に誤って炭火が入ったためこれに引火したもの。損害は軽微だが職人細川寛次郎が顔面と右手の甲に火傷をした。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正13	1924	４月26日	夕	a	合羽家事～悪戯の放火か	25日午前６時40分、下鴨下河原町合羽製造業林重吉が合羽２千枚を乾燥している加茂川出雲路橋東詰北の貯蔵場から出火し合羽を全部焼失した。原因は何者かの放火とみられる。損害は240円程度。	
大正13	1924	４月26日	夕	a	紙屑屋の火事～火鉢の火から	25日午前９時20分頃、仁和寺街道七本松西入る二番町紙屑屋・辻井松次郎方表４畳半の火鉢から出火し、障子に燃え移り天井を焼き抜いたが、近所の人々が集まって消し止めた。損害は約60円。	
大正13	1924	４月28日	夕	a	先斗町の火事～阿鼻叫喚の歓楽世界～場所柄非常の騒ぎ	27日午前１時15分、先斗町三条下る若松町141番地貸座敷業八幡屋こと西村ふく方表２階４畳半座敷の押入れ付近より出火。同家南隣の貸座敷業・卯月こと寺井鉄三郎方45坪を全焼し、北隣なる貸座敷業末の屋こと斎内きよ方奥２階６坪、西隣なる小間物商泉小三郎方２階約２坪を半焼して１時50分頃鎮火した。死傷者はなし。原因及び損害は取調べ中。 先斗町は昔から火事のないのが自慢の土地で古老もかつてしらないと言っているほどだが、いざ火事という時には遊郭地帯のため、遅い時間にもかかわらず営業中の店が多く右往左往する美人連、近所の野次馬、さらに見舞い客等が多数入り込み混雑を極めたため一時は危険視されたが、水の手は加茂川と高瀬川を両側に控えて直ちに駆けつけた上下両消防隊の努力により大火にならず消し止めた。	
大正13	1924	４月28日	夕	o	天候観測に無線電信を利用～那覇から中央気象台へ	**那覇から中央気象台へ**　沖縄の気候は関東地方の気象を観測する上に於いて密接な関係があるのに従来那覇気象台では有線電報で中央気象台に報知していた。然るに鹿児島～那覇間の海底電線は現在も40日にわたって不通となっている様に、何かに事故が多く、長いときは半年も使用できないということが度々あった。そこで中央気象台ではこの重要な気象通信を構内にある無線電信で、直接那覇無線電信局より通信を受ける計画を立て、逓信省と交渉していたが、この度許可が出たもの。わが国の気象観測において一大革命ともいわれている。 **此頃良く当る予報～海底電線の故障も知らぬ顔～捌けた逓信省の好意**　今回の無線利用について藤原博士は語る。「無電で観測できるようになったのは大変な便利である。わが国の気象を観測する上においてどうしても琉球方面は度外視できない。最近の予報が割に的中するのも無電の賜物である。尽力された逓信省の三宅電信課長に感謝している」と（東京）	
大正13	1924	４月30日	朝	a	先斗町の火災について(上)～	火事となった先斗町はこれまで火事がなかったということで知られるというが、我々からすれば危険な場所である。大正11年５月22日、大正12年６月11日にも火事がおこっており今回の火事で自分が就任してから３回目である。先斗町には火事がない、という話はこれで裏切られた訳だから十分の注意を要するとともに、万一の場合の対策が必要である。現在の道幅では非難も困難、物品の持ち出しも困難―したがって消火活動も困難である。	下消防署所長の署名記事。（下）は五月一日に掲載。資料集に収録
大正13	1924	５月１日	夕	a	テレメン油に引火して小火	30日午前11時58分、烏丸一條上る・川林長三郎方の裏より出火したが、近隣住民により鎮火された。原因は同家裏塀のそばでマッチの加工液テレメン油を煮沸中誤って引火したもの。	
大正13	1924	５月１日	朝	a	先斗町の火災について（下）	三條から四條の間には四個の防火栓があるが、現場の混雑のためいずれも使えなかった。また東裏側には加茂川の支流があり水も相当に流れているが、ポンプを入れられないため水源としては使えなかった。高瀬川は最も重要な水利であったが、水深が浅く川底を掘らねばならなかった。もし東風でも出ていたら西側も全焼していたであろう。 緊急時に防火栓有効を有効に使う為にも、鴨川の支流の水を使える様にする為にも、上は三條下るから、下は四條大橋の西詰めから、それぞれポンプが入る位の道を拡張し、西は木屋町に通じる路地を拡張する必要があると思われる。そうすれば町内の不安を去り、累を付近に及ぼさない。また高瀬川には、火災時に使用するための施設が必要である。	４月30日記事の続き 資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正13	1924	5月1日	朝	a	蹴上の火事〜作業場から出火	30日午後8時10分頃、蹴上水洗場事務所建築のために設けていた作業場から出火。建築用材を焼失して8時半に鎮火された。原因は調査中だが、石炭からと思われている。	
大正13	1924	5月4日	朝	o	けふの大雨	2、3日前から暑さが増してきたが、2日夜から空はどんより曇って雨が降り出した。3日朝になっても益々ふりしきり近頃にない大雨となった。これについては京都測候所の午前10時までの観測では24ミリメートル8で一坪あたり4斗5升4合の雨量である。	
大正13	1924	6月4日	夕	a	酒精から小火	3日午後3時37分、下京区坊城下る・工業用薬品商・森茂守方西側の倉庫より出火したのを隣人が発見し消し止めた。原因は雇人横田金次郎がアルコールを取り扱い中誤って酒精に引火したもので、損害は軽微。	
大正13	1924	6月18日	朝	a	教業校の小火	17日午後1時25分、姉小路大宮入る教業尋常小学校炊事場より発火したが、一部を焼いて直ちに消し止められた。原因及び被害は不明。	
大正13	1924	6月22日	夕	a	洋服屋の小火	21日午前3時15分頃、寺町御池上る洋服商・長屋芳太郎方の中の間階段の下の物置から出火し、その一部を焼いた。家人が発見して消火。	
大正13	1924	6月23日	夕	o	梅雨には雷が少ない〜あてにならぬ昔の俗説京都測候所の観測	昔から俗に梅雨は雷が少ないといい、また梅雨上がりには雷がなるといわれている。調査上、6月10日〜7月13日迄を梅雨期として前記俗説の如くなるかを調べたところ、明治37年〜大正12年迄20ヶ年の京都測候所の観測に依って見るならば、多い時は大正7年の7回、5年の5回、39年・4回、10年の4回、其の他は1〜2回の観測であった。平均は2.5回であり、比較的雷が少ないというのに適合している。 では、雷の多い少ないによって何が相違するかというと、多い年は梅雨の温度が比較的高温日照時多く降水量は多量であるが、少ない時はその逆であった。次に梅雨明けの雷鳴であるが、これは前記20年において雷鳴とともに梅雨が明けたのが12回、雷鳴の無かったのが8回でありあまり信頼できない説といえる。	
大正13	1924	6月23日	夕	a	深夜竹屋町の火事〜火の気のない二階から出火〜損害五万円にのぼる	22日午前1時10分頃、市内竹屋町高倉西入る糸物商・岩崎安太郎方から出火。同家を全焼して、東隣白米商・野村栄吉方及び西隣雑貨商・富田邦彦及び尾崎弥太郎の三戸を半焼したが、上消防署、竹屋青年団、在郷軍人らにより午前3時消し止められた。原因は普段火の気のない2階からの出火でもあり不明との事であるが、目下取調べ中。損害は全てあわせて5万円に及ぶ模様で近年に無い大火であったが、人畜に被害はなかった。	
大正13	1924	7月8日	朝	o	今月中降らねば大旱魃を免れぬ〜植付だけは辛く終つた	府下の稲苗作付は山城方面を主とする約5千丁歩が取り残されていたが、多少降雨をみたので辛うじて植付けだけは終わった。雨量不足のため池水を利用した結果各方面の池水は既に六分どおり利用され約四分を残すのみとなっており、もし今月中も旱天が続く場合、府下の稲作は到底期待を持つことが出来なくなり激烈な水争いを誘発する恐れがあるとして当局も危惧している。	
大正13	1924	7月8日	朝	a	材木屋の小火	7日午前0時半頃、市内下京区七条新寺町西入の材木屋町470番地・材木商・伊藤安二郎方より出火。家人が発見し雇人と協力して丸太3本を焦がしたのみで鎮火した。	
大正13	1924	7月10日	朝	o	此分で旱天が続くと一部断水するかも知れぬ〜昨今の上水使用量四十万石以上大分水源が怪しくなつた	昨今の暑さは近年まれに見るものだが、上水の使用も多く市民一日の使用量は275万立方尺に上る。このまま旱天が続くと祇園祭の時分には市内の高い場所で一部断水が見られるかもしれない。奈良市では上水の使用が激増した結果、6日夜から断水している。京都は水源が豊富で全面断水の様な事はないが、なるだけ井戸水の有る家は洗濯や散水にこれを利用するなどして節水に努めなければならない。	
大正13	1924	7月11日	朝	o	明治十四年測候所創立以来未曾有の旱魃〜梅雨期を通じて雨量僅かに三九粍（ミリ）平年雨量の一割四分　京都府立測候所発表	京都府での梅雨は6月中旬に始まり7月上旬に終わるのが普通であるが、本年は梅雨期中の気象実況を調査するに梅雨期中の総雨量は僅か39ミリで平年の1割4分程度に過ぎず、又降水日数も僅か8日で平年の半分である。これは測候所が設置	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						された明治14年以来のこと。又本年の日照時数を見ると269時間を算し、これは平年の４割増の多照である。	
大正13	1924	７月12日	朝	a	田中の小火	11日午前７時頃、上京区田中大堰町18番地に目下建築中の中塚久吉新築家屋内鉋屑から発火したが、大工その他付近の者駆けつけ防火に努めた結果鉋屑及び床板４枚を焼いたのみで大事に至らず消し止めた。損害は10円。原因は大工松田小太郎のマッチの不始末から。	
大正13	1924	７月16日	夕	a	旱天に火を失し十一戸全焼～今暁松原通新町の火事～場所柄大混雑を極む	15日午前３時50分頃、市内松原通西入る・竹産株式会社 主任・岡本輿三郎方から出火。同家雇人が発見し、新町通高辻五條署巡査派出所へ連絡、署員が直ちにかけつけたが消防署員が来るのを待つうちに隣家に燃え移った。上下消防署から現場に急行したが折からの旱天のため被害が大きくなり鎮火したのは午前５時であった。所轄五條警察署では関係者７、８名も引致して取調べ中。	
大正13	1924	７月16日	朝	o	余りに水道を使ふと京都でも断水する～夕刻の五時から八時が危険～昨今の使用量四十二万石	近年稀有の旱天のためあらゆる方面で水の使用が激増しており、一般の飲用水から散水、風呂その他工業用にいたるまで水道を使用する都市では７月から８月の盛夏の時期に全能力をあげてもなお断水を危ぶまれる状態に陥る。一日で水の需要が最も増加する午後５時から８時頃に突如使用量が激増した場合、一時断水する事があるから大いに注意することが必要である。	
大正13	1924	７月20日	夕	a	富貴亭の小火	19日午前１時半頃、市内大宮寺の内下る寄席富貴亭の２階座席から出火したのを宿直の夜回りが発見し消し止めた。座布団14、５枚を焼いたのみ。原因は２階に居た客の煙草の吸殻が座布団に移ったものらしい。	
大正13	1924	７月22日	朝	a	二階の火事	21日午後０時25分、中筋石薬師下る新戎町360番地の料理人・関利兵衛方の２階から出火し、２階を全焼し、隣家の今西嘉兵衛方の２階に燃え移り大事に至らんとしたのを、上消防署から駆けつけ消火に努めたので一時過ぎに鎮火した。同家は寺町を隔てて御所と接し、近くに小学校・大寺院も多いので消防夫も必死の働きをした様である。	
大正13	1924	７月23日	夕	a	醍醐の朝火事～損害約一千円	21日午前９時、府下宇治郡醍醐村農木村綱吉方から出火し、同家を全焼して消火された。原因は妻・ことの竈の火の不始末らしい。損害は１,000円。	
大正13	1924	７月26日	夕	a	牛舎の小火	25日午後０時15分、市内下京区東九条川辺町65番地株式会社京都常設家畜市場浅野雅三方より同市の牛舎西南隅より発火したが、雇人らが消し止めた。原因は藁を焼いていた火が壁板に燃え移ったもの。損害は10円。	
大正13	1924	７月26日	夕	o	雨来	25日午後３時頃、からようやく雨が降り、雷鳴さえ轟いた。農民には天恵の雨であるといえる。	
大正13	1924	７月30日	夕	o	伏見の落雷～青年感電即死	28日午後５時半頃からの雨に紀伊郡向島村字上島中西文次郎は自宅物置の亜鉛版屋根の漏水を防ごうと作業中落雷に感電して即死した。	
大正13	1924	７月30日	夕	b	床下浸水家屋～川端警察署の管内	28日、豪雨のため川端署管内で床下２、３寸に浸水した家屋は97件に達し、電柱が１本倒れ傍らにあった家屋約半坪を破壊する事故も起こった。	
大正13	1924	８月３日	夕	a	蚊燻から小火	２日午前４時、下京区一貫通中堂寺下る郵便集配人・馬渕為次郎方より出火したが、大事になる前に消し止めた。原因は蚊燻（かいぶ）しの火が板の間に燃え移ったもの。	
大正13	1924	８月５日	朝	a	蚊を焼く火が家に移った	３日午後10時15分頃、馬町東山線入３丁目大工職鈴木吉五郎方から出火したのを付近の人々が寄り集まって消し止めた。原因は蝋燭で蚊帳の中の蚊を焼く際に誤ったもの。	
大正13	1924	８月５日	朝	a	日清紡績小火	３日午後３時頃、古川町三条上る・日清紡績綿工場機械から出火し、大事に至らんとしたが、職工らが駆けつけて鎮火した。原因は綿中の石が、温度の上がっている機械鉄棒に触れた結果と判明した。損害は調査中。	
大正13	1924	８月９日	朝	o	琵琶湖の減水～京都の発電に支障	大津市の京都第一疎水取入口における水位は客月21日初めて減水を見たが、その後水位は下がる一方で、７日の調査では零位以下６寸８分まで減	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						水している。そのため疎水運河の総水量に多大の影響を与えている。第二疎水は僅かな減水に過ぎないが、平時300個の送水に対し170個に減じており、途中灌漑用水として使用するものを差し引けば、京都市における発電作業に一大支障を及ぼしつつある模様である。	
大正13	1924	8月14日	朝	o	旱害調査～府農林課員派遣	府農林課では14日から府下各軍の旱害実地調査を兼ねて慰問に赴く事となった。	
大正13	1924	8月14日	朝	c	今朝の地震～震源は紀淡海峡	今朝3時19分18秒地鳴りを伴った弱震があり、初期微動継続時間16秒8、主要動継続維持時間2分19秒、最大震度15ミリを現し、振動時間10分34秒であり、約6時間後に2度の弱震があった。震源地は紀淡海峡。	午前十時京都測候所観測
大正13	1924	8月14日	朝	a	嵯峨の大山火事～一夜に約四十町歩を焼く	12日午後4時頃、葛野郡嵯峨町の山林から火を発したのを電信工夫が発見し、嵯峨町消防署・在郷軍人ら200名が協力して消防に努めたが、乾燥し切った空気のため火は燃え広がり、松尾・太秦両消防署の応援も求めた結果、13日午前5時半に鎮火した。一夜燃え続けたため、被害は約40町あまりに及んだ。原因は山陰線の列車の排煙らしく、太秦署が調査中。	
大正13	1924	8月14日	朝	a	宇治の山火事～二度出火した	10日午後1時、宇治郡宇治村志津川村山林より出火。青年組消防隊・在郷軍人団等が出動して消防に当たった結果、約1町を焼失してほぼ鎮火したと思われたが、12日正午から再び出火し数町に渡って延焼した。	
大正13	1924	8月16日	朝	o	廿五日迄旱天見越し～婦人矯風会の雨乞に洛西の農民が却て大憤慨	キリスト教婦人矯風会関西連合会では、来る25日から「時局問題旱天祈祷会」と銘打って洛西で大会を開き、在天の神に豪雨を願うこととしたが、嵯峨付近の農民は「日々雨を待ち焦がれている時に、25日までは旱天と見越して祈祷会を催して何になるか」と納涼半分の祈祷会に憤慨している。	
大正13	1924	8月16日	朝	c	又もや地震～今朝三時三分	京都測候所地震計は今朝3時3分51秒、かなり大きな地震を感じた。初期微動継続維持時間1分19秒。同5分23秒には再大動となり、震源地付近はかなり振動をきたしたものと思われる。	
大正13	1924	8月16日	夕	a	今暁室町小路の火事～無惨にも三人焼死～旱天続きに火を失した薪炭商～瞬く間に一家を焼尽した	16日午前3時頃、室町通押小路角薪炭商田中秀翁方より火を発し、折からの旱天続きもあり、たちまち同家を焼き、隣家にも燃え移らんとしたが、消防署員・在郷軍人その他の必死の消火により、同40分同家を全焼して鎮火した。しかし同家は薪炭商であったため、火を発すると同時に猛火は屋内に渦を巻き、家人の逃げ道を塞いだため、秀翁の妻・長男・丁稚の3人が無惨にも焼死した。	
大正13	1924	8月16日	夕	o	引水の悶着から～アハヤ血の雨を降らさん～上賀茂村両字の水喧嘩	愛宕郡上賀茂村の字深泥池、同上賀茂では、未曾有の旱魃で田畑の用水不足となり、深泥池の水を唯一の灌漑用水として両字からそれぞれ水役人を出して、水の配分をめぐって反目し合っていたが、15日夜10時半、同池付近の田んぼ内で、両字農民約300名が対峙し乱闘に及ぼうとしたのを、所轄下鴨署（ママ）から14名の署員が駆けつけ激昂する双方を慰撫し、双方から代表者を出させ、深泥池青年集会所に矢野愛宕郡長の臨席を求めて調停を乞い、双方の和解を勧めつつあるが、いつ騒動が再開するか予断を許さない状態で、下鴨署ではなお警戒中。騒動の直接の原因は、同夜深泥池区の青年会員が緊急大会を開き、下賀茂村長病気引きこもりのため矢野郡長に面会して不当を訴えようと、約4～50名の会員が郡長の官舎に赴く途中、池の周りを見張っていた若者と争いになったもの。	
大正13	1924	8月17日	朝	a	一家三人焼け死んだ～気の毒な業火の家～仏壇の燈明からしっかしたらし～祀る先祖の霊が祟る	室町押小路で焼死三名を出した火事にいて、放火の可能性があるとしてひそかに調査を進めていたが、家主秀翁は、家族を失ったショックのため精神に異常をきたし、出火の原因等は目下不明。しかし、秀翁は平素から伏見稲荷に信心が厚く、毎日の様に午前5時に起きて伏見稲荷に参詣するほどで、そのためか家運も栄え、周囲の評判もよい人物であったので放火の可能性は薄いと思われる。おそらく盆のことであり、仏壇の燈明から火を失したのではないかと噂されている。秀翁の出身地である鳥取では祖先を祀る風が特に厚く、妻も子供をすてて、位牌を持ち出そうとして哀れに	8月16日関連記事

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						も逃れる道を失い焼死を遂げたものである。ちなみに秀翁は奇跡的に命は助かったものの、頭部その他に打撲傷、火傷を負い、目下医師の治療を受けているが幸い軽症との事。	
大正13	1924	８月18日	夕	a	台所から出火～室町の出火原因	16日午前３時頃、市内室町押小路でおきた火事について、出火原因を調査していたが、台所の灰は他の箇所の灰と色が異なり白くなっている事から、台所から出火したものと推定された。	８月16日関連記事
大正13	1924	８月19日	夕	o	旱害評定～府当局の対策	本年の旱害は、近年にない惨状を呈し農村経済に大打撃を与えたため、これに対応する措置・救済方法を講ずるため十九日午前九時より府庁において田中農林課長はじめ、技師課員らが下の事項につき協議する。 一、用水供給可能な地域は、機械利用を奨励し、発動機などの購入斡旋また使用訓練を行うこと 二、地下水利用の見込みのある地域は、これの利用を模索させ、設計調査等できる限りの便宜をあたえる 三、用水なき稲田に対しては、水の蒸発を減少させる除草を行う目的による田面を浅く削起させること 四、植付不能地に対しては、馬鈴薯等適当な作物の栽培を奨励すること	
大正13	1924	８月19日	夕	a	火の用心～、此頃の旱天には特に注意せよ	最近の旱天で家屋は内外が乾き切っており、更に飲料水まで心配される水不足も重なって火事が一番心配である。今年は春から156回の火事があった。その損害は１,354,000円に上り、焼死した人は五人になった。関東大震災のの惨事ももちろん地震が主要因ではあるが、地震と連鎖した火事による被害という面も大きい。死傷者の大多数が焼死であったことも事実である。毎年７～８月は火災が最も少ないといわれてはいるが、起こったときには大火事になりやすい。矢張り各人が精密に注意をしておくことが大切である。	田上・下消防署長談
大正13	1924	８月22日	夕	b	今から洪水の心配～汲水作業に傾倒したため	稀有の旱魃で府下の各水防組合にいたるまで汲水作業に全力を傾倒しているが、自然水害に対しては不用意になりつつある。旱魃後に大豪雨でもある場合、防水堤は連日の旱天で基礎を弱めており、大水害が起これば大きな被害を起こすこと確実である。府土木課では、この事を憂慮している。万一に備えるため諸種機器の完備を必要とし、その調査のため各種水防組合に吏員を派しているが、汲水作業も利用されているものに対しては直ちに所要器具設備命令を発することになる。	
大正13	1924	８月23日	夕	o	一滴千金を積算すると三百八十万円の雨～京都府下で之だけ復活した～農民蘇生の喜びに浸る	21日、ようやく待望の雨となった。府下全体を通じて農作物から労働賃金などに影響したのは、ざっと380万円以上に達しているとのことだが、京都市を中心に盛んに降って、一坪あたり２斗にもなった。差はあるものの、近畿全般に及んで降っている模様である。	
大正13	1924	９月４日	夕	a	私設市場へ放火～怨をもつ商人の仕業か	３日午前０時半頃、市内白川通川端東入る南側吉田私設市場の板塀に石油を振りかけて、放火しようとしていたところを隣家のものが発見し、大事には至らなかった。黒い風呂敷の様なもので顔を隠した犯人は、発見されたので慌てて逃げ去った。市場が出来たために売り上げに打撃を受けた地元商人では無いかと目されている。	
大正13	1924	９月13日	朝	b	京都の大雨	11日に降り出した雨は、12日に至り豪雨と化し、このために各川が増水しており、七條署轄内愛染川約400尺増水し、近辺の人家で約３～５寸の床下浸水をしているものが28戸あり、堀川署轄内でも５寸～１尺の浸水が49戸にのぼっている。また堀川筋松原上るに仮設していた仮橋が流失した。	
大正13	1924	９月18日	夕	a	桂の火事	16日午後９時半、府下桂村字下桂上の町高木伊太郎茶小屋より出火したが、桂離宮から１町ほどの距離での事だったので、宮内省の者や各村の消防組が出動して同10時に鎮火した。損害は約１千円ほどで、放火の疑いで取調べ中。	
大正13	1924	９月20日	夕	a	西大谷の火事は～本廟小使の放火と判明	18日午後７時半頃、市内下京区東山線五条西・大谷本廟より発火したのを発見、直ちに消火に努めた結果、柱を焼いたのみで大事に至らず鎮火した。所轄松原署の調査で原因につき不審があり、	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						厳重に調べたところ放火と判明した為、同廟小使・堀山平吉を被疑者として取り調べたところ犯行を自供した。何か複雑な事情がある模様であるが、目下取調べ中。	
大正13	1924	9月30日	夕	a	建仁時の山内雨中に火を失し～大統院の本堂庫裡を焼く～出火の原因が疑はしい	29日午前8時40分頃、市内下京区八坂通り東山線西入るの臨済宗本山建仁寺境内より出火。同寺大統院など約250坪の建物を全焼し、10時頃にようやく鎮火された。所轄松原署の調査で、不審な点があったため、寺の関係者を召還して取調べ中。損害は約14万円。同院の尼僧・舜海が寺内の僧との恋愛のもつれから放火したものと疑われている。	
大正13	1924	10月1日	夕	o	大統院を焼いた恋の炎の主～舜海尼は悉く罪状自白～けふ検事局送り	9月29日に建仁寺境内大統院が同院の舜海尼によって放火された事件で、同尼は取調べで罪状の一切を自白した。同尼は、早くから同院を焼き払う覚悟を決めており、当日使用した石油も27日に買い求めていたもの。	9月30日記事の関連記事
大正13	1924	10月1日	夕	o	情熱の女・舜海尼～彼女が寺を焼き身を滅した世にも複雑な心理状態	9月29日に建仁寺境内大統院が焼けた火事で放火に及んだ舜海尼は、30日検事局に送られた。犯行の動機については現在松原署で取調べ中であるが、彼女の複雑な人生（女学校を卒業して東洋大学の聴講生となり、その後結婚に失敗したことから尼僧を志す）を考えるに、単純に寺の中の恋愛のもつれとだけに還元することは難しく、現在詳細に取調べ中である。	9月30日記事の関連記事
大正13	1924	10月2日	朝	o	懐疑の尼生活～放火した動機は既成宗教に対する反逆	建仁寺放火の犯人される長谷川舜海尼が放火するに至った動機は、同寺の僧侶との恋愛事のもつれ等ともいわれているが、舜海尼に近しい人々に取材したところによると、舜海の既成宗教に対する反抗心が放火へと至らせたのではないかということである。過去の宗教に比べ布施等に殊更こだわる近年の宗教のあり方に対して、舜海が抱いた反逆心は、一面肯定される事実と思われる。	9月30日記事の関連記事
大正13	1924	10月2日	朝	o	尼僧の傍杖食って只断腸の思いする～気の毒な海野幸徳氏の一家二十年の研究を烏有に	建仁寺の放火事件によって大損害を受けたものに龍谷大学教授・海野幸徳氏がいる。氏は過去20年間心血を注いで収集した約6千冊もの書籍を全て失ったのみならず、家財は勿論、近く嫁入りを予定する令嬢の嫁入り道具まで全て焼失した。	9月30日記事の関連記事
大正13	1924	10月2日	朝	a	本町の小火は小婢の放火～叱られた遺恨	9日午後1時半頃、市内本町通柿町下る篠田芳兵衛方の離れ座敷から出火し、同離れ座敷の一部を焼いて2時過ぎに鎮火した。原因は、火事と同時に姿を消した同家の小婢しづの放火によると思われている。しづは普段から素行が悪かった。	
大正13	1924	10月23日	朝	a	百万遍の火事～三戸全焼六時半鎮火	22日午後5時50分、上京区田中大毬町青木正方より出火。同家から北隣の岩尾源次郎方へ延焼、更に弥須村源治方に及んで3軒を全焼して、6時20分頃鎮火。原因は調査中であるが、現場から少し離れたところには西園寺公の別荘もある事から、現場は非常に混乱した。	
大正13	1924	10月31日	夕	a	今暁の火事～三戸を焼いた損害三萬円	30日午前5時40分頃、市内室町通松原上る中川米吉方所有空家から発火して同家及び呉服商・稲田庄兵衛方、西村稲次郎方に延焼した。下両消防署が出動し午前6時10分に鎮火。原因損害は調査中だが、損害は約3万円で放火ではないかと言われている。	
大正13	1924	11月6日	朝	a	麩屋町の小火	5日午前8時40分頃、麩屋町押小路上る・斉藤彦次郎方の物置から出火したのを近所の住民が発見して鎮火した。原因は火の不始末から。	
大正13	1924	11月8日	朝	a	松屋町通の小火	7日午後4時20分頃、市内松山屋町通上長者下る西側・松本熊次方より失火し大事いたらんとするのを家人が発見し、付近の人々と協力して防火につとめた結果、間もなく鎮火した。原因等は取調べ中。	
大正13	1924	11月8日	夕	a	西院村の火事～放火の疑ひある	7日午前9時半頃、西院村字山の内辻三次方より家人の不在中に出火。同家を全焼し、10時半に鎮火した。家人不在中の火事のため原因は不明。	
大正13	1924	11月13日	夕	a	日本電池の小火	12日午後6時42分頃、新町今出川上る日本電池株式会社工場から出火したが、工場員等にただちに消し止められた。原因は取調べ中だが、被害は軽微。	
大正13	1924	11月26日	朝	a	油小路の小火	25日、市内上京区油小路三條上る・田中清吾方2階6畳間より出火。近所の者が発見し、協力し	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
						て鎮火した。原因は火鉢の火の不始末から。	
大正13	1924	11月26日	朝	a	松ヶ崎村の火事	25日午後10時半頃、府下愛宕郡松ヶ崎村元ラミー会社工場の天井より発火し所轄下鴨署員、同村消防隊が駆けつけ消し止めた。原因・損害は調査中。	
大正13	1924	12月14日	朝	a	夷川の火事〜骨董屋を半焼	13日午後８時15分、市内夷川通富小路西入る南側骨董屋・山本友三郎方より出火。近所のものが寄り集まり消し止めようとしたが、火勢が猛烈であり危なくなったところへ、中立売署員及び在郷軍人会分会数名が駆けつけた結果、同40分に鎮火。	
大正13	1924	12月16日	夕	a	夷川の火事は損害一萬一千円	13日夜の夷川の火事で、その原因について中立売署で調査したところによると、同夜８時頃、主人・友次郎（ママ）が表２畳の間で、蝋燭の火で新聞紙に包んだ道具を取り扱う内にその火が燃え移ったものらしい。損害は11,000円にのぼる。	12月14日記事の関連記事。こちらでは山本友次郎となっている。
大正13	1924	12月22日	夕	a	年の瀬が押し迫り厳重な警戒網を張る〜火の取り扱いにも注意せよ	年の瀬が迫ってきているが、例年この時期となると火事や泥棒などの社会事故が多いので、市内各署では20日夜から毎夜受け持ち部内を巡回警戒する事となり、今夜から刑事課もピストルを携帯した10余名の刑事を配備して鉄道大警戒に当る事を決めた。一方で火災の方も消防署が警戒を強めている。最近は、どの家庭でも夜遅くまで夜業を励むため、その火の不始末から大事に至る事もあり、また炬燵の火が強すぎて布団を焼く例も枚挙にいとまがないので、各自十分に注意する必要がある。	
大正13	1924	12月22日	夕	a	坊城七條小火	21日午前３時37分、市内坊城七條上る西酢屋町石炭商・亀田清吉方の石炭小屋から出火したのを付近の者が発見して消しとめた。原因は同家雇人・水本重太郎が納屋掃除のため鉋屑を藁灰の上へおいた事から。損害は軽微。	
大正13	1924	12月28日	夕	a	七條烏丸の火事〜白昼出火し五戸全焼す	27日午後２時10分頃、市内七條烏丸西入の口入業・高橋勝次郎方の２階より出火し、隣家の佐藤佐吉、新聞販売店・高田浄、雑貨商・奥田有吉、理髪業・木戸吉次各方の５戸を全焼し、３時10分頃鎮火した。原因・損害は取調べ中であるが、付近には大きな建物が多く、現場は非常な混雑となった。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正14	1925	1月4日	朝	o	京阪運河問題	日本は工業地帯さえあれば、資源がなくとも工業国として生きていける。京阪運河問題について考えたい。理想的には淀川を堺に付け替え、乙訓の水を神崎川へ落とせば、ここに200万人を養い得る工業地帯をつくることができる。それが金銭的に無理でも、他の方法がある。淀川の底を掘って船の行き来を可能にして、横大路を埋め立てて横大路に工業地帯を作ればよい。ただし、これは京都の工業のためだけの案であって国家的にみれば姑息だ。（田辺朔郎談話）	
大正14	1925	1月4日	朝	a	小火三件（のうち一つ）	1日午後8時40分頃、壬生相生町染色業吉本平次郎方工場から出火したが早速消し止め大事に至らなかった。原因は年末の夜業の火の不始末からであったが損害軽微。	
大正14	1925	1月5日	夕	a	機関室から出火	4日午後1時半頃、市内夷川通熊野道西入ル染工業藤本喜一郎方の裏機関室ボイラーのコールタルから出火し大事に到らんとするを職人が発見して消し止めた。原因はボイラーの火気が強かった為だと。	
大正14	1925	1月6日	夕	e	消防出初式	7日午前10時から岡崎公園にて新年消防出初式を行う。伊藤警察部長による検閲・訓示、放水演習（蜜柑落とし等は廃する）、講評、各種競技の後、市内を練り歩く。朝に市内全ての火の見櫓が5分間半鐘を鳴らすが驚くなかれ。	出初式前日の記事
大正14	1925	1月7日	夕	e	ヂヤーンと鳴る警鐘が　水龍天に勢ひ立つ	7日午前10時から岡崎公園にて新年消防出初式が開催された。上下両消防署は約120名が自動車ポンプ3台、蒸気ポンプ4台、水管自動車大小4台、腕用ポンプ6台をもって出動した。また第一第二の義勇消防手約1,200人も参加した。伊藤警察部長・工藤保安課長・清水警務課長が検閲。池田知事が訓示。放水。少年義勇軍も参加。余興として徒競走等。	
大正14	1925	1月9日	夕	a	都製薬工場焼く	9日午前4時50分頃、市内西の京東月光町8番地合名会社都製薬工場煙道の北壁際から出火し工場の一棟を全焼。工場内の製薬1万円を含め、建物機械等の損害額は約2万3,000円。出火原因については調査中だが、同工場は昼夜二交代勤務のため、夜勤で徹夜していた従業員の煙草の吸殻から出火した模様。	
大正14	1925	1月10日	朝	d	ウンと金を使はせて欲しい　橋梁全部の架換に二百万円はどうかネ　本年に行ふ仕事は？抱負は？（市都市計画課長兼土木課長兼電気局工務課長永田兵三郎君）	京都の主な橋梁91の内、ほぼ全てが木造で、耐火の必要があるが全て石造にすれば210万円ほどかかってしまう。橋が落ちない限り、そのような予算は出ないだろうか。	
大正14	1925	1月10日	朝	e	十四年度に施行の府下橋梁架換工事並に町村土木補助費割	見出しの通り	
大正14	1925	1月12日	夕	a	烈風中の火事騒ぎ　一夜に三ヶ所失火した八条と四ツ塚と醍ヶ井に	昨夜から雪かつ西北からの強風であった。その中、午前3時頃、市内八条内田町、前田清左衛門方物置から出火。隣家併せて三棟を全焼した。原因は調査中。続けて午前4時頃、大宮四塚下ル綿布再生業、山本利八工場から出火。乾燥と、積んであった糸くずのために瞬く間に燃え広がり、同工場約40坪を全焼、隣家を半焼させたのち、同40分頃鎮火。損害額は約1,500円。原因は、前日午後11時頃まで作業した際の火鉢の不始末の模様。また午前10時55分ごろ、醒ヶ井万寿寺上ル田中寅次郎方の2階六畳間から出火したが付近のものが消し止めた。原因は炬燵を入れて外出したところ、炬燵の火が強かったためである模様。	
大正14	1925	1月15日	朝	a	（不明、東九条での小火）	14日午後4時50分、東九条殿田町の小川銀蔵方の風呂場から出火、家人が発見して直ちに消火。	
大正14	1925	1月15日	夕	a	大宮五条の小火	15日午前4時20分頃、市内大宮五条下ルの金属細工業・西田常一方表2畳間から出火、巡回中の巡査がこれを発見し消し止めた。「原因は矢張り炬燵から」で、炬燵に火を入れようとした際に布団に火の粉が飛んだため	
大正14	1925	1月15日	夕	a	けさ都ホテルが火を失した	15日午前5時20分頃、東山蹴上の都ホテルから出火。消防が駆け付けたときには既に鎮火していた。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正14	1925	１月16日	夕	e	伏見の出初式	紀伊郡伏見町・向島堀内の２ヶ村・大倉四方陵分会の各私設消防署の出初式が16日午前６時より行われた。四方伏見署長伊藤警部以下が引率、消防器具の点検、服装検査の後、観月橋付近で放水演習。	
大正14	1925	１月19日	朝	a	東洋紡寄宿舎焼く	18日午後８時20分、東洋紡寄宿舎より出火、同40分に沈下。原因損害取調中。	
大正14	1925	１月19日	夕	a	伏見の火事東洋紡寄宿舎損害三万円	18日午後８時20分、京都府紀伊郡伏見町字北恵比酒（えびす）東洋紡績株式会社伏見工場内寄宿舎南寮の寮長部屋から発火した。北風により工場の全焼も危ぶまれたが付近の消防隊・第十六師団消防隊等により南寮寄宿舎全焼のみで同日午後９時10分鎮火。原因は寮長部屋の火鉢からの飛火か。損害額は約３万円。東隣が遊郭のため付近は混雑した。	「東洋紡寄宿舎焼く」の続報
大正14	1925	１月19日	夕	a	八条四塚の小火	八条四塚で小火。原因は塵芥箱が発火した為。	
大正14	1925	１月22日	朝	a	東洋紡の火事は放火の疑ひ濃厚となる	18日に出火し、同寮６分を全焼した出火の原因を伏見署が調査していたが、放火の可能性が高くなった。発火場所が同寄宿舎２階押入であることから。	「東洋紡寄宿舎焼く」の続々報
大正14	1925	１月22日	夕	a	東洋紡寄宿舎の火事は恋の四角関係から嫉妬の炎三万円を焼く情火に燃え立つ四十四の炊事女	伏見署は東洋紡寄宿舎の火事を放火とみて調べをすすめていたところ、炎上した南寮寄宿舎長・安井すえの（44）、女工・石川ゆき（49）、炊事手伝人・辻さと（44）が、同寄宿舎に頻繁に出入りする仲仕・山田米吉（33）と四角関係に陥って、痴話喧嘩が絶えなかった事実をつきとめ、三名から事情聴取したところ、辻が容疑を認め自白した。調べによると、山田は５年前から石川と関係をもっていたが、安井と裏寺町で関係をもち、また最近に伏見某所で辻を口説き落として関係をもった。山田は、中でも安井を寵愛していたので、辻はこれを嫉妬して放火に及んだ。18日夜のは活動写真の催しがあって女工はほぼ出払っており、安井も山田と京極へ出かけていたため恨みを晴らすのはこの時と、午後６時半頃、放火した。失火の原因を寮長に押し付ける魂胆だったとか。	「東洋紡寄宿舎焼く」の続々々報
大正14	1925	１月22日	夕	a	松屋町の小火	22日午前９時頃、松屋町下長者町上ル杉原長三郎方炊事場のかまどから出火、すぐに消し止めた。原因は、雇人・奥村宏が蝋を溶かすために釜に入れてかき混ぜたものがかまどに燃え移った。	
大正14	1925	１月24日	朝	a	二条木屋町のボヤ	二条木屋町で小火。原因は大工の不始末。	
大正14	1925	１月25日	朝	e	警察部長の懐刀昨冬の府会の善戦ぶりが之を證す　警察の規律と常識を説く警務課長清水重夫君	保安課在職時（約二年前）、ガソリンポンプ購入のため神戸・大阪・名古屋・東京と見学し案を提出したが、前々回の府会では僅か１万４,000円の予算であったため購入を見合わせ予算の追加を請求しても容れられなかった。これは清水の失敗か。	
大正14	1925	１月25日	夕	o	太陽の黒点が大早魃に影響するとは必ずしも断定出来ぬ京大志田新城両博士の談	昨年の梅雨は空梅雨で盛夏には１滴も雨が降らず、今年に入っても雨・雪もなく渇水状態である。志田博士は太陽の黒点と風雨の関係について論文を出していたが、今はそのような事はない、気象は予報できない。予想は虚偽だ。今年のような世界的な大早魃はいつくるかわからない、とする。新城博士は、黒点と気象の関係が成立する所もあるが全世界との関連は無いとした。	
大正14	1925	１月26日	夕	a	家をホリ出され腹癒せに放火商売に失敗したうどん屋屋根の足形から発覚	23日夜、二条木屋町の「やとな倶楽部」裏の普請場の小火について中立売署が放火の疑いで調査し、隣の山門側から侵入した形跡があり、その山門の小屋根の瓦に残っていたゴム靴の痕から土地勘のある人間の犯行として調べていた。そこへ、13日までこの家（現普請場）に住んでいたうどん屋、滋賀県伊香郡、林太次郎が浮上。林は大正10年からうどん屋を営むも失敗、妻は子とともに郷里へ逃げ帰り家賃も滞納していたため13日に家を明け渡し、東本願寺前の伊香郡詰所に寝泊りしていたもののそこを放り出されて憤慨、午後10時半ごろに放火に及んだ。26日送検。	二条木屋町のボヤの続報か
大正14	1925	１月29日	朝	o	弗々井水が涸れる昨年来碌に雨が降らぬ	昨年から雨量が少なく、京都測候所は井戸水が涸れる恐れがある、今は水の使用量が少ないため目立たないだけで井戸水が涸れてしまうところも出てくるだろうとしている。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正14	1925	1月30日	夕	o	壬生館の火事電気炬燵から	30日午前0時6分、仏光寺千本西入ル活動常設館壬生館から出火、館員の消火活動により全焼は免れた。原因は、機械方の松田一郎が活動終了後自室にて電気炬燵を使用したところ熱が強く発火したためか。	左上「赤い雪」は異常気象ではないが珍しい現象
大正14	1925	2月2日	夕	a	屑物屋の火事隣家二戸類焼	2日午前0時半、大和大路正面下ル二丁目五六七、屑物商・塚本条次郎方の屑撰り場から出火、同家と南隣・鉢木うめ方を全焼、北隣・藤井花方を半焼し、同1時半に鎮火。	
大正14	1925	2月8日	夕	a	牛小屋へ放火容疑者を引致	4日に紀伊郡堀内村字立売二丁目、山田庄太郎方の牛小屋に放火したとして、同村仲仕■山田富三郎が引致取調べ中	
大正14	1925	2月11日	夕	a	菓子屋の火事	11日、菓子製造工場から出火、2階・屋上の約3坪を焼いて8時50分鎮火。	
大正14	1925	2月16日	朝	c	京都の地震人畜に被害なし	15日午後4時48分25秒に揺れ始め、52分50秒に収束。最大振動は354ミクロン。この地震は京阪神地震帯の亀裂線の陥没によるもの。人畜の被害は無い。	彦根の地震欄によれば、震源地は彦根の西南406㎞地点
大正14	1925	2月18日	夕	a	洋服屋の火事は雇人の放火と判明帳場机の抽斗の錠前を破る火業がバレテ失敗した	15日、六角通寺町西入ル洋服商・粟津利三郎方の小火で、五条署は同家雇人である仕立職・梶金次郎（原籍東京市芝区宮本町35番地）を犯人と特定した。梶は酔った上での犯行。	
大正14	1925	2月18日	夕	a	製鑵屋の二階火を出した	18日午前4時半頃、梅小路石橋町10番地、製鑵業・中川鐵太郎方2階六畳の間から出火、2階を全焼し隣家・原伴作方2階にも延焼し、5時頃鎮火。雇人・前田新太郎の炬燵から発火か	
大正14	1925	2月20日	朝	a	小火二件	19日午後5時35分頃、今出川通大宮西入ル元北小路町160、絹糸商・若松彌三郎方裏屋根物干台より出火、すぐに消し止められた。原因は煤煙中の火の粉から引火したものか。同じく19日午後7時36分頃、夷川通川端東入ル大文字町68、大工・加藤吉次方裏工場より出火、こちらもすぐ消火される。原因はこちらも煙突の火気が引火したもの。	
大正14	1925	2月21日	朝	e	烏丸線の訴願裁決遅くも廿五六日	見出しの通り	1月のものの続報
大正14	1925	2月22日	朝	a	嵯峨の山火事	20日午後0時半頃、洛西嵯峨町字水尾、松尾市太郎所有の同町字水尻の山林で火事。原因は通行人の煙草の吸殻。	
大正14	1925	2月22日	朝	a	（不明）	先斗町、大工・加藤吉之助方の浴室煙突より出火、すぐに鎮火した。	
大正14	1925	2月24日	夕	a	石油をかけて軒下に放火大事に至らず	24日午前1時頃、仏具屋町花屋町下ル、焼卵子商・三輪牧一郎方の軒下から出火、軒下約1坪を焼失した。石油の臭いがすることから七条署では放火とみて調べをすすめている。	
大正14	1925	2月25日	夕	a	（不明）	福稲川原町の屑物屋の工場の電気乾燥室から25日3時8分出火。大事には至らず	
大正14	1925	2月26日	夕	a	炬燵の火で窒息死	■■通高倉西入ル花屋町田代方。炬燵に赤ん坊を寝かせたところ、25日に何かが起きた	
大正14	1925	2月27日	朝	a	花園の火事	洛西花園村字宇多野小字鳴滝、本郷冠太郎方で出火、木垣を焼失し3時40分鎮火。原因は小児の火遊び	
大正14	1925	2月27日	朝	a	火鉢から出火	26日午前1時半、坊城五条西入ル中堂寺坊城町一番地、雑貨商・藤原清太郎方で、店の四畳半においてあった火鉢からボール箱に火が移った。すぐに鎮火し大事には至らなかった。	
大正14	1925	2月28日	夕	a	新町の怪火 活版屋の表入口から出火す	28日午前2時12分頃、市内新町仏光寺上ル活版印刷業・塚田源次郎方表入口の所から出火したのを物音と明かりに驚いた家人が発見しバケツの水で消火した。原因は五条署が取調中だが、何者かが石油を注いで放火したものか。	
大正14	1925	2月28日	夕	a	友仙工場焼く 住宅とともに	27日午後10時45分、市内本町塩小路西入ル松原善吉方友仙工場から出火し、同工場と住宅一棟を全焼し、同11時半に沈下。原因損害目下取調中。	
大正14	1925	3月1日	朝	a	御幸町の小火	2月28日午後5時42分、市内下京区御幸町四条上ル48番地小西醤油商方2階六畳奥の間より出火、家人が発見し直ちに消し止めた。原因は、同家の利男（8）が下座敷三畳の間にて座布団に炬燵を	座布団に炬燵を蹴飛ばしたのか？

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						蹴飛ばしたのを消し止めそのまま利男が２階六畳の間の支那鞄の上に置いたのが再発したものである。損害約20円	
大正14	1925	３月１日	夕	a	郡部の出火	28日午後３時15分、府下紀伊郡深草町字福稲小字鈴塚・大見国造方より出火、大事に至らんとするも家人が発見し、近隣住民と協力して消し止めた。損害は15円。原因は仏壇の燈明の火より出火したものと断定。	１件範囲外のため省略
大正14	1925	３月２日	朝	a	西陣の小火 電気屋の二階から	１日午後５時50分頃、上京区下立売千本東入ル田中町、電気器具商中山半三郎方表２階から出火。報により上消防署出動して消防に努めた結果、２階を全焼して午後６時５分鎮火した。原因損害目下取調中。	
大正14	1925	３月４日	夕	a	竈の不始末から	４日午前２時40分頃、府下乙訓郡久世村字東土川・大金熊一郎方宅より出火し同家を全焼し３時、鎮火した。原因は竈の不始末から。損害は目下取調中。	
大正14	1925	３月８日	朝	a	七条の火事 製材工場焼く	７日午後５時48分、市内下京区七条通高瀬東南角大宮町47番地製材工場北路隆治方より発火し同工場を全焼し、火は東隣の麻緒商・西村嘉市方の軒の一部を焼いて同６時15分鎮火した。原因及び損害は目下取調中。	
大正14	1925	３月９日	朝	d	危険を気遣われる京都式建物 文化の理法に合わぬ 理想的に改造するには	京都は文化の中心を誇っているが、その街並は狭小旧式の木造家屋が密集し、近代都市の要素を欠いている。都市計画法の制定以来、次第に変わってはいるが、全てを最新科学に基づく耐震耐火のものにするにはかなりの時間がかかる。しかも最近郊外に建てられた建物は使用すら危険なものがある。京都市も地震のある土地なので、これは恐ろしいことである。元来京都式の建物は木材の接合部が弱いので金具で締める必要がある。八幡町のボーリス氏は文化生活の改善には台所からという。(建築協会員森田氏談)	ボーリスかポーリスか不明 資料集に収録
大正14	1925	３月10日	朝	a	火事は何処だ とんだ人騒がせ	８日夜11時50分頃、下京消防署の消防車が東山線を北上するのを見た野次馬連中が「すわ火事」と一目散に後を追っていったが、その消防車２台は古門前東山線東入ル巡査派出所前に並んで火事を捜す始末で、野次馬連中はスゴスゴと退散した。通報は悪戯のようで、何事もないため本職も手がつけられず、再び威勢よく本署へ引き返した。現場は遊郭に近く、一時は野次馬で騒然となった。	
大正14	1925	３月11日	朝	a	小火三件	▲９日午後３時頃、洛北一乗寺村友仙業山田吉太郎方工場の横手に積まれた藁から出火したのを、職人が発見して消し止めた。原因は煙草の吸殻を通行人が投げ捨てたもので、損害軽微。 ▲９日午後３時頃、西堀川下立売下ル餅屋鳴海伊之助方から出火したのを家人が発見、直ちに消し止め大事にに至らなかった。原因は家人の風呂場の火の不始末から。 ▲10日午前10時24分、市内富小路五条上ル有隣小学校から出火、下消防署が出動するも、到着したころには既に職員が消し止めていた。原因は、構内洗面所の横手の湯沸し場の火が強くて煙突から出火したもの。	
大正14	1925	３月12日	朝	a	衣笠山から火を失し 堀川御陵に延焼 きのふ強風中の山火事	11日午後３時頃、衣笠山の一部、赤阪山から出火し、折からの強風と連日乾燥した枯草・落ち葉に燃え広がったため大火事となり、黒煙は衣笠山を覆うほどの光景となった。上下両消防署および所轄西陣署、太秦署、付近の在郷軍人、青年団らが必死に消火に努め、四時過ぎに消し止めた。付近に村上、一条、堀川各歴代御陵があるために延焼を防止するため署長以下全力を尽くしたが、強風のため堀川帝陵の一部が炎上したのが遺憾であった。原因および焼失面積などは所轄署で取調べ中。	
大正14	1925	３月12日	夕	b	大雷雨 荒天の名残り	京都地方 ２・３日前からうららかな日が続き、春の訪れを思わせたが、今朝は一転して大暴風雨に大雷鳴をも加えて、暁の夢を貪る都人士を驚かせたが、今日は奈良二月堂のお水取りもあって、流石に霊験に感じ入っている。この霊験について今日と測候所に尋ねてみると、「黄河流域にあった低気圧が急に力を得て東進し、今朝鳥取付近に達したと	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						きに、潮岬副低気圧が発生したので、京都地方は両低気圧に挟まれて大雷雨に見舞われた。雨量は少なかったが大粒の雨が風に吹き捲られたので大雨のように思われた。なお天候は今後、日一日と春らしくなっていくが、４月下旬までは天候が定まらず、ときには驚くほど寒い日もあるだろう」とのことである。	
大正14	1925	３月12日	夕	b	北野の火事 損害二万円 学生の不始末	11日午後１時北野大将軍前西入ル川端町の大火事について所轄署で原因を調べると、火元の酒屋滋賀健市方の２階を借りていた国学院生徒・若山義知（21）石村秀雄（18）が、２階四畳半の部屋に、火鉢に火を沢山入れたまま学校へ行ったところ、後から机にかけてあった白金巾の端が風のため火鉢に入り、それが類焼したものと判明した。損害は、七戸の２階半焼で約２万円以上。 また、この火事の最中に起きた衣笠山の山火事の原因は、当日に小北山付近の村落は春祭りの後縁で、誰一人山稼ぎに行った者が無く、数日来の暖気で郊外に散歩に出かけた人が多かったため、彼らが不用意に煙草の吸殻を谷間に捨てた事から発火したものであると推定された。損害は約二町歩で、２・300円内外との事だ。	衣笠山の山火事の続報も含む
大正14	1925	３月14日	朝	a	西陣の朝火事 組紐工場やく	13日午前９時40分頃、市内上京葭屋町下立売下ル西側組紐商岡野文次郎方工場から出火し、９坪同工場を全焼して居宅に燃え移り、山田恒吉方の屋根にも延焼したが、消防署の近くだけに早速出動して同10時に消し止めた。原因はモーターの破損から損害約１万円内外の見込み。	
大正14	1925	３月14日	朝	a	煮売り屋の小火	13日午後５時43分上京区千本通一条上ル、泰童片原町663番地割烹店富田岩次郎（40）２階三畳の間より出火、家人が直ちに消し止めた。原因は電気炬燵の不始末。損害は15円位。	
大正14	1925	３月14日	朝	a	二度まで放火 一家鏖殺を 企てた智恵のない男 懐中に出刃を呑んで	12日午前３時半頃、市内上立売烏丸東入ル相国寺西門前町下宿業岡善蔵方の裏納屋から出火したがすぐに消し止めて大事には至らなかったが、所轄中立売署で調査中、またも14日午前５時頃に同じ場所から出火したのをまたすぐ消し止めた。これはいよいよ怪しいと調べたところ、納屋の陰に隠れていた怪しい男を発見し、これを取り調べたところ、驚くべき事実が発覚した。男は田中豊次郎（34）といい、懐中に出刃包丁を携帯していた。彼は元はこの下宿の雇い人だったが、四ヶ月前に解雇されて以来就職難で生活を苦しみ、自分を解雇した下宿に恨みを抱き、同家を焼き払い家族５人を殺そうと企てて挙に及んだ。	
大正14	1925	３月14日	朝	a	軒下に放火 お誂への炭屋	14日午前１時半頃、市内一条御前通西入ル薪炭商森田長三郎方の軒下に積んであった炭俵から出火したのを町内の人間が発見し、ただちに消火した。現場には火の気が無いことから、所轄西陣署では放火と判断して目下取調中。	
大正14	1925	３月15日	夕	a	放火の疑あり 農具小屋出火	14日午後10時40分、洛東鹿ケ谷若王子町藤田太平所有の岡町東天王寺町畑中にある農具小屋から出火、同50分に鎮火した。損害は軽微、原因は放火の疑いありとして、川端署が取調中。	
大正14	1925	３月20日	朝	b	委員会で復活した 堀川排水路新設 洪水の際は溢水を加茂川へ放流 竣工の上は沿川住民の福音	市の堀川上流大字上の岸町排水路新設費６万５,000円は参事会で削除されたが、予算委員会では原案通り可決され、市会でも可決されるであろう。排水路は市と愛宕郡との境界で、郡部から流れてくる三川合流地点から加茂川まで、長さ200間の水路を築いて、洪水の際に加茂川に水を放流することで、堀川筋とその上流の小川筋の水量を減らそうというものである。両川上流の洪水時の水量は平時の第二疏水の水量と同じであり、下流の四条あたりでは約２倍に達し、護岸の破壊・道路面の破損浸水が夥しい。小川筋は上流から下流まで水害も多い。堀川筋修築の費用は年々多額に上っており、排水路を新築することでこれらが取り除かれるため、堀川筋全体に好影響を及ぼすものである。	
大正14	1925	３月21日	朝	a	牧野キネマ等持院 撮影所の火事 原因は漏電ならんか	20日午後９時５分、市内上京区等持院北町11番地マキノキネマ撮影所より出火、所内建物５棟を全焼し同10時鎮火した。原因は取調中であるが、おそらくは撮影用の電線から漏電したものらしく、	22日夕刊に続報あり。原因は漏電。

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						損害は取調中。付近は別荘家屋が多く、足利尊氏の墓で有名な等持院境内であるので、大騒ぎとなって一時野次馬で混雑した。	
大正14	1925	３月24日	夕	a	娘に恋して 其家に放火した 出火のドサクサに忠義 立てする浅墓な考から	22日午後11時40分頃、下京区東九条札の辻町厚紙製造商高橋喜三郎方裏物置から出火し、物置内にあったものを焼いたが、家人に発見されて大事に至らずまもなく鎮火した。物置には火の気が無いことから放火の疑いありとして七条署では調査を行っていたところ、一番に怪しまれたのは、出火と同時に高橋方に飛び込んで火事だと騒ぎ出した、天井喜太郎（21）の挙動が不審であるとして取り調べると、放火を自白するに至った。彼は９歳から丁稚奉公をしていたが、奉公先の得意先である高橋方で同家の長女やす子（19）に惚れ、告白する機会を狙うも、先月主家の白米１石を窃取して追い出されたため、やす子とも会うことができず、高橋方に放火し忠義顔して駆けつければ夫婦になれると思って放火した。	
大正14	1925	３月25日	朝	a	府下の火事三件	24日午前11時40分市内小川今出川上ル織物職勝見太次郎方から出火したのを近所の人間が発見し、消防署の出動までに消し止めた。	
大正14	1925	３月26日	夕	a	市姫の火事 損害約一万円	25日午後11時20分頃、下京区新寺町上の馬場角道具商伊藤拓太朗方より出火、同家を全焼し、12時に鎮火した。原因は、丁稚の東野秀夫（19）が自転車修繕のために使用したカンテラの火を消さずに自室に持ち込み就寝したところ、それが障子に移って大事に至った。損害約１万円。	
大正14	1925	３月30日	朝	a	新寺町の火事 真夜中に火事	29日午後２時40分、市内下珠数屋町新寺町松山庄一方から出火、同家を全焼し、松浦鉦之助方の軒下と山田長次郎方の屋根の一部を焼き、午後３時鎮火。原因損害等、七条署で取調中。	
大正14	1925	３月31日	夕	d	火事に困る鹿ケ谷の悪道 付近住民の苦情	近年建築材料が底値であり、資本家が投資の目的として借家建築を選ぶために、洛東鹿ケ谷浄土寺方面は、将来市営電車の新線敷設を見越して新家屋の増加が著しく、桜木御陵を中心として青田が人家に変わって来たが、もし火事が起こった際の消防車の通る道が無いために、付近の住民は防火策を協議中である。しかし、市当局はこれに対してはなんら対策を講ぜず、銀閣寺等の有名寺院や帝室関係の御陵所等に対しては緊急に防火策を講ずべしとして、近く付近住民から府知事に対して意見書を提出するとのことだ。これに関して府保安課の安部氏は 「鹿ケ谷付近は道路が狭く、火事の際は消防車が自由に活動できないため市当局と交渉し警告を発しているが予算の関係上簡単にはいかない模様だが、府当局には早く良道を作って欲しい。もしものことがあればそれこそ由々しき問題である」云々	
大正14	1925	４月２日	朝	b	今年の寡雨は 測候所創始以来の事 早や飲料水さえ欠乏 過乾の関係で山火事が多い	昨年の大干ばつに引き続き今年も雨量が少なく、府下全般、特に山城丹波方面は用水不足が激しく、南山城方面では井戸水が枯渇し飲料水は欠乏し、配給と、ほぼ枯れた農業用水を転用してしのいでいる現状である。現在までの43年間の１～３月の雨量が200ミリ以下の年を調査してみると、第１位が昨13年の90.1ミリ、次いで本年の103.0ミリとなっており、それ以外の年は少なくとも160.３ミリ（明治22年）以上である。しかし、昨年に関しては、その前年12月末までの３ヶ月で637.４ミリの多雨量があり、地下水がたまっていたため問題はなかった。しかし本年は昨年末３ヶ月で386.8ミリ、昨年の年雨量でも983.5ミリという大干ばつである。また、湿度も同傾向であり、３ヶ月間平均が74％であり、平年の76％に比べ２％少ない。このような年は７ヶ年しかなく、珍しい。以上のように今年は非常に大気が乾燥しているため山火事も多く産業や治水の点からも莫大な損害になりつつある。このような事態は京都測候所創始以来初めてである。だが、例年は４月から雨量が増加し梅雨期に入るので、心配はないだろう。	
大正14	1925	４月４日	朝	a	京極の小火 場所柄大混雑	３日午後４時19分頃、新京極四条上ル料理業中村定次郎方露台にて作業中の今熊野南日吉町16番地槌商島田捨次郎が誤って火を出したが、家人の協力のもとすぐ消し止めた。一時現場は非常に混雑した。	

京 都 日 出 新 聞

年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見 出 し	記 事（要 旨）	備 考
大正14	1925	４月４日	夕	a	久世郡の火事 納屋から出火	２日午後10時20分、府下久世郡槇の島村■縄業岩城玉之助方納屋から失火し、同家を全焼して同11時鎮火。原因は、藁灰の不始末からで損害200円。	
大正14	1925	４月５日	夕	o	書き入れの日曜日に 憎やチラ／＼小雪が降る 花見列車は運転中止	今年は昨年よりも入洛する観光客が３・４割増加しており、４日には２万２,582名に達し、前年同月１万８,535名と比較すると４,000名余りの増加である。増加傾向は日を追って増えており、今年の花見臨時列車は非常に混雑すると予想され、駅員は緊張をもって職務にあたっている。今５日は桜には早いが本願寺の法会、有料国産博その他、市内を移動する観光客が多い見込みであったが、４日から引き続き気温が低く、夜からの小雪は朝になっても晴れず、京都駅では旅客の減少を見越して同日の花見列車の全面運転中止を決定した。	
大正14	1925	４月６日	夕	a	中書島遊郭 娼妓検査所の怪火 何者か放火の疑がある	６日午前６時20分、府下紀伊郡伏見町中書島遊郭娼妓検査所小使物置押入天井より出火したのを小使一坪すえ（56）が発見、近所の人間と協力して消し止めた。放火の疑いがあるため、伏見署で取調中。	
大正14	1925	４月８日	朝	d	都市計画に伴う 区割整理調査 住宅地域のみ終了 幹線と補助道路の様式	京都市の区画整理はかねてからの懸案事項で、主として宅地利用のためであるが、消防・衛星方面にも重大な関係を有するものである。最近京都では、年40戸ほどが郊外の近くに建築されているが、建築者は自己の土地であるので自由に道路を敷設したり畦道を道路としたり無秩序極まりない。土地利用は不経済不衛生であるので、道路計画を立てて、それに合わせて家屋を立てさせようとするものである。市はこれに先立って京都従来の生活様式を鑑みて、幹線道路は６～12間、補助道路は３～４間の幅とし、１区画は幅30間長さ60間とした。従来の市外は南北に長くされているがこれは採光面の事情であって衛生面からは不満なため、東西に長くする方針である。	
大正14	1925	４月10日	朝	d	東七条付近 高瀬川改築 市社会課の計画	市内東七条付近は高瀬川の屈曲により少しの大雨の際は氾濫し、不衛生な物を路上に運んでしまう。また付近一帯は一年中日陰の小路多数あるなど不衛生な地区なので、市の社会課は貫通道路や下水改良など、これらの改善に留意していた。しかし、まずは屈曲している高瀬川の改築を行い下水を改良すべく計画中である。これに対し政府より社会改良費として20万円内外の補助を受け、市は７・８万円を支出し合計30万円内外で工事に着手する方針であるが、政府の補助は10ヶ年計画の意向らしく、工事の性質上、このような長い年月では到底不可能なので、２年もしくは３年ぐらいの計画で終わりたいとしている。	
大正14	1925	４月13日	夕	a	中堂寺の火事 三戸を焼いた	13日午前１時頃、市内中堂寺千本西入ル染物屋新折崎邦太郎および同町馬車屋小永喜内両名の共同所有の馬料置場より出火、同家および邦太郎の染工場２棟を全焼、邦太郎方の住宅を半焼して同２時に鎮火。原因は堀川署にて取調べの結果、12日夜10時ごろ同置場での夜業の際の火の不始末からである。損害は不詳。	
大正14	1925	４月14日	朝	a	寺町の小火	12日午後４時15分、市内寺町出町枡形上ル人力帳場原奈良松方から出火、一部分を焼き同20分鎮火。	
大正14	1925	４月15日	夕	a	北桑と鹿ケ谷 二ヶ所の火事	▲14日午後６時半頃、府下北桑田郡黒田村下黒田新谷只一方物置小屋から発火して同家を全焼し午後７時半鎮火。原因は只一妻ちゑの灰の不始末で、損害約300円。 ▲15日朝、市内鹿ケ谷高岸町雑貨商杉原栄次郎方表２階から出火したが布団を焼いたのみですぐに鎮火。原因は炬燵の火気が強かった為。	
大正14	1925	４月17日	夕	a	雲ヶ畑の火事 杉丸太を焼く	16日朝、洛北雲ヶ畑村草原で、杉丸太他数十本および杉薬小屋が燃えているのを柿谷重太郎方の雇い人が発見し、付近の者と協力して鎮火させた。損害は５,000円で所轄署で取調中。	
大正14	1925	４月18日	朝	o	筍の不作 例年の六歩位	京都府名産の一に数えられる筍は、乙訓・葛野・宇治各郡とも本年は非常に不作で、例年は今頃が出盛りで一貫目一円以下に値下がりする頃だが、本年は未だに上等品一貫目二円ないし二円五十銭を上下し、当分値下がりする見込みが無い。これについて府の技師は、昨年の大旱魃の影響が非常	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
						に大きく、また今年は筍の発生が少ない年廻りであること、最近の気候が寒冷であることを理由に挙げている。昨年比６割ほどの収穫だが高値となって収入に影響しないだろうと語った。	
大正14	1925	４月19日	夕	a	組紐屋の小火	18日午後６時40分頃、出水堀川東入ル４丁目組紐業順隆號方裏工場モーター室より出火、家人が発見し直ちに消し止めた。原因損害は中立売署で取調中。	
大正14	1925	４月24日	夕	a	西洞院の火事 物置小屋から	24日午前６時40分頃、市内西洞院綾小路下ル下絵彩色業橋田米次郎方物置小屋より出火、近隣の小屋に延焼せんとするもただちに消し止めた。原因は煙草の吸殻を薪箱の中に投入したものである。	
大正14	1925	５月１日	夕	a	京大病理学教室の火事 標本は大方取出す 在郷軍人学生看護婦等の協力で二時間半に北館全部消失	１日午前２時半、京都帝大医学部病理学教室より失火し北館を全焼した。焼失は東北部の２階木造120坪７合５勺とその隣の煉瓦２階建63坪の２階部分である。これは明治26年建築当時に３万６,000円を投じたものだが、大学に備え付けの電気ポンプは旧式で圧力が弱かったため効果が薄かった。市内全ての消防隊によって消火活動が行われ鎮火に２時間半を要した。もっとも目覚しい活躍だったのは、在郷軍人が学生事務員や看護婦等と協力して、煉瓦建の２階図書室が燃えている中、その階下の標本室から標本を全て取り出したことである。 藤波鑑博士は、火元が自分の教室であったことと、博士論文の材料を烏有に帰したのが残念。火の回りが速かったのは、標本がアルコール漬けだったためだろう、と語った。宿直の小使は、失火はありえず、火の回り方に不審な点があるとした。所轄川端署の署長は、失火が原因ではないかと語った。	５月３日夕刊、４日夕刊に続報。 原因は放火で、犯人（京大職員）は放火の映画を見て思いついたと思われる（本人は昇給に漏れたことを原因とし、京大側はこれを否定）。
大正14	1925	５月10日	朝	f	米国で発明した焼けない窓枠 これを付けると保険料割引 京浜の復興に日本へも輸出	京浜の復興もようやく本建築に着手するものが増加したというので、アメリカ・デトロイトのフイチストヲ製鉄所から鋼鉄製の専売特許の窓枠を輸出して来た。同品は既にアメリカで55%、イギリスで50%のシェアがある。日本の弱い鋼鉄式ではなく頑丈なレール式である。窓枠は両方で１本の力しかないが、この品は中で切り抜き他から押えられるようになっているため通常の1.4倍の力があるという。また２,000度以上の耐火力もあり、隣家火災の延焼から家を守ることができる。ガラスは元来耐火力が強いが、通常の窓枠は１,500度あたりで変形しそこから延焼するが、この品は違うのだ。ゆえにアメリカの火災保険連合会はこの窓枠に対しては保険料を半額にすると宣言している。この製造会社がサンフランシスコ震災後の効果を考えて是非日本でもこの効果があることを示したいとして輸出して来た。京浜の復興の助けになるならば義侠的に日本では安価に販売するとも。	
大正14	1925	５月12日	夕	a	今朝午前三時 高産の火事 産舎二棟で損害二万円 東上中の校長は急遽帰任	12日午前３時頃、洛西大将軍坂田町京都高等産業学校内第二産舎西端の六号室より出火、幅５間長さ17間の平屋２棟、合計170坪を全焼して４時40分鎮火。出火の原因は暖炉の上の火鉢からの失火らしい。学生は全員寄宿舎住まいだったため、駆けつけて消火活動にあたり目覚しい活躍をみせた。他の建造物への延焼も心配され、消火栓からの水圧も弱かったが、上下消防署からの応援を得て延焼は免れた。損害は２万円。病理・生解剖研究材料を焼失したため惜しまれている。付近には日活撮影所・妙心寺などがあり一時は騒ぎとなったが、延焼は校内にとどまったため不幸中の幸いである。	
大正14	1925	５月12日	夕	a	消防署員の負傷	必死の消火活動にあたっていた上消防署・杉山銀太郎は、革の帽子をかぶっていた上に屋根瓦が落ちて後部に４㎜骨膜に達する傷を負った。	高産の火事の際か
大正14	1925	５月16日	朝	a	御着間近の火事 吉田下阿達の油屋から 大事に至らず直に鎮火	15日午後６時28分、市内吉田下阿達町油商柿本駒次郎方裏の物置より出火、ただちに消し止め損害は軽微。原因は焚火中に火が石油に燃え移ったため。ちょうど、入洛した東宮殿下の行列が大宮御所へ到着する間際のことで、丸太町通から御苑一帯は拝観者が多数おり、消防車の警笛でざわめきたった。府警察部長と消防車は、御着早々の失火騒ぎに恐懼している。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
大正14	1925	5月18日	朝	c	昨夜の地震 震源地は京都を距ろ五里 京都測候所発表	17日午後8時29分30秒から33分27秒まで続く激しい地震があった。震幅28ミクロン。震源地は京都から北に5里以内で、上下動の激しい地震であったが人畜に被害は無い模様。 **京都から西北** (京都大学理学博士　志田博士談) 17日午後8時半の自身は0.7ミリの震幅で、京都から西北または南北だと思う。このごろ西北方面で時折微震があるので注意中だが、京都から20㎞ぐらいだろう。震動は1分以上にわたり、目下震源地については取調中である。 (17日午後9時50分)	「南北方面」は記事のママ
大正14	1925	5月18日	朝	a	小火	16日午後1時50分、市内壬生車庫前六角下ル市電信号手吉岡為吉方裏物置から出火、ただちに消火し壁の一部を焼いたのみで消し止めた。損害5円。	
大正14	1925	5月26日	朝	a	停電が祟って 下京に小火二件	▲25日午後7時45分、八条四ツ塚町出火、ただちに消し止めた。損害5・6円。 ▲同日午後8時5分、七条通新町西境町165番地洋服商左■乙三郎方2階の職場より出火したが、直ちに消し止めた。損害80円内外。原因はいずれも電燈停電のため蝋燭を代用した際に火が発したため。	
大正14	1925	5月26日	夕	a	手提袋が燃える	29日午後8時20分頃、市内四条通千本東入ル糸物商岩井藤次郎方では停電のため蝋燭に火を付けておいたところ、商品のセルロイド製女性用手提袋に引火、70個ほどを焼いものの、家人が消し止めた。	
大正14	1925	5月27日	朝	d	都市計画上の 土地区割整理（一） 大京都市実現への前提	京都市郊外は人口増加のため建造物が無秩序に建築されており、一度天災がおこればここに居住する人々の生命と財産が危険である。	6/1まで全5回の連載。
大正14	1925	5月27日	夕	a	空き家へ放火 少女がみつけた	26日午前1時40分頃、市内西の京松下町岩崎留次郎所有の笠取町にある空き家に何者かが放火、くすぶり始めたのを付近に住む山田仁之助長女ふみ（9）が発見、報告を受けてただちに消し止められた。所轄西陣署で放火犯人を調査中。	
大正14	1925	5月28日	夕	a	食料工場の小火	27日午後3時、市内中堂寺坊城町食料品製造業匹田徳三郎工場から出火、直ぐに発見し屋根の一部が燃えたのみで消火した。損害20円。原因は同時刻に製品試験のため陶器製の鍋を油釜に入れて煮立てたとき過度の熱を加えたため鍋が破裂、油に引火して爆音とともに発火したものである。	
大正14	1925	5月29日	朝	a	小火三件	▲28日午前10時半頃、下京区東洞院高辻下ル燈篭町572印刷業三宅常二郎方より出火、同工場を一部焼いたが直ちに消し止めた。 ▲同日午前11時20分、下京区壬生高木町49菓子荒物商原元次郎方2階より出火。原因は下宿人が煙草の吸殻を捨てて外出したため。損害約20円。 ▲同日午後5時50分頃、下京区壬生下溝町牛肉商松下藤吉方の不在中に出火。大事に至らず消し止めた。	
大正14	1925	5月31日	朝	o	桃山に落雷	30日午後1時20分頃、伏見桃山御陵道より乃木神社に通じる官道の両側の杉林の中二ヶ所に落雷したが人・家畜に異常無し。	
大正14	1925	6月1日	朝	d	日出講壇 震火の惨害予防と電気応用の必要 工学博士青柳栄司 (上)	関東大震災や山陰の地震は非常な被害をもたらした。両方とも、火災がなければこのような悲惨な状態にはならなかっただろう。文明が未発達のころは天変地異に備える心構えがあったが、今は文明に心構えがついていってない。私は電気を用いるべきだと考える。関東大震災での逓信省の調査では、最初の地震と同時に送電所・変電所は送電を中止したことから、電気は火災の原因にはならなかったということだ。木造家屋が標準の我が国では、家庭でも工場でも、燃料・灯火には電気を用いるべきである。よって供給者は市民の便宜を図ること、使用者は電気の知識・使用上の注意を習得することが必要である。 要するに、我が国では耐災のみならず、燃料問題の解決・国民保健・経済能率の増進などを達成するために燃料の電化が急務である。	資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正14	1925	６月１日	夕	o	大地震は一ヶ月前に立派に予知し得られる 中央気象台の国富技師が今度の地震で発見した	山陰の地震の被災地を視察していた中央気象台の国富技師が、地震計・気象紙の調査の結果、地震予知の方法を発見した。震源地となる地表に向かって地面が傾斜している記録を基本として計算すると、少なくとも一月前には地震予知できる、と。 地震予知の方法は大きく２つあり、地震の波動の速度の変化を調べるか、地下の変動が地表に表れているものがないか調べるか、である。全国的に地震計を設置して調査して欲しいものだ。	
大正14	1925	６月２日	朝	d	日出講壇 震火の惨害予防と電気応用の必要 工学博士青柳栄司 (下)	電気供給者は運営形態がどうであれ、社会のために尽くさなければならないため、それが出来ないものは他に転換せよ。そして、市民もこれらを監視しなければならない。 指導者階級の人間も電気使用の促進に努力して欲しい。電気に換えれば危険が無くなるのは自明である。絶対安全である。木造建築が多い都市生活のために考えて欲しい。	資料集に収録
大正14	1925	６月３日	夕	a	盧山寺のボヤ	市内盧山寺大宮西入ル織職井上福太郎方の表入り口下駄箱から出火、ただちに消し止められた。外出の際に蝋燭を点けて置いたため。損害軽微。	
大正14	1925	６月４日	夕	d	会議所議員団 淀川視察 京阪運河の前提	京阪運河期成同盟会設置の前提となるべき京都商工会議所第五部（交通部）主催の淀川実地視察が３日午前10時より観月橋集合、特別議員・田辺朔郎博士を指導者として委員・記者など30名ほどの参加で行われ、横大路、枚方、守口に途中上陸し田辺博士の講話を聞き、大阪商工会議所に会頭を訪問、意見交換の後帰洛した。	
大正14	1925	６月５日	朝	d	会議所団の淀川下り（上） 農耕地を工場地に変へる低水工事と運河 田辺博士の理想案と姑息案	淀川を付け替え工場地帯を作るのは最善の方法であるが、莫大な費用がかかるため不可能である。そこで田辺博士は「姑息運河」、京都横大路間に200万坪の工場用地を作ることは地方でも可能であるというので、京都商工会議所は、同所交通部委員を中心に淀川の実地視察をした。 船上での田辺博士の講話。河川改修は洪水防御と低水工事を併せて行わなければならないが、今の内務省の方針は洪水防御のみであり、低水工事は旧隅田川と旧淀川の２例のみである。横大路付近は低水工事の必要は無いが、宇治・木津・桂三川合流地点より下流は低水工事を施さなければならず、費用は150万円、理想的にするなら600万円ほどかかるだろう。横大路から運河を開き東寺の南からＴ字に、東は疎水、西は北へ西高瀬川と繋げば姑息運河が成立する。費用は大体１,000万円ほどだ。	
大正14	1925	６月６日	朝	d	会議所団の淀川下り（下） 運河開鑿事業史 の第一頁を他日に飾る？ 京阪提携して其完成に当るの要	大阪商工会議所で会頭以下と意見交換したが、その席上で田辺博士は、淀川の洪水防御小路は京都大阪協力したが、これは京都に利が少なかった。低水工事もまた協力して行わなければならないが、これは大阪に利が少ない。しかし、弱者の京都を強者の大阪が援助するということで了解して欲しい、と発言し、会頭の計画への了解を得た。これは、運河が完成した際にはその事業史の第一頁に記されるべきことである。(つき生)	６月７日に京阪運河に関する京電社長のコメント、10日に京阪運河の治水に関する社説あり。
大正14	1925	６月10日	朝	a	等持院 撮影所を焼く 馬小屋から出火	９日午後７時50分、市内上京区等持院北町10番地東亜キネマ撮影所の馬小屋と物置の間から出火、馬小屋・物置・自動車庫・理髪店の計４棟と自動車１台を全焼、馬１頭焼死させ、同８時10分に鎮火。原因損害は取調中。	６月10日～15日の各日夕刊に続報あり。 原因は放火。 東亜プロダクションとマキノプロダクションの分離問題に関連付けされた。
大正14	1925	６月12日	朝	d	都市計画と公園 遊園、運動場、休養公園等 児童保健の大問題 京都帝大助教授関口鍈太郎氏談	そもそも公園の目的は市民の保安上欠くべきでないもので、装飾としてだけでなく防火線、万一の際の避難所に出来る。また、道路を拡張する際はその両側に公園を設けておくべきである。	無関係の箇所は省略。
大正14	1925	６月12日	朝	d	幹線下水の汚物を 沈殿さす溢水路を 五条鴨川の剣先に設ける	本市下水調査会によって決定された本市幹線道路、つまり都市計画による河原町通および烏丸通を迂回する、完成下水道の溢水口は五条大橋の南に作られ、近代我が国の都市では前例の無い溢水路が建設されるべく設計を終えて着工を待っている。新設の今出川北部一帯、今出川通の烏丸一河原町間、河原町線五条間の新道路西側を通る下水	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						道は、将来補助道路の完成によってなる下水道の溢水路として完全なものになる。下水を通じて溢水路に押し出される塵芥・汚物は沈殿しながら下流に流れ、15倍以上に希釈されると鴨川放流口へ落とされる仕組みで、大阪や東京は処分池が完成しているため5倍でよいということになっているが、処分池を持たない本市ではその3倍以上に薄め衛生上無害になってから放流する。	
大正14	1925	6月12日	朝	d	東七条一帯の整理 下水改良費として十八万円の補助 市の道路改良方針	政府は15年度の予算編成に際して社会政策に特に意を注ぎ、京都市も昨年政府指定により東七条一帯の地区が不衛生住宅地区となったため、高瀬川下水を整理すべく土木課・社会課協力して設計調査中である。東七条付近の高瀬川は屈曲しているために少しの雨でも氾濫し、また住宅・小路は採光が不十分で衛生上問題なため、まず指定したものだろう。政府は下水改良費として18万円を交付し10年計画で遂行させる方針だが、2年や3年ですむ事業ではないので14、15年度の事業として調査しつつあるが、当面30万円以下で工事は難しく、高瀬川下水溝のみの工事では不完全であるので、区画整理事業とあいまって完全な整理をしようと市当局は策を練っている。	
大正14	1925	6月14日	朝	o	から梅雨模様 藤原博士の談	梅雨に入ってから好天続きである。中央気象台の藤原博士の談。 「昨日の朝は上昇気流で順調な梅雨気象だと思ったが高気圧が房総半島に下ってきたため晴れた。明日は朝鮮や日本海側には雨が降るだろうが、これは不連続線がもたらすので梅雨ではない」	
大正14	1925	6月14日	朝	a	三高の小火	13日午後8時58分、吉田第三高等学校構内東の炭小屋より出火、炭俵を少し焼き3分後鎮火。損害軽微。原因不明。	6月14日夕刊、27日夕刊に続報。 原因は放火。
大正14	1925	6月14日	夕	a	郡部の火事	14日午前1時頃、府下久世郡宇治町大字白川新造方より出火、同家を全焼し隣家の吉田伊三郎方へも類焼、1時半頃鎮火した。損害2千円。原因は所轄宇治署で取調中。	
大正14	1925	6月14日	夕	o	市内に落雷	13日午後5時、市内堀川通今出川東入ル実相院町染物業岩川喜六方の裏に落雷。人・家畜に死傷なし。	
大正14	1925	6月15日	朝	o	危険性の多い寒流 コンナ年には凶作を招く 涼しさを通り越し薄ら寒い	大気と水は密接な関係があるため、潮流の変化は農作物に及ぼす影響が大きい。過去凶年と言われた年は寒流の勢力が強かった。今年は昨年の寒気から考えて危険だと考えなければならない。 **凶作逃れの最良手段** **稲の発育成長を助ける速効肥料** 今年のように冷気が甚だしく黒点や潮流が云々されるときは、苗の成育が遅れても田植えを早くし、稲の発育を助長するために速効肥料を施し、また晩稲をなるべく廃止して不作の被害をできる限り減らすのが肝要である。	
大正14	1925	6月15日	夕	f	新しく購入した自動車ポンプ 一分間に七百五十ガロンの放水能力ある精鋭機	京都市内の火災防火設備として、上下両消防署を通じて自動車ポンプは4台で上消防署には毎分500ガロンの放水能力のあるヲフランス2台、下消防署には同型1台と毎分350ガロンのハドソン1台を備えているが、大京都市が実現すれば到底4台のポンプでは非常時に不足するため、13年度予算として毎分750ガロンの能力のあるヲフランス1台を注文していたところ、1週間前に到着し、15日に府保安課・下消防署長他の立会いで、疏水秋月橋東で放水試験を行った。16日には走行試験を行う予定である。同ポンプは2万8,000円で約9t。従来のポンプより優秀であり、試験終了後は下消防署に配属されることになっている。	
大正14	1925	6月15日	夕	a	真夜中に出火した 千本今出川の火事 全焼二戸半焼三戸 危く焼死を免れた類焼者の談	15日午前2時半頃、千本今出川北入ル上善寺町芋商長谷川秀之助方より出火、同家と隣家の化粧品商西川竹松方を全焼、飴屋宮本徳次郎方、散髪屋林善［火宣］方を半焼、荒物商磯野政次郎方の壁を焼き破って午前3時半頃鎮火した。いち早く上京消防署が出動し大火災は免れたが、出火の原因損害などは未だ不明。焼け出された西川竹松の談話。寝入った際は何もなかったが、午前2時頃に妻が火に気付いて目を覚ましたときには既に火の手が回っており、身一つで屋根を伝って逃げた。火元については長谷川秀之助の妹ひでは自家が火	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						元ではないと否定しているが、芋焼きの竈の火の不始末から付近にある可燃物に燃え移ったのではないかと、西陣署で取調中。	
大正14	1925	６月16日	朝	o	十四日以来の降雨に 府下一円を潤ほす 遅れた田植も順調にゆく	府下の田植は今春の気候不順で田植えが遅れており、降雨も無く田植え時期の切迫と用水不足に悩まされていたが、14日以降の降雨で野菜物は生気を取り戻し、また田面は潤って田植えに適してきたので、２・３日中に府下の大部分の地方で田植えに着手する模様。用水欠乏や害虫被害の報告も少ないことから、今年の植え付けは順調にいくものと予測されている。	
大正14	1925	６月20日	朝	o	降りつゞくか	入梅以降も空梅雨だったが、19日は朝からかなりの量の雨が降った。京都測候所によれば、午前０時50分から降り出し午後３時15分に降り止んだが、総雨量は44ミリであった。今後梅雨の状態となるかは不明。	
大正14	1925	６月20日	夕	o	雨！降つた降つた 坪当り一石五斗 今後まだ／＼降る見込	昨日振り出した雨は一時小降りになったがまた土砂降りとなり、田植え中の農家には恵まれた黄金の雨である。雨量は坪当たり１石５斗２合弱で、降り続く見込みである。	
大正14	1925	６月21日	夕	o	各川の増水 別に被害はない	19日の降雨による府下・市内の各川の増水状況は以下の通り。 ▲木津川は21日午前７時に７尺の増水。草内青谷間の渡船が不通となった。 ▲由良川は一時一丈二尺増水し危険であったが、危機を脱しつつある。 ▲府内市内を通る各川はいずれも一尺ほど増水した。	
大正14	1925	６月21日	夕	b	豪雨に祟られ 暗黒化した洛北	20日来の豪雨により、午後４時頃洛北雲ヶ畑大曲付近の山崩れで電柱２本が倒壊し電線が切断。復旧に手間取り、夜半まで付近一帯は暗黒界であった。	
大正14	1925	６月23日	朝	o	工場衛生災害予防ポスター 巡回展覧会を開く	京都府工業連合会および府工場衛生会主催の工場衛生及び災害予防ポスター展覧会は７月５日午前８時から午後５時まで府立図書館で開催し、一般に公開する予定である。同日以後６日から８日までは市内各工場主催で鐘紡・日清・辻紡績・奥村電機・東洋紡績・日本製布・綾部製糸・郡是製糸などで巡回展覧会を開催する。	
大正14	1925	６月23日	夕	o	京都市民が使ふ 五十万石の浄水 暑中にあんまり浪費すると 断水のおそれがある	蹴上浄水場は毎日70万石平均の水を市民に供給しているが、昨今は約37万７,000石の水を水道管に送っている。毎年夏になると人々が水を浪費するため断水の恐れがあると言われるが、同所の係員によれば、今年は例年に比べ日照日数が多く人口も増加したことで、人々が水を例年通りに使用すれば断水の恐れがある。水の浪費は慎んで欲しい。	
大正14	1925	６月23日	夕	c	けふの地震 第三位の余震 京都測候所発表	京都測候所の発表によれば、本日午後０時48分に地震があった。この地震は但馬大地震の余震であり、本震以来第三位の激動であった。京都市内では人の身に辛うじて感じる程度だった。	
大正14	1925	６月23日	夕	a	神棚から出火	23日午前５時50分、市内古川町三条上ル古物商□本芳太郎方奥三畳の間の神棚の燈明から出火、家人がすぐに消し止めた。損害２円。	
大正14	1925	６月23日	朝	o	昨年中に焼けた工場の火災 府下の総損害五十八万三千円 火事早い製綿や染織	京都府下の工場法適用工場は983、非適用工場が10,242ある。大正13年中のこれらの工場の火災について府工場課の調査では、焼失工場26、付属建物10、死者２名があり、総損害高五十八万三千五百五円に達した。製綿・染織整理など加工業は、火気を多く用いたり仕事を無理に急ぐ必要があるため危険率が高い。製糸業は特に注意を払っていたためか火災による損害がほとんど無かった。	
大正14	1925	６月24日	朝	o	雨を呪ひ西瓜を怨む 変な商売の氷屋 市中で一日四万七千貫の氷が 三伏の苦熱に消え去る	梅雨に入っても雨が続かないばかりか日中は90度に近い高温のため、市内繁華街の氷屋は繁盛している。京都人の消費量を計ってみると、京都の各会社の製造量が約３万ｔ、市内の仲買店の扱うのが約１万６,000ｔである。昨年は日照により西瓜の当たり年で製氷会社は大打撃であった。今年はどうかわからないが、西瓜が不作であることを願うのは氷屋だけだろう。	
大正14	1925	６月25日	夕	a	七条新地の小火	25日午前10時20分頃、市内七条新地平居町貸座敷業大末事下村末太郎方より出火、家人が発見し、	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						直ちに消し止めた。原因は風呂場の煙突から。	
大正14	1925	6月26日	夕	d	私設道路を 市道に認定の出願 八月中は二間でも許可するが 以後は三間以上を要する	京都市の発展に伴い郊外の田畑が住宅地となっていっている。先年公布された市街地建築物法により1間半以上の道路に面しないと建築できないことになっているため、畦畔から規定の距離を離して建築している。私道にすれば自費負担が大きいため市道に寄付し逃れる者が多い。これに対し市当局は従来有効幅員2間以上の道路を認定する方針だったが、幅2間ではもし火災などが起こったとき危険であり、また都市の道路としても適当でないという論議が起こり、市会でも4月に3間以下の道路は市道として認定しないという議案が通過した。2間でも認定されると思い既に工事が終わり未申請のものもあると思われるので8月までは2間でも認定するが、それ以降は絶対3間以上でないと認定しないことになった。	資料集に収録
大正14	1925	6月28日	夕	b	山田木津両川 大増水をみた	山田川は、山田の庄大字山口小字上川原田中仙太郎家先の四条縄手街道と称する府道が約十数間破損し、通行不能になった。また木津川は増水し水位が8尺となったため、草内青谷間の渡船が不通となった。	
大正14	1925	7月2日	夕	b	雨が降りすぎて　大水の心配 各河川増水稲田に浸水 府土木課が各郡を視察	梅雨の時期に入ると連続的な豪雨で、農村では増加した水量を持て余すようになっている。各河川も増水につぐ増水であり、各町村では稲田が浸水している。	
大正14	1925	7月4日	夕	o	第二疏水流量　百箇増加は不承諾	京都市会において第二疎水路の流量百個増加を滋賀県に対し申請することを可決したが、滋賀県は容易にこれを承認しない。	
大正14	1925	7月8日	夕	o	流水百箇増加の　京都の要求は無理	京都市会の第二疎水路の流量百個増加申請の理由とその内容について、滋賀県琵琶湖治水会長吉田虎之助は、将来必要が生じた場合は増加しなければならないが、今日以上に水源が増さない限り流量の増加は許されるべきではない。	
大正14	1925	7月8日	朝	c	七日の地震　京都測候所発表	7日午前1時47分6秒に地震があり、約10分間のやや強い震動であった。北緯30度東経107度美濃越前の国境地帯の活動。京都では僅かに身体に感じる程度。	
大正14	1925	7月11日	夕	b	稲田に浸水　植替を要する地方が多い	水量の過剰に苦しみ、植え付けたばかりの田に浸水して始末に困っている。植え替えを要するものが多く、植え替え見込みのないものもある。	
大正14	1925	7月11日	夕	b	昨夜の豪雨は　坪當り六斗餘 堀川筋の浸水戸数が　四條以南に約七百戸	10日午前0時過ぎから近来稀な大雷雨となり、市内溝渠は増水し道路に溢れた。浸水家屋多数。	以下に被害関連記事あり 7/11夕刊 「紫野に浸水」 7/12夕刊 「水野恐怖に徹夜した郡部各川の出水氾濫夥し」 同「市中に浸水　殊に堀川松原両署の管内に夥しい被害数」 同「水の伏見　深草に大浸水」 同「七條署の管内　浸水千五百戸」
大正14	1925	7月11日	朝	a	辻紡のボヤ	10日午後4時25分頃、下京区花井町一番地辻紡績株式会社混綿工場より出火したが、工場従業員社員協力防火に努めた。原因取調中。	
大正14	1925	7月12日	夕	o	桂川上流の砂防工事　工程半ばで打切り　内務省の無責任を鳴す　沿岸地元村民の激昂	内務省の直轄事業として大正5年から10ヶ年計画で行っている桂川上流の砂防工事は、規定計画の半分しか進歩していない。内務省は予定年度中に工事を打ち切る方針。	
大正14	1925	7月12日	夕	a	二石八斗七升　大雨の坪當り	10日早晩の大雷雨は11日まで降り続いた。この大雷雨は京都地方では近年稀有の大雨。	
大正14	1925	7月13日	夕	c	殆ど全國に亘る　地震帯の活動　或は強震の襲来を見るもしれぬ虞がある	5月23日但馬大震災以来引続き山陰、名古屋、関東、北海道、台湾等、殆ど日本全国に渡って地震が起こり人心に不安を感ぜしめている。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正14	1925	７月13日	夕	b	いやな氣壓が頑張つて　雨はまだ降續く　六日來の降雨坪當り三石五斗　最高は十日十一日の豪雨	７月に入って以来去る６日から毎日降雨をみている。高気圧は依然として北海道の北方及び小笠原島附近の海上にあり、滞留する傾向がある。台風は黄海東部に来り、東方に進行している。高気圧のせいで低気圧が進路を阻まれ東進の速度が甚だしく遅く。天気は概ね不良である。雨は降り続き降雨量は一層増加する。	以下に被害関連記事あり　7/13夕刊「各川増水」
大正14	1925	７月14日	夕	a	やつと天氣は霽れた　豪雨の後の被害　宇治、葛野兩郡隣接地に多い　土木の方面は案外輕微	10日以来降り続いた豪雨も漸く晴れた。豪雨の被害は主として宇治、葛野両郡の市部隣接地域に多い。土木の被害は比較的軽微である。	
大正14	1925	７月14日	夕	a	稲苗の植替を要する箇所が多い　浸水の為に腐つた	いやというほど降った霖雨で、浸水続きの府下稲田は更に10日からの豪雨で一層範囲を広めた。稲苗の植替に就ては、府農会の斡旋で被害地以外の各郡から譲与分の供給を受けるはず。	
大正14	1925	７月15日	夕	a	府下の降雨量　京都市が第一位	去る９日以来降りに降り抜いた豪雨も漸く昨13日来晴れ上がった。今回の降雨は主として山城方面に多かった。被害の程度も南山城が最も甚だしかった。降雨総量は一坪当たり京都が一番多い。	
大正14	1925	７月15日	夕	a	雨後の井戸水に注意せよと松原署の警告	豪雨が降り続いて地層が地層が弛むと不完全な堀井戸には、接近している下水道、便所などの不潔な水が流れ込んでいて、不用意に使用すると軽症伝染病の蔓延する虞がある。松原署衛生係では井戸の消毒を行っている。	
大正14	1925	７月16日	夕	o	架換の要ある府下の　橋梁費六十萬圓　桂橋、綾部橋、宇津根橋等　府土木課の豫算編成難	現在府下にある国道府道に架せられている橋梁は２,200余りあり、毎年６万円の予算で改修を行っているが、年と共にどの橋梁も腐朽の度を増し、大部分は一時的な修理を許さなくなっている。桂橋、宇津根橋、綾部橋は架替えの必要に迫られている。この三橋の根本的大修理を考慮中であるが、実行すらもなかなか至難である。	
大正14	1925	７月19日	夕	a	古門前の火事　二戸をやいた	18日午後１時50分、下京区縄手古門前下ル自転車屋より出火し同家を全焼。下隣の餅屋に燃移り両家を全焼。原因は自転車屋の揮発油から発火したものらしい。	
大正14	1925	７月21日	夕	a	紅闈の夢驚かす　祇園の朝火事　一戸全焼五戸半焼した	20日午前５時半、下京区祇園切通し富永町370番地貸座敷業奥山横事奥山たみ方２階から出火。火元を全焼。隣家玉木こと方へ燃え移り南隣の海老名きく方及び人力車帳場三田村つる、北側葉田平三郎、枡富楼事和田小寿方の５軒を半焼。人畜には死傷がなかった。	
大正14	1925	７月26日	朝	a	京都で名代の島原角屋の火事　由緒ある古い建造物　但し家寶と母家は無事	地の貸庫敷業角屋こと中川徳右衛門方奥の離座敷松の間の天井裏から出火し隣室及び中座敷２階を焼失した。京都の民家として最も古い歴史があり、出火場所はその中で最も名高い松の間である。幸いにも家宝は大部分搬出した。原因は大工の過失か。	
大正14	1925	７月27日	夕	a	島原角屋の火事　損害は約一萬圓　出火の原因は尚取調中	市内島原遊廓角屋事中川徳右衛門氏方の出火について、損害は１万余円と言われている。原因は手伝業橋本万次郎外２名のものが松の間の天井裏を掃除した際誤って火を失したものではないか。	
大正14	1925	７月27日	夕	a	スワ火事に仲居の殊動　名器を搬出した	角屋では、主人初め家族は皆留守で仲居が珍器の散逸を防ぐため、仲居連を指揮し、大勢の人たちと協力して品物の取り出しを行った。	
大正14	1925	７月27日	夕	a	島原火事の宵　先斗町の床に　隠れんぼの色ばなし	京都名物の角屋の火事が大事に至らなかったのは、同家のみの幸福だけではなく、市の幸福でもある。	
大正14	1925	７月28日	夕	b	農作物の浸水被害は南山城が最大	豪雨による府下農作物の浸水被害は、久世、紀伊、乙訓、綴喜等南山城が最も甚だしい。	
大正14	1925	７月28日	朝	a	先斗町の小火	27日午後６時20分頃、先斗町樵木町53番地小方業今西ゑい方の居宅押入れより出火。	
大正14	1925	７月29日	夕	a	先斗町の火事は放火らしい	27日午後６時頃、先斗町遊廓今西ゑい方２階押入の中より発火したのは、放火の疑いがあり取調べ中。	
大正14	1925	８月３日	朝	o	鹿ケ谷に落雷　火を發した	２日午後４時半頃、市内上京区鹿ケ谷法然院と佛教専門学校の中間の山林へ落雷し発火。大事に至らず消し止められたが、附近の者は佛専に落雷したと誤信して一時非常の混雑を極めた。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正14	1925	8月11日	朝	g	震災と保険事業（上）　京都帝大教授　小島昌太郎氏述	地震によって起る損害は、保険をきかせることができるのか。また、これを受け入れるならば、どのような経営が必要となるか。保険会社は保険金を支払うべきや否や、地震約款の有効、無効について論じられた。経済生活の中の保険について。その必要性。貯蓄と保険の違い。	
大正14	1925	8月12日	夕	c	京都の地震昨夜半に起る	11日早暁の地震は発震時1時26分31秒。京阪地震帯に起こった局部的の地震。	
大正14	1925	8月14日	朝	e	消防講習　消防協會主催	京都府消防協会主催で11日から消防講習会を開催することとなった。	
大正14	1925	8月14日	朝	g	震災と保険事業（中）　京都帝大教授　小島昌太郎氏述	保険は多数の私経済が共同の目的のために共同して作る。経済準備である。目的とする事件の発生が偶然であることに着目し、それに遭遇する人としない人の間の資金の融通をなすものである。震災保険が存在しなかった理由は第一に従来需要がなかったため。それは破壊的大地震は頻繁には起こらないためである。また大地震の発生には数十年経ることがあり、その間に経済上にも生活様式上にも変化があり、震災保険としての合理的料率を測定することが困難であるため。	
大正14	1925	8月17日	朝	g	震災と保険事業（下）　京都帝大教授　小島昌太郎氏述	破壊的地震が発生すれば多数の加入者が同時に遭遇する。しかもこの保険の需要は一地方に集まる。そのためこの地方で地震が起これば、一時に保険金の支払をしなければならないため、保険料の積み立てが甚だしく不足する。地震は一時に多大なる被害を引き起こすため、これに対する保険は、火災、生命保険の如く一般に成立するには困難である。震災保険の成立には自由企業の下においてはその成立の妨害たる需要の減退、需要の地方的分布不均等、合理的料率の発見の困難などという事柄に煩わされない方法の経営を必要とする。即ちその方法は強制主義による全国的な国営である。今日に社会経済は制度として私経済を救済する責任がない。	
大正14	1925	8月18日	朝	b	伏見町の浸水四百　工兵隊出動の用意とゝなふ	府下紀伊郡伏見町の浸水家屋（床下浸水）は約四百戸出し危険のため町役場では工兵隊との打ち合わせのうえ何時でも出動できるようになっている。	以下にも関連被害記事あり 8/18朝刊 「暗黒世界　市電供給区域の電燈付かず」 同「十八日ははれ　低氣圧が去った」 同「木津川減水」 同「京都市内の故障電話二千個　容易に復旧も見込立たぬ」 同日夕刊 「上局の電話　最も被害多し」 同「電信不通　京都を中心に」 同「矢尾政の床が惨めに傾斜した　目も當られぬ五條署部内」 同「市の土木関係の被害」 同「夷川橋を消防隊が警戒」 同「博覧會の大門が倒れた」 同「知恩院の老松　根こそぎ折る」 同「御薗橋下の護岸が崩れた」 同「府下の各川は被害報告未着」 同「不安の夜　電燈が消えた」 同「京都電燈は今夜迄に復旧」 同「各川大水増水惨憺たる市中」 同「電話大被害　市外四十六回線不

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
							通　復舊見込立たず」 ８/22朝刊 「七條大橋　修理に着手」
大正14	1925	８月18日	朝	b	妙法のたゝり恐しや　火の點かぬ大文字　六百年間に曾てない暴風雨　故老が迷信を擔ぐ事	16日早朝より降雨あり次第に暴風雨に変じて東山の大文字は点火不能で終わった。妙法が市の水源地の為に破壊されて600年間かつて見ない暴雨風を招いたのであると噂されている。	資料集に収録
大正14	1925	８月18日	夕	o	大あれの中で鮮人の爭闘　手に丶兇器を携へて	16日午後10時頃、東九条宇賀邊町で折からの豪雨をたかして５、60名の鮮人が各自に凶器を携え入り乱れて闘争を行った。	
大正14	1925	８月18日	夕	a	烈風火の火事　印刷工場焼く	16日午後10時過ぎ、大風雨の中、下京区東九条岩本町印刷工場和多田輿太郎方の工場から出火。	
大正14	1925	８月18日	夕	b	京都地方を襲ふた　近年稀有の暴風雨　坪あたり二石一斗三升の降雨　低氣壓は日本海へ抜けた	16日夕刻から降り出した雨は夜に入って益々激しくなり、真夜中の17日午前１時頃から烈風を交えて近年稀な凄まじい暴風雨となった。風の最大は17メートル。雨量は15日午前10時から16日午前10時迄24時間に116ミリ。一坪当たり２石１斗三升を観測。	
大正14	1925	８月19日	朝	b	市營造物の破損で復舊費約十萬圓　臨時市参事會に提案	総復旧費は10万円内外に上ル。臨時参事会を召集して附議するはず。	
大正14	1925	８月19日	朝	b	ヤット三日目に鮮かな大文字　今年は雨に祟られて　宙に迷ふた精霊送り	16日、17日東山如意ヶ嶽の大文字は雨に阻まれ点火を見るに至らなかった。18日天候が快復し、夜８時から大の字が鮮やかに点火。	以下に関連記事あり ８/19夕刊 「大文字は今夜　午後八時に點火される」 資料集に収録
大正14	1925	８月19日	朝	b	稲作の被害　出穂期の暴風に　果樹も大損害	稲田は目下出穂期にある早稲最も惨害を蒙り約２、３割の減収。果樹は僅か一夜の暴風のためにその大半を吹き飛ばされた。	
大正14	1925	８月19日	朝	a	物置から出火　放火の疑ある	18日午前４時54分頃、市内新町綾小路田口定太郎裏物置より発火したのを家人が発見。幸い大事に至らずにすんだ。	
大正14	1925	８月19日	夕	b	颱風は去った　殘る被害の跡　府の警察部に達した惨たる風水害の概況	８月16日午後10時頃から豪雨、翌午前零時頃から強風が加わり、17日午前11時頃、台風は漸くやんだ。郡部に通じる電信電話が殆ど全部不通。市内及び府下における被害の概況。	以下に関連被害記事あり ８/19夕刊 「各署徹宵大警戒」 同「伏見の浸水　千五百廿九戸」
大正14	1925	８月21日	朝	e	援助に名を藉る　火事場の暴力團　徹底的に檢擧する	暴力団が火事場の混雑に乗じて防火線内に侵入し、消防動作を妨害している。そのような者たちは徹底的に検挙する。	
大正14	1925	８月21日	夕	c	地震　震源地は龜山附近　京大地震學教室發表	19日午後９時51分37秒。京都地方に地震があり、震源地は東南東70キロ、三重県亀山町附近。	
大正14	1925	８月22日	夕	e	市青年團二千餘名　災害防止の宣傳　關東震災記念日に	京都市連合青年団員２千余名は来る９月１日。関東大震災記念日を期し災害予防大宣伝デーを催すこととなった。青年団は災害に処して最も敏活に適度の活動訓練を重ねる。	
大正14	1925	８月26日	夕	a	東九條の放火　キネマの悪刺戟	本月16日午後８時半頃、市内東九条岩本町印刷工場和多田輿太郎方から発火した原因は放火によるものと判明。雇人である鹿児島県日置郡伊集院町字古城市太郎四男西山篤の所為でかねてから郷地へ帰りたい希望があり、直接主人へそれと云いかねている折柄、新京極帝国館で西郷南州の鹿児島出発の活動写真を見て、これに刺激され工場を焼けば帰国できるものと思い詰め犯行に及ぶ。	資料集に収録
大正14	1925	９月２日	夕	e	京都聯合青年團は災害防止大宣傳　岡崎公園では消防演習	関東大震災の記念日である今日は各地で記念行事が行われた。京都市連合青年団は、「災害に予告なし」「火事の時は風上へ」「塩と砂は消火の道具」と看板を掲げ、災害防止大宣伝を行った。	
大正14	1925	９月３日	朝	b	市の風水害　復舊工費　總額十一萬圓　六日市參事會に提案	過般の出水で、一部流出した鴨川に架設されている東山橋並に橋脚及堰提の破損を来たした七条橋の復旧に就いては市土木課で調査中。	
大正14	1925	９月３日	夕	b	府下の風水害　復舊費五十萬圓　國庫補助を申請の上　来月臨時府會に提案	先月中旬府下を襲った暴風雨による被害は、合計50余円となった。これには国庫補助を申請する。	
大正14	1925	９月５日	朝	a	雨中の出火　菓子屋を燒く	４日午後７時44分頃、折柄の雨中に千本通今出川上ル上善寺町17番地の菓子製造業・高田定次方２階より出火した。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正14	1925	9月7日	朝	a	公會堂の小火　玄關の屋根から	6日午後6時50分、岡崎公園市公会堂本館正面玄関の屋根から発火した。原因は博覧会で打ち上げた煙火の火の粉が飛び移ったため。ホンの小火騒ぎで鎮火した。	
大正14	1925	9月8日	夕	a	公會堂の火事の原因は煙火の火粉	昨夜6時50分頃、公会堂屋根から発火して大事に至らず鎮火した。原因は博覧会で打ち上げた煙火の火の粉による。	
大正14	1925	9月9日	朝	b	水害復舊費の遷延で　市長に批難　市會攻撃の鋒先を鈍うする爲め　市會の空氣は一層険悪	7日の市参事会に提案を見るはずであった破損した東山橋の架け替え並びに七条橋橋脚の修理、堰提修築等の災害復旧費は調査未了の理由で次会の参事会に提出されることとなった。	
大正14	1925	9月9日	朝	b	稲作の被害　七日の暴風雨	7日来の暴風のため府下の稲作は少なからぬ被害を蒙った	
大正14	1925	9月10日	夕	a	中堂寺の繪具屋から眞夜中に出荷し　附近の九戸を全半焼した饂飩屋の火事	9日午前1時20分頃、市内中堂寺前田町絵具商平辺敬一方から出火した。5戸を全焼し、計9戸を全半焼した。	
大正14	1925	9月10日	夕	a	饂飩屋の火事	9日午前10時半頃、市内下長者町通浄福寺西入新御幸町饂飩屋業坂田伝次郎方2階より出火。	
大正14	1925	9月12日	朝	b	宇治川逆流　市電棒鼻附近に氾濫　伏見線遂に運轉不能	10日夜来の豪雨で宇治川は水嵩を増した結果、逆流し始め、11日朝来、市電伏見線付近に氾濫し、電車は運転不能に陥った。	
大正14	1925	9月12日	朝	b	被害は軽少　漸次減水した	伏見線付近の氾濫増水は午後3時半頃が最も危険と見られたが次第に減水した。被害は思ったより被害が少なかった。	
大正14	1925	9月12日	夕	b	木津川は大河原で二十八尺の増水　二百廿日前夜の大降り	10日夕刻から降り出した厄日前日の雨は伊賀阿山観測所の観測によれば82ミリを示している。木津川は急激な増水であった。	
大正14	1925	9月14日	朝	o	架替を要する　府下の七大橋梁　この工費二百萬圓以上　財政難で實現は困難	府下に於ける橋梁の架替を要するものは、桂橋。綾部橋。上野橋。宇治橋。淀大橋。御幸橋。宮前橋。の七個である。それぞれことごとく腐敗し、危険状態に陥っている。しかし全部の架け替えをするには200万円以上の巨費がかかるため、差当りは修繕によって凌ぐほかない。	
大正14	1925	9月15日	夕	f	明年度豫算で府の消防機關擴張　消防自動車を購入したい　火災報知機も増設か	京都府の消防施設は六大都市中一番貧弱で、一朝大火ある場合は現在の消防機関では到底完全に防御できない。明年度においては是非とも消防器具の拡張を実現すべきである。明年度は小型自動車を購入することにした。	
大正14	1925	9月15日	夕	o	落雷時は窪地が安全　ことしは秋雷が多いかも知れぬ	付近に立木等のない場合。人体か雷雲と大地との間の最短通路をつくり、人体を通じて雷放電を起こし易いことになる。雷災を避けるにもっとも安全な方法は低地や窪地を探してそこに逃げ込みできるだけ低くうづくまっていることである。	
大正14	1925	9月17日	朝	b	市の水害　復舊橋梁と其經費内譯	16日市参事会に提案して可決復旧に着手することとなった去月16、17両日の鴨川筋風水害は復旧費84,507円である。	
大正14	1925	9月19日	朝	b	府下災害復舊費　七十四萬圓に決定　再度の被害で増加	8月中旬府下を襲った出水被害による土木災害復旧費は、査定済みのものと緊急にやむを得ざるものとして追加されたものを合わせた総額741,084円に増額された。	
大正14	1925	9月19日	朝	a	京極の二大火事　去年は明治座が燒けた　明治廿年には饅頭屋から	京極には数度の火災があった。昨年の火災が最大のものであった。1月22日午後11時40分明治座から発火した。その前の大火は明治44年3月30日午前3時であり、火元は福真亭であった。この両度大火の間の中間に去る11年に文楽座の西突当りの襟屋が一軒焼失したことがある。明治30年頃である。三條下ル写真館岡崎一玉堂が火元で数軒焼失したことがある。その前の大火（明治20年前後）日出饅頭屋から発火して、昨年の大火にも劣らぬ大火であった。	
大正14	1925	9月20日	朝	o	復舊改修を要する　府下の河川箇所別　二十五河川＝二百八十五箇所　總經費四十七萬千餘圓	府下災害復旧費の中の工費の大部分は各河川堤防の改修で、工事箇所は25河川、285箇所で、総経費471,850円。堤防改修を除き他の修復工費は、殆ど全部府費の負担。	
大正14	1925	9月23日	朝	a	島津製作所のボヤ	12日午後9時25分、市内下京区三條千本西入ル3丁目島津製作所裏木工場より出火し屋根の裏の一部を焼失して鎮火した。	
大正14	1925	9月25日	朝	a	小火の中で　消防隊を妨害泥酔の事務員	23日午後10時半頃、市内壬生天ヶ池町大同練炭会社練炭工場より出火。消防隊により鎮火した。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						その折、同署の事務員土谷実太郎が泥酔し、消防活動の妨害を行った。	
大正14	1925	９月25日	朝	e	近く竣成する　東山に消防分署　開廳は來月二十日頃　京都は失火度數が多い	消防署東山分署は工事が殆ど竣工し、来月20日頃には開廳する筈である。京都は大阪兵庫に比べて、大火は遥かに少ないが、出火度数については多い。	
大正14	1925	９月29日	夕	b	府下の水害復舊費　補助金交附の申請　總額九十九萬七千九百圓	過般の数次に亘る豪風雨の災害復興工事は国庫補助を受けることになり、その個所が決定を見た。	
大正14	1925	10月12日	夕	f	京都測候所へ　優秀な地震計　明年度に新設	京都測候所に、明年度に経費約５千円を投じて優良な地震計を設置することとなった。新設の地震計はワイヘルド式地震計で倍度は500倍。どんな微弱なものでも感知する。	
大正14	1925	10月12日	夕	a	骨董商売の手違ひから　保険金欲しさの放火　間借りの二階へ揮發油を撒布　燃え上るのを見て逃げた	11日午前６時頃、市内新門前通東山線西入ル梅本町261番地の象眼製作業・中村安三郎方２階奥約９畳の間より出火し、大事に至らんとしたのを家人隣人の手によって消し止められた。原因は同室を借りていた三輪信理が放火したもの。負債のために、保険金を得て補おうとした意思が察せられた。	
大正14	1925	10月18日	朝	a	洗濯屋の火事	17日午後４時半頃、市内本町五条下ル４丁目洗濯業小沢徳次郎方から出火。一時猛烈であった火勢も漸く屋根を突抜いたところで食い止め、同５時過ぎ鎮火した。	
大正14	1925	10月22日	朝	a	東九條のボヤ	21日午後２時10分、下京区東九条柳下町29の製綿業・門田長次郎方製綿工場より出火。古綿と器具の２、３を焼失したのみで２時25分鎮火。原因は工場用の電気モーターに接続する電線の被覆が脱落して火花を出して古綿に引火したためである。	
大正14	1925	10月26日	夕	a	出火	24日午後10時10分頃、市内上京区等持院中の町製茶業山本作次郎方の薬小屋から発火。同小屋を全焼して同25日鎮火した。損害約220円。原因は乞食の焚火らしい。	
大正14	1925	10月27日	夕	c	けさの地震　震源地は山崎	26日午前11時６分51秒、急激な地震があった。園部町方面が震源地。	
大正14	1925	10月29日	夕	o	府災害復舊費　追加豫算案提出　財源は起債による外ない　町内組合の復舊費には府からの補助	本年７、８、９年月の降雨出水の為被った府下の土木災害復旧のため、国庫からの補助金を受けることになった。	
大正14	1925	10月30日	夕	a	宿の障子に放火　ドサクサ紛れに逃出した　彼女が数奇な半生の徑路	上田きよが本年７月上旬東洞院七条上ル東入ルの宮田旅館に宿泊中家人の隙を窺い、座敷の障子に火を放ち、現金を奪って逃走。	
大正14	1925	11月３日	夕	d	防火評定　火事のシーズンが近づいた	これから先は出火シーズンともいうべき時候になる。府保安課の取り調べによると13年の焼失坪数は12年に比べ減っているが、被害額は増えている。上消防署で協議会を開催し、将来鴨川及び疏水等を防火用に使用する件や、水道の水圧、電信電話線保護その他消防上予防又は利用するべき諸点に関して意見交換を行なうはずである。	
大正14	1925	11月５日	夕	d	名古屋の中川　運河視察團出發　都計委員と會議所議員	京都府都市計画委員会及び商業会議所議員有志の名古屋中川運河視察団は４日午前９時50分発で出発した。	
大正14	1925	11月８日	朝	o	松ヶ崎上水道　夏季には給水　出来るまでに工事進歩　二十五萬人に給水能力	洛北松ヶ崎で工事中の市上水道水源地は、来年の夏には一部給水を行なうことができる。これは市の水道が、給水ろ過能力を超過し、辛うじて断水を免れる様な状態であったため、第二水源地として設置することとなったものである。	
大正14	1925	11月11日	朝	o	縣會に出た　災害復舊費　総額六十四　萬三千餘圓	大正14年の通常県会に提出された今夏の風水害による復旧費総額は643,027円。	
大正14	1925	11月11日	朝	e	學内に假火災を起し京大消防演習　非常を報知するサイレンに警備隊救護班の出動	京都帝大では学内における消防演習のため11月10日から16日迄の間において、上下両消防署と共同して防火演習を試みる予定。	
大正14	1925	11月12日	夕	e	東山消防分署　今月中に開所	京都府では消防機関の充実を図るために東山消防分署を建設中であるが、今月末の開署に先立って下消防署八坂分署と命名されることとなった。	大型ではなく小型の消防自動車の購入
大正14	1925	11月12日	夕	a	復讐の放火　虐待を憤って	10日午後10時20分、市内四條洞院西入ルの染物業・深谷徳三郎方より出火。火は同家表４畳半の押入内の一部を焼いたのみで鎮火。番頭の松山吉之助の度重なる叱責に、雇い人の山藤茂男が恨みを抱き放火。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正14	1925	11月12日	朝	o	明年度府豫算に計上の橋梁架換費内容　土木費に約五十萬圓　政府の補助が一問題	淀大橋、御幸橋、桂橋、宇治橋、綾部橋の架替並びに修理が、政府財政の都合上補助が不可能。全部府で支払うつもり。	
大正14	1925	11月12日	朝	e	盗難火災豫防　伏見署の宣傳	伏見署が、火の用心と盗難予防のために宣伝ビラを管内に配る。	
大正14	1925	11月14日	夕	a	天井を焼く　素人の瓦斯取扱は注意が肝要	12日午後１時頃、市内下京区大和大路松原東入ル弓矢町のかもじ商・橋本市太郎方から出火。天井裏一部を焼く。ガス漏れからの引火が原因。	
大正14	1925	11月15日	朝	a	素破大學の火事　白衣の看護婦が瀧なす　水を浴びて目覺しい動き　實は消防患者避難演習	京都帝大の消防並びに患者避難演習。14日午後１時附属病院東構内第六病舎より出火したことと仮定して行なわれた。	
大正14	1925	11月16日	夕	a	高瀬正面火事　二戸焼いた	15日午前２時50分頃、市内高瀬正面下ルの塗物職・堀尾島三郎方から出火。南隣の北村卯之助方も類焼して全焼。午前５時15分鎮火。下消防署員が屋根の下敷きとなり胸部に打撲を負う。	
大正14	1925	11月17日	夕	o	失業者救濟に行う　各河川の浚渫工事　六萬圓の内容…市参事會へ提出	国庫補助を受け、河川の浚渫工事を失業者に行なわせ、救済をはかる。	公共事業の実態
大正14	1925	11月19日	朝	o	各河川の改修費内譯　年度割發表	鬼怒川外二河川の改修費及び常願寺川流域砂防費その他江合鳴瀬両川改修費追加。利根渡良瀬両川維持費追加。	
大正14	1925	11月21日	夕	a	牛乳屋の火事	19日午後４時頃、葛野郡太秦村字安井の牛乳搾取業・森田梅吉方から出火。搾取室一棟を焼いて４時半頃、鎮火した。	
大正14	1925	11月23日	夕	a	東九條の火事	21日午後８時24分、市内下京区東九条宇賀部町25番地僧侶益本円観方より出火。住宅一棟を全焼。午後８時45分鎮火。	
大正14	1925	11月28日	夕	d	深夜の地震　震源は豊岡　北但地震の餘震	27日午前２時０分14秒より震動を始め初期微動15秒の後激動を起こした。震源地は豊岡地方。北但地震の余震。	
大正14	1925	12月２日	朝	o	府會郡部會…一日　災害復舊費豫算　補助は郡部の地租を標準とせよ　質疑の後原案通り可決	大正14年度京都府郡部歳入出追加予算。大正14年度京都府郡部府税第一回追加戸□割家屋税規則。第五回京都府土木公債規則。今夏府下各地を襲った豪雨による土木災害復旧費の本年度追加予算及び関係議案である。原案は可決確定。	
大正14	1925	12月４日	朝	a	染物屋の火事　職工負傷す	３日午後７時50分頃、下京区猪熊通三條下ル松本町の染物業・石原伝八方２階表間より出火し２階を全焼。北隣の小田原角次郎方屋根の一部を焼き同８時15分鎮火。原因は、炭火でゴムのりを揮発油で溶解中に引火したもの。	
大正14	1925	12月４日	朝	a	弄火の小火	３日午前11時59分頃、市内東洞院通二條西入ル仁王門町23の改良真木商・鈴木宇吉郎方２階物置より発火。原因は子どもの弄火。	
大正14	1925	12月10日	夕	e	大きな焚火は　警察へ届け出よ	火事の季節となって、焚き火をするものが増えたが、その焚き火の煙を火事と間違えて消防車の出動することが度々ある。迷惑であるから焚き火をする時は警察へ届けること。	野焼き禁止か
大正14	1925	12月10日	夕	o	お寺や學校の消火器不完全　劇場や大建物の設備一齊検査	防火季節となって、火事の徹底的予防のために各署へ注意書きを送り注意を促したが、これについて最近消火思想は一般民衆に大分発達していて、消火器の備え付けなどを行っているが、寺や学校、病院などでは消火器は最初に備え付けたままで、万一の場合には何の役に立たない。市内の劇場、活動館内の消火器も同様に不完全であり、保安課が一斉に臨検して取り替えさせるか、それをしないものには営業停止を命じるなどの断固たる処置をくわえる。	消火設備の定期点検
大正14	1925	12月15日	夕	b	着工進行中の河原町線の下水溝　工事で湧出の地下水と殘土	10月１日より工事に着手した京都市計画第五号線河原町線は目下、下水工事を行っている。水が湧出してくるのでポンプで昼夜排出しているが頗る難工事である。また、残土を生ずるので馬車をもって取り除きを行っている。	
大正14	1925	12月16日	朝	a	石鹸工場の小火	15日午後０時15分、市内本町17丁目岸上町の石鹸油脂製造業・多田繁次方工業より出火。煙突の一部を焼失して鎮火した原因は油を沸騰させる火気が強すぎた為である。	
大正14	1925	12月18日	朝	a	洛北の火事　炬燵の火から	17日午後１時半頃、上京区鞍馬口通室町頭突當り小山町525の電気器具販売店・北浜喜一方中の	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
						間押入より出火。同家２階家具家財全部を焼き尽くし、更に南隣久保田熊二郎、同北隣山本喬方表戸口に延焼したが、同２時10分鎮火。原因は炬燵の火の不始末。	
大正14	1925	12月20日	朝	a	煙草屋の小火	19日午前11時20分頃、市内下京区五条通り大橋東５丁目462の煙草兼陶器商・中盛林之助方裏炊事場から出火したが大事に至らず。原因は妻の火の不始末。	
大正14	1925	12月21日	夕	d	火炎を吸つても死ぬ　大震災時の恐ろしい魔風	身体にほとんど火傷を受けなくても。炎を一吸いすると忽ち昏倒して死ぬこともある。彼の震災の当時黒煙を含んだ魔風に何千という人々が一時に倒れたのも炭化酸素を吸い込んだためである。	
大正14	1925	12月23日	朝	c	地震	京都測候所の発表によれば22日午後４時６分に微震が始まり、10分に終震した。京都付近に起こった近距離地震で人体にかなりの感覚を与えた。	
大正14	1925	12月27日	朝	a	餅搗の火から隣家へ焼ぬく	市内壬生車庫前錦下ル昆布商川島末次郎方では、26日午前10時頃から餅つきを始めたが、午前１時50分頃、竈の火気が隣家の便所の壁及び軒下につたい、あわや大事に至らんとしたが、家人が発見消し止めた。	
大正14	1925	12月28日	朝	a	友仙工場の火事	26日午後１時半頃、市内西堀川御池下ル三法三堀川町529の友仙業・吉田半次郎方裏工場煙突より発火。工場一部を焼き同45分鎮火。原因は、煙突の掃除が不行届きであったのに石炭を多くくべたことによる。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正15	1926	1月6日	夕	f	周山消防署出初式挙行	周山消防組では5日、橋本組頭指揮の下出初式を行った。今回府知事から表彰を受けた消防手山村太市氏の善行賞伝達式が周山公会堂で行われた。	同紙面に木津と福知山にも出初式を挙行したとの記事在り
大正15	1926	1月6日	夕	a	二階借から失火して白昼三戸を焼く	6日午後2時頃、市内油小路元誓願寺下るから家人の不在中に出火した。付近の者は消火に努めたが、強風によって延焼した。3戸を延焼して午後2時半頃に鎮火した。原因は炬燵の不始末である。	
大正15	1926	1月7日	朝	o	河川浚渫工事	昨年末着手した京都市の失業者救済事業である河川並びに下水道浚渫工事は本年に入って4日から再び着手し、就業者も200名ほどまでになり相当の成績を上げている。	
大正15	1926	1月8日	朝	a	大丸の火事騒ぎ	7日の出初式に上下消防署員が出掛けている最中の午前11時58分、四条高倉の大丸から出火したとの連絡があり、上消防署員が直ちに演習場から向った。出火場は屋上のエレベーター室からであったが、同室の木造扉を焼いただけで店員の手で消し止められた。	
大正15	1926	1月9日	朝	f	新鋭のホースを連ねて水龍天に踊る壮観	市内消防出初式は7日午前9時から岡崎の運動公園で行われた。この日は朝来快晴であり見物客は公園付近を十重、二十重に取り巻いた。午前8時半に水管自動車2台、水管自動自転車3台、蒸気ポンプ2台、腕用ポンプ8台で公会堂前に集合し、演習が始まった。保安・警務課長が検閲を行い、整頓、更新、駆け足を号令に従って行い目玉の放水演習が行われた。みな唖然として魅了され、その後歓声が上った。その後警察部長から講評があり、場内整理に当たったボーイスカウトに対して挨拶があった。その後運動会に映ったが、途中で大丸から出火の連絡が在り上消防隊が向ったが大事無く、出動した車も戻ってきた。午後1時半に盛況で出初式を終えた。	
大正15	1926	1月16日	朝	a	大貯支店小火	12日午前6時半頃、市内下立売堀川西入ルの大阪貯蓄銀行西陣支店の煙突から発火し、付近の木造部分を焼き同45分に鎮火した。原因は煙突装備の不備によるものである。	
大正15	1926	1月16日	夕	f	伏見消防出初	16日午前に観月橋で行われた伏見の消防出初式は、無事に内容をこなして正午に散会した。	
大正15	1926	1月22日	夕	f	消防決議　出張観察中に	府下各郡の消防組幹部56名が東京警視庁始め静岡、長野両県下に於ける模範消防組の施設を視察して帰り何れも其施設の充実して居るのを見て、府下に於ける施設を充実せんと視察団一行は大に刺激さるる処があったが視察中の去る1月18日、名古屋市旅館済州館楼上で全員の打合せを催し左の案件を実行すべく決議した。 一、消防に関する事務は政党政派及各種社会問題を絶対に超越する事 一、計画の読本及消防組心得を作製し演習其他の時組頭之れを捧読する事 一、消防組は町村の優良青年を以て組織し町村向後の中心機関団体たる事 一、消防教育の普及を図る為め消防協会に於て雑誌を発行する事 一、林野消防に関する設備を充実する事 一、林野消防隊の完成を期したる後婦人消防隊、少年消防隊等の設備を完成する事 一、今後消防隊の演習の際は、府下各消防隊に周知せしめて多数をしてこれの見学せしめる事 一、喞筒操作の講習会を開催し一般の講習に際しても此の科目を割当る事 一、上官に対する敬礼を厳格にする事	資料集に収録
大正15	1926	1月23日	朝	o	知事から表彰される優良消防手	県下の八幡警察署管内の六消防組の出初式は23日八幡神社境内で挙行されるが、善行賞並びに消防義会（原文ママ）からの表彰状を授与される。	
大正15	1926	1月23日	夕	a	筆屋の二階から出火	23日午前10時半、市内上京区丸田町仁王門下るから出火し、強風に煽られて火は燃え広がり両隣に延焼した。上消防署と所轄の川端署の職員が駆けつけ午後0時半に鎮火した。	
大正15	1926	1月23日	夕	a	西洞院の小火	23日午前7時半、市内西洞院四条上ルから出火したが、直ぐに消し止めた。同家の子供が急いで火を起すために揮発油を大量に使用したのが原因であるという。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正15	1926	１月27日	朝	a	東九条の小火	26日午後零時12分、東九条御霊前町77番地で出火し、同30分に鎮火した。原因は子供の火遊びである模様。	
大正15	1926	２月３日	朝	a	麩屋町の小火	２日午後７時40分頃、市内麩屋町丸太町南入るから発火したが、大事に至る前に消し止めた。原因は消炭の加熱のためであるという。	
大正15	1926	２月３日	夕	a	洛西の山火事	３日午前10時40分、府下葛野郡嵯峨町上嵯峨国有林から発火したのを付近で作業中のものが発見し、付近の者と消火に当たった結果200坪を延焼して同11時半、鎮火した。原因は通行人の煙草の投げ捨てが原因で、付近には蓮花寺御陵があり一時騒然とした。	
大正15	1926	２月７日	朝	a	ボヤ二件	▲６日午前10時７分、下京区八条通新町東入ル花園町19の自動車修理工場から出火したが、直ちに消火した。原因はコンロの火が側の油に燃え移ったものである。 ▲下京区烏丸通七条下ル西入ル東塩小路町の人力車置き場でも６日午後２時55分、出火したが、直ちに消火された。原因は家人の火鉢の不始末によるという。	
大正15	1926	２月８日	夕	a	子兎飼育を禁止され大学病院に放火	昨年12月６日に京都帝国大学病院に放火した山田政吉に対する公判が８日午前10時から京都地方裁判所で始まった。被告は内職として病院の餌を利用して兎を買っていたが、事務所から禁止されたので、病院に放火したという。警察署では犯行を自白したが、裁判では一転否認している。	２月25日朝刊に同人の罪状は明確で懲役七年の求刑を受けたとの報道在り。
大正15	1926	２月10日	夕	a	葛野の山火事	９日午前10時40分頃、府下葛野郡嵯峨町字水尾の山林から発火しているのを付近の者が発見し、所轄の太秦署では署長以下全員が出動し、嵯峨町、西院村、太秦村の各消防隊の大活動によって午後２時半、３町歩を焼き鎮火した。原因は通行人の焚き火の不始末が原因である模様。	
大正15	1926	２月10日	夕	a	一貫町の火事	９日午後10時45分、市内下京区一貫町五条下ル下長福寺町から出火し、隣家に延焼したが同10時50分に鎮火した。原因は蝋燭の不始末である。	
大正15	1926	２月16日	朝	a	二階から出火	15日午前１時35分、市内上京区下立売通御前西入ル堀川町の一軒家の２階から出火したが、直ぐに通行人が発見し、家人に報告し、直ちに消し止めた。原因は同家四男が前夜幻燈会で使用したフィルムを石油箱に入れておいたのが、フィルムに引火したものである。	
大正15	1926	２月19日	朝	a	東本願寺の火事	18日午後７時10分頃、烏丸通七条上ル常磐町の東本願寺内事局から出火、小使室と湯殿を焼いて同28分鎮火した。原因取調べ中。	
大正15	1926	３月１日	夕	a	勿体ない国宝もの	京都は各宗の総本山を始め多数の神社仏閣がある。しかもその多くは殆んど特別保護建造物となっている。しかし、従来から極めて防火設備が少ないので前々からしばしば火災が起こっている。伊藤警察部長は着任以来この件に留意し、各神社仏閣の責任者に防火について訴えてきたが、財力のある東西本願寺、知恩院、伏見稲荷はその設備が出来たがまだ万全とはいえない。またそのほかの寺院でも防火設備の必要は認識しているが経営上の都合で設備を備えられていない。伊藤警察部長は何としても寺社仏閣の防火を進めるために各消防署長のなで寺社仏閣に防火設備の宣伝に努めている。	
大正15	1926	３月６日	朝	a	高辻のボヤ	５日午後６時42分、下京区高辻通富小路西入るの飲食店から出火した。消防隊と家人の尽力で大事に至らなかった。原因は煙突の破損によるものであるという。	
大正15	1926	３月８日	朝	a	烏丸丸太街角で夜半の火事	７日午後10時33分、市内烏丸通丸太町角大阪朝日新聞販売店から出火、火は隣家に延焼し何れも全焼し尚両隣に燃え移った。同所は電車の路線のある場所で一時は十数台の電車が現場付近に停車し、御所近くでもあったので大騒ぎとなった。上下消防隊と皇宮警察から消防隊が出動して、同11時５分、鎮火した。原因は新聞配達自動車のガソリンから発火した模様。	
大正15	1926	３月８日	夕	a	危険な山の火入れ	山の火入れの時期となったが７日は火の不始末から竹野郡島津村、葛野郡花園村、加佐郡中筋村	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						で火災があった。府保安課では火入れには特に注意するよう各署へ通達した。	
大正15	1926	3月8日	夕	a	仏壇から出火	8日午後1時半、市内下京区仏光寺麩屋町東入る大黒町から出火したが大事に至る前に家人が消火した。原因は仏壇の灯明に祈祷札が倒れて簞笥に燃え移ったものである。	
大正15	1926	3月16日	朝	a	烈風吹く中に西陣の火事	15日午後9時15分、市内上京区千本通り五辻西入ルから出火し、火は烈風に煽られて延焼した。同家と隣の工場を全焼し、更にその隣家も全焼させた。上消防署の尽力で火は消し止められた。原因はおそらく炬燵の不始末であるという。火元では午前中から外出の為に発見が遅れたようだ。	
大正15	1926	3月19日	夕	f	市の南西部水害防禦	京都府都市計画地方委員会特別委員会で研究調査中の京都市西南部の水害防禦の排水計画は客月中大体の成立を見たので内務省の都市計画課へ提出した。近く同課から府の地方委員へ正式な回答がある。同じく委員会の一大使命である京阪運河水路計画はまだ具体案の決定に至らないが、近く会合を行い段取りを話し合う予定。	
大正15	1926	3月21日	朝	a	八条の小火	20日午前11時半頃、下京区八条耳司町から出火したが、家人が発見し大事に至らなかった。原因は炬燵の火力が強すぎた模様。	
大正15	1926	3月23日	朝	a	嬶連の焚火から	24日午前9時半頃、上京区浄土寺石橋町の裏で女房連が焚火をしているうちに過って隣家の橋本関雪氏の杉垣に燃え移り杉垣20本をやいて同50分に鎮火した。	
大正15	1926	3月31日	朝	o	水道管の水が出ない	京都市の水道は開業時に埋設した幹線に需要者の激増から沢山の支線を引いて、更にそこに支線ができるという具合で近頃埋設された水道は頗る水の出が悪い。朝夕の時刻は特にひどく、バケツいっぱいの水を汲むのに7、8分かかる有様である。また井戸を廃止して水道を使うことを奨励するために近頃井戸の数が激減している。そのため火災時はとても危険なために新市街と四条通は非常に危険であるが、水道課員の話によるとこれまでは解決を先延ばしにして支線に支線を継ぎ足すようなことをしてきたが、根本的な解決の為に水道管の交換を行わなければならない。従来の水道は高地区排水用としてきたが、この方法は需要の増加や距離の増大という問題によって思うように給水できない。目下松ヶ崎浄水場を建設中であるが、この完成後は高地区排水の部分がかなり増えて、自然流水で水を送る場所が減少するため水野でもよくなり、防火栓の増設も可能になるだろうといっている。今年の7月頃までには水道管の交換の一部が終わるという。	
大正15	1926	4月5日	朝	a	東九条　九品寺焼く	4日午後10時20分、市内下京区東九条東寺道の九品寺から出火、同寺を半焼し4時12分、鎮火した。原因現在取調べ中。	
大正15	1926	4月6日	朝	f	京都測候所完備近し	京都測候所では従来地震観測設備として大森式微動計とミルン式地震計を設置していたが、遠距離の地震に不備な点があったので、今回ドイツに注文中だったウィルヘルトの上下動及び水平動2台の完全な地震計が3月末に到着したので、同所では早速所長以下が取付けにかかり4日になりほぼ完成した。同計の設置は遠距離の地震観測が目的であり、これで世界各地の地震がほぼ観測できることになった。それと同時に強地震計も注文し、5月中には到着する予定である。ウィルヘルト地震計の針が飛んでもこれで地震を観測できるようになる。なお、従来設備がなかった宮津測候所にも微動計1台を設置することになった。	
大正15	1926	4月8日	夕	a	河原町の火事	8日午後0時5分頃、市内上京区河原町竹屋町上ル酒商の工事現場から出火した。北隣一棟と西隣を半焼して、零時20分に鎮火した。原因は焚き火の不始末と見られている。	
大正15	1926	4月9日	夕	f	消防の功労者	京都市消防員組頭長谷川竹次郎は今回消防員1,300余人から金杯と肖像画を送られた。氏は明治42年頃、学校消防といわれていた時代に消防手を拝命し、以来46年間、勤続していた。消防員一同はこれを永く記念するために今回の美挙に出た。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正15	1926	４月９日	夕	a	静市野山火事	８日午後０時、洛北愛宕郡静市野村字市原の雑木林から出火し、約２反歩を焼いて鎮火した。付近では住民が芝刈りをしており、その通報によって４、50人の住人が叩き消した。原因はタバコの吸殻の模様。	
大正15	1926	４月11日	朝	a	宵火事	10日午後９時50分、市内下京区大和大路五条上ル山崎町路地から出火し、出火元と両隣の家を全焼し、さらに半焼を３戸出して同10時15分に鎮火した。原因取調べ中。	
大正15	1926	４月11日	朝	a	聖護院のボヤ	10日午後２時11分、市内上京区聖護院中河原町25番地から出火、付近の住人が早く発見したので柱と屋根を焼いただけで済んだ。原因はコンロの不始末である模様。	
大正15	1926	４月12日	夕	a	火の用心	火災シーズンに入ったというので府保安課では昨月から予防宣伝を行っているが、市内郡部ともに毎日のように火災が起こっている。昨今のように花見時になると一家こぞって花見に出かけ火の不始末から火災を起こすこと、花見酒によって火の始末を忘れるものが増えている。注意すべきだ。	昨今の火災の具体例が列挙されていたが、いずれも郡部のため割愛
大正15	1926	４月15日	朝	a	田小屋の火事	13日午後９時頃、下葛野郡桂村字下桂120番地の田小屋から出火した。９時20分には鎮火した。同所は付近に火の気がないことから、乞食の火の不始末であろうと考えている。	
大正15	1926	４月15日	朝	o	六原青年団に	池田知事は去る10日夜、市内六波羅共済会付近の火災に対して同町青年団が危険を犯して鎮火に努めたことを評し、感謝状を贈った。	タイトルは記事どおり
大正15	1926	４月15日	朝	a	祇甲の小火	14日午後７時８分、祇園末吉町切通し西入ルから出火したのを通行者が発見し、直ちに消し止めたが、場所柄一時は大混雑となった。	
大正15	1926	４月16日	朝	a	朱雀の火事	13日午後４時６分、市内下京区朱雀正会町３番地の日東製氷株式会社の物置から出火した。同小屋一棟を全焼して４時16分に鎮火した。原因取調べ中。	
大正15	1926	４月21日	朝	a	河原町四条の火事	20日午後５時半、下京区河原町四条上ル２丁目紙屋町の２階建ての屋根から出火しているのを付近のものが見つけた。家人と協力して消火に努めたので大事に至らずにすんだ。原因は同家そばの電柱の工事中に工夫が過失によって失火したという。	
大正15	1926	４月23日	朝	a	七本松の火事	24日午後１時20分、上京区七本松通一条上ル瀧ヶ鼻町から出火し、同家３坪を焼いて鎮火した。	
大正15	1926	４月28日	夕	c	京都の微震	27日京都地方に極微小な地震があった。震源地は宇治付近であるという。	
大正15	1926	５月２日	朝	c	京都の激震	５月１日未明に地鳴りと共に激震を感じた。震源地は京都測候所から北東18キロの地点である。震源地が近かったので市内はだいぶ揺れを感じたが、特に被害はなかった模様。	
大正15	1926	５月５日	朝	a	柳馬場二条の小火	４日午前９時20分、市内の柳馬場二条上ルの道具商・奥廣吉方の炊事場から出火した。南隣など付近の住人が直ぐ駆けつけ、消火した。	
大正15	1926	５月６日	朝	a	古門前の小火	５日午後６時40分、市内古門前東山線西入る高畑町から出火し、柱に延焼し高さ３尺余を焼いたが、折り良く家人が発見し消し止めた。	
大正15	1926	５月18日	朝	a	万寿寺の小火	17日午前11時５分、市内の万寿寺通油小路西入ルの建具商から出火したが、家人が発見し消し止めた。	
大正15	1926	５月19日	朝	a	染屋町の火事	18日午前８時、市内衣棚椹木町下ルの染物業・足立金三の工場から出火した。物置と貯蔵していた揮発油10缶を全焼し、工場を半焼した。原因調査中。	
大正15	1926	５月20日	朝	o	宇治川電気を相手取り	京都府久世郡宇治町船夫組合員55名は従来上流から材木を流していたが、大正元年、宇治川電気が堰堤工事を始めた為に、この生業が成り立たなくなった。労働者は非常に苦痛に感じていたが、大正９年からの第二期工事によって、この材木流しは完全に廃絶され、生活保障を与えるよう宇治川電気を相手に行政訴訟を始める予定である。	
大正15	1926	５月21日	朝	a	京都倶楽部今尚ほ延焼中	▲20日午前０時50分、市内河原町四条下ルの京都倶楽部で火事がおこった。消防は鎮火に尽力し	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備　考
						ているが、延焼中でいまだ鎮火の見込みがない。　▲漸く鎮火　下消防署員、五条消防署員の努力によって1時半前に鎮火した。	
大正15	1926	5月21日	夕	o	京都府警察署長会議	府下26の各警察署長会議第一日目は21日午前8時から府庁で始まった。池田知事は訓示で綱紀粛正を始め郡役所の廃止に伴い、地方民衆に直接内務行政を施す機関は警察署のみとなる。なお一層諸君の努力を期待する。社会運動・労働運動の取締に留意してほしい。午後1時からは古賀警視正の訓示があった。指示事項　消防思想普及に関する件	訓示は防災関連のみ記載
大正15	1926	5月22日	朝	a	宮川町の火事	27日午前6時10分、市内宮川町松原下ル東側路地突当りの貸座敷から出火し、同家を全焼して南隣と北隣の2戸を半焼した。原因は取調べ中。	
大正15	1926	6月8日	朝	a	七八月の火災は悪性のが多い	上下両消防署の調査に依れば例年火災が最も多いのは11月から2月の間であるが被害の多い火災は7、8月を中心とした夏に発生している。それは風がよく吹いていること、建物が乾燥していることが原因である。本年度の各月ごとの火災度数の調査では5月末日までに1月と4月の火災が最も多く、毎日一軒ずつ火災が発生している計算になる。	
大正15	1926	6月9日	朝	a	東九条の出火	6日午前2時40分頃、市内下京区東九条上の町から出火し、2戸を全焼した。同3時5分には鎮火した。原因現在取調べ中。	
大正15	1926	6月9日	朝	a	印刷工場火事	27日午後10時頃、下京区綾小路高倉東入ルの石販印刷から出火した。火は従業員などが消し止めた。原因は従業員が帰宅の際に煙草の吸殻をボロ箱に入れたからであるという。	
大正15	1926	6月21日	朝	f	山林消防七つ道具	近年山火事が頻発していることを受けて府は他府県の山林消防機関を研究し、大鎌50個、小鎌50個、鋸・鉈各50個、スコップ30個、鍬20個、叩き棒500本の七つ道具を用意し、まず上下消防署に半数ずつ配備する予定である。運用方法の研究の為に、近く近接した山林で演習を行う予定である。京都市では以前から山火事によって多大な被害を受けてきたが、洛西・洛東には名刹・陵墓も多く市街地の発展から山中に家が開発されるなど山火事への対策が迫られていた。	
大正15	1926	6月26日	朝	a	大宮の昼火事	25日午前10時44分、下京区大宮通六角下ル211番地で出火し、同52分に鎮火した。原因は家人の失火であるという。	
大正15	1926	7月8日	朝	a	釜座夷川の小火	7日午後3時58分、上京区釜座通夷川上ル344番地で出火し、午後4時7分に鎮火した。原因は湯殿煙突の不始末によるものである。	七月十日朝刊にこの火事で活躍した巡査に中立売署署長から九日に表彰を受けたという記事在り
大正15	1926	7月18日	朝	a	三名焼死し一名重傷	17日午後10時15分、下京区新高倉七条下ル小稲荷町から出火し、現場にあったセルロイドに引火して延焼した。裏手の隣家十数戸が瞬く間に延焼し、11時鎮火した。3名の焼死者、1名の重傷者を収容した。原因現在取調べ中。	夕刊に関連記事。原因はセルロイドの自然引火で放火の線は薄いらしい。また大火の最中に虚報の火災通報ありとの報道。
大正15	1926	7月21日	朝	a	等持院の小火	20日午後8時22分、等持院中町2番地から出火したという急報があり、上消防署では時を移さず総動員をかけて出動した。その際には既に火は消えていた。原因は灰の中にちり紙を入れたところ火が出たということである。家人などがすぐに消し止めて大事にはならなかった。	
大正15	1926	7月22日	朝	o	今年は火事が多い	本年は昨年に比べて火災が多いというので府の保安課では躍起になって防火宣伝に努めている。昨年は全焼91、半焼46だが、本年は既に118件で全焼43、半焼74である。郡部を含めると本年は195件で金額にすると325,000円である。	
大正15	1926	8月1日	朝	a	僅か二十分間に三戸を全焼	31日午後2時半、市内三条通白川橋東から出火し、同家の西隣3軒を類焼して2時50分に鎮火した。原因はコンロをかけっ放しにしたことによって揮発油が引火した模様。	
大正15	1926	8月1日	夕	f	将軍塚に山火事	東山一帯は名刹が多く、一朝有事の際に灰燼に帰さぬよう山林消防隊が編制され、1日午前7時から最初の山林消防演習が洛東で行われた。午前7時、上下両消防並びに八坂消防署所属消防員640名を以て二大隊八中隊三十二小隊を編制し、定刻	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						に知恩院門前の広場に集まり、本日午前７時50分、将軍塚水源地から南方300メートルの地点で火災が終わったという想定を発表し、直ちに二大隊は現場に向った。出動ラッパの音を合図に二手に分かれて現場に向った。９時10分には現場に到着し、10時に講評があった。それによると今回の隊員の活躍を見て今後はどんな大火でも消し止められるものと確信した。前までは棒を使っていただけであったが、今回は器具を大々的に使用した。落伍者は１名もなく、軽傷者１名で済んだ事は大変優秀な成績である。	
大正15	1926	８月６日	朝	f	城南消防講習	相楽、綴喜、久世三郡消防講習会は19日から三日間、綴喜郡井手小学校で開催される。各町村からの講習員は組頭小頭約300名に及び本部から講師が出席する模様である。	
大正15	1926	８月９日	朝	f	災害予防のポスター募集	日本の工場、鉱山における災害はかなりの数に上っている。内務当局は産業福利協会に災害防止運動を進めさせているが、同協会は労働者から災害予防や労働者の衛生上の注意を促すポスターを懸賞募集することになった。これは毎月募集し、締切は15日になるという。	
大正15	1926	８月９日	夕	a	七月中の火災	府下における７月中の火災は出火33、内放火２件で全焼は34戸、半焼９戸、即時消し止めが18戸で損害は約18万円である。	
大正15	1926	８月20日	朝	a	活動館の小火	19日午後■時40分、市内壬生松原町の活動写真館から出火し、大事になろうとする所を従業員と付近の者が消し止めた。上映中だったので一時大騒ぎとなった。	時間は不明。記事では「時四十分」となっており、鎮火時刻も記載されていなかった
大正15	1926	８月22日	朝	f	白龍沖天の消防演習	９月１日の震災記念日に、昨年は府警察の好意で消防の威力を疎水端の公会堂で実演して見せ非常に参考になるところがあった。今年も演習見学の希望があったので、今年は通報から出動までどの程度の時間が掛かるかと、一般への消防宣伝を兼ねて今年も演習を受諾した。当日連合青年団の行列が11時に二条橋に到着すると共に伝騎が走って上下八坂の各消防署へ連絡し、各署は八坂と下鴨にガソリンポンプ１台づつ残して、全部で７台のガソリンポンプが出動し、疎水二条に到着し演習をする手はずである。	
大正15	1926	８月22日	朝	f	白衣婦人たちが非常時の担架演習	９月１日の震災記念日に市内連合青年団は、市中を災害防止の宣伝行列をなして疎水端で演習を行うことになっている。この日京都府看護婦組合で午前中岡崎公園で非常時の担架演習と看護演習を行うことになった。また、看護婦及び青年団の有志は午後２時から叡山々頂の地震会へ参加するという。	
大正15	1926	８月26日	朝	o	昨夜の落雷	24日夜の大雷雨で所々市内で落雷があった。午後９時半頃、三条新京極東入ル、平安薬局前の京都電燈に落雷があった。電燈が少し破壊されただけで特に損害はなかった。伏見では９時半、紺屋町のポンプ商の屋上に落雷したが、異常がなかった。	
大正15	1926	８月31日	夕	d	厄日は平穏無事	今年は植え付け時が空梅雨、土曜が曇り勝ちの天候不順で稲作の生育が遅れていた。しかし土用明けからの天候恢復に漸く蘇生の見込み。二百十日の厄日さえ平穏に過ごせば大丈夫だと考えている。台風が発生しているものの那覇の遥か東南方に滞留中なので二百十日は楽観視している。京都測候所岩崎技手曰く二百十日を過し、二百二十日も暴風雨のない限り今年の作物は豊作の見込み。	以下に関連記事あり ９/１夕刊 「申分のない厄日」
大正15	1926	８月31日	夕	f	安全な開放式／衛生防火に利益	「文化井戸」とは口径０.４メートルくらいに土地を掘りそこに空洞(小袋)を設け、更に掘り下った途中の導水管の周囲に松板を置き、上部は導水管の周辺を以って保護したもの。「管井」同様にあまり深くない地層の水を吸い上げに適している。これらは地表面より３メートル以上導水管の周囲が埋められており、衛生上安全である。また、これらは「ポンプ」井戸と同様に放水口に「ホース」をつけ「ポンプ」を動かせば多量の水を勢いよく、遠くへ送る事ができるので衛生防火の両面利益がある。	
大正15	1926	９月１日	朝	o	三千の青年達が丸山で勢揃い	関東大震災を偲び且つ今後の災害防止の為に京都市連合青年団員約３千名が１日に市内を練歩き	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						宣伝する。午前7時半迄に上京青年団は御所建禮門前に、下京青年団は駅前広場にそれぞれ集合して午前8時半に出発。途中から合併して四条ー河原町ー二条ー応天門を歩いた後、平安神宮で国土平安の祈願をした後に午前11時から30分間、京都府消防署の放水作業を見学して午前11時58分に解散する予定。	
大正15	1926	9月1日	朝	o	比叡山で惨死者追悼會	京都地震会は1日午後3時半から比叡山四明ヶ嶽で第四回地震会を開催する。午後2時迄に四明ヶ嶽ケーブル終点に集合、2時半から四明山頂で追悼法要。3時半から講演会を開催する。講演は震災当時の神奈川内務部長や元神奈川県警察部長、帝大理学部教授・同文学部教授による。終了後、記念撮影をして午後5時半から喫食会談をして自由解散する。	
大正15	1926	9月1日	朝	o	各学校の講演	京都官公私立諸学校では午前11時頃から全生徒を講堂に集め各々記念講演を為す。	
大正15	1926	9月1日	朝	o	各寺院も一斉に午前十時から追悼會を執行	東西本願寺を始めとして知恩院その他洛中洛外の各寺院では、午前10時頃から一斉に追悼会を営み惨死者の霊を慰めるが当日は檀家、信徒、遺族等参詣する。	
大正15	1926	9月1日	朝	o	看護演習は岡崎で行う	京都看護婦組合では午前中岡崎公園で非常時担架演習と看護演習を行う。	
大正15	1926	9月1日	朝	d	厄日は無事／米價は漸落する？／見直した各地の稲作／農作氣分漲る	一時悲観された米作も土用明後の天候が一転好化し、温度の上昇と晴れ続きに生育遅れの各地稲作も一斉に見直してきたので豊作気分が漂い始めた。懸念されていた今日の厄日は一般の予想通り頗る平穏。二百二十日へ掛けての天候も楽観され、米作謳歌の声が高まる。下げ渋られていた精米も漸落を余儀なくされるだろうと、米界の人気は一段の軟化が見られそうな形勢となった。	
大正15	1926	9月1日	夕	o	若人三千の大行列	関東大震災三周年記念の京都市連合青年団災害防止宣伝については、午前7時半に上京青年団は御所建礼門前に、下京青年団は駅前広場にそれぞれ集合して午前8時半に出発。砂と塩とは軽便消火器・避難の場所は最寄の広場・水道ばかりをたよりにするななどと書いた宣伝板を持ち、行進歌を歌いながら歩いた。続いて円山公園で合流し3千余の行列を作り四条ー河原町ー二条ー応天門を歩いて平安神宮に至った。拝殿前で安田団長の検閲を受けて神官の修抜式後玉串を捧げ国土平安の祈願をした。その後団長からの訓示を受け閉式。引き続き午前11時から公会堂西側疎水で挙行された京都府消防署の放水演習を見学して午前11時58分に解散した。	9月1日朝刊「三千の青年達が丸山で勢揃い」関連記事。平安神宮での祈願・消防署の防水演習の写真あり
大正15	1926	9月1日	夕	o	看護婦さんの非常召集	京都市看護婦連合では大震災三周年記念日の今日午前9時、平安神宮に加盟看護婦の非常召集を行った。神社前にて新団旗の入魂式後岡崎公園勧業会館内で実地演習を行った。演習後、平安神宮にて連合青年団宣伝隊を迎え祈願式に参列。引続き消防隊の防火演習を見学し、一隊は比叡山での地震会に参加。残りはその場で解散。	9月1日朝刊「看護演習は岡崎で行う」関連記事。実地演習の写真あり
大正15	1926	9月1日	夕	o	震災を記念すべく各署が非常召集	大震災三周年を記念し、併せて非常の災害に応じる覚悟を養成する為に9月1日午前0時に、五条署では総員62名の非常招集を執行。また災害予防を目的に午後0時より劇場興行場活動写真館自動車車庫石油置き場の防火設備の一斉検査と、自動車、自転車の一斉取締りをした。川端署でも午前4時半、署員85名に非常召集命令を発した。	五条署、川端署、それぞれの演習について、細かい記述あり。
大正15	1926	9月1日	夕	a	看板小屋の小火	31日午前2時頃、京都市下堺町五条下ル下京区役所裏、看板業幸田長蔵方より出火したるも、大事に至らず消し止めた。ただし、放火の疑いありとして、目下七条署で今大路警部補の手で取調べ中。	
大正15	1926	9月2日	朝	o	地震会の集い	京都地震会では昨日比叡山四明ヶ嶽頂上で地震会を挙行した。会場はテント張りで震災気分を味あわせるもので、正面には祭壇が設けられ「関東大震災横死者霊」の位牌には多くの供え物がされていた。午後2時半、発起人の市川衛生課長が演台にて開会の辞を述べた後、京都仏教護国団団長など以下各宗の代表者が読経。3時半より講演に入った。内容は震災の体験談や学術講演。5時40分に終了。閉会の辞の後に記念撮影をして交流会。6時半、散会した。	9月1日朝刊「比叡山で惨死者追悼會」関連記事

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正15	1926	９月10日	夕	d	二百二廿日も平穏	二百二十日はいよいよ明11日である。京都測候所の観測によると、現在の調子であれば二百二十日は驟雨模様を見る程度で平穏の見込み。気圧配置が夏期的なので初秋にしては幾分気温が高め。しかし気圧配置が変化すれば追々気温も低下する見込み。	以下に関連記事あり　９/11夕刊「天候順調」
大正15	1926	９月13日	朝	o	糺の森の大木が年々枯れては倒れてゆく	高野加茂両川の改修工事が行われて以来、森中を流れる蝉の小川が枯渇してきた。境内にある樹齢百年以上の巨木も徐々に凋落し、年々倒れる大木も少なくない。更に今年は春来の雨不足に加え、７月上旬から約２ヶ月間の旱魃続きに森の木の葉は既に枯れ始めている。もしこのまま対策をしなければ森は十年を待たずに全滅するかもしれないと、人々は根本的な保存法について協議中だが妙案がなく困っている。	資料集に収録
大正15	1926	９月13日	夕	c	地震	13日午前０時47分57秒７より同１時47分14秒にわたり京都測候所■■地震を観測した。	
大正15	1926	９月14日	朝	a	松原の油小路菓子屋の火事	13日午後８時半頃、京都市下京区松原通油小路西入ルの菓子商・田中富三郎方２階から出火。火は一時猛烈な勢いで燃え上がりあわや大事に至りそうだったが、消防署堀川出張所が近かったので、直ちに消火活動ができた。そのため同家を半焼したのみで９時10分鎮火。原因は目下取調べ中。	
大正15	1926	９月14日	夕	b	豪雨中の小溝で男二人浚わる	14日午前11時半頃、折柄の豪雨のため京都市上京区二条川端東入ルの佐藤理髪館前幅一間位の溝が氾濫したため、復旧に従事していた所、１名の男が押し流されてきた。男性は命に別状はない。男性は紙造職竹田芳太郎。同日、水車の掃除中に両側の下水から流れ込んだ水に巻き込まれた。尚、同じく作業中であった米商浅井倉三郎も共に流されたが、浅井は発見されていないことが判明。付近の者が疎水一帯をくまなく調査したが見つからず、松原・伏見署が死体調査中だが依然見つからない。	竹田のコメント・浅井家の様子各記事の掲載あり
大正15	1926	９月14日	夕	b	大雷雨	14日午前11時頃、京都市は大雷雨に見込まれて各河川や下水道溝は濁水氾濫し西洞院通四条七条間の家屋は多数床下浸水し軌道は土砂の埋没と浸水のため一時電車の運転は中止となり大騒ぎを演じた。東大谷大学お茶所前の木へ落雷したが人畜には異常なかった。	
大正15	1926	９月14日	夕	b	電話線の被害市内外とも多し	14日午前11時から約一時間に渡って府下を見舞った大雷雨は、落雷浸水山崩れ等の被害を各所に起こした。最も不便に感じたのは落雷或は感電による電話線の故障。不通となった電話が市内で80余りに達した。特に多かったのは洛北下鴨方面と洛西花園方面。午後９時頃には全部開通。また同夜７時頃から烏丸中長者町一帯が停電した。午後９時半に至っても復旧しなかったが、原因は雷雨のためらしい。	
大正15	1926	９月14日	夕	d	防火思想を教科書へ	25、６日に青山の青年館で初の全国消防組頭会議が開かれる。消防事務の全国的統一と連絡並びにその作進に関する意見交換が目的とされているが、実際には現在の消防職制の改正を始め大日本消防協会の設立、消防器具の輸入税免除、小学校の教科書に防火思想挿入の意見上申など大きな問題が協議される筈。内地は勿論、朝鮮・台湾・樺太などから計800名が参加する予定。	資料集に収録
大正15	1926	９月15日	夕	b	府下の風水被害約百萬圓に達す	大正14年中に府下で発生した降雨流水暴風等による土木事業の災害は道路・橋梁・堤防護岸・船筏道・港湾・砂防を通じて国庫補助・府費を合わせ648ヶ所で約100万円に達した。復旧工事は本年12月中に竣工の予定でそれぞれ進行中。	
大正15	1926	９月19日	夕	a	放火の疑い濃し	18日午後９時頃、下京区三条通北裏白川■東入ル堀池町の画家文塘こと林幸三郎氏方納屋より出火し、天井が半焼したが、同家は去る４月16日午後９時半頃、同様に納屋から出火したという事実がある。同一の場所から出火した点、普段火の気のない点、出火原因が取り灰の不始末である点から放火の疑いが濃厚。	
大正15	1926	９月22日	朝	a	東山馬町の小火	21日午前６時半頃、京都市下京区馬町通東山線東入常磐町の陶器職人・小川与三松方２階神棚の燈明より発火したが神棚を巻いてあった幕を焼い	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						たのみで大事に至らず消し止めた。	
大正15	1926	9月27日	朝	a	火災シーズン近づく	火災は一年中で11月から3月頃までが多く、中でも平均して12月が最も多い。本年1月から8月の出火度数を調べると既に上京区で85回、下京区で87回、それぞれ発生している。原因で最も多いのは煙突や揮発油や焚き火からの出火、次に電気炬燵やタバコの吸殻。最も少ないのが提灯、薬品、煙火だった。 昨年最も多かった月は上京が3月の16回、下京が7月の18回。焼失戸数はどちらも十件以上で損害も多額。火事の多くは不注意という些細な原因から発生している。また注目すべきは放火で、今までの動機は怨恨が多かったが近頃は保険金ほしさによるものも増えている。 電話で「火事」と言えば交換手が消防署へ繋いでくれることになっている。これは励行され実際、定着してきている。しかし消火活動に必要な「防火栓」については知らぬ人が多く、いざという時に消防士が探さねばならないことがある。	火災保険詐欺については9月23日朝刊第三面に「六都市の火保詐欺」という記事もあり 資料集に収録
大正15	1926	9月29日	朝	a	怪しい黒煙	27日午後2時頃、寺町二条西南角山田啓之助方より黒煙が上がるので、通行人が火事だと騒いだ。実際は同家雇い人小森又次郎（十五）が子虫を焼き殺そうと新聞紙に火を点け揮発油を注いだ瞬間の火気が甚だしいことに驚いて、落とした揮発油に燃え移り黒煙を上げただけで、人家にも人畜にも被害はなかった。	
大正15	1926	9月29日	朝	c	京都の地震	28日午後2時11分55秒から同12分50秒に渡って人体に微かに感ずる程度の地震があった。この地震は京都測候所員の語るところによれば、極めて近距離に起こったもので方向などは判然としないが本測候所から15キロメートル以内である。	
大正15	1926	9月30日	夕	a	間の町の小火	29日午後12時、間の町丸太町下る大津町の産婆美川駒方裏の物置より発火。半焼の上、■■丸太町下る鈴木正次方の高塀1間半を焼き20分後に鎮火。原因は屑の灰を蜜柑箱に入れ置いたのが全く消えていなかった為。損害は100円余にのぼる。	
大正15	1926	10月3日	朝	c	九月中に地震が	京都測候所の観測によると去月中に微震計に感じた地震は10回あり、3日に一回づつ地震があったことになる。 その日時は△第1回3日午前4時55分55秒△第2回3日午後2時56分57秒2△第3回5日午前0時39分21秒8△第4回7日午前9時30分44秒2△第5回9日午前10時12分15秒2△第6回10日午後7時43分12秒9△第7回13日午前0時47分55秒7△第8回13日午後11時11分07秒7△第9回17日午前3時8分11秒2△第10回28日午後2時11分54秒6 なお、関東大震災から現在の間に京都測候所の微震計が感知した地震は582回の多数に上っている	
大正15	1926	10月3日	夕	c	今暁の地震	3日午前4時過ぎ京都測候所で地震を観測した。午前4時12秒に発震、初期微動継続時間は約1分間で午前4時9分27秒に終震。震源地は不明だが100里ほど離れた地点であろう。	以下に続報記事あり 10/4夕刊 「昨日の地震」
大正15	1926	10月18日	夕	c	今朝の地震	18日朝、京都測候所では急激なる地震を観測した。午前6時30分9秒5に発震し約2秒3を経て初期微動に入り、最大震幅56ミクロンを現わした。震源地は当初を去る17キロの地点。	
大正15	1926	10月20日	夕	a	乞食の焚火で物置焼く	20日午前3時半頃、葛野郡梅津村字東梅津佐■庄七友仙工場内物置小屋より発火。物置6坪全てと工場の一部を焼き、同4時10分に鎮火。同工場は火気がない所なので、浮浪者か乞食が寒気のために焚いた火の不始末が原因だろう。	
大正15	1926	10月20日	夕	a	自動車が焼く	19日午前5時、葛野郡桂村字下桂の松岡周次郎が自宅前軒下の貨物自動車に揮発油を補充中、揮発油が豆ランプの火を引火して車体を全焼した。更に軒へ燃え移ろうとしていたが、付近の者が駆けつけ消し止めた。周次郎は四肢に完治四週間の火傷を負った。損害は500円。	
大正15	1926	10月20日	夕	c	二回に亘る地震	19日夜と20日朝の二回に亘り京都地方で急激な地震を感じた。京都測候所によると9日午後11時5分4秒6に発震し、初期微動継続時間は11秒8。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						同５分16秒４における最大震幅73ミクロン。同11時８分18秒に終震。また20日午前10時41分27秒５に微震を観測。初期微動継続時間10秒２で同41分38秒に最大震幅109ミクロン。同10時48分23秒に終震。震源地はいづれも岐阜県揖斐川上流地方であろう。	
大正15	1926	10月21日	朝	c	震源地は比良山の北方	20日午前の地震について京都帝国大学の観測によると発震が午前10時41分35秒初期微動継続11秒５、震幅０.37ミリであった。震源地は京都から北北東35キロの深さ70キロの地点で、比良山の北方■近若の境界付近と考えられる。震源地が深かったため遠方へも強く感じた筈とのこと。	10月20日夕刊「二回に亘る地震」関連記事
大正15	1926	10月21日	朝	c	揖斐川上流に間違いない	昨日の地震の震源地は、その後各所支部などの報告や岐阜・福井・彦根方面の測候所の観測を問い合わせ総合するに、昨日の夕刊の通り京都から北東88キロの地点、岐阜県揖斐川上流付近の活動であると思われる。と、京大の観測を否定している。	10月20日夕刊「二回に亘る地震」関連記事
大正15	1926	10月21日	朝	c	彦根の観測	20日朝の地震について彦根測候所の観測によると、発震は午前10時41分20秒。初期微動継続時間７秒５で、最大震幅０.56ミリ。終震は同11時45分。震源地は当所から南東55キロの地点、三重県の北部である。	10月20日夕刊「二回に亘る地震」関連記事
大正15	1926	10月25日	朝	a	納屋が半焼け	24日午前10時過ぎ、京都市新町松原上る吉本清次郎方納屋の側にあった灰捨て場より出火。納屋を半焼して鎮火した。原因は午前８時頃に捨てた灰の中からの出火	
大正15	1926	10月28日	夕	a	乾燥場の火事	28日午前３時55分頃、葛野郡西院村字西院今田町練炭製造業の森栄吉方乾燥場より出火したのを家人が発見。大事には至らなかったが約70円の損害。原因は乾燥用釜の火気が強かったため。	
大正15	1926	10月17～28日	朝	d・o	我消防の現代観－消防と国家的概念　法学博士松井茂氏述	消防とは行政に属したひとつの公の機関だ。しかし、それは国民の道徳的観点による防火への心掛けによって支えられる。だから防火の精神を持つ必要がある。また火災から出た損害は国家的損害でもあるから、挙国一致して災害をなくしてゆかねばならない。これは愛国心であり、消防観念の根本概念である。愛国心がある以上は消防をする。ここに国民全体に消火の義務が生じるのだ。同時に火災報知の義務も生じる。しかし大切なのは火災を予防する事だ。国民も火災の原因を調査し、原因を排除してゆく必要がある。更に、小学校教育に防火思想を取り入れてゆくことも大切だ。 消防に必要な条件は第一に報知である。方法は段段と進化してゆき、現在は火災報知機で直ぐに知らせることができる。しかし、京都にはまだ設置されていないので、検討した方が良い。第二に水だ。日本では水道が飲用と消防用の両方の役を兼ねている。その為、消火時には周辺地域の飲用水は断水される。そうしないと十分な水圧を得られないからだ。だが、消火栓の位置が分かるように貼ってある印を剥す者がいる。迅速な消火作業の為に、そのようなことが無いようにせねばならない。第三に消防器具である。六大都市として比較的に器具が少ないのは問題だし、救命梯子さえないというのは考え物である。	(続き) 消防は自発的である必要があり、我々がしっかりしていないと消防は発達しない。京都の五条警察署では民衆と警察を結びつける自治警察や、消防茶話会があるのは大変良い事だと思う。今や人口70万人に至り発展著しい京都市においては、消防の発達が最も重要な問題である。消火については郡部の方が段々良くなっているのが目に付くので、視察団をつくって京都（市）と比較するなどした方が良いだろう。
大正15	1926	11月１日	夕	a	妻子を殺害し更に自宅に放火した男へ懲役十二年	京都市出雲路内河原町の蒔絵職人で友愛会京都支部幹部として労働運動に携わっていた男（48）が生活苦から虚無思想者となり、７月30日午前３時15分頃自宅で熟睡中の妻と次女を殺害。長女も殺そうとしたが未遂に終わったため、自宅に火をつけて死体と共に焼こうとした事件について、京都地方裁判所は懲役12年を求刑した。男は控訴しない考え。	
大正15	1926	11月１日	夕	f	自動車ポンプ新鋭着く	府が２万７千円を投じて米国に注文中であった自動車ポンプが31日に到着。上消防署備え付けとなる。新ポンプは750ガロン（15石/分）。下消防署のものと同じだが機械が改良されている分だけ威力が期待される。この新ポンプ到着により府の自動車ポンプは750、500、350ガロンが各２台ずつとなった。	
大正15	1926	11月３日	朝	d	火災季が来た	10月末～３月の寒い季節は火災が多く発生する時期である。毎年府下の火災は300件、損害額は	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						200万円に達しているが、その３分の１はこの寒い時期に起こっている。昨年は234件で家屋の全焼は70戸、損額は73万８千円余りにも達した。今年の上半期は火災が非常に多く、６月末までの件数、損額が昨年一年中の３分の２にのぼるほどであったので府の保安課が大童になって防災の宣伝を行った結果、８月頃からどんどん減少し火災季である10月に入っても市内の件数はわずか９件であった上、１,200円の損額を出した１件のほかは取るに足らない程度のものであった。保安課は宣伝の効果ありとするもこれから火災季の本番に突入するため油断大敵であり、気を緩めずに防火に心がけるよう警告している。	「近く防火標語が発表されるがいつもその時限りで忘れられてしまうので、都都逸などにしてみては」 との案がある。
大正15	1926	11月４日	夕	a	放火した少年騒ぐ群集の中に混って面白がる中に捕はる	３日午後７時頃、11歳の少年が京都市葭屋町中立売上る銀行員宅の障子にマッチで火をつけ逃走。直後に通行人が発見し消火したので大事には至らず。犯人は群集に混じって面白がっている所を実地検証を行っていた警察により取り押さえられた。	
大正15	1926	11月５日	朝	a	十月の火災と損害額	10月の火災による損害は市部で２,141円（上消防署管轄７件、下消防署管轄４件、八阪管轄２件）、郡部で３,211円（３件）であり、前月よりも16万円余りの減少となった。件数も10件以上減少している。	９月の損害額が多いのは丹後与謝郡で大火が発生したため。
大正15	1926	11月６日	夕	a	唐橋の大宮に怪火事件	５日午後９時40分頃、下京区唐橋大宮尻町７番地の空家から出火、全焼。堀川署は放火も視野に入れて現在取調べ中。	
大正15	1926	11月７日	夕	a	放火の疑	７日午前３時頃、京都市西の京笠殿町の大工宅の便所から出火。附近の者の迅速な消火により大事には至らず。西陣署は放火の疑いありとして現在取調べ中。	
大正15	1926	11月７日	夕	a	頻々たる小火	▲６日午後３時半頃、京都市一条通御前西入の活動弁士宅にて出火。物置を半焼する。妻が藁を焼いた後の不始末による。 ▲７日午前零時、京都市東洞院の豆腐屋宅にて出火。発見が早く大事に至らず。煮豆竈の火の不始末と判明。	
大正15	1926	11月11日	朝	c	きのふの地震	10日午後５時56分52秒、彦根地方で家屋が動揺する程度の地震が発生。同県阪田郡醒ヶ井附近ではかなりの被害があった模様。京都は５時56分56秒発震。姉川地震帯の活動らしく、微震であり被害はないようである。	
大正15	1926	11月11日	朝	a	門口から出火	10日午後１時半頃、京都市福稲高原町13、石津すゑ方表入口より出火したが大事に至らず消し止めた。原因は炭火に水をかけ表入口へ捨てたのが未だ消えてなかったため。	
大正15	1926	11月12日	朝	f	ものになりさうな消防設備の充実／警察官の待遇問題は無い袖が振れぬの名目で刎られる警察部予算	府の警察部は来年度の予算に醍醐署の移転費を入れようとしたが財源の関係で見合わせた。しかし警官の待遇改善と消防機関の拡張は何としてでも実現させようと意気込み、他の大都市での調査をもとに要求した。しかしやはり財源難を理由に難航し、10日から知事の手に移ったが知事もなかなか首を縦に振らない様子である。しかし、消防の設備は保安上蔑ろに出来ないものであるためこちらは通過するようである。警官の待遇改善については、ない袖は振れぬということで無理な模様。たとえ通っても現状に少し色がつく程度であろう。	
大正15	1926	11月15日	夕	d	防火標語当選発表さる	京都府保安課内の消防協会は10月から防火宣言の標語を一般から募集していたが、その応募総数は実に１,400通に達した。審議に手間取ったがこの度当選者が発表された。賞金は一等10円、二等（二名）５円ずつ、三等３円ずつである。 一等：見たか消壷消したか火鉢心許すな瓦斯のねじ（与謝郡粟田村粟田消防組部頭飯尾長之助） 二等：火の始末忘れて今日も後戻り（市内上立売寺町西入下安威進）；盗人来たとて一荷ですむが火事に来られりゃ丸裸（警察教習所■ノ木（本？）清） 三等：腹八分火は十分に御用心（相楽郡稲田村岩里稲華）：油断から赤い火を出し赤くなり(上消防署在勤佐藤従天）；勝手元見廻はって寝る安らかさ（府下熊野郡湊村太田伸八）；火	１,400通も応募があった割には入賞作品に消防関係者が多いのは何故だろうか 資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						事を出しては先祖に済まぬ隣近所に尚すまぬ（八坂消防署山口彦太郎）；御用心燈明からの火事もあり（某）	
大正15	1926	11月17日	夕	a	けさ祇園の小火	16日午前５時50分頃、祇園町北側富永町貸座敷業遠藤寅吉方建築場より発火。幸いに大事に至らず鎮火したが原因は住所不定無職青山金造（20）が該建築場に忍び入り喫煙中マッチの吸殻より発火したものと判明目下松原署に該犯人を引致取調べ中。	
大正15	1926	11月18日	朝	c	昨夜の地震	17日午後８時14分５秒４、京都地方に地震あり。継続時間２秒４を記録し、最大震同14分55秒５にして震幅19ミクロンで、同19分16秒、全く鎮静したが、発震地は京都市付近であると。	
大正15	1926	11月18日	朝	d	火災シーズンを控え住民は戦々恟々	市の西北部である新町頭市営住宅から大宮頭、大徳寺、紫竹方面は近年の郊外発展と共に住宅の集中する地域となったが、最近は逓信省の電話線地下埋設工事と市の水道工事で沿道一帯が掘り起こされたため、人馬の行き来は並大抵ではなく住民は不便を訴えている。この上火災でも起ころうものなら消防自動車は勿論水管自動車も道路を通れず、大宮頭か千本頭に出ても金閣寺道に回ってもそれより北へ進むことは絶対不可能であり、結局烏丸通りを加茂堤防へ出て上賀茂を迂回するしかない。火災季を目前として、住民は万一のことを考えると夜も眠れない状態である。彼らは一日も早く市当局が適当な措置を行うことを望んでいる。	
大正15	1926	11月20日	朝	a	都会の火事の原因は放火が多い	寒さがぐっと肌身にしみる時期になると火鉢やストーブが恋しくなる。それと共に火の取扱の粗相や後始末の不注意が元で蒸気ポンプが都大路を駆け回るのもこれからだ。内務省警保局が調べた14年度中の全国の火災状況の統計は時節柄注意を引くものがある。これによると、14年度の全国火災総件数は１万２,035件で前年度に較べると１,354件減少している。これを損害に見積もると６,861万３,724円にあたり、そのうち約４,700万円が京都府下北丹及び兵庫県但馬地方の火災によるものであった。市街地の火災は４,548件で、一番火災の多い都会は大阪市（637件）で東京は二位であった（144件）。しかし焼失世帯は東京が一位（１,429世帯）であり、大阪は二位となる（786世帯）。全国市街地における発火の原因は不明を除くと放火が一位である。この状況はまざまざと荒みゆく都会生活の世相が見えて痛ましい事である。これに較べて村落地方では不始末残火が一位を占めている。それにしても、この火事に対する一年の消防諸経費が東京だけで実に174万余円に達するとは驚くではないか。	資料集に収録
大正15	1926	11月21日	朝	d	防火地区耐久建物新立法の準備	大正10年５月から東京、横浜、大阪、神戸の四市に施行されている借地借家法は「特別の契約なき場合木造建物は30年、煉瓦建築は60年貸借期間がある」と規定され借地借家人の利益は極度に保護されるが地主・家主は周囲の事情が変化しても容易に値上げをする事が出来ず、立ち退きを要求しても容易に動かず結局泣き寝入りしてしまう場合が多く、震災後東京、横浜は耐久建築が増加して地主の不利益はますます増大される。それでは地主の立場が気の毒であるとして、司法省は新たに防火建築法なるものを制定して紛争を公平に裁く事となり、目下起草中である。その内容は防火建築条例により防火建築を施した土地の借地期限は建物の耐久期間を参酌して現在の年限より更に延長し、その間地代や家賃の変更を行う必要が生じた場合には裁判所が仲介してうまく調停すること。また永久建築を施しても中途借地契約を放棄したり、満期となっても建物がまだ使用出来る状態の場合、それらの処理法をもあわせて規定するはずで、次期議会に提出されるはずである。	
大正15	1926	11月21日	朝	a	損害三円の火事	20日午後８時15分、寺町通丸太町上ル松陰町135の尻数平方薪水車小屋から出火したのを家人が発見し附近のものと協力直ちに消止めた。損害３円。原因取調べ中。	
大正15	1926	11月21日	朝	a	瓦の間から発火	20日午前11時40分頃、京都市大宮通り御池上る型彫業林吉太郎方軒瓦の間から発火し、２階に燃	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						え拡がらんとしているのを附近の者が発見。大事に至らず直ちに消止めた。原因は焚火の火の粉から。	
大正15	1926	11月21日	夕	a	島原廓近くで二戸焼く	20日午後11時半、京都市下京区中堂寺東入る伊吹良造方２階から出火し、折柄の烈風によりみるみる同家を焼き尽くした上に猛烈な勢いで周囲に延焼しそうになったが、市内各消防隊全部、堀川署からも全員出動し消火に尽力した結果、伊吹方を全焼、西隣の粟津清三郎方を半焼させて21日午前０時５分に漸く鎮火した。現場は島原遊郭に隣接している為に一時は大混雑を呈した。出火の原因は伊吹の同居人友仙画工田中源三郎が２階で作業中に誤って揮発油とダンマルゴラ粉の溶解物を火鉢の中に落としたため。損害額は約１万２千円である。	
大正15	1926	11月24日	朝	o	風呂や炬燵などに電熱を盗用	例年のことであるが寒さが厳しくなって一般家庭で暖房装置の必要を感ずる頃になると薪炭のみでは高価につくと言うので電熱を盗用して風呂をわかしたり電気炬燵を入れるものがあるがその盗用線は不完全で危険なものがあるので市電気局営業課では漏電による火災予防と盗用防止のため吏員を派して厳重に取締を実行しているが容易に違反者を発見することが出来ぬので本年は一層取締を厳にする方針であると。	
大正15	1926	11月25日	朝	a	佛具屋町の小火	24日午後０時22分頃、京都の市佛具屋町通松原上ル[redacted]町の建築[redacted]業・山根藤三郎所有の新町通仏光寺下がる岩戸山町の作業場より出火したが大事に至らず消し止めた。原因は火鉢に鉋屑を入れ湯を沸かしていたのが付近に飛び火したもの。	
大正15	1926	11月27日	夕	a	春日校の火事	27日午後３時20分、市内丸太町通り河原町西入る春日尋常高等小学校北教室から出火、新旧10教室の一棟を焼いて４時鎮火した。出火場所は２階の西から２つ目の４学年男子教室からで直ちに消防署に速報すると共に消火に尽力した結果一棟を焼いたのみで鎮火したが、焼失した教室は久邇宮家彦王の御教室、音楽室、理科教室、火事室などであった。普段は午前10時頃から家事の実習でガスを使用するのでそれが原因かと言われている。損害約５万円。	28日朝刊、同日夕刊に続報あり（久邇宮殿下が火事にもめげずに登校しているなど）
大正15	1926	11月27日	夕	a	今暁壬生の火事で若い妻が焼死	27日午前３時頃、京都市下京区通坊城東入る壬生相生町友仙業山口辰蔵方奥の間から出火。堀川署から全員出動し市内各消防隊と協力して消火に努めた結果３時半頃山口方を全焼したのみで鎮火したが、出火時間が熟睡時で発見された頃には既に火が回っていたため、山口方２階に同居していた按摩島好一の妻きよ（23）は逃げ場を失い階下台所にて無惨の焼死を遂げた。きよは一旦戸外へ逃れたが、夫が万一のためにと貯めておいた金を持ち出すために再び猛火の中へ飛び込んだ。原因は目下取り調べ中であるが火鉢の火の不始末かららしい。損害約６千円。	29日朝刊に続報あり（遺された按摩の夫の身柄引取り人がなく、火災による負傷の為仕事も出来ずに警察がその処遇に手を焼いているとの記事）
大正15	1926	11月27日	夕	a	パルナス放火予審終結	経営困難のため保険金欲しさから、京都市河原町今出川下がる書籍商パルナス屋阿藤清樹が放火した事件は京都地方裁判所玉井予審判事により予審中であったが、27日有罪と決して公判に付した。被告は岡山出身。慶大中退後家賃70円の家を借り、主として高踏的な文芸書籍を販売していたが不景気の余波を受けて経営不振に陥った。卸元への支払いが滞ったため保険金に目をつけて本年８月25日深夜隣家の土蔵の軒下にあった木材や自宅の石塀に石油を散布して放火し隣家の土蔵を火焼したものである。	
大正15	1926	11月29日	朝	a	一反歩に亘り藁束焼く	27日午前11時10分頃、葛野郡太秦村字森ヶ前井上興一郎所有の同家裏旧三条通角田内の柵にかけてあった藁束から発火。20把を焼失、同30分鎮火したが火が人家の50ｍ近くまできたので一時は大騒ぎとなった。原因は太秦署で取り調べた所同夜通行人がいたずら半分に放火して逃げたものと判明したので目下同署では犯人厳探中である。	
大正15	1926	11月29日	夕	d	頻々たる火事記録破り一昼夜に八件　保安課の驚き	火災季節に入っても本年は例年に比べて少ないというので京都府の保安課では非常に喜んでいたが、昨今急に増加したので大童になって予防宣伝を行うこととなった。火災は28日から19日にかけ	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						一昼夜の間に府下で８件に達し従来のレコードを破った。保安課では過日懸賞募集した標語を印刷し29日から電車内をはじめ各所に吊ることとした。	
大正15	1926	12月２日	朝	d	人が歩くのさへ危険な市内目貫の大通り	年の瀬を控えて市内の各商店では立て看板やショーウィンドウなどそれぞれ装いを凝らして大売出しを宣伝しているが、道路などの工事のために車馬の通行は勿論、歩行さえ危険な箇所が多いので客足がすっかり遠のいてしまい、商店は非常に迷惑している。主な所では四条通りの舗装工事、寺町二条付近の下水工事、千本三条下水工事、七条大宮西入ルの家屋立ち退き工事、河原町線四条以南などである。不平の声は関係商店のみならず今や市民の声として叫ばれるようになった。そこで保安課では工事関係者を招聘して協議したが、誠意を認めがたい所でもまた批難を声を聞く。特に春日校の火災に際し付近の道路工事が消防自動車をはじめその他防火の活動を非常に妨げ、しかもそれが正式の手続きを踏まずに着手されていたというので取調べを進めている。工事は止むを得ないもののもし工事現場付近で火災その他の非常時に遭遇した場合は実に想像以上の大混乱をきたすであろうと大いに憂慮している。	
大正15	1926	12月２日	朝	d	「火災と漏電」市教育課が神経を尖らせ講演会	郁文校の失火事件の後始末がやっとつくかつかぬに、今度は尋常高等小学校が火災を起こして北教室12室を灰燼に帰せしめたなど、頻々として起こる不祥事に市教育課でも急に神経を尖らせ、来る８日午後１時から市電気課長山田技師を招聘市内生鮮尋常小学校の講堂で講演会を催し、各学校長をはじめ、理科と家事科担任の教員に聴講させると。	
大正15	1926	12月２日	夕	a	正親校の火事騒　階段下の紙屑入場から　大事に至らず消止む　一時は大混雑	２日午後１時４分頃、京都市中立売通り裏ノ門西入正親小学校内大14、15教室の階段下紙屑入場から火を発しあわや大事に至らんとするのを児童が発見し大騒ぎとなった。直ちに市内各消防署に通知するとともに教員及び附近の者が馳せ付け必死となって防火に努めたので幸い消防隊が到着した頃には大事に至らず消し止めた後だった。当局者は胸をなでおろしたが去る27日には同じく白昼丸太町通り河原町の春日尋常高等小学校の火事があった後のこととして一時は中々の大騒ぎで当局者は狼狽の極みに達している。発火場所は平素から絶対火気のない所でかなり怪しまれているが、白昼休憩時間中のことであり附近には多数生徒もいたので原因は全く不明である。損害は紙屑が焼失した程度で殆ど無い模様である。	
大正15	1926	12月３日	朝	d	不景気風は吹き荒ぶ―年の暮を脅かす犯罪　殺人、強盗、強奪など　膽魂を奪う殺伐なのが多い　火災季節もこれから	これから追々歳末になると世は物騒になり殺人、強盗、押し売りなど警察の手を煩わす事件が頻出するが、また瞬時にして家は勿論、巨万の富も、さては尊い人命までも灰燼に帰す恐ろしい火災シーズンにも突入するのである。これらの犯罪の取締については府刑事課はもとより市内各署でも努力中であるが、何といっても各人の注意が肝要であり、火災に至っては全く各人が十二分注意すべきものである。夏に性的犯罪が多いのに対して冬は殺伐とした事件が多く、警察も防止に頭を悩ませている。火事は夏と比べると７倍は多くなるが、原因はやはり炬燵が多い。それに揮発油、火鉢の炭火などは取扱に十分注意しなくてはならない。	
大正15	1926	12月３日	朝	a	天井を焼いて	２日午前11時半頃、京都市猪熊八条上がる区役所吏員勝井安太郎方から家人不在中に出火したが天井の一部を焼いたのみで鎮火した。原因は火鉢の火気が強く畳に燃え移ったものである。	
大正15	1926	12月４日	朝	a	魚の棚の火事	３日午後６時半頃、京都市下京区間の町魚の棚下ルの内科医院・間島信光方２階から出火し、２階を焼き払い７時鎮火した。原因、損害等取調べ中。	
大正15	1926	12月５日	夕	a	物干の火事騒	５日午後１時12分、市内上京区富小路姉小路角の看護婦会・田淵経一郎方屋上物干に干してあった座布団から火を発したが、上下両消防署員が駆けつけ、同座布団及び物干一部を焼いただけで大事に至らなかった。原因は南隣荒物業蓬莱方の煙突の火の粉が飛び移ったものであると。	

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正15	1926	12月６日	夕	d	各学校へ市が警告　頻々たる火事に神経を尖らせて	市当局では近時頻々として起こる学校火災の不祥事に鑑み、松原助役から各学校長に対し通牒を発して、今後、夜間宿直員の火気取締りを一層厳重にするのは勿論のこと、昼間も各教室の取締りに留意して災害を未然に防ぐよう警告すると同時に、火災予防に関する注意事項を通告した。 △消火器水桶其他消防用具を備える事△火鉢には消火後ブリキ製又はトタン製等の蓋をする事△湯沸場の梁及び天井の下面はかなり鉄板を以って覆う事△非常心得其他消防及び避難に関する規定を定める事△時々防火器其他消防具を検査する事△暖炉取扱方法を定める事△煙筒の掃除は月二回以上行う事△校内各室の監督責任者を定める事△適当の機会において予防又は消火に関し講話をなす事	
大正15	1926	12月６日	夕	a	岡崎の小火	６日午前９時半頃、京都市岡崎東福の川荒物商堀田時治方表２階４畳半間押入れより発火。大事に至らず家人が発見、消し止めた。原因は下宿中学生が煙草の火を不注意に捨てた事からだと。	
大正15	1926	12月７日	朝	e	消防講習会　京都師範で	府下の各学校一私設消防機関及び消防隊を完備している府立男子師範学校では、最近小学校からの火災が頻繁に起こっている事を遺憾として、将来小学校教員となる同校生徒に十二分に消防及び火災に関する知識と心得を会得させる必要を感じ、６日午後２時より講堂に全校生徒を集め府当局より大津山警部を招き消防に関する講演を行った。学校が自発的に消防に関する講演を行うのは初めての事である。	
大正15	1926	12月７日	朝	a	相合図子の小火	５日午後10時半、京都市上京区相合図子下立売上ルの古物商・松野治郎方より出火、大事に至らず家人が発見し消し止めた。損害軽少。原因は七輪の火の不始末。	
大正15	1926	12月７日	夕	a	夫の放蕩を苦に病んだ妻　三人の愛児と焼死を遂ぐ	６日午後９時43分、京都市上京区千本通五辻上がる西入る末広町の合資会社醤油商橘屋こと渡辺泰三（39）方裏道具蔵から出火。駆けつけた上下両消防署員の必死の消火活動により、蔵の内部を焼き11時頃鎮火したが、道具蔵の中から泰三の妻うめ（31）、長男美喜三（11）、長女とし子（６）、次男隆介（４）の４人の焼死体が発見された。取調の結果、うめは同夜子供たちと共に蔵へ入り揮発油を四方に散布し自分や子供の体にも振り替けて放火した事が判明した。同家は付近きっての富豪であったが夫の泰三は大の放蕩者であり妾を３人も囲っていた。うめは夫の放蕩を苦にして焼身自殺を図ったと見られている。	８日朝刊、同日夕刊、９日夕刊に続報あり（焼死した妻に同情する記事）
大正15	1926	12月９日	夕	o	男二人が凍死す	９日午前３時頃、京都市下京区東木屋町三条下がる路上にて男の死体が発見された。検視によると推定年齢35、６歳位で一見出前持ち風、懐中に14銭と大阪市上本町３丁目鈴木質店の質札を所持するのみであった。酩酊のの寒気と心臓麻痺で死亡したものらしい。また、同日午前９時頃京都駅前広場の両方に男の死体があると通報があった。推定年齢45、６歳位の乞食で凍死したものと判明。	中国の高気圧が発達して、８日より突然気温が低下した。天候悪く、雪により列車が立ち往生するなどのトラブルも起こった。二人の凍死はその被害の一つ。
大正15	1926	12月12日	夕	a	大売出の飾窓から火を発し高島屋呉服店焼く	12日午前１時、京都市下京区烏丸通高辻角株式会社高島屋呉服店階下東北角の窓から出火。火は瞬く間に燃え広がり、本館450坪と裏手付属館180坪を焼き陳列中の商品は尽く烏有に帰した。上下両消防署員、所轄の五条署、警察本部、隣接の七条署から多数署員が駆けつけて協力して消火にあたった所午前４時47分に鎮火。本館は全焼、裏手付属館の一部と倉庫を残すのみであった。消防署員６名が負傷した。損害は建物、商品共100万円余り。保険は各会社に区分してかけてあり、合計百数十万円。原因は目下取調べ中。現場南隣には株式会社安田銀行京都支店、付近に呉服商古庄京都支店などの大建築が並び、目貫の場所での事件であったので野次馬が殺到し一時は大変な混雑を呈した。	13日夕刊に続報あり（中央火災保険を仮営業所として営業再開）
大正15	1926	12月14日	朝	d	漫画入りのポスターで火災と盗難の予防	歳末に近づくとともにいよいよ火災季節となり、不注意から瞬時にして巨万の富も灰燼に帰し、時には尊い人命まで失うこともある。火災予防については各戸においてそれぞれ注意しているが五條警察では所轄管内では尚一層予防を喚起しようと考慮中であった。そんな折、12日に管内の大建築	資料集に収録

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
						物である高島屋呉服店が焼失したのでますます予防呼びかけの必要性を感じ、かつ歳末の盗難予防も兼ねて「盗難も、つまり自分のゆだんから」と散歩する人の後から泥棒が鋏を持って追う漫画と「火の始末、忘れて今はまる裸」と出火で人の慌てる姿を描いた漫画を一枚のポスターに面白く描き、13日管内の各劇場、興行場、寄席や大丸呉服店、錦ビルディング、風呂屋、理髪店などの人の多く出入りする場所へ配布し火災と盗難予防の観念を一般に徹底させる事となった。	
大正15	1926	12月15日	夕	d	児童の小さい頭へ火災予防の思想	昨今頻々と起こる火災に驚いた京都府保安課では電車内や集会場などに掲げたポスターの宣伝位では不徹底であるから小さい児童にまで真剣になって注意し考えさせようとして、府下400余校の小学児童から火事に関する自由画と小品文を懸賞付で募集する事とした。自由画は１、２年、小品文は３～６年の児童が対象。締め切りは１月20日とし各学年ごとに一等１名二等２名三等３名で二月号の消防雑誌「纒の華」に発表すると同時に相当高価な学用品を賞品として贈呈する予定である。審査はまず各学校で優秀なものを選び保安課に送付すると消防協会で社会課学務課員の意見を求めて決定する。	
大正15	1926	12月15日	夕	d	宣伝ポスター西陣署へ寄贈	市内上京区西堀川椹木町下がる鳴海餅本店、同今出川堀川ひしや呉服店主は共同して「寝るとき出るとき戸締を、外出するときお隣へ、火のない所に煙は立たぬ、立つな遊ぶな物置くな、乗物挽物気を付けて、往くも帰るも左側」の標語を図示したポスターを西陣署に寄贈して部内全般に配布方を申し出たが同署では時節柄好個の思いつきであるとしてすぐさま各方面に配布して注意を喚起する事となった。	
大正15	1926	12月16日	朝	a	東山線の火事 自動車工場から出火 四戸を全半焼し　自動車九台を焼く	15日午後５時20分、市内上京区冷泉通東山線西入ル蓮華蔵町の谷川自動車商会川端分工場から出火し、火がガソリンに燃え移った為、周囲の人家に燃え広がろうとしたが、駆けつけた上消防署を初め川端署員が必死となって消火に努めた結果、雨中という事、直ぐ前に疎水があったので水利の便を得られた事もあって、同工場と西隣の薪炭商・秋田定七方を全焼、薪炭商・辻村興三郎方と東隣の古木商・中井松之助方を半焼して、６時20分に鎮火した。	
大正15	1926	12月16日	朝	a	ガソリンに引火し瞬く間に燃廣がる　危うかった母子の命 損害は十万円	原因損害は目下、川端署で取調中であるが、自動車修繕工・金山政太郎他５名が仕事を終えて暖を取ろうと、政太郎がガソリンを布に浸して表に持ち出し、これに点火したところ、火がガソリンの点滴を辿ってガソリンに引火した模様。 同工場２階には同工場主任・西村武彦（家族４名）と矢部安太郎（家族２名）が同居していたが、武彦は不在で、武彦の妻女・そでは11月中旬に次女・文子を出産したばかりで、身体が自由ではなく、長女・武子は逸早く屋外に逃れたが、そでと文子は一時生死不明を伝えられた。	上記火事の関連記事 その１
大正15	1926	12月16日	朝	a	一名負傷　二階から飛下り足を挫く	工場２階に居住していた矢部安太郎は、西村武彦の長女・武子を抱えて２階から飛び降りた際、右足を骨折して最寄の病院で手当てを受けた。	上記火事の関連記事 その２
大正15	1926	12月17日	朝	d	盗難、火災、交通等 事故が頻発する暮 京都府警察活動を始む	暮も大分、押し迫って来て、いよいよ盗難、火災、交通等の事故が頻発する時となり、府刑事課では予防宣伝の為、ポスターを印刷し、20日から電車内や各署に吊り、注意を促すと共に、各署と協力して特別偵視隊を組織して警戒する事となった。また、五条署や西陣署、中立売署でも標語入りポスターを作製し、配布している。	
大正15	1926	12月17日	朝	d	警察より皆様へ御注意申上ます	本年９月末までは火災度数180回、死者３名、負傷者29名、損害額約50万円と、例年と比べて大変軽少であることを喜んでいましたが、10月に入り、本日13日まで僅か40日間に火災度数310回、死者11名、負傷者46名、損害額約260万円を示し、毎年の平均損害額を突破しました。 注意していれば、これらの被害の殆どは免れる訳ですから、何卒、列挙している心得を御一読の上、盗難・火災の予防に努めて下さい。	上記の関連記事 火災予防心得の一覧あり

京都日出新聞							
年号	西暦	月日	朝/夕刊	分類	見出し	記事（要旨）	備考
大正15	1926	12月18日	朝	a	二階焼く　四条堺町の火事	17日午後7時10分頃、市内下京区四条通堺町西入ル南側のうさぎ足袋本店・斉藤隆方2階より出火し、同2階を焼いて東隣の箸商・市原平兵衛方2階に燃え広がらんとしている所へ、急報を受けた下消防署員の努力で、同7時40分に鎮火した。原因は所轄五条署で取調中だが、斉藤方2階の炬燵より発火したものと思われる。	
大正15	1926	12月20日	夕	a	臺所から出火　あはや一大事	19日午後9時40分頃、市内西ノ京大炒御門前町の水道ポンプ商・甲斐藤右衛門方台所より出火したのを家人が発見し、消し止めた。原因は竈の火の不始末。	
大正15	1926	12月23日	朝	e	愈押し詰って来た年末の警戒 各署共鋭い目を放ち 押売偽善家等片端から逮捕 自警団も組織	年末もいよいよ押し迫って、京都市内を始め、各地の警察署では年末警戒に多忙を極めている。郡部の太秦署では20日より中川署長らの指揮の下、各署員が偵邏隊を組織して、昼夜の別なく部内の警戒を行っているが、それでも同署員のみでは十分ではなく、火災及び盗難予防では部民の注意も必要だというので、各町村役場に命じて注意させると共に、工場、湯屋、料理店等火気を取り扱う部内700戸及び各小学校に対し、本署より注意書を送付して、25日からは各町村の消防手らを招集して火災及び盗難予防にあたらせることになった。	
大正15	1926	12月23日	朝	e	洛南地方　伏見署活動	伏見警察署では21日、部内の各町村長および消防組頭に対して出火予防の注意書を送って、一般町村民の防火宣伝に努める事になった。その一環として、各町村長より最寄の各小学校へ依頼して、全児童へ一両日中に火の元用心の講和をし、同時に伏見工業会の名で管内120の工場に対しても同様の通知を行い、職工全般の注意を促す事にした。	上記との関連記事
大正15	1926	12月23日	朝	d	消防の理論と実際 当局と学者の懇談会 有志の出席歓迎	京都府下における消防機能発揮を目的として、府保安課主催で21日午後5時から上消防署楼上に京大教授・武田工学博士を招き、警察部から土肥保安課長、大津山警部、高橋・高田上下両消防署長、福田八坂消防分署長他、各消防士並びに消防機関士ら約20名が出席して「高層建築物と火災」について懇話会を開いた。 武田博士の理論的消防論と、警察側の実際上の体験について意見の交換を行ったが、頗る得るものが多かったので、今後もこの種の会合を数次催す予定で、来る正月に第2回を開くが、其の際は民間有志の参会も歓迎するという。	資料集に収録 大正12年8月1日夕刊「消火的設備に関する全国統一を図る」でも高層建築物に対する防火対策が話題となっており、大正末から警察・消防内で本格的に対策が練られ始められたと思われる。 逆に言えば、この時まで学者と現場関係者との交流は余り無かったのだろうか？
大正15	1926	12月23日	朝	a	小火二件	（欄外記事の為、2件とも上京区で起きた事のみ判読可能）	
大正15	1926	12月23日	夕	a	街路は火の海　揮発油に引火	22日午後9時50分頃、京都市御前通今出川上ルの北野自動車店車庫内で、助手の国光音熊が提灯を灯して自動車タンクに揮発油を注入中、提灯の火が揮発油に引火、燃え出し、驚いた音熊がそれを路上に投げた為、同家前の路上は火の海となったが、車庫内は無事であった。	
大正15	1926	12月23日	夕	a	老婆焼死　伏見町の惨事	22日午後4時20分、伏見町字帯刀120の無職・井庭はつ方より出火し、同家を全焼して同5時に鎮火したが、臥床中の老母・ますは無惨な焼死を遂げた。原因は目下、調査中だが、炬燵の火と思われ、老婆は老衰の上に身体不随で、当日は娘のはつ等は外出中で不在であった。	